六國史	延喜式	桑名	同
古書紗	拾芥抄	員弁	同
	古圖(ニ)	朝明	同
	元祿帳(ダ)		
	寛知集(ク)		
	天保帳(テ)		
	郡名考(ダ)	三重	同
	郡名考(ル)	鈴鹿	同
	地誌提要(ヌ)	川曲	同
	郡區編制(ク)	河曲	同
	明治革新部區編制	奄藝	同
豊師	豊志	安濃	同
今昔	今昔	安東	同
飯町	飯町	安四	同
一志	一志	安濃	同
同	同	同	同

錦せしむ、其支封を久居(藤堂高次二男高通)とす、關原役後、行廣の地を沒し、本多忠勝を桑名十二萬石に封す、元和中嗣忠政姦路に轉せしむ、後ち松平定勝松平定綱松平忠雅相繼で封ぜられ、忠雅の後七世にして忍に移り、定綱十世の孫定永復封ぜらる、凡七藩皆世襲し、更に山田奉行を置き、神宮の事を司らしむ、明治維新度會府を山田に置き、飯にして改めて縣を稱す、又諸藩を廢して安濃津度會二縣となし、安濃津を四日市に從し、三重縣を改稱す、尋で再び治を安濃津に復す、後また三重縣と改む([illegible]古より管郡の變遷左表の如し、尚ほ詳しくは各郡の條を見よ(地誌提要、郡名異同一覽、國郡沿革考)

イセノジヤウニン 伊勢上人 伊勢國度會郡字治の慶光院に住する尼をいふ、官家の息女代々住職し、直に僧奏を經て紫衣を著するを例とす、世々上人の位に進むを以て伊勢の上人といふ○年山紀略に、伊勢の上人、永祿元年曰後六月三日中山亞相(神宮傳奏)被談云、去月二十三日外宮上棟之事、令沙汰、之由往逝有之、或比丘尼號二上人(先皇御代被下二上人號、女房初例歟)、名は 號慶光院(以諸國勸進之力、或上棟殿立者也、内々又内宮上棟存云々、雖不相歷之事、來世知此之儀神慮有三乎細、歟不二測知、事也)と見えたり、「ケイコウヰキン」參看(伊勢名所圖會)

イセノタイフ 伊勢大輔 [illegible]神祇伯大中臣補親の女[illegible]上東門院に仕ふ、宮仕への初め、會々八重櫻を御前に獻りしものあり、門院の父藤原道長、其才を試みんとし、歌を大輔に求む、卽ち詠して曰く、古の奈良の都の八重櫻今日九重に匂ひぬるかな(道長嘆賞し、才媛の名これより高し(中古歌仙三十六人傳)

イセノナイグウゲグウ 伊勢內宮外宮 伊勢の皇大神宮、及び度會宮をいふ、和奉始に、內宮外宮と稱する事は、村上天皇の御宇祭主公節の時、皇太神は奥座なる故に內宮と號し、度會宮は外座なる故外宮と稱するより始まるとは、神名總書に見えたり(神宮傳奏)被談云、去月二十三日外宮上棟之事、令沙汰、之由往逝有之、或比丘尼號二上人(先皇御代被下二上人號、女房初例歟)、名は 號慶光院(以諸國勸進之力、或上棟殿立者也、內々又內宮上棟存云々、雖不相歷之事、來世知此之儀神慮有三乎細、歟不二測知、事也)と見えたり、「ケイコウヰキン」參看(伊勢名所圖會)

イセノタイフ 伊勢大輔 [illegible]神祇伯大中臣補親の女[illegible]上東門院に仕ふ、宮仕への初め、會々八重櫻を御前に獻りしものあり、門院の父藤原道長、其才を試みんとし、歌を大輔に求む、卽ち詠して曰く、古の奈良の都の八重櫻今日九重に匂ひぬるかな(道長嘆賞し、才媛の名これより高し(中古歌仙三十六人傳)

イセノナイグウゲグウ 伊勢內宮外宮 伊勢の皇大神宮、及び度會宮をいふ、和奉始に、內宮外宮と稱する事は、村上天皇の御宇祭主公節の時、皇太神は奥座なる故に內宮と號し、度會宮は外座なる故外宮と稱するより始まるとは、神名總書に見えたり(神宮傳奏)

		飯高	同
		飯野	同
	多氣	同	同
度逢(ヒ)	度會	同	同
度合(ヒ)	同	同	同
	渡會(ワタラヒ)	度會(ワタラヒ)	同
		渡會(ワタラヒ)	同
		渡會(ワタラヒ)	同
		渡

有陀、採藥師施德登貴、固德丁有陀を貢進す、二十三年八月、大伴狭手彦兵を率ゐて、高麗を伐て大に之を破る、飢韓の時聖武帝の後裔智聰、狭手彦に從ひて歸化し、儒釋方書明堂圖等凡て一百六十四卷、及び樂器を獻ず、これ支那の醫書唐に傳士等の我邦に傳來せし權與なり、並に至て三韓醫方衰、遂に行はれ、皇國固有の醫術殆絶するに至る、敏達天皇六年、百濟呪禁師を貢し、瘵病のことを掌らしむ、並に於て本邦禁厭の外に又此呪禁出づるに至る、十四年六月蘇我馬子疾に罹り奏して曰く、臣が疾病長く愈えず、願くは三寶に祈禱して救治せんと、詔して曰く、汝獨り之を行へ、他人を惑はすこと勿れと、馬子遂に之を行ふ、これ疾病を佛に祈る始めにして、浮屠の徒呪符祈禱を以て疾病を療し、僧にして醫を業るの始めなり、爾來天皇の不豫及び大臣疾病ある毎に、僧を度し寺院を建立し、祈禱を以て病を療す、孝謙天皇の朝に至りては、看病の禪師一百二十六人あるに至ると云ふ、後ち世々我醫道に巨害を蒙し、上は朝廷より、下は民間に至るまで、醫僧混淆辨すべからざるに至れり、推古天皇十年十月百濟僧觀勒、來て遁甲方術の書を貢す、因て書生數人をして學習せしむ、これ我醫學專門家の始めなり、十五年小野妹子を隋に遣はす、明年四海類聚方三百卷を得て歸る、同年再び妹子を大使として隋に遣はすや、醫生福因、惠日等を遣はして留學せしむ、三十一年七月學成り新羅の大使奈末智洗爾と俱に歸る、これ外國に留學し、醫術を修業せし始めなり、十九年天皇親ら百官を率ゐて兎田野に採藥す、之を藥獵と云ふ、舒明天皇二年八月大仁犬上御田鍬を唐に遣はす因て復醫惠日をして隨行し、再び醫術を研究せしむ、並に至りて唐朝の醫術益盛に行れ、著名の外醫出づるに至る、

【王朝時代】孝德天皇の時、歸化人知聰の子善那使主始めて牛酪を製して獻す、天皇之を嘉みし醫を和薬使主と賜ひ、名を福常と改む、子孫世々雖波に居り、醫を以て朝に仕ふ、天武天皇の世に、侍醫德仁、持統天皇の世に、醫博士德自珍、兒禁博士木素丁武沙宅萬首等あり、皆百濟人なり、天武天皇の世には既に外藥寮の設あれば、內藥の官もありしこと知るべし、文武天皇大寶元年律令を定め、醫生及び藥生、針生等を置き、各その研究すべき學科を定め、又中務省に內藥司、宮內省典藥寮を置き、醫藥學の事を掌らしめ、各科に博士、師、藥園師を置き、各科專門の教授法と、學生試科の規則とを定む、蓋し此制度は各その師傳の由る所を問ひ、曾て研討せる書を試みて後ち官に補す、當時醫師の書を攷るに、各其師意に依る、然れども大槪太素明堂脈經甲乙經等を講ずるを定則とす、又其採擇の式は、大槪一定の規定を設け、試科の法は、體療は七年、耳目口科は各四年、其他書算科少小科等專門に依て就學の年限一定せず、然れども試科の法皆一なり、每月一回博士之を試み、每年一回典藥頭之を試み、大終には宮內卿の試問を經るを規とす、醫生は世業を重じ、終身には宮內卿の試問を經り取り、次に庶人に及ぶ、並に十三歲以上十六歲以下等の藥師姓のもの、及び三世醫を業としたる名家なに限る、元正天皇養老六年始めて女醫博士を置く、當時御立癸明、泰朝元、物部鍬國廣足等皆醫を以て著はる、聖武天皇天平二年四月光明皇后始めて施藥院を立つ、七年疫病大に流行す、服藥食禁七ヶ條を諸國に布告す、孝謙天皇天平勝寶六年唐の僧鑑眞、我留學生榮叡普照等と共に歸化す、鑑眞醫術に精しく、又藥石の鑑別に妙なり、勅して諸生を教授せしむ、後世其著一卷を傳へ鑑上人藥方と云ふ、天平寶字元年十一月、勅して曰く、聞が如きは、頃年諸國の博士醫師多く其才に非ず、託請謟を侵る嗜た政を誤するのみにあらず、亦民に害なし、自今以後更に然るを得ざれ、醫生者太素甲乙脈經、本草針生者素問針經明堂脈訣云々、國家の良政拯より要なるはなし、宜しく所司に告げ、早く施行せしむべしと、我邦醫生の講誦すべき課程の確定せしは、文武孝謙兩朝を以て始めとす、並に至りて、唐朝の醫術海內を風靡し、名醫羽惡翼、和氣廣世の如きもの續出するに至る、並に於て我邦固有の醫方及び三韓の醫術地に墜るに至れり、平城天皇大同三年五月、大同類聚方成る、蓋し本書は我邦固有の醫藥方術等の、國造、縣主、稻置、別、首、又は諸國大小酋社、又は民間の名族古家等へ廣く宣告し、各其傳來する所の藥方を獻ぜしめ、其方を類聚し遂に一百卷と成せる者なり、天皇師位の初め、畿內七道の諸國比年疾疫流行し百姓の横夭を深く惻み、大同三年五月詔して、頃者天下の諸國疾疫相續き、多く夭折を致すは、誠の不德の致す所なりと、又我邦固有醫方の、稍々亡滅に歸せんことを憂び、終に大同類聚方を選ばしめ、且つ凡醫たる者をして遵奉拚式する所あらしむ、並に於て、皇國固有の醫方、再び世に用ひらるゝに至れり、嵯峨天皇弘仁十一年十二月、勅して針生五人を置き、新修本草經、明堂經、劉涓子、鬼遺方各一部を讀ましむ、蓋て小品方、集驗方、千金方、崩漏方中の治療方を講ぜしむ、時に月料を給し、其業を成さしむ、天皇夙に唐風を好み、禮樂文物悉く皆彼制に倣ふ、故に醫術の知きも、治療藥劑等の方法、凡て唐制を採用し、再び漢醫方を振興す、當來の醫師たる者、亦皆唐の醫術を研究し、

其方法を採攷し、更に我古醫方を修る者無に至れり、後世漢方醫術の盛に行はるゝ權與なり、淳和天皇の代、物部廣泉醫術方書に通じ、本草に精し、孫姜姜談二十卷を選ず、又出雲廣貞の子岑麻呂、父の業を繼ぎ、良醫と稱せらる、醫學得業生より典藥頭となる、勅を奉じ、諸醫と共に、內外醫方を折衷し、邦人に適する藥方を蒐集し、金匱方五十卷を選ず、小野諸野の孫藏根赤太素經集注三十卷を選ず、仁明天皇の代、大村福吉療痔を以て著はる、姓宿禰を賜ひ、近衛侍醫となす、天皇其口訣によりて治痔紀を選し給ふ、承和五年菅原梶成を唐に遣はし、留學せしむ、業成り歸朝して、針博士侍醫となり、其名著はる、醍醐天皇延喜式を選して醫律を制定す、村上天皇天曆元年醫道學生を課試せしむ、當時歸化僧長秀錄四にあり、醫術を著くす、傳して梵釋寺に居らしむ、長秀方書を選び獻ず、世亦其方を傳ふ、圓融天皇天元五年、鍼博士丹波宿禰康賴に勅して、廣く隋唐の方書を蒐集折衷し、醫心方三十卷を選ぜしむ、永觀二年十一月書成て奏上す、並に至て隋の巢元方等選する所の、病源候論の說大に行はれ、素問難經等を修むる者稀なり、康賴醫心方を撰する後、神遺方若干卷を撰す、當時清原滋秀、時原興宗俱に醫術に精きを以て著はる、康賴の子孫世々祖業を繼ぎ、和氣氏と共に醫術の權を主とる、康賴の千葉惟宗醫を能くす、一條天皇晳て曰く、醫方は丹波重雅、和氣正成と、稱譽せらる、此の如し、孫忠明長德中亦著はれ、名望海內を動かす、其子雅忠特に傑出す、白河天皇承歷中、高麗王の紀篤庆に罹り、書を贈り良醫を求む、時人若雅忠を以て撰に擬す、朝廷其意辭禮を失ふを以て、之を却く、其反應に、双鳧猶雖逢風浪之月、羣鶴何得入鷄林之雲々」と、是より雅忠を日本扁鵲と云ふ、永保中唐書中より救急の方法を抄錄し、醫略抄一卷を著はす、當時又惟宗俊邇あり頗る醫術に通ず、侍醫醫博士となる、高麗の醫を乞ふや、雅忠俊通を推す、事中止するを以て果さず、然れども、當時已に我醫學の進歩海外に超越せしこと知るべし、此時に當て和氣丹波二氏の外醫を以て朝廷に仕へ、世業とするもの、清原、中原、小槻、菅原、安倍、紀等の諸家あり、後白河天皇保元以後大に衰へたり【鎌倉時代】和氣丹波兩氏の外に、僧侶等の入來して宋の醫術を傳ふるもの多し、後鳥羽天皇の代丹波氏の族僧蓮基長生療養を選進す、特に僧智芝なるもの、宋に赴き醫方を傳へ、歸りて法眼に叙せらる、後堀河天皇の代僧安上醫を以て京都に將せらる、僧榮西は茶を以て源實朝の病を療し、喫茶養生記を選す、後二條天皇晳て曰く、醫方は丹波重雅、和氣正成と、稱譽せらる、此の如し、孫忠明長德中亦著はれ、名望海內を動かす、其子雅忠特に傑出す、白河天皇承歷中、高麗王の紀篤庆に罹り、書を贈り良醫を求む、時人若雅忠を以て撰に擬す、朝廷其意辭禮を失ふを以て、之を却く、其反應に、双鳧猶雖逢風浪之月、羣鶴何得入鷄林之雲々」と、是より雅忠を日本扁鵲と云ふ、永保中唐書中より救急の方法を抄錄し、醫略抄一卷を著はす、當時又惟宗俊邇あり頗る醫術に通ず、侍醫醫博士となる、高麗の醫を乞ふや、雅忠俊通を推す、事中止するを以て果さず、然れども、當時已に我醫學の進歩海外に超越せしこと知るべし、此時に當て和氣丹波二氏の外醫を以て朝廷に仕へ、世業とするもの、清原、中原、小槻、菅原、安倍、紀等の諸家あり、後白河天皇保元以後大に衰へたり【鎌倉時代】和氣丹波兩氏の外に、僧侶等の入來して宋の醫術を傳ふるもの多し、後鳥羽天皇の代丹波氏の族僧蓮基長生療養を選進す、特に僧智芝なるもの、宋に赴き醫方を傳へ、歸りて法眼に叙せらる、後堀河天皇の代僧安上醫を以て京都に將せらる、僧榮西は茶を以て源實朝の病を療し、喫茶養生記を選す、後二條天皇の代僧性金醫を善くし、嘉元中頓醫抄五十卷を著はす、又花園天皇正和中萬安方六十二卷を著はす、共に宋人の方書井に局方の方劑を列擧す、後世以て寶典とす、是より宋の醫術行はれ、遂に和劑局方の說海內に行はる【室町時代】此時代にて尤も盛に行はれしは、宋の醫術なれども、或は朝鮮に赴き、或は明に留學して各科に就て習學し、和氣丹波兩氏の外、坂、竹田、吉田諸氏を始めとし、或は女科に或は鍼灸等一技に達する英傑出で、非常に進歩を爲し、名を海外に譽し、名聲洛內に震ふもの多し、丹波明重は和氣重長の養子となり、和氣氏始めて丹波氏の傳を併せたり、明重從三位に叙し、薬園を宗鑑と云ふ、和氣氏の祖なり、これより同氏の醫代々制禁す、後光鏡天皇の代安藝守定女科を能くし、幕府の聘る所となり、子孫代々女科を以て、朝廷及び幕府に仕ふ、後圓融天皇僧士佛を召して服藥す、士佛は坂氏惟勇と云ふ、永保中唐書中より救急の方法を抄錄し、醫略抄一卷を著はす、當時又惟宗俊邇あり頗る醫術に通ず、侍醫醫博士となる、高麗の醫を乞ふや、雅忠俊通を推す、事中止するを以て果さず、然れども、當時已に我醫學の進歩海外に超越せしこと知るべし、此時に當て和氣丹波二氏の外醫を以て朝廷に仕へ、世業とするもの、清原、中原、小槻、菅原、安倍、紀等の諸家あり、後白河天皇保元以後大に衰へたり【鎌倉時代】和氣丹波兩氏の外に、僧侶等の入來して宋の醫術を傳ふるもの多し、後鳥羽天皇の代丹波氏の族僧蓮基長生療養を選進す、特に僧智芝なるもの、宋に赴き醫方を傳へ、歸りて法眼に叙せらる、後堀河天皇の代僧安上醫を以て京都に將せらる、僧榮西は茶を以て源實朝の病を療し、喫茶養生記を選す、後二條天皇の代僧性金醫を善くし、嘉元中頓醫抄五十卷を著はす、又花園天皇正和中萬安方六十二卷を著はす、共に宋人の方書井に局方の方劑を列擧す、後世以て寶典とす、是より宋の醫術行はれ、遂に和劑局方の說海內に行はる【室町時代】此時代にて尤も盛に行はれしは、宋の醫術なれども、或は朝鮮に赴き、或は明に留學して各科に就て習學し、和氣丹波兩氏の外、坂、竹田、吉田諸氏を始めとし、或は女科に或は鍼灸等一技に達する英傑出で、非常に進歩を爲し、名を海外に譽し、名聲洛內に震ふもの多し、丹波明重は和氣重長の養子となり、和氣氏始めて丹波氏の傳を併せたり、明重從三位に叙し、薬園を宗鑑と云ふ、和氣氏の祖なり、これより同氏の醫代々制禁す、後光鏡天皇の代安藝守定女科を能くし、幕府の聘る所となり、子孫代々女科を以て、朝廷及び幕府に仕ふ、後圓融天皇僧士佛を召して服藥す、士佛は坂氏惟勇と稱す、世々醫を能くす、上洛院の號を爲はり、子孫相繼ぎ、上洛院と號す、後小松天皇の代、僧祝阿綱天皇の御瘡を治す、功を以て法印に叙す、蓋し後世醫師の髮を削り法眼法印に叙せらるゝものこゝに起原せるなり、又僧藤阿彌、尤能共に名醫を以て足利氏に仕ふ、後土御門天皇藥師寺の僧高定は天皇に服藥等をすゝめ、僧瓦心は島山義統の命にて、朝鮮に赴き、和丹兩氏の用ふる所の誘痘八穴灸法、及び神應經を傳へ得て歸る、是より先後光嚴天皇の代竹田昌慶明に航し、名醫金翁に從ひ大に得る所あり、明大亂の后の遺產を治し、安國公に封ぜらる、永和中醫祕書を得て歸る、子孫業を繼ぎ典藥となる、後土御門天皇明應中坂淨運明に留學し醫方を研究して歸る、遇仙方新持方等を著はし、益々醫學を擴張し、子孫亦著書を爲し、世を益す、又吉田氏あり、世々足利氏の醫官たり、宗桂に至て最も善く藥性を辨ず、世人日華子と云ふ、天文中僧雲彥と共に明に遊び、世宗の病を治す、歸朝に際み、顏瑤扁鵲聖濟總錄及び藥笥を以てす、子孫業を繼ぎ典藥となる、天文中金持道弘鍼灸術を以て名を明に顯はし、永正大永中阿佐井宗瑞女科を以て名を得、宇喜多氏の臣岡家富啞科を以て京都に著はる、宗瑞大永八年醫書大全を刊す、是れ我國醫書刊行の始めなり、細川勝元博學醫術を嗜む、政務の餘暇醫書を著はす、室町の末戰國時代には戰鬪止むなきを以て、金瘡を治するを本務とするもの多し、故にこれらを金瘡醫と稱す【江戸時代】後陽成天皇の朝に至り、曲直瀨正慶出で、金の李東垣の方法、及び元の朱丹溪の方法を表準選擇し、其名聲朝野に振ひ、技術一世を風靡す、海內奉じて以て師表とす、並に至て和氣丹波以下玉典藥諸家の主張する所の和劑局方大成等の說、遂に衰微

し、金元の醫學盛に行はる、後西蹄天皇明暦萬治の間に至り、林市之進、饗庭東庵等出で、金の劉完素唱ふる所の、五運六氣の說を奉じ、又本朝古制の醫式に基き、秉門饗幅經府經絡配當等を以て病を論ずるに至る、是より先き、二溪始めて李朱の學を唱へ、溫補を以て事とせしより、其弊遂に五行運氣說等を誘明す、東庵の門人味岡三伯師說を奉じ、盛に世に行はる、三伯の門人井原道閑、淺井陶伯、小川朝庵、岡本一抱、益々劉氏の學を主張す、茲に於て運氣五行の說、藏府經絡配當の論起る、藏元天皇延寶天和の間、名醫屋玄醫出で、李朱の醫術妄に補血益氣の說を唱ふるの弊害あるを覺り、始めて明の喩嘉言の傷寒尙論篇醫門法律等に依り、自ら一流を立て、後に古に派り、張仲景の方法を主張し、以て後進を誘導す、又同時に後藤艮山あり、運氣藏府經絡の說を疎り、專ら張仲景を以て法則と爲す、其門人香川太仲山脇道作あり、能く師說を紹述し、其名一世に振ふ、又元祿中並川天民經絡運氣及び引經報使の說を看破し、傷寒論を主張す、其門人松原閑齋亦時に行はる、以上諸氏皆當時の醫風弊害あるを覺り、傷寒金匱を以て法則とし、以て當時の治術を一變す、抑々仲景方の世に盛に行はるゝは、實に此時を始めとす、桃園天皇寶曆年間に至り、吉益東洞出で、自ら一家を立て、從來の醫弊を拂め、後生を誘導す、當時古方家を以て自任する者多しと雖も、猶宋元以來の醫弊を受け、動もすれば其惑す所となり、運氣五行の說其跡を絕ぜず、因循姑息の術多きを慨き、斷然其弊を一掃せんと欲し、法則を扁鵲に取り、治方を中景に求め、萬病一毒、藥亦毒、毒を以て毒を攻む、毒去て體佳なりと、遂に醫事或問、醫斷藥微等を著はし、以て其說を述ぶ、四方宿病を荷ふ者、及び有志の士爭て其門に群集し、門外市を爲すに至る、海內此學を奉ずる者往所として有らざるなきに至る、其高足に中西深齋(在京都)岩少翁(在江戸)村井椿壽(在肥後)難元逸(在肥前)田中愚仲(在播磨)山邊文伯(在中津)桃井桃庵(在東奥)あり、皆能く師說を紹述す、是を世に一毒家又東洞家と稱す、其子南涯、後桃園天皇安永中に至り、父東洞の萬病一毒の說、形狀據るべき無きを以て、又一家の說を爲し、人身の榮衛一氣血水の循環已まざるを以ての故なり、故に毒は一氣血水の循環已まざるを以ての故なり、故に毒一にして、毒の因る所三つなりと、仲景の霍候に基き、諸症を分類し、三の者に配し、病候を推し、以て主客を辨じ、病位を審にし、其順逆虛實を辨じ、凡百の病氣血水の三に歸せざるものなきを明にす、此學を奉ずる者、上國に中川修亭、長州に賀屋芝庵、江戸に小川雄齋あり、是を世に氣血水又南涯家と稱す、茲に至て、從來劉張李朱の學を修め、因循姑息の術を奉ずる者、皆翻然として一毒、或は氣血水の流に入り、海內の醫風一變す、孝格天皇寬政中、多紀元簡出で、また當時の醫風一變す、元簡夙に一毒氣血水の蠢動武斷なる、遂に醫術衛生上に巨害を醸し、後生を誤り、古經の要妙を能く講究する者無きを慨して、之を匡正せんと欲し、素問靈樞難經醫方の說を折衷し、衆說を擯斥し、以て上國に行はるゝに至る、迄の醫經を折衷し、衆說を擯斥し、其錯辭旨義は、參伍協照も、通すべきは通じ、疑しきは闕如し、五行運氣の論、及び經絡五藏配當の說を捨て、專ら實行確說を採用し、一に偏執の說を爲さず、故に我邦古來醫經方茲に至りて、始めて眞趣歸由する所を知るを得たり、其子茝庭亦父祖の學を繼ぎ、此道を擴張す、生徒日に其門に群集し、海內其學を奉ぜざる者なし、是より先、元簡の父元德の時、幕府醫學館を神田に立つ、元德之が教諭となる、元簡亟庭相尋で其職を繼ぎ、益々海內の醫生を薰陶す、古より我邦醫方の集成實行せしは、此時を以て其盛大を極むと云ふ、多紀元簡と時を同うして、豐前中津に前野良澤あり、初め吉益氏の學を奉じ、本藩に仕へ、江戸に居る、一旦感發する所ありて、西洋外科術を講究せんと欲す、然れども其學を講ずるにあらざれば、其術を極むる能はず、歐文に通ぜざれば、其書を解する能はず、時に著木昆陽能く和蘭語に通ずるを聞き、往て之に從ひ、日夕研究忘らず、畧々其要領を得たり、又長崎に至り、譯士某に就き、益々其要領を得ぬ、幾干もなくして業大に進む、既に歸て思を碎し精を研き、內外醫方より、天文輿地算數に至るまで、其蘊底を極めざるなし、中津侯之を嘉し、稱して闡化と云ふ、茲に於て世呼て闡化先生と云ふ、尋で洋學を唱ふる者、桂川國瑞、杉田翼、中川騰、大槻茂質、宇田川晉、石川世通等一時の俊彥物興し、皆其澤を以て牛耳とし、日に洋學を講究す、鐘て小石元俊洋醫を以て上國に行はる、此より以後此學を主張する者彬々輩出し、遂に漢洋醫術並び世に行はる、孝明天皇安政五年七月三日、幕府洋醫戸塚靜海、伊藤玄朴を拔擢し、內班醫師とす、此月七日伊藤貫齋竹內玄同を擢て、奥詰醫師とす、尋で奥醫師と爲り、遂に進で執匙となる、茲に於て嘉永二年三月洋醫の內科を禁ぜし令を廢し、更に令して、當時萬國の所置を探訪する間、醫術も亦西洋を兼學すべしと、茲に於て洋醫始めて幕府に採用せられ、遂に漢醫と相頡頏するに至る、明治九年一月醫師試驗の令出てしより、六科の課目を修業すること一はなりね、茲に至て千有餘年來の漢醫方竟に地に墜ち、歐州諸國の醫術海內に行はるゝに至れり(醫道沿革考、日本教育史)

イタウツウチ　到津氏、姓は宇佐、高皇產靈神の苗裔孫天三降命後宇佐津彥命神武天皇に奉仕し、英狹風造となる、十九世諸石、欽明天皇二十九年八幡大神を豐前國宇佐郡菱形山麓に鎭座する時、供奉す、五世孫綱宜年魚麻呂の時、養老五年六月詔して沙門法蓮心禪定に住し、又醫術に精し、依て之を賞して三等以上の親に宇佐君の姓を賜ふ、年魚麻呂依て姓を改む、五世孫守仁明天皇の時、宇佐大宮司に補せらる、後宇多天皇の世、公連豐前國現矩郡到津等の地頭職となる、子孫依て到津氏と稱す、子孫世々相繼ぎて明治に至り華族に列し男爵を授けらる(系圖纂要、家譜、華族譜)

○公世—公連—公利—本公規—公貞—公增
「公雄—公弘—公世—公正—公治—公澄」
「公憲—公吉—公兼—公村—公峯—公著」
「公簡—公古—公說—公章—公毅—公誼」
「公照」

イタカネ　板金(「ボンキン」を見よ、

イタクラウヂ　板倉氏(備中高梁)　姓は清和源氏、足利泰氏の裔、遠川義堯より出づ、義堯三男輝重三河國額田郡小美村に住し、始めて板倉氏と稱す、世々松平氏に仕ふ、孫勝重德川家康に仕へ、江戸町奉行京都所司代となり、慶長十四年山城の田二萬六千石を賜ふ、重宗明暦二年關宿城に移封、前封合せて五萬四千石、重常寬文九年二月伊勢亀山城に移封、寶永七年重治志摩に移り、鳥羽城に治す、享保二年また亀山城に移さる、勝澄延享元年備中松山城に遷る、留來子孫相襲ぎて明治に至り備中高梁に移り、後ち華族に列し子爵を授けらる(系譜、遠川加除封錄、華族譜)

○義顯—義春—貞頼—義季—直頼—義行
「滿頼—義堯—頼重—好重—定重—勝重」
「重宗—重郷—重常—重冬—重治—勝澄」
「勝武—勝從—勝政—勝晙—勝職—勝靜」
「勝弼—勝貞」

イタクラウヂ　重の二男重昌、寬永元年父の遺領を分封せらる三河國額田郡深溝(一萬千八百石)に居住す、重矩寬文十二年下野國烏山城に治し封五萬石を食む、天和三年重宜上總高滝(二萬石)に治し、元祿十二年重高備中庭瀨に移封す、留來世襲して明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、華族譜)

○重昌—重矩—重貞—重宣—重高—昌信
「勝與—勝志—勝喜—勝氏—勝資—勝貞」
「勝成—勝全—勝弘」

イタクラウヂ　板倉氏(上野安中)　板倉重宗の二男重形、天和元年五月上野國一萬五千石に封ぜられ、安中城に治す、元祿十五年七月重同陸奥國泉に移封、延享三年九月勝清遠江國相眞に移封、寬延元年十一月五千石加賜、城主格を賜はる、同二年復上野に移封、安中城に治す、明和四年七月老中に補し一萬石加賜、前封併せて三萬石、子孫世襲して明治に至り華族に列し子爵を授けらる(家譜、華族譜)

○重形—重同—勝溶(カツヤウ)—勝曉(カツアキ)—勝意(カツヤス)—勝尙(カツヒサ)
「勝明—勝殷(カツマサ)—勝毅(カツヒ)」

イタクラウヂ　板倉氏(三河重原)　板倉重矩の二男重稙、天和元年六萬石に若狹城を賜ふ、翌年信濃坂本五萬石に移封し、其子重寬元祿十五年十二月稲島城に移封せらる、留來世襲して明治に至り、三河國中島村永安寺に住す、會々永祿四年、父好重松平好景に從ひ、吉良義昭と戰ひて敗死す、好重の長子忠重は、既に好景の家人となりしを以て、勝重の弟定重父の家を嗣ぎしと雖も、天正九年高天神の役にまた戰死せしかば、德川家康、その家の絕えんことを憐み、勝重をして還俗家を嗣がしめ家人となす、十四年駿府町奉行となり、十八年家康江戸城に移るに及び、采邑千石を賜ひ、江戸の町奉行として、また小田原の地をも奉行し、關東の代官を兼ねたり、慶長六年京都所司代に補せられ、六千六百餘石の地を加へらる、八年從五位下伊賀守に叙任し、實力三千騎、同心百人を預けられ、十四年また九千八百六十石を加へ、凡て一萬六千六百餘石を領す、大阪の役起るに及び、勝重の僚館する所、悉く機會を得、大に家康の台慮に叶へりとゝへり、元和六年閏十二月職を子重宗に讓りて致仕し、

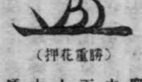

(勝重花押)

イタクラウヂ　板倉氏(三河重昌)　板倉重矩の二男重稙、天和元年六萬石に若狹城を賜ふ、翌年信濃坂本五萬石に移封し、其子重寬元祿十五年十二月稲島城に移封せらる、留來世襲して明治に至り、三河國中島村永安寺に住す、會々永祿四年、父好重松平好景に從ひ、吉良義昭と戰ひて敗死す、好重の長子忠重は、既に好景の家人となりしを以て、勝重の弟定重父の家を嗣ぎしと雖も、天正九年高天神の役にまた戰死せしかば、德川家康、その家の絕えんことを憐み、勝重をして還俗家を嗣がしめ家人となす、十四年駿府町奉行となり、十八年家康江戸城に移るに及び、采邑千石を賜ひ、江戸の町奉行として、また小田原の地をも奉行し、關東の代官を兼ねたり、慶長六年京都所司代に補せられ、六千六百餘石の地を加へらる、八年從五位下伊賀守に叙任し、實力三千騎、同心百人を預けられ、十四年また九千八百六十石を加へ、凡て一萬六千六百餘石を領す、大阪の役起るに及び、勝重の僚館する所、悉く機會を得、大に家康の台慮に叶へりとゝへり、元和六年閏十二月職を子重宗に讓りて致仕し、

イタクラカツシゲ　板倉勝重　名藏字は甚平、四郎左衛門と稱し、後ち伊賀守と稱す、法名長英院保山宗英、[illegible]八右衛門好重の二子、[illegible]幼にして僧となり、玉庵和尙の門に入り宗智と號し、三河國中島村永安寺に住す、會々永祿四年、父好重松平好景に從ひ、吉良義昭と戰ひて敗死す、好重の長子忠重は、既に好景の家人となりしを以て、勝重の弟定重父の家を嗣ぎしと雖も、天正九年高天神の役にまた戰死せしかば、德川家康、その家の絕えんことを憐み、勝重をして還俗家を嗣がしめ家人となす、十四年駿府町奉行となり、十八年家康江戸城に移るに及び、采邑千石を賜ひ、江戸の町奉行として、また小田原の地をも奉行し、關東の代官を兼ねたり、慶長六年京都所司代に補せられ、六千六百餘石の地を加へらる、八年從五位下伊賀守に叙任し、實力三千騎、同心百人を預けられ、十四年また九千八百六十石を加へ、凡て一萬六千六百餘石を領す、大阪の役起るに及び、勝重の僚館する所、悉く機會を得、大に家康の台慮に叶へりとゝへり、元和六年閏十二月職を子重宗に讓りて致仕し、

堀河の邸に閑居す、九年十二月從四位下侍從に昇進し、寛永元年四月二十九日卒す、歳八十（德川實紀、野史）

イタクラシゲノリ　板倉重矩　名義字は長命、又右衛門と改む、後ち内膳正と稱す、[illegible]

（押花矩重）

重昌の長子、[illegible]寛永十一年叙爵して主水佐と稱し、十四年父に從て島原城を征し、翌年正月重昌戰死するに及び、父の爲めに弔合戰して城中に攻め入り、奮戰殊る功あり、十六年六月家督をつぎて一萬石を領し、明暦二年内膳正と改む、萬治三年さらに一萬石を加へ、大阪定番となる、寛文五年十二月老中に補し、從四位下に昇り、六年更に二萬石を加へ、合せて四萬石を領す、八年京都所司代牧野親成免職の後、假に所司代の事を攝すべしと命ぜられ、上洛して政務を執る、同年十二月侍從に任ず、十年永井尚庸所司代となるに及び、江戸に歸り、執政職の如し、十一年一萬石を加へ、延寶元年五月二十九日卒す、歳五十七（德川實紀、野史）

イタクラシゲマサ　板倉重昌　名義字は字右衛門、後ち内膳正と稱す、法名撞月院劍峰源光（[illegible]）時重の三子、重宗の弟、[illegible]慶長八年歳十六にして、伏見に召され、德川家康の左右に侍し、十年叙爵して内膳正と稱す、世人、字して臨[illegible]内膳といふ、蓋し重昌の兄重宗周防の守たりしかば、周防を蘇芳に通ほして、兄より增りたる才覺を稱美したるなり、十四年采邑千石を賜ひ、松平信綱、秋元泰朝と共に、近習出頭人となる、十九年千二百石加恩あり、大阪の陣東西相和するや、重昌獨ぜれて軍使となり、城中に入り豐臣秀頼の血書を受理して歸る、元和二年また三千石の加恩ありて五千二百石を領し、

（重昌花押）

家康薨ずるの後、德川秀忠に仕ふ、寛永元年父の遺領の内六千六百餘石を賜ひ、三河國深溝の領主となる、秀忠老し、家光將軍となるに及び、書院番頭を帳れ、十年新墾田を合せて一萬五千石を領す、寛永十四年島原の亂起るや、重昌追討使として、西國の諸軍勢を率ゐて力戰したれども、城兵固守して軍慶々利あらず、家光並に於て更に松平信綱戸田氏鐵の二將を遣はし、總軍の將として指揮せしむ、重昌これを聞き、軍功の奪ちざるを恥ぢ、二人來だ來着せざるに先だち、十五年正月元日諸軍を督して總攻撃を試み、遂に銃丸に當つて斃る、此日出陣に臨み、詠じて曰く「新玉のとしのはじめに散る花の名のみあもはさきかけとしれ」人皆其志を憐む、時に歳五十一（德川實紀、野史）

イタクラシゲムネ　板倉重宗　名義初名重統、字は十三郎後ち五郎八、周防守と稱す、法名松雲院秀峰宗俊（[illegible]）時重の長子（[illegible]）德川秀忠の近習より立身して、慶長十年四月叙爵して周防守と稱し、小性頭番頭となり、小十人歩行兩番頭をかれ、大阪冬夏の陣に供奉し、元和六年京都所司代に補し、職にある事三十餘年、人敬すること神明の如く、愛すること父母の如く、父子相次ぎて名臣の譽あり、九年十一月從四位下、十二月侍從に叙任し、正保二年五月左少將に進み、六月從四位上に上る、承應元年七月老を以て職を辭し、明暦二年八月下總國關宿の城を賜ひ、五萬石を領す、十二月朔日卒す、歳七十一、重宗の京職にあるや、毎朝必ず愛宕の山を拜す、人其故を問ひしに、吾訴を聽くに當り偏に私なからんことを期すれども若し誤りて一點

（重宗花押）

の私を挾むことあらば、神明立所に吾命を奪ひ給へと祈願するなりと答へたりといふ、又毎日聽訴の聽に臨めば、必ず明障子を立て、茶應にて茶をひきなどし萬事の疑獄を決す、これも人の顏色を見れば、見る所に惑して心偏することなきにあらず、なほ茶を飲くは、常に平心にして訴を決斷せんの用意なりといへり、これ小事に過ぎざれども、その人となりを想見すべきなり（德川實紀、野史）

イタグルマ　板車　車の二種、其製詳かならず、蓋し恐らくは板輿の如く、三方板を以て製し、前の一方のみ蹴あがけしものにあらざるか、上下に通じて之を用ひしも、多くは下賤の輩、及び武士等之を用ひたりき、西宮記に、板車上下通用（近代無乘用之人）或及種々車任意乘之」また雜抄に、古下賤之輩及武士等用之無當時無之」とあり、

イタケリノジンジヤ　伊太祁曾神社　名義伊太祁曾（[illegible]）紀伊國名草郡伊太郎曾村○現今國幣中社に列す（[illegible]）五十猛命一名大屋彦命といふ（[illegible]）初めかうの宮に在り、和銅六年十月今の地に遷座す、平城天皇大同元年神戸五十四戸に十二戸を加へ、嘉永、文德天皇嘉祥三年十月從五位下を授く、陽成天皇元慶七年十二月累進して從四位上となる、醍醐天皇延喜の制名神大社に列し、月次相嘗新嘗の三祭に預る、明治十八年國幣中社に列す、祭祀は毎年九月十五日とす（延喜式、伊太郎曾三神考）

イタゴシ　板輿　名義輿の一種、輿の三方を板にてはり、前の一方に簾をかけたるもいふ（[illegible]）蓋を取り放ち、一本の轅を上の方（輿の屋形の上）にさし添へて之を舁くべく構へり、山中など行くに、木の枝に障ることあらば、四方の屋形を取り除きて簾のみになすことを得、詹俗一般に之を用ふ、又祭事

にも用ふ、建内記に云、永享十二年二月十一日春日祭也、予爲上卿、依早旦進發、内々用板輿、近例也、成房爲參詣、相伴是又板輿也」、實胤卿記に云、永正八年二月二十七日今日春日祭也、上卿事有存旨、所申請也、著衣冠」乘用（板輿與丁三人也、内々儀著直垂」常儀也」、元長卿記に云、永正五年二月二十八日今日春日祭也、爲參行、自鳴天經營、著束帶」乘板輿」とあり、後世是より變じて乘物と稱する一種駕籠の製出づ、輿（コシ）參看（海人藻芥、輿車圖考、乘物考）

イタコブシ　潮來節　名義小唄の一種、常陸國行方郡潮來村に行はれし歌曲をいふ（[illegible]）起原詳かならず、その江戸に傳はりて癖となりしは、文化文政の際なりといへり、今に際はれる原歌は「潮來出島の眞菰の中に菖蒲咲くとはしにたらしや」といへるもの著明なり（聲曲類纂、潮來節考）

イタサカボクサイオボエガキ　板坂卜齋覺書　名義一册、我自刊我本に收む（[illegible]）織川家康の侍醫たる卜齋（後ち紀伊頼宣に仕ふ）が見聞せる所を錄せる覺書にして、大崎慶長三年豐臣秀吉の嗜疾に起り、慶長九年に終る、記事或は天正文禄年間に涉る者あれども、主とする所は關ヶ原の役にあり、家康三成等との軋轢より、關ヶ原の合戰に至るまで概ね年月時日を逐ひ、六年以下は錯雜す、慶武以後九月十五日の關ヶ原合戰の據樓は詳明す、慶武以後の追記なれば、月日に少差あるは免れずと雖も、當時の形勢家康の言行を錄し、勞ち諸士の事蹟を記載せり（板坂卜齋覺書）

イダシウタ　出歌　五節の時、唱ふ歌をいふ、勝内侍日記に、各立てまひ給ふ、云々、右兵衛督（希世）いだしうたなり、又五節のまれのいだし歌は、猶まさりてこそとて、神内侍、琴の音の心はひかず柏木の、はる吹風の聲ぞ身にしむ、云々」とあり、

イダシウチキ　出袿　童徒を外より見ゆる樓に出して著たるものをいふ、枕草子に、樓の直衣にいだしうちきして著たるものをいふ、殿上人藏人の出袿なし、織物のさしぬきを著し、桃華葉葉に、出袿有、憚之時略之」、但衣單襲著」など見えたり、

イダシキヌ　出衣　名義直衣狩衣の下に、重ね著する衣のすそを出すをいふ、通例衣の裾は、袴の下に隱めて著すべきを、晴の時には、袴の外に垂れて表衣の裾の下に出すを以て、出し衣と云ふ、風流花美を戯ひし結果、表衣の下に、下著の裾美々しく出たしゝを賞せしより、起りしなるべし（[illegible]）用法先づ指貫の腰を結び、其上に衣を著し、其上に表衣を著するなり、雅亮抄に、衣を出す事は、衣指貫を著たる上に綿入たる衣にても、うち衣にても著て、裏上の襠を指貫のまへより、まへによくひきちがへて帶をするなり、後は高く引上げて、前の襠先は指貫の上に、たけに三四すたらぬ幅に上ぐべし、後は直衣にても、うへの衣にても著たらんに、裾の裾よりへりなく置きたるやうに見ゆまじきなり」といへり、凡そ衣の表と裏との色のとり合せにより色々の名あり、扨出衣の製作は、車服制度手記にも、裝束抄逢徑にも、圖を出だして示されたり、後世のものとは異ほるれど、技に示す（[illegible]）

（出衣）

イダシキヌ　出衣　中古女の乘車せし時に、車中より衣を出だすことをいふ、雅亮裝束抄に、御車（御奢所姫君など貴人の車）の後より衣を出す事常の如し、但し下簾れなかみに袴と袖との間に置くべし（下簾を襠と袖との間より押垂るを云）裳のこしさげて、地摺の襠を少し輿の上に引出すべし、衣の出づることは、車の鋒立（車の左右にある手かたあるもの）の上二三寸計より始て引出して打衣、單上衣襲しく重ねて引き出して、とみの尾の上（鳥尾也）四すばかり襠先を透して衣の前を（衣の襠の幅の次の幅をいふ）前板によく置きて、車の袖におしかけて出だして、袖の縫目を下に置き（袖の縫目下に橫さまに搬げて、平に押して腹の下より出すなり）裾は押付て袖口を見せて置くべし、袖の下より裳の腰引出すべし、長さ二尺ばかり、大かたは衣の背縫の縫目に糸を長くつけて、竹を削りて車の内にさして、其たけに出して後能き程にかけよさがらでよきなり出る程は、衣の廣さ前の方を出すに、背縫の方たてにかくるゝ程なるがよきなり、縫の、腰より出てぬ程なるがよきなり、ずはまへ出でんには、其糸を少し奥に入れてつけよ、女房の車の衣も此定なり、裳のこしほ、一端に四すぢ寄つなり、前の左右に二筋、後の左右に二筋なり、長さ二尺餘程出すべし、二人乘は日ばかり出すべきなり、童の裝束を出すことは、先づ袴向けて二人乘りたれば、端の方の片袴を、右既り下に引き出して（左の者は左の方、右の者は右の方の片袴を出す）其袴の上にかざみのしりの裾を、裳の後より引き出して表な裏に、中なりにして袴の裾に、二寸計などたらまで、ひきさげてそれに又重ねてかぶ

みの前一つを引出して、袴の上に垂るるなり、うちうへこの定なれば、わな（かさみを二つに折りたる折目を云ふ）を皆両様に出すべし、袴短くば、かさみを長くはり、袴よりは引出すべし、四人乗るとも此定なり」とあり、牛車（ギッシャ）の挿絵参看。

イダシクルマ　出車　車の簾の下より、女房ども衣の袖口等を押出して乗れるをいふ、飾り車をいふ、懐式の時、飾りてたて進ぶる車なり、源氏物語に云、いでたまふを待ち奉るとて、八省にたてつづけたるいだし車どもの袖口、色あひも目なれぬさまに、心にくきけしきなれば云々」、人車記に、嘉祥元年十月二十日八夜齋王自二大炊御門亭一行二啓下定所（中略）出車五輌女房二十人出白衣袖妻等（蘇芳表著濃袴）」、明月記に、建仁二年正月二十日院御幸出車、女房出二鈍色衣（有レ裏浅黄等領席衣袋同レ之）」とあり、出衣（イダシキヌ）参看（輿車圖考、倭訓栞）

イタジトミ　板蔀　板にて作りたる蔀をいふ、庭園より家の中の見透かぬ様に立つるものにて、目隠塀類にて白木なり、普通の蔀は、横なるを是は竪なり、故に竪蔀ともいふ、雍州府志に、「良賤家宅庭際座上以二板壁一隔二中間一是謂二板蔀一」と見え、又甲子隨筆に、狭衣物語の飛鳥井の宿りいたじとみ長くしわたして云々の句を引て、是れ立板にて今板屏といふものなり、此園志貸寺縁起に見えたり、板蔀には格子いれたるもあるべしと」いへり（嬉遊笑覧）

イダシフヅクエ　出文机　附書院の古名（「ショキン」参看、）

イタダキフクロ　戴袋　名義抄山城國葛野郡椎畑、平岡善妙寺邊の婦女子等、薪を頭に載く時、用ふる白布の袋をいふ、又片袖あるを畑袋といふ（類聚名物考は一幅にて、長は脇二尺三寸なり、二に折て一尺一寸五分は、大尺の一尺四寸畝に當る、畝上て一尺三寸餘となるべし、此袋の中へ藁を入れて頭に戴く用となす（類聚名物考）

明慧上人の許へ、天皇、仙洞、攝政、關白を初め、多く落人となりて隱れ居給ひけるに、男子は上人の許に參集して王宮を守護し、女子は足に任せて諸國へ往來し、供御より下、總て朝暮の餐に充つる物を集めし時、御衣の片袖を解きわけ、旗袋の形に為て是を戴きしに因るといふ、其後年代を經ると雖も、此袋を戴き行かば、關渡山坂何處にても心の儘に往來し得たりといふ（柳茶雜筆）

イタダキモチノイハヒ　戴餅祝　小兒の頭に餅を戴かせて、其前途を祝する儀式ないふ、主として公卿間に行はれたり、貞丈雜記に、これは小兒五歳になる迄、正月吉日を撰びて、餅を小兒の頭の上にいたゞかせて、官位たかかれ、命幸かたかれと、祝詞をいひて餅を以て三度頭に當つる也、規式の次第委しく桃華蘂葉に見えたり、紫日記に云、かん日（ヲテ）なりければ、わか宮の御いたゞきもちゐの事とまりぬ、六日うまふのほせ給ふとあり（ヲキ付寛弘六年四月一日とあり、かん日は惡日なり、いたゞきは正月する事なれども延引なるべし）新六帖信實朝臣の歌に、おさなごの春のはじめのいたゞきに、つかさくらゐはそなへあげつゝと見え、また槐記に、長保四年正月一日、昨夕勅命之旨被二申蔵餅事一、女者五歳、男者四歳以前之事也」なと見えたり、

イダテノジンジヤ　伊達神社　新撰陸奥國加美郡田川庄四電村、昔時は色麻郡に屬す（陸奥攝磨國飾磨郡射楯神を遷斯る、射楯神は即ち五十猛命なり（延喜十一年九月田麻呂刹仁將軍の勅請する所と傳ふ、延喜の制名神大社に列す、明治維新の際香取神の内に本社を合祀し、伊達神社と稱す、今村社に列す（神祇志料、伝藤封内風土記）

イダテノジンジヤ　伊達神社　新撰紀伊國名草郡貴志庄麻部村○一宮大明神、又伊達大神ともいふ（延喜式五十猛命神社）仁明天皇承和十一年十一月正五位下を授け、文德天皇嘉祥三年十月從四位下を加へ、清和天皇貞觀元年正月正四位上に叙され十七年十月從三位を授け奉り、醍醐天皇延喜の制名神大社に列る、凡毎年九月十三日祭を行ふ（神祇志料）

井ダテン　章駄天　佛經にて韋天王の一、又章天將軍ともいふ、雲駒と譯す、又速疾鬼、疾ば鬼と云ふ、南方天王八將の一臣なり、四王合して神二神將となり、其第一とす、生知聰慧にして、早く廣欲を離れ、淨梵行し、天慈を受けず、親しく佛陀を受けて、外には佛法を護し、南東四三州を統護し、衆生を弘め大に群生を潤ふと云ふ（佛像圖彙、佛教いろは辭典）

イタノノコホリ　板野郡　新撰阿波國（延喜式神名帳）稚徳天皇神護景雲元年三月始めて見ゆ、和名抄に、松島（マツシマ）、津屋（ツノヤ）、高野（タカノ）、小島（ヲシマ）、弁開（ベンノクマ）、田上（タカミ）、山

下（ヤヤノシタ）、全戸、新屋（ニヒヤ）等の郷あり、中世分て二郡となし板西板東と稱す、正保圖之に仍る、寛文四年併せて板野に復す、郡域變遷なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

イタビ　板碑　名義抄石塔婆の一種、死者供養の爲めに之を道路の側に建つるもの、稀に墓標とせしもあり、板形の扁平なる石を以て造るが故に此名あり（類聚名物考）何時より起りたるか詳かならず、茯原郡北見村に在るといふ天平の碑、又淺草法源寺内の天長仁壽貴衡の碑、又隅田川牛御前の貞觀の碑などは、後世の僞作なるが、武藏國足立郡橋川在銀ヶ内東光寺に在る貞永二年、寛元四年、建長七年等の碑は眞なるものにて、現今中最も古きものと爲す、是に由て考ふれば、鎌倉以前にはなかりしが如く（本塔婆小町の談、平判官康頼鬼界ヶ島にて造れるもの皆木なりしにても知らる）鎌倉時代に入りて追福の爲めに造り、夫より室町時代に至りて最も盛に行はれしが、弘治元年の碑文以後見る所稀なれば、弘治以後は、職風打續きし上に、新様の塔婆別に起りて爲め、終に廢絶せしならん而して此の碑は關西に少く大概關東にのみ建立せられたるが如し、現存する所の四百有餘の中阿波を除く外、皆關東なるを以て知るべし（類聚名物考）上部を三角形に造り、其下異面に二條若くは三條の横線を深く刻す、其下に梵字、又は佛像經文等を刻み、鐵下部に花瓶、寶塔、年號、法號等を添刻せるを常とし、石は常總武相等にて、秩父青石の扁平板に類するを用ひ、松前邊にては、花崗石を用ふ、其大小は高さ六七尺を超ゆるを大とし、一尺を少し超ゆるを小とす、又中間のものありて、大なるは幅廣く、小なるは幅狹し、鎌倉時代は四尺より六尺位のものあり、南北朝室町時代の盛時には、一層偉大なるものを作りしが、文龜天文の末に至りては、儀式的に設けしが如く、凡て狹少となれり、凡て梵字を上部に置き、年號を左右の面に記せるは、古式にして、彌陀の像を刻み、瓔珞の類を垂下せる様を示せしは、其意時に起れる風に似たり、發、板碑年代覽表考古便覽に見えたれば就て參看すべし（考古便覽）

イタヒキ　板引　糊をつけすして、能く乾かし光澤ある絹に糊を付けて張り付け、能くほして引きはがすなり、かくすれば光出で、恰も蠟をぬりたるが如しまた引倍支とも「ヒヘギ」ともいふ、板に張りて引きはがすが故なり、平絹も、綾も板引にするなり、裝束の下に着る單は、春冬は、フクサ張、夏秋は板引を用ふ（貞丈雜記）

イタブキノミヤ　板葺宮　飛鳥板葺宮（アスカノイタブキノミヤ）を見よ、

イタフンコ　板文庫　文書を藏むる匣の名、雄子文庫（キヨブンコ）を見よ、

イタミウヂ　伊丹氏　姓は藤原、右大臣魚名より出づ、十一代の孫龍日貞正加藤氏と稱す、其末葉加藤景親攝津河邊郡伊丹城に居り、依て伊丹氏と稱す、享祿中雅樂の時、城陥り其子雅勝淺瀬川に至り今川氏に據る、後ち織田信長武田信玄に仕ふ、其子秀虎武田勝頼に仕へ、武田氏亡びて德川氏に仕ふ、爾來世々德川氏に仕へて御書院番組を勤む（系圖、寛政重修譜）

○雅勝—秀虎—康勝—勝武—勝延—勝清

勝綱—勝親—勝舜—勝英—勝泰—勝直—親祥

イタメガハ　板目革　革の一種、練り固めて厚くしたる革、鎧の札又は煙錦などに用ふ、撓めたる革、痛むる義、革を打ちて固くす、其製法は、膠の水に革を浸し、取出して鐵鎚にて打固め乾して作る（樣訓栞、貞丈雜記）

イタリイ　伊太利　歐羅巴洲の一國（地理學）北はアルプス山に依りて、墺地利及び瑞西に界し、西は佛蘭西及び地中海に隣り、南は地中海に臨み、東はアドリヤチック海に接す、シヂリー島及びザルヂニア島を併せて、此國の面積十一萬四千四百十方哩、北緯三十六度四十分に起り、四十六度四十分に終り、東經六度四十分より十八度三十分に至る、此國最大の長七百五十哩、最廣の幅三百七十哩○昔時全國を十六州に分ち、現今六十九の行政區に分つ、首府を羅馬といふ（地理學）中世の間、伊太利國は名目上のみにて、羅馬法王と、日耳曼帝との領下に在り、四層千四百九十四年（後土御門天皇明應三年）佛蘭西

人の使入ありてより以來、歐洲諸國の眼目となり、千八百年代の初めに於て、「サガキ」公、「ピヤドモンド」に領地を收め、其年代の中頃に方り、又「サルヴニア」の王となるに至る、千七百九十二年（光格天皇寛政四年）佛國革命の後、家破滅の爲めに征服せられて佛國の一部となりしが、千八百十五年維也納の條約に依り、敵國國に分裂せり、千八百五十九年より千八百六十一年の間に、「サルヴニア」王、「ビクトル、エマニユエル」は墺地利に勝ち、「ベネシヤ」及び羅馬を除き全伊太利の王となりしが、千八百七十年（今上天皇明治三年）には、此二地方も亦、伊太利王に併せらるゝに至る（西洋通鑑）天正十年二月（西廣千五百八十二年）大村氏有馬氏使を羅馬に遣はして、天主教を學ばしむ、十三年豐臣秀吉南蠻寺を廢し、僧徒を誅し天主教を禁ず、慶長十一年（千六百六年）羅馬船長崎に來る、慶長二十年九月、支倉常長伊達政宗の命を奉じ、西班牙を經て羅馬に至り、法王に謁し彼我の贈答を得、八年の日月を過ごして歸國す、夫より將に交通の途開けんとし、邪教禁令に接して止む、寛永五年八月（千六百二十八年）大隅國屋久島湯泊村に羅馬の僧教師「ヨハン、バツティスタ、レロウテ」と稱する者上陸す、因て之を江戸に送り、小日向の切支丹部屋に之を置き、地理風俗等の事を尋問す、慶應二年七月十六日（千八百六十六年）假條約を結ぶ、三年九月六日本條約を結ぶ、明治の代に至り、初年には屢々特派全權公使來りて朝見す、我より亦、公使を派して其國に駐劄せしむ（萬國地理、萬國歴史、外交志稿）

イチ 遊女 諸國に神樂をする女を云ふ、イチはイツキの義にて、ツキの反チなり、即ち齋きまつるおこの意、倭訓栞に、伊勢に倉宮（サイグウ）參看）

イチ井

賀茂に齋院（サイキン）參看）春日に齋女と云ふこと古記に見えたり、宇佐宮に、女禰宜と云へるもの有と云へり、貞觀官符に、禰宜、祝並匠、社者以女爲禰宜べし、と見え、また女祝とも見えたり、されば其遺風なるべし、とあり、

イチ井ン 一員 近衛府の將監、將曹、府生、及び諸衛府の醫、志、府生等を云ふ、各共に長官あり、晴の儀式の時、之を引具す、合記に、「一員醫身四人、將監將曹府生番長」と見えたり（名目抄）

イチ井ン 一院 院號（キンガウ）を見よ、

イチウチ 一打 箇條の、一書の一字を記すないふ詞（倭言集覽）

イチウリウ 一羽流 諸國一羽の創めたる劍術の流派〇一羽、飯篠家直に就き天眞正傳神道流を學びて其奥義を研め、遂に一派を開く、門人甚だ多く、土子土呂助、岩間小熊、根岸兎角等傑出す（武術流祖錄）

イチウリフイチキン 市賣分一金 江戸時代課稅の一種、市場にて商賣物の賣高に應じ、二分一、或は三十分一など、其市場よりの慣例を以て取立るなりと云ふ、又賣高に拘らず敷金の數に應じて取立る處あり（地方凡例錄）

イチエン 一畑 今いふ一戸のことにて、一カマ（竈）の義なり、常陸風土記、香取郡豐香島宮の條に、「神戸六十五畑、水八戸、雜波天皇（孝德）世、加二奉五十戸、飛鳥淨見原天朝（天武）加二奉九戸、合六十七戸、庚寅編戸減二二戸、今定六十五戸」云々と見えたり、

イチエン 一圓 武藏國内の土地全體をいふ、主として所領の廣域を表はす時に用ふ、某國一圓、某村一圓、某地一圓などと稱す、いづれも其場所全體を意味するなり、鎌倉式目追加に、「雖有二本寺寺社領之餘、於二領家人給之地一者、宜准二本所領一歟、早守二此旨一云云」「一圓之地云云、牛馬之地、殿密可打渡子雜掌、次自二先公御時一、本所一圓知行地事、今更稱二牛馬之法一、不可改動」（下略）云々と見えたり、

イチオン井ンサキノセツシヤウ 一音院前攝政 九條忠家（クデウタダイヘ）を見よ、

イチカハベイアン 市河米菴 名は三亥、字は孔陽、小左衛門と稱す、米菴は其號なり、また小山林堂、金羽山人、百華齋、樂齋、瓢道人等の別號あり（國書人名辭典）書を能くし殊に楷隸に巧なり、嘗て前田侯に客寄す、安政五年七月十八日江戸に死す、年八十、江戸日暮里本行寺に葬る（國書人名辭典）著書、米菴墨談、島國州名歌、西遊小草、毛宿遊草（日本能書傳）

イチガフマス 一合桝 桝の一種、量一合を容るゝ斗の名、江戸時代の定法によれば、徑二寸一分五厘、深一寸四分五厘、實積六千四百八十二立方寸、合ハガフ）及び桝（マス）參看、

の時薙髮す、博く顯密の諸教を學び、後ち鄕一國師に東福寺に見えて、經論の奥義を問ひ、其實深に服し、弟子の列に就きて、遂に祖要を受く、文永の初、尾州木賀崎に長世寺を創めて、禪教張れ弘む、藤相國其道行を崇びて、東福寺を薦さしめんとし、懇懃に三請すれども、固く拒みて受けず、正和元年十月十日、染名臨華寺にて寂す、壽八十七（國書人名辭典）沙石集十卷、聖財集三卷、雜談集十卷、小鑑一卷（本朝高僧傳）

イチエン 一圓 武藏國内の土地全體をいふ、主として所領の廣域を表はす時に用ふ、某國一圓、某村一圓、某地一圓などと稱す、いづれも其場所全體を意味するなり、鎌倉式目追加に、「雖有二本寺寺社領之餘、於二領家人給之地一者、宜准二本所領一歟、早守二此旨一云云」「一圓之地云云、牛馬之地、殿密可打渡子雜掌、次自二先公御時、本所一圓知行地事、今更稱二牛馬之法一、不可改動」（下略）云々と見えたり、

イチガヤモン 市ヶ谷門 江戸城外郭門の一、麹町三番町と、土手三番町との間より、市ヶ谷へ出る口なるを以て名とす、今の市ヶ谷見付は其跡なり、門衛に、勤番及び兵器の備等赤坂門に同じ、即ち凡石以下三千石以上の者三ヶ年宛勤仕す、番士三人、羽織袴を着用す、鐵砲五挺、弓三張、長柄五筋、持筒二挺、持弓一組を備ふ（御府内備考、殿居部）

イチギヤウ 一行 推擧狀を云ふ、貞永式目に、「官爵所望輩申二請關東御一行一事、右被召二成功之時、被注二申所望人一者、既是公平也、仍無二沖汰之限一、爲二昇進一申二擧狀一事、不レ論二貴賤一、一向可レ停二止之一、但申二受領撿非違使一之輩於レ爲二現運一者、雖レ非二御擧狀一、只有二御免一之由可レ被仰下一歟、然又新叙之輩、巡年廻來、浴二朝恩一者非二制限一」とあり、同起請文中に、「評定衆之中被レ書二與一行一者云々」、明月記に、「正治二年八月十六日黄昏著二束帶一、依二御幸事一也、退出之後、送二一行一、右申二辨許一」とみえたり、

イチギヤウシユイン 一行朱印 朱印の推擧狀を云ふ、加越闕詐記に、長秀一身して國を持つ事難義とや思びけん、内々信長卿の前に儀て、慈前の人守護職の一行朱印を取り、合弟を人貫に砦身へ遣しける由風聞云々」と見えたり、

イチグユカゲ 一具鞦 鞦の一種、水野是齋弓法聞書に、「一具鞦右鞦と云べし、諸鞦片鞦といふ事常流に不レ用儀也、革の色は不レ定、然共無文革鞦革仕全方樣御鞦に御用ゐあるに依て此二色の革にてはすべからず云々」愚得隨筆に、愚按、昔軍中或は他行の時さしたるは一具鞦也、今は諸鞦馬上鞦とありいはれざる説なり只一具鞦と云ふべし云々」とあり、

イチコ 都子（意知胡、降巫、覡靈姑）

イチコツテウ 壹越調 十二調子の一、漢名黃鐘と云ふ、雅樂の調子卽ち律呂なり、管絃音義に、夫壹越調者、宮音也、又阿聲也、宮者土音也、以二此土音一名二壹越一、壹亦通二四季一、而主二四季一、故名レ壹、亦居二中央一、勝二於四方一、故名レ越、又云、此調于音、名二六者雖在二五音內一、而猶勝二五音一、是故以六名、顯二越五之義一也、六者於二五數一、一重、越、數故也」とあり（拾芥抄、歌舞品目）

イチコツバラモン 壹越婆羅門 玉樹後庭花（ギヨクジユゴテイクワ）を見よ、

イチザカカリ 一座掛 江戸時代に於て、寺社、町、勘定の三奉行及び目付が、評定所に命令して、刑事民事の訴訟を裁判するないふ、詳しくは評定所一座掛といふべし、「ウヤウヤジヨ」參看（淵川將軍御直裁判、德川實紀）

イチザノセンジ 一座宣旨 攝政關白たる人は、位の順序に拘らず、朝廷公式の時、第一の座に着することを許さるゝ宣旨を云ふ（職原抄、百寮訓要抄別注）

イチジカキダシ 一字書出 偏諱を他人に與ふる場合に、授くべき名を書したる文書をいふ、今信濃國守矢實頼所藏文書により、其一例を左に示す、

守屋神平
信實
天文十四年乙巳
十二月十三日　花押（信玄）

イチジコンリンホフ 一字金輪法 眞言宗にて行ふ祈禱法の一、一字眞言に關て一字持金輪と稱す、息災を祈る時に修す、御修法の時に用ふ、此法を修せば、能く世間惡鬼及び諸鬼神の害を除く、此時に成就法に處す、邪法にして東寺長者の外之を修せず（古今事物考）保延六年崇德天皇御惱の時、相實法印四壇を立てて之を修す、此時の御修法二十五

復なり其本尊は右圖の如し(諸法要略記、佛像圖鑑)

イチジゴメン　一字御免　君主より偏諱を授けらるゝをいふ、一字拜領に同じ、名の一字を免さるゝを以ていふ、專ら室町時代に行はる、一字拜領(イチジハイリヤウ)參看、

イチジサンライ　一字三禮　王朝時代以來佛教の經文を寫す時、文字一つを書く毎に三度佛に拜禮するを云ふ、增鏡に、「故女院はおはしましけるを、嵯峨の今林殿にて御佛事など日々に怠らずせさせ給ふ、此の今林は、北山の准后のおはせし跡なり、遊義門院の御ぐしにて、梵字ぬはせ給へり、かの御手のうちに、法華經一字三禮に書かせ給ひて云々」とあり、

イチジツエントン　一實圓頓　天台宗の教法を云ふ、天台宗は法華經を歸依となす、一實は一乘の實教と云ふ略稱、一乘は三乘教に對して、法華の誹れたるを責す、實教とは、權教に對して、法華の眞實教なるを責す、無量義經に、四十餘年未顯眞實と敢さ、法華以前の教は、悉く權教にして劣等なりとなす、是天台の釋義なり、圓頓は、圓滿頓速の義、漸教に對して云ふ、卽ち圓滿卽身成佛する事を云ふ、圓頓(エントン)參看(佛教各宗綱要)

イチシノコホリ　一志郡　新考　伊勢國

地原沿革　壞紀聖武天皇天平十二年十一月の條に始めて見ゆ、蓋し古(伊勢奄師君の居りし所なり、仁明天皇の承和三年本郡の空間地一百三十町を橘半繼に賜ふ、和名抄に、八多(ハタ)日置(ヒオキ)島抜(シマヌキ)民太(ミノダ)神戸(カムベ)須可(スガ)小川(チガハ)吳部(クレベ)宮野(ミヤノ)餘戸の十郷あり、元祿國一志に作り、後之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

イチジハイリヤウ　一字拜領　名義　君主より偏諱を授けらるゝをいふ、下の一字を授けらるゝこと普通なれども、又稀には上の一字を授けらるゝことあり、又將軍一代の間に、父に下の一字を授くれば、其子には上の一字を授くるなどのことあり(類聚國史室町幕府の時は、字を折紙に書し、太刀紙を添へて盃酒の時、將軍自ら賜ひ、偏名を左手にして退出す、鎌倉管領にては偏名は元服の時に、折紙に名乘のみ書せしを賜ひ、之を受けて懷に入れ後ち盃酒を與ふ、江戸幕府の時は、三家、三卿、家門、國主、大名皆將軍の偏名を賜ひ、御前元服の時、一字の折紙を硯蓋に載せ、月番老中これを渡す、畢て官位叙任あり、奏者番を以て、獻品の目錄を呈して御禮を申上ぐれば、酒肴出で、將軍先飲て盃を賜ひ、又小刀を賜ふ、三獻畢て盃を以て退出す、一字の折紙は時代と家の格とにより、料紙認方一定せず、大概室町時代は杉原、江戸時代は、越前奉書を竪に折りてそれに年號月日名列某殿と書す(別圖參看)禮物又同じからず、室町時代は、官位の禮物を紙で作り太刀、黃金一枚、卷物、馬一匹、大御所、若君なれば井に禮物を呈し、御臺、簾中へも同樣なり(地原沿革　治承四年十月源頼朝、小山七郎宗朝(十四歳)に自ら着服を加へて朝の一字を給ひしに、武將偏名を賜ふ始めにして、後醍醐天皇の時、天皇足利高氏に尊の一字を賜ひしに、天皇が一字を賜へる濫觴なり(尊氏に偏諱を賜ふことは正史に所見なくも恐くは事實なるべし)義滿以後將軍加冠命名の時には、天皇親しく宸筆を染めて之を賜ふ、德川氏、亦其例を追ひ自筆を賜ふ、逐例元服の時に賜ひしも、室町時代中世以後は、遂授するもの多し、又中年以後の人にても、其請により或は驅心な買はんが爲めに、一字を授くることあり(鹽尻、柳營秘鑑、一字拜領考)

イチジハン　一字版　活字版のことをいふ、文祿五年版の蒙求の奥書に、一字版云々とみえたり、「クワツジバン」參看、

イチジン　一人　天皇を申す、職員令に、師範一人、儀形四海、禮記玉藻に、凡自稱天子、曰予一人と云ひ、注に一者無對之稱とあり(令義解、官職雜義)

イチジヤウ　伊治城　地原沿革　栗原郡葛塚生野村なりと云へり、一の道川と二の道川と合流する所に據りてあり、其舊址は方六七町にて、地形略圓形を成せる岡野にて、西南高く、北を前面とし、東南一帶の地は、古は大沼にてイヂ沼といひし由なりと云ふ(地原)蝦夷を防拒せんが爲めに、稱德天皇神護景雲元年十月始めて作る(沿革)三年二月坂東八國に令して、部下の百姓の此地に移住することを奬勵す、六月浮宕百姓二千五百餘人を伊治村に移す、光仁天皇寶龜十一年三月伊治公呰麻呂反し、按察使參議紀廣純を伊治城に殺す、鄰で

呰麻呂を討して城を復す、相武天皇延曆十五年十一月相、武、上總、常、陸野、出羽、越後等の民九千人を移して伊治城に置かしむ、續來史錄に見えず、廢絕の時明ならず(栗原郡舊地考、伊治城考)

イチジヨウ井ン　一乘院　新考　大和國添上郡奈良興福寺內(今の登大路町奈良裁判所は卽ち其舊址なり)地原沿革　興福寺寺務門跡にして、定昭大僧正の創建なり、定昭は小一條左大臣師尹の子、安和二年東寺四長者の始めとなり、永觀元年に寂す、門跡傳に、南都一乘院本願法務、又興福寺、又金剛峰寺別當東寺長者、顯密兼學とあり、九代信圓大僧正の時大乘院を兼帶せしが、門弟良圓に一乘院を讓與せしより以來、大乘院と交々興福寺別當となり、法務相承して玄圓(後醍醐皇子)尊覺(後陽成皇子)眞敬(後水尾皇子)尊昭(靈元皇子)尊映尊誠尊雅等の法親王入嗣あり、明治に至り華族に列し男爵を授けられ、水谷川と稱す、寺は廢絕す、いまその歷代を左に掲ぐ(「モンセキ」參看(門跡傳、大和志、華族名鑑)

○定昭—定好—眞範—頼信—頼尊—覺信
　玄覺—覺英—覺識—信圓—良圓—實信
　實靜—信昭—隆信—覺憲—覺昭—良信
　良覺—信助—覺實—玄圓—實玄—良玄
　良昭—玄昭—良兼—昭圓—教玄—信玄
　良譽—覺譽—覺慶—尊勢—尊覺—眞敬
　尊昭(初名尊映)—尊映—龜代宮—尊誠—尊常
　尊雅—忠起—(廢亡)

イチジヨウシクワン井ン　一乘止觀院　延暦寺の根本中堂を云ふ、止觀を爲す堂なる故に名づく、一乘とは法華經の一乘法を云ふ、成佛の道唯一なる故に名づく、止觀とは四種の三昧、卽ち常行三昧、常坐三昧、半行半坐三昧、非行非坐三昧を修するを止と云ひ、一心三觀を修するを觀と云ふ、天台宗にて釋定(止)智慧(觀)を一乘止觀と云ふなり(法華經講義)

イチジヨウガダニヂヤウ　一乘谷城　地原沿革　文明三年五月朝倉敎景、坂井郡黑丸より此に移り城を築きて本國を治む、是其始めなり、四代義景の時、織田氏と屢々戰ひ、遂に天正二年織田氏の爲めに亡ぼされ、織田氏桂田長秀を置て守らし、同年魚住景固等の爲めに亡ぼされ、城遂に廢す(古蹟、國郡沿革考)

イチジヨウシンヤウ　一事兩樣　一の事を二樣に申述ぶるを云ふ、鎌倉時代の用語、沙汰未練書に、事與詞違目也とあり、

イチゾク　一族　同じ血すぢの者、又は同じ氏の者、又は一家眷族の者をいふ、奥州後三年記に、武則が孫、荒河太郎武貞子眞衡が富有の寄、過分の行跡より起りて、一族ながら郎從となられし秀武、深き怨を含みて合戰を致す云々とあり、

イチダ　一駄　馬一匹に負はする荷物の分量、主稅式によれば、凡一駄の荷率れ絹七十匹、絲三百絢、絹三百屯、調布三十端、庸布三十段、商布五十段、銅一百斤、鐵三十廷、鍬七十口となす、また雜式によれば、凡そ公私の運米五斗を俵となし、三俵を駄と爲す、其他の物は此に准ずと見ゆ、江戸時代に至り馬一匹の一駄は三十六貫目、輕尻一駄は十八貫目と爲せり(延喜式、慢言集覽)

イチダイイチガウ　一代一號　天皇在位一代の間、年號を一に定め置きて改めざるをいふ、桓武天皇以後數代、この制なりしに、其後吉凶の兆に從ひ屢々改號す、慶應四年九月八日、今上天皇卽位大禮後、年號を明治と改め、自今一代一號たるべきことを定め、左の詔書を布告す(法令全書)

詔體ニ太乙ニ而登ル位、膺ル錄命ニ以改ル元、洵聖代之典型、而萬世之標準也、朕雖ニ否德、幸賴ニ祖宗之靈、紹承ニ鴻緒、躬親萬機之政、乃改ル元欲ス與ニ海內億兆ニ更始ニ新、其改ニ慶應四年ヲ爲ニ明治元年ニ、自今以後革ニ易舊制ニ一世一元、以爲ニ永式ニ、主者施行、

明治元年九月八日

イチダイイチドノニワウヱ　一代一度仁王會　名義　天皇卽位紫宸殿武德殿以下三十一堂、或は三十四、三十六堂の時あり)及び五畿七道六十六ヶ國にて仁王護國般若經を講修するを云ふ、天皇卽一代に、一度修する仁王會なる故に名づく(儀式)大臣勅を奉じて日時を勘申し、行事九人、堂莊殿の人六人、裝束僧房の人を定め、三十一堂の僧名を定め、上卿文章博士をして咒願を奏聞し、官符を以て其咒願を諸國に下す、當日は大極殿に行はれ、堂莊嚴、堂童子、行道以下儀式御齋會に准じて行ふ(地原)聖武天皇神龜六年六月、宮中並に五畿七道に修せしめしは、一代一度仁王會の濫觴なるべし(四宮記、江次第、公事根源)長和二年(白河)大治元年正月(崇德)康治二年十月(近衛)仁安二年十一月(六條)文治四年五月(後鳥羽)嘉祿元年十月(後堀河)建長四年六月(後深草)等に行はれし後、小右記、水左記、永昌記、古記、兵範記、玉葉、明月記、百錬抄等に見えたり、

イチダイイチドノホウヘイ 一代一度奉幣 〔名類〕天皇即位の年、使を諸社に遣はし神寶を奉り、天下の政を知る事を告ぐるをいふ、大神寶使、又は一代一度大神寶使ともいふ〔類聚式〕此日天皇沐浴して石灰壇に御し、先伊勢神宮を拜し終て諸社の幣帛、神寶を發遣す、伊勢は使王、宮中京中の社は殿上人、畿内は諸大夫、七道は藏人所の雜色を使とす〔扶桑略記〕清和天皇貞觀元年正月、醍醐天皇昌泰元年並に天下の諸社に神寶を奉る事見えたれども、一代一度大神寶の名は、朱雀天皇承平二年始めて見ゆ、後一條天皇寛仁元年神寶を四十八所に奉る、鳥羽天皇天永以後、奉幣の禮典の如くならず、用途不足し、二年三年若しくは五六年を後る〻事あり、後嵯峨天皇寛元三年の時は、諸國を貪め催して、僅に其用を足せりといふ、後花園天皇永享三年廢せられ以後遂に廢絶す（平安通志）

イチダイエウキ 一代要記 〔卷類〕十冊本又は三十冊本ありて一定せず改定史籍集覽一冊に收む〔類聚國史〕天皇一代毎に在位中の大事件、皇后、妃嬪、皇子、皇女の事を記し插圖、太政大臣以下公卿の補任年月を明に記載す、流布本は、卷首及び武烈繼體安閑敏達用明五帝紀は闕けて傳はらず、第二十代允恭天皇の記（水戸本以下の諸本同）より始まりて、第九十四代花園天皇に至るまでを記す、又歷朝要紀の凡例に、一代要記不レ知作者、上自三神武天皇一下至三花園天皇一止、とあり、改定史籍集覽には、景行成務仲哀仁德履仲反正の殘闕逸文を補へり〔名類〕初の名詳かならず、水戸光圀一代要記と名づけし說あり、季連宿禰紀に、一代要記者、自二金澤貞藏一所レ出也、此記奥書稱、跡絶不レ知之處、水戸中納言光圀卿令レ寫給、依無號レ名二一代要記一之由、或人所レ語也、不レ知其實否一、と見えたり〔類聚〕詳かならず、或說に一條兼良の撰なりと云へど、年立抄と異なりと（一代要記、己亥叢說）

イチダイクワンジンノウ 一代勸進能「クワンジンノカ」を見よ、

イチダイシリツク 一代士族 明治初年其身一代限り、士の資格となるをいふ、各藩に於て制度異なれり、後に終身士族の制を設けてより廢せられ、九年内務省の伺出しに、一の字義に就き太政官の指令に、一代は其著家督中をいふとい〻り（法令全書）

イチデウアキヨシ 一條昭良 〔系類〕初め兼道、後ち昭良と改む、制禁して惠觀といふ、法名智德院〔系類〕後陽成天皇の第九子、母は中和院と稱す、關白一條内基嗣後陽成天皇の第九子、母は中和院と稱す、關白一條内基嗣なきを以て入て嗣となる〔類聚〕慶長十年四月誕生、十四年正月一條家の嗣となる、十二月正五位に叙し元服す、後ち右近衛少將大納言内大臣等を歷して、寛永六年八月關白となる、内覽牛車兵仗等を聽さる、同年十一月攝政に改め補せらる、正保四年氏長者曜身兵仗等を聽さる、慶安四年九月辭す、翌年八月剃髮す、寛文十二年二月十二日薨す、年六十八、東福寺に葬る（公卿補任、野史）

イチデウイヘツネ 一條家經 〔系類〕後光明峯寺と號す、一條殿ともいふ〔類聚〕關白實經の第三子〔類聚〕文永四年二月内大臣と爲り、五年十二月右大臣に轉じ、六年四月左大臣に進む、十一年六月攝政に任ず、建治元年十月攝政を辭む、永仁元年十二月十一日薨す、年四十六（公卿補任、尊卑分脈、大臣補任）

イチデウイ井ン 一條院 〔別名〕京都二條の南、大宮の東二町に在り、葉殿は一條大宮下る東側桑原殿町に當れり○里内裏の一〔類聚〕内裏の一

イチデウチザネ 一條内實 〔系類〕後鳥羽の關白實經の子〔類聚〕文永四年正月内大臣と爲り、五年十二月右大臣に轉じ、六年正月左大臣に進む、十一年六月攝政に任ず、建治元年十月攝政を辭す、弘安七年五月出家、同年七月十八日薨す、年六十二（公卿補任、大臣補任）

イチデウチモト 一條内基 〔系類〕自淨心院と號す〔類聚〕關白房通の子、母は宰女房、兄冬冬の後を嗣ぐ〔類聚〕天正三年十一月參進して内大臣に至り、四年十一月右大臣に轉じ、五年十一月左大臣と爲る、九年四月關白に補せらる、十年六月從一位に叙せらる、十二年十二月職を辭す、十六年七月二日薨す、年六十四（公卿補任、知譜拙記、大臣補任）

イチデウカネカ 一條兼香 〔系類〕後圓成寺殿と號す〔類聚〕關白兼輝の男、實は房輔の末子〔類聚〕元祿五年十二月十六日生る、右少將より權中納言權大納言を經て、享保七年内大臣に任じ、十一年右大臣となる、十三年東宮の傅を兼ね、十七年十二月從一位に叙せらる、元文二年八月關白となり、氏長者牛車兵仗を聽さる、延享三年二月太政大臣に任ず、四年五月攝政となる、寶暦元年七月太政大臣

大臣補任）

イチデウウチツネ 一條内經 〔系類〕内大臣内實の長子〔類聚〕參議大中納言を經て正二位に叙せらる、文保元年八月左大將を兼ぬ、二年八月内大臣と爲り同年十二月關白に補し氏長者となる、元亨三年三月關白を解く、正中二年十月期日薨す、年三十五（公卿補任、尊卑分脈、大臣補任）

イチデウウチフサ 一條内房 〔名類〕初め冬經、後ち兼輝と改む、法名圓成寺と號す〔類聚〕敎輔の男〔類聚〕慶安五年四月十三日生る、萬治三年三月二十三日元服、正五位下に叙す、禁色昇殿を聽す、其後左近少將より權中納言權大納言を經て、寛文十二年閏六月内大臣と爲り、翌年右大臣に轉ず、天和二年二月關白と爲り、氏長者、内覽牛車隨身兵仗を賜ふ、貞享四年三月攝政と爲る、元祿三年之を辭す、寶永二年九月薨ず、年五十四（公卿補任）

イチデウウチモト 一條内基 〔名類〕自淨心院と號す〔類聚〕關白房通の子、母は宰女房、兄冬冬の後を嗣ぐ〔類聚〕天正三年十一月參進して内大臣に至り、四年十一月右大臣に轉じ、五年十一月左大臣と爲る、九年四月關白に補せらる、十年六月從一位に叙せらる、十二年十二月職を辭す、十六年七月二日薨す、年六十四（公卿補任、知譜拙記、大臣補任）

イチデウカネカ 一條兼香 〔名類〕後圓成寺殿と號す〔類聚〕關白兼輝の男、實は房輔の末子〔類聚〕元祿五年十二月十六日生る、右少將より權中納言權大納言を經て、享保七年内大臣に任じ、十一年右大臣となる、十三年東宮の傅を兼ね、十七年十二月從一位に叙せらる、元文二年八月關白となり、氏長者牛車兵仗を聽さる、延享三年二月太政大臣に

（押花瓦兼）

任ず、四年五月攝政となる、寶暦元年七月太政大臣隨身兵仗を辭し同日准三宮國身兵仗を賜はる、同八月二日薨ず、年六十（公卿補任、大臣補任）

イチデウカネテル 一條兼輝 一條内房（イチデウウチフサ）を見よ、

イチデウカネフユ 一條冬經 〔名類〕後四明寺關白と號す〔類聚〕關白房通の子〔類聚〕天文十五年七月參進内大臣となる、十六年二月右大臣に任ず、二十年五月從一位に叙せらる、二十二年正月關白に補し、左大臣に轉ず、二十三年二月期日薨す、年二十六（公卿補任、大臣補任）

イチデウカネヨシ 一條兼良 〔名類〕桃華老人、桃華野人、また三條老人ともいふ、法名覺惠、後成恩寺と號す、世に一條禪閤と號す、而して兼良俗にカネラと訓す、誤なり〔類聚〕從一位關白經嗣の二子、見經輔病む、兼良代て父の後を繼ぐ〔類聚〕應永二十八年七月内大臣と爲り、三十一年右大臣、永享元年左大臣と爲り、從一位に叙せられ、四年八月攝政に任ず、翌年辭す、文安三年正月太政大臣を拜し、四年六月關白氏長者となる、享德二年職を辭す、請して三宮に准じ、食邑三千戶隨身兵仗及び年官年爵を賜ふ、長祿二年之を辭す、應仁元年五月關白再補、文明二年辭す、十三年四月二日薨ず、年八十、兼良博學多聞光も朝典に熟し、神道に通じ、佛典を明にす、當時推して才學絶倫となす、性和歌を好み、曾て勝欲新玉集二十卷を著述し、勅撰に擬せんと欲す、細川山名の亂に紛失す、兼良曾て謂ふ、我れ菅相丞に勝れるもの三あり、曰く攝家、曰く太政大臣、曰く廷喜以後の事を識すと〔類聚〕新玉集、筆占、公事根源、文明一統記、樵談治要、東齋隨筆、桃華老人、桃華野人、花鳥餘情、代始和抄、年立抄、連珠合璧、雲井雁、小夜衣、二判問答等あり（公卿補任、大臣補任、野史）

イチデウクワンバク 一條關白 一條實經（イチデウサネツネ）一條忠良（イチデウただよし）を見よ、

イチデウサキノダイジヤウダイジン 一條前太政大臣 一條實家（イチデウさねイエ）を見よ、

イチデウサダイジン 一條左大臣 源雅信（ミナモトノマサノブ）を見よ、

イチデウサネイヘ 一條實家 〔名類〕一條殿と號す〔類聚〕家經の弟〔別名〕嘉元三年閏十二月内大臣に歷任し、德治元年六月辭す、同年十二月太政大臣となり、延慶二年十月罷む、正和三年正月十七日薨す、年六十六（公卿補任、大臣補任）

イチデウサネツネ 一條實經 〔名類〕後明寺關白と號す、また一條と稱す、法名行祚〔系類〕姓は藤原氏、攝政道家の三子、一條氏の祖、建仁元年十月參進して右大臣と爲り、寛元二年六月左大臣に轉じ、四年正月關白に補し、氏長者、内覽隨身兵仗等の宣下を賜ふ、同年二月後深草天皇の踐祚に依り、關白を改めて攝政と爲り、從一位に叙せらる、寶治元年正月攝政を罷む、文永二年閏四月關白に補す、四年十二月關白を辭す、弘安七年五月出家、同年七月十八日薨す、年六十二（公卿補任、大臣補任）

イチデウセツシヤウ 一條攝政 藤原伊尹（フヂハラノコレただ）を見よ、

イチデウゼンカフ 一條禪閤 一條兼良（イチデウカネヨシ）を見よ、

イチデウダイジヤウダイジン 一條太

の始めて築き居りし第宅にて、法性寺大臣爲光もまた此に住す、榮花物語に、一條のおほきおとゝ爲光の家は、女院（東三條院）うつらせ給て、いみしうつくらせ給て、みかどの後院と覺しめすなるべし、とあり、一條天皇長保三年十一月内裏火災の後一日、この院に遷御あり、寛弘六年十月四日火災に罹る、七年二月再造、十一月十一日成りて遷幸あり、八年五月此院に於て位を三條天皇に讓り、其六月二十二日崩御す、後世廢頽す（山城名勝志、平安通志）

イチデウウヂ 一條氏 姓は藤原、九條道家より出づ、道家の三男實經京都一條に居せしを以て氏となす、又絲花と號す、一條坊門を絲花坊と稱するを以てなり、實經寛元四年攝政、文永二年關白となり、道家の所領宣仁門院以下の田園を受けて、九條、二條、一條三家の嫡家となる、幣帛世々攝政關白となせり、五攝家の一なり、明治維新に際り華族に列し公爵を授けらる（尊卑分脈、知譜拙記、系類）

○實經―家經―内實―内經―經通―房經

經嗣―兼良―敎房―冬良―房通―敎冬

内基―昭良―敎輔―兼輝―道香

輝良―忠良―實通―忠香―實良―忠良

實輝

イチデウウチザネ 一條内實 〔系類〕後鳥羽の關白實經の長子、母は二位中將良心院と號す〔類聚〕攝政家經の長子、母は二位中將良嗣の女〔別名〕參議中納言を經正歷五年十一月大納言、永仁元年正月正二位に叙せらる、六年九月右大將を兼ね、十月右馬寮御監となる、正安二年正月左大將に轉ず、乾元元年十一月内大臣と爲り、嘉元二年十二月十七日薨ず年二十九（公卿補任、尊卑分脈、

政大臣　藤原公經（フヂハラノキンツネ）を云ふ、

イチデウタダヨシ　一條忠良　名流　一條殿と號す　摂政　鎌倉の男、摂政　建安永三年三月二十二日生る、權大納言を經て明和八年正月内大臣に任じ、左近衛大將を兼ね、左馬寮御監と爲る、寛政八年十二月右大臣に任ず、大將元の如し、九年三月隨身兵仗を賜ふ、文化六年三月東宮傅を兼ね、文化十一年四月左大臣に轉ず、同九月關白と爲り、氏長者、兵仗牛車を聽す、尋で東宮傅を辭す、文政六年三月職を辭す、十一年九月、三宮に准じ年官年爵、食邑三千戸を賜ひ隨身兵仗をゆるす、天保八年六月三日薨ず、年六十四（公卿補任）

イチデウツネツグ　一條經嗣　名流　成恩寺と號す　摂政　關白冥基の末子、權大納言房經薨じて嗣なし、後て其後繼ぐ　摂政　嘉永元年八月從三位となり、累進して權大納言となり、永徳四年左近衛大將を兼ね、嘉慶二年五月、内大臣、明德二年從一位に叙す、應永元年六月左大臣に轉じ、同年十一月關白に補す、五年四月再補、十五年文關白を拜す、十七年十二月復還補す、二十五年十一月十七日薨ず、年六十一、和漢の學に通じ頗る世の尊崇を受く（公卿補任、大臣補任、野史）

イチデウツネミチ　一條經通　名流　後芬陀利花院と號す　摂政　關白内經の子　摂政　建武二年十二月内大臣に任じ、四年七月左大臣に轉じ、暦應元年五月關白氏長者となる、二年十二月左大臣を辭し、康永元年正月從一位に叙す、尋で關白を辭す、貞治四年三月十日薨ず、年四十九（公卿補任、大臣補任）

イチデウテンワウ　一條天皇　名流　御名は懐仁、法諱慈覺　摂政　御　摂政　第一皇子、母は東三條院藤原詮子、第六十六代の天皇　摂政　天元三年六月降誕、永觀二年八月華山天皇の皇太子となる、寛和二年六月華山天皇神器を捨て、宮外に出で給ひしかば、外祖父兼家參内して急に讓位の儀を行ひ、七月即位し給へり、在位二十五年にして、寛弘八年六月位を三條天皇に讓る、次で太上天皇の尊號あり、幾干もなくして一條院に崩ず、年三十六、圓城寺に葬る（神皇正統記、皇年代略記）

イチデウテルヨシ　一條輝良　名流　後得成院前關白と號す　摂政　道香の男　摂政　寶暦五年十一月七日生る、權中納言、權大納言を經て明和八年四月内大臣に任ぜられ、安永四年隨身兵仗を賜ふ、天明七年五月左大臣に轉じ、寛政三年八月關白と爲り、氏長者、隨身兵仗を賜ひ、牛車を聽す、七年十月九日四日薨ず、年四十（公卿補任、大臣補任）

イチデウドノ　一條殿　一條實經（イチデウサネツネ）或は四圓寺公經（サイヱンジキンツネ）を見よ、

イチデウニシドノ　一條西殿　摂政　在山城國京都土御門西濠院　摂政　嘉祿元年二月關白家實の第宅、承元四年正月遠譴盛成して移徙す、貞應二年後高倉天皇行幸ありて五月十四日御殿にて崩御す（山槐名勝志）

イチデウノリスケ　一條教輔　名流　後唯心院と號す　摂政　關白昭實の子　摂政　慶安三年十二月内大臣に任じ、承應四年正月右大臣に轉じ、萬治二年十二月薨ず、年七十五（公卿補任、大臣補任、大臣補任）

イチデウノリフサ　一條教房　名流　妙華寺と號す　摂政　太政大臣冬良の長子　摂政　永享十一年三月參議從三位となり、累進して左近衛大將内大臣となり、康正元年八月右大臣、長祿元年六月左大臣に進む、二年十二月關白となり、尋で從二位に叙す、三年左大臣を辭し、寛正四年關白を辭す、應仁二年亂を避けて土佐に赴く、或は云ふ兵庫に住すと、文明十二年十月五日薨ず、年五十八（公卿補任、尊卑分脈、野史）

イチデウフサミチ　一條房通　名流　唯心院と號す　摂政　房家の子、冬良の後を繼ぐ　摂政　天文八年八月内大臣に任じ、十年正月右大臣に、翌年閏三月左大臣に轉ず、十四年六月關白に補す、十七年十二月關白を辭す、弘治二年十月三十日薨ず、年四十八（公卿補任、尊卑分脈）

イチデウフシミドノ　一條伏見殿　摂政　在山城國京都上京區御所の北境に當る○仙洞御所の一　摂政　もと三條公光の亭なりしが、嘉吉元年冬より康正年間に至る十餘年間、後花園天皇の皇居と爲り、降りて天正慶長の頃仙洞御所となる（山城名勝志）

イチデウフユヨシ　一條冬良　名流　後妙華寺と號す　摂政　太政大臣冬良の第二子　摂政　文安の後を繼ぎ、文明六年從三位翌年三月權中納言に任ず、十一年權大納言從二位となる、十二年左大將を兼ね、十八年十二月内大臣、長享二年八月關白氏長者となる、延德四年正月從一位に叙す、明應二年正月太政大臣となり、三月關白を辭す、六年十月關白に再補、文龜元年六月薨ず、永正十一年三月二十七日薨ず、年五十一（公卿補任、大臣補任、野史）

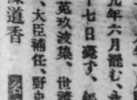
（冬良寄花押）

イチデウミチカ　一條道香　名流　得成院前關白と號す　摂政　右大臣兼香の男、母は宗の女

勝　摂政　享保七年十月十日生る、右少將權中納言雅大納言を經て元文三年内大臣となり尋で右大臣となる、四年正月一上と爲る、延享二年左大臣に、翌年關白氏長者と爲る、寶暦七年三月職を辭す、明和六年九月三宮に准じて年官年爵食邑三千戸を賜ふ、同月九日薨ず、年四十八（公卿補任、大臣補任）

イチデウリウ　一條流　淨土宗の一派、京都一條淨華院の僧然空の創めたる故に名づく○然空は醍醐僧姓は阿部氏、十二歳の時延暦寺に入りて永存に師事し、後ち鄙主禪師瓦忠の緣居に養し、遂に淨土教の宗義を面受す、後ち一義を立て、四谷に居住す、故に四谷流といひ、尋で一條の淨華院に住せるを以て、また一條流と稱す、永仁五年六月十一日歿す（傳燈人名辭書）

○瓦忠——鎌倉時代——說野——宗心——說法——教法

イチデン　一殿　王朝時代に於ける刑名、官人にこれを課す、私罪には銅十斤、公罪には銅二十斤を出すを云ふ、十斤は即ち杖罪一百、二十斤は徒一年の贖なり、上中の考より以下は一殿に準じて一等を降し、若し當年勞劇當より以下は一殿に準じ、ならば一殿を減ず、

イチデンリウ　一傳流　丸目主水正の創めたる居合術の流派○主水正、何國の人を詳かにせず、壯より刀法を好み、技刀居合に通じ、其妙旨を究む、臨機應變其右に出づるものなし、自ら一傳流と稱す、門人甚だ多し（武藝小傳、武術流派錄）

○丸目主水正——國家彈左衛門——淺野貞久——淺山內藏助（淺山一傳流祖）

イチドノ　一殿　風を云ふ、カムナギを見よ、

イチニミツボシ　一二三星　紋所の名、毛利氏は大江廣元より出づ、毛利氏は大江廣元より出づ、大江廣元は、平城天皇の皇子一品阿保親王より出づ、しを以て、鎌倉に下向の後、一品親王の末裔と云ふの紋を以て、一品と書して儀零とす、後ち一品を悼りて第一に三ツ星となせしが、實は一品の意なりしと云ふ、永井氏同じく廣元より出てしを以て之を用ふ（諸家紋起抄）

イチニン　一任　摂政　地方官執職の一定の任期を云ふ、摂政　大寶元年に定めて六年とす、慶雲三年二月一度に四年に改む、天平寶字二年十月國司を六年とし、也法は四年とす、寶龜十一年八月太宰府管内の國司は五年とす、大同二年十月一般に六年とす、弘仁六年七月四年に改め、太宰府管内を五年とす、天長元年八月諸國司分以上を六年とす、承和二年七月國司の年限を四年となす、是より以來は諸國四年、太宰府管内は五年と定まりて[illegible]なし（令義解、續日本紀）

イチニンヤク　一人役　室町時代に行はれし武士の課役、長曾我部元親式目に、諸侍の役の事、銀役に定む、但物成米五十石に付て一人役なり、一人に付き銀二分五厘宛、正月十六日より六月限迄跡拂之儀者、米にても、銀にても、勝手次第たるべき事」とあり、

イチニラフ　一二臘　六位職人の定員四人の中、第一を極臘と云ひ、第二を差次、第三を氏藏人、第四を新藏人と云ふ、此の内の極藏及び差次を一二臘と云ふ、詳しくは各條を見よ（職原抄）

イチネイ　一寧　摂政　一山と號す、宋後國師の號を贈る　摂政　宋國台州淸氏の子　摂政　初め律天台を學びしが、去て禪を慶東叟照寂翁鶴極三師に學ぶ、元の宋を滅すに及び、法を祖印寺に開く、居ること十歳補陀山に移る、我文永十一年弘安四年元の兵我邊境を侵す、神威力を合せて元軍敗く敗る、元主野心止まず奇謀百出す、我邦人俘虜を貴ぶと聞き、一寧を國賓として來らしむ、時に正安元年なり、執權北條貞時怒りて伊豆に配す、既にして巨福寺の主となす、後ち圓覺淨智の二寺に移る、後宇多天皇一寧の德望を聞きて召す、寧召に應ず、圓規應嘗山に入る、上皇菅遇頗る厚し、文保元年十月病む、上皇時々問候す、二十五日薨ず、上皇疑窒に擧げ爲を書して家に別る、年七十二、上皇疑窒に擧して謚奏す（元亨釋書、水鏡高僧傳）

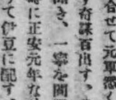
（一寧寄花押）

イチネンギ　一念義　淨土宗の一派、皮聖拳西を祖とす、成覺上人は法然上人の高弟なり、其主唱する處は、彌陀の本願を指して一念といひ、凡夫の信心、彼の佛智の一念と相應じ、契合すれば、能信所信相一致し、能度所度一體となる、凡夫の淨土に往生すべき樂邪の決定するは、實に此一念の時にありとす、一念の時既に往生の業事成就すれば、多念の稱名敢て要する處にあらず、凡そ聖道諸行に聖願にして、淨土の念佛は凡願なり、故に聖道諸宗の一念成佛に等しく、淨土宗の正意も、一念往生にあり、凡夫の信心は佛智の一念と相應じ、能所不二の一念相續して眞實報土に往生すと立てゝ、法然の師譽を隱さざるが故に、他流之を評して、一念義の邪義異執となす、晩年下種に赴き其義を弘め、又其說一時絶後に盛んなりき、法本行空、亦法然の弟子

にして、幸四と同じく一念義を主張せり、浄土宗(ジヤウドシユウ)參看(日本佛教史綱)

イチノアジヤリ 一阿闍梨 東寺の阿闍梨中、尤も高位なるものを云ふ、

イチノイヘ 一家 執柄家、即ち攝政關白たる人の家をいふ、攝關は必ず一座の宣旨を蒙る故に、一ノ人と稱し、又一ノ所と云ふ(職原抄)

イチノカミ 一上 左大臣を云ふ、官中の事は悉く左大臣之を統領す、故に一上と名付く、而して左大臣たる人、關白を兼ぬる場合には、右大臣を一ノ上といふ、これ左大臣に代りて、一切の事を統轄するを以てなり(職原抄)

イチノカミノキヨ 一上之擧 左大臣(若くは右大臣)が、官の史に任ずる人を一ノ上より擧出するなり(羽倉考)

イチノカミノセンジ 一上宣旨 一ノ上となす宣旨をいふ、左大臣(若くは右大臣)之を蒙る、「イチノカミ」參看、

イチノゴケミ 一五檢見 江戸時代、上野國高崎近村の檢見法、田毎に一々標準を立てゝ上中下に分ち、根取を用ひ計算して增減を爲すなり、其一の五とは五割の取米ゆゑに名づく(地方凡例錄)

イチノジニワリキキヤウ 一之字割桔梗 紋所の名、植村新六、德川浩康に仕へて四將の一人となる、時に安部彌七郎不意に岡崎城にて浩康を殺す、新六直に彌七郎を組み伏せて之を殺す、年僅に十八、家康其功を感じ、植村は天一の忠臣との仰ありて、正及び家の一字を賜ひ出羽守となす、元來植村氏は桔梗の紋なりしが、是より一字に割桔梗を用ひしと云ふ、

イチノジゼニ 一字錢 錢貨の一種、元文寛保の間に出づ、或はいふ、紀州一ノ瀬の鑄造する所と(新寛永錢譜)

イチノジヤウケイ 一上卿 官廳にて首座に着くべき公卿を云ふ、即ち左大臣をいふ、一上(イチノカミ)、左大臣(サダイヨン)參看、

イチノシヤウニン 市上人 空也上人をいふ、天慶元年の時、空也京都市店に於て彌陀を唱へ、衆人を勸化せしより、人呼びて市上人といふ、「クヤ」參看(元亨釋書)

イチノセキ 一關 新潟縣陸中國磐井郡・福島縣 爲治三年八月田村宗長兄伊達綱宗より、叔父宗勝と共に槻田三萬石を分封せられ、陣屋を置きて此地に治す、寛文十一年四月宗勝封を除かる、元祿七年八月田村建顯當米七百苞を弟顯寛に分封す、爾後子孫相繼て明治維新に至る(德川加除封錄、明治政覽)

イチノタイ 一對 上臈の名、女房官品に、御つま、これも上ろふのかうする名也」とあり、女房の部屋を對の屋と稱して、一、二、三等の對屋あるを以て是れより轉稱せしならん(東夷物語)

イチノダイジン 一大臣 左大臣(サダイヨン)を見よ、

イチノタイヤ 一對屋 對屋(タイヤ)を見よ、

イチノタニ 一谷 名兜の名、美濃國菩提城主竹中半兵衛重治の用ひしもの(武陸叢話)

イチノタニノタカヒ 一ノ谷戰 新潟縣陸中國磐井郡・福島縣 藤原泰衡、國衡の兵を率ひて、一ノ谷に陣を張り、東西に三谷あり、各谷の長さ三四町に過ぎず、一ノ谷上に皇居の跡あり(奥州名所圖會、寿永二年七月平氏の一族等源義仲の兵に破られ、終に安德天皇を奉じて西國に赴き、九月讃岐に着し行宮を屋島に營む、山陽南海の地又平氏の有に歸す、三年正月屋島より攝津に移り、一ノ谷に據りて兵を集む、此時に當り源範頼、源義經等源頼朝の命を以て京師に進入し、終に木曾義仲を殺し、正月二十九日兩將平氏追討の爲めに西國に赴き二月五日攝津に着す、範頼五萬六千餘騎にて大手に、義經二萬餘騎にて搦手に向ひ三草山の東に陣す、平軍實盛有盛七千餘騎にて三草山の西に陣す、新田氏の軍は熊谷直實平山季重を先陣として鵯ふ、飛脚守景綱平盛七兵衛景清等之を拒ぐ、次で範頼の大軍襲來す、然れども平軍能く拒ぎ、容易に破り難し、時に義經前日より諸將と議し、夜襲して平有盛平實盛を擊破し、一ノ谷の後山鵯越に着し、三浦義連巳下の勇士と鵯越の險阻を越えて攻撃す、平軍不意に驚き周章終に敗走す、平重衡、但馬前司等を生擒し、平通盛平忠度平經俊以下七人を討殺す、其他殺生算なし、平氏遂に船に乘じて四國に奔走す(吾妻鏡、源平盛衰記、平家物語)

イチノツカサ 市司 京都市内の事を掌る、即ち市店の財貨、交易、器物の眞僞、度量の輕重、賓賀の估價、非違を禁察する事を掌る、京職の下に屬す、唐名市署、東西の二市に分たる、東は七條坊門の南、七條の北、櫛笥の西、大宮の東、西は左女牛の南、猪小路の北、櫛笥の西、油小路の東、正、各一人長官にて蔵人所の出納(蔵人所の下司)等之に任ず、佑判官にて各一人、從七位下に相當す、正の下に錄す、令史主典にて各一人、其外價長五人、物部二十人、使部十人、直丁一人各附屬す、大寶令制定の時之を置き、爾後變ることなしと雖

も、政權武門に歸してより、只空名を存するのみなりき(令義解、職原抄、百寮訓要抄、有職雜事抄)

イチノトコロ 一ノ所 執柄家を云ふ、一家(イチノイヘ)を見よ、

イチノナイジ 一內侍 勾當の內侍を云ふ、「コウタウノナイシ」を見よ、

イチノヒト 一人 攝政關白をいふ、攝關たる人の必ず一座の宣旨を蒙るが故なり、また一ノ所とも云ふ(職原抄)

イチノミヤ 一の宮 名義 其國に於ける第一の神社、各國に一つ宛あり 起原沿革 起原詳かならず(一)四季物語には、光孝天皇の仁和年間諸國に一宮をおくといひ(二)神學類聚には、崇神天皇の時定められし天社國社を一宮といひ、垂仁天皇の時置かれし國社を二の宮といふ、又一說に、天社を一宮、國社を二宮といふ云々といひ(三)神社考には、醍醐天皇の時、延喜神名式制定ありしより以來、神祇官又は國司等より布告すべきことある場合に、悉て各國に一社を定めおき、其社人に告知して、更に國內の社人に傳達せしめ、又諸社より上申することも司らしめしに起因し、後に其為一の宮と稱せるなるべしといへり、以上三說皆後世の臆測に過ぎざれどもいま一宮記を按ずるに、諸國の一宮は必ずしも大社或は神階の高きものといふにあらざれば、第三說比較的信を措くに足るべきが如し、今左に諸國にある一の宮と祭神を示す、尙ほ詳しくは各條に就きて見るべし(大日本國一宮記、古事類苑神祇部)

所在	社名	祭神
國郡		
【畿內】		
山城	賀茂別雷命	賀茂別雷命
大和	城上三輪大明神	大物主神
河內	河內平岡大明神	天兒屋根命
和泉	大鳥大鳥神社	日本武尊
攝津	住吉住吉神社	底筒男、中筒男、表筒男、神功皇后
【東海】		
伊賀	阿拜敢國神社	金山姫命
伊勢	河曲部波岐神社	猿田彥神
志摩	答摩伊射波神社	玉柱屋命
尾張	中島眞墨田神社	大己貴命
三河	賀茂神社	大己貴命
遠江	佐野巳等乃麻知神社	猿田彥命
駿河	富士浅間大明神	木花開耶比咩
伊豆	賀茂三島大明神	大山祇命
甲斐	八代淺間神社	木花開耶比咩
相模	高座寒川神社	瓊瓊杵天皇
武藏	足立氷川神社	素盞嗚尊
安房	安房神社	神太玉命
上總	埴生玉前神社	前玉命
下總	香取香取神社	齋玉命
常陸	鹿島鹿島神社	武甕槌神
【東山】		
近江	栗太建部神社	大己貴命
美濃	不破南宮神社	金山彥命
飛騨	大野水無神社	大己貴命女御歲神
信濃	諏訪南方刀美神社	建御名方美命
上野	甘樂拔峰大明神	經津主神
下野	河內二荒神社	事代主神
陸奥	白河都々古和氣社	高產根
出羽	飽海大物忌神社	倉稻魂神
【北陸】		
若狹	遠敷遠敷大明神	玉依姫
越前	敦賀氣比神社	伊弉冉尊
加賀	石川白山比咩神社	伊弉冉尊
能登	羽咋氣多神社	媛
越中	礪波氣多神社	大己貴命
越後	蒲原伊彌彥神社	大己貴命
佐渡	羽茂渡津神社	天香久山命
【山陰】		
丹波	桑田出雲社	三輪津姫
丹後	與謝籠神社	底筒男、中筒男、表筒男、彥火々出見尊
但馬	朝來粟鹿神社	彥火々出見尊
因幡	法美宇倍神社	籠神
伯耆	河村倭文神社	武內宿禰
出雲	出雲杵築宮	下照媛
石見	安濃物部神社	大己貴命、素盞嗚命
隱岐	智夫由良比咩社	宇賀志摩手命
【山陽】		
播磨	宍粟伊和神社	須勢利媛
美作	苫東中山神社	大己貴命御魂
備中	賀茂吉備神宮	大己貴命
備中	賀茂吉備神宮	吉備武彥命
安藝	佐伯伊都岐島神社	市杵島姫
周防	佐波玉祖神社	玉屋命
長門	豐浦住吉神社	底筒男、中筒男、表筒男
【四海】		
紀伊	名草日前國懸宮	石凝姥
淡路	津名伊弉諾神社	伊弉諾命
阿波	板野大麻比古神社	猿田彥神
讃岐	香川田村社	猿田彥神
伊豫	越智大山祇神社	大山祇命
土佐	郡佐神社	味鋤高彥根

筑前	那珂	筥崎宮	應神天皇、神功皇后、竈門
筑後	三井	高良玉垂神	武内宿禰
豊後	大分	宇佐宮	應神天皇、比賣神、大帶姫
肥前	佐嘉	與止日女神社	神功皇后妹
肥後	阿蘇	速瑞日別神社	阿曾都彦
日向	臣城	都農神社	大己貴命
大隅	桑原	鹿兒島神社	神功皇后
薩摩	鎮座	和多都美神社	彌土老翁、綿津見
豊後	石田	天手長男神社	天忍穂耳神一男
對馬	上縣	和多都美社	應神天皇

イチノミヤ 一宮 [所在地] 土佐國長岡郡一宮町 [由來] 水祿天正の間、内藤久長及び正木大炊介等この地に制禁す、江戸時代には、元和三年鳥飼安治に此地を加賜し、宿渡飯田城を治めしむ、寛政八年九月加納久周一萬三千石に封ぜられ、此地に陣屋を置きて治す、子孫相繼ぎて明治維新に至り廢絶す（土佐國誌、德川加除封錄、明治政覽）

イチノミヤジョウ 一宮城 [所在地] 阿波國名東郡一宮山上 [由來] 永祿中源成助此に據る、天正四年長曾我部元親、東川、瑩中、四寺の三氏をして之を攻らしめ、兵二百を置き、十年成助を殺して之を奪ひ、江村親俊北城を守り、備後守谷善兵衛兩城を攻る（一說に、天正十年春池田肥前守、野中三郎左衛門をして兵二百を以て、成助を執へて遂に之を殺し、弟親廣、池村親俊等兵數百を以て之を守る、後ち蜂須賀家政當國に守たるに及び、自から北城に入り、慎遠監察を南城におく、天正十四年家政德島に移り、益田長行に命じて水城を守らしむ、水國元城の一なり、寛永十五年命あり之を壞つ、其規模狹大にして高二十丈あり、分れて十餘城ありと云ふ（阿波志）

イチノミヤリウ 一宮流 一宮左大夫盛信の創めたる居合術の一派○照精は武田氏の麾下土屋惣藏の臣にて初め長野無樂齋に敵きて之を學び、其派を開く、天正八年武田勝頼に功あり（武藝小傳、武術流派錄）

イチノモノ 一者（一物） 樂所の勾當を云ふ、吉野吉水院樂管に、左右一者二人をかうとも云ふ、右の一の物は、左の舞人を兼ふし、左の一の物は、右を兼ふす、總して右が大體にてツワノ者と云ふ、とあり、樂所補任保延二年の條に、左近將監季貞三月二十三日勝光明院供養之日任、鳥羽王一物賞」と見えたり、

イチノヤダウチヤウ 市屋道場 [所在地] 山城國京都市下京區鍵釜町、初め、北小路の南、七條の北、堀川の西、市町の北街○時宗市屋派の本山 [由來] 承平七年、空也上人七條堀川に一の道場を建て、市屋道場金光寺と號し、諸人を勸化す、弘安九年僧俊曉中興して時宗と爲し、天正中今の地に移る（山城名跡志）

イチバシウチ 市橋氏（近江西大路） 姓は清和源氏、攝津守源滿仲の三男頼親より出づ、頼親大和石川に住し遂に氏となす、其嗣石川冠者有光の曾孫次郎光治承久の勳功により、美濃國池田郡市橋庄地頭職となる、子孫俠て市橋氏と稱す、世々土岐氏に屬す、十四世下總守長利美濃骨柳城に居り織田信長に仕ふ、男長勝豐臣秀吉に仕へ、天正十七年福塚城より美濃今尾城に移る慶長以後德川家康に仕へ、勳功あり、關ヶ原戰後一萬石を加賜す、十三年伯耆國矢橋城に轉す、大坂役秀忠に從て功あり、元和三年越後國三條城に移封四萬千三百石を領す、六年三月除封、更に播伊豆守長政に二萬石を河内近江兩國に賜ひ、近江國に配す（後ち調大路と改む）に治す、姜子三四郎長富に三千石を賜はる、慶安二年六月下總守政信二千石を弟傳左衛門政直に分封す、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し子爵を授けらる（家譜、系圖纂要、德川加除封錄、華族譜）

○長利——長勝——長政——政信——信直——直方
直樂——長瑳——長晴——長發——長富——長義
長壽——成雄

イチバン 一番 敵所の名、武藏住人久下兵の家紋、先祖久下二郎重光、源頼朝土肥の杉山にて兵を擧げし時、第一番に駆せ來りて味方になりしを以て頼朝大に喜び、若し我天下を得ば、一番に恩賞を行ふべしと仰られて、自一番と云ふ文字を書て、給ひたるを其家の紋とせしと云ふ（太平記）

イチバンクビ 一番首 戰爭の時、最初に討取りたる首級をいふ、義經後覺に、拔新右衛門ほ、吉個が敵に落合突伏首取せけり、古志殿馬上にて是を見給て、去とては三筋新衛門一番首を上る」、增補備前井家記に、天正五年十月四日和州片岡城陥り、細川與市郎十五歳、報五郎十四歳の初陣に一番首を獲たり、信長公感之兩人に感書を玉ふ」、と見え、當時は、一番首を褒るを以て、武士の名譽と爲したり、

イチバンゾナヘ 一番備 戰爭の時、一番に備立たる軍隊をいふ、江遠記に、今度もまづ一戰仕り、其上の儀たるべしとて、先一番備は秦村野村二千騎、二番道永平左衛門云々」と見えたり、

イチバンテ 一番手 戰爭の時、最初に出づる隊をいふ、其順序により二番手、三番手等の稱あり、小松軍記に、遂開もなく攻付らる、一番手の中よ

りも心おくしものどもは、ぬけ／＼にかけつけて云々」とあり、

イチバンヤリ 一番槍 戰爭の時最初に敵と槍を合はすをいふ、太閤記に、場、粉骨、合、於一番鑓、突、進群雄」、柴田遠治記に、今度柳ヶ瀬表秀吉所切崩、之一番鑓者、悉近習之輩也」、と見ゆ、當時尤武士の名譽とせしたる所なり、

イチハラノゴホリ 市原郡 [所在地] 上總國 [由來] 延喜式に始めて見えたり、和名抄に、海部（アマ）市原（イチハラ）江田（エタ）遠津（ウルヒツ）山田（ヤマタ）葉鹿（クヽマ）等の六郷あり、鎌倉八幡宮所藏の延慶四年八月の文書に、市東郡とあれば、此頃東西二郡に分たれしなるべし、江戸時代の初、舊に復す、寛文の頃以來海上郡を廢して、其地を本郡に屬す、爾來之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

イチヒハバキ 菜脛巾 菜といふ草の皮を、はぎとりてあみ作りたる脛巾をいふ、又「イチヒハバキ」とも云ふ、菜はからむしといふ草にて、麻の類なり、衞府の官人、及び舞人等着用す、形は左圖の如く古畫に見ゆ、其脛巾の裾の方長くして、足の甲にかゝりて殆あまり、垂れて地に曳くなり、競馬の時、近衞司の騎身之を著けて馬に乘れば、彼の脛巾の裾垂れ下りて、鐙にかゝると云ふ、宴曲集に、鐙にかゝる菜までもゆゝしくぞ覺ゆるとも云へるも故ありげに見ゆるといふ事なり（猪隈關白記、永府製束抄、安齋隨筆、貞丈雜記）

イチヒメノジンジヤ 市比賣神社 [所在地] 攝津國東郡下寺町東入本願寺町、往古東市堀川通北小路上る所にありしが天正十九年豐臣秀吉の命にて現今の地に遷せり [由來] 市姫島、市姫島姫命、ヒメ、淀津島姫命、ヒメ、淀津島姫命、淀津島姫命、武内宿禰、應神天皇、仁德天皇、武烈天皇、安閑天皇、宣化天皇、欽明天皇、敏達天皇、用明天皇、崇峻天皇、推古天皇、舒明天皇、皇極天皇、孝德天皇、齊明天皇、天智天皇、天武天皇、持統天皇、文武天皇、元明天皇、元正天皇、聖武天皇、孝謙天皇、淳仁天皇、光仁天皇、桓武天皇、延暦十四年五月、開院冬嗣左右兩京の市場に各々一祠を營み、守護の神とせり、眞名井あり、養吐地にも同名の井あり、水ありしと云ふ、此井は、清和天皇より後鳥羽天皇の時まで、皇子御降誕の時は、此水を産湯に用ひ給ひ、又足利將軍義持の生れし時も、又産湯とせし故、國宇を修造せしと云ふ（平安通志）

イチフ 一分 一分貫（イチブノクワン）を見よ、

イチフ 一分 江戸時代一分銀のことを單にいふ、「イチブギン」を見よ、

イチフキン 一分金 [所在地] 江戸時代金貨の一種、世に丹尺一歩ともいふ、俗に小粒といふ、上方にては豆板銀を小粒といひ、是を分判とのみいへり、又小持一分（マヽ）とて、外廓の小星の廻りたるものあり、又額一分とて、二種重廓のものあり、共其形に依りて名づけらる [形狀] 形狀は長方形にて、鑄造の時代に因て大小輕重あれど、大體縱五分五厘前後、横三分五厘前後、重量一匁二分前後とす [鑄造] 鑄造の時代及び種類等左の如し、尚ほ詳しくは各條參看すべし、

種類	鑄造時代
大坂一分金	慶長四年
雛丸桐一分金	慶長四年
圓一分金	慶長六年
慶長一分金	慶長六年
元祿一分金	元祿八年
乾字一分金	寶永七年四月
武藏一分金	寶永七年四月
佐字一分金	正德四年

イチフ 一分 享保元年一分金、元文一分金、文政一分金、天保一分金、安政一分金、嘉永元年五月、元文元年五月、文政二年九月、天保八年七月、安政六年五月

イチブギン 一分銀 江戸時代銀貨の一種、一兩の四分一、金百匁に相當す、單に一分ともいふ、鑄造は以て之を作る、其形長方形、天保八年及び安政六年の兩度に鑄る、天保一分銀（テンホウイチブギン）安政一分銀（アンセイイチブギン）の二種あり各條を見よ、

イチフダイ 一分代 年給にて、一分（史生）の代に、內官の內舍人助尤屬の中を申任するを云ふ、天喜五年中宮亨子內親王一分代として藤原重季を內舍人に申任せしを初見とす（年給考）

イチフノクワン 一分官 史生（シジヤウ）を云ふ、公廨配當に一分を得る故にかく名づく、即ち諸國に守、介、掾、目、史生の役ありて、其配當は、大國六、四、三、二、一の差等を以てす、史生は師ちその一分を受くる役なるを以て然か云ふ、天平寶字元年十月十九日始めて此配分の勅令あり、これ其起原なり、詳しきことは公廨を見よ（撰起、延喜式、職原抄、職法）

イチフメシ 一分召 諸國の史生を、式部省にて任ずる除目を云ふ、目以上は錄召除目の時任ぜらるゝも、史生は相當位なく令外の官なるを以て此省にて任ぜらるゝなり、職原抄に、每年於三本省、行諸國一分召也、一分召者任、諸國史生之名也、史生調之一分」、內給院給大臣已下參議以上皆有二年給」、式部卿行之也、近代其體久絕畢、件日者、式部卿參座、義綱毛車、殿上悉二人乘、結二唐尾、馬」、前駈云々」、と

あり、綱詳しき事は四宮記を見よ、

イチホイチゲン　一部一元　一部とは、一元を二十一合せるものをいひ、一元とは、六甲周六十年をいふ、即ち壬戌に始まりて辛酉に終るは一元にて、辛酉に始まりて庚申に終るは一部なり、神武天皇元年辛酉より、齊明天皇庚申まで千三百二十年之を一部とす、又神武天皇二年壬戌より推古天皇九年辛酉まで、千二百六十年を二十一元となす、其年數同じからざるは推古辛酉の年より一元六十年を除きて算すればなり（革命勘文、辛酉類筆）

イチマイ　一枚　金銀貨を呼ぶに用ひたる詞、金にては七朱二分、銀にては四十三匁をいふ、

イチマイエ　一枚繪　錦繪（ニシキエ）を見よ、

イチマイマゼノオ宗アラメ　一枚交大荒目　大荒目鰹（オホアラメノカツヒ）を見よ、

イチマン　一幡　源頼家及び曾我祐成の幼名、「ミナモトノヨリイヘ」「ソガスケナリ」を見よ、

イチミドウシン　一味同心　武家時代武士の用語、一つ味方となりて、己と心を同うしたる仲間をいふ、江戸紙に、中頃座仁の亂の時六角方は山名一味、京極方細川一味にて兩家不圖に敵味方となり云々」とあり、

イチミレンバン　一味連判　武家時代武士の用語、一つ味方となりたる者の連名して、判を捺すことにて、盟約の時に用ふ（武家名目抄）

イチムリウ　一夢流　稲富一夢の創めたる砲術の一派、詳しくは稲富流（イナトミリウ）を見よ、

イチメ　市女　市に物をあきなふ女をいふ、夫木集に、「しかまなる市女がしてる鶏冠の色ふかくのみ人をこひつゝ」と見えたり、

イチメガサ　市女笠　笠の一種、婦人の用ふる凸なる浅い笠をいふ、市女の冠る笠なるより此名起る、王朝時代より見ゆ、散木集に、市にいちめがさおほかるを見て、市みれば　いちめ笠こそつきもせれ、又枕草子に、えせものゝ所えたり、近代に至るまで之を用ふ（貞丈雜記、骨董集）

イチモツ　逸物　越べて物の勝れて抜け出たるものをいふ、源平盛衰記に、馬のふとくたくましきが（中略）逸物なり」うつほ物語に、世中に名高きいちもちのものども」と見えたり、

イチモン　一門　一家族、又は同姓の一族を いふ、平治物語に、頼政、みつやす、みつもと、すゑされ等をよびよせたのむべきよしの給へば、一門の中の大將たのみて候云々、座仁略記に、身を守り壽を保てば一門繁茂の門たる並べ果葉枝を連れんとこそすなると云々」とあり、

イチモンイッタフ　一問一答　鎌倉時代の訟訴狀、訟訴の時第一問に訴ふる者を一問狀と云ひ、一問狀を答狀と云ふ、

イチモンジノリムネ　一文字則宗　名刀鑑則宗は備前長船の創工定則の子、[illegible]則宗は後鳥羽天皇菩提の一人にて、後ち鎌岡嚴治の元祖、一の字を刀の中心に彫付けしより、入呼びて鎌岡の一文字といふ、また菊花を刀の中心に彫付けたるものあり、菊一文字と稱し、殊に珍重せらる、建保二年殁す、年六十三、子助則、助宗亦名工を以て著はる（工藝鏡）

○則宗——安則——末則
　　助宗——助則
　　盛宗
　　成宗——久宗——重久

イチモンジヤウ　一問狀　本解狀（ホンゲジヤウ）を見よ、

イチヤケンゲウ　一夜撿校　江戸時代に於て番者千間を納むれば、直に撿校もなることを得、之を稱して一夜撿校といふ、後ち轉じて俄に富む者をいふ調もなれり、武野燭談に、座富の司撿校に成る事予金だに出し候へば、即日撿校に成るゆゑ、俗是を一夜撿校といふ云々」慶筑波集に、「夏さてや一夜撿校ころもかへ」とあり、

井チヨウ　違勅　官吏詔勅に違へる罪をいふ、法官至要抄に、其罪を論じていはく、詔書を奉ずる人、故意に其旨に違ふ者徒二年に處し、輕罪すべし、但失錯の時は杖八十の罪を得と、位階ある人は減贖せらる、明治維新新律綱領制定の時、凡詔書を奉じ施行するに官吏故さらに違ふ者は、徒二年、失錯する者は杖八十、誤寫する者は笞四十、未だ施行せざる者は一等を減ず、若し官の文書を施行するに、故さらに違ふる者は杖八十、失錯する者は笞五十、誤寫して事に害ある者は、笞三十、云々と見えたり、其後改定律及び刑法等には此條なし（金玉掌中抄、法曹至要抄、新律綱領）

イチラケオリ　一樂織　織物の一種、土屋一樂の發明したる故に名づく、組み織りたる器物の綱工に似たる織物、綿糸を浮織にせる綿紬なるもの、○一樂は和泉堺の人、望藤軒と號す（工藝志料）

イチラフ　一蔦　年號を題したる第一のものを云ふ、六位殿人の上首、及び舞楽の時、舞の前列に

立つ第一の上首を云ふ、「ラフ」を參看、

イチリウラク　一隆樂　承和樂（ヲヨワラク）を見よ、

イチリヅカ　一里塚　名所圖會街道の一里毎に、其標として路傍に築きたる土堆を云ふ（慶長記、[illegible]原記、[illegible]輪城にて病死することを述べて、我死せば一里塚同じにつきこめ、塔婆をも立つべからず云々」とあり、これ永祿四年のことなれば（此書は永祿六年の撰なり）其以前既に一里塚の制ありしことを知るべし、成形圖說には信長記を引きて、天文九年四十里を一里とし、里堠の上に松と貫を植ゑたりとあれど、信長記を檢するに、さる記事なければ、信を揣きがたきに似たり、江戸時代に及び、慶長九年二月（當代記、創業記考異には八月とし、家忠日記以下の諸書には多く二月とし、大日本史料には共に之を疑ひて、月日不詳とするの可なるを說きたり、今暫く德川實紀の說に從ふ）將軍、德川家康命じて東海、東山、中山等の諸街道を修理し、且つ一里塚を築かしむ、東海中山の兩道は、永井白元、本多光重、東山道は山本當成、米津正勝奉行し、町年寄樽屋藤左衛門、奈良屋市右衛門等、これに屬してその事を務め、大久保長安之を總督し、其外公領は代官、私領は領主に沙汰し、五月に至りて成功す、而して塚に榎を植ゑたるに就きては（一）大久保長安が塚には何の木を植うべきやと將軍に問ひたるに、よい木を植ゑよとありしを榎と聞き誤りしなりとも（二）又長安が松を植ゑたるは如何と問ひしに、他の木を植ゑよとありしを榎と聞き誤りしなりとも辯すれども、恐らくは附會に近し、駿國雜誌に、右の郷二說を引きて、此說うけがたし榎は其根深く廣がりて、堤崩れず、故に此木を植ゑしなりと聞き誤りしなりとも辯ずるなり、

イチリンサンサキノウダイジン　一林院前右大臣　今出川公規（イマデガハキンノリ）を見よ、

イチリンシヤ　一輪車　車の一種、東大寺の僧侶樂坊童源の製する所、元亨釋書童源の傳に、治承四年東大寺猛火に殺火、朝廷令に源頼朝に幹事（中略）源有巧思、乃作二輪車、大可容身、車之左貼二詞書右幹疏、逆行州縣、動驚萬民、と見えたり、蓋し遊俗編に、鎮江以東有獨輪小車、謂之羊頭車、とあれば、童源入宋留學の時、彼地にて目擊し、歸朝の後製造せしものなるべし、

イチロクビノキウカ　一六日休暇　毎月一と六との付く日に、諸官吏業を休むことをいふ、即ち一日、六日、十一日、十六日、二十一日、二十六日を休暇日となすなり、明治元年正月二十一日始めて之を制定す、九年四月より日曜日を休暇日と定め一六日の休暇を廢む（法令全書）

イチワリイリ　一割入　江戸時代銀位の上等なるものをいふ、銀位並銀吹方手續書に、此登割入と唱候て上銀と定候は、慶長年中灰吹銀を銀座え買上候節、上灰吹銀壹貫目に付代り銀として、慶長銀を寄割增之稅、壹貫百目に而買上來り候故を以、いつとなく上銀之位を壹割入と唱申候」といへり、

イツ　揖　「イフ」と訓む、揖樂を見よ、

イツカイリウジヤウ　一階僧正　次第をへずして、加階したる僧正をいふ、一說には僧位の第一階なる法印大和尚位のことなりともいへり、平家物語頼豪の事の條に、「頼豪阿闍梨を內裏へ召して、汝が所望は如何にと仰せければ、三井寺に戒壇建立のよしを奏聞す、一階僧正などの事なり、申さんずるかとぞこそ思しめしつるに云々」とあり、

イツカウシユウ　一向宗　眞宗（シンシユウ）を見よ、

イツカウシユウノイツキ　一向宗一揆　地獄後土御門天皇文明五年本願寺蓮如上人、叡山の僧の爲めに寺院を毀たれ、遂はれて越前に赴く、時の守護代朝倉孝景、及び加賀の守護富樫介之を迎へ、深く信依し、爲めに道場を吉崎に建つ、蓮如能く法を說き、且つ世の亂に乘じ兵を蓄へ、客を招き大に勢力を扶植す、爾來宗徒國中に滿ち、勢頗る盛なり、長享二年八月、高田派其專橫を守護富樫政親に訴ふ、富樫氏高田派に寫す、本願寺派大に怒り、守護は我法敵なりとて、加賀能の門徒を集め富樫氏を攻めて之を殺す、是北陸に於ける一向宗一揆の濫觴なり（[illegible]）本願寺の一揆、一度富樫氏を亡しいより勢に乘じ、高田派を逐ひ越中を併し、能登を掠めて守護畠山義統等を走らせ、三州を併す、永正三年七月甲斐氏の遺臣と連合して越前を圍る、朝倉敏景即ち本願寺派と九頭川に戰て之を敗り、吉崎道場以下和田本覺寺等の、國中に於ける道場を破壞し、僧徒を逐ふ、十三年に至り加賀一向宗の亂平ぐ、既にして享祿年間に至り本願寺の門徒京畿東海北陸に蔓延す、本願寺光敎別院を大阪に建て、門徒を聚集す、並に於て京畿の一向一揆蜂起り、享祿二年光敎の家司下間頼秀等加賀に赴き、光敎を奉じて天子となし、自ら將軍たらんことを謀る、國人歷ぜず、頼秀等怒りて我命に逆ふ者は法敵なりとて、大一揆と稱し、四近を焚掠す、諸寺黨を集めて防戰し、小一揆と稱す、朝倉孝景、畠山等小一揆を援て肆たす、天文元年六月細川晴元一向一揆の兵を借りて畠山三好を敗る、後

東京府
荒野川
村大字
四ヶ原
倍に二
木槻と
稱す

（一里塚之圖）

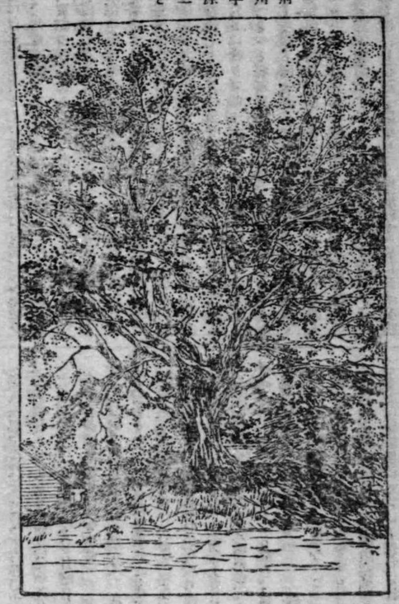

（蛟蘇路安見繪圖所圖）

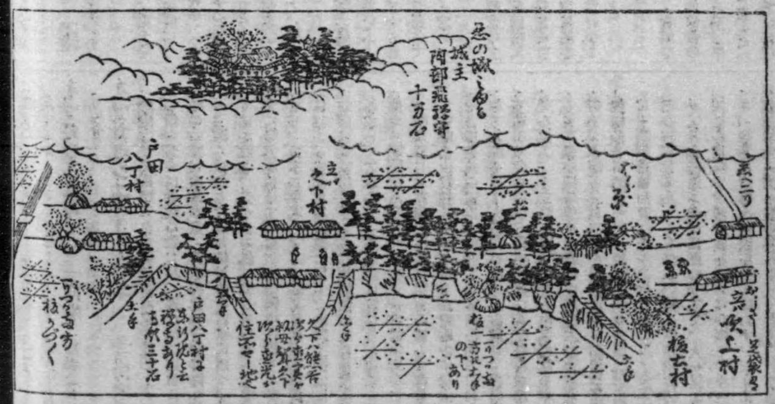

静岡縣
沼津町
日枝神
社々側

ち細川と隙あり、八月堺にて細川を攻め破り、尋で摂津池田城を陥いれ、勢益々盛なり、天文二年二月光敬堺を奪ひ、細川澁路に走る、六月和睦す、五年三月宗徒椋橋城將三好伊賀守、次屋城將伊丹親興を攻めて城を奪ふ、永祿六年九月三河に宗徒起り、德川家康を憂ましむ、翌年終に降る、同年十一月加賀の宗徒朝倉義景と和す、元亀元年十月小木江城將織田信興長島一揆の爲めに殺さる、信長翌二年五月長島を征す、天正二年九月逢に陥る、三年十月本願寺和を請ふ、四年四月信長大阪本願寺石山城を討ちて之を破る、七月加賀の宗徒信長に當らんと計る、九月信長柴田勝家、佐久間盛政に命じ討つて平ら、茲に於て加賀の一揆鎮定す、後ち豊臣秀吉に順事し本願寺を京師に建つ、其宗復興なり、然れど一揆の事其後見えず（加能越闘爭記、信長記、改正三河後風土記）

イツカウシユウモンゼキ 一向宗門跡
本願寺をいふ「ホンゲワンジ」を參看、

イツカウハ 一向派 時宗の二派、宗祖の弟子一向、近江番場蓮華寺に住して法輪を進つるものを云ふ、時宗（ウシユウ）を參看（日本佛教史綱、佛教各宗綱要）

イツカケ 沃懸 「イカケガヒ」を見よ、

井ツカヒ 猪使 上代の職名、猪を飼ふ人を學ぶ（新撰姓氏錄考證）

イツキ 一揆 兵器を取りて蜂起せる徒黨をいふ（太平記に、坂東蜂起伴の者共五百騎づゝ、一揆を結びて云々」と見えたれど、もとは武士の團隊なりしこと、恰も紀黨、松浦黨、武藏七黨などい（ふ黨に同じ類なりしなるべし而して後には意味を廣くしたること、應仁記に、古は花一揆、或は結願一揆なんど云て、旗の紋を一同にし、侍の組々一手一手を分け定て、其品々を一列す、何の比よりか此作法絶果て、土民の徒黨して軍を起す者を名付て土一揆と云ひならはす、民の字を略せる者なるべし、然るに近年は土民の徒黨毎度蜂起し皆人士の字を冠せしめて、其を只一揆とのみ云ひならはす、然れば今度の一揆なれば、皆一向一揆とぞいひならはしける」と見えたるが如し、その史籍に散見する島、右に擧げたる外土一揆、花一揆、法華一揆、錦旗一揆、長島一揆、馬借一揆等、其稱呼頗る多し、これ或は黨の性質により、或は黨人の種族により、或は旗幟の機徴等によりて名づけたるものとす、

イツキウ 宗純（ソウジユン）を見よ、

イツキナイシンワウ 齋内親王 齋宮（サイグウ）を見よ、

イツギヌ 五衣 衣服の五品をすべいふ名、「いつゝぎぬ」とは異なれり、即ち、表衣（ウハノキヌ）下襲（シタガサネ）半臂（ハンピ）單（ヒトヘ）引倍支（ヒツベキ）の五衣をいふ（三光院抄）

イツキノ井ンノツカサ 齋院司 「サイキン」を見よ、

イツキノヒメミコ 齋王 齋宮（サイグウ）

イツキノミヤ 齋宮 「サイグウ」を見よ、

イツキノミヤ 齋院 「サイキン」を見よ、

イツキノミヤノツカサ 齋宮寮 「サイグウ」を見よ、

イツキフ 一級 位階の一段を云ふ、級は階級の意にて、上下の次第をいふ、又上階とも云ふ、一位より三位迄、正從四位より初位迄、正從上下あり（各目拾遺抄）

イツキフ 一給 江戸幕府の時、一處の知行所を云ふ、禁令考文化十四年の令に、高城清右衛門知行外豊後武州賀美郡八町河原村云々とみえたり、

イツキンゾメ 一斤染 「イツコンゾメ」を見よ、

イツキメ 齋女 神に仕ふる女、稚髫髮に云、丹後國熊野郡市場村の社に齋女あり、庶る家には必ず屋上に射るが如く箭のたつことあり、此を驗として四五歳より社に奉仕す、山中に獨居して禽獸を友として過るゝことなし、天癸通り情慾開くるに及び大蛇現はれて目を眩らす、此に於て官を改してかへるといへり」

イツキワラハ 齋童 神に仕ふる童子をいふ、また住吉の纒での神事にあづかる者をいふ名（雜訓抄）

イツク 一九 十級合一九（ウツベンシヤイツク）を見よ、

イツクシマノジンジヤ 嚴島神社
所在安藝國佐伯郡廳島○廳島大明神とも號す、水國の一宮、今は官幣中社（明治四年）市杵島姫命（主神）田心姫命、湍津姫命已上三座、相殿に天照皇大神、國常立尊、素盞嗚尊を祀る（延喜式）推古天皇三十二年十二月神託に因り、佐伯鞍職廳賀島に於て祝殿を造營す、天平勝寶元年（天平勝寶元年）嵯峨天皇弘仁二年七月、名神例祭四時幣に預る、清和天皇貞觀元年正五位下廳島神に從四位下を授く、後世遂に正一位に進む、醍醐天皇延喜の制に名神大社に列し、後ち本國の一宮と稱す、平清盛、近衛天皇久安二年同國の守たりし時、大に本社を崇敬し奏して修理を加へ、廻廊百二十間を造り營成る、時に仁平二年とす、當時平家の一門を初め公卿の參詣す

る者多し、加之後白河法皇高倉上皇の御幸あり、高倉天皇の時菅原在經國司として當社を修補す、源頼朝の時特に崇敬ありて神領神物又修造等の料を奉る、順德天皇承久二年源實朝當國佐伯郡一萬六千貫を寄附し、親實を神主職に補して佐伯姓を給ひ、修理等を掌る、後堀河天皇貞應中火災に罹る、安貞元年平經隆國司に任じ造營の事を掌る、嘉祿元年成る、後ち五年を經て、仁治二年七月大宮客人の宮末社總て一百二十五座の社等遷宮す、龜山天皇文永七年正月燒失す、其後大内義隆の造營あり、元龜三年、社殿の殘れあるを以て、足利義昭將軍毛利元就をして新營せしむ、拜殿廻廊客人宮、其外末社等古のまゝにて存せり、明治四年十月官幣中社に列す、祭日三月及び九月十五日とす○神官佐伯氏世襲す○本社及び大鳥居、摂社客神社左殿、大國神社本殿、天神社本殿、末社門客神社右殿、同右殿等は特別保護建造物となる、寶物は甚だ多く、平家納經及願文紙本着色卷物特に名あり、其他銅製雲龍置物、平家納經函、舞樂面彩色幡蓋、金銅佛具、釋迦及諸尊舍利佛、平家納經蒔繪唐櫃、梅唐草蒔繪文臺硯箱、紺紙金泥法華經入蓮花蒔繪經函、小袖威甲冑、紺糸威甲冑、螺鈿飾太刀等ありて、孰も國寶となれり（神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部、國寶目錄）

イツクシマノタタカヒ　嚴島戰　嚴島は、安藝國西南海中に在り、佐伯郡に屬す、南北二里半、東西三十餘町周廻四里天文二十年九月一日陶晴賢、其主大内義隆を弑す、安藝の國毛利元就仇を復するを名とし晴賢を討す、時に晴賢の兵數萬に及ぶ、元就少兵を以て當り難きを察し、敵を險隘の地に誘ひ、一舉潰敗を決せんとし、嚴島有の浦宮尼に築城し、已に豐後守等をして守らしめ、反間を設ちて之を誘ふ、晴賢反間を信じて、元就の術中に陷り、弘治元年九月二十一日兵士二萬餘、船艦五百餘艘を率ゐ、周防岩國を發して渡島し、嚴島の左方塔ヶ岡に陣す、元就は九月二日山口を發し、晦日夜陰に乘じ、兵士數千風濤を從し、小船を以て嚴島の西南岸を迂廻し、博奕尾の鼓鼓の浦に着し、山頂を攀ぢ、陶本陣の後に出で、十月一日黎明線波を擧げて、晴賢の陣を襲擊す、晴賢の軍周章狼狽軍規亂れ、三浦越中守弘中三河守等決死奮鬪せしも遂に大敗す、晴賢四走、船に乘じて逃れんとす、果さず、終に大江に於て自殺す、部將皆捕縛せられ、或は殺害せられ、尊で晴賢の首を得て、毛利軍の大勝に歸す（嚴島合戰記）元就は陸元元春隆景を伴ひ、宮尾城に入り、已張等の功を賞し、翌二日嚴島神社を清淨にし、父子祭祀に加護を拜謝し、舞樂を奉納し、兵を率ゐて對岸の地二十日市の櫻尾城に歸り、首實檢を行ひ、莊重の凱旋式を行ひ、功臣に賞を與へ、洞雲寺に晴賢の首を葬り、直に岩國に向て發足す（雜川氏、嚴島合戰記）

イツクワン　一觀　支那の瓦工、天正四年織田信長近江の安土城を築きし時、召て明樣の瓦を造らしむ、是れ本邦明樣の瓦を用ふる始めにして、當來工人舊制の布目瓦を廢して、明樣の瓦を製す（工藝志料）

イツクワリウ　一火流　泊一火の創めたる砲術の流派をいふ○一火は筑前の人、兵部少輔と稱す、砲術を好み、天正中種子島に赴き在島七年其間妙旨を研め遂に一流を爲す（武術流祖錄）

イツケ　一家　同じ家系のものをいふ、松の落葉に今の世に親族の間互に一家といふは古き世よりのいひならはしにぞありける、こはいとゝ遠きからの人どもといふべきことぞかし。北山抄に、左大臣諸三長押上、右大臣諸三長押下、兄弟之間其儀不レ同、一家之說何異乎、と見え、榮花物語に此大納言殿大饗殿は一家にてまつましき御事ぞかしとありり、と見え、保元物語に、大官揚て清和天皇九代嵐下野守源義朝朝臣大將軍の勳命を蒙て鎌倉に、若一家の氏族たちは遠に陣を開て退散すべしとぞ宣ける、吾妻鏡に、互爲二一家數輩被連二九全身可レ祭二不動尊一之處」とあり、

イツケノコマト　射付之小的　射藝の一種、「ツケラ」に小的かけて、後の方に的革を張りて射るを云ふ、「ツケラ」は「アヅチ」の代なり（貞丈雜記）本朝軍器考に云、射付の小的と云ひしは縅の薄を張かぎと云ふ物の如くに組たる、其を卷て三所にて束ね結ひ、長さ三尺許、口の徑り二尺、其前の方に小的をかけて後の方に的皮を張る云々、

イツケノフシ　射付節　矢の名所、矢の「ナドコロ」ケ節を云ふ、的矢に限りて云ふ、矢（ヤ）參看（小笠原入道宗實記、武田弓箭故實）

イツケンジヤウ　一見狀　軍忠狀、又は着到狀の前或は後に、奈行又は大將たる人の承認し、「一見了」と認したる文書を云ふ、軍忠狀・着到狀の外に、別に文書あるにあらず、・假令ば後醍醐天皇元亨四年和田助家の着到狀に左の如くあるが如し、

後三土岐伯耆十郎多知見四郎二郎等事、和泉國御家人和田修理亮助家去月二十二日馳參候、以二此旨一可レ有二御披露一候、恐惶謹言

元亨四年十月三日　修理亮助家（花押）（嚴川文書）

進上　御奉行所樣

一見了（花押）（紀伊續風土記）

（嚴島合戰之圖）

周防村上義助氏所藏（史料編纂掛模寫）

（イ）此小川ノ奥ニテ陶尾張守自害ス由侍七人個下ニ認ス

（ロ）三浦越中守勝ト隆景公合戰所

（ハ）大元此上ニテ隆景龍被疲候

（ニ）此アリノ浦ノ城小早川隆景公御目立御築被成候新城也穗尾落城ノ後已發新里御味方ニ可罷成由人質ヲ渡シ相理ニ付被助置此城ニ八ノ鶴給ニ被置置候

（ホ）此所ヱ鹿一ツ飛來ル偏ニ明神ノ御迎ト元就公ヲ始御悅喜諸勢勇不大形候

（ヘ）陸元公隆景公元春公御同前ニ御渡海被成候此濱ヱ上リ所ノ名御尋候此浦ハ鼓ノ浦山ノ上ハバクチヲト申上ル元就公軍ニ勝ガリト被仰御三人モ勿御意ト御挨拶諸人不心得後考候ヱハ鼓モハクチモカツト申吉鈴ヲ以テ被御ガル樣カトモ毛利家ノ諸沙汰仕候

（一）弘治元年十月陶尾張守興就防長之人數ヲ引率毛利家爲退治渡海ス此上ノ岳陳取渡海之舟數都合五百餘艘也警固之大將大濱ト云者右兵船之都合ヲ奉ヲ海上之行列ヲ定ル也

（二）霊月朔日卯ノ刻トヤノヲカニウイテ逸防國不相叶尾張守大本ノ谷ヱ敗軍是ヨリ舟ニテ可退參由ガリトイヘトモ陶方ノ舟大將大濱ヲ始一艘モ不殘矢代島マデ乘逃ニ付テ力ガヤラ崎小川ノ邊マデ漕行

（三）伊加賀氏部山崎勘解由祖亜後殘ル四人ハ陸勝手踏リ小性トモニ候故名シレズ但陶小笠乙防ト云者此打ニ罷居見玉内藏丞舟手ノ大將ヤリ島遣リノ警固仕ニ付テ右之量ヲ見付舟ヲヨセ相兇ルニヨリ皆加也

（四）能島來島毛利家御除方ニ參比神ニ舟ヲ懸御暇走可仕ト使者ヲ以テ申上候

但船數大船三百艘

村右御感ニ御弓箭御勝利ノ上防州矢代島可被遣趣被仰渡候

イツコ　壹鼓　古樂の鼓を云ふ、和名抄天鼓の註に、細腰鼓有二二三之名一皆以二座節次第一取名也」とあれば、元の名は細腰にて、大小によりて名を異にするなり○大鼓の時には、左右共に壹鼓をかけ、御賀樂所始は左のみ懸け、古樂は一二三四鼓は偶に雙びて之を打なり、敕撰抄に、胡國樂器也、或書に、胡國天子、留二神社一之時、俗人奏二此曲一打二壹鼓一、詠二天下之祥平一、仍被二吉事一之日、參二音聲一之時、用二此鼓一云々」とあり、クレノツヅミ（參看〈歌舞品目〉）

イツコン　一獻　酒盃一巡して肴核の之に伴ふを云ふ、詳しき事は獻（コン）を見よ、

イヅゴンゲン　伊豆權現　[神社]伊豆國賀茂郡伊豆山、熱海の北十八町、小田原街道の側○走湯權現、又は上の宮とも稱す、古來關東の總鎮守と傳ふ[祭神]天忍穗耳尊及び栲幡千々姫命（又は瓊々杵尊或は王長尊を祀るともいふ）[起原沿革]承和三年四月甲斐の人竹生賢安之を創建するといひ、別當般若院（元と走湯山東明寺と稱す）は欽明天皇の勅願所なりと傳ふ、源頼朝伊豆流竄の時深く信仰し、幕府を開きし後も、厚く崇敬す、尋で鎌倉將軍及び執權等は皆之を尊信せり、室町時代に至り、尊氏社殿を再建す、永祿元亀の頃小田原北條氏亦尊信厚し、德川家康の時、堂宇を建立す、然れど又火災に罹る、明治維新に至り伊豆山神社と改稱、尋で祿を失ひて衰頽し、上下の二宮も下の宮は並を失ひ、三千の支坊亦田畑と變ず（和漢三才圖會、增訂豆州志稿）

イツコンゾメ　一斤染　紅染の色薄きをいふ、紅花大一斤にて一匹の絹を染めたる故に名づく、保元物語に、安藤判官は、一斤染絹に白青の狩衣」と見えた、山槐記治承三年三月三日の條に、右密門權佐光長茶染一斤染、立烏帽子」とあり（眞文雜記）

イツコンハジメ　一獻始　室町幕府年始の儀式の一、毎年正月十四日未刻より殿中にて行ふ、將軍及び日野家菅領家并に其供衆伺公し獻盃のことありて、其時接待敬盤參候して平家猛々の彈ずる等の儀あり、獻（コン）參看（長祿二年以來申次記、蜷川親元記）

イツサ　一茶　小林一茶（コバヤシイッサ）を見よ、

イツサイキャウヱ　一切經會　新に一切經を書寫して、供養する法會を云ふ、一切經とは、佛教に關する一切の經典、及び其注釋に至るまで悉く網羅したるもの、又大藏經とも云ふ、唐の太宗開元十年沙門智昇開元釋教目錄二十卷を著し、經論章疏を錄次して五千四十八卷を出す、是れ大藏經定數の初めなり、紫園一切經會は、三月十五日、宇治平等院、石清水一切經會共に三月に行ふ、

イツサクビキ　一作引　江戸時代、租稅免除法の一種、又當引ともいふ、作物に一年の稅を免ずるをいふ、即ち一時の免稅なり、風水旱蟲等の害にて耕作物損毛ある時見分を出願し若し見分の上皆無ならば其年の年貢を免ずるなり、また堤防其他修繕等の爲め普請小屋を、田畝の內に建て其年の作物爲し難き時も一作引に爲し、又荒地の現狀極めて輕く、其年限滿秋し、翌年同復する田畑なも一作引となす（地方凡例錄、菅谷齋治著）

イツサツ　一札　書簡、證書、手形等の汎稱、手跡の義、鎌倉時代以降用ひらる、由良家傳記、永正九年七月七日長尾但馬守の狀に「遇々御戰功之上猶以て此度の御働に能き北條、候、因て就田下總守一跡并親類同心跡之事御知行不可有相違之由被仰出候」と見えた、又蜷川親元日記、文明十六年正月廿一日、「行止風雲起云々」、後漢書長房傳に、村人某一札、以勅葛陵君」云々」、同張衡傳に一札十行俱書成」文云々」とあり、

イツサンノジンジャ　伊豆山神社　伊豆權現（イヅゴンゲン）を見よ、

イツシ　逸史　[書籍]十三卷、[著者]德川家康一代の事蹟を編年に詳記し、間々に著者の論贊を附す、然れど天文十一年德川家康の生れし時より、永祿二年に至る間は、紀事體にして先祖の事をも考へ略記せり、永祿三年より元和二年寫去の時に至るまでは、編年體にして事蹟を詳記せり、明和七年の自序、寛政八年の序文、寛政十一年五月の自序及び逸獄の文あり、此書既に明和七年に成りしが、其後稿を易ふること五たび、天明年間に至りて完成せり、寛政十一年に至り始めて獻本し、後ち惡で上梓す（[書籍]中井積善、號竹山（逸史）

イツシキ・ベツナブ　一色別納　名主職の得分として取立つべき年貢と、本役として取立つべき年貢とを一つに、名主が取立つべき田地、別納とは、地頭の手を隱れて、名主が、年貢を取り立つるなりふ、又略して別納とも、一色ともいふ、今左に例を示す（眞永式目抄、畑田文書）

（鎌倉參照）

下　上總國佐是郡內矢田池和田村

可二早以二相介殿一爲二一色別納一、有限所當者、令二辨二加々美小次郎一事、

右件兩村爲二今、愛宕免令一爲二一色別納一、所二仰付一也、分之類也、疑、然於二有限之所當一者、可二令二辨二加々美小次郎一之狀如件、

イツシキウヂ　一色氏　姓は清和源氏、足利泰氏より出づ、泰氏の七男公深、三河國幡豆郡吉良庄一色に居住す、一色宮內卿律師と稱す、子孫一色を以て氏となす、長子範行、建武武者所となる、二子範氏統を繼ぐ、三代範光丹後守護となり、四代詮範若狹を領し、五代滿範丹後を領す、その第二子義貫若狹國主となる（尊卑分脈、系圖纂）

○公深——範行
　範氏——直氏——直明——直清
　　範光——[書]詮範——滿範
　　「氏族」
　持範——政經——政具——晴具——藤長——範勝
　義貫——義直——義春
　持信——教親——義孝——義道——義定
　範次——範俊——範永

イツシサウデン　一子相傳　藝術の秘傳を吾子にのみ傳へて、他人にはこれを禁ずるをいふ、武家時代以後、家學といふもの生じたる餘弊なるべし、

イヅシシヤウ　出石城　[關係地]但馬國出石郡出石町の東北隅[沿革]天正二年山名氏政始めて此地に城を築き、高城と稱して此地を治む[起原沿革]天正八年豐臣秀吉之を討じ、弟秀長に與ふ、後ち前野長康更り移る、文祿四年小出吉政の封に歸し、元禄九年十月松平忠鄕四萬八千石に封ぜられ、寶永三年二月仙石政明五萬八千石（天保八年二萬八千石を削らる）に封ぜられて此城に移りて治し、明治維新に至り途に廢絕す（但馬考、德川加除封錄、明治政覽）、主關合結記）

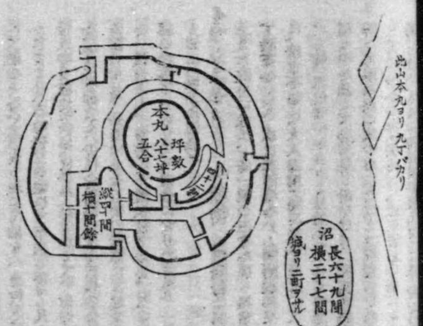
長六十九間
横二十七間
沿
本丸
坪數
公十坪
五合
濠
堀
堀
堀

イツシン并ンサキノウダイジン 一眞院前右大臣　四圓寺實益（サイサンウサネマス）を見よ、

イツシンサンクワン 一心三觀　一念に於て能く三諦を圓觀するを云ふ、一心とは、一念の心にて、心性周徧、虛徹靈通、散ゞ之則塵沙萬事、歛ゞ之而成一念、と佛經にいへり、三觀とは、假空中の三諦を悟ることにて、以空觀斷見思惑、則一切智現ゞ前、以假觀斷塵沙惑、則道種智現ゞ前、以中觀斷無明惑、則一切種智現ゞ前とあるが如し、

イツシンデン 一身田　其人一代を限りて、朝廷より賜はる田地をいふ、古への三世一身（サンセイイッシン）の遺制か、三代實錄に、元慶三年六月丙寅、勅以三河國幡豆郡荒廢田一百町、賜孟子內親王、爲一身田、、又政事要略に、采女田一身之後爲無主田、などみえたるもの是れなり○伊勢國奄藝郡に一身田なる地名後世まで殘り、高田山專修寺の本寺在り（翰軒小錄、伊勢名所圖會）

イツシンリウ 一心流　神道一心流（シンダウイッシンリウ）を見よ、

イツシヤウゾク 一裝束　甲冑五品を總べいふ名、卽ちコテ、ハイダテ、カブト、ハチマキ、「スネアテ」五品の總稱（今川大雙紙）

イツシヤクサンズン 一尺三寸　腰刀を云ふ、寸によりて名づく、法曹至要抄に、天延三年三月一日官符關、應禁中宮中非職之輩、帶弓箭、著短兵、事（中略）人心習而成ゞ狂致、彗、或偷隱短兵、持其懷、世俗謂之一尺三寸、と見えたり、

イツシユウカマヘ 一宗構　江戸時代に於ける僧侶の間利、所屬の宗門より除籍するをいふ、假令ば日蓮宗の僧侶を犯さば、其宗籍を除かれて同宗の孰の派へも入ること能はざるなり、一派構より也も重し、追院（ツヰキン）退院（ヰイキン）一派構（イツパカマヘ）參賀（御定書百箇條）

イツシユキン 一朱金　江戸時代金貨の一種、其形長方形、鑄造の時代によりて異なれり、文政七年に鑄造す、文政一朱金といふ、「アンセイイッシユキン」を見よ、

イツシユギン 一朱銀　江戸時代銀貨の一種、其形長方形、鑄造の時代によりて異なれり、文政十二年及び安政元年の兩度に鑄造す、文政一朱銀、安政一朱銀の二種あり、「アンセイイッシユギン」「アンセイイッシユギン」を見よ、

イツシユダイ 一種代　江戸幕府の時陸奥伊達郡內に行はれし石代の一種、石代とは租稅を金にて納むるをいふ、もと米にて納むべきを、これに代へたるより、石の代りの義にて石代と稱す、凡そ伊達信夫字多郡地方にては、半石半永とて、田畑の租稅を、半は米納とし、半は金壹兩に米七石代の金納とする定めなり、然るに此七石替の安直にて總金納とする納の村なる子細ありて、其村を一種代村と云ふ、又半石半永と云ふ（地方凡例錄）

イツシユモノ 一稃物　公卿等が殿上また院中に於て、各一種の酒肴を携へ相會して催す酒宴をいふ、或は其酒肴をいふ、或は其酒宴、藤原冬家、遠政にておはしける時、法住寺のおとゞより始めて、多くの上達部一種ものを具して參り集り給ひけり、閑院大納言（公季）は銀の鯉の旗の中になまず折櫃にいれられたり、小一條の大將（濟時）は、銀の鉢貼の桶にあゆを折櫃に入て、人々の祿題身のこしまさしまで給ひけり、右大臣白ら馬のつなとりて出給ひけり云々、又殿上の一種物は、常の事なれども久しく絕えたるを驚き、驚れたるを異して、睦月の頃殿上の一種物ありける、さるべき受領も無かりけるにや、藏司に仰て殿上に物なすゐさせて、小蹴に打板を敷て火を生す、人々酒肴を具して參り殿上に著く、又頭中將の一稃物は、はまぐりを籠に入て湯懷みたゝみて、紅葉を結てかざしたり、給の中には、寫物をえたり、淵口是を取て殿上の日まで送み、主殿司取て大餘に置く、頭中將取て人々に賦られけり、奚人には多く蛭子なる出せり、主殿司取て立蔀に寄たり、信濃守親隆大鯉を出せり、云々、とあるにて、大方は知らる（[illegible]）其始詳かならず、小右記に、圓融天皇永觀三年三月四日、同二十日行ひしこと見えたるが是初見とす、常來殿に行はれて、堀河天皇の頃一旦中絕す、崇德天皇の末年、頭中將藤原公能之を再興したりしが、程なく保元平治の亂相次ぎて公卿等の行ひしことは、續記錄に散見せず、吾妻鏡建久二年九月二十一日、同三年八月二十四日に、一稃一枝のこと見えたるは、此餘風なるべし（一種物考）

イツシヨウマス 一升桝　桝の一種、量二升を容るゝ桝の名、古へより其量及び深厚一定せず、江戸時代に至り、享保年間定めて木厚三分五厘、內方四寸九分、深二寸七分二厘、斷弦の積を引て實積六萬四千八百二十七分二厘、斷弦の積を引て實積六萬四千八百二十七分、深二寸七分斷弦なし、積は前に同じ、桝（マス）參看（本朝度量權衡攷、古今要覽稿）

イツシヨケンメイノチ 一所懸命地　一所の領地にて生命をつなぐ大切なる地の意○古事談に云、六條顯季、與三刑部卿光、相論所領地、白川法皇召二顯季、曰、汝無二餘庄、故不可二奪與一、答、一處懸命之由聞召、爲事十訓抄にも見えたり、顯訓往來に、於二諸代之分領一所懸命之地一者不可有二子細一者歟、宗長手記に、なま〳〵の復侍一所懸命の地行にもあたはず、義殘後覺に、此木食は生國江州北郡の住人なりしが一所懸命の地にはなれしかば云々、おほちは一所懸命の地をもちて云々、と見えたり（武家名目抄、慈園日記、本朝俚談）

イツシリウ 一旨流　松本利左衛門利直が創めたる槍術の一派○利直は陸奥の人にして、始め最上義俊に、後ち島居忠政に、晩年また松平直政に仕ふ、槍術を道孝流の牧久兵衛に學びて、其奧旨を究め、慶安年間遂に一派を開く、其子勘久衆を繼ぐ門人に土岐山城守頼行あり（武術流派錄）

イツセイイチゲン 一世一元　天皇在位御一代の間、年號を一に定め置きて改めざるをいふ、一代一號（イチダイイチガウ）を見よ、

イツセゲンジ 一世源氏　[illegible]源姓を賜ひて臣籍に列したる皇子をいふ、第一世たるにより然か名づく（[illegible]）類聚國史に、嵯峨天皇弘仁五年五月八日、勅、皇子皇女未爲親王者、信、弘、常、明、貞姫姓源朝臣、賜右京、とある、始めとす、また淳和天皇に、凡一世源氏有犯遣、終流彈、之、源氏海獄の卷に、一世の源氏又大納言大臣になりて、後にさらにみこになり、位にもつき給へるもあまたの例なり、と見えたり、

イツセノミコト 五瀨命　[illegible]彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊の皇子、母は玉依姫、神武天皇の皇兄[illegible]神武天皇と共に高千穗に在り、相議して東征に大政を擴張せんとし、日向を發して東征し、海路瀨戸を經て河內國草香に至り、長髓彦の兵と戰ひ、流矢に當りて傷く、因て道を轉じて紀伊國に向ひ雄

イツセンギリ 一錢切　[illegible]戰國時代に行はれたる刑名、按するに此事に關して古來諸說あり、(一)伊勢貞丈は「一錢切と云ふは犯人に過料錢を出さしむることなれども、切の字は限りなるべし、犯人の貯蓄たる錢のあり限り取上る、譬へば僅に一錢持たりとも、其一錢限り不殘取上るを云へるなるべし云々」といひ、(二)新井白石は「此人（豐太閤）軍法により て、一錢切と云ふ事を始めらる、譬へば一錢を盜めるにも死刑にあつ云々」と云へり、北條庵また其著海國日記に於て支那の例等を引き第二說に據へり(三)阿部猷民は、蓋し當時の俗語にて、緡錢の小口を一文切り放ちたる形狀の、恰も斬罪に處せられたる者に彷彿たるを以て、時俗の惡口に、斬罪を指して一錢切と言へりしなり、兵士の耳に入り易き爲めにとりて、文中に記入したるなるべし」といへり、卽ち第二說と第三說とは、意義の解釋を異にすれども、歸する處は斬首の刑とするにあり、彼に是非を判じ得ずと雖も、第一なる貞丈の說は信じ難し、蓋し其意義の如何は別として、要するに斬首の刑とすること、至當なるものゝごとし（[illegible]）起原詳かならず、信長記に、信長卿は清水寺にまゐりけるが、洛中洛外に於て、上下みだりがましきことあらば、一錢切に御定めありり云々」とみえ、天正十七年に豐臣秀吉の發したる禁制には、「軍勢寺方の地に於て、また同十八年上總國笠脇郡禁制にも、「對二寺僧門前之輩一、非分之雜言、不合尊の長子、母は玉依姫、神武天皇の皇兄[illegible]神武天皇と共に高千穗に在り、相議して東征に大政を擴張せんとし、日向を發して東征し、海路瀨戸を經て河內國草香に至り、長髓彦の兵と戰ひ、流矢に當りて傷く、因て道を轉じて紀伊國に向ひ雄

イツセンシヨク 一錢職　[illegible]江戸時代江戸の髮結職なる[illegible]に云ふ、龜山天皇文永年中北小路某女佑なるもの、父左兵衛尉を養はんが爲め髮結職となる、其子孫藤七郎、元亀中德川家康の髮を結ひ、當座の賞として金錢一錢を受け、爾後髮ゆひ職分は一錢職と唱ふべきものなりとの仰を蒙りたるより此名始まる、慶長八年德川氏江戸入府の節、藤七郎召まれて夏に賞を受け、遂に府內に此職を開き、一錢職を被世とせりと、髮結（カミユヒ）參看（髮結職由緣書）

イツツクイツクワン 一束一卷　一束一本（イツツクイツギン）を見よ、

イツツクイツボン 一束一本　杉原紙一束（十帖）と扇一本とを云ふ、武家時代に於ける禮物又十帖一本とも云ふ、常時愚草に「杉原を祝言の時は、だんしと申候由申力在り之、あるまじき事云々、一束一本と申は、扇杉原を申なり、但公儀にては十帖一本と申事可二然候一、また紙譜に「杉原類、此紙は上々樣へ獻上紙也、十帖一本と云て、右の紙を一帖づゝ二折にやりちがへ、十帖賦れて中を水引にて結び、上に觀子「本、末廣一本を結て獻上するを云ふ也、多は末廣ばかりにて、十帖一本と云也、又一束一卷といふも右のごとく水引にて結びたる上に、紙綿或は絹綿を一卷、末廣を添て獻上するをいふなり」とみえたり、尙ほ、貞與運營書、貞勇雜記、故實聞書にもみえたり、

イツツクヒキメ 一束引目　引目（ヒキメ）の矢又は二十腰に、笠懸の引目一ツと小笠懸の引目二ツとを副へたるものをいふ（了俊大草紙）○蕃

目の矢なり一服といふほど、四つの事なり、

イツタウサンライ 一刀三礼 佛像彫刻の時、一刀ゐ下す毎に三度礼佛するを云ふ、大佛師源覆に、定朝康尚男、佛師元祖也(中略)正暦二年辛卯三月二十四日壬生地蔵作之、江州堅田千體、寒心御衣木加持、而命ゐ定朝弟子七人作之、僧都各加二刀三礼、而開眼供養」と見えたり、

イツタウリウ 一刀流 伊藤一刀斎景久の創めたる劍術の一派○一刀斎は伊豆の人、鐘巻流の鐘巻自雲に就きて劍法を学び、其妙に達して一流を開き、静子上忠明之を繼承して後世に傳ふ、其宋派に忠也派、小野派、梶流等出づ(武術流組録)

○中條流 ——富田流 ——鐘巻流 ——一刀流
　忠也派 ——甲源一刀流
　小野派 ——梶派

イツタクシユハン 一様手半 尺数、物の長短を定むる稱呼、一様手は二尺四寸にして、一様手半は即ち三尺六寸也、古来佛像を尺るに用ゐ、一搭手、一握手に同じ、慧は字また様、拠、礎等に作る、一説に一尺三寸を一様手半といひ、或は一尺二寸なりといひ、八寸なりといひ、肘節より腕節に至るの長なりと云ひ、又一張手は八寸にして、中は即ち四寸なりと云ひ、又佛の一様は人の一肘に同じと云ひ、一肘は一尺四寸なり、又一尺三寸なり、一尺なり、又肘の本端より中指の末に至るまでの長を一肘と稱し、即ち一尺八寸に當るといへり、尚ほ多義あるも異にしがたし、摩竟支那歴朝にて定めた、度に多變あるを見て、礎經の上において、この変異を生じたるなるべし、臨羅名義集に、礎、則尺、人一尺、佛二尺、唐乃至於三寸

一尺上、増三寸、蓋周尺八寸也」とみえ、釋氏要覧に、佛一経手長二尺四寸とみえ、壇和漢名数に、経異、様同、蓋一経手者、開張二手之長也、一様手半者三尺六寸也」と云へり、或は二肘を二分して一様手といふとも見えたり、吾邦古来佛像を作るには、一様手半を注とす(安齋隨筆、佛教いろは字典)

イツタフジヤウ 一答狀 鎌倉時代における訴訟文書の一種、一問狀に對する初答狀をいふ、即ち初陳狀なり、「シヨタフジヤウ」を見よ、

イツタントウ 一段頭 一段の十分の一、即ち三十六歩の地を云ふ、中古以來の稱呼にして、後世の三十歩、即ち一畝と云ふに同じ、拾芥抄に、凡田以三方六尺爲二歩(四面各六尺也)三十六歩爲二段頭、一段爲二町頭、十段爲三町積」とあり、

イツチ井ンサキノサダイジン 一致院前左大臣 鷹司教平(ヵカツカサノヒラ)を見よ、

イツチハ 一致派 日蓮宗の一派、山州名跡志に、法華経中二十八品に、本門迹門といふ事あり、始め十四品を迹とし、後十四品を本とす、其本迹異なりと雖も理はただ一にして、實相圓融の妙と説くある故に、六迹一致と稱す、一致派の唱道する所、こに在るが故にかく名づけたり」と見えたり、明治九年早に日蓮宗と改む、「ニチレンシユ」參看、

イツチヤウ 一張 弓の弦七筋を云ふ、其外琴、暮、製装等の數ないふにも用ふ(諸禮集記、貞丈雑記)

イツチヤウシヤク 一町積 十段即ち一町頭、一町の十分の一、即ち一段三百六十歩の地を云ふ、中古以來の稱呼たり、一段頭(イツタントウ)參看(拾芥抄)

イツチヤウトウ 一町頭 一町の十分の一、即ち一段頭(イツタントウ)參看(拾芥抄)

イツチヤウユミ 一張弓 弓の一種、貞丈雑記に、一張弓と云ふ物あり、常の弓の形にあらず、鞭頭の蛇の形にかたどるなどと云ひ、外國の弓に似たる形を作り、にぎりより上三十六所藤を巻きて不動明王の三十六童子、又三十六禽にかたどり、にぎり下二十八所藤を巻きて、二十八宿にかたどりも云ふ說あり、いとかしき物にて用ひがたし、其の外九張弓十張弓などとて、さまざまの名を付けたる物あり、何れも古書には見えざる弓の名どもにて、甚いぶかしし、後人の作意にて作り出したる物ども也」といへり、

イツチユウハ 一中派 東梅龍軒一中の創めたる捨術の流派なり○一中は信濃の人、久留島家甲田正英に仕ふ、梅田治忠に從ひ本心鏡智流の槍術を學び、其妙藝に達し、更に宍澤流の長刀、一元流の反柿輪鍵等を研め、遂に一派を爲す、時に元禄の頃とす、其の子丹治紙道家業を繼ぐ(武術流組録)

イツチユウブシ 一中節 浄瑠璃の一派、元禄貞永の頃都一中といふ者山本土佐掾、松本治太夫等の諸流を祖らげて遂に一派を爲す、宝暦年間京都に於て流行し、貞永年間江戸に入り、一時世に行はれしが享保の頃よりやゝ衰へ、寶暦の初年停絶遂に斷絶す、寛政四年千寿嘉六五代一中となりて、再びこれを興し、文政の頃より復盛にして、明治の今日に傳ふ(竹豐故事、聖曲頃蓄、一中節系圖)

○宮古路豊後掾
　(二代)都若太夫一中 ——宇治太夫
　(四代)都金太夫三中 ——浄瑠璃宮古太夫
　(五代)都秀太夫千中

イツツアコメ 五初 あこめを五つ重れて着るを云ふ、雅亮髪束抄に、うへぎうしは、いつゝあこめに、うちきぬ、ひとへ、ぱりはかま、ひすまし、三あこめにうちきぬ、ひとへも袴を着るなり」と見えたり、初(アコメ)參看、

イツツカサネ 五重 五衣に同じ、「イツツキヌ」を見よ、

イツツキヌ 五衣 重袿を云ふ、王朝時代以後女官及び貴婦人の装束、衣の五つ重れたる如くに仕立たるものなり、又五重ならずとも、十枚十二枚も重れたる時にも、單にいふことあり、五衣は、表何色にても同じ色なる五ツ重れて、裏は各紅の平絹を附く、又色がぱりとて五つながら別色なるものあり、其重れ様にて、襲がさね、梅がさね、藤がさね、卯花がさね、紅葉がさね等の名あり、大抵春及び秋冬の時季によりて、色を替へ用ふを常とす、貞丈雑記に、古將軍家の女房衆きぬをめし、袴をめしなど云ふ事、殿中儀式記年中恒例記などにあり、きぬとは五ツぎぬの事、袴はうしろよりかくる物なり、袴は緋の袴なり、先白小袖を着て、其の上に單に五ツきぬ、うはぎを重れうちかけに着て、其の上にからぎぬを着て扱袋をかくる也、單五ツ衣上着ともに重れたる時、下の袖の少しづゝ出る様に段々上に重ぬ衣をばゆきみ少しづゝ短くする也、五つ衣は五つ共に同じ色、同じ文がら也、うはぎは別の色なり、五つ衣地は練貫也、からぎぬはすあふの形のごとし、但ゆきみじかく

前は長く、うしろは短き物なりしといへり、また後世唐衣裳なとあり、されど正しき意味に於ては十二單ともいひたること、ジフニヒトヘ及び、女房装束(ニヨウバウシヨウゾク)參看(装束要領抄、装束集成、甲冑装束圖解)

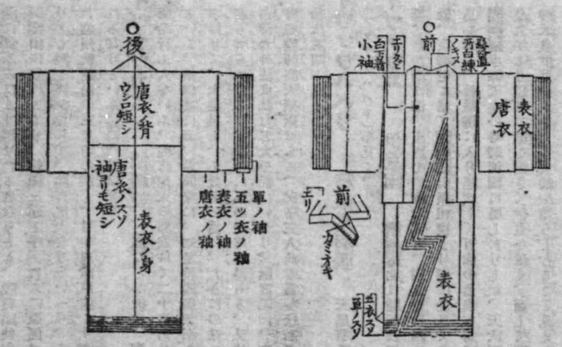

イツツジウチ 五辻氏 姓は字多源氏、源雅信より出づ、雅信は字多天皇の皇子敦實親王の子にして、源姓を賜ひて臣籍に列す、其子時方大原な

稱し、時方七代の孫伊綱以來始めて五辻を稱す、子孫相繼て明治に至り、華族に列し子爵を授けらる、(尊卑分脈、知譜拙記、系圖纂要、家譜)

○雅信 —時方 —仲舒 —仲親 —仲槙 —仲親
　光遠 —仲兼(藤原遠兼) —仲貞 —時仲 —基仲
　貴仲 —朝仲 —教仲 —重仲 —泰仲 —富仲
　諸仲 —爲仲 —之仲 —奉仲 —清仲 —俊仲
　英仲 —仲賢 —廣仲 —盛仲 —順仲 —豊仲
　高仲 —安仲

イツツノモン 井筒紋 紋所の名、姓名より出でたる家紋、井伊氏、井上氏、酒井氏、綱井氏之を用ふ、又土屋氏の用ふるは、永日記に、武田信虎後に草に至て公方の側の者になる時、菊桐の紋を賜ふ、菊亭を賢に取る、土屋一人後まで替從ふ、其志を感じ桐に離れぬものは井なりとて、土屋に井字を賜ふ、今の土屋惣兵衛供の末なり云々」とあり(武鑑、諸家系圖)

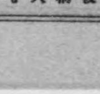

イツツモノ 五物 流鏑馬、笠懸、犬追物、歩射ないふ、五物とは稱すれども實は四種なり、伊勢、貞丈は是を辯じて、五ツ物と云へども、其品四ツなり、歩射と云ふは大的小的を云ふか、又は笠懸、小笠懸、流鏑馬、犬追物、歩射を云ふかと云へり(武功雑記、貞丈雑記)

イツテウセン 一吊錢 一貫文の錢ないふ、一貫文を一さしにさせるよりかく名づく(俚言集覧)

イツテフハ 一蝶派 英一蝶の創めたる繪畫の一派、其系圖は左の如し、尚ほ「ハナブサイツテフ」參看、

呼たり、一段頭(イツタントウ)參看(拾芥抄)

イツチヤウユミ 一張弓 弓の一種、貞丈雑記に、一張弓と云ふ物あり、常の弓の形にあらず、鞭頭の蛇の形にかたどるなどと云ひ、外國の弓に似たる形を作り、にぎりより上三十六所藤を巻きて不動明王の三十六童子、又三十六禽にかたどり、にぎり下二十八所藤を巻きて、二十八宿にかたどりも云ふ說あり、いとかしき物にて用ひがたし、其の外九張弓十張弓などとて、さまざまの名を付けたる物あり、何れも古書には見えざる弓の名どもにて、甚いぶかしし、後人の作意にて作り出したる物ども也」といへり、

イツチユウハ 一中派 東梅龍軒一中の創めたる捨術の流派なり○一中は信濃の人、久留島家甲田正英に仕ふ、梅田治忠に從ひ本心鏡智流の槍術を學び、其妙藝に達し、更に宍澤流の長刀、一元流の反柿輪鍵等を研め、遂に一派を爲す、時に元禄の頃とす、其の子丹治紙道家業を繼ぐ(武術流組録)

イツチユウブシ 一中節 浄瑠璃の一派、元禄貞永の頃都一中といふ者山本土佐掾、松本治太夫等の諸流を祖らげて遂に一派を爲す、貞永年間京都に於て流行し、貞永年間江戸に入り、一時世に行はれしが享保の頃よりやゝ衰へ、寶暦の初年停絶遂に斷絶す、寛政四年千寿嘉六五代一中となりて、再びこれを興し、文政の頃より復盛にして、明治の今日に傳ふ(竹豐故事、聖曲頃蓄、一中節系圖)

○宮古路豊後掾
　(二代)都若太夫一中 ——宇治太夫
　(四代)都金太夫三中 ——浄瑠璃宮古太夫
　(五代)都秀太夫千中

イツテンノ・シユウ 一天之主 天皇を申す語、深平廢寺記に、昔は一天の主(安徳天皇)として、殿をば長生と號ひ、門をば不老と名けしかども云々し、太平記先帝遷幸の條に、正しき一天の主を下として流し奉る事の淺猿さよ云々など見えたり、

イツトウシン 一等親 第一等に當れる親族をいふ、五等親(ゴトウシン)參看、

イツトマス 一斗桝 桝の一種、量一斗を容るゝ桝の名、即ち十升なり、「トマス」ともいふ、古へより、其量及び深厚一定せず、江戸幕府享保年度に至り一定せしめ、木厚六分、内方一尺零五分、深五寸九分一厘、斷弦の積たり、實積六十四萬八千二百九十六と爲す、桝(マス)參看(本朝度量權衡攷、古今要覽稿、古事類苑稱量部)

イツトモノラ 五伴緒 部隊の長たる者五人をいふ、伴の部(ムレ)の意、緒は長の意なり、即ち神代に於て、天孫降々岐尊に從ひて天降りし、天兒屋命(中臣連等の祖)布刀玉命(忌部首等の祖)天宇受賣命(猿女君等の祖)伊斯許理度賣命(鏡作連等の祖)玉祖命(玉祖連等の祖)の五人を稱す(古事紀傳)

イツトモノミヤツコ 五部造 二田造、大庭造、舍人造、膳臣造等五部の造をいふ、並に天物部(即ち二十五物部)を率ゐて物部連に屬す

イツナゴンゲン 飯縄權現 惡魔の神の名、信州戸隱山、越前國日永山、武藏國高尾山等に於て之を祭る、稻荷の社に、飯縄といふものを、鳴鏑に供ふるにより起りたる名なりとも、陸奥國曲臺仮縄山に祭れるより、飯縄三郎と呼びたるに原因せりとも稱し詳かならず、陀吉尼天なりといへり、また信州秋葉山の三尺坊の稱も、百年以前戸隱より起れるなりといふ(鎮夙、儀制類)

イツナヅカヒ 飯縄使 狐などを使ひ、覡術を行ふ人をいふ、儀制類に云、著聞集に、知足院殿御堂深きといふ、儀制類に云、著聞集に、知足院殿御堂深き事侍りて、大福現といふ效驗の僧に、だきにの法を所らせられけるに、夢中に狐の生尾を得たる、又妙吉侍者外法成就など太平記にいへり、康富記に、室町殿醫師高天禁獄せらる、父子三人此者狐を仕ふの沙汰風聞と見えたり、

イツノラハバリ 稜威尾羽張 天尾羽張(アメノヲハバリ)を見よ、

イツノクニ 伊豆國 [illegible]北は駿河及相模、東四南は海、東西七里壹拾貳町、南北壹拾四里、東海道に屬す[illegible]山脈相模より南に走りて半島を爲し、餘脈海に入り起伏して百餘の島嶼を爲す、[illegible]孝德天皇の時駿河國に屬したりしが、天武天皇九年七月駿河二郡を割さて伊豆を置く、而して應神天皇伊豆の人をして大船を造らしむること見えたるは蓋し追記なるべし、中古國府を田方郡に置く、今の君澤三島驛なり、保元の亂、源爲朝大島に流さる、爲朝諸島を併せ自ら之を領す、後ち去て琉球に入る、平治の亂、平氏源頼朝を蛭小島に流す、後ち二十年を經て頼仁王の令旨を奉じて兵を起し、目代山木兼隆を殺す、[illegible]倉の別山名義範周守守護を兼ぬ、文治中後白河法皇特旨を以て、頼朝に賜ひ手孫に傳へしむ、足利基氏鎌倉管領たるに及び、其執事上杉憲顯を守護とす、正平中憲顯歸城し、島山義深之に代る、義深西歸忌顯再足利氏に降り、本國復其所管となる、享德の初、足利政氏兩上杉氏と相攻め關東大に亂る、長祿元年山內房顯扇谷定正皆軍義政の弟政知を北條郷堀越の館に奉じて主帥とし、關東に號令す、延德中政知卒し內亂作る、蕨城主北條長氏襲ひ擊て堀越を陷れ、政知の子茱々丸を殺し遂に全國を併す、天正十八年豐臣秀吉東征し、北條氏亡び地德川氏に歸し、內藤信成を蕨山に、戸田忠次を下田に封じ、其餘郡邑州の豪族江川英長を代官として民政を知しむ、慶長中內藤戸田二氏封を歸じ、江川氏代官を世襲す、後ち大島八丈諸島を兼管す、明治維新改めて蕨山縣を置く、既にして廢して足柄縣より兼治す、明治九年足柄縣廢せられ、靜岡縣に屬す[illegible]古より管郡の變遷左表の如し、尚ほ詳しくは各郡の條を見よ(地誌提要、郡名異同一覽、國郡沿革考)

延喜式	拾芥抄	古圖	元祿郡制	寛知集	天保郷帳	郡名考	明治沿革	新郡區編制
田方	同	同	田方君澤	同	同	同	同	田方
那賀	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	賀茂	賀茂	賀茂	賀茂	賀茂	賀茂
加茂	賀茂	賀茂	加茂	賀茂	賀茂	賀茂	賀茂	賀茂

イツハウリウ 一放流 宮田一放の創めたる飯術の一派○一放は宮田越後守重政(世々越前の朝倉氏に仕へ、後ち前田利家に仕ふ)の門に入りて宮田流の飯術を學び、其奥旨を極めて遂に一派を開く、門人に入江一無あり(武術流派圖誌)

○中條長秀(中條流)——大橋鶴解由左衛門
宮田長家(宮田家祖)——同景家——同景政
宮田誘後守重政——重家
宮田一放

イツパカマヘ 一派構 江戸時代に於ける僧侶の閥刑、所屬の宗派より除籍するをいふ、一宗構よりも輕く、同宗の他派へ轉すれば、構びなきなり、退院(タイキン)追院(ツキキン)一宗構(イツシユウカマヘ)參看(御定書百箇條)

イツピツギリ 一筆限 「ヒトフデカギリ」を見よ、

イツプ 一負 王朝時代の刑名、官人に之を課す、私罪にては贖銅二斤、公罪にては贖銅二斤を出す事をいふ、其十負を一殿(イチデン)といふ(令義解、令抄)

イツプクイツセン 一服一錢 室町時代遊心者の生活として人の寄り集まれる處に出でゝ茶を賣しるをいふ、一服は一碗、一錢は一文の事にて、一文を投じて一碗の茶を飲むことをいふ意より出づ○七十一番職人盡歌合に、一服一錢と煎物賣と番びて出だし、其絵、法師の托子に茶袋をさゝげて茶筅にて茶をたつる處なり、其詞に、こはの御茶をめしまゐへと有り(是れ水茶屋の始めなるべし)色音論册子に、辻の茶賣云々と見えたるは、是寛永の頃の水茶屋の體にて一服一錢のことなり、されど前と異なりて、曉茶を煎て茶筅にてたつるなり、寒夜筆談に云ふ、七十一番職人歌合、一ぷく一せんの墨の欲に、たつる茶のあはれ消ゆとも逢ふことの一せにかふる命ならばや、判詞に云、たつる茶のあはれと續けて一錢なびとせにと逢へたるはいとやさしと聞ゆ、又薩摩守といふ狂言にも、一服一錢といへる茶屋の事あり、此事異國へも聞えたりけん、清尤傳外國傳に、日本喜曦茶、道傍有茶店、如漢人入酒館也、と見えたり又楊州畫舫錄に煮餅於長堤賣茶、置大茶具、以錫鳴之、小頭修腹、旁列茶盞、矮竹几机數十、每茶一盤二錢、稱爲喬姥茶卓子、とあり(嬉遊笑覽、梅園日記)

イツベ 嚴瓮 祭事に用ふる土器の名、釋日本紀に「祭方按之、嚴重之義、瓮者土瓶也、今世神今食土器總名也」と見ゆ、祝部(イハヒベ)參看、

イツベン 一遍 幼名松壽丸、長じて遊行上人と稱す[illegible]姓は河野氏、其先は孝靈天皇千皇子に至り姓を賜ふ、二十世通廣は即ち父、母は北條氏、河野諸系圖或は二子、三子、四子となして一定せず[illegible]四條天皇延應元年生る、七歳にして緣教律師に學び、十歳母を喪ふ、十五歳祝髮名を聖一と稱す、後ち智眞と改む、更に師命により叡山禁眼僧正に師事する十二年、教授顯密の奥義を究む、後ち太宰府西山派聖達に淨教を學ぶ、十一年其蘊奥を極む、建治元年十二月紀州牟婁郡熊野本宮に百日參籠し、誓て曰く、我一切衆生を度せんと欲し融通念佛を勸進す、此教佛意に違ほず、神慮に背かずに示現を賜へと、神、要偈を授て六字名號「一遍法十界依正」と註に於て名を一遍と改め、神勅に任せ本願念佛の金札を荷ひ、諸行を遊行し、貴賤道俗を勸化す、故を以て世人、これを遊行上人と呼ぶ、正應二年八月鎌を兵庫觀音堂に移し、一日燈床に座して最後の法門を說き、自著の書冊を灰中に投ず、二十三日長朝彌陀經を讀み畢て寂す、化壽十六年得登の道俗億を以て算すと云ふ(一遍上人繪詞、一遍上人年譜、河野系圖、佛教各宗綱要)

イツポンダイフジン 一品大夫人 受方(アイノカタ)を見よ、

イツポンダヅグ 一本道具 江戸時代、諸侯行列に用ふる槍及び箱の數一なるをいふ、井伊氏之を用ふ○井伊氏の之を用ふるは、其居城彦根軍家上洛の時、旅館となりしに、不注意のことありて破疵を蒙りたれど、非常の節なればとて從者道具等も減じ、潛行して入京せし時の例に因るといふ○黑田氏も亦初めて之を用ひたり、栗山大膳の獄起りしとき、右衛門佐忠之酒宴を裏る爲めに、出行する毎に大に從者を減じ、道具をも片箱一本槍となしたるが例となりしも、幕末に至りて對の箱二本槍に改められたりと云ふ(柳營祕鑑、武家儀仗)

イツポンノゴ・シヨドコロ 一本御書所 所在地 太政官廳の釜殿の四の南十五丈(侍從所の南) 名稱 普通行はるゝ書一本を別に寫して、天皇に進め奉つる書を、納め置く所なるを以て名づく、[illegible]公卿、殿、別當、預、書手等あり[illegible]日本紀略に、康保元年十月十三日乙卯、年來一本御書所淨書二百廿二卷、遷納大藏省野御倉、とあり、鳥羽天皇久壽二年之に行幸す、平治の亂、藤原信賴、後白河法皇を此所に幽したりき(四宮記、平治物語、大內裡圖考證)

イツマキノヒ 五卷日 法會の中日をいふ、蓮華經に云、是は法會にある事にて諸記に出申候中日の事に候實慥樹永正十四年記に五卷日とは中日の事なり此日法華經の五卷日を講候故爾五卷日云々」、

イヅミカン 和泉監 「イヅミノヤケ」を見よ、

イヅミコヨミ 和泉暦 暦の一種、和泉國和泉郡信太郷舞村より出たし、暦をいふ、又舞村より岸和田町に出して暦を賣るを以て、岸和田暦ともいふ暦(コヨミ)巻看(和泉志)

イヅミシキブ 和泉式部 【系統】 大江雅致の女、和泉守橘道貞に嫁して、小式部内侍を生む【歴】道貞没して後、上東門院藤原詮子に仕ふ、和歌を以て著はる、曾て僧性空といふものあり、播磨書寫山に居る、聚世これを崇信す、式部和歌を贈りて曰く、くらきよりくらきみちにぞ入りぬべきはるかに照らす山のはの月」後ち藤原保昌に再嫁す(大日本史)

イヅミジヤウ 泉城 【所在】磐城國菊多郡泉【沿革】【歴】寛永十一年十月内藤忠興、弟政晴に泉の墾田二萬石を分封して之に治せしむ、元禄十五年七月板倉重同一萬四千石に封ぜられて居す、延享三年九月松平忠恕一萬五千石(寛政二年五千石加賜)を以て此に來り治す、爾後子孫相繼ぎて明治維新に至る(武鑑、徳川加除封錄、明治政覽)

イヅミジヤウ 和泉城(泉城) 【所在】陸中國餅井郡中尊寺の西旦河内村【沿革】【歴】往時安倍貞任の兄成道が居館にして荒屋柵といふ、藤原秀衡の第二子泉三郎忠衡此館を攻めて和泉城と稱しこれに據る、文治五年六月源義經に與せるを以て、兄泰衡の爲めに殺さる(吾妻鏡、平泉志)

イヅミドノ 泉殿 【名稱】王朝時代諸家に於て納涼觀月などの爲め、水邊に設けたる家ないふ、吾妻鏡に泉屋とあるも同じ【關係】釣殿と相對して東西に建つるもあり、時によりて構造異なるものあれど、大體は水邊に作り、四方壁なく簀子に勾欄ありの圖して是なる泉殿の中の指圖に能舞臺井橋かゝりの泉殿の有しなる直に猿樂能をする所に用ひしより、舞臺とのみいひて、泉殿といふ名は、廢れたる成るべし、しかあれば、昔の泉殿といふものは、今の能舞臺なりと思ひにかりて、大樣たがふまじ、只板をはるべきやう異なるにや、と云へり、古くは義經の御川御所などにも見え、また室町御所、小川御所などに孰も泉殿と稱せし所あり(續遊笑覽、家屋雜考)

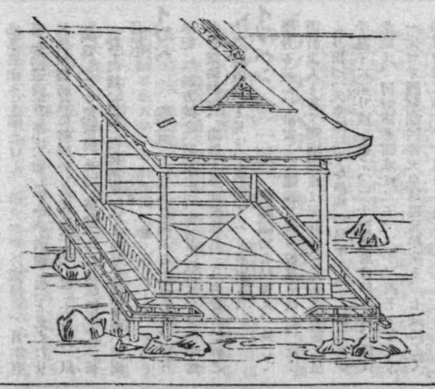

イヅミドノダイ 泉殿代 大内裏常御殿の御庭の内にあり、文政十三年京都大地震の時、遷幸の爲めに營造ありし所、禁池の橋を渡りて之に赴く、閣内の一小亭なり(安政遷幸記、平安通志)

イヅミノクニ 和泉國 【領域】【歴】東は河内紀伊、南に紀伊、北は攝津、西に海に至る、東西凡四里壹拾四町、南北凡六里、五畿内に屬す【沿革】【歴】東南山により、西北海を負ひ、土地隘小と雖も最も膏腴なり【沿革】上代茅渟と稱し、河内國に隸す、元正天皇靈龜二年四月河内三郡を割て和泉監を置く、天平寶字元年五月改めて國となし、府を和泉郡に置く(府址今府中にあり)降て建久年間鎌倉幕府佐原義連を守護とす、建武中興楠木氏守護となり、和田正遠なして岸和田に鎮せしむ、南北鎮和以後、將軍義滿山名氏清を守護とし、堺津に城き泉府と稱す、明德の初氏清誅せられ、大内義弘之に代る、應永中義弘亦誅に伏し、細川滿元之に代り、四傳して政元に至る、其義子高國澄元嗣を爭ひ、大永中澄元の子晴元堺に據て遂に本國を取り、家臣三好長基を守護とす、天文の末、長基が子長慶晴元に叛き本國を横奪し、姓十河存保を堺に居らしむ、永禄の初織田信長三好氏を降し、國總を堺南ノ莊に置き、松井友閑をして國務を裁せしむ、當時之を政所と云、天正中豐臣氏應を北ノ莊に移し、小西行長をして之を掌らしめ、一國を豐臣秀長に賜ふ、秀長嗣絶え大阪に直隸す、江戸時代堺に奉行を置く、封を受る者岸和田(岡部陣屋)伯太(渡邊吉綱)凡て二藩、明治維新近江三上の遠藤氏來りて吉見に徙り三藩となる、尋で悉く之を廢し堺縣を置く、明治十四年二月堺縣廢せられ、大阪府の管轄に隸す【關係】古より菅郡の變遷左表の如し、尚ほ詳しくは各郡の條を見よ(地誌提要、兵要地誌、郡名異同一覽、法令全書)

イヅミノゲン 和泉監 上代の職名、元正天皇靈龜二年四月、河内の大鳥和泉日根三郡を割て始めて和泉監を置く、六月丁卯始めて史生三人を置く、聖武天皇天平十二年八月和泉監を河内に并す、孝謙天皇天平寶字元年五月、また分置す、遂し立て國となすなり(續日本紀)

イヅミノコホリ 和泉郡(泉) 【所屬】和泉國【歴】【沿革】書紀欽明天皇十四年五月の條に泉郡あり、もと河内國に隸せしが、天平寶字元年和泉を建つるに及び、本郡和泉に屬す、和名抄に、信太(シノダ)上泉(カミツイヅミ)下泉(シモツイヅミ)郷部(カルベ)坂本(サカモト)池田(イケダ)山直(ヤマダ)八木(ヤギ)掃守(カニモリ)水島(キノシマ)の十郷あり、中世分ちて泉南郡を置く、正保國元絵圖等泉及び南郡に作り、郡名考に二郡に分つ、明治沿革帳和泉とす、地誌提要に、和泉、泉南の二郡とし、郡區編制に、泉、南の二郡に作る、明治二十九年三月泉と大鳥郡とを合して泉北郡を建て、南郡と日根郡とを合せて泉南郡を設けて本郡を廢す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

六國史	延喜式	拾芥抄	古圖元禄帳	郡名考	明治沿革帳	地誌提要	新郡區編制
泉	大鳥	同	同	同	泉北	郡區編制	天保郷帳
泉	和泉	同	同	同	和泉	同	泉南
日根	同	同	同	同	同	同	泉南

イヅミノコホリ 出水郡(泉、和泉) 【所在】薩摩國【歴】【沿革】古へ泉に作る、應神天皇紀に泉長姫あり、後ち出水に改む、光孝天皇寶龜九年十一月始めて郡名見ゆ、和名抄に、山内(ヤマウチ)勢度(セト)信家、大家(オホヤケ)國形等の郷あり、建久圖田帳和泉に作る、元禄圖以後皆出水に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

イヅミノナミノコホリ 泉南郡 【所在】和泉國【歴】【沿革】王朝時代和泉郡を分ちて本郡を立つ、正保圖元禄圖等南郡と稱す、地誌提要泉南郡と稱し、郡區編制の際、南郡に改む、明治二十九年三月日根郡を合し、泉南郡と改稱す(和名抄、郡名異同一覽、法令全書)

イヅモカナ 出雲假名 平假名(ヒラカナ)を見よ、

イヅモチハ 出雲路派 眞宗の一派、寺號寺を本山とするもの、寺號寺は越前國今立郡味眞野村清水頭にあり、天福元年宗祖京都出雲路に一寺を創設して、覺如の季子善入をして此に住ましむ、五世善幸の代、光明天皇勅願寺の宣旨を賜ふ、寛慶三年寺號を當國山元に移し、又寛長元年十二世善照寺宇を今の地に轉ず、是出雲路派の由來なり(「シンシュウ」參看(佛教各宗綱要)

イヅモノ井ノヘノジンジヤ 出雲井於神社 【所在】山城國愛宕郡今出雲郷下鴨社の楼門内西後殿、木社是なり○祓木社、又地主明神或は氏神社ともいふ【關係】【歴】崇德鳴尊【沿革】洛和天皇貞觀元年正月從五位上を授く、醍醐天皇延喜の制大社に列り、月次相嘗新年祭上の幣に預る、鳥羽天皇元永二年十一月御祖神體を地主大明神に移し奉る、即ち是なり、頗德天皇建保四年四月上皇賀茂行幸の時此社に幣帛ひき、凡本社神官調宜あり、みな鴨縣主を以て之に來て幣を奉り氏神祭を行ふ(神祇志料)

イヅモノオクニ 出雲阿國 【名稱】巫子國女と云ふ、老後出家して智月と號す【關係】出雲大社宮殿治暦中村三右衛門の女【沿革】歌舞妓芝居の祖、永禄の頃大社修覆勸進の爲め、諸國を巡廻せしに、容貌美に神樂に妙を得、人皆之を稱す、後ち京都にて醫戸の俳優を爲す、足利義輝之を愛し、屢々召して舞はしむ、後ち神樂を變じて歌舞と爲す、茲に於て於國の歌舞世に名高く、織田信長、豐臣秀吉の前に出て舞ひ、文禄中伏見城に召されて、德川秀康の前に歌舞す、秀康水晶の球數を懸にかくるを見て、其足の珊瑚の球數を與へて賞せしと云ふ、老後出雲國祥榮に歸り尼となり、遠嶽を好み、又法華經を轉讀す、度は於國の實家鍛冶原の北三町にて、遠歌庵又おくに寺とも云へり、八十七歳まで見命せしと云ふ、墓所は中村門五郎墓地大鼓原にあり(出雲國國情、雲州府志、懷橘談)

イヅモノオホヤシロ 出雲大社 【所在】島根縣出雲國簸川郡杵築町杵築東○杵築大社とも云古へ天日隅宮と云、今は官幣大社に列す【關係】大國主神【沿革】【歴】神代大國主神、國土を天孫に獻じて去り給ふや、天照大神之を嘉みと給ひ、出雲國多藝の小濱に宮を築き、天穂日命をして留まり仕へしむ、是其始なり、其宮造り甚だ高く大きなるを以て、杵築大社と云ふ、垂仁天皇の御宇、木社を宮殿の如く改造す、之を十六丈の宮制と云ふ、齊明天皇五年出雲國造に命じて、敬神の宮を修めしむ、正殿式あり、歴朝之を因襲す、又假殿式あり(社の高さ七丈以上を正殿造、以下を假殿造といふ)天平神護元年神封六十二戶を充つ、仁壽元年九月從三位を授け、後ち勳八等に進む、凡毎年四月十一月上申日、賀茂神官等此社に來て幣を奉り氏神祭を行ふ(神祇志料)

イヅモノヤシロ 出雲社 【名稱】【歴】出雲大社の別稱、出雲國造の祖先を祭る、出雲國造の祖先を祭る、出雲國造の祖先を祭る

等を給ひ、貞觀元年五月從二位、尋で正二位に叙す、延喜の制名神大社に預る、凡使を本社に遣はすには使一人、伊使氏一人、神祇史生二人を以て例とす、長元四年閏十月神殿故なく顛倒せるの故を以て本社并に長社十八社に宣命及び幣帛を奉て之を斬らしむ、天仁三年七月稲佐浦（今の浜楽浦）漂着の材木にて社殿を新築し、永久三年十月二十六日遷宮あり、是を世に寄木の造營といふ、爾來六十一年目毎に修繕を加ふる制を立つ、建久元年正殿御造立、後堀河天皇嘉祿三年、安貞元年）假殿を造營す、時に御柱に蘇あり、其文曰、居大須ノ物、朕弗素意、若人師總栖ニ為水ニ足と其示現の趣を右衛門尉昌綱、佐々木泰清武家に訴へければ、後深草天皇寶治二年正殿營作は庄園の課役を止められ、關東より米殼一萬石、黄金千兩下し給ひて土木の功を竭ぐ、此時三十二丈減じて八丈となり、出雲大社と稱す、其後朝廷式微して修理意の如くならず、永正年間尼子經久、當國を領したるに及び造營する所ありしも、神佛兩部の習合を信じ、遂に大水天文年間に於て堂塔伽藍の新築を見るに至る、毛利元就此地を領するに當り、僅に廢れたる祭典を再興したりしが、豐臣秀吉の時、更に社領若干を減じ、社殿漸く衰頽す、其後松平直政國主となるや、寛文二年五月幕府に以聞して、大に社殿を造營し、正殿式の造營を爲し、曾て尼子氏の建てし堂塔輪奐を毀ちて城外に移す、寛文七年三月遷宮あり、其後修築する所ありしが現今存するものは明治七年千家北島二氏の協力によりて造營せしものにて本殿は特別保護建造物たり○神領は、出雲風土記に據れば、神立、千家、北島、井上、別名、鳥屋村の六箇所の如し、又大社志に據れば、遠垣、高濱、稲岡、鳥屋、武志、出西、求院、北島、宮村、阿吾、千家、石塚の十二村と、杵築、鳥居、熊谷、

イヅモノクニノミヤツコノカンヨゴト

出雲國造神賀詞 祭儀 神賀事、神吉事、神賀詞とも書く、出雲國造が新任せる時、朝廷にて奏聞する天皇の大御世を祝する詞（ヨゴト）國造の任命終て賀幣物を賜はり、國に還り饗宴する一年にして、國造及び諸祝部并子弟等を、國司引率して入朝し、玉六十八枚、金銀裝横刀一口、鏡一面、儀文二端、白眼鶴毛馬一疋、白鴿二翼、御贄五十舁等の獻物を、京外の便處に修飾し、神祇官長監視し、豫め吉日を卜し神祇官に申し神寮詞を奏し、所司に宣示す、又後齋一年にして再入朝し、神寮詞を奏す、其神賀詞延喜式に見ゆ（續紀、延喜式、祝詞講義）

イヅモノコホリ 出雲郡 郡名 出雲國王朝時代以後分て出東出西二郡となす、後ち出西の宇賀伊農二郷の地（飯梨郡）に入り、杵築出雲二郷の地神門郡に入り、出西の名自ら廢し、獨出東の地名遺す、按るに、出雲風土記に八郷あり、和名抄亦同じ、後ち其建部（タケタベ）（武部村あり）漆治（ジツヂ直江村の地）河内（カフチ阿宮村の地）美談（ミダニ村存す）四郷を出東郡となし、出（出西村あり）伊農（イヌ村木村の地）宇賀（ウガ村存す）杵築（村存す）四郷を

神戸(郡)	神門	同	同	同	同	飯川
	出雲	同	出雲（クニノミヤツコ）	出雲（イヅモ）	同	
	大原	同	同	同	同	同
	仁多	同	仁多（ニタ）	仁田（ニタ）	仁多	同
	飯石	同	同	同	同	同
	能義	同	能義（ノギ）	能義（ノギ）	同	同

出西郡となす、出西郡の廢したるは時を詳かにせず、郡界變遷して伊農宇賀二郷、及び美談牟郷は飯梨郡に入り、自から其名廢せしならん、正保圖出東郡に作り、寛文郡名復舊の時、出雲に改め、其稱呼は舊に仍りふ、明治二十九年三月郡廢止、神門の二郡と共に廢合せられて飯川郡を置かる（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

イヅモノジンジャ 出雲神社 祭祀 并汝國南桑田郡千歳村大字千歳○當國の一宮、今は國幣中社（官幣大社）大國主命、三穂津姫命、出雲國造、元明天皇和銅二年始めて建立す、嵯峨天皇弘仁九年十二月名神に預り、仁明天皇承和十二年七月無位出雲神に從五位下を授け、陽成天皇元慶四年六月に正四位下に叙す、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、十年八月正四位上を給ひ、後一條天皇萬壽二年七月留守所に勅して炎旱を本社に祈らしむるに、慈雨あり後鳥羽天皇元暦元年九月源頼朝命を地頭玉井資盛に下して社領の盛衰を修む、院宣に依てなり、伏見天皇正應五年十二月正一位を授く貞和元年三月足利尊氏、本社並に上御前三十二所末社神宮寺以下を修造す、降りて應仁文明の頃より年々衰微し來りしが、永正の頃に至り、細川政元の家士雲西久六孫六等此地に逃げ來り、天正中に及び、明智光秀當國を押領せしや神宮寺以下悉く廢亡せり、祭日は、十月末子午日、三月十八日（陰暦）（社記、神祇志料、古事類苑神祇部）

イヅモハ 出雲派 吉田家弓術の一派、吉田出雲守重高の創めたる弓術の一派、吉田家弓術の總流たり○重高は一説入道東政の嫡子、初め勘左衛門と號し後ち豊臣と稱す、子孫其業を傳ふ（武術流派源流）

義なりと云ふ（和名抄）

イデ井 出居 「デキ」を見よ、

イデ井ジジウ 出居侍從 「デキノジジウ」

ウ」とよむ、同條を見よ、

イテグリク 射手具足 射藝の時の裝束を初め、弓矢、箙、笠、鞭等に至るまでの調度の全體を云各射術により品目に增減あるは勿論也（真丈雜記）

イテスアウ 射手素襖 「犬追物笠掛等の時、射手の着する素襖をいふ、名高き射手などは、人の目に立つ樣に風流に染めて著用すと云ふ、犬追物の時著るを、犬射すあう、笠掛の時は笠掛すあうとも云ふ、されど總て射手すあうと稱す（真丈雜記）

井デノサダイジン 井手左大臣 橘諸兄（ヰデノサダノモロエ）を見よ、

イテノソウ 射手奏 朝廷にて行ふ五月五日の騎射の射手の姓名を、天皇に奏聞するを云ふ、公事根源に、其の後騎射の事あり、大將射手の奏をとる、左右近衛馬に乘りて弓を射る」とあり（キシナ）參看、

イテノタタウガミ 射手疊紙 的の一種、紙を串に挿み地上に立てたるをいふ、真丈雜記に、「はなかみのかどを串にはさみ、地に立置きて的にして射を云ふなり、疊み樣常のはなかみとは違ふなり、武雜記に、射手のたゝう紙とて必ず一ッあり、杉原をたてまえに四ッに折りて又横樣に一ッに折り、四方に切れば大略はさみ物の寸法になる、自然主君御弓被遊時、立させられ候事有之、其時は切めなる前の下へなして立て候、地より上くしのたけ六寸計なり云々（はさみ物の寸法とは、挟物の薄板なり、四寸四方に切りて串に挟み立るなり）と見えたり、

イデハノクニ 出羽國 廣義の東は磐城、陸前陸中、南は岩代、越後、北は陸奥、西は海、東西五十七里南北八十里東山道に屬す（明治元年山道に屬す）山脈東南に綿亘して岩代の界をなし、越後に連る最上川の左右頗る平曠肥磽相半す（明治元年出羽は今の羽前羽後の二國たり和銅中陸奥越後を分て出羽を置き、國府を出羽郡井口に建つ（府跡今田川郡廣野新田村）天平寶字中秋田城を築き（秋田郡秋田村故跡久保田飯島の間）國の守介を以て之を鎮れ、秋田城介と云、康平中國人清原武則、陸奥守源頼義に從ひて、安倍貞任を平らげ、鎮守府將軍に任ず、寛治中其子武衡、從子家衡と共に仙北郡金澤に據て亂を作す、陸奥守源義家擊て之を平らげ、藤原清衡を陸奥出羽の押領使となし、其子孫終に本國を併有す、源頼朝東征し、奥羽の奉行とす、源實朝の時、安達景盛城介となり孫泰盛に至り北條貞時に滅さる、建武中奥羽兩國の鎮撫として光顯を以て國司に任ず、足利尊氏の叛するや時國人多く之に應じ、光顯戰敗して、尊氏叔弟家兼の子顯賴を最上氏と稱す、元中の初伊達氏、長井廣房を滅して陸奥郡を取（天文中伊達晴宗從て伺郡米澤に居）八年將軍義滿關東管領足利氏滿に隷せしむ、應永中安東庶季（安倍貞任の裔）陸奥より入り秋田城を取て之に據る、是を秋田氏となす、永享の末管領亡び、最上（村山最上二郡）秋田（秋田山本二郡）莊内の武藤氏（田川飽海二郡）仙北の小野寺氏等（仙北雄勝平鹿三郡）連攻の爭ふ者數十年、天文永祿の際、小野寺氏漸く盛にして、由利の十二藩（大井大江藤氏）及び六郷戸澤諸氏（六郷仙北郡六郷の地頭戸澤同郡角館に居る）を脅制して一時に雄たり、天正中最上義光小野寺氏の地を略し武藤氏を滅し、莊内三郡を略す、十九年豐臣氏東征伊達氏の置賜郡を削り、之を蒲生氏郷に賜ふ、後蒲生氏を宇都宮に徙し、上杉景勝に賜ふ、關原の役後德川氏景勝の封を削り、直に米澤を賜ひ、小野寺義道の地を收め、秋田六郷戸澤等の封を徙し、莊内三郡及び仙北を以て義光に加賜し、佐竹義宣を秋田（又久保田と稱す）に徙封し、六郡を領せしむ、元和中最上氏の地を削て近江に徙し、山形を以て鳥居忠政に賜ひ（後ち島封敷氏、最後に水野忠精を封す）酒井忠勝を鶴岡、六郷政乘を本莊、戸澤政盛を新莊、岩城吉隆を亀田に封す、其後上山（初松平重忠、後ち松平信通）高島（織田信浮、後ち天倉に徙る）長瀞（米津遠政武藏久喜より徙る）上杉（佐竹、酒井支封各一、米澤新田（上杉綱憲の第三子勝周）秋田新田（佐竹義隆の第二子忠恒）等相繼て封ぜらる、明治元年米澤（上杉齊憲）鶴岡（酒井忠篤）上山（松平信寧）等、皆若松藩の黨援たるを以て削封差あり、全國を分て羽前羽後二國とす、羽前八藩（米澤、鶴岡、山形、新莊、上ノ山、天童、長瀞、米澤新田）鶴岡藩を若松に徙し、尋で復封して大泉と稱す、長瀞藩を上綿の大綱に徙し尋で常陸の龍崎に從る）山形藩亦近江に徙り、山形藩を置く、既にして皆廢して縣と爲し、更に合併して山形置賜二縣を置く、後ち山形縣のみとす、

○羽後五藩（秋田、松山、本莊、岩崎、亀田）矢島の生駒親敬新に藩屏に列し、松山を改めて松嶺と稱し、凡て六藩、既にして皆廢して縣と爲し、又合併して秋田酒田二縣を置く、後に秋田縣を爲す（明治古より管郡の變遷左表の如し、尚ほ詳しくは各條を見るべし（地誌提要、郡名異同、覽、國郡沿革考）

六國史	延喜式（エンギシキ）（倭名抄（ワミヤウショウ））	拾芥抄	古圖（元祿郡帳（ゲンロクグンチヤウ））	郡名考（寛政郡名考（カンセイグンメイコウ））	明治郡名（明治郡名（メイジグンメイ））
出羽國	置賜（オイタムエ）（オイタミ（ワ））	置賜（オイタマ）（オイタミ）	置賜	置賜	置賜
	田川	田川	田川	田川	田川
	出羽（ダグ）	出羽（ダグ）引	出羽	出羽	出羽
	最上（ダグ）	最上	最上	最上	最上
	村山	村山	村山	村山	村山
	飽海	飽海	飽海	飽海	飽海
	由利（ユリ）	由理（ユリ）	由利	由利	由利
	小勝（ヲカツ）	雄勝	雄勝	雄勝	雄勝
	平鹿	平鹿	平鹿	平鹿	平鹿
	山本	山本（ヤマ）仙北（ダグ）	山本	山本	山本
	河邊（カハノベ）	川邊（ヤ）（カハベ）河邊（ダグ）	川邊	川邊	川邊
		川邊（ヤ）河邊（ダグ）	河邊	河邊	河邊
	秋田（ダグ）	秋田	秋田	秋田	秋田
	櫛田（クシダ）	櫛田	櫛田	櫛田	櫛田
	山本（ヤマ）	山本	山本	山本	山本
	濟代（ヲシロ）				

イデハノコホリ 出羽郡 所在 羽前國 起源 元明天皇の和銅元年九月建て郡となし越後國に隷す、五年九月此郡に因て出羽國を置く 沿革 延喜式又出羽に作る、和名抄に、大窪、河邊（カハノ）（〇井上（ヰキノリ）〇大田（オホタ））の深瀬引郡と稱し、正保國、風土記略、之に仍る、寛知集又復して出羽郡と稱せしも、寛文中遂に之を廢して、田川郡に併す、郡名考之に仍り、以後之に從ふ、地誌提要（ヂヤウヤウ）と稱し、明治十三年五月分て、東田川郡西田川郡の二郡とせり（郡名異同一覽、國郡沿革考）

イデハノジンジヤ 出羽神社 所在 羽前國東田川郡手向村羽黑山○羽黑權現、或は羽黑三所權現とも稱す、延喜式に、伊氏波神社と書す、今國幣小社に列す 祭神 伊氏波神、維新前神佛混交にて、神體は玉依姫命、佛體は彌陀、大日觀音なりと云ふ 起源 敏說あり（一）出羽風土略記に、景行天皇二十一年始めて皇野に祭り、後ち阿久屋に鎮座し、後世今の大堂へ移る、大地佛と一つに祭りしにや云々といひ（二）羽黑縁起に、崇神天皇の御子能除始めて羽黑三山を開くとし、本莊は、推古天皇元年羽黑山寂光寺及び八大寺に勅して之を建立し、七千の衆徒を置き、地を寄進すといふ、何れも信じ難し 沿革 山本（ヤマ）仙北（ダグ）郡名考之に仍り、以後之に從ふ、地誌提要（ヂヤウヤウ）と稱し、明治十三年五月分て、東田川郡西田川郡の二郡とせり（郡名異同一覽、國郡沿革考）

天皇安貞二年造營し、後深草天皇正嘉二年に修復し、後二條天皇の時また造營す、後小松天皇嘉慶二年勅して、法華八講開結二會を行はしめ、羽田料として十經田を寄せ神領と爲す、永享二年細川持氏將軍義教の命を以て佛像三體を鑄造し納め、慶長十二年最上義晃再發す寛文五年七月德川家綱社領千五百五十石を寄す、明治六年三月國幣小社に列す○祭日は六月十五日、湯殿月山羽黑三所の神輿を本社に移し、神事勤行挙りて寶前を早出し、末社を廻る、また九月九日流鏑馬の祭あり○坊舍三十六坊、山伏七十六箇寺あり（三山雜錄、國花萬葉記、官國幣社一覽、古事類苑神祇部）

イテフギヤウ 射手奉行 大追物の時、射手を定記し、行儀を正し、狼藉を禁ずる司る役、最も重き人之を勤む、略式の時はこの役を省くことあり（犬追物之式）

井デン 位田 沿革 品階、及び位階五位以上を有する者に給與する田地をいふ 起源 延喜式文武天皇の時制定せる大寶令に、始めて左の差等を設く、女は男の三分の一（但し內親王は親王と同じ）を給す、並に其身亡せなば、官に沒す、和銅元年三月制して五位以上薨卒の後、六年を限りて其位田を收め、五年三月外位は內位の半を減じて之を給し、無故不上二年を經れば給を停め、內位は、無故不上二年以上を經れば給を停む、天平元年、位田功田賜田等は總べて、改易せずして舊本地を賜ふことゝなれり、淳仁天皇天平寶字四年十二月、尙侍藤原仁天皇の時、位田を全給す、光仁天皇寶龜九年四月五位以上の位田幾後一年を給し、子無き者は當年之を收むることを制す、桓武天皇延曆十年二月に至り、有子無子を論ぜず同く一年を給す、延喜式制定の時、位田は二分とし一分は畿內に、一分は外國に於て之を給し、一處十町に過ぐることを得ず、授給の後崩壞僅食せるあるも改め給せず、若し非常の流損にて其實明なられば相換ゆることを許さる、女無位田を以て品位田に充つべくは、全町を以て之を給す、諸國の品位田穀は稅穀使に附して毎年之を進す、無主の品位

一品	八〇町	從一位	七四町
二品	六〇	正二位	六〇
三品	五〇	從二位	五四
四品	四〇	正三位	四〇
正一位	八〇	從三位	三四
		正四位	二四
		從四位	二〇
		正五位	一二
		從五位	八

田は鎌倉院に移して其地子を收めしむ、堀河天皇寛治八年五月位田收給の事朝野群載に見ゆれば、當時尚ほ行はれしが如し、其後に至りては所見なし○僧尼にも位階に准じて位田を賜ひしことあり、聖武天皇天平元年八月唐僧道璿に從五位下を階に擬して賜はり、淳仁天皇天平寶字二年八月外從五位下僧延慶位祿位田勅ありて收めず、稱德天皇神護景雲二年十月、大尼法戒從三位に准じ封戶を賜ひ、大尼法均從四位下に准ずる等見ゆ（令義解、續紀、類聚國史、延喜式、田制篇、大日本租稅志）

イデンケセン　イ傳ケ箋　詩經の註、王朝時代博士家にて毛萇が傳、鄭玄が箋を云ふ、イは傳の字の偏、ケは箋の字の冠なり（後訓栞、貞丈雜記）

イトイガハジヤウ　絲魚川城　[illegible]

後國西頸城郡絲魚川町の南部[illegible]建置の年詳かならず、慶長十五年二月松平忠輝越後に封ぜらるるや、長澤信濃從て來り此の城に居す、元和二年忠輝除封の時亦除かる、此際城郭を破壞すと云ふ、爾後治者なき時は高田より派治す、元和五年三月稻葉正勝此地に封ぜられ再び之に築く、寛永九年十一月小田原に移る、元祿四年十月有馬清純來りて此城に居す、八年五月餘前丸岡に移る、元祿十二年二月本多芳樹封ぜられて治す、享保二年信濃飯山に移り、松平直之一萬石に封ぜられ代り來る、子孫相繼て明治維新に至る（絲魚名寄、越後風俗志、德川加除封錄）

イトイン　絲印　明より輸入せる生糸に附したる銅印を云ふ、室町時代戰亂相次ぎ、蠶業の道衰へしを以て、明德熙永頃以後明より、生糸を輸入して織物の原料に用ひしが、此糸には每斤銅印一個を添へて合同の證と爲したり、因て其銅印を糸印と稱す、形狀字體風雅に富めるが故に、これを文具に供せしも亦少なからざりき、卽ち豐太閤及び近衞三藐院の如き好んで之を用ひたりと云ふ、其印文は熟れも詳にし難し、なほ横井時冬氏は、或は一種の商標の如きものならんかと說かれたり（絲印考）

イトウヂ　伊東氏　姓は藤原、尾藤伊基の二男基景より出づ、基景伊勢に住するを以て伊東又は伊藤と稱す、世々平氏に仕ふ、玄孫景裕曾て平氏の爲めに豐を報いんとし、源頼朝を刺さんとして、却て殺さる（伊藤系圖、系圖纂要）

○公親—知基—知昌—基景[祖]—基信—景綱

- 忠清
  - 忠清
  - 忠光
  - 景清
- 景家—景高—繁高—實重—實綱—景義
- 諸綱—國綱—元綱—顯智—重元—定藤
- 元信

イトウヂ　伊東氏（日向飫肥）　姓は藤原、其先は左大臣武智麻呂の四男乙麿より出づ、乙麿より七代爲憲、伊豆駿河守護となり工藤と稱す、爲憲の六代維次狩野と稱す、維次の孫家次の次男祐親、伊豆國賀茂郡伊東に居するを以て、始めて族を伊東と稱す、其孫祐時、建久九年六月日向國地頭職となる、建武二年貞祐日向地三百町を受け、四年始めて日向國に下向す、其孫氏祐足利尊氏に從ひ、功により肥前國杵島を領す、玄孫祐堯の時、寛正三年三月、島津遠谷同家を除き、日薩隅三國の權は伊東の家人たるべきの命を傳ふといふ、義祐の時勢大に振ふ、天文十五年十二月從三位に叙し、剃髮して三位入道と號す、男豐後守祐丘の時島津義弘の爲めに敗られ、京師に奔りて豐臣秀吉に仕へ、民部大輔と爲り、堅城を守護す、五月飫肥城に移住し五萬石を領す、慶長四年從五位下豐後守となる、嚴後子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（伊東系圖、系圖纂要、德川加除封錄、華族譜）

○祐親—祐經—祐時—「祐朝—祐藤」—祐光—祐宗—貞祐
- 祐茂—祐政—祐時—祐孝
- 勘信—孝忠—定行—時行
- 祐持—祐重—祐安—祐立—祐武—祐堯
- 祐國—尹祐—祐充—義祐—祐丘—祐慶
- 祐久—祐由—祐實—祐永—祐之—祐隆
- 祐豐—祐春—祐隆—祐勝—祐武
- 祐善—祐承—祐博—祐睿
- 祐綱—祐鍾—祐長—祐丕—祐相—祐鍾
- 祐弘

イトウヂ　伊東氏（備中岡田）　姓は藤原、伊東祐親より出づ、祐親の男祐清始め狩野介茂光に預られ、藤永元年二月鎌倉殿中に召て、汝父入道重罪ありと雖も、宥免あるの所、早く自害せしめたり、汝に封地を宛行ふ、尤忠勤を抽ずべしと命ず、祐清拜謝して曰く、亡父已に死を以て恩を平氏に報ゆ、吾亦父の志を繼ぐべし、速に死を賜へと、源頼朝深く其義に感ず、二年平維盛に從て篠原に戰死す、其男四郎祐光狩野宗茂に養育せらる、建久五年二月鎌倉に召され伊豆河津庄を賜ふ、曾孫祐高弘長元年五月日蓮を預かる、文永九年二月鎌倉に討死す、其孫薩摩守祐熙足利尊氏に仕へ、軍功を以て、伊東河津久須見庄を安堵す、子孫依て伊東氏と稱す、五世七郎兵衞長時長張岩倉に移り、孫七郎長久織田氏に屬す、其子長實天正四年始めて豐臣秀吉に仕ふ後歷々軍功あり、十一年越前の地六百石を賜ふ、十八年小田原後に山中城攻の時一番乘の高名あり、秀吉歸後、石田三成の讒訴を德川家康に告げ家康之を責す、關ヶ原平定の後豐臣秀賴に仕ふ、慶長十九年大阪籠城七番組頭たり、役後高野山に至り自殺せんとす、本多正純之を家康に告げ、關ヶ原の忠功により、救して備中國下道郡美濃國池田郡播津豐島郡河內高安等の地凡て一萬三百四十餘石を賜ふ、備中國下道郡岡田に治す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（伊東系圖、系圖纂要、家譜、華族諸家傳）

○祐元—長久—長實—長昌—長治—長真
- 長救—長丘—長詮—長寬—長裕（トシ）—長鄰
- 久實

イトウコバン　伊藤小判　名義　江戸時代肥前國長崎に於て鑄造したる金貨の一種、長崎伊藤の極印あり、因て名づく[illegible]楕二寸一分五厘强、横一寸一分强、重四匁一分○長崎記に、筑前の富商伊藤小左衞門長崎五島町に住す、豪富無比、寛文七年私販に坐して罪に處せらる云々、所謂伊藤とは小左衞門のことにして自ら一の小判を鑄造せし者か（金銀圖錄、大日本貨幣史）

イトウジンサイ　伊藤仁齋　名字號　名は維禎、字は原佐、初名維貞、字は源吉と改む、仁齋は號、古義堂、棠隱の別號あり、古學を私淑す[illegible]本姓長澤氏、長勝の長子[illegible]幼より沈深敏達ず、十一歲の時大學の治國平天下の章を讀み嘆じて曰く、今世亦之を知る者有るかと、儒を以て一世の樣さんと志す、家業を賈を業とす、父醫術を學ばしむ仁齋從はず、年十九父と逝醫湖に遊び詩を獻ず、衆人その出凡に驚く、時に幸延平問答を翻讀し感奮し軍功あり、是より思を性理の學に用ふ、一朝疾に

（先哲像傳所載）

罹り門を出でざること二十年、家貧爲めに困く、遂に平もなくして、家を弟に譲り、居を松下巷に卜し讀書す、是より先宋儒の學は孔孟の意に乖けるを疑ひ、考索多年晤緒に就くを得て、始めて門戶を開きて教授す、來る者輻輳す、延寶元年書堂火災に遭ふ、仁齋唯古義一部を携へて京極大恩寺に遁る、是より先母里村氏病む事三年に及ぶ、仁齋妻一日を解らず、時に細川綱利の招聘ありたれども侍養人なきを以て辭して應ぜず、その生徒に敎授するや主意を明にして

來義を研めず、聽者啓發する所多し、名望日に隆なり、京を過ぐる者必ず來り勸ふ、其數凡三千餘人と云ふ、真事中津の僧道善文を仁齋に請ふ、仁齋諾るに序を以てす、其文世に流布し、元祿の季、天聽に達し、遂に詔してその文を徵す、世以て榮と爲す、仁齋平生未だ嘗て京師の外に出でず、性質寬厚和、城府を設けず、逸福を修めず、少長となく敬を以て接す、大義の關する所如何に誘ふも動かず、常に書字

を好み風雅して樂む、よく和歌を賦することあり、寶永二年三月十二日死す年七十九（墓所入豊川永濱、豊川寺、陰山元貫、荒川旁、中江一貫、中島義方、小河成章、小河成村、林義端、伊東儀、北村可昌、瀬尾繕賢、松岡玄達等名あり（著書）心學原論、大極論、性善論、論孟古義、中庸發揮、大學定本、童子問、語孟字義、乾坤古義、春秋經傳、餘近思錄鈔等（野史、先哲像傳、先哲叢談、近代著述目錄）

イトウスケチカ　伊東祐親　（名義）一に祐近に作る、河津庄を領するを以て河津二郎と稱す（系譜）姓は藤原、工藤茂次の孫、祐家の子（事蹟）祐家早世の後、家次は庶子祐次を嗣とし、伊東庄を與へ、また祐親に河津庄を與へて、祐次に兄事せしむ、祐親依て怨讐す、家次死後之を聽に訴ふ歸たず、會々祐次疾む、祐親往て之を問ひ、僞り悲泣す、祐次信じて子祐經を屬して冥す、祐經長じて伊東庄を貪む、祐親其女及び祐經と共に京師に往て平重盛に謁し、祐經を留めて宿衛せしめ、身伊豆に歸りて、其采邑を奪ふ、祐經之を官に訴ふ、裁決各其半を領せしむ、怒て祐親、祐經の妻を奪うて、土肥實平に嫁す、祐經怒り憤り、源頼朝の富士野に獵する時、家僮をして謀らしめ、遂に其子祐泰を殺せしも祐親には及ぶ能はず、初め源頼朝伊豆に謫居するや、祐親の女に通じて一兒を生む、祐親平氏を恐れ其兒を殺し合せて頼朝を圖る、頼朝因りて北條に移る、治承中頼朝兵を擧げて石橋山に敗るゝや、祐親之を追うて及ばず、後ち頼朝の兵威日に振ひ關東將士多く降附す、祐親勢窮し將に逃れて平氏に屬せんとす、途天野遠平に擒せらる、頼朝之を其女婿三浦義澄に預く、壽永中義澄の請により其罪を許す、義澄喜び祐親を以て歸罪せしめんとす、祐親怒て曰く、我何怒あつてかまた頼朝を見んやと、遂に自殺す（尊卑分脈、大日本史）

イトウトウガイ　伊藤東涯　（名義）名は長胤、字は源藏、東涯はその號、又愈々齋と號し、私謚して紹述先生といふ（系譜）仁齋の長子（事蹟）三四歳の時、能く字を知る、長じて博學强記能く文を作る、經術に達し、行誼方正古君子の風あり、沈靜寡默恭儉謹慎、口に人の短を言はず、時に很戾東に在り、常に東涯を排すれども東涯敢て評議せず、修身仕へず、學を家に誇じ、寒暑手から卷を離くことなし、元文元年七月死す、年六十七、内大臣藤原常雅墓碑銘を撰び、權中納言藤原俊將墓額、右中將藤原英朝之を書す、世以て榮とす（著書）青木鼎吉、釋積以貫、香川修德、垣内文敬、奥田士亨、谷鑾、原瑞、澤村維顯、安東守經、松崎堯臣、原田直、木村之淳、陶山発、倉成垣等名あり（系譜）周易經翼通解、文集、詩集、復性辨疑錄、古今學變、天命或問、聖語通、經史論苑、讀易私記、卦變考、論孟古義標註、中庸發揮、周易傳義考異、四書集註標註等（野史、先哲叢談、近代著述目錄）

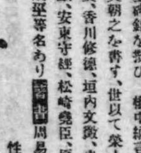
（東涯花押）

イトクエン　壹德園　（名義）樂の名、沙陀調十五曲中の一、古樂にて小曲、一說に新樂にて中曲とも稱す（地源）三島武藏の作る所、常樂會には之を奏す、舞なし（禮樂志）

イトクテンワウ　懿德天皇　（系譜）大日本彦耜友尊（系譜）國安寧天皇の第二皇子（事蹟）諱名底仲姫、第四代の天皇（系譜）即位の後、移を大和高市郡經島に遷し血鹽宮に奠す、在位三十四年、にして崩ず、壽七十七、畝傍山に葬る（帝紀、大日本史）

イトケウ　壹團嬌　豊樂（イトラク）を見よ、

イトゲノクルマ　絲毛車　（名義）車の一種、絲にて豊を葺きたる車なりと、毛とは葺くことなりと、延喜式に、絲葺車と見えたり、淺深抄に、ビロード（檳榔毛）と毛同じ物なり、檳榔を綿くわりたれば、絲のやうに白くうつくしく見ゆるなり、名物の背糸毛も、このわりたる細き檳榔を、背く藍にそめたるなりといひ、絲毛と檳榔と同じもの〻如く說きたれど是れ恐らく別物なるべし（系譜）陽明門院、后宮、東宮、内親王、皆院、攝政關白等之を用ふ、又式部卿一分宮により省に向ふ時、此差の絲毛車に乘るといふ、延喜式に、凡内親王三位已上、内命婦及更衣已上、並聽乘絲車、有庇之車、並着絲牛飼、と見え、絲抄に、后宮、中宮春宮准后は青糸毛に乘り、更衣典侍尚侍は紫糸毛車に乘ると見えたり（事蹟）真信公の青糸毛車に據れば、奥、轅輪の寸法檳榔の車と同じく金銅の金物あり、前後庇に青き絹あり、上葺は青き糸綿付絹糸毛の上に金銅の窠文を付け其間に唐草の文を付く、簾は面背と裏背の糸を以て竹に卷きて是を編む綾絲なり、孔雀の丸の文を織ふ、綾は裏背の和錦棟綾の平組掛物の金物あり、裏背平絹金物あり、下簾青末濃有文の沙羅あり、孔雀唐草又所々に蝶あり、長さ七尺二寸五分、疊綿綿端京錦引立縫なし、茵東京錦、遣繩、唐綾棟綾丸緒總あり、長さ一丈五尺、帷、平皮是を結む、其上朱塗り、香葉十六、臥蝶十八革崎六、鬧掛、同前香葉五臥蝶五、革崎、面懸、同前、香葉五、革崎六、鏑鶴足金物邊角組四の角に是を掛くる總あり、面青地錦縁四方に伏せ線あり、又永治元年寶院の用ひられし紫糸毛車に據れば、前差紫絲毛押金葉女紫糸の卷

農（鏈）あり（同色の羅縫あり、輕韌の中柔束沒錦の類、赤革の帳（寄帳）棟絃組總あり（系譜）共絲の色により、青糸毛車、紫糸毛車、赤糸毛車の名あり、牛車（ギッシヤ）挿繪參看（有職抄、餘抄、奥車圖考）

イトゲノヨロヒ　絲毛鎧　（名義）鎧の一種、糸にてなどしたる鎧なり、苧などしの鎧に對していふ、毛とは毛引とて、糸をすき間もなくして毛などのならびたる如くならべてなどす故に名づく（系譜）絲糸の色によりて其名異にす、紅梅威、黄糸威、白糸威、黑糸威、赤糸威、萌黄糸威、紫糸威、紺糸威、黄櫨威、褐糸威、糸緋威、卯花威、澤瀉威、紫威、耳敷威、黄櫨勾、肩勾、妻勾、肩白、腰取威等極めて多し、各條に述べたり就て見るべし（貞実雜記、軍用記）

井ドコクワウノイン　委奴國王印　天明四年二月二十三日、筑前國那珂郡滋賀島の百姓甚兵衛、村民を浚て一巨石の下より金印を獲たり、印方七分八厘、厚三分、蛇紐高四分重二十九錢、文に漢委奴國王とあり、是れ後漢書倭傳に、光武中元二年倭奴國奉獻朝賀、使人自稱大夫、倭國南極界也、光武賜以印綬、とある者なり、學者是によりて說を爲すもの多し、委奴國の所在に三說あり（一）筑前國怡土郡となすもの、藤井貞幹の好古日錄に、右に擧げたる後漢書を引きて、此印筑前國怡土の郡なり、日本紀に、筑前國伊都縣主瓠五十逢手あり、此印疑くは、伊都縣主使譯を遣じて授る所の印にして、後漢書倭傳に、所謂使譯通ゞ漢者三十許國皆稱王と云者也、委奴倭奴伊都怡土皆通音なり云々、と見え、伴信友の中外經緯傳、菅政友氏の漢籍倭人考等皆これと同じ（二）筑前國宗像郡怡土郷となすもの、星野恒氏は、日本國號考に於て、怡土郡（即伊都縣）は、筑前の西偏に面し、志賀島は中部の海中に在りて、糟屋郡の洲鳴と連接し、其方位相隔離せり、且和名抄郡名の怡土は以此と注し、又宗像郡に怡土郷ありて伊度と注す、これ郡郷同字なるも、音に清濁の別あり、彼委奴は固より濁音なれば、宗像の怡土にして、怡土郡の清音なるものと同じからず」と云へり（三）筑前國御縣（今の那珂郡）と爲すもの、三宅米吉氏は、漢委奴國王の五字は、宜しく漢の委の奴の國の王と讀むべし、委は倭なり、奴の國は古への御縣、今の那珂郡なり、後漢書なる倭奴國も、倭の奴國なり、奴國は魏志に擧げたる帶方郡より耶馬臺に至る道中にありて、古へ九州北部の大國なりしと見ゆ云々、委奴國よろしく倭のなの國と讀むべし、かくて委奴は怡土郡にもあらず、怡土郷にもあらず、其近隣なる奴國即御縣なり、金印の出所、即ち古への奴國の中なり、志賀島恐らくは、奴國王墳墓の地なりし、なるべし、といへり、然に批判し得ずと雖も、三宅氏の說恐らくは信ずべきが如し、左に其印を示す、

イトジヤウ　怡土城　（地源）筑前國怡土郡雷村城址村の西に在り、石壘今尚ほ存す（地源）延暦元年、太宰大貳吉備眞備等其事を管す、天平神護元年三月始めて之を築き、太宰大弼錦織景雲二年二月に至りて成る（續紀）太宰管内志に云ふ、怡土城の跡は雷村の西にあり、石壘の石今も殘れり、又雷山四谷より北に流るゝ水あり、其に大なる石礎を作り、谷水を其礎内より下す、此水礎の内よりほとばしり出るまま世にめづらし、其水の落る所簡の如くなれば、簡の瀧と云ふ、礎上に城門を立てたりと云ふ、其礎今に殘れり云々、とあり、城の廢置明ならず、

イトヅツミノユミ　絲裝弓　弓の一種、麻糸にて卷たる弓を云ふ、真史雜記に、糸裝の弓と云ふは、是れも軍弓なり、弓の竹の上皮をこそげて、ふとき針ほどのふとさの麻のより糸にて、うちぼずより本はず遂すきまなく卷きつめるなり、糸の下には膠漆を付けてまくなり（膠漆はせしめうるしにこむぎの粉を能くおし交るなり）總體を右の如く卷きて、糸の上をせしめうるしにてざつとぬり、能くかちしてかれたる時麻のきれなどにてぬぐひてつやをぬきて、其の上なよしのうるしにて黑くぬり、能くからして後藤を卷くなり、藤は末弭本弭にせんだん卷かぶら藤日輪卷月輪卷あるべし（せんだん卷は、十文字に藤を卷きかさねるを云ひ、かぶら藤はせんだん卷の上の方に横に一文字に卷かさねるを云ひ、日輪卷はせんだん卷の下に横に一文字に卷かさねるを云ふなり、右はうらはすの方なり、本はすの方にては月輪卷と云ふ名の誉る計なり、月輪卷の次せんだん卷、其の次かぶら藤なり、麻の長さ末弭は長く、本弭は短く卷くなり（矢すりはにぎりの上の藤なり、引目たゝきはにぎりの下の藤なり）此の外のけしやう、藤は幾所も心まかせ成るべし、五所も七所も卷くべし（けしやう藤とは、かぶら藤、せんだん卷、日りん卷、月りん卷、矢すりの藤、引目たゝきの藤の外の藤を云

ふなり、けしやうに巻く心なり)何れも縒の下には、参うるしを付けて可ノ巻、藤は白し、云々」といへり、

イトドコロ 絲所 大内裏式乾門内の南にあり、東四四十丈、南北十二丈、其門東に向ふ縫殿寮の別所、五月五日薬玉等を作る所なり、延喜式に、内蔵寮凡諸衛府所、獻、菖蒲及雜彩時花、寮官率諸部等、採收附三絲所、と見えたり(大内裏圖考證)

イトノコホリ 伊都郡 [所載]紀伊國地勝 [出典]書紀天武天皇八年の條に伊刀郡とあり、之を初見とす、後ち伊都に改む、續紀に、桓武天皇延暦廿四年五月伊都郡あり、和名抄に、榊戸(カムベ)賀美(カミ)村主(スクリ)指理(イブリ)染原(クヒハラ)等の五郷あり(郡名異同一覽、國郡沿革考)

イトノコホリ 怡土郡 [所載]筑前國地勝 [出典]書紀、伊蘇、伊都、伊襲に、古事記伊斗に作る、孝謙天皇天平勝寶八年六月始めて怡土城を築く、後ち郡となり、治怡土に作る、和名抄に、飽田(アクタ)託杜、大野(オホノ)長野(ナガノ)雲須(クモハル)良人、石田(イシダ)海部(アマ)等の七郷あり、明治二十九年三月志摩郡と合併し、糸島郡となす(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

イトハギ 絲刱 矢の羽のくきを上下共に、白き磯糸にて巻きたるを云ふ、又色糸にて巻くも差支なし、糸は多く左より右よりの糸を用ふ(貞丈雜記)

イトビン 絲鬢 江戸時代に、頂の髪を剃り下げ兩方の鬢を狹く残して結びたるをいふ、好色一代男に、ケンボウと云ふ男迚、其頃は捕手居合はやりて世の風俗も糸鬢にしてくりさげ、二すぢ鬢の警上髭残して箱下九寸にたらす、染分の組帯セカイラダの長脇差と見ゆ、

イトマキノタチ 絲巻太刀 [考證]糸にて柄を巻きたる太刀をいふ、武太刀にて軍陣に之を用ふ、刀鐔問答に、糸巻太刀は精巻の太刀なりといひ、貞丈雜記には、精巻といふは誤りなり、又陰の太刀といふも誤りにて糸にて巻きたるものをいふといへり[考證]貞丈雜記に、糸巻太刀は、柄下金襴錦等にて巻きて巻糸は平組なり、金具皆赤銅ナ、コ地なり、カブト、金サルデあり、サルデに緒を通す鹿皮なり、ウデヌキあるべし、目貫家の紋やきつけ、鞘赤銅にて金覆輪なかけ奨鞘なり、家の紋を金にて付くるなり、鞘黒漆家の紋を付くるなり、帯取の所結口より二ノ足まで柄にかけたる切れをかけて、其の上を柄と同じ糸にて渡り巻なするなり、モメカキ三所帯取は、啄木又はカンダウなり、ムクボクの時は帯取足間にあたる所を黒皮にて縫ひくゝむなり、芝引モ、ヨセあり、是れを糸巻の太刀と云ふ也、武太刀にて軍陣にはく太刀也」と見えたり、

イトマブミ 暇文 官職を罷めんことを願ふ文、辭表に同じ、

イトメ 絲目 江戸時代、駿河國にて黄金を量る稱呼、一朱の四分の一に當る、又小糸目とは、糸目の半に相當す、小判一兩六十目銀として算せば、糸目は九分三厘七毛五絲、小糸目は四分六厘八毛七絲五忽となる、而して絲目を凡錢百文に、小糸目を五十文に當て、算用せり、糸目と云は、糸といふ字の訓なり、此茶は字書に十絲爲糸と云義なり(古事類苑貨幣部)

イトラク 壹團樂 [考證]唐樂、壹越調廿五曲の一、一名壹團嬌、又逍宮樂と稱す、新樂にて中曲なり[出典]源氏物語胡蝶の段成式が詩に、一團嬌の語あれど、未だ唐樂中此曲名あるを聞かざれば信じがたし、

小田を攻めて稲荷島と稱す、其子重時以降歌代家傳詳かなら ず、三百餘年を經て當除出づ、貫し重時の苗裔なり、三代重賢牛窓に居し、牧野氏に從て甲軍と戰て敗死す、孫長茂徳川家康に從て屢々功あり、慶長六年關ヶ原の戰功を以て、七千石を上野伊勢崎に、元和二年大坂役の功を以て、一萬石を加賜せられ、封を越後國蒲井城に移さる、六年五千石加賜、三條城に移る、前封合せて二萬五千石、慶安四年大坂城番となり、三河刈谷城に移封、承應三年三月重昭三千石を重門に分封、寛文十一年九月製田千五百石を從父重民に分封、元禄九年重富若年寄の功にて五千石加賜、上總國大多喜城に移封、尋で下野國烏山城に移る、享保十年十月昭實志摩國鳥羽城に移封せられ、子孫相繼ぎて明治維新に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、德川加除封錄、諸族譜)

○源經基—滿重—重長—重時(以下歌代傳)

重時—政重—重安—重賢—重宗—長茂

重綱—重昌—重昭—重富—昭賢—昭史

長以—長守—長剛—長明—長行—長敬

イナガキウヂ 稲垣氏(近江山上) 長茂の二男重大、元知元年大坂の役の功を以て四百石を上總國に賜はる、三年二千五百石加賜、寛永十二年三千石加賜、延寶四年重定二千石加賜、春陵書に指せられ、叙爵安藝守と稱す、貞享二年若年寄と爲り五千石加賜、封を近江國に移され、山上に治む、前封合せて一萬三千三百石、子孫相繼ぎて明治維新に至り、華族に列し、子爵を授けらる(家譜、德川加除封錄、諸族譜)

○源大—重定—大藤—大藤—定享—定計—定治

定成—大藤

イナガケシゲホシ 稲懸茂穂 水居大平(ミヒホシノヒラ)を見よ、

イナカヘジ 否不替 室の名器の名、昔唐國より來る時、米千石を以て之を購はんとす買此器を賞し來る時、米千石を以て之を購はんとす る者あり、買いはく、吾我不易と敢に此名ありといふ、(歌舞品目)

井ナカマ 田舍間 屋敷地の歩數の定の稱呼、方六尺を云ふ、京間(キヤウマ)に對しての稱、キヤウマを見よ、

井ナカメ 田舍目 斤量の稱呼、京目に對しての稱、キヤカメを見よ、

イナギ 稲饌 [考證]イラキなりといふ、イラ、といふ例なり、キは君にて、美稱なり、又稻すともなるを以て名づく、即ち屯倉なるにや、又邑長の號にて、後には他にも所の名にも呼べり、栗田寛云、屯倉の司にて、其事に預るを以て其長官を稻君といひしを、字にかてて稻饌と書せしにて、美稱の意にあらずといへり[考證]延喜式に、古國用の宗は米穀なりしかば、殊に寵んじて諸國より作り出す米穀は、各地に屯倉を設き稻饌なして之を司らしむとあり、屯倉の我國の官制を述べし條に、八十日饌二伊尼奈合近三稻饌、豊以知二田稅、間國亦屯倉有、新屬也といへり[出典]成務天皇の代、始めて縣邑に稻饌を置けり、成務天皇五年には矛を賜ふて以て

○源大—重定—大藤—大藤—定享—定計—定治

イナガケシゲホシ 稲懸茂穂(ミヒホシノヒラ)を見よ、

イナギ 稲饌 [考證]上代の城、賀茂眞淵は稻城とは、凡て稻を納め置く、城は垣なも固くし、溝を堀廻しなどして、盜など入がたく、殊に固く構ふる物なる故に、其の稻藏に城の如くに、固く構へたるを云ふなり」、と云ひ(二)古事記傳に、忠しも全く稻を藏る塊の制にあらねども、只だ固く作れる此如稻ならへりしなりと云ひ(三)稻城築造考に、上古軍事の急あるに當りて、噫嘻の間に稻を多く家宅の周圍に積み重ねて垣となして敵の矢石を防ぐ要害としたるものなり、稻城とは、即稻垣の約言にて、稻圍の義なるべし、云々」といへり、第三說は從ふべきに似たり[出典]書紀集解には、木を編れ稻を積て櫓となすとあり、即ち稻を家の周圍に積み重ねて、矢防に備へたるものなり、延喜式に、粟倉を設置、厚く埴土を塗りて垣の如くせしものならんとは、少く附會說に近し[出典]書紀仁天皇五年十一月の條に、皇后の兄狹穂彦不況の謀り發覺して八稻田なして攻めしむ、時に狹穂彦稻饌を作りて防禦すとあり、是れ史に見えたる始めなり、雄略天皇十四年四月、根使主日根に稻城を作り、崇峻天皇二年七月、物部守屋大連稻城を造り之に防るなどありて後世此稱なし(古事記、書紀)

イナギノコホリ 引佐郡 [考證]遠江國[出典]延喜式に始めて見ゆ、管後郡百なし、明治二十九年に至り、編玉の全部、長沢村管轄の一部を合併す(郡名異同一覽、法令全書)

イナジロノジンジヤ 稲代神社 [考證]大和國高市郡、今の鶴門村[出典]豐受宮會[考證]平

教訓鈔、體源鈔等に依れば、大戸清上樂を作り、三島武藏舞を作りし由見えたり、初め本曲唯笛譜のみを存し、久しく師傳を失ひしが、堀河天皇の時、源基綱が獻ぜし樂曲目錄中に此曲名ありしかば、大神基政に勅して琵琶の譜に就て横笛に寫し吹かしめしより世に傳はるに至れり(體樂志)

イトリノモノ 射取物 射藝の一種、鳥にても獸にても、引目シントウ四目などの鏃を用ひす、征矢、鏑殿、尖矢、鏑矢の類にて射取るを云ふ(貞丈雜記)

イトワツブ 絲割符 白糸割符(シライトワツブ)を見よ、

イトワツブシユクラウ 絲割符宿老 江戸時代、割符會所の役人なり、貞享二年始めて二人を置く、元文二年一人を增し扶持米を給す、シライトワツブ」參看(白糸割符考)

イトワツブニン 絲割符人 江戸時代の生糸商人を云ふ、白糸割符(シライトワツブ)を見よ、

井ナ 維那 僧中の内外事を司り、衆僧を總べ治むるものをいふ、又綱維とも云ふ、梵漢字の熟語、維は漢語、綱維の意、即ち總ぶるなり、那は梵語、羯磨陀那の略語、譯して悅衆と云ふ、又次第とも云ふ、事の次第を知るなり、又授事と譯す、陀那は授、羯磨は事の意、衆々の雜事を以て人に指授するなりと(翻譯名義集、南海寄歸傳、祥林象器箋)

イナガキウヂ 稲垣氏(志摩鳥羽) 姓は清和源氏、六孫王經基より出づ、經基の七子綱重の子貞長を祖とす、貞長初め伊勢に居り小田と稱す、後ち三河八名郡の御厨より伊勢神宮に神供を送る司る、曾て關東を管して鎌垣を結び、田周を繞りて其治を設せしむ、村人貞長を賞して稻垣殿と云ふ、是より

域天皇大同元年大和地一戸を神封とし、淸和天皇貞觀元年正月從五位を授け、醍醐天皇延喜の制大社に列し、新年月次新嘗の案上官幣に預る、九九月十五日を以て例祭とす（神祇志料）

イナタヅグ　伊奈忠次　忠政とも書す、初め熊藏と名づく、備前守と稱す、姓は源氏、藤快の裔、藤快の曾孫爲公信遠國伊奈に住す、因て氏と爲す、後世常基に至り三河國小島に移り德川廣忠に仕ふ、常基忠家を產む、忠家は忠次の父なり、天正十八年豐臣秀吉、北條氏を征するや忠次家康に隨て富士川渡稻の事を司り功あり、北條氏亡びて後秀吉鷹栗十萬石を家康に與ふ、家康忠次に命じ之を計算せしむ、忠次目ならずして能く之を處置す、家康賞して參河武藏の地一萬石を賜ひ、八州の貢稅を掌らしめ市川松戸房州三關の吏に補す、關東代官の始めなり、慶長五年功を賞し從五位下に叙し備前守に任ず、忠次關八州を巡檢し、田畝の界を正し、水路の便を計り、開墾收穫稍と倍蓰す、世に忠次の檢地を稱して備前檢地と云ふ、其正しきを稱してなり、慶長十五年六月十三日卒す、年五十七、鴻巢聾願寺側に葬る（徳尻、諸士略傳、事實文編）

イナノジンジヤ　稻田神社　常陸國那珂郡、今の茨城郡稻田村、素盞嗚尊の妻奇稻田姬命を祀る、蓋し新治國造の祀る所也、醍醐天皇延喜の制、名神大社に預らしむ、後宇多天皇弘安二年神田凡十七町あり、毎年正月十五日、十一月中酉日を以て祭を行ふ（神祇志料）

イナヅマビシノモン　稻妻菱紋　紋所の名、稻妻の形を四角にして渦卷のまきたるさまに畫きたるものを稻妻の紋といふ、それを菱形になしたるを稻妻菱の紋といふ、由利、若王子、新後の諸氏之を用ふ、丸に稻妻菱を畫きたるものは、傳中岡田の伊東氏用ふ（華族諸家傳、諸家紋鑑）

イナトミリウ　稻富流　稻富一夢直家の開きし砲術の一派、一夢流ともいふ、初め佐々木庄荷次郎といふもの入唐して砲術を學び、歸朝の後、稻富直時に傳ふ、直時の孫直家に至り、祖父傳來の祕術に加ふるに、自己の創意を以てし、研究苦心の末遂に一派を開きたり○直家は直秀の嫡子、伊賀守と稱し、入道して一夢齋と號す、細川忠興の家臣なり、慶長五年忠興の夫人に從うて大阪にありしが、石田三成が夫人を奪ひて人質にせんとするに及び、夫人は火を放ちて自殺し、家臣皆之に殉せしと雖も、直家竊り脫走して身を全くせしが故に、忠興大に怒りてこれを殺さんとす、直家卽ち井伊直政、德川忠吉等のもとに隱れしが、德川家康其技を惜み、忠興に諭して罪を宥さしめ、慶長十五年駿府城に召して祿俸を受け、尋で秀忠も亦江戸城に召してこれを學ぶ、後ち尾張藩直に仕へ子孫累世その家臣となる、十六年二月駿府に於て卒す（寛政重修諸家譜、武德編年集成、寛永諸家系圖傳、細川家記、武術流祖錄）

イナノコホリ　伊那郡　信濃國郡名、古の諏訪國の一部なり、和名抄に、轟茶、伴野（トモノ）、麻績（ヲミ）、稲智（フヂチ）小村（ヲムラ）等の五郷あり、中世末曾郡と稱す、元祿の頃伊奈に作り、天保郷帳舊に復し、明治初年郡區編制の際上下に分ち二郡とす（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

イナノミノウラベ　稻實卜部　大嘗會の時、慣紀の國（遠はざるゝ卜部をいふ、大嘗食式に、八月上旬、中宮差宮主一人、卜部三人、發道、兩國各二人、其一人諸、宿冥卜部）と見えたり、

イナノミノキミ　稻實公　大嘗會の時の司の名、大嘗食式に、稻實公一人、また祓殿者、卜部率、國郡司以下及雜色人等、臨時祓之、先造酒兒、次稻實公、云々と見えたり、

イナノミノヤ　稻實屋　大嘗會の時、神に供する稻を納め置く所、稻實院、稻實殿ともいふ、神祇官八神殿の傍に、臨時卜定して之を築く、其構造等は、眞殿儀式に、八神殿の南少東、高萱御倉一宇、其東橫三間、稻實殿一宇（北戸長二丈四尺、廣一丈二尺）云々、其部以青草（戸亦用草）、又、悠紀內院（主基內院倣之）、次始作內院雜屋云々、北搬、高萱片葺御倉一宇、其四橫三間稻實殿一宇（南戸長二丈四尺、廣一丈二尺、柱高八尺）云々、御贄殿者、構以黑木、用覆蓋之、以柴部之、編板爲壁、稻實殿亦如之、と見え、延喜式に、其齋場者、分爲內外兩院、以柴爲籬、編木爲門、內院所造、八神殿一宇、稻實屋一宇（長二丈、廣八丈）とあるに因り、其一庭を窺ふに足るべし、

イナバイツテツ　稻葉一鐵　稻葉貞通（イナバサダミチ）を見よ、

イナバウチ　稻葉氏（豐後日杵）　姓は越智氏、河野通直より出づ、通直の六男通貞伊予に生る、僧となり安藝安國寺に居る、河野氏の絕えんことを憤り、還俗して美濃國に至り土岐氏に屬す、時に厚見郡稻葉神社に祈り靈夢に感じて稻葉を改め、姓を藤原に易へ、池田郡白鷺城に居す、後ち安八郡曾根村に移き居住す、三代貞通一鐵と號す、織田豐臣二氏に仕へて功あり、其子貞通德川家康に從ひ、慶長五年關ヶ原の役に功あり、戰後白杵城主五萬石に封ぜらる、世々豐後に居し明治に至り華族に列し、子爵を授けらる（家譜、德川加除封錄、華族譜）

○通貞——通則——長通（貞通父子共に貞通と稱す）——貞通——典通

「一通——信通——景通——恒通——蔵通——泰通」

「弘通——雅通——尊通——幾通——親通——久通」

「順通」

イナバウチ　稻葉氏（山城淀）　姓は越智、舊林氏と稱す、越智玉澄二十六世河野通有より出づ、通有の第三子通種始めて拜志氏と稱す（後林と改む）世々伊豫國に居す、通種の子通任伊豫を去て筑濃に居す、六世政長政秀を生む、其子政成（もと通政、又通成）稻葉一鐵の子重通の婿となる、是より稻葉氏を稱す、政成豊臣秀吉に仕へ五萬石に封ぜらる、後ち德川家康に仕へて功あり、寛永四年下野眞岡二萬石を賜ふ、其子正勝老中となり功あり、九年相模小田原四萬五千石加封、合せて八萬五千石を食む、正通の時漸次加封十四萬石に達す、元祿十四年正通、下總佐倉に移封、享保八年五月正知山城淀に移封、爾來世襲し明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（系圖纂要、家譜、德川加除封錄、華族譜）

○政成——正勝——正則——正通——正知——正任

「正恒——正親——正容——正弘——正路——正倫」

「正貴——正守——正誼——正邦——正縄」

イナバウチ　稻葉氏（安房館山）　稻葉正通の二男正員、天和元年宗家正親三千石を分與す、明和六年正明側衆に補ぜられ、二千石を安房國に加賜せらる、天明五年遂に加封一萬四千石を領し、館山に治す、寛年三千石を削らる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（家譜）

○正員——正方——正明——正武——正盛

「正巳——正善」

イナバサダミチ　稻葉貞通　名識或長通、通朝といふ、幼名廣季、字は彦六、天正三年七月薙髮して一鐵と號す、法名清光院、或は云ふ名は通以、字は六郎、美濃の人、通則の季子、幼にして僧となる、長ずるに及び、還俗して貞通といふ、貞通豪强、勇武絕倫、曾根城に居り、岐禮清水に移り、伊勢守と稱す、氏家安藤二氏と共に西美濃三人衆と稱せらる、初め齋藤氏に屬し永祿七年織田信長に歸す、元龜元年五月信長歸國の際十冠その路を遮る時に貞通父子兵を森山に屯せしが、變を聞て馳せ來り擊つて之を破り、首を得ること一千二百餘級に及ぶ、六月信長德川家康と共に淺井朝倉氏と姉川に戰ふや、貞通軍に從ひて奮戰し、長政の軍逆に潰ゆ、信長其功を賞し謹字を賜ふ因て長通と改む、天正元年

（押花貞通）

京都隣華院所藏（史料編纂掛編集蒐）

長政の軍逆に潰ゆ、倉氏と姉川に戰し、長政の軍逆に潰ゆ、信長其功を賞し謹字を賜ふ因て長通と改む、天正元年七月信長將軍足利義昭を宇治に放むや、長通父子先驅して之を拔く、八月長通朝倉義景を殺し、首を信長に獻ず、三年剃髮入道して一鐵貞齋と稱す、信長卒するの後、豐臣秀吉に屬し、十三年三位法印に叙せらる、十六年十一月卒す、年七十三、信長實に一鐵武勇にして後患あらんことを慮り茶室に誘ひて將に殺さんとす、一鐵密に入る、三士ありて接伴し、一鐵に勸めて紬壺の贄を讓ましむ、一鐵書に說解す、信長壺を檢て之を聞き、其雅情に感じ、遂に殺意を止め、一鐵に謝したりといふ（野史）

イナバゼニ　因幡錢　錢貨の一種、延享元年因幡國鳥取にて鑄造する所のもの（新寛永錢譜）

イナバノクニ　因幡國　東は但馬、西は伯耆、南は播磨美作、北は海、東西凡十二里餘、南北凡十二里十八町餘、山陰道に屬す、形勢淡海一帶平沙茫茫間、港灣少なく、船舶碇泊の便に乏し、東南山嶽磐礴播磨美作に連り、中央洛河の地稍平濶なり、古事記傳に、記に此大國主神之兄弟八十神坐云々、其八十神各有欲婚稻羽之八上比賣之心と、ある稻羽は、因幡國なり、彼國法美郡に稻羽郷あれば、是より出たる國名なるべし、名義は稻葉より出けむとしゝへり、始めて雄略天皇紀に見ゆ、古へ國府は法美郡にあり、（今稻葉郷宮下村）建武中興の時伯耆守名和長年守護を兼ね、延元元年王事に死す、興國元年足利尊氏山名時氏を本國及び伯耆の守護とす、正平八年時氏歸順し、尋で復足利義詮に降り守護たる故の如し、三子氏冬に傳ふ、嘉吉三年氏冬の孫熙貴赤松の亂に死して嗣無し、宗家持豐の三子勝豐後を承け、高草郡布施城に治す、天文中其曾孫誠通鳥取に築て之に移る、既にして宗家絕豐（持豐の玄孫）と

隨を生じ兵を交へて敗死す、子幼なるを以て家臣和を粘豐に納ち、粘豐弟豐定を遣はして國を監せしめ布施城に居る、豐定卒して子豐敦代り立つ、永祿中家臣武田高信鳥取城に據て叛く、豐敦之を伐つ克たず、元龜二年豐敦卒し弟豐國立つ、天正二年尼子勝久と共に高信を誅す既にして毛利氏來り攻め、豐國出て秀吉に投ず（山名氏十二世凡二百六十一年豐國後德川氏に仕へ色を但馬村岡に受く）其遺臣、毛利氏の將吉川經家を奉じて城守す、九年秀吉之を陷いれ悉く本國を定め、明年宮部繼潤を鳥取に（五萬石明年封を加へて二十萬石となす）亀井茲矩を鹿野に（一萬三千石）封す、慶長五年德川氏繼潤の子定行を陸奥に謫し、池田長吉を鳥取に（六萬五千石）山崎家盛を若櫻に（八東郡三萬五千石）封す、元和三年鳥取（池田長幸）若櫻（山崎家治）鹿野（亀井政矩）三藩を他國に徙して、池田光政を本國及び伯耆に封し（三十二萬石）鳥取に治す、寛永中備前に徙り、其從弟光仲代て封を二國に受け、子仲澄嗣定を分封し凡て三藩、明治維新支封二藩を稱して鹿奴（舊鹿野）若櫻と云ふ、既にして改めて鹿をなし、又之を廢して鳥取に併す、

附錄 古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條を見よ（地誌提要、兵要地誌、郡名異同一覽、法令全書）

	六國史	延喜式條名抄	巨瀧石井	古事類苑	寛知集	天保郡地誌	郡名考	明治沿革	新郡區編制
邑美	巨瀧	巨瀧	石井	巨瀧	巨瀧	巨瀧	巨瀧	巨瀧	巨瀧
法美	法美	法美	法美	法美	法美	法美	法美	法美	法美
同	法味	法味	井ノ	井ノ	井ノ	井ノ	井ノ	井ノ	井ノ
上邑美	法美	法美	岩井	岩井	岩井	岩井	岩井	岩井	岩井
邑美	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	岩美

イナバヤマジヤウ 稲葉山城 岐阜城（ギ見よ、

イナヒノミコト 稲氷命（稲飯） 系統 鳥茅葺不合尊の第二子、神武の古事記に、稲氷命は母玉依姫の國として海原に入り座しきと云ふ、書紀及び、舊事本紀に、兄弟四人東征して紀國に至る時暴風に逢ひ船の覆らんとするや歎じて曰く、吾が祖は天神、母は則ち海神、如何ぞ我を陸に厄し復海に厄すやと、言ひ訖て鋒を拔さて海に入り、鋒持神となるといへり、

井ナベノジンジヤ 猪名部神社 所在 伊勢國員辨郡北大社村 祭神 猪名部造の祖饒速日命 沿革 清和天皇貞觀元年五月、從五位下員辨大神に正五位下を授け、八年閏三月從四位下を賜ふ、十五年九月掌侍從五位上春澄朝臣高子に勅して、稲一千束を給ふ、伊勢國氏神に幣を奉るを以てなり、所謂氏神は卽ち猪名部神、毎年二月二日十一月一日を祭日とす（神祇志料）

イナボノモン 稲穂紋 紋所の名、稲の穂を紋としたるものなり、鈴木氏の家紋、鈴木は迭穂積なるを以て記章とせしと云ふ（鎌尻）

井ナミジヤウ 井波城（稲見、伊波）

井ナベノジンジヤ 猪名部神社 所在 伊勢國員辨郡北大社村 祭神 猪名部造の祖饒速日命 沿革 清和天皇貞觀元年五月、從五位下員辨大神に正五位下を授け、八年閏三月從四位下を賜ふ、十五年九月掌侍從五位上春澄朝臣高子に勅して、稲一千束を給ふ、伊勢國氏神に幣を奉るを以てなり、所謂氏神は卽ち猪名部神、毎年二月二日十一月一日を祭日とす（神祇志料）

		高草	同
		竹草（新四）	高草
八上	同	氣多	同
			氣高
八東	同	同	同
		同	同
同	同	同	同
知頭	同	同	同
		同ノ智頭デ	同
		入頭	

イナバヤマジヤウ 稲葉山城 岐阜城（ギ見よ、

イナヒノミコト 稲氷命（稲飯） 系統 鳥茅葺不合尊の第二子、神武の古事記に、稲氷命は母玉依姫の國として海原に入り座しきと云ふ、書紀及び、舊事本紀に、兄弟四人東征して紀國に至る時暴風に逢ひ船の覆らんとするや歎じて曰く、吾が祖は天神、母は則ち海神、如何ぞ我を陸に厄し復海に厄すやと、言ひ訖て鋒を拔さて海に入り、鋒持神となるといへり、

井ナベノジンジヤ 猪名部神社 所在 伊勢國員辨郡北大社村 祭神 猪名部造の祖饒速日命 沿革 清和天皇貞觀元年五月、從五位下員辨大神に正五位下を授け、八年閏三月從四位下を賜ふ、十五年九月掌侍從五位上春澄朝臣高子に勅して、稲一千束を給ふ、伊勢國氏神に幣を奉るを以てなり、所謂氏神は卽ち猪名部神、毎年二月二日十一月一日を祭日とす（神祇志料）

イナボノモン 稲穂紋 紋所の名、稲の穂を紋としたるものなり、鈴木氏の家紋、鈴木は迭穂積なるを以て記章とせしと云ふ（鎌尻）

井波城（稲見、伊波）

地誌 慶長元年木願寺寺主綽如（親鸞より五世）嘱波郡前山村郷士杉谷某の請ひにより、鎌中に下り始めて此に道場を建つ、時に浦嶼あり、綽如天聞に達しければ勅ありて瑞泉寺と號し、其地を井波と名づくとありしより此名起る、天正九年寺主顯秀（瑞泉寺七世）の時、佐々成政の爲めに城陷いらること寺記に見ゆ、成政此地を修して寨とし、前野小兵衛を置きて守らしむ、十三年八月城を退く其後詳かならず（三州志）

イナミノコホリ 印南郡 摂津國 地誌 播磨國古へ稲日、稲見、入濱に作る、推古天皇十一年當麻皇子其妻舍人姫王を赤石檜笠岡に葬る、此時俗は赤石に屬す、其後分れて郡となる、聖武天皇神龜三年始めて郡名見ゆ、和名抄に大國（オホクニ）益氣、含藝、餘戸、佐突等の郷あり、當後變遷なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

イナムラガサキ 稲村崎 所在 相模國鎌倉郡梅樂寺村海岸に突出して、其形稲を積みたるが如し、故に名づく、東面を鶴山崎、西面を稲打崎と云ふ 沿革 治承四年石橋山の役、和田義盛此地を過ぐ、建久二年九月郡朝小笠懸の勝負あり、正治二年賴家此地の雲景を覽る、建保元年和田義盛の亂に曾我中村二宮河村の輩此を圍む、弘安四年蒙古入寇の時、忍性此所に百座仁王講を修す、元弘三年五月新田義貞鎌倉を伐ちし時、又此地を過ぐ、會々海潮滿ちて進む能はず、義貞卽ち金鍍の太刀を海に投じて祈誓す、海上潮を退くこと二十町餘、戮に干潟となる、使て鎌倉に侵入して北條氏を亡ぼせりといふにより世に著はる、慶長五年德川家康此地を過ぐ、吾妻鏡、太平記、新編相模國風土記稿）

イナムラノジンジヤ 稲村神社 所在 相模國鎌倉郡梅樂寺村 祭神 天穂日命 沿革 延喜式神名帳に載せる古社、又鶴岡社、神祇志略は上下の祭神は宗尊親王、市井といひ、又一說に、武山の地主の神なる何田の神と云ふ、後に倉稲魂を祭るとも云へり、此神五穀の神と稱し、和野之を尊崇す 沿革 清和天皇貞觀元年正月、從五位下を授け、元慶元年正月、從五位上に進む、醍醐天皇延喜式に、官國幣社一覽、古事類苑神祇部）

イナリノマツリ 稲荷祭 祭式 京都稲荷神社の祭禮を云ふ 沿革 毎年四月上卯日に行ふ、三月中午日社司神祇伯に至て勅裁の綸旨を請ひ、本社に詣り、午の刻本社より神輿五基を舁出して、九條の旅所に赴く、此時七條加茂川にて大炬火を燒く、其社を松明殿と名づく、四月卯日に本社に還幸し、輿を立て、幣帛を奉る、又東宮も使を立てし時もあり 起原 沿革 起原詳かならず、中右記に、堀河天皇寛治八年四月九日乙卯今日稲荷御霊會也とあるを初見とす、醍醐年々行はれて絶えざりしが、應仁年間より中絶し、神輿渡御のみあり、光孝天皇安永三年再興して行列の省に勅使の論旨を達し、次に藤原等各大和錦の袋に納め、鉾樽大幣、殿、錦蓋、唐櫃、櫃等の神器神輿の前後に列し威儀堂々たりしといふ（年中行事節抄、公事根源、諸國年中行事、古事類苑神祇部）

イナリマウデ 稲荷詣 二月朔午の日、山城國稲荷神社に參詣することを云ふ、俗に朔午詣、又は稲參ともいふ、此日貴賤群集し、驗の杉と稱する境内の一杉樹の小枝を採りて持ち歸る例あり、日次起事に、今日農民の參詣特に多く門前の家々に百穀種並に雜菜種を賣り、又大小陶器を賣る、參詣の男女之を買ひ、凡そ群參の男女神前に投ずる所の散錢、傷魔岡に留まる者あらば則ち其人福を得ると爲す、再び其錢を請ひ得て家の珍と爲す」と見えたり（年派草、古事類苑神祇部）

イヌアハセ 犬合 犬をくひあはするを云ふ、北條高時時月に十二度日を期して之を行ふといふ、闘犬（イヌダヒ）參看、

イヌイコテ 犬射小手 小手は犬追物の時のみさして、笠懸、流鏑馬に用ひざる故に犬射小手と云ふ、コテに參看（貞丈雜記）

イヌ井ジヤウ 犬居城 所在 遠江國周智郡中村、大澤平山犬居〇一に鍵掛城とも云ふ 沿革 天野藤内遠景の末葉世々これを領す、元弘元年八月天野經顯此地の地頭として此に居城す、其後足利氏に從ひ、功を以て依然此地に居せしが、天正四年終に落城して天野右衛門甲斐國に奔る（遠江風土記稿）

イヌオフモノ 犬追物 系統 騎馬にて犬を追射する技藝、犬追物射の略稱、追物射は騎馬の儀を追ひて之を射る事の總稱なり、犬を射る故に犬追

常陸國久慈郡稲木村の鹿島天神林村 附錄 久自國造の族佐竹物部の遠祖命の孫伊香色雄命の末裔なる二十五物部の一、俗に七代天神と云ふ、物部は闘と天神の出なる故、天神と號せしなり、神祇七面あり、しより誤稱せしならん（郡史） 仁明天皇嘉祥二年四月官社とし、陽成天皇元慶二年八月正六位上を從五位下に昇せ、仁和元年五月從五位上を授く、醍醐天皇延喜の制小社に列す、元祿四年四月德川光圀此地を過ぎ、天神七社の所在を問ふ、神官啓して、一は岡坂、一は小笠原、一は櫛現山、一は井之手、一は村内富士山、一は鹿戸山にありと、公歴覽して曰く、是晉公の嗣にあらず、宜く天神林に移して七神を一社とし詣を正すべしと、六年造營を終り、新に神鏡七面を鑄、神號矛鋒神寶を備へ、公親ら扁額を七代天神宮と書て鳥居に掛け、九月五日遷坐式を行ひ、十一月二十九日公自ら幣帛を捧げて式を行ふ（神祇志料、新編常陸國誌）

イナリコバン 稲荷小判 考證 江戸時代に行はれたる玩賞品の金貨、兩狐の極印あるを以ていふ 考證 稲字小判、壽字小判、元文稲荷小判の三種あり、稲の字を印したるものにて、重さ弐匁五分なり（金銀圖錄）

イナリノジンジヤ 稲荷神社 所在 山城國紀伊郡深草村稲荷山の麓（現今稲荷と稱す）にあり、三峰にありしが、後世今の地に移す〇稲荷とは、穀訓栞に、神代紀に保食神の腹中生ず稲と見えて、稲生の義なり、稲荷と書に謝は、因ほイナニと云ひし成るべしとあり 沿革 三座ありて稲荷上、中、下社と云ふ、上之社は秦田彦命、中之社は倉稲魂神、下之社は大倉主命を祭る（延喜式神名帳、山城國名所記、神祇志略）上下の祭神は宗尊親王、市井といひ、又一說に、武山の地主の神なる何田の神と云ふ、後に倉稲魂を祭るとも云へり、此神五穀の神と稱し、和野之を尊崇す 沿革 清和天皇貞觀元年正月、從五位下を授け、元慶元年正月、從五位上に進む、醍醐天皇延喜の頃より三座となる、嵯峨天皇弘仁七年弘法大師、三山の麓に勸請し、社を建て此地を稲荷と號す、淳和天皇天長四年從五位下を授けしより、累進して朱雀天皇天慶五年正一位に進む、醍醐天皇延喜八年藤原時平神殿を營む、後花園天皇永享十年、今の地に遷す、元祿七年造營を爲す、明治四年五月官幣大社に列す〇祭禮は毎年四月上卯日に行ふ、朝延より使を遣し家幣す、又後三條天皇の頃より歴々行幸御幸等の儀あり〇神領は、若時は多くありしが、德川氏朱印百六石を給ふ〇神職は秦氏之を務む、二月朔度の午日を、初午と稱して、食祿此社に群參す、俗に稲荷詣（イナリマウデ參照）といふ、又此社の祭式、官國幣社一覽、古事類苑神祇部）

イナリマツリ 稲荷祭 祭式 京都稲荷神社の祭禮を云ふ 沿革 毎年四月上卯日に行ふ、三月中午日社司神祇伯に至て勅裁の綸旨を請ひ、本社に詣り、午の刻本社より神輿五基を舁出して、九條の旅所に赴く、此時七條加茂川にて大炬火を燒く、其社を松明殿と名づく、四月卯日に本社に還幸し、輿を立て、幣帛を奉る、又東宮も使を立てし時もあり 起原 沿革 起原詳かならず、中右記に、堀河天皇寛治八年四月九日乙卯今日稲荷御霊會也とあるを初見とす、醍醐年々行はれて絶えざりしが、應仁年間より中絶し、神輿渡御のみあり、光孝天皇安永三年再興して行列の省に勅使の論旨を達し、次に藤原等各大和錦の袋に納め、鉾樽大幣、殿、錦蓋、唐櫃、櫃等の神器神輿の前後に列し威儀堂々たりしといふ（年中行事節抄、公事根源、諸國年中行事、古事類苑神祇部）

物といふ【馬場】馬上蓋目の矢を用ひ、犬を追射す、馬場は、弓杖七十杖四方、大小縄あり倶に桃らしむ檢状を成す、小縄は馬場の正面に在り、徑弓杖一杖、大縄は其外に在り、長二十一尋(單に縄と云ふは大縄を指す)其周圍に砂を敷く、是を鏑際と云ふ、射手は之に馬を乗入れ、縄に向ひて矢を往く、時に犬放の者小縄の内に犬を入れ、檢見の報を待って犬を放つ、射法は、犬の小縄内より出て、將に縄を越えんとして、未だ越え訖らざる際に於て爲すを正式とす、されども矢所には當と不當とあり、矢所とは、犬に射中したる所を云ふ、之に弓手、押矢、馬手、馬手切等の數種あり、當すべき所なければ、更に犬を鏑際の外に追ひて之を射る、是を外の犬と云ふ○犬は白犬にて百五十疋なり、其犬をかくには、藤又は縄にて筒をはめて縄を食切られぬ樣にす、二尋許を二に折りて折目を犬の首にかけて男結にし、寛に結ぶなり、是を首縄或は首玉とも云ふ、名所は、頭を物がしら、兩目の間の上を「ミケム」、背を「メカセナカ」、腹を「ミナジハラ」、尻を「ホツ切リ」、後足の節を「カラスガシラ」、或「ハヽズネ」とも云ふ、又犬の頭足ほそ尾をば射ぬ法なり、【騎馬】射手、檢見、喚次、幣振、日記付、鬮振、犬放、河原者等あり、射手は上手中手下手に分つ、檢見は、射手の射樣優劣を定めて取捨を決す、尤重職とす、喚次は、檢見の告を得て其名を唱へ、日記付に報す、幣振は喚次の聲に從ひ、幣を振りて日記付に知らす(幣を再拜と云ふ)日記付は、射手の姓名、及び射中の數卽ち矢數を錄す、鬮振は鬮を振りて射手に授けて次序を定む、河原者は、二百人各犬を牽き、及び雜事に從事す、犬放一人、又犬數は百五十匹、一度は十匹にて犬追物は十五遍なり、是白腐犬追物の一般なり、蓼園の追物も大體小異にて、鬮に代ふるに矢を以て

す、之を矢代と云ふ【鶴岡八幡宮】中追物に起因せりと云ふ、最初の所見は後堀河天皇眞應元年とす(或は寶治元年の言を聞き、殺生の禁を立て狗を愛するの令を下す、狗狂犬と雖もこを扶つことを待す、狗を傷ふて死する者、狗を殺して梟せらるゝ者あり、若し病狗あらば隣伍相互に告げ警を延ひて出せしむ、又狗の子を生むあらば則ち官に告げ隣里更に之を守る、狗臥して路に當るあらば行人皆之を避く、凡そ殺生と狗を愛せざるとに因り刑せらるゝ者其身にのみ止まらず、他に及ぶものありて民の疾苦すること甚だし、後ち將軍狗來くして殺傷止まらざるを患へ、城西三十里中野の地に一里四方の小屋を造り悉く都下の狗を聚めて之に移し、狗監一人、吏二人、狗衆數十人を置き養はしむ、狗一頭の槽一人半日の食を與ふ、其數凡そ數千頭、群狗相鬬し日夜吠聲數里に聞ゆといふ、トクガハツナヨシ、參看(三王外記)

イヌクヒ 鬪犬 犬をくび合する遊技を云ふ、增鏡に、相模守高時と云ふは(中略)朝夕好むこゝゝて犬くび田樂などをぞ愛しける、又太平記に、相模入道かゝる妖怪にも驚かず、從々奇物を愛すること止時なし、有時蹴前に犬共集りて咬合ひけるを見て、此禪門(高時)面白の事に思て是を愛する事骨髓に入れり、則諸國へ相觸て或は正税官物に墓て犬を導れ、或は權門高家に仰て、是を求めける間、國々の守護國司所々の一族大名、十疋二十疋飼立て鎌倉へ引進らす、肉に飽飼を衣たる奇犬、鎌倉中に充滿して四五千匹に及べり、月に十二度犬合の日を定られしかば一族大名、時を忘れて見物す、時に兩陣の犬共を一二百匹づゝ放し合たりければ、入道へ迫合て、上になり、下になり咬合聲天を響かし、地を動かす(中略)云く狗を愛すべしと、茲に於て綱吉天下に令して殺生を嚴禁し、特に犬を保護せしむ、因て此名あり○綱吉隆光の言を聞き、殺生の禁を立て狗を愛するの令を下す、狗狂犬と雖もこを扶つことを待す、狗を傷ふて死する者、狗を殺して梟せらるゝ者あり、若し病狗あらば隣伍相互に告げ警を延ひて出せしむ、又狗の子を生むあらば則ち官に告げ隣里更に之を守る、狗臥して路に當るあらば行人皆之を避く、凡そ殺生と狗を愛せざるとに因り刑せらるゝ者其身にのみ止まらず、他に及ぶものありて民の疾苦すること甚だし、後ち將軍狗來くして殺傷止まらざるを患へ、城西三十里中野の地に一里四方の小屋を造り悉く都下の狗を聚めて之に移し、狗監一人、吏二人、狗衆數十人を置き養はしむ、狗一頭の槽一人半日の食を與ふ、其數凡そ數千頭、群狗相鬬し日夜吠聲數里に聞ゆといふ、トクガハツナヨシ、參看(三王外記)

イヌノコ 犬子 小兒のおびゆる時行ふ除魔家の兒衛をいふ、小兒を抱きて花中他行する時、紅袋を以て小兒の額に、犬と云ふ字を書けば狐狸の類小兒をおびやかす事なしと云ふ、インノコと云ふは、印の子の義にて、祇園に詣るに鬼に惑袋寶珠の印を捧すは是なり、又一說に、犬の來の義にて、犬來て邪を防ぎ正を守らしむるの兒ひなりとて、小兒の額に犬字を書くなりとも云へり、昔時は「アヤツコカド」とも云ふ、大府記に、康和五年八月二十七日、東宮遷御高松第、戌四刻御出、宗通卿御額奉書、犬字、先日女房奉仕、爲房卿ノ子息額隆卿日記には戌刻行啓、依ノ可ノ奉書阿也都古人、事ハ以ノ手爲ノ御使、被ニ申說」とあり、又山城祇園社の守札も、インノコと云ふ、蓋を以て小兒額に犬の字を印せしものと云ふ、一社誌訣の義ありと云ふ(貞丈雜記)

イヌバシリ 犬走 築地の外なる流と築地との間に在る狹き空地をいふ、犬行とも云ふ、廣さ五尺を定制とす、新六帖に、信實、崩れそふやぶれついちの犬はしり、ふまへどころもなき我が身かな、保元物語に、犬ばしりに出でゝたゝかふなどあるも、御所の犬走を云ふなり、後世は城郭の墻にのみ其制遺れり(宗屋雜考)

イヌハナシ 犬放 犬追物の時の役名、犬鑓にて犬の首縄を切て犬を放すことを掌る、多くは河原者なるが、將軍自ら行ふ時には、雜色これを放つ、犬放は一人宛とす、當に河原者二百人計ありて、百五十人には百五十疋の犬を付け置き、五十人には縄際の掃除、竹垣戸の開閉、其外諸事に使ふ(蒙鏡、犬追物之式)

イヌハリコ 犬張子 犬の形ぜる箱をいふ、「イヌノコ」ともいふ、唐屋に用ひ小兒の傍に置く、寛を退くる爲めなりといふ、真丈雜記に云、小兒誕生の時、犬猫を作りて小兒のそばに置く事、犬の性は正直にして寛障を退る物なり、之に依て犬の形を作りて置くなり、紫裏にて紫宸殿清涼殿といふ御殿の御帳臺の中に狛犬を作り置かる、又は几帳の傍にも狛犬を置かる、御簾几帳のかたびらを風に吹き散らさせまじき爲のおさへに用ふる也、榮花物語に、几帳の中のこまいぬの目の光といふ事あり、又源氏物語枕草子にもあり、天子即位の時承明門の左右に銅の狛犬を置かるゝなり、是皆悪寛を退るの意にて置かるゝ也、その用は門の障を風にあほらせまじき爲のおさへにする也、犬はりこを小兒の傍におくも狛犬の心なり(小兒の夢におそれなくなる時、犬の子〳〵といひたりこを小兒の傍におくも狛犬の心なり)又婦人養草に云、産衣ゝまづ此箱にさせ、初て其後子に著する、箱の内へは守り札、又は産舍にて用ふ白粉疊紙、または眉掃などを入るなり、此張子は、奈良の法華寺といふ尼寺より天下へ出すなりといへり、

イヌヒキバウシ 犬牽帽子 犬飼の人々の冠ぶる帽子、安齋隨筆に、鷹飼綿帽子を著る事西宮記江家次第等に見えたり、犬牽帽子は、定家卿鷹三百首に、狩人のおそろしげにも見えつるは、ふるき松波しつるはゝきに註にいふ、犬飼のぼうしなり、不ノ知可ノ尋とあり、犬牽帽子の體は、榮花物語の繪に見えたり、別の古畫にも見えたり」、といへり、

イヌビト 犬人 吠聲を發する犯人をいふ、神代紀に、吾子孫八十連屬恒當爲ニ汝伴人一云狗人、とみえたり、ハヤト(ヤヒト)とも見よ、

イヌフセギ 犬防 【鶴岡八幡宮】佛堂の廻に立つる「イヌフセギ」と稱する、傳堂の内陣と拜殿とを境する三尺許の格子に、土居ありて、格子、今日寺院に於て「御簾

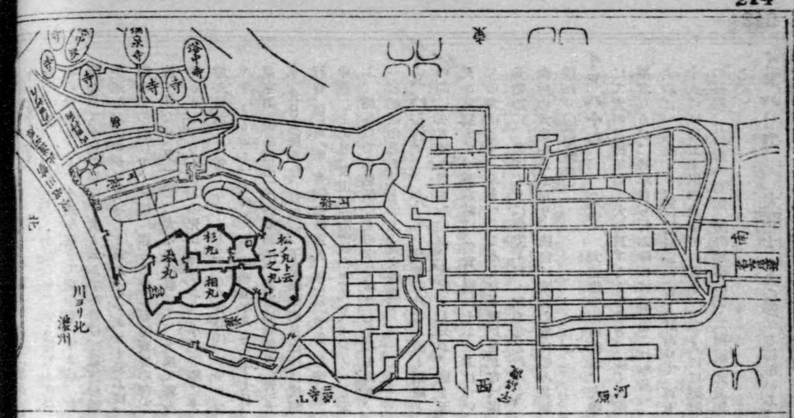

犬山城 尾張國丹波郡の北邊犬山村 地勢 犬山人物志に、天文中斯波元勳始めてこれを築くといひ、尾陽候記亦同說なり、犬山は中世以來妙法院門主の領なりしが、永享の末より斯波氏主領して家臣織田氏領し之斯波元勳始て築城云々とあるは從うべきに似たり、織田廣近始めて居城す、一說に延德の頃本の下村に築き、天文の頃三狐地に移す、又一說に小口村城を三狐地に移す、又慶長の頃乾山の城を白山に移すと云へり 沿革 廣近以來、敏定、敏信、信安、信康、信清相繼て居住す、其後柘植與一城代となる、元亀の初、織田信長池田信輝に賜ふ、後ち信長末子信房之に據る、天正中織田信雄、中川定成城主となす、其後池田信輝、加藤泰景、武田清利、土方雄久、長尾吉房、三好秀俊等相繼て城主たり、尋で石川光吉、豐臣秀吉に仕へて十二萬石に犬山城に封ぜられしが、慶長五年石田三成に黨して敗北す、慶長五年德川忠吉領し、小笠原吉次を二萬七千石に當城に封ず、慶長十二年下總佐倉に移り、平岩親吉九萬石に封ぜらる、十六年封除ぜられ、十九年以後城代となる、元和三年成瀬隼人正正成三萬石に封ぜられて此城に治す、爾後子孫相繼て明治維新に至る（主圖合結記、尾張志、明治政覽）

イヌヤマジヤウ　犬山城 所在地 越前國大野郡犬山村の南邊 沿革 慶長元年新田氏の敗後、足利高經の五子斯波義重始めて、これを築き居城とす、三代義敏の時、此城を去り、千福氏代て居す、寛政五年朝倉敏景此城を奪ひ、弟經景を置く、天正三年織田信長越前國を平定せし後、金森長近に此城を賜ひ、移して亀山に築かしむ、天野城と稱す、ヌヤマノウヤからを見よ（古今類聚越前國誌）

イヌヤマヤキ　犬山燒 尾張國丹波郡稲置村に於て製造する所の陶器を云ふ、一に丸山と名づく、其地犬山城遠にあるを以て此名あり、文政年間始めて文邪製の矣須及び赤色の擂鉢を模造し、又本邦乾山燒の風を襲す、今に至て仍然り（工藝志料）

イネツキウタ　稲春歌 大嘗會の時、神に供ふる稲を春く時にうたふ歌をいふ、悠紀主基の地名をよめり、新古今集に、大嘗會悠紀歌奉りけるに稲春歌、後成、あふみのやまかたの稲をかけつみて道ある御代のはじめにそつく、と見えたり、

イネンガウ　巽年號（ソンネンガウ） 巽年號を見よ、

イノウテウケイ　伊能忠敬 系統 字は子寛、東河と號し、三郎右衛門又は鵜解由と稱す 出生 肥後保貞恒の第三子、上總國武射郡小堤村に生る、後ち出でゝ伊能長由に養はれ、其家を繼ぐ 家系 伊能氏は下總國香取郡佐原村の豪族たり、長由の時に至り、家産頗る衰ふ、忠敬嗣となるに及び、倹素を守り、奢侈を去り、朝夕風雨に、やゝ產を復す、天明三年及び六年、兩度の關東大饑饉に際しては、私倉を開きて鄕里に賑貸し、近傍の村落亦その惠に與かる者多し、忠敬早くより星曆の學を好み、深奥を極むるに意ありしが、家道いまだ復せざるを以て因循すること數年、寛政六年決然として庵を子孫敬に委ね、江戸に來りて高橋作左衛門至時の門に入り、西洋曆法を學び發明する處多く、称に測量の術に精通す、尋で幕命により、寛政十二年閏四月、北陸道及び蝦夷地方、東南の沿岸、享和元年三月、伊豆、相模、二總、常陸、陸奥、同六月、三越、佐渡、能登、駿河、遠江、三河尾張の海岸を測量し、文化元年地方各國を巡て遊星す、九年賞して祿米を賜ひ、翌年、散手となし、日官に擬す、既にして、伊能忠敬、山陰、山陽、西海、南海の四道、壹岐、對馬、十二年には伊豆七島及び箱根湖を測量し、尋で又江戸市内を測量し、十四年府内の圖成りて進呈す、後ち又命ありて、寓内輿地全圖、及び度數譜行程記を修定せり、文政四年九月卒、年七十七、下谷淨島町源空寺に葬る、資性朴直精力人に過ぐ、明治十六年二月正四位を贈らる、著書 隅郡黄花時刻對數表、紀源術同用法、求割圓八線法、割圓八線表、記源法、地球測遠術問答（墓碑、伊能忠敬傳）

井ノウヘウヂ　井上氏 姓は清和源氏、鎌守府將軍源頼信の三男頼秀より出づ、頼秀の子滿實、信濃國高井郡井上に住し井上三郎大夫と號す、子孫依て井上と稱す（系圖纂要）

○頼秀―滿實―光平―光長―清長―忠長
　経長―長基―長實―長敦―直國
　直正―正實―正貞―正長―正直―正行
　清之―之正―之房―肇名―康尾
　正信―正俊―正繼

井ノウヘウヂ　井上氏（上總鶴舞） 姓は清和源氏清秀より出づ、清秀實は安倍倉橋麿の後裔、參河の住人安倍定吉の子なり、清秀の母定吉に嫁し、懷姙の後ち井上清宗（清宗は滿實より十八世の裔に當る）に嫁して男子を生む、卽ち清秀なり、其子正就鎌川家に仕へて功あり、元和三年側用人となり一萬石を加賜す、九年十二月老中に補し、三萬五千石に遠江横須賀城に封ぜらる、正利の時正保二年六月常陸笠間城に移封、元祿五年十一月正任美濃郡上城に治し、十年六月正孝丹波亀山城に移され、十五年三千石加賜常陸下館城に移さる、尋で笠間城に移る、享保三年三月一萬石加賜、前封合せて五萬三千石となる、四年三月正經陸奥平城に、寛層六年十二月遠江濱松城に移封、文化十四年九月正甫陸奥棚倉城に、天保七年三月正春上野館林城に、弘化二年十一月遠江濱松城に移封ぜらる、子孫相繼ぎて明治に至り、上總鶴舞に移り六萬石を食み、華族に列し、子爵を授けらる（家譜、德川加除封錄、華族譜）

○清秀―正就―正利―正任―正岑―正之
　正經―正定―正甫―正春―正直―正英

井ノウヘウヂ　井上氏（下總高岡） 井上清秀の四男政重、寛永十七年六月一萬石に下總國高岡に治す、尋で一萬七千石となる、子孫相繼で明治維新に至り、華族に列し子爵を授けらる（家譜、德川加除封錄、華族譜）

○政重―政清―政敬―正郷―正義―正國
　正紀―正繼―正城―正和―正順―正言

井ノウヘウヂ　井上氏（常陸下妻） 正任の二男正長、元祿六年九月美濃國三千石を分與す、十一年甲斐參議綱重の傅相に補ぜられ四千石加賜、叙爵遠江守と稱す、正德二年常陸國下妻に封す、前封合せて一萬石、子孫相繼て明治に至り華族に列し子爵を授けらる（家譜、華族譜）

○正長―正敦―正長―正嘉―正榮―正廣
　正業―正已―正寅―正健―正誠―正信

井ノウヘキンガ　井上金峨 名譜 名は立元、又は文平、字は純卿、金峨、考槃翁、柳塘閑人の別號あり 著述 折衷學派の巨擘、家代々醫を以て業とす、金峨に至り儒となる、江戸駒込に門戸を開き後ち藩に聘ぜらるゝこと數年、寛政六年、初め四條侯の文學用掌に就て伊藤氏の學を修め、又井上閑齋に從て物氏の說を聞ふ、後ち其非を悟り、蘐園學びて嘉廢して、別に一機軸を出す、則ち訓詁は漢唐の註疏を取捨し、義理は宋明の諸家を折衷す、其詩章亦護園の陋弊を排斥す、詩は中唐及び晚唐を取り、文は韓柳歐蘇等を採し、專ら流暢を主として插風の風を增む、所謂折衷學是なり、以來此說を嗚ふるもの相繼ぎて起り、爲めに東都の學一變す、又兵法を以て天文、相法、兵藝、弓馬、刀槍、鳥銃の術に通ぜざるはなしと、東叡山の宮に仕へて記室たり、天明四年六月十六日死す、年五十二 著述 山本信有、衣笠鳴陵、梅澤西郊、原荻齋、篠本竹堂、關部四溟、吉田蓬城、下田芳澤、八田華陽、多紀桂山、井上南臺、熊谷芙山、菅東海、鮫田鴨齋、尼崎稱齋、薗池南溟、石川滄溟等其名高し 著述 易學辨疑、尚書疑孔禍、考槃堂漫錄、金峨文集、學庸古義、論語集說、毛詩選說、經義折衷、左傳策說等尤も著し（先哲叢談、事實文編、儒學源流、慶長以來著述目錄）

井ノウヘリウ　井上流 井上外記正繼の創めたる砲術の一派、又外記流ともいふ○正繼は、播磨英賀城主井上九郎左衛門正信の孫、父を正俊といふ、初め濱井忠世に仕ふ、後ち秀忠將軍に仕へ千石を食む、稲富直賢と砲技上互に容れず、天保三年九月十日稲富と爭ひて之を殺し、己亦傷ひられて死す（武術流祖錄）

井ノカミ　井神 井を守護する神にて、御井神（ミヰノカミ）又水舍神（ミヅヤノカミ）ともいふ、詳を見よ、

井ノクマウヂ　猪隈氏 藤井氏（フヂヰウ）を見よ、

井ノクマクワンバク　猪隈關白 近衛家

實(コノエイ(ヘザネ))を見よ、

井ノクマドノ 猪隈殿 近衛家道(コノエイヘミチ)を見よ、

井ノクマニフダウジユンダイジン 猪隈入道准大臣 近衛家實(コノエカネザネ)を見よ、

イノコシ 射遺 ［花園］中古、正月射禮の時に不參せる左右近衛、左右兵衛、左右衛門等が、射禮の翌日に於て此事あり、兵部丞、名を唱へて射手を召し、建禮門に於て此事あり、名を唱へて射手を召し、六衛府次にこれを射る、正月には國忌ならば、三月に延引すること亦射禮と同じ［西園寺］嵯峨天皇弘仁二年より始まる(建武年中行事、公事根源、江次第)

井ノコノイハヒ 猪子祝(玄猪) ［年中］年中行事の一、十月の亥の日に、餅を食して萬病を禁ふ祝をいふ、其餅を亥子餅、玄日餅、玄猪餅、御まいり物、御なり切など、稱す、此日に祝することは、猪は子を多く生むが故に、子孫繁昌を願するなりともいひ、また摩利支天を祭りて運を祈るなりとも稱すれども、政事要略、繼五行書、御拾記等に、この日餅を食すれば、萬病を除き息災ならしむと見えたれば、かくの如き信仰に基きたる行事たるを知るべし［禁］朝廷にては、餅を亥子形に造り、大豆小豆胡麻等七種の粉を合せて製し、内藏寮より奉るなり、建武年中行事に、十月ゐの子はくられうより まゐる、朝餐にてまいらす」東宮年中行事に「この月ゐのひごとに此を奉る、采女大整所にまいりて、取り傳へ奉り上ぐ、又藏上にも給へたり」とあり、猶詳しきことは後水尾年中行事女房記に見えたり 武家にては、室町時代には、饗倉年中行事に、自餅、赤豆餅、黄餅、御拾記に見みて、胡麻の餅、小豆餅、栗の餅、ふち高に紙をしき、三種の餅を三所に優きて、御前に置く也、松の木にて杵を二本作り强飯を臼いにうすを作りて柳の木にて杵を二本作り强飯を臼に入れ、三種の餅をかけてきれ二つなおしをろへ、右の手に取りて、女は命つぐ、男は命つぐつかさと三きれついて食ふべし、男は命つぐつかさと三きれつきて食ふべし白强飯參る也とあり、これ鎌倉管領家のことなれども、以て一座を推知すべし、江戸時代にては十月初の亥の日、連枝、溜詰、諸代大名、萬石以上以下、布衣以上諸役人番士等、製斗目長上下着用、夕七ツ半時(今の午後五時)登城、將軍大廣間に出御手づから餅を賜ふ、是を手かちんと稱す、江ツ時(今の八時頃)式畢りて退城す、此夜下乘所及び大手下馬所にて盛んに篝火焚く、大奥にては夕刻より添ふ戸餅し、御奉所の廊前に於て、諸役女へ同樣の餅を賜ふ、三の間以下の女中へは老女より賜ふ、また長間にては、牡丹餅などを張してこれを賜ふ、この日より家々爐を開き巨爐を開き、諸家共に來客人に火鉢を出すこと一般の習慣なりき、なほ樂中に用ひたる白杵は別圓の如し［西園寺］起原詳かならざれども、藏人式に見えたれば貴族以前より行はれしこと明なり、武家にては鎌倉の時所見なきも、室町時代には幕府、鎌倉管領家共に、この事あり、江戸幕府またおなじ(古今要覽稿、貞丈雜記、幕府年中行事、德川盛世錄)

井ノヤマジヤウ 亥山城 ［國名］遠前國大野郡、土橋庄、大野城の東［西園寺］此地古へ堀口氏政の城なり、文明三年朝倉經景、茂山城に居し、始めて此城を築く、天正二年本願寺の徒杉浦某兵を率ゐて此城を奪いれ、大野郡司となり長に居る、數し なくして織田氏の爲めに亡さる、織田信長家臣佐久間正則を置く、天正十一年賤ヶ嶽の役、柴田氏に圍せらるの故を以て亡され、城亦廢絶す(古今要覽稿、國名記)

井ノヤマジヤウ 猪山城 ［國名］遠江國豊田郡猪山郷なる城を見よ、初め猪山と名づけ、トシマヤマと見よ、

イノリノシ 祈禱師 王朝時代、病佛に所謂を爲す法師をいふ、榮花物語に、佛、神をたづねつゝ、いのりの師どもをあまたさせたまふと見えたり、キトウシ」參看、

イノリフギヤウ 祈奉行 ［國名］鎌倉室町幕府の職名、祈禱の事を司る［西園寺］鎌倉時代には水旱、疾病、妖災の類の事ある時は、評定衆引付衆の内にて、其奉行を承り、陰陽家、及び佛家に命じて祈禱せしむ、臨時の職なり、室町時代に至りても臨時の職にして、貞和四年七月道場を評定所に設け、實相院僧正增基に命じ、海内靜謐を祈らしむ、三川入道行誉、安藝守成藤業飯原某なして奉行として其事を管せしむ(武家名目抄、官制沿革略史)

イバ 射場 射藝を試みる場所、一に弓場と云ひ、又的場と云ふ○後世の制に依れば、長弓杖三十三杖(或二十六七杖)、廣一杖(一杖は七尺五寸許)祭(ヘアツチ)參看)あり、的を懸くべ(マト)參看)又挾物と稱して厲若くは香の類を的に代ふ、的の後に的皮を張る的皮を喉と云ふ(コウ)參看)其後に由形ありて矢の圍外に逸するを防ぐ、又射席あり、獸皮を以て之に充て射者の座とす、後世或は氈鑑を用ひしことあり○喉の傍に在て、矢の中否を報するものを的申と云ひ、即ち司旌なり、的に中る事あらば鏑を明き、喉に中る時は白旗を以て中る所を示し、鏑を鳴つ、的申の爲に矢を防ぐに板を以て作る、之を、芝、と云ふ、射たる矢を拾ふ者を矢取、射場の時的を取て発に立

つものを、的立と云ふ、簡附には例證あり、金人あり、矢塚あり、又的付(日記付)あり、的付は射手の請負を錄するなり(古事類苑武技部)

井ハイ 位牌 ［佛教］佛教にて死したる人の法名を書して、佛壇に安置するものをいふ、儒教の神主より轉ぜしもの、牌は籍なり、鐘は簿書にて死亡の年月日を記するを云ふ、又靈牌とも云ふ(下學集、和爾雅、塵袋抄)［地獄］支那にては宋より始まるを以て、我國に傳ほりしは蓋し鎌倉時代ならん、空海日工集に、位牌古無、有也、自宋以來有之、とあり、又倭訓栞に、位牌の字、朱子語類に見えたり、天竺の制法にもなく、神主の古式にもあらず、今云ふ所の位牌の形は、宮殿又はほこらの體を摸せし物にて、神道の靈體と號する物なりとも云へり、かゝればもと白木成るべし、或は明の會典に靈首の式あれば、儒制に據たりとも云へり、されば靈祝牌より事起りたるにや、紙牌、寶家寶要に見えたり、我邦中世以來、牌子の靈享あれども、當時の如く、家内に位牌を安ぜし事はなかりき、又祠堂の祭祀は儒法なれば神主もいかが覺え侍る、神道家に神體招魂の事あれど、家内に設事も見えず、一說に、位牌は牌位とも云ふ、もと公家の位ふだにて、へんと云ふ是なり、佛家に此名を借りて、亡者の神主に名づくる也ともいへり」と見ゆ、

イハ井ウヂ 石井氏 姓は桓武平氏、西洞院家の支流平松權中納言時量の末子行豐始めて氏を稱す、行豐權中納言正二位となり、正德三年薨ず、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し子爵を授けらる(系圖纂要、家譜、華族譜)

○行豐—行康—行忠—行文—行宣(實)—行弘
└行遠—行光—行知—行昌

イハ井ノコホリ 磐井郡 ［國名］陸中國磐井郡、延歷中始めて本郡を建て陸奥國に屬す、和名抄に、文凡、山田(ヤマタ)、沙澤(マサハ)、仲村(ナカムラ)、磐井(イハヰ)、磐木(イハモト)、驛家の七郷あり、明治初年郡區編制の際東西磐井の兩郡とす(郡名異同一覽、國郡沿革考)

井ハウ 位袍 ［名數］位色、當色の袍ともいふ、袍は朝服の表衣にて、其色一位より初位まで各定り、官人位によりて色の袍を着す、其袍を位袍と云ふ、また天皇の服御にて、黄櫨染を位袍とも稱ぜり、［地獄］推古天皇十一年十二月始めて冠位を定めし時、冠を以て榮等を附し服制なし、大化に至り七色十三階を定め、服制も冠によりて制を立つ、繼續隋冠は深紫(濃紫を云ふ)紫冠は淺紫(普通の紫、薄紫)にあらず)錦冠は眞紫(濃紫を云ふ)青冠は紺、黑冠は緑なり、天武天皇十四年七月朝服の色を定め、明位淨位は唯に朱華を着し、正位深紫、直位淺紫、勤位深紫、務位淺紫、進位深蒲萄、進位淺蒲萄と定む、文武天皇大寶元年の制、親王は深紫、諸王一位は深紫、二位以下五位以上は淺紫、諸臣の一位は深紫、二位三位は淺紫、四位は深緋、五位は淺緋、六位は深綠、七位は淺綠、八位は深縹、初位は淺縹、無位は黄なり、然るに近古何時の頃よりか、紫の染法を失ひ、三位以上の服色は黑樣となり、後には四位までも黑袍を着すること〳〵なれり、因に云ふ、家人故樹に樣黑衣とも云ひ其實にて黑染にするなり、緑はイチヒまたグヌギの條を見よ(冠位通考、官制沿革略史)

井ハウ 違方 王朝時代に於て、藥師が薬を調り、若くは藥法を進へたるの謂をいふ、法書要抄によれば、醫師の涌藥を調合し、藥名を風說し、或は冷熱遲緩を註し、井に針灸等を施て今古の藥方本草の如くならずして人を殺す者は徒一年、又本方に違背し、詐て疾病を療し、財物を取る者は、盜を以て其罪を論ずべし、とあり、

イハカセ 醫博士 ［職制］宮内省典藥寮に隸屬して、諸國方脈經を醫生等に教授する事を掌る、官位相當正七位下、廣名大醫博士と云ふ［西園寺］持統天皇五年十二月に醫博士務大參德自珍あれども、其制明ならず、大寶令の時、一人を定め置く(令義解)

イハキウヂ 岩城氏(羽後秋田) 姓は平氏、桓武の皇子葛原親王四代の孫、鎮守府將軍繁盛より出づ、世々常陸に住す、八代成衡に至り常陸府中より始めて奥州岩城に移り、成衡の二子隆衡岩城左衛門大夫と稱し、始めて岩城を以て氏となす、隆衡より十三代重隆に至り勢漸く大となり、豐臣秀吉の時十二萬石を領せしが、慶長六年眞隆德川家康の爲めに岩城領を奪はれて江戸に居住し、元和二年八月信濃河中島一萬石に封ぜらる、其子吉隆、九年に出羽由利郡二萬石に移封、龜田城に居す、重來世々相繼ぎ、明治維新に至り華族に列し、子爵を授けらる(系圖、德川加除封錄、華族譜)

○繁衡—忠清—清隆—師隆—成衡—隆衡
└隆守—義衡—照衡—照義—朝義—常朝
清胤—隆忠—親隆—常隆—由隆—重隆
└親隆—常隆—貞隆—吉隆—宣隆—重隆
└景隆—秀隆—隆盛—隆恭—隆睦
└隆永—隆信—隆政—隆邦—隆彰—隆昌

イハキカヅラ　磐木綬　押木玉綬（オシキノタマカヅラ）を見よ、

イハキダヒラジヤウ　磐城平城　所在　磐城國磐前郡平町西北隅の高丘。沿革　慶長七年鳥居忠政七萬石に封ぜられ、元和八年九月内藤錦政之に治す、延享四年三月井上正經治す、寶暦六年五月安藤信成移り治す、五萬石に封ぜらる、文久三年事を以て二萬石を削らる、子孫相繼ぎて明治維新に至る（磐城志、德川加除封錄）

イハキノクニ　磐城國　沿革　東は海、西は岩代羽前、南は下野常陸、北は陸前羽前に接し、東西凡廿二里、南北凡三十三里餘、東山道に屬す。形勢　山脈南に走りて下野に連り、又東に支出し常陸と界す、岩代と犬牙錯綜して阿武隈川之を串流す、地勢　隆窪一ならず、磯碕半に居り、潮海一帶沼平坦、海灣淺少廻潭に便ならず。沿革　昔時は陸奥國南部を稱す、元正天皇養老二年五月、陸奥國石城、標葉、行方、宇太、亘理、常陸國菊多郡を割きて石城國を置く、後ち又併せて陸奥國に入る、明治元年十二月陸奥國を分て五國となし、始めて本國を置き磐城と名づく、詳しくは陸奥國（ムツノクニ）を見るべし（地誌提要、國郡沿革考）

イハキノコホリ　磐城郡　所在　磐城國（古は陸奥國）。沿革　古へ石城國と稱し、常陸國に屬す、後ち郡を建て陸奥に隸す、和名抄に、蒲津、丸部（マロベ）神城、荒川（アラカハ）和（ヤマト）磐城（イハキ）飯野、小高（ヲタカ）片俣（カタヨリ）白田、玉造（タマツクリ）檜葉（ヒラノヒ）等十二郷あり、中世丸郡、神城、荒川、和、飯野、小高六郷を割て岩崎郡を建て、檜葉、白田二郷を割て檜葉郡とし、蒲津は菊多郡に隸入す、岩城系圖に、海道小太郎成衡孫屋清衡の女婿と成り本郡を領すと見えたり、明治二十九年三月本郡磐前及び檜葉一區域と共に合併して石城郡と改む（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

イハキヤマノジンジヤ　岩木山神社　所在　陸奥國中津輕郡岩木村岩木山。沿革　○岩城山祭現と云ふ、今は國幣小社に列す。祭神　社說に、宇都志國玉命、多都比邑貴命、宇賀能賣命。由緒　沿革傳に云ふ、白河天皇永保中岩城判官正氏京都に在り讒に逢ふて流さる、二子あり、姉を安壽、弟を津志王丸と云ふ、父を慕ひ母を伴ひ國を出て無後に至り、山角大夫に勾引せられ、母は佐渡に、二子は丹波に賣られ、山椒大夫之を買ひ奴婢となす、津志王丸逃れ寺院に隱れ難を免る、安壽は大夫に貪殺さる、後ち津志王丸本領を安堵せられ、兩大夫を殺し仇を復す、其後ち土人兄弟の靈を祭りて岩木權現と稱すといへり、元祿中修復す、明治六年國幣小社となる、例祭九月一日（和漢三才圖會、東遊雜記、官國幣社一覽）

イハクスブネ　磐樣樟船　天磐樣樟船（アメノイハクスブネ）を見よ、

イハクニジヤウ　岩國城　所在　周防國玖珂郡岩國町の右岸横山村。沿革　岩國の地は弘治元年陶晴賢兵五萬八千人を引率し、毛利元就を攻めんとして著陣せしことあり、又永祿三年元就雲州退治として出陣ある時、小早川隆景吉川元春等此地に於て豐後の大友氏と戰ひしことあり、慶長五年に至り吉川廣家に此地六萬石を分與す、遂に城を築き之に居る、子孫相繼ぎて明治維新に至る（德川實紀、明治政覽）

イハクラウヂ　岩倉氏　姓は村上源氏、久我清通の四男具堯、始めて岩倉と稱す、其岩倉に住するを以てなり、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し公爵を授けらる（家譜、華族譜）

イハクラフネ　岩倉入道前内大臣　久我具實（コガトモザネ）を見よ、

イハクラノミサザキ　岩倉陵　冷泉天皇の中宮昌子内親王の陵、山城國愛宕郡岩倉村大字岩倉に在り、

イハクラノミヤ　岩倉宮　沿革　忠成王、廣御所宮と號す、祭神　後鳥羽天皇の第二皇子、幼時承久

○具堯——具起——具詮——乘具——恒具
　　——具廣——具選——具集（アツモ）——具慶（ヤス）
　　——具親——具綱——具定（公爵）
　　——具經——具明（侯爵）

イハクラトモヨシ　岩倉具視　名譽　功名閑丸、剃髮して友山と號す、又對鮑と號す。祭神　堀川康親の二子、岩倉具慶養て子となす。祭神　天保九年十四、元服して昇殿を聽さる、安政四年從四位上に叙せられ侍從となる、人となり俊邁沈毅、夙に皇室の衰微を嘆き、同志の人と相謀り經營盡瘁する所多し、公武合體の說行はるゝや深く贊して和宮東下の擧となる、是が爲め佐幕黨の姦人なりとて、勤奏せられ終に勅勘を蒙り、采邑岩倉村に閑居す、然れども心中勤王の有志と計議する所あり、慶應三年三月入洛を許され、尋で勅勘を免さる、是より明治維新の大業を翼贊して功績尤顯著なり、明治二年權大納言に任じ正二位に進む、四年外務卿右大臣に任ぜられ特命全權大使となり、歐米諸國に使し翌年歸朝す、七年一月十四日退朝の時赤阪喰違に於て刺客の爲めに負傷す、十一年大勳位に叙せられ、十六年七月二十日薨ず、年五十九、太政大臣を贈らる、品川海晏寺に葬る（系圖、履歷）

イハクラニフダウサキノナイダイジン　岩倉入道前内大臣　久我具實（コガトモザネ）を見よ、

イハクラノミハチマングウ　石清水八幡宮　所在　山城國久世郡石清水山、今は綴喜郡男山鳩嶺○現今男山八幡宮と稱し官幣大社に列す。祭神　八幡大神、大帶姫命、比咩大神。由緒　宇佐宮より遷て石清水に傳ふ、元正天皇養老四年九月八幡大菩薩の神力にて異敵を容易く退撃す、後ち託宣により放生會を行ふ、石清水にて行ひしは國鎮天皇天延二年八月十五日に天皇延久二年八月十四日勅して奉幣使を立て神輿の遂迎は行幸の儀に準じて吳伏を帶びしむ、爾來年々行はれしが、文明年間より戰亂にて中絶して行はれず、延寶七年に至り再興す○供奉職員は上卿、宰相、辨、近衛、諸衛、馬寮、官外記、御導師、威儀御馬、宣命、宣命上總等なり（日本紀略、扶桑略記、古事談、年中行事祕抄、古事類苑神祇部）

イハシミヅノハチマングウ　石清水八幡宮　所在　山城國久世郡石清水山、今は綴喜郡男山鳩嶺○現今男山八幡宮と稱し官幣大社に列す。祭神　八幡大神、大帶姫命、比咩大神。由緒　宇佐宮より遷て石清水に傳ふ、元正天皇養老四年九月八幡大菩薩の神力にて異敵を容易く退撃す、後ち託宣により放生會を行ふ、石清水にて行ひしは國鎮天皇天延二年八月十五日に遂迎は行幸の儀に準じて六宮の神輿を造り、明年に至て御體を移奉る。沿革　真觀七年四月和氣淸麻呂を勅使として御梓御鞍を奉り、十一年十二月新羅の寇賊を祈綿せしむ、十八年八月紀御豐を神主とす、此後世々相繼ぐ、紀氏は行敎の族なるを以てなり、醍醐天皇延喜十六年幣帛使を遣し、馬十列を奉る、朱雀天皇天慶三年御封廿五戶を充て、賊の平ぐを賽す、後ち百九十餘烟に及ぶ、五年四月將門等を滅せし報賽に、神賓歌舞を奉て臨時祭を行ふ、石清水臨時祭（イハシミヅノリンジサイ、參看）此に始る、天祿二年東遊走馬を奉り、爾來毎年三月中午日を祭日とす、醍醐天皇天延三年二月臨時祭の供給に內藏寮より奉仕せしむ、天元二年三月始めて行幸あり、勅使を獻ず、後三條天皇延久二年八月放生會を行ふ、行幸に準じ、上卿以下六衛府馬寮神輿に歷從せしむ、此より放生會をイハシミヅノハチマングウと稱し恒例となる、毎年八月十五日を祭日とす、白河天皇承保三年三月、叡願に依て行幸ありしより、毎年三月行幸の定式となる、崇德天皇大治四年八月御前殿宮を新に納む、保延六年寶殿廻廊寶藏悉く炎す、二條天皇長寬元年二月所年祭奉幣、梅中納言平清盛を勅使とす、公卿勅使之に始まる、後宇多天皇文永十一年十一月行幸して蒙古の寇賊を祈る、弘安四年六月龜山院行幸して神樂を行ひ、蒙古襲來を祈禱せしも、七月神驗によりて賊船大風に漂碎す、建武五年七月燒失す、應安中造營す、永正五年又燒失、天永中造營、寬永二年德川家光造營す、現今の社殿是にて、特別保護建造物たり、明治四年に至り官幣大社に列す、神領は保元以後餘倉時代に別宮、若しくは若宮として諸國に散在し（今諸國に八幡とあるもの是なり）極めて多かりしが、戰國以後武士に押領せられしもの多し、江戶時代、幕府より七千百四十四石餘を給はる、神職は紀氏にて行敎の一族なり、後世田中、善法寺、東竹等に分る○本宮は朝廷の崇敬特に重く我朝の大祖と云ひ、宗廟と稱す、又源義家此神を敬し奉り武勇を輝し、賴朝天下の權を握るに及び又崇重し、諸國に別宮を置きしより、源氏の武士皆氏神とし、到る所八幡社あるに至れり（二十一社記、神皇正統記、石清水八幡緣起、宮寺緣事抄、神祇志料、國寶目錄）

イハシミジノハチマングウフキヤウ　石清水八幡宮奉行　沿革　室町幕府の職名、石清水八幡宮の大小事を管す。歷代　應永四年十一月布施彈正大夫入道を奉行とせしを始めとす、寶德中飯尾大和入道を奉任せし以後再び置かず、社家

後父帝の流に從ふや、鎮京都に留まる、弘安二年十二月十一日薨ず、年五十九、母は從三位清季女、其子彥仁王、正三位右中將となり、姓源氏を賜はる（皇胤紹運錄）

イハサキ　岩崎　所在　豐後國秋田郡。沿革　慶長中佐竹氏此地を領し、元祿十四年に至り、義隆弟義長に秋田新田二萬石を分封し、此に陣屋を置きて治す、子孫世襲して明治維新に至る（惠栄錄、武鑑、明治政覽）

イハサキノコホリ　岩崎郡　所在　磐城國（舊陸奥國）。沿革　中世磐城郡の丸郡（マロベ）神城、荒川、和（ヤマト）飯野、小高（ヲタカ）の六郷を割きて本郡を置く、吾妻鏡文治五年八月の條に、岩崎渡見え、正保國本郡を載す、寬文中磐前を改め、爾來之に從ふ、明治二十九年三月本郡磐城及び檜葉の一區域と共に合して石城郡に改まる（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

イハサマタベエ　岩佐又兵衛　浮世繪（ウキヨエ）を見よ、

イハシミヅノハウジヤウエ　石清水放生會　沿革　毎年八月十五日石清水八幡宮にて行ふ法會を云ふ、法會の當日に講ずる最勝王經の流水品に、長者子放二池魚一の文あるを以て放生會と名づく。沿革　朝廷の諸節會に準じて、雅樂寮より樂人舞人を遣はし、又左右馬寮より十列馬各十疋を獻じ、當日奉幣使を立て、公卿已下參向す、宣命を內藏寮の使に給ふ、上卿以下著御の後、行幸の儀に准じ、衛府兵仗を帶し警蹕を以て神輿を迎遂す、公事根源に、早旦にあのはなな神輿くだらせ給ふ時は行幸の儀式にて、音樂の聲雲を止め、衣冠のよそほひ目にかゝやく、それにひきかへて還幸のありさま、神人法師厚に至るまで、白杖をつきて、かへらぬ道におくり奉る儀式也」とあり。沿革　宇佐宮より遷て石清水に傳ふ、元正天皇養老四年九月八幡大菩薩の神力にて異敵を容易く退撃す、後ち託宣により放生會を行ふ、石清水にて行ひしは國鎮天皇天延二年八月十五日に勅して諸節會に準じて六宮の神輿を造り、明年に至て御體を移奉る。沿革　真觀七年四月和氣淸麻呂を勅使として御梓御鞍を奉り、十一年十二月新羅の寇賊を祈綿せしむ、十八年八月紀御豐を神主とす、此後世々相繼ぐ、紀氏は行敎の族なるを以てなり、醍醐天皇延喜十六年幣帛使を遣し、馬十列を奉る、朱雀天皇天慶三年御封廿五戶を充て、賊の平ぐを賽す、後ち百九十餘烟に及ぶ、五年四月將門等を滅せし報賽に、神賓歌舞を奉て臨時祭を行ふ、石清水臨時祭（イハシミヅノリンジサイ、參看）此に始る、天祿二年東遊走馬を奉り、爾來毎年三月中午日を祭日とす、醍醐天皇天延三年二月臨時祭の供給に內藏寮より奉仕せしむ、天元二年三月始めて行幸あり、勅使を獻ず、後三條天

奉行より之を領住す（花營三代記、應永記、武家名目抄）

イハシミツノリンジサイ　石清水臨時祭　毎年三月石清水八幡宮にて行ふ臨時の祭を云ふ、八月の放生會に對して、三月臨時の祭なるを以て云ふ、後世之を南祭とも稱す、賀茂祭を北祭と云ふに對するなり二月中に祭使、奉行、舞人、陪從等を簡定し、中の辰の日試樂の事あり、天皇出御し、使以下參入す、此日祭記に供する十列の御馬御覽あり、祭日は三月午日にて、三午ある時は中午日、二午の時は下午日を用ふ、當日は天皇清涼殿に出御し先づ御祓を行ひ、御幣を拜し給ふ、廊座に使以下、舞人陪從等に宴を賜ひ、舞御覽あり、式畢て使以下發東を改め、列を正して社頭に參向す、宿院にて宴あり、其後更に衣服を改めて寢前に參進し、常帛を奉獻す、次に使舞殿に著き再拜宣命を讀み、之を社司に授け、社司又再拜して退紙を申す、次に御馬を牽きて舞殿を八回繞る、此間駿河舞、神樂あり、神樂畢りて舞人等馬場にて馬を牽せ、山城歌を歌ふ、此夜皆宿院に宿す、翌朱の日使以下宿院を發して歸參す、之を還立と云ふ、天皇清涼殿に御し使以下を召し宴を賜ひ、舞御覽あること昨日の儀の如し（西宮記、朱雀天皇の朝に、平將門藤原純友亂を起し、疫疫あり祭祀を行はんと欲ぜば之を給ふ、事平ぐの後天慶五年四月二十七日報賽の爲めに神寶歌舞を調進して臨時祭を行ひ給ふ、是れ此の祭の始めなり（西宮記）圓融天皇の天祿二年三月八日先祭を追ひて、祭祀を行ひしより、年中の恒例となり、毎年行ふ、神馬御覽は花山天皇の寛和元年には、祭の前一日に行ひ、其後には祭日前四日に行ひしが、後世多く試樂の日に行ふ、後は天慶五年には清涼殿なるを以て之に

イハシロノクニ　岩代國　東は磐城、西は越後、南は上野、下野、北は羽前、東西凡二十里餘、南北凡二十二里餘、東山道に屬す（陸羽の大山脈蜿蜒北より來り、一は西方に轉じ羽越を界し、又磐城に入り、その東は阿武隈北流して逐漸に低にす（出羽）二年五月白河石背會津安積信夫の五郡を割きて石背國を置き、聖武天皇神龜中廢して陸奥に併せ、時りて明治元年始めて分置し、岩代と名づく、詳しくは、陸奥國へ（ツノクニ）を見よ（地誌提要、國郡沿革考）

イハセキヤウデン　岩瀬京傳　（新潟縣通）稱傳藏、名は醒、幼名は善太郎、其居愛宕山の東に當るがゆゑに山東と號し、後ち慮宰を加へて山東庵と號し、後ち京傳と稱するを以て、双方の頭字を合して京傳と號し、屋號をも京屋と呼べり、なほ醒を名人の號あり、狂名は身程の折助、壽名は北尾政演といふ（國學傳左衛門信明の長子、京山百樹の兄なり（新潟縣資料十一）年八月十五日江戸深川に生る、少時放蕩にして、常に遊里に洗遊し、家にあること殆ど稀なりしが、性多才多藝なるより、最初畫家たらんとし、浮世繪を北尾重政に學びて政演と稱し、安永八年始めて草双紙の挿繪を描きしが、尋で自畫自作の草双紙、「猿かたき打故郷の鏡」を著はして世に出すに及び、小說家としての新生涯に移り、天明二年に至り始めて山東京傳の名を用ひて、盛ん著作に勉め、兼ねて自作の挿繪を描きしが、寛政の初年よりは、全く自畫することを廢し、純然たる作家として世に立つに至れり、京傳の著作せる處は、幾百種の多きに上り、草双紙、洒落本、滑稽本、給入讀本等の凡てに亘りたれども、始めて奇才を現はしたるは狗張本にして、其寄ちは遠く衆作家の上に出でたり、性繪に堪能なるが上に、模倣樣取の絹問に富みたれば、草双紙の作は、文を雲まね前、まづ給組にて人氣を取れり、給入讀本は馬琴と競ひて數種出せしが（支那小說を、二人にて別々に讀案して出せるものあり）後に曲亭に及ばざるを知りて好古の學に志し、骨董集、奇跡考等を著はして、名を不朽に殘すに至れり、而して其著作中尤傑出せるは黃表紙に「心學早染草」とて善玉惡玉といふことを始めて書き出して大に行はれ、二編「堪忍袋緒〆善玉」あり、「江戸生浮氣蒲焼」には「仕懸文庫」以下數十種あり、皆時好に投じ、京傳の洒落本行はれて、勘當鎖に付く者多くなりたり」といはるゝまで持て囃されたり、給入讀本には稻妻表紙九評判よく、不破名古屋のことは、これを基として歌舞伎狂言に作れり、されど京傳の離倫絶群の手腕は狗張本の作にありといふべし、然るに寛政年間に、樂令を犯して洒落本を著はしたるより、忽ち官憲に觸れ、手錠五十日の刑に處せられたるに驚き、前車の轍を踏むまじと期して、爾來絶えて洒落本を作らず、多くは勸善懲惡の意を偶したるものを著作し、これより京傳の作は一變せり、而して當時にありては著者に對する報酬といふものなかりしが、京傳が寛政元年頃枝絹屋といふ酒落本を作るに及び、始めて金一兩の

作料を得、開來其慣例を聞きたれども、多額を得たるは右の際のみにて、多くは一分もしくは二分位に留まりたれば、著作を以て一家を維持し難きより、產業を定むるの必要を感じ、寛政四年の春、柳橋の萬八樓にて書畫會を催し、當日の收益三十餘兩を資本とし、翌五年の春京橋銀座一丁目に、間口九尺の小屋を借り、紙煙草入、煙管の店を開きしに（此以前は二丁目に居住せり）大に繁昌を極め、一ヶ月八九十兩の利潤ありき、これ一つは其時寶出しの引札文が妙を極めたる故にて、其後も廣告につきて力を用ひ、煙草一式調寶記、春宵一ふく煙草抄等の狂文をつゞり、馬琴また京傳の爲めに山東一風煙管溝等の戲作ありしより、益々世に行はれて大に資產を作り、南傳馬町に家作を求めて轉居し、讀書丸といふ藥を製造して發賣し、また著作を利用して盛に廣告せるより、同じく世に用ひられ家計も豐かになりしが、故、老後に至り靜に考證物の著述に從事することを從たり、文化十三年九月七日沒す、年五十六、兩國回向院に葬る（墨水記）心學早染草、江戸生浮氣蒲焼、仕懸文庫、狗張、錦の裏、傾城四十八手、稻妻表紙、本朝酔菩提、優婆夷物語、近世奇跡考、骨董集、大憲舞考證、四季交加、山東漫錄等三百餘種（列傳體小說史、文化文政度小說家）

イハセタダナリ　岩瀨忠震　（新潟縣）字は養順、修理と稱し、叙爵して肥後守、又伊賀守といふ、蟠州と號す、後隱處と改む（新潟縣）忠正の養子、實は設樂良丈の子、出でゝ岩瀨氏を冒し、忠正の長女に配す（新潟縣）嘉永七年擢でられて目付となり、深く老中阿部正弘の知遇を受け、海防外交のことを初め、凡そ當事の急務、皆執掌竭力せざる處なく、講武所、蕃書調所を府下に設け、洛軍傳習所を長崎に開きしが如き孰も其建議に從する處なりき、既にして、安政三年七月米國總領事ハリス（ハルリス）來朝し、去々年締結せる和親條約を改めて、通商條約を結び、港湾を開かんことを求む、忠震、老中堀田正睦の命により水野忠徳、土岐頼旨、松平近直、川路聖謨等と共に、開港貿易に關する調査に從事し、又勝安ハルリス（ハルリス）と歷接して勤勉頗る當策する處多く、當時世論紛糾、鎖港攘夷の既天下を風靡するの中にありて、卓然として、開港の意見を持し、堀田正睦を輔けて、若々其實を擧げ、遂に「ハルリス」をして、翌四年井上清直と共に帝國の全權委員となり「ハルリス」の呈出したる條約草稿に就き、一箇條毎に討論を遂し、十二月二十五日に至り漸く草案を議し畢りて、條約を締結し、明年三月を以て、兩國全權記名調印するを約したり、按に於て堀田正睦は調印の勅許を得るの必要を感じ、翌五年正月、忠震及び川路聖謨を率ゐて四上し、闕下に伏奏する處ありしも、「當時京都には、諸藩の志士多く集會し、皆幕主の緣故等を以て公卿間に遊說し、盛んに外交政策に反對したるが故に、忠震の後才なるもふたび憤の行ふべくなく、遂に要領を得ずして東歸するの已むを得ざるに至れり、而して調印の期日は日に迫り、「ハルリス」の要求また甚だしきの間に立ち、縱横の才を以て、日米國際關係の破綻を防ぎ、勝々調印の期日を延期して漸く彌縫するを得たり、既にして井伊直弼大老に任ずるに及び、群議を排して、勅許を俟たずして調印するに決し、忠震及び井上清直に命じ六月十九日を以て記名調印せしめ、尋でまた英佛蘭露墨の四國とも通商條約を結ばしむ、尋で七月八日外國奉行に轉ず、此時に際し新軍艦川家定多病にして且つ暗弱なるを以て、繼嗣のことは甚だしく天下の問題となり、忠震は賢且つ長の故を以て、一橋慶喜を推し、遂んに運動する處ありしが、大老井伊直弼は之に反し、輿論に背きて紀伊慶福（家茂）を立つるに及び、退けられて作事奉行に遷り、幾干なくして之が爲めに罪を得て、職を奪はれ、禁錮を命ぜらる、卽ち墨水の別墅逸靈閣に蟄居すること一年有餘、積鬱病を發し、遂に多く血を嘔て死す、時に文久元年七月年四十四、忠震明敏才學一世に超絶し、兼ねて文藝一として妙に至らざるはなし、世に本野筑前守忠通、小栗上野介忠順と共に、幕末の三傑と稱す（幕誌、勉尾遺稿、幕府衰亡論、幕末政事家）

イハセノゴホリ　磐瀨郡　（福島縣）岩代國（陸奥國）郡（原沿革論）古（石背國と稱す、桓武天皇延暦十六年正月磐瀨郡あり、陸奥國に隸す、和名抄に、磐瀨（イハセ）推會、廣門（ヒロト）山田（ヤマダ）餘戸、白方、蘇家等七郷あり、中世岩瀨と書す、正保國之に從ふ、寛文中磐瀨に改む、元祿頃岩瀨に作る、後之に從ふ、明治元年岩代國を建つるに及び本郡亦其管區に屬す（郡名異同一覽、國郡沿革考）

イハソノノタクヅタマノジンジヤ　石園多久豆玉神社　（新潟縣）大和國葛下郡今の三倉堂村榮國神魂命の子多久豆玉命を祀る、卽ち瓜工連の祖神（新潟縣）清和天皇貞觀元年正月從五位上に叙され、醍醐天皇延喜の制並に大社に列り新年月次新嘗の案上幣帛に預る、凡三月六月九月の十一日に祭を行ふ（神祇志料）

イハダテ　石楯　天石楯（アマノイハダテ）を見よ、

イハタノコホリ　磐田郡　（新潟縣）遠江國（靜岡縣）磐城郡元明天皇靈亀元年五月の條に、石田

郡とし、光仁天皇寶龜二年三月の條に、磐田郡とす元慶五年十月磐田郡を割て山香郡を置く、又後世北方の地を割き豐田郡を置く、和名抄に、飯寶、曾能、ソノ)山香(ヤマカ)入見(イルミ)、小野(チノ)千拆(チカラ)高花(タカハナ)壬生(ニフ)野中(ノナカ)久米(クメ)小名、飯資(器ら く重出)神戸(カムベ)豐國(トヨクニ)等の郷あり元慶五年十月、郡爾治海の地山名郡に入り僅に見附一驛を存す、明治二十九年三月、山名豐田及び長上の三郡の一區域を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

イハツ

イハツキジヤウ　衣鉢　「エハツ」を見よ、

イハツキ城　所在武藏國埼玉郡岩槻町、東北に元荒川の流あり 起源 長祿元年太田道灌始めて築く 沿革 太永五年二月城主太田資綱、北條氏綱の爲めに攻陷されしが、享祿四年資綱之を復す、天文中太田三樂當城を守り、屢々北條氏康と戰ひしが、遂に敗れて常陸に逃る、後ち北條氏政の次子氏房當城を守る、天正十八年豐臣秀吉小田原征服の時同じく之を陷いる、後ち德川家康此地を領するに及び、高力清長を此地に封ず、慶長十四年三月悉く炎上す、元和五年青山忠俊、九年阿倍正次、延寶元年板倉重種、三年戸田忠昌、天和三年松平忠昭、元祿十年小笠原長重、正德元年永井尙敬等相次で封ぜられて此地に治す、寶曆六年五月大岡忠光二萬石(後ち加封三千石)に封ぜられ、子孫相繼ぎて明治維新に至る(諸城變遷錄、新編武藏國風土記稿、明治政覽)

イハツツジ　岩躑躅　蕊の色目の名、表紅に裏紫にて二月或は三月に之を着用す(藤鹽草、桃花染藍)

イハテジヤウ　磐手城　陸前國玉造郡〇齋名岩手澤と稱す 沿革 初め大崎家臣氏家彈正の居館、天正十九年德川家康葡萄大崎黨を討じての歸路、荒廢を修め此館を築き、伊達政宗をして之に居らしむ、慶長七年政宗山麓に移り、第八子宗泰を以て此城に居らしめ、子孫相繼ぎ此に居す(奥羽觀跡聞老志)

イハテノコホリ　岩手郡(磐手)　陸奥國 陸奥國岩手郡とあるを始めとす、遠し弘仁以後に建つる所なり、大和物語に、拾芥抄磐手に作り、吾妻鏡、寬知集、元祿帳等岩手に作り、爾來之に據る、後ち陸中國を建つるに及び其管區に隸す、明治沿革帳磐手とし、地誌提要又岩手と稱す、明治九年郡區編成の時南北岩手の二郡とす、明治二十九年南北二郡を合して巖手と改む(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

イハヂノ　射場殿　中古禁中に置かれて弓を射る御殿を云ふ、ユバドノ」と訓す、其條に就て見るべし、

イハドノクワンヲンダウ　岩殿觀音堂　相模國三浦郡久野谷村、古は岩殿村と稱す○關東札所の第二番 沿革 行基の開基にして、自作の像を安置せしが、後ち火災に罹り、今十一面觀音を置く、源頼朝以來代々將軍殊に信仰し、屢々參詣ありし事吾妻鏡に見えたり、寬喜二年十一月僧四願勸進して堂宇を再建す、後ち年を逐て衰頽せしが、德川家康關東入國の後ち、縣令長谷川七郎左衛門長綱堂宇を再興し、且つ申し請うて朱印五石を給はる、時に天正十九年十一月なり○境内に、熊野社、神明社等あり、別當岩殿寺は、海雲山護國院と號す、寶洞宗にして開山は行基なりと云ふ(新編相模國風土記稿)

イハトワケノジンジヤ　伊波止和氣神社　所在 磐城國白河郡白河驛の口台坂、磐白河の東關山にありしを今の地に移して關山明神と云ふ 祭神 天太玉命の子天石戸別命(又の名櫛石窓神、豐石窓) 沿革 先仁天皇寶龜四年九月神封二戸を充て、仁明天皇承和十年九月從五位下を授く、後鳥羽天皇文治五年七月源頼朝白河關を過えて幣を奉り、藤原泰衡征伐を祈る(吾妻鏡、神祇志料)

イハナスノコホリ　磐梨郡(石无、石生)　所在 磐城國前國 沿革 古へ石无に作る、盤梨縣の地なり、後ち赤坂上道二郡に屬す、養老五年藤原郡に、聯德天皇天平神護二年和氣郡に屬す、桓武天皇延曆七年六月、和氣郡東大川四を割て磐梨郡を始めて置く、和名抄に、和氣(ワケ)石生(イソナ)物部(モノベ)物理(モトロイ)肩貫(カタヌキ)磯名(イソナ)石生(イハナス)郡屬(ナマ)肩貫(カタヌキ)磯名(イソナ)物部(モノベ)物理(モトロイ)等の郷あり、正保郡絵生に作る、寬文中磐梨に復す、後ち之に仍る、爾來變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

イハハジヤ　射場始　平朝時代に於て、毎年十月五日天皇弓場殿に出御ありて、公卿以下殿上人の離弓を覽給ふ儀式をいふ、又弓場始と稱す 儀式 當日公卿以下殿上人束帶にて射る、懸物を殿けて之を賞す、天皇弓殿に出御ありて御座に弓矢を置き、御射席を設く、群臣と共に親しく弓を射給の意なり(村上天皇天曆元年親射の外所見なし)服裝射具儀式等の詳しきことは、西宮記、北山抄、江次第、吉部秘訓抄等にあり、式日十月五日恒例なれども、或は十一月十二月に行ひ、期日も一定せざるが如し 起源 起原詳かならず、醍醐天皇昌泰元年閏十月十日射場始始めて見ゆ、爾來年々行はれしが、毎に射手に充てきに因りて廢絶す、貞治五年の年中行事

歌合に、「名のみ聞く今日のまとゐの射席もや昔としき弘ふかなしとあれば、當時儀式の既に廢絶せしや明なり○無論は禮記月令に、孟冬天子乃命將帥講武習射御角力、とあるに出でたるものなるべし、武家時代に於ける弓場始は、王朝時代に於ける射禮に比すべき者にして、茲に所謂射場始とは、性質を異にせり、弓場始の條に就きて見るべし(公事根源、古事類苑禮式部)

イハヒカタ　祝方　室町幕府の職名、室町幕府年中恒例の祝儀、又は臨時の大禮、其他、祝で祝儀の規式行はゝ時、將軍の前に供する酒肴、又は相伴衆其他の役人等に供する酒肴を調進する、ことを掌る 起源 康富記に見えしを始めとす、延徳二年七月五日、義植將軍宣下の儀ありし時、大草公友例に倣ひて饗饌を調理す、而して大草氏は庖丁の一流を傳ふる家なるを以て、代々此職を務む、後ち進士氏行松氏等時々任用せらる、進士氏は禮式の酒を掌る故世襲とす(宗五大双紙、年中恒例記、武家名目抄)

イハヒドノマツリ　齋戸祭　毎年十一月鎮魂祭のなり、結びたる天皇、皇后及び皇太子の御魂鎮を、十二月神祇官の齋院に於て鎮め奉る祭を云ふ、「イハヒド」は齋處の義なり、此祭は、吉日を撰びて行はる、延喜式祝詞に(前略)皇らが朝廷を常磐に堅磐に齋奉り、茂御世に幸へ奉給ひて、此十二月より始め來て十二月に至るまでに、平けく御坐所御坐しめ給と、今年十二月某日齋ひ鎮奉にと申」と見え、中臣氏事を行ふ、料物には、鰒一匹、五色帛各一尺、錦一絢、絹一也、懸女一尺、調布三端、庸布三段、木綿麻各二斤、米酒各一斗、鹿脯、鳥脯、海藻各六斤、鹽二斤、堅水瓮各一口、坏八口、鉢一柄、桙十把、食薦一枚を用ふ(延喜式)

イハヒヌシノカミ　齋主神　「ツヌシノカミ」を見よ、

イハヒノツヱ　祝杖　卯杖(ウヅエ)を見よ、

イハヒノミヤ　齋宮　「サイグウ」を見よ、

イハヒビト　忌人　上代の職名、齋人といふもおなじ、天皇御親ら奉仕し賜ふ御神事を扶け奉る職、書紀神代卷に、時勉三道臣命、今以ゝ高皇産靈尊、朕親作二顯齋一、用二汝爲一齋主一云々、顯齋此云二于岡詩怡破毘一、とあり(古事記傳)

イハヒブギヤウ　祝奉行　室町幕府の職名、慶賀、祝儀、饗膳等要歷の事を掌る 起源 足利義滿の時、應安五年十一月例始の儀に、佐々木高秀を祝膳奉行とし、松田貞秀を(右筆にて)祝奉行として、宴を諸府に賜ふ、明德四年、義滿矢開の儀を行ひて、諸將を饗し、松田秀藤を饗方奉行となす、饗方奉行は、卽ち祝奉行なり、天文八年、義晴幽閉の儀の時に、政勝信濃守を以て祝奉行とす

イハヒベ　祝部　古代日用または祭事等に、食料もしくは飲料等を入るゝに用ひたる土器の一種、齋瓮、忌瓮とも書す、祝部と書するは借字なり○按するに、古語にて、へ」といへるは、後世の瓮の類なり、故に記紀等みな瓮の字を、へ」と訓みたり、主として飲料を入れしが如く、祭酒鳴尊が、出雲の簸ノ川上に至り、八岐の大蛇を斬りし時に、酒八瓮を醸したること古事記に見え、なほ貞觀儀式にある大嘗會の用度に、瓮十口各受二斗五升、とあるにて、これを推知すべし、而してその祭事に用ふるものは、特に齋瓮と稱したり、書紀に神武天皇が瓮を丹生川に沈めて、神を祭りしこと見えたるもの、卽ちこれなり、蓋し齋ひ忌みて造り、また使用するよりの名にて、古く齋瓮と稱せるは、祭器に限りての名なり、なほ祭事に奥る氏族を齋部、神物を納むる藏を齋藏、神に供する服を織る處を齋織殿と稱するがごとし、蓋し後世に至りては、祭器と日用品との區別

なども立ち越きが故に、今日人類學上もしくは考古學上の術語としては、前記の如く定義し、文字も祝部と書すること普通となれり、要するに、祝部の意義に、轉化ありと知るべし、されば記紀に見えたる椀版、平瓮、手抉、汝碁の類も、今日所謂祝部と稱する

場合には、其中に含まれ居るものとす（地質鑛物）有に述べたるが如く、時代より早く製造せられしを知るべし、後ち朝鮮との交通開くるに從ひ、其術も漸く進歩發達し、和泉國陶器疵、近江國鏡谷の如きは、其製造地として著名に、今日なほ遺物の多數に、埋沒散布せるを見る、なほ詳しきことは機物（ヤキモノ）の條に述べたれば、茲きて見るべし（性質）素燒なるもの多く、中には釉を施したるものもあれど、極めて稀なり○紋樣は簡單なるもののみにて、波狀線、螺線、直線、斜線等より成り、多くは器の外部に施したり、また內部に渦紋あるものあり、之は裝飾の爲めにはあらで、製造の際木片を以て內部より押したるにて、其形のつきたるなり、其樣式朝鮮製に似たるより、之を朝鮮土器と名づく（工藝志料、東京人類學會雜誌）

イハフネ　盤船　天盤船（アマノイハフネ）を見よ、

イハフネノコホリ　石船郡（所屬）越後國（地質）（沿革）菅紀孝德天皇の大化四年盤船の柵をおきしことあるを初見とす、延喜式、和名抄、拾芥抄共に石船とす、和名抄に、佐伯（サヘキ）山家（ヤマガ）利波、坂井（サカキ）餘戸等の郷あり、足利時代上杉氏之を領せし頃、改めて瀨波郡となす、後ち舊に復す、元祿國岩船に作り、後ち之に仍る（郡名異同一覽、國郡沿革考）

イハフネノサク　盤船柵（所屬）越後國石船郡（地質）（沿革）孝德天皇大化四年始めて船舟の柵を置き、以て蝦夷に備ふ、越後及び信濃の民を移して始めて柵戶を置く、後ち石船となし郡となる（イハフネノコホリ、巻看（國郡沿革考）

イハフネノジンジヤ　岩船神社（所屬）（地質）（沿革）郡岩船郡岩船町大字岩船（地質）（圖）字御宮（地質）現在會な

りと雖も、恐らく物部連祖饒速日命を祭れるなるべし（地質）（沿革）大化四年同郡比真夫が、往昔宇摩志摩運命、天盤船に乘りて此地に降りし所とて、一小祠を建てて之を祀る、蓋し饒速日命を祭れるなり、大同二年より嘉永五年に至るまで、社殿を造營すること八回に及べり、現今の本社は、明治五年村上藩士にて修繕せしものなり、例祭は十月十九日、別に五月十九日に春季祭を、十一月十九日に秋季祭を行ふ（神祇志料、名勝地誌）

イハマツウチ　岩松氏　姓は清和源氏、新田義兼の孫時茂より出づ、初め義兼の女來王御前、足利義純に嫁す、その間女たるを以て猪沼郷を讓る、曾て八幡嗣を其地に祀る、傳に松樹あり枝に岩松と稱す、義純二子を生む、長を時茂といふ、その生るゝや義純畠山氏を繼ぎ、時茂をして岩松氏を繼がしむ、嘉祿二年九月時茂岩松郷地頭と爲る、長子頼茂村田氏を稱し、四男經茂岩松氏を繼ぐ、滿純の時、上杉禪秀を援けて亂を起し、遂に誅たすして殺さる、子家純、將軍義教の命を受け、結城の亂に征討使となり參河守に任ぜらる（岩松系圖）

○時茂――政經――政經――政經――義政

└經家――泰家――滿國――滿純

└直國┬持國

└家純┬明純┬尙純┬顯純

└昌純┬氏純

└守純┬清純

└豐純┬秀純

└宮純┬慶純┬基純┬孝純┬孝純┬成純

└敎純┬時純┬盛純┬道純

イハマデラ　岩間寺（所屬）近江國滋賀郡石間村大字內畑の岩間山○岩間山正法寺と號す、西國巡禮十二番の札所なり（沿革）眞言宗新義派、本尊千手觀音（地質）（沿革）寺傳に云ふ、養老中僧泰澄の開基、元正天皇寺領八町四方を免稅とすと、鐵古事談に、越の人小大德と云ふ行人、十二年間行を修する所なり、日本第三の靈驗所とす、一は熊野、二は金峯山也、この大德をば泰澄法師とも云ふ、又金鋼法師と云ふ、越後古志郡の人也、白山に行ひて、次に此所に來れり、一擬手半の金銅の千手觀音を本尊にて、身をはなたず戴さまつりけると、此所の本中の方に桂木のありけるを切て、自手等身の千手觀音を作りて、此金銅の佛を籠たてまつりて『之也』とあり、後ち三井寺の智効律師此寺にて修行す、後一條天皇東宮の時に、痛を祈りて病え奉る、其後信增碧淵等住して雜行す、後世頽廢せしが、天正五年醍醐理性院の僧堯助之を再興す、昔時は大伽藍にして、堂宇僧坊十數宇ありしが、今僅に觀音堂と五社權現等に過ぎず（古事談、元亨釋書、近江輿地誌略、近江名跡案內）

イハミツデラ　岩水寺（所屬）遠江國豐田郡岩水寺村○舊般若院と云ふ（沿革）初めは法相宗、興福寺の末寺、弘仁年中觀山の末寺となり、延喜以後東寺の末寺となる（地質）（沿革）神龜二年六月行基此地に佛像を安置し、堂宇を建つ、延暦中坂上田村麻呂東夷征服の時、地を寄せ山號を龍宮山、寺を龍池院と名付しが、後ち般若院と改む、天長中雷火に燒失し、鎌倉時代、北條時頼領地を沒收す、享德元年に至り、僧眞全眞賢等國中を勸進して堂宇を建立し、改めて岩水寺と稱す、永正十年八月復築營せしが、元龜中兵火に罹れり、江戶時代に家印地四十三石を領す（遠江風土記傳）

イハミノオクラハイフキギン　石見御藏灰吹銀　石州銀（セキシウギン）を見よ、

イハミノギンザン　石見銀山（所屬）（地質）石見國邇摩郡大森（巻名佐摩）（沿革）昔周防國主大內介弘幸、謀叛の時、周防水上山に祭れる北辰星守護神託宣して曰く、石州の仙之山に多く銀を出すと、是より銀峰大に盛んとなる、然るに其後足利直冬當國に攻入り、悉く銀を取り盡せり、大永六年大內義興、博多の神谷壽享を招き再び山を開かしむ、天文二年博多より宗丹兗に神門陵壽といふ者來りて、銀を吹き初む、其後盛衰あり、慶長六年江戶幕府、石見國を毛利氏より收め、金山奉行大久保長安に支配せしめて盛んに之を採掘せしむ（石見銀山記聞）

イハミノクニ　石見國（所屬）（沿革）東は出雲、東南は備後、南は安藝周防、西は長門、西北は海、東西凡十一里、南北凡十三里、東北より西南に亘る、凡三十里、山陰道に屬す（地質）山脈南方より來り國內に連亘し、峰巒相望み、平坦の壤土少なく、江川其東北に貫流し、山陰第一の巨流たり、海濱鹽邏輸に便ならず（沿革）菅紀齊明天皇三年の條に始めて見ゆ、國府は那賀郡に在り（下府村）仁明天皇承和十年美濃郡を分て鹿足郡を置き、凡て六郡あり、建久四年源頼朝佐々木定綱を以て守護とす、建仁二年藤原國茂守護に補し、子孫邑を國內に食む、是を益田三隅福屋三氏の祖となす、正平の初、三隅兼春遠に足利直冬に應じて高師直を討つ、師直其弟師泰をして來り攻め、克たず凡て去る、後ち直冬來奔して三隅氏に依る、十九年足利義詮大內弘世を守護とし、子義弘職を襲ぐ、應永中義弘誅死す、將軍義滿其守護を滅ぶ、應仁の亂起るに及び、吉見（鹿足郡三本松）福屋（那賀郡本明城）三隅（同郡三隅城）益田（美濃郡益田城）諸氏各一方に據る、大永の初、大內義興尼子經久と本國を爭ひ、義興遂に吉見三隅等を降し、殆ど全國を併す、天文十二年義興の子義隆尼子晴久を出雲に伐ち敗れ還る、晴久勝に乘じて侵入し、江川以東の地を略す、陶房大內義隆を弑するに及び、吉見正頼毛利元就に附し、隆房を討て之を滅し、正頼遂に元就に屬す、時に益田藤兼既に三隅兼隆を滅し、福屋隆兼と各自立を圖る、須佐城主本莊常光安濃郡に在り、獨尼子氏に附す、永祿の初、元就益田を降し福屋を滅し、終に本莊を降し、悉く全國を平定す、關ヶ原役後、德川氏毛利氏の地を削り、坂崎成正を津和野（舊三本松）に封す、元和三年罪ありて自殺し、龜井政矩之に代る（四萬三千石）、五年古田重治を濱田に封す、後ち島封數の鶴田に徙る、其餘郡邑代官を大森に置て之を治す、明治維新大森經を置き、導て濱田に徙し、又津和野藩を廢して濱田經に合併す、明治九年八月島根縣に屬す（沿革）古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條を見よ（地誌提要、郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

古文書	延喜式	拾芥抄	和名抄	古圖	郡名考	明治沿革地誌提要	新郡區編制
安濃	安濃	同	同	同	同	同	同
邇摩	邇摩	同	同	同	同	同	同
那賀	邑知	同	邑知	邑知	邑知	同	同
同	邑智	邑智	邑智	邑智	邑智	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同
美濃	同	同	同	同	同	同	同
鹿足（カノアシ）	同	同	同	同	同	同	同

イハミノコウヨウキレギン　石見公用切銀　石州銀（セキシウギン）を見よ、

イハミノチヤウギン　石見挺銀　石州銀（セキシウギン）を見よ、

イハミヤ　猪宮　「サイカウ」を見よ、

イハムラジヤウ　岩村城（所屬）美濃國惠那郡岩村（遠山）とも稱す）山上に在り○殿宇畫に變へ谷川滝を廻りて關門塞に續す、敵軍此城を攻ふことあれば、怒ち風雨起り雲霧滿き遮るを以て、霧ヶ城と呼ぶといへり、城山の背を水晶山と云ふ（地質）治承の頃、村尾某加藤次景廉の援により、遠山庄の盜賊を討じ、民望を得、源頼朝兵を起すに及び之に從ひ武功あり、頼朝志を得るの後、此地を賜ひ當城を築くと云ふ、一說に、應仁の頃桐ヶ城と名付く、子孫遂に來りて此城を築く、因て桐ヶ城と名付く、子孫遠山と稱すともいへど信じがたし、承久三年景廉卒して廟內に葬り、靈を祀りて社を建つ、今の八幡社是なり、子孫世襲す、後醍醐天皇の時、城主遠山三郎といふ者王事に忠勤せしが、後ち城を捨て逃る、天正の初、遠山頼景あり、其後ち遠山內匠助は岩村修理と稱し、織田信長の叔母聖にて元龜三年卒す、養子御坊丸（實は信長の五男）家を襲ぎ在城す、天正元年三月武田の臣秋山晴近此城を陷いる、織田信忠兵を以て之を攻め、晴近を生擒す、天正三年河尻鎮能といふもの、信長より賜ひて在城す、十年三月森蘭丸當城に封ぜられ鳳石を食む、豐臣秀吉の時、森蘭丸忠これを領せしが、慶長五年封を除かる、後ち

内藤信成、松平家乗、岡乗藩等居城し、寛永十五年に至り、丹羽氏信二萬石を以て當城に封ぜられ、元禄十四年四代允音の時沒收せられ、松平乗壽の二男石川美作守乗政これに代り、子孫相繼ぎて明治維新に至る（新撰美濃志、德川加除封録）

イハムラタジヤウ　岩村田城　所在地 信濃

濃國佐久郡岩村田郷（所在地）元禄六年十一月内藤正勝一萬六千石に封ぜられ、此地を領す、享保七年に至り内藤正敬、新に岩村田館を建つ、寛延三年に至り地狹少なるを以て更に新館を建立す、子孫相繼ぎて之に居し、明治維新に至る（千曲眞砂、明治政覽）

イハヤ　石屋　太古、巨巖を穿ちて屋となすものを云ふ、天照大神、弟素盞嗚尊の無狀を憤り石屋に入て戸を閉て出で給はず、是を天の石屋と云ふ、また、伊都之尾羽張神は、常に石屋に住む、又天の石屋と云ふ、又大己貴命少彦名命蚊に石屋に住することあり、石見の志豆の石屋是なり、石屋後世或は伊波屋と云ふ（工藝志料）按するに、石といふ詞は、神代に於て堅固の意に用ひられたれば、石屋といふもまた堅固なる家屋の義なるべし、蓋し眞實の岩窟としての意にも用ひたることあるはいふまでもなし、要するに、普通古代史に於て石屋といふ場合は、堅固なる家屋と解すること至當なるが如し、天石屋もまた此意にして、岩を圍み又は穿ちたるものにあらざるべきなり、

イハヤジヤウ　岩屋城　所在地 筑前國御笠郡太宰府（所在地）元亀元年高橋三河守鑑種の始めて築く所なり、永祿十年毛利氏の大友氏と隙を生ずるや鑑種毛利氏に通ず、七月宗麟之を圍む、鑑種勢盡き、遂に城を以て降り、後ち出家して紹運と號す、天正六年宗麟日向に敗れて、九州大に傾る、筑前に

（好古類纂所駁）

は岩屋、秋月、筑紫、肥立せしが、天正十四年鑑種筑紫と和せしを以て、秋月氏麟摩の島津に惹び、七月筑紫の一嶽城を攻め陷し、勢に乘じて岩屋城に迫る、紹運立花の援軍と共に死守して賴ひ、敵を殺すこと多なり、然れど衆寡敵せず、終に自殺し、立花氏の諸氏皆之に殉す、城遂に陷る、秋月氏の部將代て之を守る、後ち豐臣秀吉九州征伐の時一戰にて敗れ、立花氏の有となる（筑前風土紀、太宰管内志）

イハユギ　磐靱　天磐靱（アマノイハユギ）を見よ、

イバラキノコホリ　茨城郡　古へ「ムバラキ」と云ふ、天保郷帳以來「イバラキ」と云ふ「ムバラキノコホリ」を見よ、

井ハラサイカク　井原西鶴　名所舊蹟 通稱平太夫、松壽軒、西鶴、鶴水、二萬翁、二萬堂等の號あり、法號仙爺西鶴といふ（所在地）小說家にして俳人なり、寛永十九年大阪に生る、西山宗因に從つて俳諧を學び、曾て住吉社頭にて一日に二萬三千句を吟じて二萬翁の稱を得、又戲作に最も名を轟せり、近松門左衛門、此の門に出づ、百年後淵澤馬琴その才に服し、大阪に出て西鶴の墓を掃ひ、俳徊去り能はざりしといふ、元祿六年八月十日死す、年五十二、大阪寺町誓願寺に葬る、西鶴能く當時の人情風俗を看、語氣風俗等を寫し、諷諧嘲謔の口氣を以て文章を巧みに弄す、只その作何れも卑猥なるを以て、後世識者の譏を免かれず、然れども當時是等の著書四鶴物と稱し世にもてはやさる（所在地）好色一代男、同二代男、同三代男、男色大鑑、世間胸算用、彼岸櫻、西鶴織留等數十種（燕石雜志、俳諧奇人談、井原西鶴傳）

イハレノイケガミノミサザキ　磐余池上陵　用明天皇の御陵、大和國十市郡にあり、天皇崩御の時、此地に葬り、崇峻天皇四年河内磯長原陵に改葬す（書紀）

イハレノイケノベノナミツキノミヤ　磐余池邊雙槻宮　「イケノベノナミツキノミヤ」を見よ、

イハレノタマホノミヤ　磐余玉穗宮　名所舊蹟 大和國十市郡（所在村名未詳）沿革 天皇の二十年九月山城國乙訓宮より都を此に遷さる、八年にして廢す（書紀、皆府沿革論）

イハレノミカクリノミヤ　磐余甕栗宮　名所舊蹟 大和國十市郡池内御厨子村 沿革 天皇の元年正月都し、五年にして廢す（書紀、皆府沿革論）

イハレノヤマグチノジンジヤ　石余山口神社　所在地 大和國十市郡安倍の長門色に鎮座

神社ともいふ（所在地）新年祭山日神六座の一（所在地）武天皇天平二年神戸租稻八百十一束を以て祭神料に充て、平城天皇大同元年神封二戸を寄せ、淸和天皇貞觀元年正月五位下を授け九月風雨の御祈の爲めに幣使を奉り、醍醐天皇延喜の制大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣及び祈雨の幣帛に預る（神祇志料）

イハレノワカザクラノミヤ　磐余稚櫻宮　名所舊蹟 神功皇后及び履仲天皇の皇居（所在地）大和國十市郡池田村（所在地）沿革 神功皇后攝政たりし時の都にて、攝政の三年正月磐余に都す、名づけて若櫻宮と云ふ、六十七年間にて廢す、履中天皇元年復都し、六年にして廢す（書紀、皆府沿革論）

イヒシノコホリ　飯石郡　所在地 出雲國

沿革 出雲風土記に、熊谷（村存す）三屋（三刀屋村あり）飯石（神代中野等の地）多祢（多根村あり）須佐（朝原村等の地）波多（畑村あり）來島（村存す）の七郷あり、和名抄に、七郷の外賀原（村存す）田井（曾木村の邊）二郷を加へ、九郷となす、爾後變遷なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

イヒダウヂ　飯田氏　姓は淸和源氏、其先は鎭守府將軍源頼義の弟頼淸より出づ、頼淸の三代村上顯淸白川院藏人となり昇殿を聽さる、後ち事を以て信濃國に流さる、其子爲國の二男基國飯田に居すること以て、其子孫飯田氏と稱す（系圖纂要）

○基國——義基——義綱——頼秀——頼國——頼滿——基滿——直基——頼直——直宗——昭珍——能直

イヒタカノコホリ　飯高郡　所在地 伊勢

國（所在地）沿革 紀堀武天皇天平十年九月の條に始めて見ゆ、古々伊勢飯高君の居りし所にて、飯高國と稱せり、二郡名抄に、上枝（カムツヒラ）下枝（シモツヒラ）丹生（ニフ）英太（アカホ）立野（タチノ）櫻家、後世又合せて一郡とす、明治二十九年三月郡飯野郡と共に廢して飯南郡に屬す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

イヒダジヤウ　飯田城　所在地 信濃國伊奈郡飯田町、西方天龍川の平野を帶び、野足川城地の東を流れ南方松川あり、西方より流れて野足川と合し天龍川に入る、○長遊城、六本杉家山城とも稱す（所在地）沿革 鎌倉時代源頼朝の代官近藤周宗、今の飯田の脇、上飯田の地に居館を構へ住す、後ち小笠原貞宗の孫坂西孫六郎宗滿居館を建つ、後ち今の飯田に移り築き長遊城と云ふ、應永中、飯田列官代基國之に居す、天文十六年十二月城主秋山晴近伊奈郡三千貫の地を奪うて、武田晴信に獻ず、後ち保科氏城代となりて治す、天正十年織田信長の時子信忠をして、これを攻めしむ城陷る、信長因りて近臣毛利秀頼を城主となす、十三年七月豐臣秀頼、十萬石に封ぜらる、慶長五年德川家康京極高知を八萬石に封じ、後ち小笠原秀政（慶長六年二月五萬石）脇坂安元（元和三年六月五萬石）相次でこれを領し、寛文十一年閏六月堀親昌二萬石を以て、これに代り子孫相繼ぎて明治維新に至る（千曲眞砂、明治政覽）

イヒダテツゼニ　於ける錢貨の一種、明和二年より同五年に至る間、甲斐國飯田にて鑄造する所、貫は銭にて得八分、重一匁、二種あり（新寛永錢譜）

イヒトヨアラノミコト　飯豐青尊　名所舊蹟 忍海飯豐青天皇とも申す（所在地）市邊押磐皇子の息女、世は巽媛、弘計（顯宗天皇）億計（仁賢天皇）二皇子の姉（皆府沿革）淸寧天皇、五年正月崩御の後、二皇子互に位を讓りて帝位につき給はず、甥に於て、幕沼海角刺宮の朝に臨み、僅に政を執らる、その在十一月崩ず、年四十五、葬狹城山日陵に葬る、世に攝政にあらず、實して即位なりと論ずる史家あれども、證左未だ全からず、暫く舊傳に從ふ（書紀、皇胤紹運錄）

イヒトヨテンワウ　飯豐天皇　飯豐青尊（イヒトヨアヂノミコト）を見よ、

イヒノ　飯野　所在地 上總國周淮郡飯野宿

沿革 淸寧天皇の皇居（所在地）大和國十市郡池内御厨子村 沿革 天皇の元年正月都し、五年にして廢す（書紀、皆府沿革論）

イヒノコホリ　飯野郡　所在地 伊勢國

起原 天智天皇三年、多氣郡の四郷を割きて始めて之を置き、飯野高宮村に屯倉を建て、評書（コウオカ）をして司らしむ 沿革 光孝天皇仁和五年三月勅して一代を限りて神宮に寄附し、宇多天皇寛平九年九月に至り、神郡に入れ永例となす、延喜式に、飯野郡の内、十一町六段神田其餘は封戸なりと見ゆ、和名抄に、乳熊（チクマ）兄國（エクニ）黑田（クロダ）長田（ナガタ）濱代（コイシロ）神戸（カムベ）等の六郷あり、其兄國郷は後世多氣郡に入る、又和名抄多氣郡なる鄕田郷は、本郡中央の地なれば、恐らく和名抄の誤か、明治二十九年三月本郡飯高郡と共に廢し、其地飯南郡に屬す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

イヒホノアマテルノジンジヤ　揖保天照神社　所在地 播磨國揖保郡（揖東郡）上伊勢村

○伊勢宮ともいふ（所在地）沿革 天照大神大日孁貴尊の御名を稱し、天孫降臨の時、天皇の命を受け、葦原中國を平定し、皇孫瓊瓊杵尊に授け、天上の高天原を治し給ふ、皇孫の降臨に當り、三種の神器を授け給ふ、皇孫の降臨に當り、三種の神器を授け給ふ、皇孫の降臨に當り、三種の神器を授け

播磨國揖保郡安閑天皇二年五月越部屯倉を置く、即ち此地なり、後ち建て郡となす、續紀桓武天皇延暦七年十一月條に始めて郡名見ゆ、書紀飯粒、阿宗君此地に住す、扶桑略記揖嶋に作る、和名抄に、粟栖(クルス)香山(カコヤマ)綾部(コシベ)林田(ハナシダ)桑原(クハハラ)布施(フセ)上岡(カムツチカ)揖保(イヒホ)大市(オホチ)大田(オホタ)新田(ニヒタ)浦上(ウラカミ)小宅(コイヘ)廣山(ヒロヤマ)大宅(オホヤケ)石見(イハミ)中臣(ナカトミ)神戸(カムベ)等の郷あり、後世分れて、揖東、揖西二郡となり、正保國之に仍り、寛文中併て揖保郡に復し、元祿國また揖東揖西に分ち、以後之に仍る、明治二十九年再び揖東揖西二郡を合併して揖保郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

イヒムロ　飯室　延暦寺(エンリヤクジ)を見よ、

イヒモリヤマジヤウ　飯盛山城　河内國北河内郡四條村大字北條の東なる山頂に城址あり、山背に冠池あり、西方一帶沼澤の要路に當る、故を以て古來より河内和泉大阪に通ずる要路なり、正平四年楠木正行山下の四條畷に北朝高師直と戰て敗死す(建武元年北條の餘黨之に擁しこと、河内名跡志五畿内志にあれど甚だしき誤謬なり)天文元年畠山氏の兵此に據る、管領細川晴元の爲めに陷いらる、永祿中三好長慶築きて之に移る、長慶の死後畠山氏の將遊佐信教攻めてこれを復す、後ち織田信長の略する所となる(河内名跡志、五畿内志、諸國廢城考)

イヒヤマジヤウ　飯山城　信濃國水内郡飯山町、千曲川の西岸に臨む、天正五年上杉謙信始めてこれを築き、七年に成る、家臣、奈良澤、上倉、小佐原、南條、中曾根、小境、北城、今井、頭今戸等諸氏交々代て之を守る、十年三月森長一之を領し、十八年家臣等交代して守る、慶長五年德川家康の時更めて森氏に賜ふ、八年德川忠輝に賜ひ、家臣菅川廣照これを守る、十五年十二月堀直寄三萬石に、元和二年三月佐久間安次三萬石に封ぜらる、寛永十五年十月松平忠憲(四萬石)寶永三年二月永井直敬(三萬二千石)八年三月青山幸侶(四萬八千石)等相次ぎて本城に治す、享保二年二月本多若狹守助芳三萬五千石に封ぜられ、子孫相繼で明治維新に至る(千曲眞砂、明治政覽)

イヒヨリヒコ　飯依比古　神代に讃岐國を司りし神の名(古事記)

イフ　夷俘　もと蝦夷人にて皇化に歸し、内地に住するものを云ふ、單に夷とも稱す、江次第抄に、或云、夷俘、其屬在三陸奥出羽(後分二磐城國)見二類聚國史風俗部こといひ、夷俘と俘囚とを同じとなすは誤なり、俘囚は、抄の如く王民の蝦夷に處られたるものなれども、夷俘は夷人なり、弘仁二年十月征夷將軍文室綿麿に下し給へる勅に、蝦夷者俘囚者愚蒙宜安撫官士、勉加教喻、勿致惑撓、延暦十一年十一月甲寅紀古佐美、陸奥夷俘爾散南公阿波麻、宇漢米公隈麿、俘囚吉彌侯部荒島等於朝堂院云々と二者列擧せるにても其別を證するに足れり、尊は夷を賓するには爵五等あり、爵奥きて位を叙す、俘には爵なし、又夷俘に夷長あり、俘囚に俘囚長あり、又夷の姓は臣澤公、道嶋澤公、耳散南公、宇漢米公、都和利別公等あり(夷國史、諸國廢城考、古事類苑、令義解)

イフキヂラ　伊吹寺　近江國坂田郡伊吹山の南麓柏原驛より五十町以北○觀音護國寺と號す(國史)寶龜中三修沙門、光仁天皇の御願により伊吹山に四面の梵刹を建立す、所謂觀音寺、觀高寺、太平寺、長尾寺等なり(國史)元慶元年十二月勅して定額寺に列す、後醍醐天皇倒幕の綸旨を當國長岡庄鳥羽上郷を賜はる、真和三年丁亥寺を今の地に移す、佐々木高氏の舊大原判官先祖追福の爲めに、陸奥國の國司、鎮守府將軍、奥州惣追捕使、鎮守府將軍、奥州惣追捕使、奥州惣追捕使、奥州惣追捕使

欠

べく、袖付衣といふは、尋常の袖に、なほ一幅の袖を縫ひ添へたる美服なるべし、なほ襖は、もと左衽なりしを、推古天皇の頃より、朝廷の官人等は續々右衽に改めたれども、下級の細民はなほ舊衆のまゝなりしが、慶老三年令して、悉く天下の萬民をして衽を右にせしむ【奈良朝時代】に就きては、別にいふべきことなし【平安朝時代】に入りては、奈平打ち續くに從ひ、人々奢侈をつくろひ、衣服も漸く華美となり、衣服の種類も、前代に比して多くなりたり、まづ、男子の服飾よりいへば、親王以下諸臣の服する禮服には、玉冠、大袖、小袖、單、裳、表袴、大口、綬、玉佩、牙笏、靴、鞋等あり、天皇には袞龍の御衣あり、これ等は第一の禮服として、大祀大禮の外に着することなければ、使用の場合甚だ少し、通常の禮服として、天皇より諸臣に至るまで、公事朝拜の時に用ふるものを束帯とす、束帯には、最上に着するを袍といふ、縫腰闕腰の二種あり、其下に着するを下襲といふ、背後の裾長く地に曳くを常とす、裾と下襲との間に半臂を着ることあり、下襲の下に狩單を着る、而して下袴に着するものにては、最上なるを表袴といふ、其下に大口を穿つ、また小口の袴あり、頭には冠を被むる、武官は其兩側に緌をつけ、また纓を卷く、足には鞋を穿ち、其上に履を用ふ、文官は笏をもち、武官は屑に、矢を挿したる胡籙を負ひ、手に弓を携ふ、また神事の時には、袍の上に小忌衣を着したり、なほ束帯を省略したるものに直衣あり、略服なり、之を着する時は下襲を省き、表袴の代に指貫の袴、半袴などを穿つ、其他狩衣、直垂、水干、小直衣等あり、女子の服裝には、唐衣、裳、表着、袿、袴、領巾、裙帶等あり、唐衣は表着の上に着用するものにして男子の袍に相當す、禮服なり、表着の下に袿を着る、袿は襲ぬること二十餘枚に至るもあり、後ちは其數を五ツに定めたるが、ゆゑに五衣といふ、其下に打衣、單などを着る、裳の下部には袴の下に袴を穿ち、後に表着の上に裳を着く、此外なほ小袿、細長、汗衫等あり、醍醐天皇都公家の服裝は右に述べたるが如くにして江戸時代の末年まで大變せる所なし【鎌倉時代】武家にては、平生直垂また水干を着し、烏帽子を冠れり、侍郎等などは、直垂、水干の袖長くして、動作に不便なるを厭ひ、これを省くもの少なからず、之を手無といへり、庶人は烏帽子、袴を着けたれども、直垂水干等を着ることなし、武家の婦人が家居の服裝も、男子の如く簡樸質素なりしが如し、また建長五年には、幕府新令を布きて、諸家女房の裝束を制し、五衣に練貫以下の過奢を禁じたることあり【室町時代】武家の服には素襖あり、其名鎌倉の頃にはいまだ見えず、此朝に至りて始めて之あり、略服なるがゆゑに、正式の時は之を脱ぎて直垂を着したり、素襖をまた上下といへども、一般に上下といふは、手無に袴を着けたるものにして、上下同色同紋なるをいひ、應仁以後武人の平服には尤行はれたり、直垂は專ら武人の禮服なりしが、足利義滿治世の頃より、公家にも之を着用するに至れり、無位の武士は布直垂に革の緒をつけ、之を革緒の直垂といふ、布直垂に家の紋を付することは、この時代の初より行はれ、後世之を大紋といへり、なほ戰國の頃よりは十徳、羽織等をも生じたり、女子の服は詳かならざれども、武家にて禮式の時には、帶を結びたる上に小袖を打ちかけて着る、之を袿衣といひて、公家の五衣に當れり、後世「カイドリ」と稱す、帶は男帶の廣さ二寸ばかりある、左右を論ぜず、一方の脇にて片結に結びたり、されど前にて結ぶを正式とす【江戸時代】此時代に於ける服制は、公武共事所の創定せる所にして、公家のは慶長二十年に成りし禁中條目に之を規定せり、武家のは、元和二年に略ぼ整ひ、三代將軍德川家光の時に至りて、概ね規定せられたり、直垂狩衣等を以て正裝とすること、なほ鎌倉室町の舊制に從へり、卿ち直垂は將軍以下、諸大名等侍從以上、三位以上、狩衣は同四位以上、大紋は五位諸大夫の服にして、五位諸大夫以下は布衣を用ふ、素襖は平士、及び國持大名、侍從以上の家臣の着用する所なり、其他長袴半袴等あり、大小名以下、將軍、世子も進じて禮服とす、上下は無地を正式となしゝに、後には小紋を用ひたり、なほ大禮には將軍諸大名等は衣冠束帯を用ふるの制なり、其他民間等に於ける衣服の變遷に就きては、別項記述するの繁に堪へざるがゆゑに凡て省略に從ふ、而して、衣服の各種類に關しては、各其條あり、就きて見るべし、冠（カンむり）位階（キカイ）禮服（レイフク）朝服（テウフク）制服（セイフク）衣冠（イクワン）束帯（ソクタイ）十二單（ウフニヒトヘ）女房裝束（ニョウバウシャウゾク）參照（日本創度通、德川幕世錄、藤岡氏日本風俗史）

イブクイカヅチナルイカヅチヨシヌノオホクニスミタマノジンジヤ　氣吹雷響雷吉野大國栖御魂神社　[illegible]大和國高市郡今の飛鳥川の東雷土村雷岡に在り、もと吉野郡國栖村にあり、後ち波多郷船淵山に移す○九頭明神とも云ふ[illegible]氣吹雷響雷神吉野大國栖御魂神（吉野大國栖御魂神は蓋し吉野國栖部の祖盤龍排別神なり）[illegible]清和天皇貞觀元年七月官社に預り、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列し、所年月次新嘗の案上臀串に預る（神祇志料）

かなりす、延元元年法眼久經、九郎入道淨慶島城に籠り、新田氏の兵補山より急崎へ進ずる時を支へたりといふ、朝倉氏の時、魚住景固此城に居る、朝倉氏滅後、織田信長に屬し丹生村を受く、後ち富田長秀の爲めに欺かれ、父子共に亡ぶ（古今類聚怒前國誌）

イマゾノウヂ　今園氏　姓は藤原、勸修寺家の支流、芝山宮内大輔國典の二男國映始めて今園氏を稱す、國映初め奈良興福寺中貳窓院の住職たり、慶應四年四月復飾し、明治二年三月堂上格と爲り、八年三月華族に列し男爵を授けらる、今中貳窓院傳統の系を左に示す（華族誌）

○法印權大僧都興弘——律師興譽——僧都興算——
　檀律師政泉——擬講興政——法印權大僧都政榮——
　擬講興慶——法印英旅——法印權大僧都英訓——
　法眼秀英——法印權大僧都榮學——法印大僧都長榮——
　國映——國貞

イマダイリ　今內裏　大內裏の燒亡して一時假りに移御し給ふ皇居を云ふ、今內裏にても、尙ほ大內裏の稱を用ひて、天皇のおはします所を清涼殿と云ひ、其他の殿舍宮門、皆本宮の稱號を用ひしが如し、一條天皇長保元年六月、內裏燒亡して小一條院へ移御せし間の事を、枕草子に書て、小一條院なば今內裏とぞ云ふ、おはします殿は清涼殿にて、其北なる殿に（中宮は）おはします云々、今內裏の東を北の陣（朔平門を云ふ）とぞ云ふとあり、

イマタチノコホリ　今立郡　所屬越前國　地勢　郡境　延喜式天皇弘仁十四年六月丹生郡九郷を割て之を建つ　郡名沿革　和名抄に、芹川（セリカハ）大屋（オホヤ）酒井（サカヰ）味真（アヂマ）鯖江（カツヘ）神山（カミヤマ）赤淵（アカブチ）曾博（カツハク）等の郷あり、其後東西二郡に分れ、後ち淑じて今南四郡、今北東郡と稱す、寛永中之を廢して舊に復す、寛永十一年の松平忠昌領知目錄に、今南四郡、今北東郡見え、正保圖今四郡今東郡あり、爾來變遷なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

イマデガハ共ン　今出河院　名號　藤原嫡子、出家佛性覺と號す　關係　左大臣實雄の一女、母は從二位榮子　經歷　龜山天皇の皇后、後宇多天皇の御世、文應元年十二月女御代となり、十二月從三位に叙す、同月廿五日女御、弘長元年二月中宮となる、八月皇后宮となる、文永八年九月崩ず、年二十八、同日院號宣下あり（皇胤紹運錄、女院小傳）

イマデガハウヂ　今出川氏　姓は藤原、閑院家の分流、其祖は師輔公の十一男公季より出づ、公季五代公實の二子通季西園寺と稱す、其五代の孫實兼の四子兼季、今出川に居す、因て氏とす、公衡の弟なり、兼季菊を好み、其亭に多く菊花を栽培せしを以て、世俗に菊亭と號す、清華の一にて、大臣大將を極官とす、明治に至り華族に列し侯爵を授けらる（家譜、華族譜）

○兼季——實尹——公直——實直——公行——實富——
　敎季——公興——季孝——公彥——晴季——季持——
　經季——公規——伊季——公香——公益——實興——
　誠季——公言——實種——尙季——公久——實凰——
　僧正

イマデガハカネスエ　今出川兼季　名號　藤原　關係　師輔公の十一男、公季の子、母は從二位中將藤原高藤の女、寛和元年生、長和元年十二月權中將、寛仁元年正月參議、同年十二月權中納言、治安元年正月中納言、同年十二月權大納言、長元元年正月右大將、同年十二月內大臣、長元四年正月左大臣、長元九年正月從一位、長元九年十月薨、年六十（公卿補任、大臣補任）

イマデガハキンナホ　今出川公直　名號　今出川入道と號す、法名素懷　關係　實尹の子　事蹟　永和四年八月內大臣に歷任し、永德元年に辭す、應永元年三月右大臣と爲り尋で職を辭す、二年四月左大臣に任じまた辭す、同年六月出家、三年五月薨ず、年六十二（公卿補任、大臣補任）

イマデガハキンノリ　今出川公規　關係　一林院と號す　經歷　經季の男、實は公富の二男　事蹟　寛永十五年正月十二日誕生、天和三年正月累進して內大臣に至る、貞享元年十一月辭す、元祿五年十二月右大臣と爲り、六年八月遷む、十年十月廿六日薨ず、年六十（公卿補任、大臣補任）

イマデガハキンヒコ　今出川公彥　名號　上善院と號す、法名龍空　關係　季孝の子、事蹟　天文十二年七月內大臣に累進し、十四年六月右大臣に轉じ、十五年三月辭す、尋で左大臣と爲り十六年三月に遷む、永祿二年十一月出家、天正六年正月廿三日薨ず、年七十三（公卿補任、大臣補任）

イマデガハキンユキ　今出川公行　名號　後今出川殿　左大臣と稱す　關係　實直の子、今出川氏の祖　事蹟　建武元年二年八月右大臣に累進し、正慶元年十一月太政大臣に轉じ、翌年に之を辭む、暦應元年十二月出家、二年正月十六日薨ず、年五十九（公卿補任、尊卑分脈、大臣補任）

イマデガハキンオキ　今出川公興　名號　もと公尙と云ふ、後法雲院と號す　關係　敎季の子　事蹟　延德元年七月內大臣に進み三年に辭す、明應五年十二月右大臣に任じ、六年四月左大臣に轉ず、永正二年三月辭ず、十一年二月四日薨ず、六十九（公卿補任、大臣補任）

イマデガハキンナホ　今出川公直　名號　今出川入道と號す、法名素懷　關係　實尹の子　事蹟　永和四年八月內大臣に歷任し、永德元年に辭す、應永元年三月右大臣と爲り尋で職を辭む、二年四月左大臣に任じまた辭す、同年六月出家、三年五月薨ず、年六十二（公卿補任、大臣補任）

イマデガハキンノリ　今出川公規　關係　一林院と號す　經歷　經季の男、實は公富の二男　事蹟　寛永十五年正月十二日誕生、天和三年正月累進して內大臣に至る、貞享元年十一月辭す、元祿五年十二月右大臣と爲り、六年八月遷む、十年十月廿六日薨ず、年六十（公卿補任、大臣補任）

イマデガハキンヒコ　今出川公彥　名號　上善院と號す、法名龍空　關係　季孝の子、事蹟　天文十二年七月內大臣に累進し、十四年六月右大臣に轉じ、十五年三月辭ず、尋で左大臣と爲り十六年三月に遷む、永祿二年十一月出家、天正六年正月廿三日薨ず、年七十三（公卿補任、大臣補任）

イマデガハキンユキ　今出川公行　名號　後今出川殿　左大臣と稱す　關係　實直の子、

欠

参考歴永九年八月内大臣に至り、十年八月右大臣に轉じ、十八年四月左大臣と爲る、廿五年辭す、廿八年六月十三日薨す(公卿補任、大臣補任)

イマデガハクバウ　今出川公方　足利義親(アシカガヨシミ)を見よ、

イマデガハコレスエ　今出川伊季

参考深修院と號す **参考**公規の子 **参考**寛永五年正月累進して内大臣に至り、六年二月辭す、同年二月廿六日薨す、年五十(公卿補任、大臣補任)

イマデガハサキノウダイジン　今出川前右大臣　西園寺公顯(サイチンジキンアキ)を見よ、

イマデガハサキノナイダイジン　今出川前内大臣　西園寺實衡(サイチンジサネヒラ)を見よ、

イマデガハサネタネ　今出川實種

参考後一林院と號す **参考**公言の子 **参考**寛政十年十月内大臣に進み、十一年三月辭す、享和元年六月廿二日薨す、年四十八(公卿補任、大臣補任)、

イマデガハサネナホ　今出川實直

参考後今出川前右大臣と號す **参考**實尹の子、兄公直の後を嗣ぐ **参考**延永元年十二月父の譲を受けて右大臣と爲る、二年三月に辭す、六月從一位に叙す、三年五月十五日薨す、年五十五(公卿補任、大臣補任)

イマデガハダイジャウダイジン　今出川太政大臣　西園寺公經(サイチンジキンツネ)を見よ、

イマデガハツネスエ　今出川經季

参考もと宣季と云ふ、顯一院と號す **参考**公言の子持の子 **参考**嘉安五年二月右大臣に累進し、同月九日薨す、年五十九(公卿補任、大臣補任)

イマデガハドノ　今出川殿　**参考**京都上京監今出川町○今出川邸とも稱す **参考**初め藤原實惟氏の邸、菊亭と號す、建暦元年亀山天皇此邸に生る、應仁中足利義視此所に居住す、初め三條殿と稱す、應仁記に、三條殿は故大相國義致公北政所、藤原御里なりと、又淨土殿は、本より御外戚なりければ、三條殿へ移らせ給ひて、今出川殿とぞ申けると云ふ、將軍足利義政の弟義尋は、淨土寺の門主たりしが、寛政五年十二月二日還俗して名を義視と改め、此に居る、故に之を今出川殿と稱す」とあり(山川名跡志、山城名跡志)

イマデガハドノ　今出川殿　足利義視(アシカガヨシミ)或は西園寺公相(サイチンジキンスケ)の號、各條を見よ、

イマデガハノニフダウサキノサダイジン　今出川入道前左大臣　今出川公直(イマデガハキンナホ)を見よ、

イマデガハノリスエ　今出川敬季

参考法雲院と號す **参考**實富の子 **参考**寛正六年九月累進して内大臣と爲り、七年に辭す、文明十二年三月右大臣に任じ翌年左大臣に轉ず、十四年十二月辭す、十五年薨す、年五十九(公卿補任、大臣補任)

イマデガハハルスエ　今出川晴季

参考本名實維 **参考**光院と號す **参考**實富の子 **参考**寛正六年天正七年正月内大臣に任ず、八年二月辭す、七月再任、十一月辭す、十三年四月右大臣に任ず、時に豊臣秀吉征夷大將軍を望み、前將軍足利義昭に議し其猶予たらんことを求む、義昭聽かず、始め晴季深く秀吉に結び密謀に與かる、拔に於て秀吉に謂て曰く、公宜しく關白に任ずべし、それ將軍は軍旅の帥、武弁の長のみ、關白は帝王の輔佐にして人臣の極なり、今公の偉烈を以て之に任ぜば、文武百僚皆蒲伏すべきなり、公既に藤原を冒稱す、關白を請ふも、何の不可か、これあらんと、秀吉大に喜びて之を誘ふ、天皇憚ばず、而して延引して遂に其威力を長ず、晴季奏して曰く、方今延臣の此職に居るもの皆戸任のみ、秀吉をして之に任ぜしめば、即ち名實相稱ふべしと、拔に於て二條晴實に諷して關白を辭せしめ、秀吉遂にこれに代る、文祿四年七月女婿豊臣秀次の故を以て既して絶後に謫せらる、慶長元年赦に逸びて京師に歸り、三年十二月再び右大臣に任ず、八年正月これを辭す、元和元年三月薨す、歳七十九(大臣補任、野史)

(晴季花押)

イマドヤキ　今戸燒　**参考**武蔵國豊島郡今戸村(東京淺草區今戸)に於て製する陶器の名、**参考**其始詳かならず、日碑に云ふ、下總國子葉氏の族淺草石濱に居住せしが、天正中家門斷絶す、家臣數輩石濱或は今戸村に土着し、瓦及び土器を製りて業と爲す者十餘戸、貞享年間土器の工人白井半七、今戸に於て始めて點茶に用ふる土風爐を製し、又火鉢等の種々の瓦器を造る、世人是を今戸の土風爐師と稱す、蓋て其地の工人悉に倣ひ業を開く者漸く多し、寛保年間二世白井半七、始めて瓦器に釉水を施し、燒物と等しき者を製す、爾來工人又悉に倣ひ業を開く者數十戸に及べり、食器多くして雑器は甚だ鮮し、衆人之を呼て今戸燒と云ふ、初世より以下數世、土風爐及び燒物を製す、其地の職業年序を經て漸盛なり、又婦女の型像を造る醜異物あり、其製伏見人形に倣て甚だ鄙拙、而れども不精巧の所に奇怪ありと、好都家今戸燒人形と唱へて之を愛翫す、寛政年

間中篠某土器神供の類を製す、幕府命じて進ぜしむ、嘉永年間今戸の人、作根拂次郎點茶家に用ふる土風爐製作に頗る巧妙なり、當時の人上工と稱して之を賞す、明治に至り六世白井半七世業を襲ぎ、土風爐を作り又燒物を能くす、最も名聲あり、又中條市太郎土器師中條某の二世の孫、業を襲ぎ土器及び神供の瓶子を作る、今上天皇江戸を以て東京と爲し遷御するに及て、始めて土器瓶子を宮中に調進す、爾後今に至て常に之を獻ず、其他の工人土器及び燒物塑像を製する者多し、其戸數遂に四十に及ぶ、其地の工人業を營みて今日に至る(工藝志料)

イマベヤシノミサザキ　今林陵　後宇多天皇の皇后遊義門院紡子内親王の御陵、山城國葛野郡嵯峨村大字上嵯峨にあり(陵墓一覽)

イマハルジヤウ　今治城　**所在**伊豫國越智郡今治市○背入海にて馬越村の邊まで潮汐來往せしを、新に築き樹たるより今治と名づくゝもと今張と書す、治は墾の義なり **起源**慶長五年藤堂高虎伊豫國大洲の地に入部するや、七年六月今治市に城を築き九年に竣り今治城といふ **沿革**慶長十三年高虎伊勢に移りたる後、藤堂宮内少輔之に治す、寛永十二年九月久松定房、伊勢長島より三萬石に封ぜられて移住す、子孫相繼ぎて明治維新に至る(愛媛面影、明治政鑒)

イママ井リ　今良　主殿寮に屬する男女の下部、一度過ちありて眞民より賤民となり、更に許されて眞民に歸せられしものをいふ、延喜式に、凡今眞男一百四十一人、女二百二十六人、並給三月粮ことあるものこれなり、また「ヰンフ」とも訓みたり、

イマミヤ　今宮　本社に對して分社を云ふ、日本紀略長保三年五月九日の條に、於二紫野一祭二疫神一、是今宮神霊也、天下多以集會

イマミヤ　今樣　**参考**謠歌の名、轉じて歌曲にもいふ、野槌に曰く、白氏文集新樂府に、時勢樣と書て今やうすがたとよめり」とあり、文字の數定まらざるも、多くは七五七五と疊み、八句にて終る **起源**敏達天皇の世、土師連八島始めて之を歌ふ、赤衣を着て歌ふ、其聲甚だ絶妙、時人學びて之を翫ぶ、後ち廢る、山陰中納言再興して之を歌ふ、仍て今樣と號し、或は新樣と號す、其後村上天皇第十七の姫宮、東國青墓宿の長者として、今樣に堪能なり、天下の今樣は皆ここの絲流なりと云ふ、後朱雀天皇の頃より、漸く流行す、承安四年九月一日大上法皇(後白河)の御所に今樣合あり、堪能の聖三十人を撰び、十五箇夜の間每夜一番雌雄を決す、師長賞賢判者となる、十三日上皇今樣を歌ひしこと百練抄に見えたり、平清盛の妾祇王、祇女、佛御前等、源義經の妻靜又今樣に妙なり、其歌の一つを擧ぐれば「君を始めて見る時は千代も經ぬべし姫小松、吉野山峰の白雪ふみわけて入りにし人の跡ぞこひしき」等の類なり(吾妻鏡、平家物語、後鳥羽院御記、歌舞品目)

イマヤウ　今樣　**参考**樂

イマヤウアハセ　今樣合　**参考**後鳥羽院今樣を歌うて其優劣を判するを云ふ **起源**百練抄に、承安四年九月一日於二大上法皇御所一(法住寺殿)有二今樣合一、彈二定堪能聖三十人一、十五箇夜一番雌雄、師長賞賢判者等、爲二列座一、十三日仙洞今樣合之次有二御遊一、上皇令レ歌二今樣一給、若代之美談也」とあるは、書に見えたる始めとす、「イマヤウ」を看(舊物考)

イマヤウイロ　今樣色　染色の名、紅梅の濃色なる云ふ、衣に之を染め用ふ、源氏末摘花に、いまやういろの得ゆるすまじく」とあり、花鳥餘情に云、いまやういろの得ゆるすまじく」とは、たとへばこき紅にもあらず、紅梅にもあらぬ中のいろにて、此頃いできたる色なれば、いまやういろといへる、大略ゆるし色と同じきなり、えゆるすまじくといふは、紅のこきかたなれば、禁色にわたるによりていへるなり」、亞井義知が源氏髮東抄註に云、此比出來たる色なれば、今樣色と云へるとの註心得がたし、是深紅は禁制なれば、今是程に濃るべしと樣色を賜たるを云へり、樣の字ヤメシとよめり云々○襲の色目の名、表紅梅、裏濃紅梅なるもの、雜時の襲の色に用ふ、「カサネノイロメ」(塗書(舊色目)

イマリヤキ　伊萬里燒　【名義】肥前國西松浦郡より製出する陶器の總名【出典】製出の始め詳かならず、傳說によれば、孝德天皇の時に創始したるものにして、當時の瓦器今尚ほ堅に存すといへり、其製たるや釉を施せる者なく、而かも頗る堅硬の瓦器なり、年序を經て其業漸く盛大となる、是を唐津燒といふ、後世に至て工人各發明し、窯を各所に開く、其窯は、卽ち有田窯、大河內窯、志田窯、小田志窯、吉田窯、松ケ谷窯、白石窯、三河內窯、櫻山窯なり、又有田の分窯は、卽ち一ノ瀨、南河原、鷲房、外尾、黑牟田、廣瀨の六窯、合せて十六窯あり、有田窯より以下十五窯に於て製出する所の者を總稱して伊萬里燒といふ、燒物（ヤキモノ）參看（工藝志料）

イミ　忌　近親間に凶事ありし時、或期限の間、穢を憚りて謹慎するをいふ、いみ憚るの意、倭訓栞に「イム、齋、忌なよめり、敬しむるの古語なりといへり、よて神代紀に、長の字をよめり、氣より出たる訓にや、マミムメモにてはたらけり、神代紀に、慕の字をよめるは忌みきらふよりなり」と見えたり、忌服（キフク）參看、

イミガキ　齋垣　神社の周圍に廻らしたるをいふ、又略して「イガキ」とも云ふ、

イミキ　忌寸（伊美吉）　【名義】尸の一種、齋君の義、もと此尸を負ひたる部屬は、齋部氏と共に齋藏のことを司るが故なり、支那朝鮮人にして歸化せるものに之を賜ふ【出典】【沿革】起原詳かならず、天武天皇十三年十月に、八色の姓を定めし時、第四を忌寸とし、秦、漢、文の諸氏に授く、文武天皇大寶二年九月、詔して甲子年（天智天皇三年）氏上を定むる時、載する所の氏にあらずして、姓を賜はらんとする者は、伊美吉以上は官に申さしめることあり、淳仁天皇天平寶字三年十月、伊美吉を忌寸と改めしめ、八年九月坂上苅田麻呂を大忌寸となす【屬類】左の如し（拾芥抄、姓名錄抄、姓序考、氏族考）

淨山　高山　榮山　大津　大山
大、岡　高尾　山村　倭川原　長國
清川　新長　當宗　石占　眞榎
眞上　財田　河內　墓木　志賀
倉門部　國覓　大池邊　狩

イミグシ　齋串　「イクシ」とよむ、同條を見よ、

イミクラ　齋藏　【名義】神祇の祭に供する物を納め置く藏をいふ、齋み潔めたる藏の義也【出典】【沿革】神武天皇元年大和の橿原の宮成りし時、宮中に齋藏を造り、神物官物を納め置き、齋部氏之を掌る、服中天皇の時、齋藏の傍に更に內藏を建て、官物を分ち收む、孝德天皇大化元年に又齋藏內藏とを合併して內藏寮と爲す、「クラレウ」を見よ（古語拾遺、工藝志料）

イミコ　忌子　「イムコ」を見よ、

イミツノコホリ　射水郡　【所在】越中國【出典】【沿革】光仁天皇寶龜十一年二月始めて郡名見ゆ、和名抄に、阿賀（アノ）、宇納（ウナミ）、古江（フルエ）、三島（ミシマ）、布四（フセ）、伴（トモ）、布師（メノシ）、川口（カハグチ）、櫛田（クシダ）、塞口（セキグチ）等の郷あり、明治二十九年三月、本郡の一部を割て、水見郡を置く（郡名數同一覽、國郡沿革考、法令全書）

イミツノジンジヤ　射水神社　【所在】越中國射水郡高岡定塚町○國幣中社に列す【祭神】二上神（蓋し伊彌頭國造の祖建內足尼命を祭る）【起原沿革】創建詳かならず、口傳に云ふ、本社は往古より同郡二上山麓二上村に在り、蓋老元年僧行基佛閣を此地に創立し、蓋老寺と號し、本社を鎭守となす、光仁天皇寶龜十一年從五位下を授け、淸和天皇貞觀元年正三位を授け、醍醐天皇延喜の制名神大社に列る、後ち降りて天正年間兵燹に罹りて烏有に歸し、後ち前田利長社殿を再興す、明治四年五月國幣中社に列し、八年九月今の地に遷す（神祇志料、官國幣社一覽、名勝誌）

イミナ　諱　【名義】死者生前の名をいふ、嫌じて敬く名の意に用ひ、また時として謚號の意にも用ふ、忌名の義、字藁に生曰ノ名、死曰ノ諱と見えた、大鏡、榮華物語等には諱を「イミナ」と訓みたり【出典】【沿革】臣子が君父の死後、その生前の名を忌み憚りて用ひざりしより起る、支那にては早く周の代より始まりしも、我邦にては上古にこの事なし、後ち隋唐の交通開らくるに及び、彼に倣ひて諱の稱を用ひ、また之を避くるの制も始まりたり、書紀神武天皇の條に、諱彥尖々出見とあり、雄略天皇紀、仁賢天皇紀にも諱の字見えたれども、いづれも追書なりと知るべし、君主の諱を避くるは古制なり、大化二年八月の詔に、王者之兒、相繼御ノ寓、信知ル時帝與ニ祖皇名ニ不ノ可ノ忘ニ於世ニ而以ニ王名ニ經掛ニ川野ニ呼ノ名百姓、誠可ノ長焉、凡王者之號、轉隨ニ日月ニ遠流ニ祖子之名、可ノ共ニ天地ニ長往如ノ是思故宜ノ之」とあるは、史に見えたる初めとす、而して大寶令に至りて其制定まる、職員令治部省の條に、諱一人、掌ニ本姓諱事ニ」と見え、義解に、謂諱避也、貴皇祖以下名號、諱而避之也」とあり、之を實例に求むるに、元明天皇の和銅七年六月に、若帶日子の姓は國諱に觸るゝか故に、居地に因て改姓せしむ、蓋し成務天皇の諱稚足彥たるを以てなり、其他桓武天皇の延暦四年五月に、淸寧天皇の諱白髮を避けて、白髮部を眞髮部と改め、

（繼略）天皇の弘仁十四年四月、淳和天皇の諱大伴を避けて、大伴宿禰を伴宿禰とせるが如きも皆同じ、また右の如く姓氏地名を避たる外、年號、殿舍の稱號歌文の熟語等に至るまで、歷代天皇の御名を避けたること少しとせず、かく諱を避くることは本來天皇に限りたりしが、孝謙天皇の天平勝寶九年勅して、天皇及び皇后の御名を冒すことを禁じ、後世に及びては更に皇子、皇女、大臣、公卿、將軍、執機、老中等の名を避くることゝなりしが、明治六年太政官布告を以て、御名並に歷代の御諱を避くることを止め、尋で歷朝の諡號も熟字のまゝ用ふることを許可し、避諱の制全く廢す（古事紀傳、倭訓栞、四季草、古今要覽稿、本朝避諱之制）

イミヤウ　異名　其人の特徵、又は行爲等より、他より呼びなしたる異稱、弟姫が容姿秀麗にして、艷色衣を徹して見くより、衣通姫といひ、源信が一條の北邊に住せるより、北邊の大臣といひしが如き、其一例なり、なほ藤原濟時が空拜の大將、藤原能俊が天變の少將、藤原親經が山迄の勝、錄大寺實定が名なしの大將、八條長方が留守の中納言、眞覺僧正が櫻本僧正又は堀池僧正、淺邊半藏が館半藏と稱せられし等頗る多し（日本書紀、今昔物語、古事談、十訓抄、國名總抄、源平盛衰記、徒然草、常山紀談）

井ン　尹　彈正臺の長官、「ダンジヤウダイ」の條の職員を見よ、

井ン　院　院に居し給へる上皇（若くは法皇）をいふ、一時に二人以上います時は、區別して、第一の上皇を一院又は本院、其次を中院、新上皇を新院と申す、院とは一區劃を爲せる家屋、卽ち四方築地等にて、隣接のなき一棟をいふ、別業、寺等に院字を附したるは此意なり、院號（キンガウ）上皇（ウヤカウ）

イン井　蔭位　「オンキ」を見よ、

インカ　印可　武藝に上達せる證として、其師より免許目錄等を與ふるをいふ、印可は禪語にて心の動ぜぬと云ふ理を敎へたるものなり、維摩經に、若能知是衆坐者佛所印可」とあり、是より出でしなれん、昔時刀鎗の類を能くせし武士は、武邊一方にて、文事に遲ぜざるより、禪僧を屈して免許目錄を作らしたるを、後には其狀を卷物とせり、武士は事の當否を考へず、其場に臨で慌せず、死するを第一とするなれば以て、心を鎭めて身命を捨て働くは、叡道に協ふと思はれて傳來せしならん（病間長語）

井ンガウ　院號　【名義】居住せる院の名を以て、其人の名に冠せたるをいふ、轉じて居住せる所が院に非ざるも、なほ院字を付し、更に居所によらず、院名によらず、唯單に院字を付して其人を呼ぶをも、また院號と稱したり、要するに一種の人名の別稱なり【出典】【沿革】嵯峨天皇譲位の後、嵯峨院に遷居し給ひ太上天皇と號す、これ院號の始めなり、一條天皇の萬壽三年正月皇太后詮子尼となり東三條院と號す、これ女院の始めなり、後一條天皇の萬壽三年正月皇太后彰子尼となり上東門院と號す、是門院號の始めなり、堀河天皇寬治七年正月白川天皇皇女媞子內親王出家し郁芳門院と號す、これ皇后にあらず准母として門院號を稱せし始めなり、准母ならず單に皇女にて門院號を稱せしは、後白川の皇女覲子內親王の建久二年六月出家し宣陽門院と稱せしを始めとす、又臣下にて院號を稱せしは、一條天皇の時藤原斟家、痢中出家して其館を寺として法興院と號す、これ攝政院號の始めなり【沿革】初めは位を遜れて別院に居せしを稱せしが、後一條天皇以後は、御在位中崩御なりしも、猶ほ院と稱し奉るに至る、攝政關白及び足利將軍以後は、院の下に殿を附して何々院殿と稱するに至る、以上遜べし如く、天子の院號は別院より起るを以て、多くは地名を付け奉り、臣下は、寺院建立より起るを以て、佛寺の名を付せしが、後世に至りては上中下押なべて金錢を出し、僧侶に依賴して何々院と院號を稱し、地名寺號等によらず付くるに至る、「ニヨヰン」參看（後紀、女院小傳、和事始、眞文綜記、年々隨筆）

井ンガウ　院豪　【名義】字は一翁、敎して號す、明佛教禪師と號す【沿革】壯より禪を嘗び諸師に參訊す、寬元の初、宋に入り經山に上り佛鑒禪師に參す、歸りて上野の長樂寺に住す、文應の初、瓦庵禪師來朝す、豪屢々請益す、佛光和尙渡來す、豪建長寺に至りて拜謁す、時に年七十に垂なんとす、印證を受け、長樂寺に歸りて大に玄化を闡く、弘安四年八月二十一日示寂（本朝高僧傳）

井ンガウサダメ　院號定　女院號の宣下を議定することを云ふ、親長記に、文明十三年七月二十六日院號定、仰曰以ニ後土御門院母儀准后藤原朝臣ニ可ニ奉稱ニ慈樂門院ニ、註に大炊御門信宗公女後花園院女」とあり、

井ンガク　韻學　音韻學（ナンキンガク）を見よ、

井ンカン　院勸　上皇若くは法皇より、賞賜せらるゝを云ふ、皇帝記抄土御門天皇の條に、正治元年三月十九日高倉文覺上人依ニ院（後鳥羽）勸ニ配ニ流佐渡國ニ」とあり、

井ンキウキフ　院宮給　【名義】太上皇、女院、及び太皇太后、皇太后、皇后の三宮に給ふる年給（ネンキフ）參看）を云ふ、一條天皇長保二年中宮

を置くに及び、四宮となる、又院給とも院御給とも云ふ○院宮給の高は、爵、從五位一人、官、掾一人、目一人、史生三人を給ひ、又女爵も給せらる(東宮の給又之に同じ、但し女官なし)此外内官一人、勘允兵衛尉近衛將監等の内を給せらる、又合巵合爵の特例あり(想像)三宮は、眞親中より給ひし事三代實錄に見えたり、太上皇給は、光孝天皇の仁和中より、東宮給は、延喜頃より起りしなるべし、女院給は、正暦二年九月皇后藤原登子出家して、東三條院の號を賜ひ、年官年爵を賜ひしに起る(江次第、除目抄大成抄、年給考)

インキフ　引級　引上げ授ける事なり云ふ、晉書鏡文治元年十二月六日の條に、右府(兼實)の引三級關東依今露中丹、被獻二通書云々、新編追加に、奉行人(中原)所務相論之所、令引級歐人之間云々とあり、

井ンキフ　院給　院宮給(キンキウキフ)を見よ、

井ンキヤウカ　韻鏡家　音韻の學に通じたる人をいふ、寛永の頃、韻鏡の註を作りし曾宥朝、延享の頃、磨光韻鏡を著はし學者に便を與へたる僧文雄、文政の頃、渓英音圓を著はしたる大田全齋等の如きは皆韻鏡家なり、音韻學(オンキンガク)參看(日本歌育史)

インキヨ　隱居　(名義)家督を子に讓りて、世の事に關はらぬ人をいふ○故實拾要に、是諸家上代ノ時者、相二據山庄、去二塵境一、不レ預二世間之事一、仍家督ノ人、一切令二支配一者也、於二家領一者、以二分一爲二隱居之活計分一、於二臨時之所分一者、家之人不レ可レ知也、隱遁ノ人、雖レ爲二俗形一、俗緣斷之道理也、於二雖中一非レ可レ染レ心」と見えたり(想像)(天皇位を御會後(參禮)に讓り、皇孫位擁と稱し、其後持統、元明、元正三帝讓位ありて太上天皇の尊號を受く、是を讓位受禪と稱す、即ち隱居家督の濫觴なり、隱居の字は、晉裴鏡元暦元年五月に見えしも潛遁の義なり、舞太平記に、我等(今川了俊)上意に叶て放逐(了俊の父範國)隱居のいとま申されて爲二跡榜一召使ほれし也」とある、實に隱居の始めなり、然れども其實に行はれし事は、鎌倉時代よりあり、新篇追加に、或及二老耄一、或依二病惱一、以二所領所職一、讓二與子孫一、給二身暇一、今二通世一者、普通之法也、と見えたり、江戸時代に至りても、尚ほ同じ、而して相續人は、父同樣に知行作法を賜はるの慣例となり、平民は、父の名を繼ぐを例とせり、明治維新後憲法發布せられてより、天皇隱居せらるゝことなきに至る、又人民に於ては、明治三十一年民法制定後、隱居は滿六十歲以上にして、完全の能力を有する相續人が、相續の單純承認を爲したる場合の外、爲すことを得ざること、定まる(續日本紀、吾妻鏡、隱居論、相續編)

インキヨ　隱居　江戸時代に於ける公職及び士人の國利、致仕退隱を命じ、食邑を其子孫に給するをいふ、罪狀に因りて其食邑を削り、或は蟄居隱居、隱居逐電など、稱するあり、蟄居隱居は閉門の上、其家祿を子孫に給し一室に籠め置くをいひ、隱居逐電は、隱居の上謹慎して逐へ居ることをいふ(德川政刑史料、古事類苑法律部)

インキヨ　隱居　江戸時代、宰屋内の因人に設けたる役名、上座の御隱居、隅の御隱居ともいふ、金銀其他の物品を預る役なり(德川幕府刑事圖譜)

インギヨウテンワウ　允恭天皇　(名義)御名は雄朝津間稚子宿禰尊(日本紀)に遠天皇の第四皇子、母は磐長姫、第十九代の天皇(日本紀)大和國遠飛鳥宮に都す、天皇社氏の紛亂せるを憂ひ、氏族の詐稱を正さんとし、即位の四年詔して、諸氏の人を味橲岳に會し、神に誓ひて湯を探らしむ、在位四十二年にして崩ず、壽八十、河内長野の陵に葬る(古事記、書紀、大日本史)

インキヨサシヒカベ　隱居差控　江戸幕府の刑名、隱居(インキヨ)參看、

井ングワイクワン　員外官　(名義)大寶令の制に規定せる以外に、臨時に定置せる職員をいふ、光仁天皇元年六月の詔に、惟王之置二百官一也、量レ材授レ能、職員有レ限、自レ拔厥後、事雖議、務稍繁、則量二創官一、仍置二員外一、とあり(想像)其始明ならず、京官にては、和銅四年十月式部員外少輔巨勢朝臣是人あり、地方官には、天平寶字元年七月日向員外掾藤原朝臣乙縄、太宰員外帥藤原豐成等史に見えし始めなり、而して地方官は、俸給配分を受くる爲めなるを以て、事務に預るを得ず(想像)後世害多く、冗員增加し、徒に倉廩を糜費せしを以て、天應元年六月に至り、郡司軍毅を除く外、一切の内外文武員外官吏は盡く解却したり(續日本紀、國司制之變遷)

井ングワイコクシ　員外國司　(名義)今制に規定せる以外に、定置せる國司をいふ、即ち正國司の外なり、員外官(キンクワイクワン)の條を參看せよ(想像)職務なし、員外地方官は、職務繁多なるが爲めにあらずして、所得即ち公廨の配分を得る目的なるを以て、任國に赴き、國務を妨ぐるを禁じたり(想像)其始明ならず、史に見えしは、天平寶字元年日向員外掾藤原乙縄、太宰員外帥藤原豐成を始めとす、次で次官の見えしは、天平寶字三年上總員外介田中多太麻呂とす(想像)國國天平神護の頃には、往々任國に赴きて國務を妨ぐる者あるを以て、二年十月之を廢禁す、而して任命は年一年に增加し來

て、光仁天皇即位の初めには僅に一年餘にして、十數人の員外官を以て之を罷むもの多きに因るなり、茲に於て朝廷其煩と冗費とに堪へず、寶龜五年三月勅して歷任五年以上の者は一切解却し、秩滿せざる者は、五年に滿つる毎に解任せしむ、然るに其弊幣未だ全く止まず、寶龜十一年四月に、越後員外守上毛野稻人、上總員外介中臣馬主を任じたりき、桓武天皇天應元年六月に至ては郡司軍毅を除く外、一切の内官文武、員外官吏を悉く解却し爵れり(續日本紀、史學雜誌、國司制の變遷)

井ンケ　院家　廣狹の二義あり、廣義には、諸寺の諸院をいふ、假令ば、仁和寺の大教院、法金剛院、蓮華心院、東寺の聚勝光院等の如し、狹義には、寺務の本院を退きて、別に一院を構へたるものを、法弟の繼承したる所をいふ、後ち寺格となる、坊官故實抽記に、寺務退二本院一別構二一院一、其遺跡相續之仁體也、仍可レ然英雄之息等入二其室一、大略同二寺務一、雖二院家一、加二僧綱一列之座一也(於二官次一者、院家寺僧之遊別、有二異論一、歟)其角雖二貴種一、官無二逸異一故也」と見ゆ、僧綱業に、門主の隱居所なりといへるは誤に似たり(靈上示正經)

インケイ　淫刑　淫(シヅ)に行へる刑罰をいふ、後白河天皇保元元年、崇德上皇兵を徴し事を圖り給ひしに成らず、天皇藤原通憲の謀を用ひ、上皇の黨徒を招き降らしめて其首魁を斬り、源義朝をして其父爲義及び諸弟を殺さしめ、平清盛をして其叔父忠政を殺さしむ、酸鼻中に行へるを以て、世に之を淫刑と稱せるが如きは、其一例なり(保元物語、百錬抄)

イムケノリデ　射向袖　鎧の左の袖をいふ、

法の袖は、敵の射る方に向けて進む故に名づく、保元物語に、むれとの者共十六人がもの取てもともり射向の袖をさしかざし、或は射向の袖を敵て小跳蓮たり」など見ゆ、

インケン　隱鄕　「オンゲン」と訓む、同條を見よ、

インゲン　隱元　(名義)諱は隱琦、隱元と號す、明國福州福清の人、姓は林氏(想像)父は總龜、母は龔氏(想像)明神宗萬曆二十年生る、家道貧、十歲陀山に至り、大士(觀音)を禮し、崇佛の心を起し、鄂省母を養ひ、母世を去るの後、國中の黃檗藍裏に投じて僧となる、精修して奥を極め意を得て經山寺贊隱の後を受く、後光明天皇承應元年將軍家綱興剃一字を創建せんとす、長崎興福寺の僧逸然(古石)台命を奉じ、東渡して隱元を招聘す、隱元應諾し、三年七月來朝す、時に六十三、初め興福寺に開法し、次で崇福寺、普門寺等に說法す、萬治元年冬江戸に至り、家綱に謁して寵遇最も厚し、列侯群臣皆歸依するもの多し、終に家綱地を山城國宇治に賜ひ、寛文元年五月黃檗山萬福寺を創す、是れ本邦黃檗の始めとす、後水尾法皇深く是を信

じ、三年勅して法要を問ふ、尋で法皇御番官僧を賜ひ、舍利殿を建て、又將軍家綱自ら二萬兩及び四經本等を賜ひ、營宇を建てしむ、十三年四月大光普照國師の號を賜ふ、尋で寂す、年八十二(想像)詩書集三十卷、年譜二卷等(野史、佛教各宗綱要)

イムコ　忌子　大嘗會の時の司、又賀茂齋院に仕ふる女房をいふ、社司の女子を以て之に補す、延喜式相嘗祭に、勅使至レ社奉幣之後、於二社前一給二兩社(加茂上下)縣宜國及忌子等祿一、同二四月祭例一」と見えたり、

イムコノゴハン　忌火御飯　「イムビノゴハン」に同じ、同條を見よ、

イムコヤ　忌火屋　「イムビヤ」に同じ、同條を見よ、

イムコヤメ　忌火屋女　大嘗會の時、忌火屋に仕奉する女房をいふ、中務內侍日記に、大嘗會のいとみのおきな、いむこやめとかや、いろ〳〵のもののさうぞくのきぬ云々」とあり、

井ンサイ　院宰　監寺に同じ、「カンジ」を見よ、

井ンザン　院參　上皇、若くは法皇の御所に參上するをいふ(有職小說)

井ンザンシユウ　院參衆　院御ち上皇、若くは法皇に仕ふる公家を云ふ(職原紀事)

インシ　淫祀　(名義)祭るべき道理なくして、妄に祀りたる神をいふ、禮記に、凡祭有二其廢之、義一、敢事也、有二其舉之、義一、義廢之也、非二其所一祭而祭之、名曰二淫祀一、淫祀無レ福」と見えたり(想像)皇極天皇三年七月、東國不盡河逸の人、大生部多、村里の人に良を祭ることを勸めたること書紀に見えたれば、此頃より始まりしなちん、崇武天皇天平二年

九月、詔して、安藝周防國人等妄に賜綸を試き、死魂を妖祠することを禁ず、光仁天皇寶龜十一年十二月、無智の百姓馬鳴と構合し、妄に禍福を煽むことを嚴禁す、弘仁天皇大同二年九月、浦祠を禁斷し、若し之を煽む者あらば、遠國に配流せしむ、其後屢々禁斷の制國史に見ゆ、降りて江戸時代に至り、備前國に於て池田光政、封内の浦祠萬餘を毀ち、水戸に於ては、德川光圀寛文五年領内の浦祠三千八十八を除き、天保十四年、同齊昭亦浦祠を毀つ、然れど浦祠の斷絶を見ず（續紀、續日本紀、政事要略、方四祠堂記、四公行實、雜見、草茅危言）

インシ 蔭子 「オンシ」を見よ、

井ンシ 院使 上皇（もしくは法皇）の御使を云ふ（職原紀事）

インジ 印璽 大宮の御、内璽（ダイイン）外印（ダイジ）の二種あり、これを印璽と云ふ、各條、參照に印章（インジャウ）參照、

井ンジ 院司 院中に置かるる職員を云ふ、又、キンノツカサとも、院家司とも云ふ、別當、執事、年預、判官代、主典代、廳官、殿上人、職人、北面、西面、召次所、仕所、別納所、御願所、遣物所、文殿、武者所、御願身所、御願（別當、案主、舍人、居飼）車副、中間、力者（以上各條に詳しく說明せり、參看すべし）

井ンシ 院宣 院中に發する命令を云ふ、又、天皇位を遜りて院政に入る、仁明天皇承和中、利部大輔安倍安仁を上皇に侍せしめ、因て院別當となす、院司を置くの始めなり、村上天皇天曆元年、朱雀上皇の爲めに、主典代、仕所、御書所別當を置き、翌年判官代を定む、導て左右近衛將監五人なして、御願身とす、後ち增して殿上人、職人、廳官、召次所、別納所、御願所、遣物所、文殿、所衆、武者所、御願身所等を置く、白河上皇上下北面を置きて武士を充つ、御幸毎に弓矢を負ひ、鳳輦を護衛せしむ、上皇院中にあり政を爲す四十餘年、總を院廳と云ひ、院宣、院廳下文を以て天下に號令し、院司始めて朝廷よりも重し、後鳥羽上皇西面武士を置く、材力絶倫武藝を善くする者を之に充て、以て北面と雖ふ、拾芥抄には、なほ將曹府生番長近衛御願等見えたり又女院の院司は、後一條天皇萬壽三年皇太后彰子出家して上東門院と號するや、皇太后職を改めて、別當、判官代、主典代を置く、其後太后の院司は、始め上皇と同じ、唯た所衆以下の職を置かず、別に侍所を置く（職原抄後附、職官志）

井ンシツ 院室 門主の隱遁して隱棲せし寺を云ふ、後ち尊格となる、後土御門天皇第三皇子威德王院一品眞智法親王、梶井宮二品尊胤親王の御附弟となられ、聖德皇寺へ隱遁し給ひ、拉に遷化あらせられ院室の始めなり（靈上宗正記）

インシャウ 印章 文書の確信を保證するに用ふるもの、諸國の印を殺さしむ、是れ諸國の所司印を用ふる始めなりん、持統天皇の時始めて水印あり、令に官印の制あり、公式令に、天子神璽は踐祚の日の寶璽、他は寶として用ひずと見ゆ、内印は御印にて爵に御說印と云ふ、文に「天皇御璽」と四字を畫し、五位以上の位記、並に諸國に下す公文に之を印す、方三寸（穆井田崇友の說に、此れは天平尺にて、其一尺は曲尺九寸八分に當る、大寶三年七月の勅令の内印は、曲尺二寸二分、又藤井貞幹の說に、晉前尺にて一尺は今の曲尺七寸六分に當るも）少納言其諸遣を掌る、弁印は官印にて、文に「太政官印」と云ふ、方二寸半、六位以下の位記、並に太政官の文案に之を印す、少納言之を檢閱す、桓武天皇弘仁以來、職人所を置かれしより、少納言は印の職員に遷る、諸司印は、八省、彈正臺、諸衛、諸司等の官人より上る公文、宣旨に公職の文書に印す、方二寸二分、諸國の印は、方二寸、常に上る公文及び案、調庸に印す、以上を官印と稱す、家印は、孝謙天皇天平勝寶に家印を聽せしことあるを初見とす、方一寸五分、次で淳仁親王の諱字印（東大寺文書）あり、延暦十五年二月百姓に爲牛印方二寸、歛一寸五分以下を用ふることを禁し、眞雅二年六月には家印の制を一寸五分と定む、又天平寶字二の東大寺文書に、生江息嶋、僧師逸守が姓名の印を用ひ、調足麿が名印を用ひしは（家印にあらず）名印の始めなり、此時代は、概して文中一面に捺印したりしが、後世は專して重要の部にのみ捺印することゝなり、明治維新の後、内印外印の稱を用ひず、然れども明治二年迄は、舊官位、新官位を並び行はれしも久しく、舊官位の任叙は、賞式に依りて内印を用ひ、判定參與等の新位官には、辭令の職を以て捺印の式なし、元年二月三職八局の制を定め、諸藩の印を皆官印とせり、稱號之印と刻し、方二寸二分、閏四月三職官制を廢し、太政官を置くや、五月印を定め、太政官は二寸五分、諸官府、藩鎮は二寸二分、諸司は二寸に分つ、太政官印は勅授官に、僧侶の在職若くは僧官に賜ふ、初め宮内省保管し、四年八月以後内史の掌官に屬し、爾來官に至る、行政官印は、奏授官に、判授官には所屬官印を捺す、諸令公文には、初め行政官印、後官印、五に用ひ、後ち正院印、史官印を用ふ、六年五月以後は專ら太政大臣の印を用ひたり、御璽は、二年七月職員令を廢し、官位相等の制を立つる日、用例を定め、勅任官記、勅授位記、

印章圖 三分二

内印一（天皇御璽）

内印二（天皇御璽）

外印一（太政官印）

外印二（太政官印）

省印（大藏之印）

織田信長印（天下布武）

豐臣秀吉印

德川家康印（忠恕）

大友宗麟印

細川忠興印

豐臣秀吉外交文書所用印（豐臣）

大内氏勘合印（通信符）

德川家康外交文書所用印

御所村壁等に接す、後ち贈官位贈職の宣旨、及び外國使臣發遣、征討總督參軍を任ずる等の詔書に用ふ、時に臨て內閣書記官より、宮內官を經て、御璽は、初め傳來の銅印を用ひしが、四年五月全權大使伊達宗城を清國に遣はすに際し、印文不明なるを以て、石印を刻す、此の時始めて國璽を制す、赤石材なり、「大日本國璽」と刻す、然るに字体凹凸ならざるを以て、七年七月兩璽とも金印に改鑄す、共に方三寸、篆文なり、國璽は條約書、國書、委任狀、證任狀、條約批准、內外人に與ふる勳記に用ひ、御璽は御親書に用ひ給ふ、

室町時代に至りて武家朱黑印起る、今川氏親の印最も古し、武田信玄、北條氏康之に次ぎ、尋で諸氏の印大に興る、氏親の印は、文字詳かならず、大さ方一寸餘、長享元年の文書に見ゆ、黑印なり、永正年間朱印に改む、其子氏輝の印は諱の字を刻す、方一寸、弟義元の印は、如律令と云ひ、方二寸餘、其子氏眞は之に倣り、別に名を刻するものあり、方一寸許、氏眞、氏實の二種あり、其部下小笠原、葛山氏皆名印あり、武田信虎の印は、正圓にして、信の字、二臥虎を鐫す、徑二寸餘、命祿元年（忍年號）の文書に見ゆ、其の子晴信の印赤圓形にて、龍を刻す、大さ信虎に倣ひ、天文十一年之を造り、後ち數年毎に改彫すること二次、其一は龍首傾伏し、二は軒然として首を擡げ、三は髭髯天を指し、飛騰の勢あり、其子勝頼この印を用ひ、別に御子印を刻す、方一寸六分、「北條氏康の印は、文を「祿壽應穩」と云ひ、方二寸二分、印額に虎を刻す、傳馬の印あり、雲鶴の二字を刻す、方一寸五分餘、子孫國所す、子弟の一方に鎭する者亦印を用ふ、武藏鉢形の氏邦は、「命利招福」と刻し、方一寸七分餘、氏照の印は、較々小にして文字詳かならず、里見義弘の印は、里見の二字を刻し、方一寸八分、印額に鶴を著く、上杉輝虎の印に、增帝妙（諱軍地藏帝釋妙見の文の畧）三字を刻し、方一寸八分、印額に獅子を置く、鶴は八幡の神鳥、又龍虎獅子皆威武を副ずるなりと云ふ、織田信長の印は、「天下布武」と云ひ、橢圓形にして平底なり、大さ一寸八分餘、朱黑兩印あり、朱は公文に用ひ、黑は私書に用ふ、永祿十一年より用ふ、其子信孝の印は、「一瓢平天下」の字を刻し、大さ布武の印に同じ、豐臣秀吉の印は、文字詳かならず、圓形にて、徑一寸餘、天正十一年より用ふ、海外と交通するに及び、通交の印を創す、豐臣の二字を刻し、方二寸の金印なり、是れ海外に印を用ふる始めなり、其子秀次の印は稍々大にして刻し、「豐臣秀次」の字を刻す、德川家康の印は「福德」の字を刻す、徑一寸九分、元龜三年の文書に見ゆ、天正十二三年頃より「忠恕」の印を用ふ、橢圓形、一寸八分、傳馬の印は、家康の二字を刻し、橢圓形、一寸八分、黑印は之に同じくして稍々小なり、外交の印は、「源家康弘忠恕」の六字を鐫す、方二寸九分、蓋し福德印は、今川氏に、外交印は、傳馬印は、北條氏に、朱黑印は、織田氏に、當りて印章滋々興り、天下の諸侯これを用ふるもの多く、細川忠興、黑田長政の知きは洋字を以て印章を制するに至れり、元和以降漸次下流に及ぼし、終に上下一般に用ひらるゝに至る、小中村清矩は、公私貴賤一般に、寬印を必ず姓名の下に捺す事は、德川時代元和より承應までの間にあるべし、是れは足利時代の頃、書畫の落款に印を用ふる事、流行せしを以て、武家にても然るべき人等の、文書の名字の下へ、捺印して左驗とせしかば、終に民間に及びて、字を知らざる者の個となりて、一般に行はるゝに至りしなるべしと云へり（今義解、慈寶式、類聚國史、江次第、類聚符宣抄、圖書寮記錄、小中村清矩「印章考」、田中義成氏「印章說」）

井ンシヤウ　院掌　院の廳の職員、院廳を管掌する事を掌る、「キンノチヤウクワン」を見よ、

インジヤウ　印狀　江戸時代に、錢例上の事につきて、奉行より代官に照會する書狀などにいふ、評定所留役覺書に、「甲府勤番知行より出訴者、地頭より印狀を以、月番奉行え申來先例云々」とみえたり、

井ンシユ　院主　監寺に同じ、「カンヅ」を見よ、

インシユクワツシユツ　隱首括出　「オンシユクワツシユツ」とよむ、同條を見よ、

インスキン　印子金　幕末編錢錢せし上等の金なり、梅上々の金位を有し、二十五位以上のもの、一箇の重量百目或は百五匁目ありて、鎰一貫四百目餘の盗ありといふ、その形狀詳かならず、靜華園筆に印子といふものは舟形の物なりといへり、幕末編錢印子金は、吾邦に出來しものにあらず、支那より傳はれるものか、夢溪筆談に、唐州八公山の側なる土中及び澤潤の間より小金餅を得、上に篆文劉主の字あり、世に傳へて準南王の藥金となす、天下之を稱して印子金といふといへり、吾邦にては、慶長前後花印子、舟印子の名あり、又貨幣の用に充てしことあり、又太閤記に、慶長元年土佐カツラキ濱へ着岸せし南蠻船の荷物の內に、インス千五百內ヒカ三百」とあり、當代記に、慶長十二年、德川家康より印子一萬御渡云々」と見え、元和七年の文書に、復奏として印子給渡すべしとも見えたり、其後ち金座の常語に、道具にても、眞金のみに遺れる印子といふに至れり○白石子筆記に擂れば、唐繪又は寶

づくしと俗にいふ、桑雲八寶の搭物の紋に、〇印

知此のものあるは即ちそれにて、たとへば、そのまま馬蹄のごとくなる形にて、四傍は高く、中は低くて、水まきといふ紋のごとくに細緻なるあり、これは湯して傾くる時に、漸々凝るとき、自然に其紋をなすものと見ゆ、是舟印子ならん」といへり（金銀圖錄、古事類苑泉貨部）

井ンセイ　院政

（院政）上皇、もしくは法皇が、院中に於て政を聽くないふ（歴史）（法律）院政は後三條天皇に權輿す、天皇藤原氏の專横を抑制せんと欲し、位を白河天皇に讓り、院に居て政を行はんとせしが、幾はくならず崩御し其意を果たさず、白河天皇先帝の志を繼ぎ、應德三年位を堀河天皇に讓り、落髮して法皇と稱し、鳥羽の離宮にありて政事を聽く、是を院政の始めとす、是より詔勅の外に院宣あり、天下の大事は院宣を以て之を決し、天皇は、唯改元、節會、叙任等の儀式を擧行するのみ、茲に於て院宣の重きこと詔勅に譬ゆ、法皇院政を聽くこと纔て四十三年、崇德天皇大治四年崩御、鳥羽上皇之に代り院政を聽くこと前後二十八年、近衛天皇崩じて後白河天皇位を二條天皇に讓り、五朝の間院政を聽く、其間殆ど三十五年なり、是時に當り亂逆相繼ぎ、源平二氏交々征伐し、朝廷大に衰ふ、平氏の安德天皇を奉じて西奔するや、京師主なし、上皇即ち高倉天皇の皇子を立て、踐祚せしむ、之を後鳥羽天皇とす、建久三年法皇崩ず、後ち後鳥羽天皇位を土御門天皇に讓り、正治元年より政を院中に聽くや、土御門順德兩帝を經て承久三年に至り、後鳥羽上皇政權の武門に歸したるを憤り、之を回復するの志あり、茲に於て順德天皇と謀り、位を仲恭天皇に傳へしむ、是時三上皇あり、後鳥羽上皇を本院、土御門上皇を中院、順德上皇を新院と云ふ、承久の役、事破れて三上皇皆海島に遷御す、仲恭天皇廢ぜられて後堀河天皇位に即く、左父守貞親王太上天皇の尊號を受け、院政を聽く、二年にして崩ず、天皇在位十二年にして位を四條天皇に傳へ、院政を聽くし、北條氏、即ち土御門天皇の皇子を立つ、之を後嵯峨天皇とす、天皇在位四年にして院中に退き、政を聽くこと二十六年、崩後、龜山天皇專ら萬機を決す、天皇位を御宇多天皇に讓り、後ち御宇多後伏見兩上皇交々院政を聽く、南北朝より以來中絶す（北朝には行はる）降りて慶長十六年後陽成天皇位を後水尾天皇に讓り、政を聽く、院政復起る、後水尾天皇位を明正天皇に讓り、太上天皇と稱し明正、後光明、後西院三天皇の間院政を聽く五十二年、靈元天皇親政六年にして位を東山天皇に讓り、又政を院中に聽く、凡そ四十五年、東山天皇位を中御門天皇に讓り太上天皇と稱す、崩御の後、中御門天皇親政を行ふ、光格天皇開院宮より入り大統を承け、親政三十七年の後、位を光仁天皇に讓り、仙洞に在りて政を聽くこと二十三年、天保十一年崩ず、茲に於て院政止む、今表を以て左に示す（平安通志）

院	帝王	年號	年數
白河	堀河	寛治元……嘉承二	廿一
	鳥羽	天仁元……保安四	十六
	崇德	大治元……同四	六
鳥羽	崇德	大治五……永治元	十二
	近衛	康治元……久治二	十四
	後白河	保元元……同二	二
後白河	二條	平治元……永萬元	七
	六條	仁安元……同三	三
	高倉	嘉應元……治承四	十二
	安德	養和元……寿永二	三
	後鳥羽	元曆元……建久三	九
後鳥羽	土御門	正治元……承元四	十二
	順德	建曆元……承久三	十一
後高倉（院）	後堀河	貞應元……同二	二
後嵯峨	後深草	寛治元……正元元	十三
	龜山	文應元……文永九	十三
龜山	後宇多	建治元……弘安十	十三
後深草	伏見	正應元……永仁六	十一
伏見	後伏見	正安元……同三	三
後宇多	後二條	乾元元……德治二	六
伏見	花園	延慶元……文保元	十
後宇多	後醍醐	文保二……元亨元	三
後伏見	光嚴	正慶元……同二	二
後陽成	後水尾	慶長十七……元和三	六
後水尾	明正	寛永七……同二十	十四
	後光明	正保元……承應三	十一
	後西院	明暦元……寛文二	八
	靈元	寛文三……延寶八	十九
靈元	東山	元祿元……寛永六	廿二
	中御門	寶永七……享保十七	廿三
光格	仁孝	文政元……天保十一	廿三

度の法劍を引摩して、行禮を指揮するものなりと（諸林采藻部）

インセイハ　印西派

吉田印西の創めたる弓術の一派〇印西は近江の人、本姓は葛卷源八郎重氏もいふ、弓術を吉田左近衛門業淵に學び、奥旨を極めて遂に一派を開く、妻は吉田宮綱の女なり、因て妻の家の姓を繼ぎて、吉田一永新印西と號む、初め豐臣秀吉に仕へ後ち德川家康、秀忠、家光に歷仕し、寛永十五年三月四日死す、年七十七、其子宮信重好相繼で名あり、門人山口軍兵衛、伊丹中左衛門等者はる（武術淺學錄）

インセツ　印刷

（印刷）（印刷術）板にて文字を摺る事を云ふ（歴史）（印刷）（印刷術）我邦にて印刷の最古きは、天平寶字年間鑒眞和尚の律三大部を手自印板に開きしを始めとす、然れども現今に傳らず、現存中にては、孝謙天皇天平寶字八年東西小塔壺を作り、元垢淨光陀羅尼摺本を納め以て古しとす、之に次で著名なるは、文德天皇天安二年十一月十八日の跋ある山城高雲寺什物の識ある成唯識論とす、次で仁安二年康山寺開板の大般若經、寶殿經あり、此より佛書の印行せらる者多く、建久二年以下の板木今尚は興福寺の倉庫に藏する者多し、俗書の印行は、弘安板の孝經を初めとして、正中板の塵山子、詩人玉屑、德治板の聚分韻略、貞治板の元亨釋書、斯道詩の正平板論語、明德板の氏族大全等盛に刊行せらる、又錄倉時代以來活字版（ヲリツツバン（參考））行はれ、江戸時代に至り、德川家康之を奬勵して、七程十餘萬の活字を足利學校に寄附して遺書を刊行せしむ、是より刊行盛にして遺書多く世に出づ、慶長十九年銅字二十萬字を作り、大藏一覽を開板せしむ、爾來印刷術漸次開け、元祿明和頃には盛に彩色摺行はる、次で木木晶三氏國洋印刷術の活字と、世祖原とを併せて、本の鉛制活版を創始す、即ち嘉永五年齋和對譯聖書を印刷して、和國に於りしを始めとす、水木氏の後を平野富二氏繼ぎ、東京に出て盛に活版所を開きしより、漸次一般に行はれて、今日の隆盛を見るに至れり、尚は慶長以前の印本の世に著るしものは左表に就て知るべし（和事始、印書考、柳菴隨筆、教育史略、版本は國の寶、皇國古版沿革考、同補遺）

	書名
天平寶字	律三大部、陀羅尼
神護景雲	元垢淨光陀羅尼
天安	成唯識論
永觀	和漢經論摺本
永萬	藥師經
仁安	大般若經、寶殿經
建久	大般若經
建保	經疏記經
嘉祿	阿彌陀經、陀羅尼
貞應	大般若波羅蜜多經
寛元	法華經
文應	清見關唱和
弘安	孝經、法華經、傳心法要
正安	弘法大師請來目錄、觀無量壽經
正和	虛堂新語
元亨	黑谷上人語燈錄
正中	塵山、詩人玉屑
嘉暦	管物議義疏注經、圓覺經、佛果老人心要
元德	慧昭語錄
貞和	雲臥紀談
貞治	元亨釋書、五燈會元、禪林類聚、夢想國師語錄、法華經、寶門十規論（外三種）、永徳傳燈錄、揭仲弘集（外二種）
延文	
永和	新刊貞和集
至德	元亨釋書
嘉慶	五百法論文、眞樞會要、佛光國師語錄、明德論語、氏族大全、古今類聚要、三國傳法傳道緣起、大藏國師語錄、同年譜、佛鑑正法眼藏、拈華錄、參禪語錄、拈華錄、參禪語錄、蒙求（外四種）
永享	慧昭語錄
文明	聚分韻略
延德	慧昭語錄
大永	御成敗式目、詩法傳道緣起、大藏國師語錄、同年譜、佛鑑正法眼藏、拈華錄、參禪大會、御成敗式目、韻鏡、聚分韻略
天文	論語集解、雜經節解、蒙求、代印略
永祿	類聚、聚分韻略
天正	三教指掌
文祿	性靈集

インセツ井ンジユンダイジン　引接院

准大臣　廣橋綱光（セロハシツナミツ）を云ふ、

井ンセン　院宣

院中の有司が、院旨を奉じて下知する文書を云ふ、白河天皇遜位の後、政を院中に聽きしより、院政始めて生じ、賢來勤書よりは院宣が詔書を凌ぎたる時代もありき、「キンセイ」參看、今左に後鳥羽天皇文治三年後白河法皇の院宣を掲げて一斑を示す、

被院宣�、早難過帝位、猶帶詞朝政、天下恭平、農日不忘、而七八年來、干戈屢起、人皆苦草茨、民都忘農桑、因茲諸國諸司怠課役、神事佛事多闕乏、就知諸神諸國之誓願不疎、諸佛利生之願難無違、祭禮疎而容貌猶選、施供闕而効驗徒空、衰弧之漸、職而斯由、何況連々、變異天譴奉示、去々年秋、地大震動、每頃長之區分、銷息政道之克治、去今兩年、四海悉以無事、爲機未遠修德化俗之道、經國之術、不能獨治、宜盡衆知、幾就納諫、舜鍾進善、登禹不仰臺徒、我務弘仁貞觀之聖代、延喜天曆之明時、又恐群賢久致雍熙、古何爲淳、今何爲薄、只使政教之得失、實有國家之理亂者也、在官率公之人、妄慮謀諍之憎、宜遵富民、具道國言、然又當時政

務之中、若有不利於國者、同勅條貫、以備聽覽、
縱雖可爾祝、勿有所隱、謀國之安、不在絃乎者、
院宣如此仍言上如件、
三月四日　右少辨親經奉
（玉葉所載）

井ンダイ　院代　遺無僧寺の住持をいふ、

インチ　隱地　「オンチ」を見よ、

インチウチ　印地打　[illegible]隊を分ちて互に石を抛ち、勝負を爭ふ遊戲をいふ、石打といふ銅の轉じたるものにして、印地は當て字なり[illegible]起原詳かならざれども、室町時代の末年に發生したるものゝ如し、蓋し戰國爭鬪の風を學びたるものなり、瓦礫雜考に、印地は大勢にて石抛つことなるべし、平家物語敵列官の條に、公卿殿上人の召されける勢といふは、向へつぶて、いんぢ、いひかひなき土冦者原云々、また義經記、土佐房義經討手の條に、土佐が勢百騎、白河の印地五十人かたらひ云々とあり、このことはもと抛石より起りたるなり、その始は書紀に、推古天皇二十六年秋八月癸酉朔、高麗遣使貢方物、因以言、隋煬帝興三十萬衆、攻我、返之爲我所破、故貢献俘虜真公普通二人、及鼓吹幡抛石之類、云々とあり（中略）抛石は軍器なりしを、後世遊戲となれり」と見え、嬉遊笑覽また同觀にして、いづれも之を以て起原としたれども非なり、抛石は武器にして衛にあらざれば、印地打と關係なく、また向へつぶて、いんぢなどいへるは、石を投ずる術にして、やがて其者の團隊をもいへるなるべし、なほこのことは保元物語にも、八丁礫の喜平治のことあり、秋の夜長物語にも、三丁礫のきやう一房のことあり、當時投石する一種の武術ありしことを知るべし、されど鎌倉時代の末年以後語書に散見せざるも見えて古言なり、蓋し印地打は、戰鬪の狀を學びたる遊戲にして、殺伐の餘習に過ぎざるなり、もと童子間に專ら行はれしが未だ季節にかゝはらざりしこれより幾百年後を距てたる室町時代に生じたる印地打を以て其遺風と見んは、當れりとはいふべからず、但し石打を印地打といふは、右に擧げたる書に

處なければ、恐らくは中絶したるものならん、然らばこれより幾百年後の室町時代に生じたる印地打を以て其遺風と見んは、當れりとはいふべからず、但し石打を印地打といふは、右に擧げたる書に

が後には端午即ち五月の節句に行ひ、なほ大人もこれをなすこゝなりたり、年中行事大成に、古へ京師の兒童柳の小太刀を腰に横へ、頭巾を着し、山伏の體に擬へ、曉に及んで、鴨川の邊に出、各左右に別れて隊を成し、左右一同に礫を打合相戰ふ、是を印地打といふ云々、後には大人相混じ、甚しきに至りては眞劍を相接へ、傷損する者多し、於是寛永年中より一圓に停止せられ此事止みたれども云々」と見え、東照宮實紀附錄に、五月五日兒童の戲とて、隊を分ち石もて打あふを、俚俗にいんぢうちといふは、石打といふ訛のまこなまりしにて、ふるくより兒戲とせしは、全く戰國爭鬪の風、童部にもおしうつりしなるべし、君はまたいとけなくて、駿河の今川がもとにおはしける時、石打見そなはさんとて、近侍の者の肩に負れ、阿部川原に出ませしに、一隊は三百人ばかり、一隊は百四五十人ばかりなり云々」とあるにて、この概略を知るべし、延享の時制禁せられしこと嬉遊笑覽に見ゆ、されど地方によりて、なほ後世まで其風を存したる所も多かりき、

インチヤリ　印地槍　穂に目貫穴をもまうけ、先をまげて目貫穴となしたる槍をいふ、印地は員數

といふ訛の訛りたるにて數槍といふが如し、先を曲げて目貫穴となしたるも同じ物を多く造るに一々穴をもまんには、はか行かねゝ以て斯く工夫なしたるなるべし（瓦礫雜考）

インデン　隱田　「オンデン」と訓む、同條を見よ、

インド　印度　亞細亞洲の一國、身毒、靈旦西域、塵帝亞、天竺とも稱す[illegible]北はカフアリスタン、及び支那帝國に隣り、西は阿富汗及びペルシヤスタンと境を接し、南は印度洋に面し、東は支

那帝國逸羅國に界す、其廣袤凡百五十七萬四千四百五十萬方哩、北緯八度四分より三十六度に至り、東經六十六度より九十七度に達す[illegible]好望海角を回りて、印度へ航路を發見したるは、西曆千四百九十八年（後土御門天皇明應七年）葡萄牙人を始めとす、是より葡萄牙人海岸に於て次第に植民地を開くに至る、其後千七百年代の頃、和蘭人、英人、佛人、相踵で來り貿易場を開く、葡萄牙及び和蘭人の權力幾ばくならずして衰ふ、千六百十二年（後水尾天皇慶長十七年）英人始めて植民を爲せしに當りてや、彼千百四十五年デルヒに基礎を定めし「モガル」王朝、當に其權力の極度に達せしなり、然るに千七百七年（東山天皇寶永四年）「アウランゼブ」帝崩御の後、印度帝國は五裂の狀に陷り、混亂の際地方の副王等は、各其獨立を得んと務めたり、されば千八百年代の中頃に至りては、「モガル」帝の威は、帝國の内に行はれず、徒に虛器を擁して上に立つのみ、之と同時に英人は漸く勢力を印度に得て、佛人と優長を競ひ、各土侯と相提携して互に擯排を務めしが、千七百五十七年（桃園天皇寶曆七年）プラツセルの大戰以來、英人の勢力頓に盛んに、終に千七百六十五年には、ベンゴール及び中央印度に於て、英人最大なる權を振うに至る、南方印度にては、「マキツル」の君其獨立を守り固く屈せざりしが、千七百九十九年（光格天皇寛政十一年）セリンガパタム陷り、其獨立絕ゆ、其後マーラツタの戰爭起りしが、千八百十八年（仁孝天皇文政元年）終に征壓の功を了る、錫蘭島は、千七百九十六年和蘭人より一部を取り、土侯より他の部分を受けたり、アラカン及びテナセリムは、千八百二十五年緬甸人より之を取り、ペギユウは千八百五十二年に之を取り、ペナンゝ及びサエレスレキな

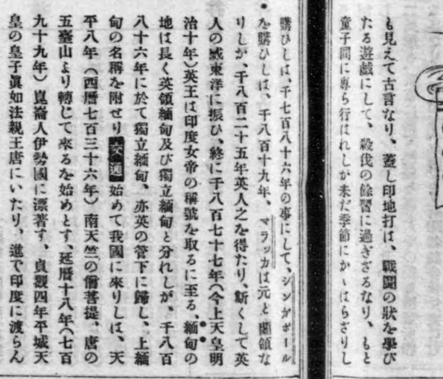

購ひしは、千七百八十六年の事にして、シンガポールなる購ひしは、千八百十九年、マラッカは元と蘭領なりしが、千八百二十五年英人之を得たり、斯くして英人の威東洋に振ひ、終に千八百七十七年（今上天皇明治十年）英王は印度女帝の稱號を取るに至る、緬甸の地は長く英領緬甸及び獨立緬甸、赤英の管下に歸し、上緬甸及び獨立緬甸と分れしが、千八百八十六年に於て獨立緬甸、始めて我國に來りしは、天平八年（西曆七百三十六年）南天竺の僧菩提、唐の五臺山より轉じて來るを始めとす、延曆十八年（七百九十九年）崑崙人伊勢國に漂著す、貞觀四年平城天皇の皇子眞如法親王唐にいたり、道で印度に渡らんとし、七年長安を經て雲南より流沙を渉り、羅越國に入る（今の老撾）、此地に於て猛虎の爲めに噬まれ竺に入りしともいふ、爾來交通のこと詳かならず、天文十九年（千五百五十年）僧了西、印度に至り佛教を學び、兼て製革の法を受け來る、寛永の頃天竺德兵衛等の到りしは、暹羅國なり、それより以前、南蠻人との交通甚だしきを見る、或は其間に於て、印度との交通ありしや未だ詳かならず（萬國地理、萬國歷史、來覽異言）

井ンノウチノメシツギドコロ　院内召次所　「キンノメシツギドコロ」を見よ、

井ンノウマヤ　院厩　「キンノミウマヤ」を見よ、

井ンノクモン　院公文　院中の職員にて、年貢の事を掌る、

井ンノクラウド　院藏人　院に奉仕せる藏人をいふ、四位五位四人あり、非藏人は雲靑殿（「エウゼンヒクデン」參看）にて、總て禁中の藏人非藏人に同じ、又所衆も設けり（職原抄後附）

井ンノゴ・ショ　院御所　上皇、若くは法皇の御居所を云ふ、又結射の山、綠の洞、下居の宮、仙洞、仙院、洞中、嬉洞、炎山、芝硎ともいふ、（有職小說、故實拾要）

井ンノゴフクドコロ　院御服所　上皇、若くは法皇の御裝束の事を掌る所、別當を置きて事を掌らしむ（拾芥抄、職原抄後附）

井ンノシツケン　院執權　[illegible]院中の政務を總攬するものを云ふ、別當の内より之に補す、[illegible]白河法皇、伊勢平氏忠盛及び源義家の驍勇を愛して之を親近し、昇殿を聽して院の執權とす、これ院執權の始めなり、初めは別當の内專ら事を取扱ふ者を云ひしが、後には一の職掌となり、後深草院以後は、二人以上、多き時は六人に及びし事、洞院家記に見えたり、尙ほ「キンノベツダウ」參看すべし（拾芥抄、洞院家記）

井ンノシツジ　院執事　院別當に同じ、「キンノベツダウ」を見よ、

井ンノシユテンダイ　院主典代　院中の職員、錄事の官なり、院宣院中の政等を記錄する事を掌る、官人の中文筆に堪へたる人を以て之に補す、又藏人の出納を以て任ずることあり、二人以上七人の時あり、代字は、新增經注職原抄に、代字無殊子錄云天子宰公之人、又號院判官、主典也、禁禁中官與三院家官、勘檢、故加代字（職院判官主典也）とあるにて明なり（江次第、洞院家記）

井ンノショウテン　院昇殿　上皇、若くは法皇の御所に昇殿を許さるゝを云ふ、

井ンノセイメン　院西面　院中の職員、院の警衛を掌り、從て盜賊を追捕す、西面武士の名稱、

又ニシガモとも云ふ、北面に對するなり、院御所の四面に伺候する故に名づく、武勇の聖を撰び之に任用す、後鳥羽院の時、始めて之を置く、承久記に、四面は、この院(後鳥羽)の御字にはじまりぬ、又々關東へ仰せて、弓とりのよからんものを十人ずゝりて參らせよとめされしかば、うけたまはると申して、津田筑後六郎、靜間者孫、兵衛彌五郎、筑井兵衛太郎、萩野三郎六人を參らせければ、上皇淺からずおぼしめしけり」とあり、承久三年以後廢す、

井ンノチヤウ 院廳 ［考證］上皇若くは法皇の政を行ふ所を云ふ、又女院にも院廳あり、廳は役官廳或は役所と云ふが如し ［職員］別當、執事、年預、判官代、主典代、官人あり、後深草院以後應年二人を定め、後小松院以後大別當を置く ［四條院御時］嵯峨天皇位を遜れて後に嵯峨院に居す、仁明天皇承和二年刑部大輔安倍安仁を上皇に侍ぜしめ、院の別當とす、是れ院廳の權與にして、白河天皇遜位の後、院に居りて政を聽き、天下に號令せしに始まる、又女院廳には、正暦二年九月十六日皇太后詮子出家して院號を給ひ、院司を置きしより始まる、（三代實錄、女院小傳、職原抄後附、名目抄）

井ンノチヤウクワン 院廳官 公文、院掌等の總稱、又官人とも云ふ、六位の人を以て之に補す、公文は院廳の事を記し、太政官の史生の如し、院掌は官掌の如く、院廳の警固を掌る（名目抄、職原抄後附、標注職原抄）○東等の事を掌る、山丞記文治五年十二月十九日後白河法皇六條殿御移徙の條に、到三六條殿東四足門一放牛、廳官八人布衣平靴、引三入御車宮立御車云々、下御之後引二出御車一（今夜不レ聞二御車說東一）遂二召次一（今二寸語ヲ之又宣牛舟立强構廳官等者三衣冠、後ヶ之）云々とあり、

井ンノチヤウノクダシブミ 院廳下文 院の旨を奉じて院總の官人等連署して下す文書、昔に院廳下とあり、別當判官主典代は必ず署判す、廳官は時に應じて少きは五六人、多きは三四十人連署す、大概上下二段にして、上段は四位以上、下段は五位以下署するを一般の例とするが如し、左に一例を示す、

院廳下　丹波國吉富庄官等
可早以當庄爲神護寺領等
右件庄內於字部郷者、依源氏進領、前左兵衛佐頼朝朝臣申請、所寄附寺也、至于新庄、有別御願、同所施入也、者以件郷并庄可爲神護寺領之狀所仰如件、庄官等宜承知勿違失、故下、
元暦元年五月十九日　主典代織部正兼皇后宮大屬大江朝臣（花押）
別當大納言兼皇后宮大夫藤原朝臣（花押）　判官代勘解由次官兼皇后宮權大進藤原朝臣（花押）
權大納言藤原朝臣（花押）　木工頭平朝臣（花押）
民部卿藤原朝臣（花押）　右衛門權佐藤原朝臣（花押）
權中納言兼左衛門督藤原朝臣（花押）　左衛門權佐兼皇后宮大進藤原朝臣（花押）
參議修理大夫藤原朝臣（花押）　右少辨平朝臣
參議左大辨兼近江權守藤原朝臣（花押）
大藏卿高階朝臣（花押）
右京大夫藤原朝臣（花押）
從三位平朝臣（花押）
左近衛權中將兼加賀權介源朝臣（花押）
修理左　城使左中辨兼皇后宮亮藤原朝臣（花押）
造東大寺長官右中辨藤原朝臣（花押）
式部權少輔藤原朝臣（花押）
權右中辨藤原朝臣（花押）
（神護寺文書）

家記に、寛元四年二月十三日、今夜院廳始、院司頼川大納言具實、土御門大納言顯定、吉田中納言爲經、新宰相定嗣、着二殿上一（不レ居二饗云々、代々居レ之歟、疑久不レ居之由、見二資實記一之由、新宰相稱レ之云々、可レ尋）覽吉書、各加二實名一云々、次別當內藏頭惟忠朝臣、參河守房名朝臣、右衛門尉藤原重

井ンノチヤウノネンヨ 院廳年預 「キ

井ンノチヤウハジメ 院廳始 院廳官人人の候する所を云ふ、雜々の御用を勤む（職原抄後

□各着座、有三獻云々」と見えたり、

井ンノツカサ 院司 院司「キンウ」を見よ

井ンノツカヘドコロ 院仕所 院の召仕

階、同大全、增注職原抄）

井ンノツクモドコロ 院進物所 上皇若くは法皇の朝夕の御膳を調進する所を云ふ、禁中の御厨子所に同じ、三中口傳に、膳所名事、大內名三御厨子所二院中號三進物所一と見え、榮花物語玉のかざりの卷に、枇杷皇太后崩御の時、三條院進物所かれやすが、渴をわかして送上たる事見えたり、拾芥抄、職原抄後附に、進物所御厨子所と別々に掲げ、增注職原抄に、進物所は外來の進物を置く所、御厨子所は朝夕の御膳を調進する所と云へるはいかゞあらん、職員に預ありし事は、山丞記、吉記、文治五年十二月十九日の條に見えたり、

井ンノデンジヤウビト 院殿上人 院の昇殿を聽されしものを云ふ○御讓位記寛元四年正月二十九日の條に、殿上人四十五人被二仰下一云々、在位之時殿上人被二撰定一、先例皆渡之、建久、被二追從例一歟云々」と見えたり、又女院にも殿上人あり、

井ンノテンソウ 院傳奏 ［職員］院中の職員、人々の請願等を取次き奏聞し、又院の旨をうけ傳へて下に達する事を掌る、多くは院司別當の中、納言參議辨官を以て之に補す、稀には北面の武士傳奏せし事あり ［四條院御時］鳥羽院の時、北面武士季範季賴父子、院近く召仕はれ、傳奏する折もありけり」と、源平盛衰記に見えたれば、是より以前既に在りしなるべし、後白河院の時吉田經房を院傳奏とし、源頼朝天下の權を得るに及び、後白河法皇に奏請するに當經房をして傳奏せしめたり、源平盛衰記に、吉田中納言經房卿なれば、其比は勘解由中納言と云き、廉直の性食に顯し、忠眞の譽隱なければ、源二位今度院奏し讓るは、大小事向後經房卿を以て、奏聞すべき由申されたり、平家の時も大事をば此卿に申合され き、故太政入道の、法皇を鳥羽殿に籠奉り、後院の傳奏假かれし時は、八條中納言長方と此大納言と二人をぞ別當には成けるゝ云々」と見えたり、山槐記によれば、後院の別當は治承三年十二月にて、長方は參議、經房は左中辨なり、玉葉、吾妻鏡によれば、左大辨光長も又經房と共に院傳奏たりしが如し、是れ武家傳奏の起る始めなり、洞院家記には、院の別當の中一人、雜務傳奏、又雜事奉行たりし事見えたり、後宇多院の時には增して七人を置きしこと園歷記に見えたり、

井ンノネンヨ 院年預 院中の職員、執事に次で院中の雜務を行ふ、又單に預とも云ふ、年預とは別に其職あるに非ず、公卿別當、四位別當、主典代より二人を撰びて、一年交替に專ら其事に預るなれば、後院の別當には成けるゝ云々」と見えたり、山槐記によ云ふ、玉葉に、公卿年預四位年預あるにて知らる、後深草院以後執事執權を區別するに及びて、總に職と云ふ、玉葉に、公卿年預二人院廳年預二人を置き、公卿を以て議、經房は左中辨なり、玉葉、吾妻鏡によれば、左大辨光長も又經房と共に院傳奏たりしが如し、是れ武家傳奏の起る始めなり、洞院家記には、院の別當の中一人、雜務傳奏、又雜事奉行たりし事見えたり、後宇多院の時には增して七人を置きしこと園歷記に見えたり、

井ンノハイレイ 院拜禮 毎年正月元旦院の御所にて行ふ朝賀の儀式を云ふ、其式は概れ小朝拜に同じ、白河天皇が延久五年正月一日、後三條上皇の御所へ朝賀せられしは史に見えたる始めなり、大府記に、一日辛巳、院拜禮、午刻諸卿以下參集、次參三畫御座庇御簾、（五ヶ間）次御出（直衣御裝束也）次關白前太政大臣右大臣并大中納言參議以上、三列庭中、次殿上四位以下、別當判官代等、一列拜舞了之後從二上臈一次第退出」とあり、

井ンノハウグワンダイ 院判官代 院中の職員、雜內の事を糺判し、文案を讀し、籍失を勘へる事を掌る、五位判官代、六位判官代あり、五位は五位藏人、六位は六位藏人を以て之に補す、大藏五人以上七人、其內六位判官代は藏人四人を以て補せらるる例なり、女院の判官代は之に準じて知るべし（江次第、洞院家記）

井ンノワドノ 院文殿 ［職員］院にて訴訟を決斷する所を云ふ、禁中の記錄所に同じ、百寮訓要抄に、院の御治世の時、諸人の訴訟を決斷せらるる所也」とあり、文殿はもと文書等を納めし所なり ［職員］評定衆（或雜訴衆）開闔、職事、寄人等あり、公卿、諸儒及び才器の人を撰び用ふ、評定衆は大臣公卿等を補し、一ヶ月數回日次を定めて、參會議定せしこと、吉續記勘仲記に見えたり、增鏡秋のみやまの雲に、院の文殿議定所にうつされ評定衆などせう〳〵かはるもあり云々」と見えたり（拾芥抄、名目抄、職原抄後附、式目抄）

井ンノベチナフシヨ 院別納所 別納とは、拾芥抄に、大藏省納物割十分之二爲二別納一」と見え、江次第一院雜事に、別納供二御飯一（勅子田地子）とあれば、院の供御米の事を掌りし所なるべし、

井ンノベツタウ 院別當 ［職員］院中の職員、院の諸事を總理する長官 ［四條院御時］承久中別當夫輔安倍安仁を、嵯峨上皇の別當となしゝを始めとす、其後增して公卿別當二三人となり、四位五位別當四人以上となる、其內公卿別當の內必ず一人は御厨別當となり、又專ら院中の事を取扱ふを執事とし、傳奏を掌る を雜務傳奏、又は雜事奉行とし、四位別當中一人を年預となす、後深草上皇以後後小松院まで、公卿別當を執事、執權年預、應年預と分ち、四位五位の別當を置かず、執事の內一人は世々西園寺家の職となる、其後別當執事年預ありて執權を置かざりし事、又院廳に大別當を置きし事職原抄後附に見え

たり、執事、執権名を異にするも其實は同じ、業資記に、寛元四年正月二十九日、今日有二譲位事一、予補二院司一、可レ奉二行萬事一之由、兼有二勅定一、是可レ謂二執事一歟、然而先例或他人兼レ爲二執事一、或禁之者一人又奉二執権一、今此儀也、以二不官人一、無二此執権一歟、知二家之餘積一、太以過二運分一云々」とあるにて明なり（洞院家記）

井ンノホイハジメ　院布衣始　太上天皇が尊號の後、始めて御烏帽子布衣を着せしめ給ふ儀式を云ふ、中御記に、治承四年三月四日今日新院令レ着二始御烏帽子一給云々」、二十卷部類に、寛元四年二月十六日上皇着二御布衣一、白浮綾狩衣紫繊物奴袴御立烏帽子云々」と見えたり（名目抄）

井ンノホクメン　院北面　院中の職員、院中を警衛する武士を云ふ、北面武士の略稱、又キタオモテとも云ふ、院御所の北面に居する故に名づく、上下に分る、四位五位を上北面、六位を下北面と云ふ、白河院の時始めて置く、墨管抄に、此御時（白河）院中に上下の北面を置れて、上は諸大夫、下は衛府所司ゆゑ多く侯へば、下北面御幸の後には、簡貧ひてつかうまつれり云々」と見た、又源平盛衰記にも此時始まり事を云へり○北面を任ずる時を北面始と云ふ、洞院家記寛元四年二月三十一日の條に、院上下北面始也、上北面二ヶ間、爲二北所一、懸二紺垂布一、立二朱漆盤一、（撤足）先筥日被二注下一、突名、廊相二稱之一、上北面左馬權頭以長朝臣、左京權大夫經朝朝臣、已上衣冠參入、書二着到一、退出、下北面二十人（此中五位友兼、行範、宣季、遊義、重賢（已上三人五位財也）、殘十五人六位也、各被二召名一、爲二漢代輩一云々）

井ンノミウマヤ　院御厩　院厩職院中の牛馬を總管する役所を云ふ、別當は長官、概ね院の別當之を兼ね、後白河法皇の厩別當は、源義經藤原能保が勤めし事、源平盛衰記、吾妻鏡等に見え、後深草院以後は、四圓寺家代々此役を兼ねし事、洞院家記に見えたり、案主は、横濱を主り、舎人は飼馬の事を取扱ひ、居飼は牛馬を飼ふ役なり（洞院家記、着芥抄、名目抄、職原抄後附）

井ンノミズ井シンドコロ　院御隨身所　院中を守護する武士の詰所、前後を警衛し、又院中を守護することを掌る、隨身は御隨身の略、近衛將曹二人、府生二人、番長二人（已上藤原）馬、近衛八人（已上歩行）合せて十四人とす、後世は近衛六人となれり、御隨身を置かれし後、御隨身あり、御隨身を召して樂を賜ふ、洞院家記に、寛元四年三月十三日今夜院御隨身所始也、左右將曹以下（藤原）兼、番長、番長、白狩衣、各帯二号箭一、候二中門一、御着所の條に、文覺在俗の時、遠藤三郎もりとうとぞ云ける、上西門院の素にて、後には武者所に參たりけれども、遠藤武者とぞ云し」、又同條紫中亂入の段に、安藤右馬大夫布宗當職の時武者所にて鬢ゆるが云々」と見えたり、

井ンノメシツギドコロ　院召次所　院の召次の居る所を云ふ、山槐記、吉記には内召次所と云へり、召次は院中の雜事を勤め、時を奏する事を掌る、又院御幸の時に供奉せし事、榮花物語に見ゆ、職原抄大全に、院中厩舎時居、御車中、勅二仕候水等一と見えたり、御坪の中に伺候する故に名づく、又召次長あり、年勞のものを爲す（西宮記、增注職原抄）

イムハタドノ　斎機殿　斎み潔めたる機殿の義にて、神に奉る御衣を織る屋舎をいふ、神代紀に、斎服殿なよめり、

インバノコホリ　印幡郡　下総国古くは印波と書す、先仁天皇天應元年正月印幡郡あり、和名抄に、八代（ヤツシロ）印幡（インバ）、香美、三宅（ミヤケ）長屋（ナガヤ）、鳥矢（トリヤ）、吉高、船橋（フナバシ）、豆塚（ハツカ）、餘戸の十一郷あり、中世印東印西二郡に分ち、應長の頃荘名となる、江戸時代の初、舊に復す、正保國帳に作り、今復舊に從ふ、地誌提要「イバ」とよむ、明治二十九年三月印旛郡及び下埴生郡を廢し、印旛郡を置く（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

インバン　印判　印と判とは各異なれり、印とは印章を云ひ、判とは書列を云ふ、後世唯印の事をも印判といへり、「インシヤウ」、「カキハン」を看、

イムヒノゴハン　忌火御飯　毎年六月十一月十二月の朝日、早朝に内膳司より獻上する御飯を云ふ、火を忌む意、神事を司る者、不淨の火を打かへ御飯を炊きて供ふる故にかく云ふ、四宮記に、六月一日早旦、供忌火御殿四種例殿御薬用土參御

發、四種物御食片殿、ともあり、其原因は祭行天皇の時に始まると云ふ（江次第、公事根源）

イムヒヤ　忌火屋　伊勢神宮にて、忌火をきり出す屋をいふ、長二丈、廣九尺、高八尺の構造とす（大神宮儀式帳）

インブクモン　般富門　院外郭門の一、西近衛の門とも稱す、西面の門にて四大宮大路に通ずる方の北端に在り、藩塀門の北に位す（中原師遠記）、桓武天皇延暦十三年宮城經營の時、尾張伊都部氏之を監營す、依てこの名あり、五間の戸三間の大さにして、門衛には右衛門府之を守ろ、長和四年八月、及び寛仁四年七月大風の爲めに顚倒せることあり（拾芥抄、大内裏圖考證）

インブクモン井ン　般富門院　後鳥羽院皇子、後白河天皇第一皇女、母は從三位成子、後鳥羽天皇の准母たり（歴代皇紀）、久壽三年四月内親王となり、即日伊勢齋宮となる、保元三年八月退下、壽永元年八月皇后宮となり、文治三年六月院號を賜ふ、建久三年十一月出家、眞如理（或は眞如覺）と云ふ、建保四年四月崩ず、年七十八、法金剛院東新御堂に葬る（女院小傳）

井ンフタギ　讃寒（掩讃）　詩句の韻字を塞ぎて、其文字を推當てゝ、勝負を爭ふ戯れをいふ、學舎塾中の人々の遊びごとなりと云ふ、枕草子に、ねんふたぎのあけどもふたがれと見え、又源氏物語に、ねんふたぎすべきに、集ども携いでゝ、こなたなるつしにつむべきことなどの給はせて」など見えたり、今左に一例を示す（河海抄、榜訓菜、雙肩）

主人不相識　偶座尋林□
寒漫懲沽酒　瀛中自有□　韻字フサギ

インブモン　般富門　「インブクモン」と年

インブモン井ン　般富門院　「インブクモンキン」を見よ、

イムベ　斎部（忌部）　神祭を司り、或は、祭器を作りし部曲をいふ、其長を斎部首といふ、「イムベ」を見よ、

イムベ　忌部　伊勢大神宮四姓の使の内、御幣帛の役をいふ、宣命詞に、大幣令二捧持一云々」とあり（地下諸役人記）

イムベウヂ　斎部氏　初め忌部氏と書す、高皇産靈尊の子天太玉命より出づ、姓に宿禰、連、首、造等あり、宿禰は右京に貫す、初め皇孫瓊々杵尊の中國に降むや、太玉命天兒屋根命と共に神應を奉齋す、書部氏の神事を掌る是より始まる、其孫天富命眞榮を修して名聲を樹さず、孝德天皇の時、小華忌部首佐賀斯神官頭となる、天武天皇八年首色佛に連を賜ひ、十二年改めて宿禰となす、淳仁天皇の時、忌部首諸廣呂に連、同姓諸麻呂を造となす、中世に至て忌部氏甚だ衰へ、中臣氏獨盛なり、平城天皇の世忌部宿禰廣成登慎して古講拾遺を著はして之を上る、然れども子孫又復興する能はず、淸和天皇の時、神祇權大祐忌部宿禰高善、齋部と改む、二條天皇の時神祇大祐明友同小祐孝重に課ひられ、沈淪數年、僅に中理し、氏長者となる、齋部氏益々衰ふ、後醍醐天皇の時、天日鷲命は紀伊忌部の祖となる、其中阿波忌部の祖、彦狭知命は紀伊忌部の祖、天日鷲命は阿波忌部氏の祖、手置帆負命は讃岐忌部氏尤も著はる、後鳥羽天皇の時大家氏長者となる、世々木綿及び麻布を貢して大嘗會に供す、其爵に三木氏あり（書紀、古講拾遺、三代實錄、姓氏錄）

イムベデン　斎部殿（忌部）　大内裏の内神祇官八神殿の北にある殿舍をいふ、祇殿、西屋、刀鍛殿、祇部殿とも書す、一に宿所と名づく、東西二間南北一間、神殿の如く御簾を掛け、壁代を引き、褥床を立て、榊木を安す、又云ふ、祇部殿は、御厨等の宿所にて、後世御子等神殿と號し斯絶を致すの所なりと（大内裏圖考證）

インベノジンジヤ　忌部神社　阿波國麻殖郡德島（現今德島市宮田浦町二軒屋町）天日鷲命を祭る、陽成天皇元慶七年十二月果遂從四位下と爲る、醍醐天皇延喜の制名神大社に列し、月次新嘗の二祭に預る、明治四年五月國幣中社に列せられ、しかど、所在不分明の爲め、七年更に實檢して麻殖郡山崎村鎭座天日鷲神社なることを確め、七年十二月社號を復し、祭典を行ふ、祭日十月九日（神祇志料、官國幣社一覽）

イムベノヒロナリ　斎部廣成　正六位上に叙す（古講拾遺從五位下となす）斎部氏は中臣と共に世々祭祀に預る、寶龜中狩來伊勢宮司、遣伊勢宮、大嘗宮、其他殿祭、門祭、大神宮奉幣使等總ての大祀に、中臣氏獨り預りて、斎部氏預らず、其勢振はず、廣成深く神道の衰を慎り、斎部氏の顯を極き、徹然復古に志あり、論々卒城天皇召して舊説を奉れる、廣成古講拾遺一卷を著はし、中臣、猿女、斎部諸姓の來歴を述べ、斎部氏父朝廷の大祀に預らん事を獻言す、時に大同二年二月十三日なり（古講拾遺、大日本史）

インベヤキ　因部燒　「ヨシヤキ」を見よ、

インホ　蔭補　「オンホ」を見よ、

インホン　印本　印刷（インセツ）を見よ、

インメイモン　陰明門　「オンメイモン」を見よ、

インメイモン祭ン　陰明門院　「オンメイモンイン」を見よ、

インヤウシ　陰陽師　「オンヤウシ」を見よ、

インヤウノタチ　陰陽太刀　衛府の太刀と、鞘巻太刀とをいふ、王朝時代、朝廷武官の帶する野劔の太刀を、俗に衛府の太刀と云ふ、「エフ」の音、ヤウしと云ふに似たるを以て、陽と取り違へて、衛府の太刀を陽の太刀と云ひ習はしたり、又陽の太刀あらば陰の太刀もあるべしとて、鞘巻の太刀を強て陰の太刀と云ひ習はしたるなり、陰陽の太刀、曾て古事に所見なし、江戸時代に江戸の人の云ひ習はしたる由、四季草に見えたり、

インヤク　印鑰　印は天皇の御正印を云ひ、鑰は諸司の藏の鑰をいふ（名目抄）

インレキ　陰暦　暦の一種、大陰暦の略稱「コヨミ」を見よ、

インロウ　印籠　印形印肉を入るゝ具、印形を入るゝ籠の意、後には薬を入るゝ用に供し、終に禮服の時、腰に佩ぶるの具となる○小さき匣、三重四重或は五重にて、上の蓋は下の千日壺（タツセフタ）となる様に作り、緒に貫きて腰に佩ぶ、秋草に云、印籠と云ふ物も、古も有し物なれども、腰に佩るにはあらず、大體三寸五分四方許の重箱なり、雅楽などにしたるもの也、是は異國より渡りたる物にて、唐人の印并に印肉を入る箱なり、又同じ樣なる丸き重箱もあり、是は藥籠として異國にて藥を入るものなり、此二色共に此方にては遂棚の飾などに置物なり、腰に佩るを名印籠と云て、藥を入るゝ所の用は無なり、此物若し信長秀吉などの比、軍中の用意に、鐵の上帶に付る爲に作り出し物にて有べき歟、今も古き印籠に東山時代の毒箱なりと云ふ物なし、心得がたきもの なり、云々、安齋隨筆印籠藥箱の條に、篠ば堆朱堆漆螺鈿等種々あり、其形圓なるを藥籠と云ひ、四方なるを印籠と云ふしと云へり、此他本朝世事談綺、同正誤、嬉遊笑覽にも印籠の事あれど異說なし、

藏人所雜　　河内國丹南郡狭山郷內日置庄鑄物師等

應早進上鐵帶鐵以下御年貢事使

雜得件鑄物師等去月日解狀云號編人供御人鐵瑞鑪以下於御年貢可進上鋳鑄入供御人意趣者居住之所興福寺御領日置庄也任傳例有限所當官物之外無他役被雜役免除等又爲鐵費貢草中往反之間爲衙士井使廳下郡等依被取夫鋳事有煩仍爲遂件類各賜短冊諸國七道并京中市町和泉河內兩國市津往反之間爲遂件役注子細言上如件者件鑄鑪尤以可爲公用依請且爲雜役免除且仰左衛門府并使廳諸國七道可令免除件役之狀所勝如件敢勿違失故牒

仁安二年正月日

別當左大臣藤左近衛大將藤原朝臣　　出納明法生中原

頭左近衛權中將兼皇后宮權亮藤原朝臣　　藏人左衛門權少尉菅原

權右中辨平朝臣　　左兵衛權少尉藤原

左衛門權少尉藤原

防鑄河使左衛門權佐

勘解由次官藤原朝臣

イモカユ　薯預粥　山の芋の粥なり云ふ、大膳等に用ひらる、和名抄に、薯預粥、崔禹錫食經云、干薯蕷汁狀如海蜇、甘美、以薯預（ヤマノイモ）粥、和汁作粥、食之補三焦、和名以毛加由と見えたり、良安雜記に、北山記に云、雪見の酒の肴、いもがゆも申物也、山のいもを油にてたつして酒にする也、其為雪ひとつにてさし食ふと云ふ樣なり、是は公家衆の說なり云々、雅亮裝束抄に云、大將のあるじの事、大きやうの饗應をばことはてゝ也ほゆかにおりいて着物をて、べちたかつきに折敷にしたるさかなくだものさゝらせ、またいもがゆなどまいらせて云々とあり、

イモノシ　鑄物師　鑄鐵鍋釜等の器具を鑄造する工人を云ふ、鑄師、いもと、鑄掛師ともいふ

とありて、鑄物のことは、早く神代よりありたれば、これを業とする工人も無論ありしなるべし、後ち崇峻天皇の元年三月に、百濟より鑪盤博士將德白、味淳の二人來れること見ゆ、此頃よりして漢土の技術我邦に入り、專で佛教の莊嚴と共に益々發達し、遂に今日に至る、大寶の制大藏省に典鑄司を置き、金銀銅鐵を鑄造することを掌らしむ、平安朝の末年には、公用の爲めに鑄造する者に對し、藏人所の廳を與へて、雜役を免じ、且つ諸國往還の自由を許したり、六條天皇仁安二年の牒を前頁に示せば其一斑を知るべし（令義解、一話一言、東北院職人歌合註）

イモノツカサ　典鑄司　職員令大藏省の被官、金銀銅鐵を鑄造し、瑠璃を除飾し、及び玉作工戸の戸口名籍を掌る職員令正一人正六位上、伯一人從七位下、大令史一人大初位上、少令史一人大初位下、雜工部十人、使部十人、直丁一人、雜工戸職員令抄文武天皇大寶元年制定す、光仁天皇寶龜五年廢して內匠寮に合併す（令義解、官職紀抄後附、職官志）

イモン　衣紋　「エモン」を見よ、

イモンノツカサ　典鑄司　「イモノツカサ」を見よ、

イモンノハウ　異文袍　大臣家の人、大臣となりし以後着する袍を云ふ、地は紫斗地にて、裏は普通物なり、綾束抄に、異文と云は大臣になるまでは其家の例により輪違を用ひ、大臣になると異文と云ふ事あり、古の大臣になる家には、皆異文ありと云へり、其文は家々により異にす、即ち左の如し、

九條家　寮內唐草　　四條寺家　丁子唐草

三條家　大龜甲　　洞院家　藤、葡萄、藤丸

太炊御門家　龜甲　　花山院家　輪違

又歷永二年正月太政大臣足利義滿拜賀の時に桐竹を用ひ、唐輪家衆の折枝を用ひしと云ふ（裝束抄、三條裝束抄）

イヤジリ　鏃（礒自利）　鏃代、或は鏃物とも云ふ、利は留志の約にて、禮のしるしと云ふ意なり、古事記安康記に、爲二其絃之鏃物一令押木之玉鏃「賀獻」とあり（古事記傳）

イヤヒコノジンジヤ　彌彦神社　彌彦山の麓○本國の一宮、現在國幣中社、祭神天皇の時、武天皇の時此土に降臨し、賊を征討し民を赤火塗炭の中より救ひ、田野を開きて農桑の業を勸め、衣食足らしめ、禮節を教へ給ひ、其餘烈久しきに及べり、是を以て國人皆其德に感じ最も尊敬す、淳和天皇天長十年七月名神に預らしむ、本國旱疫ある毎に、此神よく雨を降らし病を救給ふを以てなり、承和九年十月從五位下を授け、貞觀三年八月從四位下を給ひ、延喜の制名神大社に列る、明治四年五月國幣中社に列す○末社に武奥、船山、草薙、今宮、鶴、乙子等の神あり之を六王子といふ、社司二十戸、六人の定官あり、二月二十八日、五月十四日、十一月二十三日を祭日とす（伊夜比古神社記、神祇志料、官國幣社一覽）

イヨコザネ　伊豫小札　「コザネ」の一種、形、鉢付の小札の如くにて一文字に切り、其端を圓くぜるもの、

イヨス　伊豫簾　伊豫國より作り出す麁ないふ（古來浮穴郡久萬山地方にて製作するもの最名あり）細莖の蘆を以て編む、番匠下樣の家田舍びたる所に用ひしと見え、源氏物語に、多くは賤しき所田舍めきたる家の所に見えたり（倭訓栞、安齋隨筆）

イヨノクニ　伊豫國　東は讃岐、東南は阿波、南は土佐、西北は海に至る、東西凡三十五里、南北凡九十五里、狹き處五里、南海道に屬す（國郡誌）石鎚の山脈東南に連亘して土佐を界截し、支脈西北に走りて國中を橫貫す、北方に島嶼羅列して山陽に接し、西方灘嶼參差し、西海道に對す（國郡誌古事記に、伊豫之二名島見ゆれど、是阿波、讃岐、伊豫、土佐の四國の總稱なり、古へ國府を越智郡に置く、今の古國分村）天慶中國藤原純友反して郡邑を刼掠す、藤原小野好古を以て追捕使となし來り討じ、純友降に伏す、治承の初國の豪族河野通清高縄城（温泉郡河野郷）に據り、平氏を拒て殺さる、子通信源頼朝に從ひ守護に補す、承久の役官軍に屬して封邑を失ひ、其少子通久僅に久米郡石井郷を領す、榮古の役通久の孫通有戰功あり、恩邑を復し對馬守に任ず、元弘の初通有の子通盛北條氏に附して敵封せらる、其族得能通綱、土居通增官軍に應じ、長門の探題北條時直を擊て之を破る、足利尊氏の反するに通盛之に屬して湯月城（温泉郡）に據る、延元三年朝廷四條有賞を以て國守に任じ、大館氏明を守護に補し、世田城（桑村郡楠村）に居て四國を經略せしも、得能土居二氏皆之に屬す、興國元年脇屋義助來りて國府に居り、南海の軍容を奮す、後にして來し、尊氏の將細川頼春來り襲と世田城を陷れ氏明之に死す、得能土居の諸氏皆離散す、正平六年尊氏終に通盛を以て守護とす、十九年通盛の子通朝歸順して細川頼之と戰ひ敗死す、其子通儀筑前に奔り征西將軍懐良親王に從ひ、其援を乞て故封を復す、天授中通儀襲撃し、其子通能再び足利氏に降り因て守護に補す、應仁の亂通能の孫通直四軍に應す、其再從弟通春港山（和氣郡三津濱）に據り東軍に屬す、並に於て河野氏二派となる、永正中通直の子通宣通春の子通篤を逐ひ悉く其

地を併す、是より先西園寺氏世々宇和郡を領し松葉城に居り、宇都宮氏吉多郡大洲に據り、河野氏と地を爭ひ戰鬪止まず、天正中土佐の長曾我部元親來り侵し、宇都宮豐綱を逐ひ、河野通直（通宣曾孫）を降し遂に其地を併す、十三年豐臣氏南征し元親の領地を削り、河野氏（通直）四國寺氏（公廣）の地を奪て小早川隆景に全國を賜ふ（三十五萬石）十五年之を筑前に徙し福島正則を湯月に（十壹萬石、後ち國府に徙る）加藤嘉明を松前に（六萬石）戸田勝隆を板島に封す、十八年正則を轉封し、國府を小川祐忠に七萬石を賜ふ、文祿中藤堂高虎代て板島七萬石に封ぜらる、慶長五年藤川氏祐忠の封を奪ひ、之を高虎に加賜し（共に貳十萬石）徙て今治に治す、又加藤嘉明の邑を增し（貳十萬石）徙て松山に治す、十三年高虎を伊勢に徙し宮田知勝を板島（拾貳萬石）に封じ明年臨坂安治を大洲に（六萬石、元和三年加藤貞泰之に代る）封す、十八年知勝罪ありて國除し、伊達秀宗之に代り（拾萬石）板島を改めて宇和島と稱す、寛永四年嘉明會津に徙り、松平忠知（瀧生氏）之に代り、十二年嗣なくして國除し、松平定行を松山（拾五萬石）に、松平定房を今治（三萬石）に、一柳直盛を西條（六萬八千石）に（後ち松平頼純之に代る）封す、直盛尋で二千石宋を川江（貳萬八千石）に（寛永九年封を收めらる）三千石頼を小松（壹萬石）に分封す、其餘大洲の支封を新谷（壹萬石、加藤貞泰二男直泰）となし、宇和島の支封を吉田（三萬石、伊達秀宗の五男宗純）となす、凡て八藩、明治維新廢して松山宇和島二縣を置き、又改稱して石鐵神山と云ふ、尋で之を合併して愛媛縣を置く（地誌提要）古より管郡の變遷左表の如し、尚ほ詳しくは各郡の條を見よ（地誌提要、郡名異同一覽、風土記沿革考）

郡名	郷名	郡名考（地誌提要）	郡名考（郡區編制）	郡名考（新郡區編制）
喜多（ニ）	宇和（ヲ）	同（ゲコ）	同（ゲコ）	南宇和
	同	同	同	北宇和
	同	同	同	東宇和
	浮穴（ウキナ）	浮穴ノ下浮穴ノ上浮穴（ウキナ）	同（ウキナ）	四宇和
浮穴（ウキナ）	浮名（ウキナ）	浮穴ノ下浮穴ノ上浮穴（ウキナ）	同（ウキナ）	四宇和
	伊豫	伊豫	伊豫	伊豫
	久米	同	同	温泉
	温泉（ユ）	同	同	温泉
	和氣	同	同	温泉
	風早	同	同	温泉
	野間	同	同	越智
	越智	同	同	越智
	桑村	同	同	周桑
	周敷	同	同	周桑
	新居	同	同	同
	宇摩	宇摩（ウシマ）	宇摩	同
	宇麻（ウシマ）	宇麻（ウシマ）	宇摩	同
	宇麻	宇麻（ウシマ）	宇摩	同
	宇摩	宇摩（ウシマ）	宇摩	同
	宇摩	宇摩（ウシマ）	宇摩	同
	新居	同	同	同
	周敷	同	同	周桑
	桑村	同	同	周桑
	小市	越智	越智	越智
	怒麻	野間	同	越智
	風早	同	同	越智
	別	和氣	同	温泉
	溝	温泉	同	温泉
	久味	久米	同	温泉
	伊豫	伊豫	同	伊豫
	浮穴	浮名	浮穴ノ下浮穴ノ上浮穴（ウキナ）	上浮穴
	浮穴	浮穴（ウキナ）	同（ウキナ）	上浮穴
	浮名	浮名	浮穴ノ下浮穴ノ上浮穴（ウキナ）	四宇和
	浮穴	浮穴（ウキナ）	同（ウキナ）	四宇和
	伊豫	伊豫	同	伊豫
	久米	同	同	温泉
	温泉（ユ）	同	同	温泉
	和氣	同	同	温泉
	風早	同	同	温泉
	野間	同	同	越智
	越智	同	同	越智
	桑村	同	同	周桑
	周敷	同	同	周桑
	新居	同	同	同
	宇摩	宇摩（ウシマ）	宇摩	同
	宇麻（ウシマ）	宇麻（ウシマ）	宇摩	同
	宇麻	宇麻（ウシマ）	宇摩	同
	宇摩	宇摩（ウシマ）	宇摩	同
	宇摩	宇摩（ウシマ）	宇摩	同
	新居	同	同	同
	周敷	同	同	周桑
	桑村	同	同	周桑
	小市	越智	越智	越智
	怒麻	野間	同	越智
	風早	同	同	越智
	別	和氣	同	温泉
	溝	温泉	同	温泉
	久味	久米	同	温泉
	伊豫	伊豫	同	伊豫
	浮穴	浮名	浮穴ノ下浮穴ノ上浮穴（ウキナ）	上浮穴
	浮穴	浮穴（ウキナ）	同（ウキナ）	上浮穴
	浮名	浮名	浮穴ノ下浮穴ノ上浮穴（ウキナ）	四宇和
	浮穴	浮穴（ウキナ）	同（ウキナ）	四宇和
	伊豫	伊豫	同	伊豫
	久米	同	同	温泉
	温泉（ユ）	同	同	温泉
	和氣	同	同	温泉
	風早	同	同	温泉
	野間	同	同	越智
	越智	同	同	越智
	桑村	同	同	周桑
	周敷	同	同	周桑
	新居	同	同	同
	宇摩	宇摩（ウシマ）	宇摩	同
	宇麻（ウシマ）	宇麻（ウシマ）	宇摩	同
	宇摩	宇摩

安永六年に至り増入墨の制を定め、最初の二筋と同じ大さの二筋を、更に加へて三筋と爲す、また諸國の幕府直轄地にて行へるものは、其刑多少づゝの相違あり、鋪藩にても、多くは幕府にならひて腕に文刺せしも、阿波、肥前、筑前、藝州の如きは額に施したり、詳しくは圖に銳きて見るべし（書紀、刑罪大綱錄、御定書百ヶ條、憲教類典、公案祕事、青標紙、德川政刑史料）

【傳考】（一）江戸、幅三分程二筋、引廻し筋間七分程アケ（二）伏見、長一寸三分程、幅三分、引廻し筋間七分竪四寸、幅三分程（四）大阪、左肱上、幅五分程、二筋引廻し（五）奈良、幅三分（七）堺、幅三分程、一筋引廻（九）郡代、幅三分程（十）増入墨、有來の入墨の上に一筋宛増す、

イレヒモ　入紐　裝束の「スソ」にある横幅の所へ、通し入れたる紐ないふ、中世巻の紐の「ツマ」に入紐あり、後世の巻には領にのみ入紐あるなり、江次第内辯細記寫に、此日二宮殿衣裳紋紐とあり、古今六帖に、紐草枕結ふとしけんよひ〳〵ほとけざりきやは下のいれひも云々」とあり（貞丈雜記）

イロ　倚廬　名義　天皇が喪に籠ちて給ふ御所を云ふ、御喪中は御精進にて假殿を造り皇居し給ふ、其本義は禮記喪服篇に、居二倚廬一寢苫枕レ塊哭晝夜無時云々、疏に、居二倚廬一、孝子所レ居在二門外東壁一倚レ木爲レ廬」とみえたるに出づ（禮記）もと磨土の制なりしが、中古我國に傳はりて一の儀禮となる、國史に始めて見えたるは、文德實錄嘉祥三年三月仁明天皇崩御の時、皇太子殿を下りて宣陽殿東廂倚廬に御すとあるを始めとす、當來行はる○倚廬の假殿は、常御殿より太刀の飾は黑漆、平緒鈍色にて絶なし、重服の時は平緒鈍色の絹を帖む、常の平緒よりせばくすゝむ、總井に緣なし、皆別記後土御門天皇崩の條に、十二月

十一日辛巳、天晴今夜倚廬渡御也云々、倚廬御所以二對東妻爲二其所一云々、竹御帳一間也、疊二帖敷之（疊緣黑染布也、濃鈍色歟）御帳布也、鈍色黑染也、天井以紙糊之天井ふち竹也、以紙糊、結寄也、御帳東面與二南面一無二隙一、帳（以東面爲二本面一）御帳裡作、小几十一基一立之、御帳同レ上、御帳者皆數二廻鋪一、女房以下帳二其上一（但女房床疊一帖南面方數之也）四方壇屏張帳、天井同二御張天井一也、御帳中天非者出納之所役也、仍張レ之歟、竹のふち、竹の柱等は、御大に沙汰之、倚廬東第一間（南面）君臣共出入之口也、以二沙間一爲二通路一、懸帳（鈍色布也）以二四第三間（南面）爲二女房出入口一也、不懸帳、御膳等同自二此口一供御也、御座間後北方爲二番衆之所一、御湯殿並御膳等自二此所一爲二御通路一也、番所後方北一間爲二殿上一也、と見えて、其一定なる知るべし、上に圖を示す、

イロ　喪衣（素轉、縗衣）　喪の時に着する白衣を云、遠歩色莫集に、裏衣中陰之時着也、とあり、

イロイロ　色々　鶯の色目の名、其鶯の色、樣々にして一定せず、假字說束抄に、色々濃色一ッ、薄黃一ッ、紅梅一ッ、蘇山吹一ッ、萬濃蘇芳一ッ云々、同片假字附、傳注に、色々の重ね樣は樣々なり、必是一定ならず云々、女官飾抄に、色々五ッ濃色、紅梅、朽黃、蘇芳、山吹云云、とみえて、玉藻各其色智りたらば何色にても色々と稱する事なり、但其中にも多くは假字抄女官飾抄の如き重ね樣を用ふるなるべし（殺青色葉）

イロイロヲドシ　色々威　威縅の一種、五色糸に間色を、幾色にも染めて威したるないふ、色の數、色の順共に定りなし、只色を等ばざる樣に配置す、又間も狗も草摺も、一段毎に色を替へて威した

るなりと、節に段々縅とも稱す、威（チトシ）參看、（客用記）

井ロク　位祿　名義　官人五位已上に給ふ祿なり云ふ（恐解）大寶元年始めて制定す、京都にて之を給す、其差等左の如し、

正四位下　絁十匹　綿十屯　布五十端　庸布三百六十常
從四位　絁八匹　綿八屯　布四十三端　庸布三百常
正五位　絁六匹　綿六屯　布三十六端　庸布二百四十常
從五位　絁四匹　綿四屯　布二十九端　庸布百八十常

（補記）慶雲三年四位祿を食封となす、元正天皇養老元年始めて五位に叙する時、祿の目に會へば給す、聖武天皇神龜五年外五位の位祿を定めて、内位の中を給し、女は三分一を給ふ、故無く一年缺勤せば給を停む、尋で諸國郡司年人の外五位には若當主にて給せしむ、稱德天皇天平寶字三年太宰府陸奥出羽官人の位祿同じく本土にて給し、畿内は内官に準じて京庫物を給す、桓武天皇延曆十一年位祿は自今大藏省に至て受け、若し至らざれば空正蓬之を補さしむ、平城天皇大同二年四位食封を停めて位祿となす、三年是より先増して、正五位、絁八匹、綿八屯、絹二十六絇、布四十八端、庸布五十四段、從五位、絁六匹、綿六屯、絹二十絇、布三十六端、庸布四十段、外正五位、絁四匹、綿四屯、絹十三絇、布三十四端、庸布二十七段、外從五位、絁三匹、綿三屯、絹十絇、布十八端、庸布二十端となせしが、此時改めて令制神龜の格に復す、嵯峨天皇弘仁十一年目に依て給せしむ、尋で位祿を給ふ者、中務式部兵部の三省、給すべき人數を錄して、十一月十日太政官に申し、官趣目を造て進奏し、符を大藏に下して二十二日に給す、身外國にあるもの、及び國司は當國正稅を以て給す、延喜の制二十七國を定めて年料を輸して別に祖穀を納めしめて位祿に充つ、之を衆國と云ふ、夏で二十五國となす（令義解、續紀、三代實錄、三代格、延喜式、倉貨志）

井ロクザダメ　位祿定　名義　朝廷にて二月に吉日を撰び、奉公の勞により群臣百官に祿を賜ふ儀式を云ふ、或は三月行ふこともあり（恐解）一ノ上、陣の座に着きて位祿の申文を見る、大辨陣座に進て目錄を書す、所所申文、主稅寮別納租穀勘文一通、諸大夫命婦歷名各一卷、節會不參人の交名等を一々開見す、見了て目錄を留めて、殿上、辨、若くは藏人をして内覽に備ふ、開食了て返し給ふ、次に樂園の文を給ひ、次に殿上分文を給ふ（恐解）文武天皇大寶元年八月に、五位以下皆大藏省に至て祿を受くとあり、是位祿を受くることの書に見えし始めなり（公事根源、江次第）

イロダカ　色高　江戸時代に於ける年貢の一種、荒蕪地又は山野池沼畔等に栽培せし有刺の草木類に課稅し、其稅額により高を付し、村高に統合せる總て色高と云ひ、野高、山高、桑高、楮高の如き種種の名稱あり、其唱方いろ〳〵ある故に色高といふ、蓋し色高と云ものは、定納不動の小物成（コモノナリ）參看）にして、古來村高に編入しつゝあるもの、又は諸藩領地、旗下知行所の村營、及び新知突付等の節、物成詰と唱へ、納稅の米は、一石を高二石に、永は一貫文を高五石に換へて、高内へ編入するものなり（舊幕餘清要畧）

イロドリケミ　色取檢見　江戸時代に於ける檢見法の一種、古き仕法にして詳かならず、享保中此法に倣ひて有毛檢見（アリケケミ、參看）を色取檢見と稱せり○色取とは、田畠の善惡に從ひて租を取るなる以て有毛檢見と同樣なり、是れ祿を受くることの書に見えし始め

井ロクザダメ　月に吉日を撰び、奉公の勞により群臣百官に祿を賜ふ儀式を云ふ、或は三月行ふこともあり（恐解）一ノ上、陣の座に着きて位祿の申文を見る、大辨陣座に進て目錄を書す、所所申文、主稅寮別納租穀勘文一通、諸大夫命婦歷名各一卷、節會不參人の交名等を一々開見す、見了て目錄を留めて、殿上、辨、若くは藏人をして内覽に備ふ、開食了て返し給ふ、次に樂園の文を給ひ、次に殿上分文を給ふ（恐解）文武天皇大寶元年八月に、五位以下皆大藏省に至て祿を受くとあり、是位祿を受くることの書に見えし始めなり（公事根源、江次第）

イロダカ　色高　江戸時代に於ける年貢の一種、荒蕪地又は山野池沼畔等に栽培せし有刺の草木類に課稅し、其稅額により高を付し、村高に統合せる總て色高と云ひ、野高、山高、桑高、楮高の如き種種の名稱あり、其唱方いろ〳〵ある故に色高といふ、蓋し色高と云ものは、定納不動の小物成（コモノナリ）參看）にして、古來村高に編入しつゝあるもの、又は諸藩領地、旗下知行所の村營、及び新知突付等の節、物成詰と唱へ、納稅の米は、一石を高二石に、永は一貫文を高五石に換へて、高内へ編入するものなり（舊幕餘清要畧）

イロドリケミ　色取檢見　江戸時代に於ける檢見法の一種、古き仕法にして詳かならず、享保中此法に倣ひて有毛檢見（アリケケミ、參看）を色取檢見と稱せり○色取とは、田畠の善惡に從ひて租を取るなる以て有毛檢見と同樣なり、是れ祿を受くることの書に見えし始めなり（公事根源、江次第）

イロナボシ　色直　名義　出産又は盛月の祭りたる後、産婦、産兒、嫁、侍女等が白小袖を脱して、色小袖に改むるないふ（恐解）出産婚禮共色直しのことは早く玉葉時代よりあれど、色直しといふ名目の生じたるは室町時代以後なるが如し、而して出産にありては、榮華物語及び諸記錄によれば、八日目に服を改めたれど、室町時代に至りては、六十日目（御産所日記）若くは百一日目（伊勢家總書誕生之記）を用ひたり、また婚禮にては、室町時代より室町時代へかけ主として四日目なりしも、後には五日目なりしこともありき（江家次第、玉葉、嫁迎記、禮書等參照）江戸時代には之を略し、當日大禮華を後、晨結より出したる服に改むることゝなれり（古事類苑禮式部、藤岡著日本風俗史）

イロハ　伊呂波　假名（カナ）を見よ、

イロハグミマチビケシ　伊呂波組町火消　町火消（マチビケシ）を見よ、

イロハジル井セウ　伊呂波字類抄　名義　もと世俗字類抄と上下二卷にて、天養久安頃の著作なるが、養和頃增補して三卷となり、樣題も色波と改まり、後ち又增補して今傳ほる所は十卷本なり、續群書類從に收めし世俗字類抄は、即ち其原本なるべし、本朝書籍目錄に四卷とあるは二卷を更に四卷にせしなるべし（恐解）名物言語等を伊呂波順ゐ以て集めて看覽の便にす、即ち辭典の先も古きものと云ふべし（恐解）内藤鳥雄橘忠淑の撰、十卷本に增補せしは、伴信友は誤來以後とし、黑川春村は湖陰左大臣實熙の壞補なるべしと云ふ、猶本書の由來を明にする爲め、黑川氏の三卷本の跋を載す、自天養比二至二于治承一三十餘年、補綴光、續、部類知一、更加二墨點一、詮課強一多、愚昧疑一、直、學者每一見、可二擯

改之、抑誠、實士有成入道、謂字少々加、柴點、爲、要文不、逃也、件人久學、者、檀之風、盈入、染門之月、稽有、動、其說不、信哉、仍爲、後見之不書、組所、注付、也、

内藤典膳橋忠常撰「とあり（續風浸筆）

井ロリノマ　園爐裏間　京都桂離宮内の居間、鎖の間、何候の間ともいふ、古書院より樣を通ぎて此間に入る、内に一疊大の洪爐あり、故に其名あり、杉戸の表裏に、蹴鞠と花籠との繪を畫く（安政造營誌、平安通志）○普通諸家にていふは、常に火を焼く所なり、蹴訓往來に、園爐裏間云々者、鷹雲雲可、支度、也、と見えたり、

イワケゼニ　射分錢　射場始の時、射手に賜ふもの、即ち賭物といふ、錢十貫を机上に置き、六位藏人二人、之を捧ぎて無名門より出で、射場の巽角の柱邊に立て置く、内藏寮より之を獻ずるなり、（四宮記、北山抄、江次第、雲圖抄）

イワシブイチギン　鰯分一金　江戸時代漁業者に課したる營業稅の一種、地方凡例錄に、鰯漁の時、其濱の役人立會ひて引上たる鰯を、何百何拾疋と計りて其日の相場を定む、是を水名相場と云（四斗樽にて山盛四疋入壹樽を壹疋と云ふ）此の相場の貳十分一を其浦方支配代官、領主、地頭へ運上として取立る也」とみえたり、

イワノジンジヤ　伊和神社　所在地 揖磨國宍粟郡神戸村、伊和（又神酒村）○當國の一宮、現今國幣小社 祭神 大己貴命 起原 大己貴命白山姫理權現と顯坐し、神功皇后三韓を攻め給ひし時、副將軍として隨伴し、歸國の後此に陣して外寇を防ぐを誓ふ、欽明天皇二十五年託宣により始めて神殿を築く、祭典時期 大同元年、神戸十三戸を寄す、貞觀元年正月從四位下勳八等、元慶五年六月正四位下を授く、後に正一位を授けらる、延喜式名神大社となる、平治元年社殿焼亡す、仍て陣定あり、建長元年再焼亡す、仍て軒廊御卜伏編等あり、明治十八年五月國幣小社に列す（摂津國、神祇志料、官國幣社一覽）

う

ウアンゴ　雨安居　僧家にて行ふ安居の一、現今行はれ居る制度にては、四月十五日より八月十五日に至る間の安居ないふ、「アンご」全看、

ウイ　雨衣　雨降る時に着用する衣ないふ、「アマゴロモ」に同じ、同條を見よ、

ウイ井ン　右院　名義 明治初年、政府の太政官の一院、左院に對していふ 職務 當務の法案を草し、諸省の議事を審調することを掌る、諸省の長官及び、次官其任に當れり、事務章程に、右院は各省の長官當務の法を案じ、及び行政實際の利害を審議する所なり、凡當務の法案其主任の長官之を草して同官の商議に付すべし、同官商議して異論あれば、其異論の所以を書し、其奏書に付して正院に上進し裁決を乞ふべし、正院より下問する件は其主任の長官可否を草案し商議に付し、同官中異論あれば其異論の所以を書し、奏書に付して正院に上申すべし、太政官より各省に下して施行せしむる事件、其主任の長官之を受け、其利害を審考して、之を不可とする時は、同官に商議して之を複奏し、又は三職の許可あれば正院に出席して可否を審辨するを得、また同院規則に、集會期日、事務但書に涉り、或は正院の決を取るべき件々は、事大小となく右院の協議

を經べき事」とあり、以て其職掌の一斑を知るべし 沿革 明治三年七月太政官の中に置き、八年四月廢せらる（法令全書）

ウ井ラウ　外郎　名義 透頂香（一名靈雲丹）といふ丸藥の別稱、又外郎藥、外郎透頂香ともいふ、其先支那人にて員外郎たる人の製し始めたるを以て名付く、「ウヰ」は外の唐音なり 起原 宋末によれば、元先陳延祐は泰州の人、元の順宗帝に仕へ、官禮部、員外郎に至る、應安元年歸化し、紀剛博多に住し、醫を巷くす、其子大年宗奇、應永の初、將軍足利義滿の命に應じ、明に使し、透頂香の仙方を得て歸朝す、世人貴重し外郎の藥と呼ぶ、其子宇野定治、永正元年北條早雲の招に應じて小田原に來住す、世人小田原外郎と呼ぶと云ふ、なほ小田原記には、大覺禪師に從て來朝せりとあれど確ならず、其効能は同書に、霍亂藥功能不、勝、計、第一に口中の臭氣を除き、睡眠を去り、命を延ると言上す」とあり、なほ現在發賣するものにも、四時の瘴氣を拂ひ、百邪を解す云々とあれば蓋し實丹に類せるものなるべし 沿革 北條氏綱諸役を免除し、武蔵入間郡の代官とす、其子吉治の時氏康及び駿河の今川氏、甲斐の小山田氏之を保護して諸役を免除し、傳馬を給す、後ち子孫相繼て榮を傳へ、江戸時代には藩主稻葉氏、久保氏等また之を保護す」り、其名聲頗る高かりしかば、贋藥を製するもの多かりしを以て、寛永十九年、藩にうるちう」と書したる假字文字の招牌を掲げ、藩主より屢々令を發して取締を嚴にしたることあり、遂に小田原の名物として數へらるゝに至り、連絡として今日に及ぶ（倭訓栞、貞丈雜記、新編相模國風土記稿）

ウイリアムアダムス　三浦安針（ミウラアンジン）を見よ、

ウエキフヂヤウ　植木奉行　江戸幕府の職名、城中又は別殿等諸植木の事を司る、定員詳かならず、百俵高、同心十五人之に附す、作事奉行の所管なり、天明の末廢す（明良帶錄、官制沿革略史）

ウエシジヤウ　羽衣石城（種石城）　所在地 伯耆國東伯郡花見村字羽衣石○南條城とも稱す 沿革 世々南條氏の居城たり、天文九年尼子經久の奪ふ所となり、毛利元就に從つて復歸するを得たり、天正七年九月南條元續欺を豐臣秀吉に送りたりとて、毛利氏の破る所となり、尋で秀吉毛利氏に告げ羽衣石を復せしむ、元禄の子忠成嗣ぎ四萬石に封ぜられしが、慶長五年關ヶ原役四軍に應じたる故を以て沒收せらる（野史）

ウエジバン　活版　「クハツバン」を見よ、

ウエジフ　右衛士府　ウは略して「エヂフ」とよむ例なり、「エヂフ」を見よ、

ウエバウサウ　植疱瘡　種痘（シユトウ）を見よ、

ウエマツウヂ　植松氏　姓は村上源氏、其先は久我通光より出づ、十四代の孫權大納言千穗有能の末子、雅永始めて植松と稱す、參議正三位に至り寶永四年薨ず、爾來子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（系圖纂要、華族譜）○雅永——雅孝——貫雅——宗雅——雅陳——文雅

ウエムラウヂ　植村氏（大和高取）　姓は清和源氏、其先は美濃國住人土岐源三郎持益の後胤なり、明應の頃持益遠江國上村に居住せしを以て上村と名のる、後ち三河に移りて松平長親に仕ふ、爾來世々德川氏の家人となる、三代出羽守氏明德川家康の祖父清康の軍を敗じ、後ちまた横田信勝の軍を破りて大功あり、天文廿一年春掛城に戰死す、子榮政孫家次共に家康に仕へて功あり、家次の子家政又家康に仕へ、大阪陣に軍功を立つ、寛永十八年大和國高取城に二萬五千石に封ぜらる、寛治元年七月家貞二千石を弟志摩守政春に分封す、文政九年十二月出羽守家長名中の功を以て五千石加賜せらる、爾來子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（系圖纂要、家譜、華族譜）○持益——氏義——氏明——家存——家次——家政

- 家貞——家官——家敬——家包——家道——家久
- 家利——家長——家敬——家貴——家興——家保

ウエモンノヂン　右衛門陣　月華門ないふ、「エモンノヂン」を見よ、

ウエモンフ　右衛門府　ウは略して「エモンフ」とよむ例なり、「エモンフ」を見よ、

ウラヅジヤウ　魚津城　所在地 越中國下新川郡魚津町 起原 沿革 建武二年名越時兼兵を擧げしとき、魚津の雄名孫八入道一城を築き之を保つ、永正二年鈴木國重居城、長尾爲景之を圍みて破る、天文二十三年板屋政慶此城に據る、上杉謙信再び之を攻めて陷れ、部將柿崎和泉長尾小四郎小笠原彦次郎等を置て守らしむ、此後種々變遷の陷いる所となりしが、元龜三年謙信又城を屠り、城代として有阪備中を置く、天正六年上杉景勝修築し、河田豐前守城を陷れしむ、十年織田信長、柴田勝家をして江繼部に守らしむ、十年秀吉より文祿四年に至る九年間新川郡は豐臣秀吉の領となり、前田利長への寄地だるを以て利長青山佐渡粉垣三右衛門を置く、慶長十五年三月富山火災に伴て利長但に在城す、同年八月高岡に徙城、又青山佐渡をして守らしむ、十七年佐渡卒し子長次職で守る、長次元和元年に卒し其子正次職で守り、此後廢城となる（三州志）

ウラヌマノジンジヤ　魚沼神社　「イチヌマノジンジヤ」とよむを正しきとなす、同條を見よ、

ウカガヒカタ　伺方　江戸幕府下勘定所の役、勘定組頭の係りと爲す、地方凡例錄に、勝手向左方共定式臨時入用筋一式、郷鎮井諸色郷鎮組除例、小物成高懸の御例、代官場所替、蔓寄替、諸引渡物例、郷村引渡受取屆書、新田十分一渡、破船屆、其外流寄りたる品取上、屆書取計例、船頭内借例、類燒農具代拜借金銀銅鐵錆磯黄明礬、炭薪柴の稼例、夫食種貸年延例、六尺給米石代例、缺所取上田畑缺所物等御拂例、高懸物免除例、御立野堂殿等拂例、在方地役人御暇例、同扶持方手形御代官并手代在出御入用例等、都て御入用に掛りたる事一切の係り也」とみえたり、

ウガク　右樂　狛樂の雅稱、右方に用ふる樂の義、胡琴教錄に、右樂はことに細く、絃勝にひくべきなり」とあり（歌舞品目）

ウカノミタマ　宇迦之御魂　豐受姫命をいふ、「ウカ」は「ウケ」と通じ、食の義、御魂は恩、賴の意にて、功德を稱へたる名、食物の御魂といふに同じ、神代紀に、倉稻魂を「ウガノミタマ」とよみ、吉事記に、宇迦之御魂神と書り、大殿祭の祝詞に、豐宇氣姫命俗訓宇賀能美多麻と見ゆ、古事記傳に、和名抄に稻魂、和名宇加乃美太魂、俗云宇加乃美太魂とありて「ウケノミタマ」とよめるは、誤なり」と云へり

（古事記傳、倭訓栞）

ウカヒ　鵜飼　「ウカヒベ」を見よ、

ウカヒキチザエモン　鵜飼吉左衛門　名称　通称　水戸の藩士、吉左衛門藩命を以て京師の留守居役たり、當時幕政姑息浮内物議騒然、吉左衛門又大に憤り同志と共に王事に勤む、常に緒紳の間に入りて、途に安政五年八月八日、公武合體攘夷決行の旨を賜ふ、乃ち子幸吉をして之を奉じ藩主に傳へしむ、齊昭大に喜び幕府に告げ、速に決行せんと欲す、幕府大に驚き之を奉還せしめ、京師の勤王家を捕ふ、吉左衛門又陪臣を以て勅書を要請し、幕府を指て大事を謀るに坐して、江戸に檻致せられ、六年八月二十七日江戸小塚原に斬らる（今日鈔、殉難詩草）

ウカヒギヨクセン　鵜飼玉川　名称　通称　稱幾之助、後ち三二と改む　系統　父を道藤三郎兵衛母を鵜飼氏といふ、第四子、母の姓を冒す　職業　府中藩の人、我邦に寫眞術を始めて傳ふ、初め横濱開港の際、米國人フーレマンに就て其術を受け、彫眞堂と號し、江戸に於て之を擴む、後ち業を廢す、姓好古博聞強記墨識に富む、明治二十年五月十二日死す、年八十一、東京谷中に葬る（墓誌）

ウカヒシミ　鵜飼枝美　名称　通称　藤福三郎　職業　豐後國岡藩の士、大愚從より黒道して用人職となる、父祖の業を受け、山鹿流の軍學を講習す、巫、醫、浮屠、俗人の徒と雖も、其道を聞き、己が業に資す、兵書は一として讀まざるなし、後ち中富東山に就て諸家の祕法を受け、益々武學に精通す、枝美、恒に晉國の武學者、曾海城の法を知らざるを憂ひ、奇驚妙思鈔を著はし、軍艦の製造、機械の優劣より陣圖の方法等を精細に說明せり、後ち山鹿素行の衞素水と交はり、家傳の八規祕法を受く、人となり方直、世を憂ひ、藩主執政に書を上つて治道の要を論ず、天保六年死す、年五十八　著書　仁政錄、公室陳法（續近世叢話）

ウカヒセキサイ　鵜飼石齋　名称　通称　名は信之、字は子眞、心耕齋と號す、石齋は其通稱、私謚して貞節といふ　職業　江戸の人、翰冠京都に遊び、業を那波活所に受く、居る數年、五經に精通し尤史學に長ず、終に塾を油小路に開き、諸生を教授す、後ち尼崎侯の招に應じて、尼崎に居る、十五年再び京師に歸る、山崎闇齋・毛利貞齋等と名を均しくす、常に書緣の求に應じ諸書を校訂し、訓點を施し、翻刻し、以て儒生を益す、寛文四年七月二十一日死す、年四十九　著書　和漢珍書考、編年小史、自省錄、古文後集諺解大成、速氣論句解等（先哲叢談續編編、近代著逸目錄）

ウカヒベ　鵜飼部　名称　職業　上代、鵜を飼ひて魚を獲り、天皇に供へ奉ることを職としたる部族、單に鵜飼とも云ふ、又鵜使とも云ふ、長官を首と云ふ　出典　延喜式神祇、天武紀に、有二作ノ梁取ノ魚者一、天皇問之、對曰、臣是宮耳擔之子、此則阿太鵜飼部始祖と見えたり、又天皇の歌に、志賀都登母之字加比賀登母とあり、文武天皇大寶元年令を創定せし時、大膳職雜供戶の內に鵜飼あり（書紀、令義解、倭訓栞）

ウガヤフキアヘズノミコト　不合尊　彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊（ヒコナギサタケウガヤフキアヘズノミコト）を見よ、

ウカレメ　遊女　娼婦をいふ、遊女（イウヂヨ）を見よ、

ウギ　雨儀　雨天の際の朝儀をいふ、古へ朝廷にては儀式を中庭に行ふ、雨天の時は儀式を省略せらる、江次第に、雨儀立仁寿殿西廂下、左近衛に、萬壽二年十一月十九日早旦參內、先御禊、次使（左頭中將頭基）率舞人陪從等、於御所、鞨鼓・太鼓・次著御前座、件座使降雨、用雨儀と見えたり、

ウキアナノコホリ　浮穴郡　所属　伊豫　國郡沿革　古へ久米郡の分郡（時代詳かならず）にて大久米命の後裔浮穴直の住せし地なり、國郡沿革考に、大久目命の後、來目部久米郡に居る、浮穴直も亦其裔なれば、蓋し古の一郡にして、後ち之を分置せしならんと云へり、和名抄に井門（井ノ〇）拜志（ハヤシ）荏原、出部（イツベ）等の四郷あり、正保國、浮穴とす、元祿國浮名（ウケナ）とし、天保郷帳又浮穴に復す、明治九年上下浮穴二郡とす、明治二十九年三月下浮穴郡を温泉・伊豫の二郡に分割編入す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ウキアナノミヤ　浮穴宮　片號浮穴宮（カタツホノウキアナノミヤ）を見よ、

ウキオキ　浮置　物事を決定せずに置くいふ、江戸時代の用語、德川禁令考後集に、差向例も無之儀に付、先出入は浮置（中略）一應此段率伺候）とみえたり、

ウキショム　浮所務　定額外臨時の所務をいふ（田制集）

ウキタヒデイヘ　宇喜多秀家　名称　本名家氏、法名尊光院秀月久嗣（後復）居士　系統　直家の子、姓は源氏、兒島高綱より出づ、俗に浮田と書すは非なり、子を八郎と稱す、子孫八丈島に居住すと云ふ　職業　天正十年に父卒す、年幼、書臣秀吉取て子となし、美作國を授く、秀吉志を得る後、後五位下侍從に任じ河內守を稱し、豐

家と改む、後ち四國九州征伐の軍に從うて功あり、十五年八月黒瀧して左近衛中將參議從三位に至る、十八年小田原征伐に從ふ、文祿元年征明の役元帥となりて渡韓す、二年正月明兵と戰ひ李有聲を鏖し、李如松の大軍を敗る、秀吉書を與へて之れを褒す、三年五月權中納言に任ず、七月辭す、慶長二年朝鮮再征の師起るに及び、赤監軍となりて渡海す、七年石田三成等に擁せられて謀主となり、德川家康を倒さんとせしが、關ヶ原の戰に大敗し（セキガハラノタタカヒ、參看）逆藤政次の爲めに助けられ、薩摩に遁れ、島津氏に據る、八年八月島津家久伏見に至り、秀家の來り隱るゝを告げ助命を乞ふ、家康死一等を減じ、十一年四月八丈島に流す、明暦元年十一月二十八日歿す、年八十三（野史）

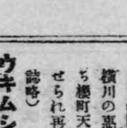

ウキミダウ　浮御堂　所在地　近江國滋賀郡　堅田崎　國郡沿革　琵琶湖中に架せる一小閣にして、横川の惡心僧都之を創め、千體彌陀佛を安置す、後ち慶町天皇の御世に至り、內旨に依り能樂寺を下賜せられ再興す、蓋僧之を守り滿月寺と號す（近江輿地誌略）

ウキムシヤ　浮武者　職業　戰爭の時に遊擊隊、或は遊軍となるべきものをいふ○高館草子に、「からめては、わしの尾かたをかくまゐ五郎源八兵衛ひろつな、御前の米四郎以上五騎にてひかへたり、舞夏は、うき武者にておぶてのやぐらにはしりあがつていくさのげちをぞしたりける」と見え、又大友興廢記小枚の城攻の條に、まづとを攻に、鐵炮軍は石田佐渡守朝倉一白は東度足くちの大將なり、後藤大學は浮武者にてゆ〜かして問題す」など見えたり、

ウキヤウ　右京　京都の朱雀大路より四を右京と云ふ、唐めかして長安といふ、早く衰頹せり、其政務を取る所を右京職と云ふ、尙ほ詳しきことは左京（サキヤウ）を見よ、

ウキヤウシキ　右京職　京職（キヤウシキ）を見よ、

ウキヤク　浮役　江戸時代年貢の外に、納むる漁川の漁勞などの稅をいふ、古の調の遺か、小物成（コモノナリ）を見よ、

ウキヨエ　浮世繪　名称　繪畫の一種、時俗の姿態を描出するを以て名付く　起源　岩佐又兵衛勝以を創祖と爲す、勝以は攝津守荒木村重の遺子にして、天正七年織田氏の命に逆ふことありて、村重の自殺するや、當時年僅に二歲、乳母の懷に抱かれて京師に來り、本願寺の支院に隱れて世を送りしが、長ずるに及びて、繼田信雄に仕へ、その後松平忠昌に招れて、越前の福井に入り、岩佐氏を冒せりといふ、この人土佐風の畫を學び、好みて當時の風俗畫をかきしが、世にこれを浮世繪又兵衛と呼びなせり、寛永中三代將軍家光、其畫名を聞きて江戸に召し、長女千代姫の、尾張の光友に降嫁の裝具を描かしめらる、慶安三年六月二十二日、江戸において歿す、其子源兵衛勝重、父に肖て畫をよくし、寛文中福井城の難の間、及び杉戸をかけりといふ、又兵衛勝以につぎて、浮世繪を起しは、菱川師宣とす、師宣は安房平群郡保田町の人にて、俗稱を吉兵衛といひき、元來繼活を以て業とし、上繪といふものより畫をかきならひしかど、天性畫に巧なりしゆゑ、後ち江戸にいでゝ、只管又兵衛の筆意をならひて、別に一家をなせり、これを菱川派と云ふ、こゝに於て、浮世繪畫の一種、時俗の人天和貞享の頃より、板刷の畫本數十部を著はし、當世に行はる、印刷の畫を賞美すること菱川を超れり、後ち制墨して友竹と號す、正德四年八月二日、年七十七にて歿す、師宣につぎて宮川長春いづ、長春は是源の人、元祿の末より江戸に來り、土佐風の畫を學びしが、後ち發明する所ありて、菱川派の畫を學び、つひに美人畫に妙を得て一派を開けり、これを宮川派といふ、寶曆二年十一月十三日歿す、年七十一、この際鳥居清信いでゝ、歌舞伎芝居の繪看板、丹繪の類を工夫し、又俳優の似顏をかきて一派（これを鳥居派といふ）をなたてしかど、長春に比ぶれば、畫の品格下れり、享保十四年七月二十八日歿す、長春の弟子、勝川春水の門より勝川春章いづ、この人宮川派の畫を學ぶ傍ら、鳴谷につきて一蝶風の畫を學び、つひに一派を開けり、これを勝川派といふ、當時錦繪の流行につれて、彫刻印刷巧緻を極めし際なりしを以て、微妙の筆をふるひて、美人俳優などをかき、これを印刷して、大にもてはやされき、寛政四年十二月八日歿す、其門より多く名材をいだせり、後世名を轟せし葛飾北齋の知きも、其一人なり、長春、春章のあとをつぎて、享和中喜多川歌麿いづ、この人元狩野派よりいでゝ、後ち鳥山石燕豐房の門に入り、つひに一派を建つ、これを喜多川派（また歌麿派）といふ、當時一般に俳優の似顏洗行せしかど、この人獨終身俳優の似顏をかかず、時俗を寫し、又美人をかきしのみ、文化元年五月錦繪のことよりして、奇禍を買ひ、一時入獄せし爲め大に身體を害し、二年五月三日歿す、年五十一、歌麿と略と同時に、歌川豐春あり、鳥山石燕豐房の門人にして、菱居の繪看板に長じ名聲現はる、又四條畫法を參取して一派を別き、一時流行す、是も歌川

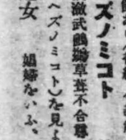

派といふ、(ウタガハし)參看)其の門人に歌川豐國いづ、豐國は一陽齋と號し、好みて俳優の假面を畫がき、時流に投ぜし爲め大に用ひらる、甚に於て歌川派の浮世繪大に世に行はれ、門人も亦多かりき、文政八年正月七日歿す、年五十七、勝川春章の門人葛飾北齋この間にありて、別に一旗幟を建つ、これを北齋派(ホクサイハ)參看)といふ、この人春朔の外辰寅、雷斗、鼠斗、爲一などの號ありしが、是等の號はいづれも門人に授けて、おのれ幾度も其號なかへたりといふ、この人初め狩野融川、住吉廣行などに就いて畫法を學び、後ら勝川春章に就いて、專ら浮世繪風を習へり、されども又其門を脱し、倭屋宗理の後をつぎ、二世宗理と稱し、この頃より自重して錦繪をえがゝず、品格よき畫題のみを撰み爲め坊間の需要多少なりて、一時窮困せしが、其後北齋辰政と改稱し、更に和洋の古風に則り、諸名家の妙を萃め、洋畫の寫眞をも參へて、浮世繪中に一種の畫法を創む、これ寛政十一年四十歳の時なり、それより文化文政に入りては、畫名一時に高くなりて大に用ひられ、其門に入るもの亦多かりき、嘉永二年四月十八日歿す、年九十、北齋と共に一派をたてゝ名を揭げしは、一立齋廣重なりとす、廣重は安藤徳太郎とて幕府の小吏なりしが、天性畫を好み歌川豐廣が門に入りて、浮世繪を學びしが、後ち大に悟る所ありて、畫格を變じ、遂に一派を創意し、名所の眞景を寫すに妙を得たり、かの東海道五十三次、諸國百景、江戸百景などの錦繪是れなり、又草筆の畫譜數十部を版行し、皆世に行はる、安政五年九月六日歿す、年六十二、この後ら名工いでず、浮世繪端を又北齋に開き、師宣、長春、歌麿、春章にて大成し、文化文政に至り豐國、北齋、廣重の如き名工一時に輩出して其極を極む、これを變するに浮世繪は、錦繪の進歩につれて、發達したるもの故、江戸の外他においては、需要なき爲め名工いでず、全く江戸における一種の繪畫なりき、明治に至りては芳年、永濯、永洗、月耕、年方等者明なること普く人の知る處の如し(横井著日本繪畫史、歌川家列傳)

ウキヨブクロ 浮世嚢 (卷末編)絹を三角に縫ひて綿を入れ、上の角に糸をつけたる囊をいふ、幼き女子、針業を習ふ始めに、之を結ふて玩物とす(毛原潤華)其始め詳かならず、大島求女が說に、昔は遊女と戯ふるゝ浮世ぐるひといひしなり、傾城の宅前には、柳を二本植て横手を結ひ、のうれんをかけ、夫に遊女の名を書き、其下に浮世袋といふ物を自分の細工にて付しなり、是を世に浮世袋といひならはしたるなり」といへり、骨董集に、浮世袋は巾著の類なるべし、秋齋閒語に云、昔太刀につけし火打袋を三角に縫ゆゑに、紙子に火打の名ありと、此說に據れば三角に縫ひたる火打袋もあり、しにや、浮世袋も三角に縫ひたる火打袋の遺製にて、浮世ぐるひする類、之を專ら帶びたる故に、しか名づけたるならん」といへり、寛永發句帳に、はな〳〵の、苦はうきよ袋かな(重政)又明暦頃の板なる沙金袋に、底たゝく浮世袋や年の暮(賣西)」とも見えたり、後には禿などの持ちたるをば、浮世巾著と云へり、(骨董集、安齋隨筆、嬉遊笑覽)

ウキヨマタベエ 浮世鰕(ウキヨエ)を見よ、

ウグヒスガヒ 鶯飼 (卷末編)鶯を飼養して衛をいふ、浮世鰕(ウキヨエ)を見よ、あきなふ者を云ふ、(嬉遊笑覽)其始め詳かならず、三十二番職人歌合に、羽風だに花のためにはあたこ鳥、おほば巢たちにいかゞあはせん」と見ゆ、足利義政將軍の頃甚だ流行して文正元年禁制の亭寮條規基日記に見ゆ、江戸時代に至り、元祿年間より盛行し、天明より文化以後、諸侯富豪等盛に之を飼養す、將軍德川家治、及び家齊將軍の時、御小納戸の內に御鳥場の役を置くに至れり(菊間長緒、世事雜覽)

ウグヒスリデ 鶯袖 小袖の腦を縫はぬもの、賤しき人の著る衣の一種、東小袖も同じといふ、憲孰波に、梅鉢や鼠袖の被所、狹衣に、鈴袖しくちぬべし鉢をうらみて惑る涙に」とあり(儀制類、俚言集覽)

ウグヒストチ 鶯綴 冊子の綴ぢ方の一種、先づ紙一帖の內一枚を取て二ツに折り穴を通し、其紙を又元の帖の上に置き、其穴にならべて一帖へ錐を貫き、竹を削り尖らして餌の穴に、穴の數ほどに通し、盤に立るなり、扨上の穴を下の竹の尖りに別なり、かくすれば折目よく揃ふものなりと云ふ、是を鶯綴と名づくるは、歌に、「宇佐も宮熊野も同じ神なれば伊勢住吉も同じ神なり」とある句の上の、ウクイスの四文字なれば紙の上なるとも云ふを、神々なをするといふ意にて、ウクイスドヂと云ふといふ、鶯は借字なり(俚言集覽)

ウクビヅクリ 鵜首作 冠落(カムリオトシ)といふもの、一名、鐵作ともいふ、冠落とは刀劍の峯の方を帽子より少し下りて半程までなかき落したるをいふ(武家名目抄)

ウクワイキセウ 宇槐記抄 (卷末編)寫本三册(閑院宮)古記の抄錄なり、上册は久安元年より五年、中册は七年より仁平二年、下册は三年より久壽二年に至る、此內久安三年の四、九、十、十一、四年の五、八、十一、十二、五六年の三、四、五、六、七、七平四年の六、十一、十二の月を欠き、多少の省略せし處あるが如し(閑院宮三條西公條の手抄する所、今前田侯爵家の所藏なり(歷世記錄考)

ウクワンジヤウ 右官掌 太政官の被官、官掌(クワンジヤウ)を見よ、

ウクワンベツタウ 右官別當 本官を有する人の、勸學院の別當を兼ねる者を云(江次第抄)

ウケラ 受緒 簸の左の弦につくる緒をいふ、「エビラ」參看、

ウケオヒシンデン 請負新田 江戸時代南貫が請負ひて、開墾する田地をいふ、又村受ありて、村人協力して之を開墾するあり、各藩下年期を定め、年期中は免租となす、貞享四年將軍綱吉町人請負の新田畑は、向後停止たるべき由を達せり(牧民金鑑、大日本租稅志)

ウケオリモノ 浮織物 浮文に同じ、(ウキモジ)を見よ、

ウゲキ 羽檄 兵を募るときに、諸方に廻す記文をいふ、合類大節用集に、師古云、檄者以木簡長二寸、用徵兵也、有急事則加以鳥羽插之、示疾速也」と、史記陳餘傳に、書以羽檄徵天下兵」とみえたり、

ウケサク 請作 江戸時代小作のことをいふ、(ウケサクミ)を見よ、

ウケシヨ 請書 請文に同じ、「ウケブミ」を見よ、

ウケシヨ 請所 庄園の役所の名、鎌倉時代地頭が領家と約して其稅額を定め、鎌倉の證文を乞ひ、毎年額に依て包納し、以て其土地年貢を支配する所を云ふ、吾妻鏡文治二年七月二十二日の條に、帥中納言奉書到來、新日吉領武藏國河越庄地頭對捍、去々年乃貢事取二庄官解狀一被下之、早可令尋二成敗之由一被二載之一、去六月一日御敎書也、河肥事者請所也、但領主幼少之間、如二請料事一殊有二不法事一、秋云々」と見え、建久三年十二月二十日の條にも、相模國吉田庄請所のこと見えたり、永仁七年二月幕府令して、幕府口入地の外は承久以後の請所は、自今以後本所の進止となさしむ、

ウケシヨウモン 請證文 江戸幕府訴訟上の文書名、原告及び被告の兩人より、裁判宣告に服する時、其を請合し爲めに納むる證文をいふ、尙ほ上ケ證文と稱するものあり、此請證文よりは詳かなるものなり、「アゲシヨウモン」參看、左に例を示す、

———

差上申一札之事

私共出入再應御吟味被遂候上銘々左之通被仰渡候

一何々之儀誰々不埒ニ付過料錢何程被仰付候

但御構之場所徘徊致間敷旨被仰渡候

一先達而御吟味ニ付被召出候者共不念之筋も無御座候間御構も無之間其旨私共より可申通旨被仰渡候

右被仰渡之趣一同承知奉畏候若相背候ハヽ重科可被仰付候、仍御請證文指上申處如件

年號月日

(閑訟秘優)

ウケノミタマ 稻魂 「ウカノミたま」を見よ、

ウケバリ 浮張(受張) 冑の鉢裏にある洗革、又は布を云ふ、古代の冑は、鉢裏に紋章を貼付したりしが、鎌倉以降よりは、洗革などの一枚のものを浮けて張て打擊の力を直接に頭へ傳へざらしめたり、後には布縮緬等を糸にて差縫ひたるを用ふ、又一種銀河天皇の頃には、浮張の代りと見えて白布を十文字に交叉し、頂の邊にて結ひたるなり、上圖の如し、

ウケヒ 宇氣比 (卷末編)神祇に祈請して攝め其事の成否吉凶を知るを云ふ、又誓約、誓、祈等の字をウケヒと云ふ、又盟をウカヒとよむも同じ、共に請言の義、祈り誓ふを云ふ、卽ち上代の風俗なり、後世の起請の類なり(閑訟秘優)狀行天皇筑紫に幸して土蜘蛛を討たゞ給ふ時、柏峽の大野にて大石を擲て成否を試み、抽業の知く輕く擲りたるを勝算としたることあり、神功皇后征韓の時、忠前玉島の小河にて一何々之儀誰々致方不行屆ニ付(原物遠貶)被仰付候

針を勾て釣を作り、米粒を餌とし蚕の糸を繩とし、此魔勝刺あらば、河魚釣られよと斬給へば、翻錢魚な魔、又横目浦にて髮を解き、男裝となり給ふ時、吉兆ならば髮自ら分れて二となれとの給ひ、海に入りて潜ぎしに、御髮自ら分れ、又香坂皇子忍熊皇子、神功皇后の歸朝を待ちて討たんと謀りし時、津國斗賀野に宇氣比持（新狩とも書す）を祭しゝに、大猪出て、香坂皇子を咋ひ殺しゝ事ありき（古事記、書紀、陽春廬雜考）

ウケフミ　請文　御教書奉書等の領承を申す文書ないふ、請書とも云ふ、又教狀とも云ふ、請文の書樣左の如し（沙汰未練書）

何國何所某申何所々領田畠等事、何月何日御教書案、（又御奉書案とも、并何月日御使能促狀とも、又御施行とも）何月何日到來謹（長とも）下預訖拜見仕候、抑何に事任ニ被ニ御下一之旨ニ以參上（以ニ代官一）可レ令ニ言上一候以ニ此旨一以ニ此趣一（とも可レ有レ洩ニ御披露一候、某（但某字普通には不書也）恐惶謹言、

何月何日（請文には年號不書也但依事書也）

某請文裏列

檢見（キケミ）を見よ、

ウケムケ　有氣無氣（有卦無卦）　名義

陰陽家にて人の生れたる支干に依り、五行の相生相剋をおして其年にあふべき吉凶などゝいふこと、有氣に入れば、右年悉吉事集り、無氣に入れば、五年間凶事多しといふ、五行大義に據れば、木は申に受氣し、酉に胎し、戌に養し、亥に生じ、子に沐浴し、丑に冠帶し、寅に臨官し、卯に王し、長に衰へ、巳に病ひし、午に死し、未に葬る、胎より正まで七氣なる王相の氣として之を有氣といひ、衰病以下を死殺の氣として之を無氣といふなりと見えたり（地學雜誌）

初め詳かならず、支那にて隋より以前に行はれ、早くより我邦に傳はれるが如し、初めは一年十二月に説を出だしたりといふ、されど假名層には江戸時代の頃より一行禪師なる者、七年五年の眞享よりなりといへり（古今要覽稿、知圓社話）

○支干より有氣無氣に入ること左の如し

木性人　○有氣入酉年八月酉日酉上刻
　　○有氣終辰年三月辰日卯下刻
　　●無氣入辰年三月辰日辰上刻
　　●無氣終酉年八月酉日申下刻
火性人　○有氣入子年十一月子日朝子四刻
　　○有氣終亥年六月未日午下刻
　　●無氣入未年六月未日未上刻
　　●無氣終子年十一月子日夜子三刻
土水性人○有氣終丑年十二月丑日午上刻
　　○有氣入丑年十二月丑日丑上刻
　　●無氣終午年五月午日巳下刻
　　●無氣入卯年二月卯日卯上刻
金性人　○有氣終戌年九月戌日酉下刻
　　○有氣入戌年九月戌日戌上刻
　　●無氣終卯年二月卯日寅下刻

ウゲンベリ　經綱緣　疊のへりの一種、白地に色々の糸を以て花類を織り付たる織物にて、疊の緣を作るなり云ふ、是を經綱緣の疊と云ふ、伊勢貞丈云ふ、本字は、紋綱なり、綱は錦の名、色々の糸を以て文を織る、文形一定せず、章はカサにて錦の文形の題を同色にて織、中、薄と重れて三重にへりを取りて織る也、日月の題の雲の如くなるを以て雲綱錦と云ふ、天皇院の御座に此疊を敷く、海人種芥に、帝王院經綱也、神社佛前半疊川三經綱緣、此外更不レ可レ用云々と見えたり、潤度（クウド）神輪の三を見よ（貞丈雜記）

ウケモチノカミ　保食神　豐受姫命の一名、竟宴歌に、「字介毛智の神の力は五種の穀物をぞ身よりなしたる」と見えたり、

ウケモン　浮文　綾の文なり、糸を浮めて織りたるものなり云ふ、又浮織（ウクオリ）とも云ふ、浮織綾と云ふも同じ、「フセンリョウ」を見よ（貞丈雜記）

ウケヤマブイチキン　請山分一金　江戸時代に於ける納稅の一種、百姓等所持の山に大木等ありて、持主村方のものども、願の上之を伐採せば、冥加として材木の内何十分の一を上納せしむるなりと云ふ、分一金（ブイチキン）參看（地方凡例錄）

ウケラ　威衣　「ナドシキヌ」を見よ、

ウゴク　右獄　王朝時代に於ける囚獄の一、右京綱紐坊中御門北、堀川西に在るなり云ふ、左獄に對してかく名づく、方四十丈、阿倍貞任、源義親等の首を梟木に梟せし所なりと云ふ（江談抄、山城名勝志）

ウゴノクニ　羽後國　もと出羽國、明治元年十二月七日、羽前羽後の二國に分たれて一國となり、八郡を管す、詳しくは出羽國（ハデハノクニ）を見よ、

ウコンエフ　右近衛府　名義　ウは略して通常「コンエフ」とよむ　開闢　放宮門內の北、右兵衛府と相對し、東は圖書寮、北は正殿司に隣す、職掌起原沿革は、近衛府（コノエフ）を見よ、

ウコンニンギヤウ　右近人形　右近源左衛門といふ者が創作せる人形の一種、近世奇跡考に已往物語に、昔右近源左衛門と云若者京師より下り三味線引一人、地うたひ一人にて藝する時、今のかつらなど云ものもなく黃色のふくさものにほそき糸を付け親にかぶりて月代なかくす云々、此源左衛門黃なるふくさものかぶりたる體なる人形に木にても作り紙にても作りておびたゞしく賣る云々」と見えたり、

ウコンノダイフ　右近大夫　近衛將監の五位になりしを云ふ、「コノエジヤウゲン」を見よ、

ウコンノタチバナ　右近橘　平安內裡紫宸殿の坤にある橘をいふ、南階の右に在るを以て、右近橘といふ、左近櫻と相對す、日本後紀曰、「嵯峨天皇大同三年六月甲子の條に、禁中有ニ一株橘一凋枯經ル日、生意既衰、忽生ニ花葉一、異々可レ愛、因レ拔右近衛府李獻、宴飲賜ル物有レ差」と見え、天曆御記に、大內裏秦川勝宅橘、本太夫宅南殿前庭橘樹、依ニ舊跡一植ル之（中略）枝條不レ改及ニ天德之末一」とあり、天德三年十二月新に植ゑ換ふ、高一丈二尺、彈正尹親王東三條家の樹にて、勅によりて之を奉る、右近將監以下之を掘り植ゑたり、此後大火災毎に屢々栽ゑ換へ、里內裏に及びても亦之を植うる例となり、以て今日に至ると云ふ（日本紀略、大內裏圖考證、平安通志）

ウコンノチン　右近陣　月華門を云ふ、右近衛の陣此の門內にありし故に名づく（拾芥抄）

ウコンノツカサ　右近衛府　「コノエフ」を見よ、

ウコンノババ　右近馬場　右近衛府の馬場ないふ、山城國京都市上京區一條北大宮通に在り（今は北野社の東南にあたり南北に通ずる路）○古へ大內裡紫宸殿の近衛官人、毎年五月丑に走馬の行事ありしが故に名づく、端午節会に當れば、天皇北野に巡覽し給ひ、右近御馬場にて近衛等の騎馬を覽られしこと見えた、百錬抄に、寛和二年三月十日右近馬場可レ改ニ南北一之由宣下」と見えたり（大內裏圖考證、山州名跡志）

ウサイノオビ　鳥尾帶　石帶の一種、烏羅角を用ふ、六位已下の人之を用ふ、石帶（イシノオビ）を見よ、

ウサウチ　宇佐氏　神別、高皇產靈尊の孫宇佐都彦命より出づ、姓に公あり、國造あり、神武天皇北野に巡覽し給ひ、右近御馬場等の騎馬を覽られしこと見えた、百錬抄に、寛和二年三月十日右近馬場可レ改ニ南北一之由宣下」と見えたり（大內裏圖考證、山州名跡志）

ウサウチ　宇佐氏　神別、高皇產靈尊の孫宇佐都彦命より出づ、姓に公あり、國造あり、神武天皇の時宇佐都彦國造となる、元正天皇の時沙門法蓮の醫術を賞して三等以上の親に姓宇佐公を賜ふ、堀河天皇の時、備中少掾宇佐昌ありし、其族なり、國造の裔宇佐八幡宮の祀に奉ず、聖武孝謙天皇の間、宇佐公池守始めて大宮司に補す、子孫世襲す、後ち姓を宿禰に改む、高倉天皇の時、大宮司公通從五位に叙し、更に朝臣と改む、其族に屋形氏あり（蕃事紀、宇佐宮託宣集、氏族志）

ウサカノツエ　鞠坂杖　越中國婦負郡鞠坂神社の祭日に、神人祓調を宣る時、一嫗の女子に其年あへる男の數ないはせ、杖をもて女の尻を打つことあり、其杖ないふ、其杖は賢木のしもとなり、よて「しもとだち」の祭ともいひ「しりだち」の祭とも云ふ、俗には尻打の祭と云ふ（八雲雜抄、儀訓栞、和漢三才圖會）

ウサギノアツモノ　兎羹　名義　江戸幕府に於て、正月元日の儀に、恒例として用ふる兎肉の吸物　開闢　當日開御所白木書院にて三家及び大廣下諸の者へ、盃、兎の吸物及び奥服を賜ふ、又諸家より時の物なる獻す、此朝宿老少老旅に登て政所へ出る前に國の事司る豐醬手の司めく、右兎の羹もて出て御酒三獻なる勸む、大目付の豐相伴す　開闢　永享十一年、藤川親氏、其父有親と共に上野新田より三河國松平郷に至る時、路信濃國林郷に寄り、林光政の許にて越年す、時に光政羹すべきものなきを以て、十二月二十九日自ら狩して兎一疋を獲、翌十二年正月朔日兎を吸物にして進む、其後武運の開きしより、代々の嘉例として之を行ふに至る（三河後風土記、幕朝年中行事歌合）

ウサノギヤウカウエ　宇佐行幸會　名義　宇佐神宮に於て、六年毎に一度、八箇所の神社を巡拜する祭事ないふ、巡狩の儀式ともいふ　開闢　七月初午日を以て神服神寶を奉る、其儀、祝、權祝、及び神人等菱形池に至り、御杖人に蕪を刈らしめ、之を奥に載せ下宮に至る、下宮は即ち御炊殿なり、時に神官祓を行ひ、蕪を以て本社神前の櫟上に安置し、鳴羽屋（新舍を設けて、御枕を造る所ないふ）を作り、大神氏其屋に籠り、蕪を以て枕を製成して後ち、十一月初午日より八箇社を巡拜ありて、上宮東の御戸より御入內あれば、木の御體は四の御戸より、西大門の北の鳥門より御出ありて、下宮に御座あるなり、下宮の御本體は、奈多より社司迎に參り、奈多宮に下座す、此行幸實ほ上古は七千五百貫にて執行せりと云ふ　開闢　稀進天皇神護景雲元年閏十月十八日、神託あるによりて四箇年に一度、因宿、鷹居、乙咋、大根川、郡瀬、泉、妻垣、小出田の八社を巡拜す、是れ始めなりと云ふ　開闢　桓武天皇弘仁二年より、改めて六年に一度是を行ふことゝなれり、其後中絶すること百五十餘年、元和二年細川忠興之を再興せしかども、大なる神事なるを以て其後又斷絶す（宇佐宮記、八幡宮本紀、宇佐宮龍水御造營記、細川家記、古事類苑所載紙部）

ウサノコホリ　宇佐郡　所在 豐前國

地名辞書 書紀兎狹、古事記宇沙に作る、兎狹に國造を置く、延喜式、和名抄宇佐となす、野廉（ノヽミ）酒井（サカキ）鷲原（クズハラ）封戸、向野（ムケノ）廣山（ヒロヤマ）垣田（カキタ）高宗（タカ（ン）深見（フカミ）羊島（カラシマ）等の諸郷あり、明治に至るまで變更なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ウサノツカヒ　宇佐使　名義 天皇即位、及び國家の大事災變等ある時、勅命により宇佐宮に使し、幣帛を獻りて之を告げ奉る使人をいふ、即位を告ぐる時の奉幣使（一代一度の奉幣使）には、必ず和氣氏五位の人を以て之に充つ、是を宇佐・和氣使と云ふ、蓋し和氣氏は、其氣清麿神宮に使し、國家に大功ありしを以て、子孫相繼ぎ使命を奉ずること〻なりしなり 地原沿革 聖武天皇天平三年正月官幣を獻じて異國降伏を祈りしを始めとす、醍醐天皇昌泰元年九月藤原知道を宇佐宮に遣はせしより以來、三年毎に一度、恒例の使を發すること〻なれり、後伏見天皇の頃より中絶せしが、櫻町天皇の寛保四年に至りて之を再興せり、宇佐使發遣の儀式は、四宮記江次第等に詳しく見えたり（拾芥抄、神祇志料、古事類苑神祇部）

ウサノミヤ　宇佐宮　所在 豐前國宇佐郡

宇佐町南宇佐、馬城の四北菱形山○今は宇佐神宮と稱し、官幣大社たり 延喜式 三座あり、宇佐宮に廣幡八幡大神、比賣神社は、大神の后神、大帶姫廟神社は、息長帶姫命を祀る、比賣社中間に、宇佐宮其西に、大帶姫廟其東にあり、西を第一殿、中を第二殿、東を第三殿とす、三座並に鷹巢を獨形とす 地原沿革 狩明天皇の世、厩峯菱形池に神輿の幸あり、大神比義に託りて、我化鷺田天皇薦幡八幡菩薩品なり、我名を護國靈驗威力神通大自在王菩薩と敬へ給ひき、是より比義甚だ此神を敬し、辛島勝乙目と共に祝として仕へ、元明天皇和銅五年始めて應居瀧宮を建て、其後小山田社に遷し、元正天皇養老四年大神諸男等始めて菱形池の鷹を刈て枕を造り、神輿に載せて御體に准ふ、聖武天皇神龜四年神宮を菱形山に作り、因て廣幡八幡大神宮と名づく 地原沿革 天平三年大神田麻呂の奏に依て官幣に預り、十二年軍事を以て勅使を遣はし、神寶封戸二十戸を奉る、十八年天皇疾を祈る後ち神託により、陸奥國黄金を獻ずるを以て、百二十兩を本社に奉納す、孝謙天皇天平勝寶元年大神に一品、比咩神に二品を授け、寶亀元年神に封戸位田を寄す、稱德天皇神護景雲三年七月天皇僧道鏡を寵し、位を讓り給はんとせし時、和氣清麿呂を使して神託を受けしむ、神大に威靈を示し、天日嗣は皇孫命を立て、臣下の之を望むものは掃除せよと迹に止む、光仁天皇天應中護國靈驗威力神通、大菩薩の神號を奉り、嵯峨天皇弘仁十四年大神比咩社に准へて、新に大帶姫神社を造らしむ、凡三所として仕へ奉る事茲に始まる、仁明天皇天長十年和氣眞綱をして即位を告げしむ、宇佐使茲に始まる、（ウサノツカヒ）參照）清和天皇貞觀十二年新羅海賊の事を祈らしむ、陽成天皇元慶四年十二月勅して三十三年毎に改造の制を定め、延喜の制名神大社に列す、後一條天皇治安元年火災に遂ぶ、翌年二月諸道勘文を召し、五日の廢朝を行ふ、萬壽四年改造し、高倉天皇治承二年十一月、三年一度の宇佐使を遣はし、元暦元年七月武士に寶殿を營ち神寶を竊む、文治元年宇佐使武士に遣はれ二年七月宇佐神を假殿に遷し、十月黄金神寶を神殿に納む、また宇佐宮には一代一度の大神寶使を遣はし、三年毎に使を立て幣を納げ、三十年毎に太宰府をして神宮を改造し、國家大事には使を遣はして之を告げしめ、伊勢大神宮と並べ奉りて二所宗廟と稱奉れり、明治四年官幣大社に列す○祭日は、八月十六日、放生會は十五日にて養老四年に始まる（ウサノハウジヤウエ、參看）又行幸會を六年一度行ひ（ウサノヤヤカカツエ、參看）七月初午日を以て神服神寶を奉る○神官に大小宮司あり、鋼宮神主祝あり、弘仁中大神朝臣宇佐公二氏を宮司と定めたり（宇佐託宣集、太宰管内志、神祇志料、古事類苑神祇部、官國幣社一覽）

ウサノハウジヤウエ　宇佐放生會

名義 宇佐神宮に於て、毎年三月三日、八月十五日、和間の濱にて行ふ放生會 地原沿革 宇佐宮託宣集に據れば、八月十四日大菩薩和間濱に遷御して頓宮に入り、二十五菩薩の舞樂あり、同夜六根懺悔の行法、傳戒乞戒の儀式あり、十五日潮干滿の時、大菩薩浮殿に出御し導師以下勤行す、僧侶經文を唱誦する間に、生きたる鱗貝を放ち、海上に船を浮べ、伎樂を奏す、御船會訖りて頓宮に還御すとあり、總て此儀式は大なる神事にて費用多額を要すと云ふ 地原沿革 元正天皇養老四年九月、大神放生を修むべき託宣あり、同年十月、大神放生を修むべき託宣ありしこと扶桑略記に見えたるを始めとす 地原沿革 聖武天皇神龜元年、年別に二度放生會を爲すべき託宣あり、越えて天平十六年放生會を行ひし後ち、年毎の執行絶えざりしに、德治二年執行ありしより應永二十七年まで百十餘年斷絶せり、後ち足利將軍再興せしと雖も、又中絶せしが、細川出興國主たりし時、興立ありて元和四年及び五年兩度の執行あり、其後また斷絶す、（宇佐宮託宣集、古事類苑神祇部）

ウサノワケウヂ　宇佐和氣氏　仁明天皇

天長十年四月和氣朝臣眞綱をして、宇佐宮に御幣帛を奉り、新に位に即き給ふ事を告ぐ、眞綱は清麿呂の子なり、是より以後天子位に即く時は、必ず和氣氏を以て使とす、因て宇佐和氣氏と稱す、蓋し是より先稱德天皇神護景雲三年七月和氣清麿呂宇佐宮に使して僧道鏡の天位に即くを止めし功によるなり（宇佐宮託宣集、百錬抄）

ウサノワケヅカヒ　宇佐和氣使　宇佐使（ウサノツカヒ）を見よ、

ウシ　牛　名義 儀制令に、牛は、人の勞に代るを以て能を稱して、名とするなるべし、或は大肉の義と云へり、雙後詞には、大きなるをうしきなど云ふ、戰文にも、牛を大物と見ゆ」とあり 地原沿革 神代紀一書保食神の殺されし條に、其神之頂化爲二牛馬一とあるは書に見えし始めなり、或は云ふ、應神天皇の時、三韓より傳來せしと云ふは誤なり、安閑天皇の世蘇波大隅島姫島に放つ、天武天皇四年四月牛馬を食する事を禁ず、聖武天皇十三年二月、又詔して牛馬屠殺を禁ず、桓武天皇延暦八年、令して牛馬の帳簿を進ぜしめ、十五年百姓私の牛馬印を定めしむ、明治に至り、肉食漸盛なり、又牛乳の事は別に出す 和名抄 犢牛、犢牛（ウシクロウシ）赤牛、駒牛（ブチクロウシ）、犗牛（島牛）赤牛、犗牛（又肝牛、牛色斑にして星の如きもの、和名抄に云、按に「ホシマダラ」と云ふと）裏門牛（黑牛にて頭尻白きもの、之を養へば主必ず凶禍を招くと云ふ）鹿斑牛、摩頭牛（頭上に白色あるもの、凶牛となす）黄鵠牛（背牛にて、頭及び脚は黄、角白きもの、凶牛となす、和名抄に、黄牛、アメウシとあるは同物か）蕃背牛（カウヤキ）（黑牛にて、背上に一條の白色あるもの、之を養へば主家豐に衣食足り、大吉なりといふ）白胸牛（黄牛にて胸に手掌大の白色あるもの、吉牛となす）龍門牛（牛角の間一尺程相去るもの、吉牛となす）牛中王（八白牛にて頭黄のもの、吉牛となす）其他黄牛黄額、背牛黄額、黑牛黄額、赤牛黄額（就れも額に一花黄あるもの）等あり、吉牛となす、和名抄、農業物色圖說）

ウシ井　宇林院　「ウリンキン」を誤て云ふ、同條を見よ、

ウシウタンダイ　羽州探題　地原沿革 羽州陸奥兩國を管し、國務を行ふ 地原沿革 延文の初、新波家筑出羽陸奥兩國を管せしも、未だ羽州探題の名なし、同三年八月家筑の子筑頼始めて探題職に補し、文明明應中より天下大に亂れ、群雄割據するに及び、嫡令遂に行はれず、天正中義光の時に至りて其職を失ふ（最上系圖、蜷川親元記、武家名目抄）

ウシオブモノ　牛追物　名義 騎射の一種、牛を追て射るをいふ 作法 牛を追て射る樣は、さくりに乘て追ふ、追はれてなげかへり立向ふ所を、弓手へも馬手へも開きて射る、射やうは弓手、馬手、おしもぢり、以下犬追物に同じ（イヌオフモノ參看）矢は引目、半引目、大しめもて、肩ぬがずして射る、矢所はひらくびひちもゝのみにて胴中を射ざるなり 沿革 元は馬場を設けず、野飼の牛ある所にて射たりしなり、晉寒錢案和二年四月五日の條に、今日御被立三島居、其後今日給於金洗澤邊、有二牛追物一とあり、治承四年六月五日牛追物を行ふ後、源頼朝命じて相廚の馬場を定めたれば、此時より後には馬場の設けありしならん、後變じて犬追物となる（四季草）

ウシカヒ　牛飼　「ウシカヒヒラハ」を見よ、

ウシカヒワラハ　牛飼童　牛車の牛を使ふ者、又牛飼とも云ふ、垂髮にて狩衣を著、鞭を持つ、

ウシキ　（官職　僧の已講、內供、阿闍梨の總稱、僧綱の次に職分ある僧、大德道長の傳願信出家の條に、御さきに有職僧綱どものやむごとなきふちぶち云々、十訓抄に、三井寺の覺讃僧正年高くなりて有職なゆるされざりけるが云々とあり（二中歷、拾芥抄、百寮訓要抄別注）

ウシクジヤウ　牛久城　所在 常陸國河內郡牛久村 沿革 小田氏の支城、岡見種正始めて築く、天正十八年彈正小田氏の先祖となり、太田三鍋と戰て敗死し牛久氏亡ぶ、江戸時代に至り、由眞信濃守貞長を城主に封ず、貞長死後本城廢となる、慶長十六年十二月出羽國政一萬石に本城に封ぜらる、寛永五年宮政の三子弘隆四子寛經、更に父の所領を分與ぜられ、弘隆一萬石に、寛經五千石を領す、是より子孫相繼ぎ明治維新に至る（由眞系圖、藩翰譜、新編常陸國誌）

ウシグルマ　牛車　「ギッシャ」を見よ、

ウシコンディ　牛健丁　牛飼童ないふ、婚姻笑覽に、平家物語に木曾義仲が牛こでいと云へりしこと見ゆ、こでいは、健丁なり、古歌を見るに、火鼠なるもあれど頭はわらはなり、後世主水などに、立殿、中殿なると同じ儀なり、八瀬の在所の男は、舞奥丁に出るとかや、その古風にて惣髮にて齒を染むるも有とぞ、其髮も下さまの者は頭髮を童の如く束ねたるも多かるべし、されば京わらんべと云ふ勝は此故にも例りたらん」と云へり、

ウシゴメモン　牛込門　名稱 江戸城外郭の門、總町富士見町六丁目より、牛込神樂坂へ出づる口に在るを以て名づく、今の牛込見附は其跡なり、

【出典】寛永十三年鮮須賀忠英台命を受けて始めて之を築く、寛政四年七月火災後、多門を築かず○宗爺には、勤番萬石以下三千石以上の者三年宛之勤め、番士三人羽織袴着用せり、兵器は、鐵鎗五挺、弓三張、長柄五筋、持筒二挺、持弓一組を備ふ(御府内備考、殿居番、東京地理沿革誌)

ウシザキ　牛裂　室町時代の末年、戰國の頃に行はれし刑罰の一種、牛に罪人の手と足とを縛りつけて引き裂かするをいふ、南蛮寺興廢記に、泉州堺にて、ころばぬもの三人、内二人は磔罪、一人は牛割と見えたりとは、耶蘇教を轉宗するをいふ)、また稽過綱會津神公の條に、會津前の太守蒲生氏(秀行)の時、罪人を兩牛に跨がらしめ、機松を以て兩牛の間に入れば、牛驚き起りて左右に開け罪人を引きさく、是を牛裂といふ、又豊藤政利も主君土岐頼藝を追出し、美濃を領し、小罪の者も或は牛裂或は釜煎にしたりといふ、とみえたり、

ウシシタオホバン　牛舌大判　【考】【類】金銀尚古品の一、形狀牛の舌に似たるを以て此名あり【出典】【類】面に(一)柳の極印と(二)梅鉢の極印せるものと(三)形の細長きものとあり(一)は縦三寸四分五厘別横一寸九分、重十一匁八分(二)は(一)より形大なれども、詳かならず(三)は縦三寸三分強、横九分五厘、重九匁六分五厘、金位下、旗鉾の如し【出典】【類】此大判の創制を詳かにせず、加賀國の民間秋成の雜歌に、八島くどきと云ふあり、其句に、牛若ころして牛の舌、大判小判つかみ取り云々とも、然れば往時普通に用ひしものと見えたり、疑くは此金加賀の創なちんか(金銀圓錢、大日本貨幣史)

ウシマツリ　牛祭　山城國太秦にて、毎歳九月十二日に行ふ御所蔵蘭鈴の祭をいふ、重色紙子に象る假面を被りて異裝し、牛に乘り、鈴なめぐること あり、因て名づく、また是に從ふ四天(各長高假面を被る)壇上にて祭文を讀む、甚だ古雅なる式なり、原信僧都の始めて之を起しものなりといふ(一話一言、年中行事大全)

ウシンムシンノウタアハセ　有心無心歌合　歌合の一種、負なば無心とし、勝なば有心とせるより名付く、字多天皇の時行ひしことあり(享子院有心無心歌合、古今集序注)

ウシジヤウ　烏城　岡山城(チカヤマジヤウ)を見よ、

ウシヤウグン　右將軍　蒙兵大將軍(キヘイタイシヤウグン)を見よ、

ウシヤノオトド　牛屋大臣　藤原是公(フヂワラノコレキミ)を見よ、

ウシヨ　羽書　羽檄(ウゲキ)を見よ、

ウシロミ　後見　【名義】輔佐の義、人の後なる人、音を以て呼ぶ、後に立つて助くる人、音を以て呼ぶ【出典】【類】鎌倉の時、執權の人を後見といひ、連署の職を置かれし後、併せて兩後見と稱す、但時軍執權次第に繼ければ、時賴政村までは執權連署、執も御後見と有て、それより後は執權なのみ御後見と記し、連署の人を合判加判など注して、後見の稱を載せず、因て思ふに時賴政村の頃より後、後見と呼ぶるは執權に限れる如くなりしと見えたり、これ世を經るに從ひ執權の威權增して、連署は等級を降さるゝ勢となり、自然に後見の名稱寡くなれる故なるべし、室町時代に至り、先代の習慣にて管領の事を後見といふこと有りしかど、當時管領の外に、傳の職たるものも後見といふこと出來たれば、管領にのみ限れる名稱にてはなかりしなり、江戸時代將軍幼冲或は篤疾なるなり、三家三綱中より選會或は勅旨を以て、繼嗣あり人を挙び後見と錄す、家職將軍疾篤なる時、吉宗入て後見となる、また十四代家茂將軍幼冲、職を譲ふ時、田安慶頼後見となる、慶頼退隠の後、一橋慶喜之に代る、もと此名稱、言辭の上に云ひならへる稱呼にて、正しき職名ならず、將軍家の外、大名諸家にも、大家小身の別なく、輔佐の人を唱へしなり、又一國一郡の主たる者、未だ幼齡にして、家務を攝するに堪へざる時は、一門同宗、若くは親家に託して、家政を輔助せらるゝ者も、後見といへり、或は主命によりて、若輩の者を指南の爲めに託せらるゝ武士なもいふ事あり(武家名目抄、候調栞、德川禁令考)

ウシロミシヨク　後見職　「ウシロミ」を見よ、

ウス　臼　【名義】穀を春く器を云ふ、傳調栞に、打臼の義成るべし、又は物を入るより云ふ調也、とあり【出典】【類】【別】【名義】景行天皇の世、日本武尊を碓の上に置きしを以て、兄を大碓、日本武尊を小碓と稱せし事見えたれば、是より先既に在りしなり、應神天皇の世、横臼を以て酒を造りしこと見えたり、推古天皇十八年、高麗僧曇徴來つて、碾磨を造る、これ石磨の始めなり、天智天皇九年には、水車にてつく碓を造る、即ち水碓なり【出典】【類】【別】横臼(形の低を云ふ)竪臼(形の高を云ふ)辛碓(萬葉集に見ゆ、杵に柄あるを云ふ、即柄臼なり)埴碓(埴は粘なり、其制三才圏會に見ゆ)碓(碓は鶏と書す、竹を編み圓を作り、内泥土を貯へ、竹木にて密鎖を作り、穀を破て米を出すもの、俗に磨磨と云ふ)磨(碓は石碓と書す、多くは攝津御影石を以て造る)等なり(古事記傳、傳調栞)

ウズ　鮫調栞に、古へ冠の飾に挿すものをいふ、道

花などをも用ふ、後世のカザリの惡りなり、傳調栞に、勝代記に御手、推古紀には儲部の字をよみ萬葉集に、うずの玉隈とよみたり、後世の紗頭花なるべしといへり、唐書に頂有二華蕚四披一といふも是なりしとあり○古事記傳に、景行天皇紀に宇受賀佐勢とは、鬘巻に挿せなり、鬘巻は、帝紀推古卷に、十一年十二月始行二冠位一云々、並十二階、並以二當色縫一繍之、頂撥進如レ蕚而著レ、綾羽、唯元日著二鬘巻一、鬘巻此云二于孺一、また十六年八月召二唐客一於朝廷一云々、是時皇子諸王諸臣悉以二金鬘巻一著、則、また、十九年五月五日獵二于於菟田野一、是日諸臣服色皆隨二冠色一、各著二鬘巻一、則大德小德、並用レ金、大仁小仁、用二豹尾一、大禮以下用二鳥尾一、孝德紀に、大化三年是歲制二七色一十三階之冠一云々、小錦冠以上之鍾、韓二金鍾一、爲レ之、大小黒冠之鍾以二銅鍍一之、庭武之冠鍾レ銅也、萬葉集に、五十串立、神酒座奉、神主部之、雲栄山隊、見者乏文、八十伴緒能島山霜、安可流機、字受賀狩、云々など見えて、木草の枝を頭に挿すを云ふ、後世に、挿頭と云物、即ち古の鬘巻なり、然るに有の推古紀、孝德紀に見えたる冠位の級に隨て、金銀及び物の尾などを以て作りて挿せるは、上代の物にはあらず、推古天皇の時、始めて制られたるにあらん、萬葉の歌によめるを古のさまなりと見えたり、

ウズ　雲珠　唐鞍の鞦の打突ふ所に付くる飾をいふ、傳調栞に、傳名鈔、鞍馬の具にうずあり、愛珠と書り、今いふ梅隠なりといへれど、飾抄に、指に雲形の圓ありて別物なり、伊勢御神寶の白馬形にも、雲珠は左右の鞦の上交叉する處に指置る也といへり、章にも此具あること見えたれば、古へ半にもかけしなるべし、鞍馬の山のうず櫻といへるも此より出といへり、鬘巻にさす櫻の義なるを、雲珠にいひかけたる なり、夫水集に、からくちや鞦もかまゝぬ古里の庭もせにさくうずさくらかな、雲珠は唐鞍に限りたる事と見ゆ、

ウスアラ　薄青　織色の名、經の自に、緯の青なるものをいふ○襲の色目の名、表は黄青に、裏は青、又は白なるものをいふ(四三條装束抄、胡曹抄、厘衣抄)

ウス井ジヤウ　臼井城　【所在】【地】下總國印旛郡臼井町の西北山上に舊址あり【出典】【類】【別】【名義】長元元年千葉常新の三男臼井常康始めて此地に據り、義に從て屢々戰功あり、子孫世々鎌倉に仕ふ、結胤の時、舊地の鎮あり、其子行胤久しく他郷に流浪す、後ち足利尊氏に從て軍功あり、興胤と改名し本城を復す、爾後會胤、冬胤等を經て後胤の時、文明十一年太田道灌一萬騎を率ゐて本城を攻む、後胤禦ぎ守ること六ヶ月、終に道灌の兵を破り、其弟圓書を殺す、三代久胤、幼にして族胤眞の爲めに奪はる、永祿四年上杉謙信之を攻めて克たず、天正十八年小田原北條滅亡の後、德川家康酒井忠次をして此城を收めむ、慶長十九年忠勝封ぜらるゝ後ち火災に罹り廢城となる、今猶太田圓書の墓、支勢の址、碑信一夜城等存す(下總舊事記、千葉縣地誌略)

ウスイロ　薄色　染色の名、薄紫のことないふ、又は二藍の色の薄きなりともいへり○織色の名、雲の色の薄きなりともいへり○襲の色目の名、表はだて紫、裏は白なるものをいふ○襲の色目の名、表は濃紫、裏は白なるものをいふ(四三條装束抄、胡曹抄、源氏裝束抄)

ウスガネノカブト　薄金甲　源氏相傳の鎧、源義家之を着用せり、後ち木曾義仲に傳はる(後三年記、源平盛衰記)

ウスガネノヨロヒ　薄金鎧　鎧の札を薄

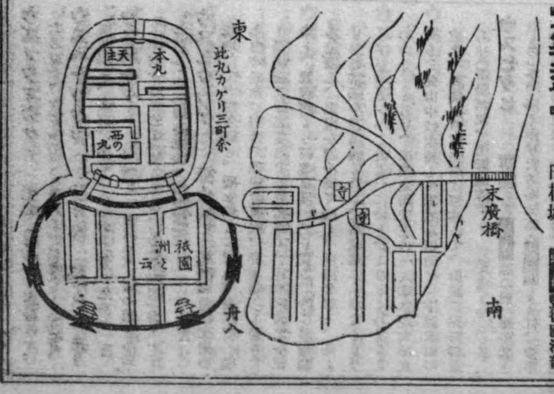

鍛にて作りたる鎧をいふ、源氏相傳の鎧、源義家より源爲朝に、更に新田義貞に傳來せしこと後三年記、源平盛衰記等に見えたり、其威の赤色なるは、保元物語に、六條判官ためよしの鎧に云々、はりきぬの直垂に、うすかねといふひおどしの鎧に云々、と見え、梅松論に、此時義貞重代の薄金といふ赤威の鎧を山王に奉り云々、とあるに因れば、其色丸を推知せらるべし、

ウスギ　薄黄　襲の色目の名、表裏ともに薄紺なるものを云ふ(重の色目)

ウスギジヤウ　臼杵城　【所在】【地】豐後國海部郡にて作りたる鎧をいふ、源氏相傳の鎧、源義家より源爲朝に、更に新田義貞に傳來せしこと後三年記、源平盛衰記等に見えたり、其威の赤色なるは、保元物語に、六條判官ためよしの鎧に云々、はりきぬの直垂に、うすかねといふひおどしの鎧に云々、と見え、梅松論に、此時義貞重代の薄金といふ赤威の鎧を山王に奉り云々、とあるに因れば、其色丸を推知せらるべし、

ウスギ　薄黄　襲の色目の名、表裏ともに薄紺なるものを云ふ(重の色目)

ウスギジヤウ　臼杵城　【所在】【地】豐後國海部

郡臼杵町(臼杵はもと丹生郷の内なりしが、後ち臼杵庄を置き、建久中一條氏の領となる)肥原沿革論永祿中大友宗麟の築く所にして、又丹生島城とも云ふ、九州軍記に、大友義鎮は飽直二十代の嫡孫にして、九州鼎立の其一足の武將たり、永祿八年の頃于戈靜なりしかば、洛陽大德寺の怡雲叟を招き寄せ、剃髮して休庵宗麟居士と戒名し、臼杵丹生島に來城を築き、閑に住れける云々」と見えたり、後ち大友氏亡び、文祿二年太田飛驒守宣正三萬五千石に封ぜらる、寛正征韓の役に從ひ郡あり、封を除かる、慶長五年關ケ原の役太田氏西軍に屬したるの故を以て亡び、五年稻葉貞通五萬石に封ぜられて此に治す、其後子孫相繼ぎて明治維新に至る(豐後國誌、德川加除封錄、主國合結記)

ウスギヌ

ウスキノコホリ 薄帛 臼杵郡 所考 日向國 肥原沿革論延喜式に郡名始めて見えたり、和名抄に、日上(ヒカミ)智保(チホ)英多(エタ)刈田の四郷あり、現今に至るまで變更なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ウスキヒ 淺緋 染色の名、緋の色の薄きを云ふ、鬼を此色にて染め五位の人着用す、染料は、綾一疋に、茜大三十斤、米五升、灰二石、薪三百六十斤を用ふ、緋(ヒ)參看(延喜式、裝束圖式)

ウスクモノヨロヒ 薄雲靈 平氏相傳の錄の名(異制庭訓往來)

ウスケシムラサキ 薄滅紫 染色の名、紫にて、うすくそめたる色、絲一絇に、紫草一斤、灰一升、薪三斤を用ふ(延喜式)

ウスサクラモエギ 薄櫻萠黃 蘇の色目の名、綺部抄には、表は薄菖にて裏は櫻色なるもの

銀の金物、いづれも無文なり(餝抄、裝束拾要抄、裝束圖式)

ないひ、高倉家記には、表の青にて裏の蘇芳なるを云ふ、

ウスズミノカミ 薄墨紙 紙の一種、宿紙(スクシ)と引合紙(ヒキアハセガミ)とを云ふ、此兩紙の色うす黑き紙なるを以て名づく「スクシ」「ヒキアハセガミ」を見よ、

ウスズミノリンシ 薄墨綸旨 薄墨の紙(スクシ)(或は紙屋紙とも云ふ)に、書したる綸旨を云ふ、薩州府志に、古へ內裏禁中の反故を取て紙屋即ち宿紙(スクシ)(或は紙屋紙とも云ふ)に、書したる綸旨を云ふ、薩州府志に、古へ內裏禁中の反故を取て紙屋之を漉返して、凡職事辨官此紙を取て口宣案を書く、世人其案紙の色に依て、薄墨の綸旨と云ふ、中古までは、紙甚だ少なかりしに、禁中にても漉返を用ひらる、其古例により、後世も宿紙に認むなり云々」とあり、

ウスダタミ 薄疊 うすきたゝみをいふ、又薄綠とも云ふ、古へ春夏に用ふ○齋宮式に、綠端帖(タヽミ)十帖、已上秋冬料、春夏料亦如是、但爲三薄帖、已上見え、儀制令に、大嘗會式に薄疊とみゆ、又うすべりといふ、薄綠の義、三義一統に見えたり、韓子に萬王薄席を作りて綠端すと見えたれば綠の飾を加へたる始め成べしと云ふも是なり」といへり、

ウスチリヂノケン 薄塵地餙 心裏服を着る時、公卿等の用ふる飾の太刀を云ふ、紫革にて、

ウスズノタマガケ 髮華玉蔭 髮華(ウズ)參看、

ウスハナザクラ 薄花櫻 蘇の色目、正月凪着用す、表白、裏紅なるを云ふ(雅亮裝束抄)

ウスハナダ 淺縹 鬼の色、縹の薄きを云ふ、初位の人着す、染るに帛一疋に藍半圓、薪三十斤を用ふ(四三條裝束抄、裝束圖式)

ウスヒタウゲ 碓氷峠 肥原沿革論信濃上野の國境にて、佐久郡と、碓氷郡とに跨る、碓氷坂、碓氷山、碓氷、臼井、碓井、節吹、春居等とも書きたり(肥原沿革論景行天皇四十年東夷叛す、日本武尊之を征服し、武藏國より四碓日坂に至り登る、時に弟橘姫を追懷し、東南を望み嘆て曰く、吾嬬者耶と、是より山東諸國を吾嬬國と云ふ、萬葉集に「ひなくもりうすひのさかをこえしだにいもがこひしくわすらえぬかも」とあり、源頼光四天王の一人碓氷貞太郎貞光も、此山中に生長して毒蛇を退治す、宇宿夫山の東北、衷白山の三蛇跡は舊跡にて、山嶽に熊野神社あり(信陽雜記、上野國志)

ウスビタヒ 薄額 考證 冠の礼(アヲ)(緑の低さもの)を、薄く作りたるを云ふ 着用 もとは、少年淺官の人の料なりしが、後世は大方十五歲まで薄額を用ひ、其以後は厚額を用ひたり、桃花樂樂に、近來十五歲までは薄額、十六歲以後は厚額を用ふ、舊記を考ふれば、若年淺官の人は十六歲以後も猶薄額を用ふべきよし見えたり、京極關白(師實)は廿歲左大臣の時厚額を用ひ給へり、延久三年の事なり、後二條殿(師通)は、廿二歲內大臣の時是を用ひ給へり、寛治七年事也、宇治左府(頼長)十八歲是も內大臣の時始めて厚額を用ひ給へり」とあり、冠(カムリ)の項圖參看、

ウスヒノコホリ 碓氷郡 肥原沿革論上野國碓氷郡沿革行天皇四十年の條に、碓日の字見えたり、後ち碓氷に作る、孝謙天皇天平勝寶元年五月に、碓氷郡の名始めて見ゆ、和名抄に、飽馬(アキマ)石馬(イシマ)野後(ノヅリ)坂本(サカモト)磯邊(イソベ)石井(イハキ)野後(ノヅリ)驛家、浮田等の郷あり、後世片岡郡の若田郷本郡に入る、爾來現今に至るまで變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ウスヒノセキ 碓氷關 上野國碓氷峠に在りて、江戸時代此地中仙道の樞要なる所を以て關を設く、

ウスベウ 護田鳥尾(鷹) 箭羽の一種、眞羽の薄くして黑き所の少きを云ふ、本はをすめと云ふ、をすめ鳥と云ふ鳥の羽に似たる故に云ふ、

なすめ鳥は、護田鳥のことなり、後ち云ひ誤りて「ウスベウ」と云ふ、源平盛衰記に、護田鳥尾と書きて、うすべうとよめり、和名抄に、鳩一名は澤虞卽護田鳥也、倭名は於須賀止里(オスガトリ)とあり、をすめとりは、關東にてみなくち鳥、又みなくちまぶりとも云ふ、田の水口に居て小魚など喰ふ鳥、五位鷺に似たる鳥なり○うすべうの羽は別圖の如し、眞羽の古圖にみえたり、今は白き羽をうすべうと云ふはあやまりなり(本朝軍器考、貞丈雜記、四季草、儀訓栞)

ウスミドリ 淺綠 染色の名、綠のうすきを云ふ、鬼を此色にて染め七位の人着用す、染るに、帛一疋に藍半圓、黃蘗大二斤、薪六十斤、或は云ふ三十斤を用ふと(四三條裝束抄、裝束圖式)

ウスミドリ 薄綠 名餙の名、中宮進源朝長の帶用ゼしもの、武家名目抄に、平治の亂中宮逃朝長の帶さし太刀し治承四年品山遠忠がはきし太刀し薄綠と云たる」思ふに朝長美濃青墓にて死し、義朝尾張の內海にて亡びし後、此太刀展轉して品山に渡れるなるべし、然るに餙卷には本は蹄丸蜘蛛切今は吼丸とてあるを義經に渡りて薄綠と改め其後曾我兄弟に渡りしと云ふ、是れ又附會の妄說なり」とあり、

ウスムラサキ 淺紫 染色の名、薄き紫を云ふ、鬼を此色にて染め二位三位の人着用す、染めるに綾一疋に、紫草五斤、酢二升、灰五斗、薪六十斤を用ふ(四三條裝束抄、裝束圖式)

ウスメ 碓女(舂女) 上代祭祀の時、洗米をつく女を云ふ、書紀舂女と書す、或はツキメと訓む、古事記傳に、此役は先づ和名抄祭祀具に、粢餅(漢語鈔云、粢之度岐)祭餅也、糠米(漢語鈔云、加之爽爾、淨米也)精米離穀經注云、精米所以享神也、糠米(カヌカ)、糠米(タヌカ)は、古の洗米なり、和名久萬之爾とある、粢米は今云ふ白餅(シロモチ)、糠米は今云ふ白餅(シロモチ)、糠米(カヌカ)、糠米(タヌカ)は、古の洗米なり、糠米は上代にも、殯に此等の物を奠して其米を舂く、死ぬれば庭に多く白を立て、殊更に米を舂くは蓋し此等の遺風なるべし、

ウスモエギ 薄萌黃 染色の名、薄きもえぎをいふ○蘇の色目の名、表は薄菖にて、裏少く濃き薄菖なるものをいふ(雅亮裝束抄)

ウスモノ 羅 羅の總稱、うすく織りたるものをいふ「ウスハタ」、「ブキヌシ」、「ウスギヌ」とも云ふ、また一種「シヽラギ」といふものあり、紋文ある羅を以て名づく(肥原沿革論)仲哀天皇九年新羅始めて羅の製に傚ひ、羅、紗、及び縠を織る、醍醐天皇延喜五年制して尼衫、參河、伊豆、近江、越前、丹波、但馬、播磨、紀伊、阿波、伊勢十一國は、其製する所の羅を以て調貢と爲ましむ、其羅は、風跡羅、雲鶴、蔦羅、冠羅、九點羅、小許春羅、四點羅なり、既にして諸國羅を織ること漸繁し、遂に樂を廢す、而して織部司及び京師の工人のみ之を織出せり、正平年間大內弘世、京師の機工を周防山口に招き、羅及び紗を織らしむ、元中年間和泉堺にてまた之を製す、應仁亂後、其業遂に廢す、天正年間支那の織工堺に來り、明樣の紗、紋紗、金紋紗を織り、且つ法を機工に傳ふ、既にして京師の織業また起る、其製また明樣に倣ふ、本邦に於て明樣の羅、紗を織ること茲に始まる、元文三年京師の織工上野桐生に來てこの法を傳ふ、東國に於ける製茲に始まる、其業孰も營みて今に至る(工藝志料)

ウスヤウ 薄樣 染色の名、上のかたは濃く、下の方漸々薄くなりたるものをいふ(四季色目)

ウスヤナギ 薄柳 蘇の色目の名、薄き萌黃のしらぼみたるものをいふ、凶服に之を用ふ(雅亮裝束抄)

ウゼンノクニ 羽前國 もと出羽國、明治元年十二月七日羽前羽後の二國に分たれ、一國となり、四郡を管す、詳しくは出羽國(イデハノクニ)を見よ、

ウリカヘノジンジ 鷲宮神事 毎年正月、太宰府と武藏國亀井戸の天滿宮等に於て行ふ式、太宰府は、太宰府略記に、正月七日の夜園の割頭參詣の老若だちつどひ來て、木にて作りたる、うその鳥を調へ、相互に袖にかくしうそかへんと罵りて、雙方よりとりかへる事なり」といへり、雜波の天滿宮にては、文政二年太宰府に習ひ、此神事を執行す、江戸亀井戸天滿宮にては、文政三年より始め、二十四、

二十五の雨日の日中之を行ふ、後ち衆人互に取替ゆることを禁じ、近衛に繋ぐ所の麋を賭ひ、神前に献り、神官より朝に備へあるものと替へ得ることゝなれり○俗説に、霊祭は、これまでの墓事しうそとなれり、吉にとりかへんとの義なりともいひ、又一年中つきし罪言を、神前に納めて禊を清すなりともいへど、信ずるに足らず（嬉遊笑覧、三養雑記、東都歳時記）

ウタ　歌　名義　うたふの義、また和歌、和詩とも云ふ、支那の詩に對するの稱　出典　伊弉諾、伊弉冉二神の、アナニエヤ、エヒトヲ、エヒトメの唱歌に始まる、三十一文字は、素盞嗚尊の八雲立の歌に起る、神武天皇以後、文字未だ一定せず、奏瓦朝に至り、長歌短歌二種となる、此頃までは専ら口に唱へしなり、風調の佳なるを貴ぶ、平安朝以後は、長歌衰へて短歌獨り盛なり、其つ巧より以降は、口に唱ふること稀にて、意趣の巧妙を主とし、風を設けて作ること、文後には、四句八句の戯を立て、制詞禁忌等の法を設け、遠古に至り、歌道傳授と稱し、論事口訣を秘し、師弟の傳統は、能因が伊豆守藤原長能に歌事を、藤原俊成が、藤原基俊の弟子となり、鳴長明が、俊憲法師に從ひし、に始まる、父子の縁は、藤原經信顕季等に起る、皆共に久しからず、俊成の統座にして鎌倉時代藤原爲家の時、爲氏（二條家）爲教、爲相（冷泉家）の三子の流に分れ、互に相爭ひしが、爲氏爲継の統早く絶えて、冷泉家の一流のみ獨り榮え、後ち又更に上下冷泉の二流に分る、其他飛鳥井、烏丸、中院、三條四等の諸家あり、何も歌道の宗匠にして門戸を張り、子弟を教授す、江戸時代に至り、信実神、賀茂真淵等出でゝ真淵等の古書に依りて説を立て、二條派を排し、近衛家の法を斥けたり、就に至り作歌に古調今調の別を生ず、後醍醐士答成章の歌会に、六題を題し上世、中古、中頃、近古、おとつせ、今世とに分ちて歌の沿革を論じたり、既て見るべし（[illegible]長歌、反歌、短歌、旋頭歌、混本歌、廻文、隠題、連本歌、片歌、折句歌、重句歌、冠句歌、俳諧歌等あり、各俳に述べたり、既て見るべし（文藝類聚、古事類苑文學部）

ウタアハセ　歌合　名義　人数を左右に分ちて各歌を詠じて其優劣を判し、勝負を定むるものをいふ、双方の歌人を方人といひ、共に頭人、讃岐、講師、勝負、判者あり　出典　朝廷の武は、天皇測隙に出御御倚子に著御あり、次に念人、公卿召に侍り瑞廂に著す、次に奏上す、次に左具則具馨子に立ち、次に右具則具馨子に立ち、次に奏上す、次に左具則具馨子に立ち、次に召に依り殿上簡座を敷く、次に左右講師前に切る、次に具則進み寄て取上簡座を敷く、次に左右参上し、次に左右講師前に於て拝する、次に判者次に講方念入、公卿已下前庭に於て拝す、次に公卿に祿あり、次に入樂の人其事を處理し、講師は香の次第に依り物に到し、勝負を明にし、最後に其勝を合算して全番の勝負を定む、番数は五番七番のもの、六百番千五百等の者あり、凡て第一番の左歌祝の意の歌は負しめざる例なり、是れ天子貴人の歌を左一番に置く故なり、先づ第一番には左の歌を吟じ、二番以後は負方の歌を先とす、判者は堪能老練の人を撰び、判詞極めて簡単なりしが、後には巧を弄し、奇を求め、一種の文をなせり、遂に歌道は俳文を以てけり、又判詞

嵯峨天皇の御宴に始まる、[illegible]長歌、反歌、頭歌、混本歌、廻文、隠題、連本歌、片歌、折句歌、重句歌、冠句歌、俳諧歌等あり、各俳に述べたり、既て見るべし（文藝類聚、古事類苑文學部）

ウタアハセ　歌合　名義　人数を左右に分ちて各歌を詠じて其優劣を判し、勝負を定むるものをいふ、双方の歌人を方人といひ、共に頭人、讃岐、講師、勝負、判者あり　出典　朝廷の武は、天皇測隙に出御御倚子に著御あり、次に念人、公卿召に侍り瑞廂に著す、次に奏上す、次に左具則具馨子に立ち、次に右具則具馨子に立ち、次に奏上す、次に左具則具馨子に立ち、次に召に依り殿上簡座を敷く、次に左右講師前に切る、次に具則進み寄て取上簡座を敷く、次に左右参上し、次に左右講師前に於て拝する、次に公卿に祿あり、次に入樂の人其事を處理し、講師は香の次第に依り物に到し、勝負を明にし、最後に其勝を合算して全番の勝負を定む、番数は五番七番のもの、六百番千五百等の者あり、凡て第一番の左歌祝の意の歌は負しめざる例なり、是れ天子貴人の歌を左一番に置く故なり、先づ第一番には左の歌を吟じ、二番以後は負方の歌を先とす、判者は堪能老練の人を撰び、判詞極めて簡単なりしが、後には巧を弄し、奇を求め、一種の文をなせり、遂に歌道は俳文を以てけり、又判詞は歌に殿上にて加へしが、後には大祓後日に記すことゝなれり、個人間の歌合は、宮にて題撰すべし、[illegible]何時頃より始まりしか詳かならず、在民部卿（在原行平）家歌合、仁和中將御息所歌合、陽成院歌合等を最も著しとし、次で字多天皇の御世に后宮歌合あり、醍醐天皇の世に有心無心歌合及び亭子院歌合あり、其後中絶せしが村上天皇の天徳四年三月清涼殿にて之を行ひしより以来、公卿共に世に行はれ[illegible]自歌合、有心無心歌合、恋若歌合、男女歌合、男歌合、詩歌合、踏歌合、恋歌合、影供歌合、年中行事歌合、職人歌合、物合歌合、非題歌合、調度歌合等あり（八雲御抄、袋草子、俳諧類聚、玉勝間）

ウダイシ　右大臣　史（シ）を見よ、

ウダイジン　右大臣　[illegible]太政官の長官にして、天皇を輔佐し、天下の大政を行ふ、左大臣の次位にあり、左大臣闕ある時、諸公事を奉行すること、左大臣に同じ、左大臣闕白たる時與奪によりて一ノ上となる、唐名右府、（サダイヨン）及び（ダイヨン、参考）[illegible]天皇四年六月始めて左右大臣を置き、蘇我倉山田石川麻呂右大臣となす、淳仁天皇天平寶字二年藤原仲麻呂を改めし時、右大臣を改めて大保となす、八年仲麻呂誅せらるゝに及びて舊に復す、源頼朝兵馬の權を得るに及び、有名無實となる、後世は攝政家清華の人に限りて此官に任ずること、なれり、明治維新の後も舊に從ひて之を置きたれども、實權は參議各省卿の手に歸し去れば、專に名譽職たるが如き姿を呈せしが、明治十八年十二月官制大改革の際、太政官と共に之を廢す（ダジヤカンソウ、参考）[illegible]令義解、延喜式、三代實録、職原抄、百寮図式抄、官職難儀、明治歴史）

ふ、近衛府（コノエフ）を見よ、

ウダイベン　右大辨　[illegible]太政官に屬して兵部、刑部、大蔵、宮内の四省を管す、其他職掌は左大辨に同じ（サダイベン、参考）其下に右中辨右少辨あり、右大辨を助けて事を行ふ　出典　延喜式天皇大賀元年始めて制定す、辨官（ベンクワン）参看（職原抄、百寮訓要抄、官職難儀）

ウタウラ　歌占　名義　占の一種、歌を以て吉凶を判ずる占をいふ　出典　[illegible]起原詳かならず、古事記に、憲心僧部金峰山に正しき巫女ありと聞て只一人今向給ひて心中の斷頗うちなへとありければ、歌占に十萬億の國々は海山隔て遠けれど心の道だになほければ、つとめていたるとこそきけと占ひたりければ啼泣して歸給ふ云々、とあれば、古は占ひ相したる處を、歌にて言ひあらはしたるを歌占とかへるが如し、江戸時代には、無心にて百人一首の双紙を綴き、其開きたる場所にある歌にて吉凶を判じたり（嬉遊笑覧）

ウタエ　歌絵　説書の一體、歌の意によりて書きたる繪をいふ、又は歌詩の意に採り、其歌詩の全部、又其一部の文字を書き交へたるものをもいふ、一説に、延喜の頃より屏風などに歌の意を繪にかき、物に歌を書きたるが始めにて、後には歌中の字を草木水石に書きたる故に、葉手繪に似たるを以て、五月雨記に、兩種を同じ物と云ひ誤るに至れりといふ、尤も古く書に見えたるは、後撰和歌集雜別の部に、みちの國へまかりける人に將てうしうたゝにかゝせ侍りけるとあるを始めとす、明月記に、建久九年二月二十五日、自殿（良經）仰云、竹間雪降古歌、少々可二注進一、予案二此仰一之後（中略）崇德院百首、源川局、

千、皇子千歳集二首、[illegible]鳴）是引物抽に被二選一竹雪一了、爲二歌繪一所一被二求也一、とみえたり、歌絵と葉手絵と別なること、源氏物語に、あしでうたゝを思ひ〳〵にかけとのたまへば、みな心々にいとむべかめり」とあるにて知らる、「アシデ」参看、

ウタラ　歌男　雅樂寮に屬し、舞樂の時歌をうたふ男をいふ、女をは歌女といふ、令義解に、歌師四人（掌教歌人歌女、二人掌二臨時取二有二聲音一堪二供奉者一教之）歌人三十人歌女一百人云々、と見えたり、續紀文武天皇十四年九月詔に、凡諸歌男、歌女笛吹者、朝傳二己子孫一、今習二歌曲一、とあり、

ウタガキ　歌垣　名義　男女相會し、唱歌に和して舞蹈するをいふ、歌垣會（カガヒ）ともいふ、又歌場とも書す、其意義歌説あり（一）儀制案に、歌へる人の並べる為を垣といふ、友垣の言の意、踏歌と同義なるべし」といひ（二）釋日本紀に、歌場は男女集會鉢二和歌一、契二交接一之所也」といひ（三）古事記傳に、歌垣は歌加賀比にて賀比を切めて俠とは云ふ、加良禮交の切まりたるなるべし、歌賀伎も、互に歌をよみて加具禮交すよしの名なるべし」といひ（四）栗田寛は、我邦の古言に、求婚を「くなぐ」といひ、之を延べては「くなぐひ」とも上へば、歌垣とは歌くなくひにて、歌にて唱和し、求婚する義なちん」といひ（五）又一説に、歌垣とは郡近き邊の名にて、カヾヒとは東國の俗語なりといへり　出典　[illegible]起原詳かならず、早く上代より行はれしこと、常陸風土記、肥前風土記、播津風土記等に見えたり、場所は多く山上にて行へり、即ち擇津の歌垣山、常陸の筑波嶺、肥前の杵島岳等は尤も著名なるものにて、春秋二季諸國の男女飲食物、琴瑟等を齎らし、互に手を携へて登り

歌舞、燈火、歌舞音曲を為して解去す、[illegible]筑波の山の、もにきつの、其のつ上に、いざなひて、乙女男の、往き集ひかゝふ歌歌に、他妻に吾もあはなん、吾妻に人も言問へ、此山を牛掃く神の、初めよりいさめぬわざぞ、今日のみは、目くしもなみそ、事も皆むな、」反歌、男神に雲立のぼり時雨降り沾れ通るとも吾れ歸へらめや」とあり、能く歌垣の狀態をいひつくせり、國史に見えたるは、武烈天皇太子たりし時、眞鳥大臣の男鮪と、物部麁鹿火の女影媛を爭ひし時に、歌場に立ち歌を以てせしを始めとす、聖武天皇天平六年二月、天皇朱雀門に歌垣を觀す、男女二百四十餘人、五品以上風流ある者皆交る、其中正四位下長田王以下諸王四人を頭となし、本末を以て唱歌し、難波、儀部、浅茅原、廣瀬、八裳刺等の曲の音を爲す、都人士女して縱覧せしめ、歌を極めて罷む、歌垣せし男女に祿を賜ふ、稱德天皇寶龜元年三月また歌垣を行ひしことあり、葛井氏以下六氏の男女二百三十人、青摺細布衣を著け、紅の長紐を垂れ、男女相並び列を分ち、徐に進て古歌を謳ふ（其一は乙女等に男立添ひ、踏鳴らす、西の都は萬世の宮）歌曲毎に袂を擧げて節を為す、時に詔して五位以上、内舎人、女孺をして歌垣の中に列せしむ、歌垣の人に麻布、絁を賜ふ、この頃は朝廷より行ひ、專ら學問を極めて實の歌垣にあらず、古の歌垣の狀をまねびて爲し、一種の風流藝なる事古事記傳に云へり、寶龜以後史上に散見せず、後世諸國の盆踊は、此の歌垣より變じ來れる風俗なりと傳ふ（萬葉集、常陸風土記、肥前風土記、播津風土記、古事記傳、知園社記、陽春廬雜考）

ウタガシラ　歌頭　歌舞音樂の時、發聲の

者をいふ、續紀天平勝寶三年正月の條に、天皇御宴大極殿南院、宴三百官、主典已上、賜ふ祿、諸歌歌頭、女樂、忍海伊太須、錦部河内並授二外從五位下、とみえたり、

ウタガハクニサダ　歌川國貞　名號姓は角田、通稱庄蔵、屋號亀田屋、一雄齋國貞と號し、また五渡亭、香蝶樓、月波樓、宮蝶樓、人、宮曉庵、梅園、梅戸、一蝶等の別號あり、後年初代豐國の跡をつぎて、一陽齋豐國と稱す（五橋亭琴雷（本名未詳）の子）嘉永六年武藏葛飾郡西葛西村に生る、幼より浮世繪を好み、師に就かずして美人俳優を描くに拙力老成にして、尋常畫家の及ぶ處にあらず、後ち初代豐國の門に入りし時、豐國其始めて畫きしものを見て才筆に驚きしといへり、平生藝娼妓相撲俳優の古實を研究して繪畫の趣向に工夫を凝らし、特に俳優の似顔は豐國につぐて佳作の聞え高し、また御馬繪に妙なり、而して稗史合卷物の密畫に至りては、其技倆他に比ぶるものなく、一家獨特の妙技ありき、天保十五年師の跡をつぎて、二世豐國といふ、弘化二年薙髮して官造と改稱し、柳島に退隱し、元治元年十二月十五日歿す、年七十九、亀戸村光明寺に葬る、門人頗る多し、「ウタガハハ」參看（浮世繪類考、浮世畫人傳）

ウタガハクニヨシ　歌川國芳　名號姓は井草、後ち井原氏を冒す、通稱孫三郎、一勇齋國芳、または朝綾樓と稱す（嘉永元年五橋亭琴雷（本名未詳）の子）十二歲の時、宋だ師に就かずして、鍾馗提劍圖を描きしに、筆勢勇烈、畫才の逸ふべからざるものあり、初め歌川春英が畫風を學び、後に初代豐國の門に入る、また同門國貞の風を慕ひ、三氏の筆意を得て、これに非常の長所を取り、和洋相折衷して別に一家を爲し、尤名將勇士を描くに巧みなるを以て著はる、特に支政の末年に出板したる水滸傳中豪傑百八人の錦繪は、其傑作として名あり、天保十四年源頼光土蜘蛛の繪に惱まさるゝ怪異の圖を、錦繪として世に出したるに、政府の誹毀するの寓意ありとて罪科に處せられ、板木をも沒收せられたり、晩年中風に罹りて業を廢し、文久元年三月五日歿す、年六十五、江戸淺草八軒町大仙寺に葬る、「ウタガハハ」參看（浮世畫人傳）

ウタガハトヨクニ　歌川豐國　名號姓は倉橋、通稱熊吉、一陽齋豐國と號す（嘉永元年五郎兵衛の子）歌川豐春の門に入りて浮世繪を學び、出藝の譽あり、後ち一蝶、玉山、春英の畫風を折衷して歌川派に調和し、美人、俳優を畫くに妙を得て名聲都鄙に藉甚たり、歌川派の畫風世に行はるゝに至れるは、實に豐國入神の妙筆による、文政八年正月七日歿す、年五十七、江戸三田聖坂功運寺に葬る、「ウタガハハ」參看（浮世畫人傳）

ウタガハトヨハル　歌川豐春　名號通稱但馬屋庄次郎、一龍齋豐春と號す（嘉永元年歌川派の始祖、豐後國臼杵の人、初は京師に出て、鍋澤探幽を師とし、後ち江戸に來り、石川豐信の門に入り、當時の風俗を畫く、遂に一派を開く、また樂芝居土佐結城兩座の看板を畫き、意匠を凝らし、彩色を巧にし大に好評を得たり、寛政の頃日光山修復の際には、彼地にありて町繪職人頭となり、門人等を率ゐて廟内の彩色に從事す、晩年浮世繪を多く繪にかきいたりし、文化十一年正月十二日歿す、年七十八、江戸谷廣德寺前光明寺に葬る、「ウタガハハ」參看（浮世繪類考、浮世畫人傳）

歌川派　歌川豐春の創めたる浮世繪の一派、其門人豐國に至りて大成す、其傳統は左の如し、尙ほ「ウキヨエ」を參看せよ、

○歌川豐春
- 同豐廣
  - 同豐國
    - 二世豐國
      - 三世豐國
      - 歌川芳藤
      - 月岡芳年
    - 歌川國芳
    - 同國重
    - 同國長
    - 同國安
    - 豐原國周
      - 橋本周延
    - 同國直
    - 同國信
    - 同國虎
    - 同國宗
    - 同國綱
    - 同國房
  - 同豐信
  - 安藤廣重
    - 水野年方
    - 眞虎
    - 眞家
    - 眞秀
    - 眞幸
    - 眞房
    - 眞景

ウタガハヒロシゲ　歌川廣重　名號姓は安藤、通稱德太郎、後ち十兵衛また雄兵衛と改む、一立齋廣重と號す（嘉永元年歌川豐春の門に入る）はじめ初代豐國の門に入らんとしたるも、謝絶せられ、更に豐廣の門に入りて浮世繪を學び、大に畫格を飛躍して遂に廣重流を創意し、名所の眞景を描くに妙を得たり、東海道五十三次、諸國百景、江戸百景の繪繪の如き最も世に行はれ、また草摩の畫譜類數部を板行す、天保年間剃髮し、安政五年九月六日歿す、年六十二、江戸淺草松山町東岳寺に葬る（浮世畫人傳）

ウタカヒ　歌貝　遊戯の一種、はまぐりの殼に歌の贈答、又は上下の句を書き分けて其を含する遊藝をいふ、古の貝合の遊より起り、後ち今の歌かるたと變ぜり、江戸時代には、元祿の頃歌貝の事なも打ちまぜて歌かるたといへり（歌かるた考）

ウタガルタ　歌牌（骨牌）　名號歌句を書したるかるたをいふ、かるたは葡語なり（カルタを參

照）（歌貝）歌貝（ウタガヒと參看）の趣向とかるたの趣向とを交へて、江戸時代の初世に好事者が案出せるものなるべし、此稱既に元祿頃の書に見えたれば、其以前よりありしことを知るべし、されど多くは小倉百人一首の歌にて、稀に古今集の歌、伊勢物語の歌など書きたるもあれど、知る人少し（真丈雜記、歌かるた考、朝野年中行事）

ウタクワイ　宴　歌會　「ウタノクワイ」を見よ、同じ、書紀に、うたげと訓ろは拍上の義にて、手をうち遊ぶよりいへるなり、弘計天皇の宝壽し給ふに、手掌（タナソコ）を擎（ササゲ）て、擺亮（ニウチアグタヤ）て、拍上賜、とあり、酒醴をたけなはと云ふも、うたげなかばの約よりしなりと、尙ほ酒宴して手を拍つことうつぼ物語、榮花物語等に見えたり、饗應（キヤウガウ）參看、

ウタゲンジ　宇多源氏　宇多天皇の第九皇子敦實親王より出づ、其子雅信、重信、寛信に姓源氏を賜ふ、雅信從一位左大臣となり、螢車牛車を聽さる、時中時方二人を生む、時中は大納言となり、其子孫多く顯官たり、八世の孫經實權中納言となる（庭田家の祖）經信の弟信有又權中納言たり、是を綾小路家の祖となす」時方左兵衛佐となる、六代仲章文章博士となり、鎌倉に在りて公曉の爲めに殺さる、仲章の弟仲業皇后宮大進從四位上となる、其裔五辻氏と稱す」又雅信の孫參議扶義の子成頼鎮守府將軍となる、後ち近江佐々木庄に居し、佐々木を稱す、子孫藉哲す（尊卑分脈、氏族志）今其氏族左の如し、尙ほ詳しくは各氏の條を見よ、

庭田　大原　綾小路　六角　京極
五辻　佐々木

ウタザイモン　歌祭文　小唄に祭文を取り交へたるものいふ、中古の說教淨瑠璃の一變せしものなりといふ、昔山伏錫杖をふりたて、祭文をよみしが、中古より三味線に代へ、それに合せて唱ふに至る（聲曲類纂）

ウタザハブシ　歌澤節　歌澤大和大掾の創めたる端唄の歌曲をいふ、歌澤は笹本彦太郎といひ、笹丸と號す、幕府の旗本なり、幼より小唄を好み、長じて芝山金藏等と謀り、安政二年小唄の一流を創む、四年六月受領して大和大掾となる、水所割下水に住す、萬延元年二月七日死す、年六十三（聲曲類纂、名人忌辰錄）

○歌澤笹丸（二世笹丸系統）
- 歌澤芝金（初代笹丸系統）
  - 歌澤相模大夫（初代芝金門人）
    - 歌澤芝金（三世芝金看貫）
      - 小唄政壽賀

ウタダシ　歌出　歌曲の初めに、本拍子の一人歌を發するを云ふ、續世繼に、きさいの宮の御方にて、管絃する殿上人どもめして、よもすがら、あそばせ給ひるに、おほとのもおはしまして詠つかまつれと、おほせられけるに、このおとゝの中將なりけるときに、太公望が周文にあへるとゝ、いだし給へり けるこそ、御聲もうつくしう、みかど一の口口口人の事にて其よしあるこそ、いうにきこえ侍りける云々」とあり、

ウタヅカサ　雅樂寮　「ガガクレウ」を見よ、

ウタヅカサノモン　雅樂寮門　皇嘉門（クワカモン）を見よ、

ウタテンワウ　宇多天皇　名號御名は定省、亨子院と號す、法名空現金剛覺、世に寛平法皇と稱す（嘉祥元年光孝天皇第七子、御母は皇后班子、第五十九代の天皇（嘉祥元年）貞觀九年五月誕生、元慶中元服侍從となる、時に王侍從と稱す、八年佐源氏を賜ふ、仁和三年八月光孝天皇不豫太政大臣藤原基經天皇を立つることを奏請す、帝大に喜び、念に召して左に基經の手、右に宇多天皇の手を取り泣て曰く、大臣補助の功多し汝敢て忘るゝなかれと、詔して親王を爲し、立て皇太子とす、尋で帝崩御、宣耀殿に踐祚す、在位十年、改元二、寛平九年七月位を皇太子敦仁に讓り東三條院に居す、昌泰元年朱雀院に移る、二年十月仁和寺に出家す、三歸十善戒を僧益信に受け益々佛法を尊信す、東寺に灌頂し法を仁和寺に傳ふ、仁和寺御室天皇を推して宗祖とす、承平元年七月仁和寺に崩ず、年六十五、大内山に葬る、宇多院又亭子院と稱す、天皇、院と稱して尊號を省く法に始まる、天皇性畫を好み、意を丹青に盡す、曾て畫工を召し殿周以來名臣の畫像を紫宸殿の障子に畫かしめ賢聖障子（ケンセイノシヤウジ）參看）と號す（大日本史）

ウタドコロ　歌所　和歌所を云ふ、「ワカドコロ」を見よ、

ウタネンブツ　歌念佛　經唄に合せて念佛を唱ふる僧侶、初め凡僧の者を誘導する爲め、おもしろく、なかしく念佛に節をつけ唱へしより始まる、元祿の頃より行はれ、享保の末に至り衰滅せり、人倫訓蒙圖彙に、僧形にて笠を冠り經唄を頂にかけてたゝく狀を描けり（聲曲類纂）

ウタノ井ン　宇多院　（嘉祥元年）山城國葛野郡、土御門の北、木辻の東、東の洞院に當る○仙洞御所の一（嘉祥元年）宇多法皇の御所なりしが、後ち刑部卿藤原淸此に居す、文永中、後宇多法皇又此に遊幸ありて玄笠殿と稱す（「キヨウカサドノ」參看（山城名勝志）

ウタノクワイ　歌會　名號歌を詠じて之を披講する集會を云ふ（嘉祥元年）貞觀九年五月誕生、元慶中元服侍

髪者にて且つ高位高齢具備する人を定む、其職掌は、披講の和歌を檢閲し、講師の讀上を監督す、故に式中最重役なり(二)講師、其時適當の人物を定め詠進の和歌を讀上せしむ(三)講頌、講師の讀上し和歌を更に節付して謠ふ役、通例五人或は七人とす、其中の一人を發聲と稱し、他を助音と稱す、近來は發聲を一の役名とし、助音を講頌人と唱ふる由なり、發聲人は、第一句を獨吟し、第二句より助音一同に連吟す、其音調は、甲、乙及び乙ノ甲、乙ノ乙と四種ありとか、綾小路家冷泉家等其家々の傳あるなり(四)題者、當座の歌題を選びて出すもの、多く點者にて兼ぬ(五)點者、當座の詠歌に點するもの、殿會者各々二首を賦し、これを詠草に書して點を乞ふ、其合點の歌を淨書して當座詠進の和歌とす、此點者は、歌道の先達に限る者なれば常には先達とのみ呼びて吟場の上座に座す(六)所役、此式の使令に充つる者にて、文臺、燈臺、料紙、硯箱の配付などの取扱役なり○披講式と當座式とあり、披講式とは、兼題の歌を讀み上ぐる式、當座式とは題詠を賦する式ないふ、各々異なる所あり、且つ時と場所とに因りて異なれども、今作歌故實によれば、まづ文臺を横座の前に置きて講師座し、左方に讀師座す(夜に入れば切燈臺を兩方に置く)人々懷紙を文臺に置く、下臈より先づ置きて上座の人は順に上に置く、讀師中程より二に之を分ち、下に重れたる下臈の歌より順に文臺の上に置く、講師之をよむに曲なしに一句々々によむなり、臣下は三遍、摂家は五遍、主上は七遍なり、遍数はよみ上の時會釋して聽く、發聲は講し終りて節をつけてうだうなりといへり○又序者あり其日の事を序し、歌題に會以前懸題を出すを兼題、會の席上に出すを當座と云ふ、當座に多くの題を設けて人毎に探り取るを探題と云ふ、右に述べたるは、朝家に就きてなれど、其他も之にて類推すべし[地名]其起り詳かならず、古は只相會して歌を詠ぜしが、歌道の盛なるに及び、自ら席上の法式を設くるに至れり、而して其式に中殿歌會、代始の歌會、月次歌會、法樂歌會等あり、後世に至り毎年正月歌會始あり(八雲御抄、袋草紙、古事類苑文學部)

ウタノコホリ　宇多郡　[所属国]磐城國(舊陸奥國)[地名]原[出典]書紀に優婆塞と書し、舊事紀に浮田とあるもの蓋し此地なるべし、元正天皇養老二年五月宇太郡の六郷を以て石城國を置く、後ち又陸奥國に屬す、(和名抄に、長伴(ナガトモ)高階(タカハシ)仲村(ナカムラ)飯豐(イヒトヨ)等の郷あり、戰國の際より、伊達相馬二氏之を分領す、依て或は二郡となすものあり、五十四郡考に、今分爲二郡、其南者、俗呼云三宇乃太、と云へり、又五十四郡考宇太となす、正保元禄圖以後皆宇多に作る、明治二十九年三月行方郡と合併して相馬郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ウタノコホリ　宇陀郡　[所属国]大和國[地名]原[出典]書紀に、神武天皇戊午年六月東征の師、菟田下縣に至る、天皇兄猾を誅し、弟猾を菟田縣主と稱す、皇極天皇三年三月菟田郡始めて見ゆ、和名抄に、漆部(ヌルベ)伊福(イフク)泯坂(ナムサカ)多氣(タケ)笠間(カサマ)等の五郷あり、管家文草、雨多縣に作る、後世笠間郷城上郡に入る、又多氣郷一時山邊郡に隷したる事あり、正保古圖宇多に作る、元禄以後宇陀に復し現今に至る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ウタノホフシ　宇陀法師　和琴の名器、寛平宇多法皇の貴重せしなる以て此名あり(袋草紙、續

抄)

ウタノミクマリノジンジヤ　宇太水分神社　[所在]大和國宇陀郡下井足村○墨坂神とも稱す[出典]延喜式に天之水分神、國之水分神、速秋津彦神、速秋津比賣神、天皇の御世、神敎に從て赤眉八枚赤矛八等を以て墨坂神を祀りき、平城天皇大同元年神封一戸を充て奉り、清和天皇貞觀元年正月正五位下を授け、九月幣使を遣して雨風を祈り給ひ、醍醐天皇延喜の制大社に列り、新年月次新嘗の案上官幣及び祈雨の幣に預る、即ち新年祭水分四神の一なり、祭日六月十八日九月二十一日に行ふ(神祇志料)

ウタヒ　謠　[名義]猛樂、能の時に用ふる歌調ないふ、古は謠とも書す、和漢三才圖會に、謠、奏、聲、而歌也、不ノ用ニ絲竹ニ相和、從歌曰ノ謠、と見えたり、歌ふといふ勤詞なる名詞になしたる詞なり[地名]原[出典]至町時代に始まる、日本文學史に、足利義滿の時、結崎次郎なる者竈を得、觀阿彌と稱し從來の猛樂及田樂等の舞曲を折衷し新曲を案出して之と共に謠曲を興す、其節譜は今樣等の歌ひぶりと平家物語とを酌酎して時好に適すべき樣作りたるものならん、といへり、然れど新井白石の俳優考に據れば、もと元の雜劇にして、室町時代の頃入宋したる僧の、我邦に傳へしもの、如し、當時尚ほ猛樂と稱し之を式樂と定め、盛に行はれ其技大に進み、足利義政の時、既に觀世、金春、寶生、金剛の四流起り、春日四座の太夫と稱せらる、而して將軍家に最も用ひられたる觀世なりしといふ、豐臣秀吉の時、其だ此道を好み、自らも亦常に爲せり、此時金剛の弟子喜多七太夫、秀吉に抱へられて一家を興し、五座となる、德川氏に至りては、天正二年正月德川家康浜松に於て、謠初(ウタヒヒジメ)を書じ行ひしより、代々正月三日に

謠初式を行ひ、其他、新年宮中の宴、勅使饗應等の時の式樂として之を行ひたりしも、明和年間、觀世元章從來の謠曲を改正したりしも、未だ行はれずして止む[地名]原[出典]觀世、寶生、金剛、金春、喜多の五流にして、觀世寶生を上掛謠と稱へ、其他を下掛謠と稱へて謠本を別つに至れり○謠本は觀世二百五番、寶生二百十番、今春百三十番、金剛二百十七番、喜多流二百二番あり、流派に因り文句、節曲、番組、題名等總て些少の相違あり、謠曲文は、謠目錄になれば、觀阿彌等之を作ろとなせり、然れど是れ作曲者にして、別に文を作りし者あり、世に傳へいふ、江口山姥等は一休和尚の作といひ、源氏供養は河上神主の作と稱へ、卒塔婆小町は實性院宥快の作とし、高砂兼平などは僧正慶の作なりと、而して謠曲の新作は室町時代の中頃最も盛なり、芳野詣、高野參詣、明智討、柴田、北條などの新作豐臣秀吉の時に出づ、江戸時代には極めて其數少しといふ○謠抄と稱し、謠曲百番を註釋したるものあり、卷數二十卷著者未詳なれども、村田了阿が、梅村載筆を引きての說に據れば、豐臣秀次、五山の僧徒に命じ相國寺の慈照院に於て撰定せしめたるが如し、殊に、熊野の謠曲を註釋せし所に、文祿を去ること幾年との詞あるを以て見れば、當時代の著にしたる者なり○今實生流の謠本の題名を示せば左の如し(日本教育史、日本文學史、謠曲通解)

【内百番】

高砂	田村	熊野	班女
鵜飼	難波	笠平	于手
卒都婆小町	船弁慶	老松	賴政
井筒	鉢木	羽衣	白樂天
實盛	玉葛	柏崎	融
養老	清經	采女	葵乃上

竹生島	朝長	鐵拐	盛行郷
阿漕	志賀	鶴	三井寺
紅葉狩	蟻通	梅が枝	大原御幸
木賊	藤戸	楊貴妃	忠度
杜若	黑塚	景清	玉井
俊寛	松風	賀茂	當麻
吳服	八島	弊願寺	西行櫻
東岸居士	海士	楊川	鵺鳥小町
經丸	寝々	鞍馬天狗	定家
夕顔	隅田川	敦盛	龍田
船橋	江口	春日龍神	善知鳥
山姥	通盛	源氏供養	花筐
小鍋	声刈	富士太鼓	檜垣
天鼓	逆小町	芭蕉	是界
關寺小町	二人靜	女郎花	右近
安宅	東北	三輪	浮舟
白髭	盛久	靈林院	錦木
唐船	邯鄲	道成寺	佛原
自然居士	百萬	野乃宮	殺生石

【外百十番】

放生川	籠	藤	籠太鼓
國栖	和布刈	望月	半蔀
小袖曾我	輪藏	源太夫	住吉詣
高野物狂	大江山	野守	氷室
熊坂	吉野靜	豐干	小鍛冶
鵺鳥	春榮	陀羅尼落葉	碪
車僧	夜討曾我	羅生門	碁法師
六浦	疑覺	須磨源氏	大佛供養
俊成忠則	歌占	西王母	伏見
松尾	草紙洗	松山鏡	松虫
橋弁慶	葛城	玉鬼	石橋
議法	金札	妙草	三山
竹ノ雪	鷺	弓八幡	經政
胡蝶	鳥追	大會	九世戸
項羽	求塚	藍染川	一角仙人
岩船	生田敦盛	攝待	鵺仲
鐘馗	大社	巴	小督
餓鬼	調伏曾我	道明寺	七騎落
雨月	綾ノ鼓	常陸帶	檜馬
元服曾我	空蟬	花月	鉢上
浦島	檀風	照君	三笑
会利	枕慈童	土蜘	紙王
卷絹	谷行	東方朔	正尊
加茂物狂	張良	烏帽子折	嵐山
藤榮	雲雀山	成陽宮	雷電
皇帝	忠信	鵜龍田	飛雲
關原與市	大蛇	千引	草薙
錦戸	觀師曾我		

ウタビクニ　歌比丘尼　[名義]歌を唱して佛敎を勤進ぜる比丘尼、又勤進比丘尼、檜解比丘尼ともいふ[地名]原[出典]起原詳かならざれど、江戸時代の初めより起りしなるべし、東海道名所記に、いつの頃か、比丘尼の伊勢熊野に詣で、行を勤めしに、その弟子皆伊勢熊野に參る、此故に熊野比丘尼と名づく、その中に聲よく歌をうたひける尼のありて、うたうて勤進しけり、その弟子また歌うたひけり、また熊野の檜と名づけて、地ごく極樂すべて六道のあり樣を檜にかきて、檜ときをいたし、おくふかくおほします女房達は、寺にまうで談義なんどもきくことなければ、後世をしらぬ人の爲に、比丘尼は許されて、佛法を勤めたりけるなり、いつの間にかとなへ(失なふて、熊野伊勢にまうつれども行をもせず(中略)檜

ときなもしらず歌たかんようとす云々」とあるにて其大要を知るべし、佛教を勸進するより勸進比丘尼、地獄極樂の繪卷を開きて、繪解して佛法を勸めたるより繪解比丘尼と稱せるなり、さるを寛治年間頃よりや〻變じて、勸進、繪解等の如く、たゞ歌のみうたふごとゝなり、更に下りては一種の淫賣婦と化したり（近世奇跡考、骨董集、嬉遊笑覽）

ウタヒゾメ　諸初　名義　江戸幕府年中行事の一、正月三日に行ふ恒式。三日の夜七ツ半時、三家庶流清代の大小名出仕して本丸の大廣間に出座し國主外樣の中にも、例ある限りは此席に列なり、將軍亦出座あり、三家の方々に土器を賜び照流れて著座の面々に及ぶ、中少將侍從の輩は、殊に召出して土器を賜ふ、出仕の大小名布衣の輩に至るまで、みな御流を賜ふ、其間能樂師（觀世今春は每年、寶生喜多は隔年、但し時世による）等素怨侍烏帽子にて三ノ間の樣側に伺候し、將軍の御盃に三獻つゞを相圖に觀世大夫四海波の小謠をうたふ、それより老松、東北、高砂等の囃子あり、事終て觀世を初め三座の者に吳服一重を賜ひ、他の役者には折紙を賜ふ、頃て是を着て三人打つれ弓矢の立合を舞ふ、事はて、後將軍自ら肩衣を脫ぎ、之を座首の觀世に取らせ給ふ、宿老是を取傳へて觀世に與ふ、此時三家初め列座の諸大名一同に皆肩衣を太夫に遣す、將軍入御の後三家の方々宿老に一體あり、著座の人々各群り立て盃を延べて退出す是にて式終るなり（起原沿革）室町幕府の時、正月四日觀世の一曲を賦して謠はしめし時、服を賜ひしより起れり、豐臣氏に至り、正月二日に之を行へり、江戸幕府にては、天正二年正月二日、家康遠江國濱松に於て謠初を爲してより每年の恒例となる、永歷三年正月より、將軍家綱卿公の忌日に當るを以て三日に改む、文久二年閏八月二十二日に之を廢す（明朝時令、幕府年中行事、幕朝年中行事歌合、續德川實紀、德川盛世錄）

ウタビト　歌人　文武天皇大寶元年令制定の時に置く、治部省雅樂寮屬官にて卅人あり（令義解）

ウタヒメ　歌女　治部省の雅樂寮に屬して百人あり、舞樂の時歌をうたふ女を云ふ、延曆二十四年十二月、五十人の中三十人を減ず、是より先五十人を減ぜしも、史籍闕て其時明ならず（令義解、職官志）

ウタブクロ　歌囊　考證　柱にかけ置きて詠草を入るゝ用になしたる袋をいふ（類聚抄）長さ一尺折返し二寸五分、總しめ一尺二寸五分、横八寸三分折返し五分づゝ、みな糊付にて切らずに付くるなり、奉書二枚重ね、返し裏より水引を通も、前にて結ぶ、歌袋考に據れば、總長一尺二寸、折返シ一寸九分、底の折返シ三分、裏の中にて紙を合せ糊付三分、水引長さ二尺五分二筋引通し前方にて結ぶといへり、昔は錦などにても製せしにや、江記に、匡房卿の歌袋大和錦にて製せられし由見えたり、當時公家衆いづれも大鷹紙にて製す、もとはみちのく紙にて作りたるを本法となす、爲顯卿の、さいたづちに喰くや蛙の歌袋、おろかなる身に思ひ入りはや」といふ、古歌を裏に書くものなりといふ○歌袋考に、歌袋は、侍從爲顯の歌

ウタブクロ　歌袋　考證　柱にかけ置きて詠草を入るゝ用になしたる袋をいふ（類聚抄）長さ一尺折返し二寸五分、總しめ一尺二寸五分、横八寸三分折返し五分づゝ、みな糊付にて切らずに付くるなり、奉書二枚重ね、返し裏より水引を通も、前にて結ぶ、歌袋考に據れば、總長一尺二寸、折返シ一寸九分、底の折返シ三分、裏の中にて紙を合せ糊付三分、水引長さ二尺五分二筋引通し前方にて結ぶといへり、昔は錦などにても製せしにや、江記に、匡房卿の歌袋大和錦にて製せられし由見えたり、當時公家衆いづれも大鷹紙にて製す、もとはみちのく紙にて作りたるを本法となす、爲顯卿の、さいたづちに喰くや蛙の歌袋、おろかなる身に思ひ入りはや」といふ、古歌を裏に書くものなりといふ○歌袋考に、歌袋は、侍從爲顯の歌

によらせ給ひて、後水尾院の御製作ありしと申傳へたり、但し爲顯の歌は夫木集蛙の題に入て、歌袋とは蛙の喰く時咲のふくろゝ所ないひしなり、云々」と見えたり（業藝輯淡、玉石雜誌、安齋隨筆）

ウタマビドコロ　歌舞所　雅樂寮を云ふ、萬葉集に、冬十二月十二日歌舞所之諸王臣子等、集二葛井連廣成家、宴歌」とあり、「ガガクレウ」を見よ、

ウタマヒノツカサ　雅樂寮　「ガガクレウ」を見よ、

ウタマロハ　歌麿派　喜多川歌麿の創めたる浮世繪の一派、「ウキヨエ」を見よ、

ウタリノコホリ　鵜足郡（宇足）　所在　讃岐國鵜足郡、今鵜足郡西阿野郡に屬す、後ち分郡となる、桓武天皇延曆二十一年九月、始めて郡名見ゆ、本朝靈異記、鵜垂と書す、和名抄に、長尾（ナガヲ）、小川（ヲガハ）、井上（ヰノ）、梨限（クリクマ）、坂本（サカモト）、川津（カハツ）、二村（フタムラ）、津野（ツノ）等の郷あり、正保圖字足に作る、元祿圖以後鵜足となす、明治三十二年三月阿野郡と合併して綾歌郡となる（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ウタレウ　雅樂寮　「ガガクレウ」を見よ、

ウタロン等　歌論議　歌の可否善惡につきて互に論じ議することを云ふ、天台の論議より出づ、大鏡に、この大納言殿（藤原行成）よろづにとゝのひ給へるを和歌のかたやすこしおくれ給へりけむ、殿上にうたろぎといふことしてきて云々」と見えたり、

ウチ　内　內裏の事を云ふ、內宴、大內、禁裏、禁中、禁闕、禁廷、朝廷など云ふも皆同じ事なり、風閑とも九重とも云ふ、後ち轉じて主上をも申す（有職小說、同袖中抄、眞丈雜記）然れど、主上を申すこと、宮闈の間にのみ行はれ、蓋く民間にまで行はれざりし

にや、源平盛衰記に、主上の御沙汰し遣らする人もなし、云々、新りければ御舟へ矢の雨ふること降雨の如し、信濃聖を高して是は內の渡らせ給なり、如何にかく狼藉仕るぞと宣ければ、水曾は、臨主內と申し進らすことなれば知らざりける間、內とは己等が樂な云ぞと心得て內とは何事ぞ、女とても處なや匿べき、只皆射殺せと下知しければ、いとゞ矢をぞ進らせける」とみえたり、

ウチ　氏　考證　內の義、即ち同宗一家の意、中臣、齋部、藤原、源、平の類是なり（左傳疏に氏猶ほ家也とあり）古史往々氏姓を通用して氏を姓と云ひ、氏姓を通れて姓とも氏とも云ふ、賜ふ姓爲ニ藤原氏一、又僞直、栗隈首等三十八氏等の類なり、尙ほ姓（カバネ）の條參看すべし。起原沿革　氏を命ずること、既に太古に始まる、神武天皇元を建てし以後、人衆蕃衍本末分れ、族類漸繁し、仍て朝廷其職事住所功勞等につきて、氏を命じ稱を立て、臣職に供せしむ、允恭天皇の時、擬濫せしめて諸氏の氏姓の混亂詐冒を正す、後ち又戶籍を正し、氏族志鈔を修め、官には治部省ありて本姓認定婚姻を掌り、族譜を明にするの制、歷朝絕ゆることなし、天皇には氏なし、桓武天皇より後ち皇子皇孫に姓を賜ふ、皆源氏平氏を以てす、平氏に桓武以下四流、源氏に嵯峨以下十四流ありて、「ゲンジ」、「ヘイシ」參看）後深草の皇子久明親王に源氏を賜ひし以後此に見えず（類聚抄）大小氏あり、大氏は宗家、小氏は支流、例へば阿倍氏は大氏、其別の阿倍志賀氏阿倍人氏は、小氏なるが如し、大小氏に各諸氏あり、是を部曲又は品部、民部等と稱す、諸氏其數多きを以て百八十部と云ふ、其部曲を率ゐる長を氏ノ上（「サヂアカミ」參看）と云ふ（古事紀傳、倭訓栞、姓氏考、氏族考）

ウチアゲ　打揚　江戸時代に用ひたる寫繪の身分の重き者之を用ふといふ、人々乘り降りする時に簾を打揚ぐるより此名あり（乘物考）

ウチイタ　打板　牛車に乘り降りする爲めに、車寄に敷き板を云ふ、菜日記承久三年三月二十三日の條に、次鑾ニ御車一、次抑ニ御車一、仍內府餘道車寄、先寄、先引ニ掛打板一、即引ニ下數高麗端帖一、次進車寄云々」とあり、

ウチイタ　打板　廊中の打橋など渡したる處にある步板（アユミイタ）、極めて輕便なる一枚板の假橋なり（家屋雜考）

ウチイタ　打板　鑾の翼を受くる板を云ふ、昔時鑾匠等の用ひしもの、鑾の翼をウチと唱ふるゆにて名づく、形丸くして（長二尺三寸六分、横三寸八分、大鑾、半のは、長二尺五寸二分、横一尺三寸八分、但かれざし內のり）薄き絲（高六分、大鑾、半のは九分）ありて黑漆なり、鑾を受渡する時、或は後ち又戶籍を正し、氏族志鈔を修め、官には治部省ありて本姓認定婚姻を掌り、族譜を明にするの制、歷朝絕ゆることなし、天皇には氏なし、桓武天皇より後ち皇子皇孫に姓を賜ふ、皆源氏平氏を以てす、平氏に桓武以下四流、源氏に嵯峨以下十四流ありて、「ゲンジ」、「ヘイシ」參看）後深草の皇子久明親王に源氏を賜ひし以後此に見えず（類聚抄）大小氏あり、大氏は宗家、小氏は支流、例へば阿倍氏は大氏、其別の阿倍志賀氏阿倍人氏は、小氏なるが如し、大小氏に各諸氏あり、是を部曲又は品部、民部等と稱す、諸氏其數多きを以て百八十部と云ふ、其部曲を率ゐる長を氏ノ上（「サヂアカミ」參看）と云ふ（古事紀傳、倭訓栞、姓氏考、氏族考）

ウチアゲ　打揚　江戸時代に用ひたる寫繪の身分の重き者之を用ふといふ、人々乘り降りする時に簾を打揚ぐるより此名あり（乘物考）

ウチイタ　車寄の板敷　より車に渡す板を云ふ、菜日記承久三年三月二十三日の條に、次鑾ニ御車一、次抑ニ御車一、仍內府餘道車寄、先寄、先引ニ掛打板一、即引ニ下數高麗端帖一、次進車寄云々」とあり、

ウチイタ　打板　牛車に乘り降りする爲めに、車寄に敷き板を云ふ、菜日記承久三年三月二十三日の條に、次鑾ニ御車一、次抑ニ御車一、仍內府餘道車寄、先寄、先引ニ掛打板一、即引ニ下數高麗端帖一、次進車寄云々」とあり、

ウチイタ　打板　廊中の打橋など渡したる處にある步板（アユミイタ）、極めて輕便なる一枚板の假橋なり（家屋雜考）

ウチイタ　打板　鑾の翼を受くる板を云ふ、昔時鑾匠等の用ひしもの、鑾の翼をウチと唱ふるゆにて名づく、形丸くして（長二尺三寸六分、横三寸八分、大鑾、半のは、長二尺五寸二分、横一尺三寸八分、但かれざし內のり）薄き絲（高六分、大鑾、半のは九分）ありて黑漆なり、鑾を受渡する時、或は

ウチアゲ　打揚　一種、身分の重き者之を用ふといふ、人々乘り降りする時に簾を打揚ぐるより此名あり（乘物考）

ウチイタ　車寄の板敷　より車に渡す板を云ふ、菜日記承久三年三月二十三日の條に、次鑾ニ御車一、次抑ニ御車一、仍內府餘道車寄、先寄、先引ニ掛打板一、即引ニ下數高麗端帖一、次進車寄云々」とあり、

ウチイタ　打板　牛車に乘り降りする爲めに、車寄に敷き板を云ふ、菜日記承久三年三月二十三日の條に、次鑾ニ御車一、次抑ニ御車一、仍內府餘道車寄、先寄、先引ニ掛打板一、即引ニ下數高麗端帖一、次進車寄云々」とあり、

ウチイタ　打板　廊中の打橋など渡したる處にある步板（アユミイタ）、極めて輕便なる一枚板の假橋なり（家屋雜考）

ウチイタ　打板　鑾の翼を受くる板を云ふ、昔時鑾匠等の用ひしもの、鑾の翼をウチと唱ふるゆにて名づく、形丸くして（長二尺三寸六分、横一尺三寸八分、但かれざし內のり）薄き絲（高六分、大鑾、半のは九分）ありて黑漆なり、鑾を受渡する時、或は

ウチイデ　打出　古へ殿の下より、女官が衣の裾を出したる裝ひいふ、儀式の時に之を行ふ、橋事集覽に、康和二年七月十七日東三條にて大饗を行ふ時、女房物忌衣等なるよし見え、又寸法抄に、大臣召也、殿舍南庇四第三間、東庇南四間打出あり、雜夢紅打引倍木、朽葉表著、紅唐衣永久の例なるよしも見えたり、雅亮抄に、うちでのしやう、つれのごとし、ごせちどころのうちでには、うはぎなし、ちぎの上にかけきぬにてあるなり」といへり、

ウチエダ　打枝　嫁入の時、歲籠にのせたる小袖のおさへに用ふる金物をいふ、うちおきともいふ、金銀にて花がたなど色々に作りたる物なり、花の枝を金銀を打ちて作るゆあうち枝と云ふ、又おさへにおく物故に打おきとも云ふ、櫛の折枝などもあり（嫁入記、眞丈雜記）

ウチオキ　打置　打枝（ウチエダ）といふものに同じ、

ウチオキノモノ　打置物　地文な浮織にしたるものを云ふ（眞丈雜記）

ウチカケ　裲襠　武官の儀式の時に、冠の上に著る衣服をいふ、闕と背とにあて、著る袖なき衣なり、故に兩當の字を用ふ、舞樂及び競馬などに用ふ、

ウチカケ　打掛　女の表衣の上に、うちかけて著る小袖を云ふ、眞丈雜記に、今も京大阪などの人は、うちかけと云ひ、江戸の人はかいどりと云ふ、かいどりと云ふ事も古き書に見えたれども、（つれづれ草にあり）かいどりすがたなどと云ふは、かのうちかけのつまを取りたるを云ふなり、小つまをかい取るなどと云ふも同じ詞、地下の女のうちかけするは公家にて女房の小うちきと云ふものをうちかけたる體をまなぶものなり」といへり、

ウチカケスアフ　打掛素襖　素襖のスソを袴の內へ入れず、羽織を著る如く打ちかけて著るを云ふ、聽なき裝束と爲す（眞丈雜記）

ウチカケヨロヒ　挂甲　「クイカフ」を見よ、

ウチカタ　內方　入の妻を云ふ調、古へは貴人の妻を云ひしが、後には下ざまのみに限れる事となれり、貫之歌集の上に、延長四年濟貧民歌、續六十の賀つゞれすけの中納言內方ぜられける云々」、又續記天延二年閏十二月二十七日の條に、中時許高遠少將內方□乳後死去、是權中納言朝成第三女也云々、正曆四年二月記に、修理大夫內方自三夜半一有二惱氣、

已入絵云々」と見えたり（碩鼠漫筆）

ウチカタナ 打刀 節を入れたる長き刀を云ふ、スッパ刀とも云ふ、真丈雑記に、真殿故實に云く、打刀は鞘を青漆、鞘絵は金なり是本式なり、かうがい裏さし有り云々、然ればさし裏の方に笄計指したるなり、然れば小刀と笄兩品さす事は本儀になき事なり」とあり、製法は定りなく、人に依て長短あれど、二尺八九寸に限れり、鎌倉時代より見ゆ、吾要鏡に、上總五郎兵衛一尺の打刀を帯せしこと見えたり、初めは武家の人々も、常に腰刀をのみ指して、太刀打刀は從者に持たせたりしが、應仁以後世靜ならず、職亂打續きしを以て、天文中の頃より大小と名付け、腰差に鐔を入れ打刀を添へ帯する事となり、織田豐臣氏の頃專ら行はれ、遂に其風俗江戸時代に殘り、武家は更なり皇家とて打刀を指るゝに至れり（本朝軍器考、軍用記、真丈雑記、武家名目抄、青標紙）

ウチカバネ 氏姓 氏と姓とのことをいふ、氏は源平、藤原、橘等をいひ、姓は、臣、連、眞人、朝臣等をいふ、詳しくは「カバネ」、又は「カバネ」を參看すべし、

ウチカフト 内冑 冑の眉庇より内の方をいふ、冑の内といふ義、別に内冑といふ物あるにあらず、

ウチガミ 打紙（擣紙） 紙の一種、大高檀紙を云ふ、好古日錄に、大高檀紙の厳ば、板に付て乾かさず、繩にかけて干し、皺のよりたるを、朝露にあて、少し打たる故に皺文あり、此事聚讃雜餘に詳なり」、とあり、天平勝寶三年四月五日の東大寺正倉院文書に五十三人打紙所」と見えたり、

ウチガミ 氏神 （考證）氏の祖神を云ふ、ウ

ザカミ又は「ウザノカミ」と云ひ、之を祀れる社を「ウザノヤシロ」と云ふ○中臣氏は、其祖天兒屋命を祭り、忌部氏は其祖天太玉命を祭りて氏神となせる類是なり、されど又是より一轉して其祖神ならざるも、殊なる由緒ある神を廣く氏神と稱せるものあり、即ち藤原氏は春日神社の外に、鹿島香取の二宮をも其氏神となせるが如き、其他尾張氏の熱田宮、橘氏の梅宮、源平兩氏の平野社等に於けるが如き亦此類なり（考證）史上に見えたるは、齋事紀に、凡神天皇の時物部氏が石上宮を崇めて其氏神と爲せるを始めとす、光仁天皇の朝藤原眞鑑の病みし時、其氏神鹿島香取の二宮に朝廷より神階を上せて爲めに之を禱り給ひ、淳和天皇貞觀九年伴氏の氏神を官社に列せらるゝことあり、此後、陽成光孝宇多醍醐の四天皇の朝、氏神に斯る特典に預るもの多し、然れど多く皇家の外戚若くは其族類の風神のみ、此時氏神の祭祀も猶舊に仍りて廢に行ひしかば、皇家も亦甚だ之を嘉みし、或は社地を賜ひて春秋祭祀の費に充てしめ、或は祭田を賜ひて春秋祭祀の費に充てしめ、而して其祭時に當りては氏人五位以上の者は特に官符を待たずして京外に出づる事を聽し、又正税を賜ひて之が旅行の費に當つるが如きことあり、後世に及び、其祖先の神にもあらず、又其氏族に由緒なきものを尊崇して氏神と稱し、更に一轉して各地の產土神を以て其氏神と爲し、其地に生るゝものを以て氏子と稱するに至れり、產土神（ウブスナノカミ）參看（古事類苑神祇部）

ウチキ 袿 （考證）婦人の上衣、打ち掛けて着る服なれば名づく、又上に着る故に上着と云ふ、もと三領または五領七領と打重ねたるを總稱す、又重の上着のみを袿とも云ひ、下の重袿を單袿と稱す、

ひ、上下通して御衣（オンビ）とも云へり、製度圖解に、紫式部日記御湯殿の儀式の條に、まうのぼる人々を見れば、色ゆるされたる織物のから衣同じうちきどもなれば、云々、左衛門の内侍御佩刀執る、青色の無紋のから衣、すそごの袋、比禮裾帯は、浮線綾を縫ぬに染めたり、うはぎは菊のいつゝ云々、綿の内侍はしろしの御袿、紅にえび染めの織物のうちき、袋唐衣は、さきのに同じ云々、又同書行幸の時の儀に、橘の三位は青色の唐衣、から綾の賀なる、菊のうちきぞうはぎなんめる、とも見え、又枕草子殿上人の條に、皇后宮の御髮ひゝ書きたて、、几帳のこなたに出でさせ給へり、まだ唐の御衣（オンビ）奉りながら、おほしますぞ奈なき、いみじき紅の御衣（打衣也）とろしかりんや（通例の色ならんや否非常にうるはしの意）中に唐綾の柳の御衣（袿也）（當れ也）えび染めの五重の御衣（上着なり）に赤色のからの御衣（唐衣也）云々などとも見えたり、是れらの文にて、單に上衣（ウハギ）のみを袿とも云ひたること、唐衣、上衣下衣、おし通して御衣と稱へしこと知るべし、なほ上衣（ウハギ）の下なる重袿（ヒトヘ）のことを、唯うちきとばかりも稱へしことは、是れも紫式部日記御湯殿の條に、少しおとなびたる（女房）は、かたはらいたかるべき事はせで、唯えならぬ三重五重のうちきに、うはぎは織物、無紋のから衣すくよかにして、重れには綾のうす物をしたる人もあり、と見えたるにて知るべし、うちきは即ち重袿なり、下の句に、重れには綾のうす物を云々とあるも、袿のことなれど、同じ調の重なるが、聞きよかられば、下の方を重れとかきかへたるにて、實は同じ物なり、かゝる例假名文の草子物語などに多く見えたり、又上に着る上着、下に重れる袿と、明らかに書きわけたるは、古記別記久安六年正月十九日の條に、御乳母二人

が料の袋束を記して、一具（例典侍）着帯込總物居衣扇木綿物表着、紅ノ打衣、裏濃ノ紅梅ノ袿、五領云々、一具（大納言三位）扇木綿物唐衣、紅梅綿物表着、紅ノ打衣、紫匂ノ袿五領、云々」などあるにて知るべし（考證）打衣と單とを下に重ねる例にて、其重襲は次節に上を厚くす、常は婦人の上衣にて、祝儀式日等晴の日には、此上に唐衣を襲用するなり（裝束甲冑圖解）

ウチキヌ 打衣 （考證）砧にて打ちて艶を出だしたる衣、女の服に用ふ、後世板引（イタビキ）參看）に替りても古來の名を襲用して打と云ふ（考證）紅の綾を打ちて表着の下、袿の上に重れて、晴の時用ひ、通例は略す、女官飾抄に、打衣專、紅の綾を打ちて重れられ候、雅人は濃打なり、ひきつくろふ時重れられ候、常には單ばかりを重ねるなり、又單の上に打衣を重ねる事とも云ふ、又單の上に流打衣を重ねる事もあり」とあり、又打衣は、衣の丈より六七寸短き由、雅亮裝束抄に見えたり○增鏡さしぐし段に、中宮は（永福門院藤原鐘子）濃き紅梅の十二の御衣に同じ色の御單紅の打ちたる、崩賀の御表着云々」とある「紅の打たる」は即ち打衣なり、江戸幕府正德年間に至りては、略して著けさりしが如し、裝束要領抄後附に、五つ衣の上に重れられしが、今の世には見えず」と見えたり、後世再び復興せられて、式正の御裝束には、打衣を用ひらる、但し一說には單の上、袷の衣の下に着するともいふ說あれども、表着の下に着くるを正とす、寸法衣よりも少し小さければ外には見えず（女房飾抄、淺深祕抄、裝束要領抄）

ウチクビ 打首 江戸時代の刑名、斬罪をいふ、首をうちとる意ナザンザイ」を見よ、

ウチクモリ 内曇（打曇、裏陰） 紙の一種、

ウチクラ 内藏 （考證）天皇の供進の物を納だしたる所、「ウチツクラ」とも訓めり（思廳雜編）神功皇后の時、蘇我大臣を武内宿禰に殺げ總ての官物を納め置き神物と分つ、これ始めなり、履仲天皇六年藏部を優き諸物の出納を司らしむ、今制には宮藏と合せて内藏寮と爲す（書紀、古語拾遺、令義解）

ウチクラ氏 内藏氏 藤別、都賀四世の孫東人より出づ、姓に朝臣、宿禰、忌寸等あり、右京黒流等單尺僅紙」とあり、又古人の遺書に、往々鉄大或は無恐手大の青雲を紙上に點せしものあり、これを俗に飛雲と稱す、又鈍に紙上に樗たはれるあり、多く青色のみなり、或は紫あること好古日錄に云へり、今も越前の名產にて小雲、內白雲、端雲等の名目あり、其產なるは播津名盛の產なり（真丈雑記、後訓栞、文藝類纂）

ウチクラウチ 山藏 皇后の時、畫藏の傍に設け總ての官物を納め置き神物と分つ、これ始めなり、履仲天皇六年藏部を優き諸物の出納を司らしむ、今制には宮藏と合せて内藏寮と爲す（書紀、古語拾遺、令義解）

ウチコ 氏子 親先を祭れる氏神に對して、其族人をいふ、又氏人とも稱す、後には產土神なさして氏神とし其地に產るゝ人を氏子といふに至る○南留別志に、神社に地をさかひて、こゝまでは此神の氏子なりといふほど、神封の地なるべし、後には封戶な

ど、島の守の上下に青雲の雲紋狀を扮き定せる者にて、俗に雲紙と稱す、只素往來に、以内蛍（一本蛍除）

ウチシウ并モノガタリ 宇治拾遺物語 （考證）十五卷、國史大系十七に收る（解題）八百年以前の書にて、雜話を記したり、當時勅選の歷史も止み、其時弊を知り難きに、この書、當時の人情風俗を其まゝに寫し出したれば、文學書として貴きのみならず、歷史考究上得難き眞書にて、今昔物語の拾遺なり、其書の成れる緣由は、普通刊本に委しければ其に讓る、刊本の序に云、「世に宇治大納言物語といふもの有、此大納言は隆國といふ人なり、四の宮殿の孫、俊賢大納言の第二の男なり、年高うなりて、あつまやわびていとまな申て、五月より八月までは、平等院一切經藏の南の山きはに、南泉坊といふ所にこもりゐられけり、さて宇治大納言とぞきこえけり、もとより名をゆひわけて、おかしげなる委にて、むしろないたにしきてすゝみゐるはべりて、大なるうちはなもてあふがせなどして、往來のもの中たかきいやしきないはずよびあつめ、昔物語をさせて我ほう

さ神にも漏れなしていへるは誠に詳したるにや、風世には人も神も心まゝに地を領せるなるべし、されども神いくさなきはいかにやゝといへり、又嬉遊笑覽に、氏子とは、藤原氏の春日社、橘氏の梅宮に於けるが如く、其祖神を氏神とし、その子孫なれば氏子といふなり、土地をもいふものは產土の神なり、神名帳に宇夫須那神社とあるもその義なり、氏子を古は氏人といへり、風雅集に、三笠山その氏人の數なればさしてはなだすや神ほみるらん」と見えたり、

ウチサクラダモン 内櫻田門 江戸城内門の一、櫻田口の門にして、前に外櫻田門あるに對して名づく、一に結梗門と稱す、「キキヤカモン」を見よ、

ウチザムラヒ 内侍 武士の詰所、遠侍に對していふ稱、「サムラヒ」を見よ（家屋雜考）

ウチシウ并モノガタリ 宇治拾遺物語 （考證）十五卷、國史大系十七に收る（解題）八百年以前の書にて、雜話を記したり、當時勅選の歷史も止み、其時弊を知り難きに、この書、當時の人情風俗を其まゝに寫し出したれば、文學書として貴きのみならず、歷史考究上得難き眞書にて、今昔物語の拾遺なり、其書の成れる緣由は、普通刊本に委しければ其に讓る、刊本の序に云、「世に宇治大納言物語といふもの有、此大納言は隆國といふ人なり、四の宮殿の孫、俊賢大納言の第二の男なり、年高うなりて、あつまやわびていとまな申て、五月より八月までは、平等院一切經藏の南の山きはに、南泉坊といふ所にこもりゐられけり、さて宇治大納言とぞきこえけり、もとより名をゆひわけて、おかしげなる委にて、むしろないたにしきてすゝみゐるはべりて、大なるうちはなもてあふがせなどして、往來のもの中たかきいやしきないはずよびあつめ、昔物語をさせて我ほう

ちにそひふして、語るにしたがひておほきなる双紙にかゝれけり、天竺の事もあり、大唐の事もあり、日本の事もあり、其がうちに貴事も有、哀なる事も有、きたなき事もあり、少々はそらものがたりも有、利口なることもあり、さまゝ〳〵なり、世の人これをけうじ見る、十五帖なり、その正本は傳ぱりて侍從俊貞といひし人のもとにぞ有ける、いかになりにけるにか、その後にさかしき人々書入たる間、物語おほくなれり、大納言より後の事書入たる本もあるにこそ、さるほどに今の世に又物語かきいれたる出來れり、大納言の物語にもれたるを拾集め、又その後の事など書集めたるなるべし、名を宇治拾遺のものがたりといふ、宇治に殘れるを拾ふとつけたるにや、又侍從を拾遺といへば、宇治拾遺物語といへるにや、差別しりがたし、「覺束なし」とあり、群書一覽に、按するに此序に大納言の物語といへるは、今の今昔物語の事なるべし、件書溪云宇治拾遺は古風なるものにて、これは大和物語の一變とおぼゆ、今昔物語は此もとなれども、おのれほまだ古本なみず、印行の本は井澤長秀が年を經てところ〳〵あらためしよしなれば、其時文章をもけぢかくしるせしにや、拾遺するもや、闕いまめきたり云々」といへり○今の刊本萬治二年出來

[資料] 大納言藤原隆國（宇治拾遺物語、群書一覽）

ウチシナイシンワウ 有智子内親王

[人名] 嵯峨天皇の第九の皇女、或は第八皇女となす誤なり、母は宮子高階河子（[人名]）弘仁九年賀茂齋院となる、賀茂齋院並に始まる、内親王史況に洛り、兼て文を善くす、十四年二月嵯峨天皇山莊に幸し、文人に命じ詩を賦す、内親王韻を探て清光行著を得たり、即ち筆を執て寂々幽莊水樹寒の詩を賦す、時に年十七、天皇大に感賞し位三品を授く、又御製の詩を賜ふ、尋で封百戸を賜ふ、天長八年職を辭して嵯峨西莊に居す、仁明天皇即位の後二品に叙す、承和元年伯書荒廢田百二十町を賜ふ、十年十月薨す、年四十一、賦すの所の詩は經國集にあり（齋院記、續齋國史、續後紀）

ウチステ 打捨 戰國時代に打首を稱する詞、加越國爭記に、印牧彌六左衛門例とかしたりけん、生捕となりて引出されたり（中略）弓取稚の者を打捨にする法やある、腹を切らんと云て腦搾を請ふ、即腦指を出しければ、腦十文字にかき切、踊をつかんで四方へなげて早々といへば、太刀取頓て頭を打落す」とみえたり、

ウチダウチ 内田氏（下総小見川） 姓は藤原、工藤次郎左衛門尉高景より出づ、高景八代の孫勝間田遠江守正利、遠江國勝間田郷内田郷を領す、因て勝間田氏と稱す、今川氏に屬し菊川城に戰死す、其子正之舊領内田及び駿河瀧名等を領して内田に居住す、後て氏を改稱す、今川氏滅亡び德川家康に仕ふ、曾孫正信奥小姓より進て信濃守となり五千石を加賜せらる、享保九年九月正倫封除かれ、其子正親下總國小見川一萬石に封ぜらる、寛來世襲して明治廢藩に至り、華族に列し子爵を授けらる（系圖纂要、華族譜）

○正利――正之――正成――正世――正信――正倫

「正勝――正鎮――正親――正美――正真――正純」

「正肥――正容――正道――正儔――正躍――正學」

ウチタカリウ 氏隆流 上泉流（カミイヅミリウ）を見よ、

ウチツオミ 内臣 「ナイシン」を見よ、

ウチツクニ 中國 畿内ないしの古語、書紀、崇神天皇紀に、畿内、敬行天皇紀に中區、仁德天皇紀に封畿を執も「ウチツクニ」と訓めり、天皇のおはします周圍の國のないふなり、畿内（キナイ）參看、

ウチツクラ 内藏 「ウチクラ」を見よ、

ウチツケシヨ 打付書 武家書狀の表書に、脇付をせざるを云ふ、下賤に遣はす書狀は打付書にするといふ（長文錄記）

ウチツミカド 閤門 禁裏の内門を云ふ、又内裏をもいふ、又「ウチノミカド」といふ、

ウチツミヤ 後宮 皇后の宮のことをいふ、書紀には、後庭を訓めり、

ウチツミヤケ 内官家 **[地名]** 任那新羅百濟高麗諸國に置く官家、内の官家の意、屯家は天子の御料地を云ふ、内は海外國ながら内ツ國の御料地と云ふ意、又渡屯家と云ふ、渡は海にて海外の義、即ち海表外國將駐在の役所を云ふ **[地名]** 三韓を鎮撫して執政を掌る **[地名]** 崇神天皇の世、彌豆淨彦任那に赴き鎮守、之を掌、また吉と稱す、仲哀天皇八年神功皇后三韓を征服し始めて内官家を四國に置きて海表の藩屏となす、鎮守の官を置、又鎮守將軍と云ふ、後に任那にありて事を取るべき國司と云ふ、又安羅の役所を日本府と云ひ、諸國の官司を統括す、鎮將を行軍元帥と云ふ、役人を卿、執事、大臣とも云ふ、雄略天皇二十一年百濟亡びて官家同じく滅す、尋で之を復す、宣化天皇以後三韓の勢益く強く、欽明天皇二十三年正月新羅任那の官家を打滅す（神功皇后紀より三百十三年）日本府遂て亡ぶ、天智天皇二年新羅唐兵を借りて高麗百濟を攻め、二月終に百濟滅び國て官家滅し、軍卒歸朝して我勢力全く跡を三韓に絶つ（書紀、姓氏錄、古事記傳）

ウチデノタチ 打出太刀 金鎖の飾したる

太刀をいふ、眞太刀記に、「昔昌寺聖人歡合の節打の給の劍に、なんりやうにてサヤヂクロキとあるサヤイタは金鎖を打のぼすこと、問えたり、拾れば金銀なのべたる太刀を云べし」といへり○今昔物語に、太郎助ものくびをはりて高枕にねゐる枕上に打出の太刀おきたり、惨に弓、箭、鎧甲あり」と見えたるものは、要心に出だし置く太刀の如し、

ウチデラ 氏寺 氏神と同じく諸族の一門が歸依する寺院をいふ、藤原氏は興福寺、法成寺、和氣氏は神護寺を氏寺とするが如し、大鏡に、「御ざうの氏寺にておかれたるなり」、代勝事記に、自今以後は藤氏の興福寺を氏寺とせる知く、平家は延暦寺を氏寺として云々」、古今著聞集に、彼邊に往年の常あり、藥師堂とぞいふなる、源三左衛門かけるか先祖の氏寺也」など見えたり、

ウチデラノサンガ 氏寺參賀 藤原氏の氏寺興福寺法成寺の僧徒等、藤原氏に大慶事ある時、祝賀を申述ぶるを云ふ、此時饗餐を賜ふ、玉葉文治三年正月十三日の條に詳しく見えたり、

ウチドノ 打殿 袋束の衣をうつ所をいふ、源氏物語に、「こゝかしこのうちどのゝうちまゐれる物ども御らんじくらべて、こき、あかきなどきまゝ〳〵えらせ給ひ」と見えたり○古へは袋束衣のつやを出すに、砧にて打ちたるものなり、後には槌引にかへたり（餘塵抄）

ウチトノ 宇治殿 藤原頼通（フジハラノヨリミチ）を見よ、

ウチトリ 内取 相撲節會の前に練習の爲め、相撲を取ちとむるを云ふ、中殿の儀、或は仁壽殿にて行はる、又里第にて個宣行ふことあり、日本語手船に内取召合、前日召二左右相撲人、試三各方伎二互不〻、今ア與、敵手、合撲則三召合之樣、剛線之樂相撲公故曰二內取也、今之始取朝此」とあり、内取に二あり、御前內取、也、今之始取朝此」とあり、内取に二あり、御前內取、とは、節會の二日前に相撲人を宮廷に召し、先づ左方をして互に相撲せしめ、次に右方をして互に「組撲」せしめて御覽に供するを云ふ、府內取とは、節會の數日前より、左右近衛府各相撲所を開始して、互に其方の相撲人を以て相撲せしむるを云ふ○儀國抄に、殺人監二臨御裝束許、也、各方將一向所〻致二沙汰、也、東南北三方二直引〻幔、其次第、先左大將候二殿上、以二議事、取二天氣、次至上出御、職事告二其由、次大將召二次將、仰、相撲人可二參上、之由、次各參進、次次將取二奏出二於幔、參上奏覽之、次相撲長出立、次敬手以下續、次任二交名、各出、者、以之可二知之」とある、にて其次第を知るべし（四宮記、江次第、北山抄）

ウチナシ 打梨 袋束の柔なるを云ふ、打梨は「ウチナヤシ」の義、ナシはナヤシの略語なり（後撰集）又「ウチナノカセリノツカサ」と云ふ（[人名]）宮內卿、安寧隨筆）昔時は專柔なる袋束のみなりしが、鳥羽天皇禮容を好ませ硬袋束等强張りたるものを用ひ給ひしより、一般に强張りたるもの儀式に用ひられ、柔なるは衰立ちたる服に用ふること稀となるに至れり、玉葉、明月記等に屢々見えたり、

ウチナラシ 内野 **[地名]** 樂器の名、常に「ケイ」といふ、

ウチノ 内野 **[地名]** 山城國京都市上京區の西南及び朱雀野村の東北南近○平安京大内裏の地を いふ、此土地廣平なりしを以て此名あり **[地名]** 治承元年大内裏炎上の後、全く荒野と變じ京師事あるごとに常に兵馬の衝となれり、太平記に、新田義貞東寺を攻る時軍を二路に分ち内野と鴨河より進むこと見え、續神皇正統記に、明德二年山名氏清叛きて八幡より洛中へ攻入りしを、將軍義滿内野に逆へ擊ちて破りしこと見ゆ、天正十三年豐臣秀吉其東方に聚樂第を興す、是に因て今尚に聚樂相撲場の稱あり、慶長中德川氏二條城を築く時、また内野の東西隅之に入ると云ふ（山城名勝志）

ウチノイ井ヤノツカサ 内禮司 「ナイライシ」を見よ、

ウチノウマヤノツカサ 内厩寮 「ナイキウレウ」を見よ、

ウチノヲサ 氏長 氏の上、氏の長者といふに同じ、氏上（ウヂノカミ）を見よ、

ウチノオトド 内大臣 「ナイダイジン」を見よ、

ウチノオホマヘツキミ 内大臣 「ナイダイジン」を見よ、

ウチノカシハデノツカサ 内膳司 「ナイゼンシ」を見よ、

ウチノカニモリノツカサ 内掃部司 **[地名]** 又「ウチノカモリノツカサ」と云ふ **[地名]** 宮內省の被官、供御の狀、及び殿堂席蓆賓殿苔の鋪設及び滿間奉等の事を掌る **[地名]** 長官正一人從六位上、權一人正八位下、今史一人少初位上、掃部三十人、使部十人、直丁一人、驅使丁四十人 **[地名]** 原清輔 文武天皇大寶元年定め置く、嵯峨天皇弘仁十一年掃部司に合併す（令義解、令集解）

ウチノカミ 氏上 **[地名]** 氏中の宗長にして、常に其同族を率ゐて朝家に奉仕し、專ら祖神の祭祀氏人の叙爵等を掌る、一に氏長と云ひ、又氏宗と稱す、後に謂ゆる氏長者にして、之を「ウヂノカミ」と云ひ、「ウチノヲサ」と云ひ、暮くは又「ウヂノコノカミ」とも云へり **[地名]** 原清輔 國史に始めて見えたるは、天智天皇の朝氏上等の事を定め其大氏の氏上には大刀を賜ひ、小氏の氏上には小刀を賜ひ、伴造等の氏上に

は鍋弓矢を賜ひたる時とす、然れども中臣系圖に載する所の延喜本系譜には、欽明天皇の時、既に常盤大連を以て氏上と稱せしことあれば、其由て來る所も亦甚だ遠きを知るべし、天武天皇の朝勅して天下の萬姓を改め分ちて八等と爲し、各賜ふに大小刀を以てし、以て大小氏上の別を明にし、又百僚に詔して、正月の節、特に氏上を拜することを得しむ、氏上を待遇するの法始めて茲に見えたり、大寶の制凡氏宗の殘綱は必ず勅を待て後定めしめしが、藤原氏復々政權を握るに及び、播闘たるもの常に宣旨を待たずして氏長者と稱し、私に氏印を授受せしかば、遂に近衛天皇の朝に至り、藤原忠實其子忠通の氏長者を奪ひて之を其次子頼長に與へ、以て天下の大亂を釀せり、此時に當りて、古に謂ゆる諸氏の長者なるもの漸く衰替して、其存するもの僅に十の一二に過ぎず、名家有族の中には、或は其名を有するものありと雖も、而も甚だ顯はれず、是を以て其氏爵の如き、王氏は第一親王に依り、橘氏は藤原氏に賴り、纔に薦舉に預ることを得るのみ、氏長者（ウヂノカミ）參看（職原抄校本別記、古事類苑姓名部）

ウヂノカモリノツカサ 内掃部司 「ウヂノカニモリノツカサ」を見よ、

ウヂノキヨ 氏擧 寿年正月熊召除目○寿、氏の長者、其氏人の任官を申請ふを云ふ、除目大成抄に、氏擧の例あり、默て見るべし、

ウヂノクスリノツカサ 内藥司 「ナイヤクシ」を見よ、

ウヂノクラウド 氏藏人 其氏族に於ける六位の藏人の幣三等なるを云ふ、例へば清藏人、藤藏人と云ふ類、後世人の名に幣藏、源藏、平藏等と呼ぶは、皆此幣の轉じたるものなり、

ウヂノクラノツカサ 内藏寮 「クラレウ」を見よ、

ウヂノクワンバク 宇治關白 藤原頼通（フヂハラノヨリミチ）を見よ、

ウヂノゴシヨドコロ 内御書所 [名義] 唐名によりて稱書閣とも芸閣とも云ふ、管原在萬初學集に、夏花於総書閣、同詠雨中早苗、和歌」と見え、明月記に、建仁二年八月二十日今夜芸閣作文、勘仲記に、弘安七年三月十日近日可有芸閣作文等こと屢々見えたり、芸閣とは亀裟奥略に、芸香辟蠹故藏書奮稱芸蓬閣稱芸閣とあるより出づ [所在] 承香殿の東片廂の處、廣さ東四間間數[語義]禁密の文書を掌る所、又臨時に詩を作り、歌をよみし事あり、又學生を試驗せし事もあり [職員] 長官を別當と云ふ、大別當、六位別當の二人あり、其下に覆勘、開闔、所衆あり [起原沿革] 弘仁六年正月制定して内記外記を以て御所文書の事を預らしめ、延喜の時勅して別當開闔所衆等を置き之を掌らしむ、又紀貫之等に勅し、この所にて古今和歌集を撰ばしめらる、寛弘二年七月内御書所の衆二員欠く、因て寺場殿にて學生九人を試み、其中藤原公政、中原長國、藤原雅任を芸閣に直せしむ、兵範記仁安三年十二月十七日内御所始ありしと詳しく見えたり（日本紀略、古今和歌集、江次第、有職抄、大内裏圖考證）

ウヂノコホリ 宇治郡 [所在] 山城國 [起原沿革] 吉野の分地なるべし、菩阿陀と云ふ、神武紀に、秋七月戊戌年八月の條に見えたり、續紀文武天皇二年宇治郡に幸せしこと始めて見えたり、又同書に、宇智、菩阿陀、賀美郡の四郷あり、正保圖（カミ）郡司（ヤカ）叢母（ハヒモ）の四郷あり、又は有智に作る、延喜式、和名抄宇智とす、阿陀、賀美郡に幸せしこと始めて見えたり、又同書に、宇智、菩阿陀、賀美郡の四郷あり、正保圖に弘仁六年正月制定して内記外記をして御所文書の事を預らしめ、延喜の時勅して別當開闔所衆等を置き之を掌らしむ、又紀貫之等に勅し、この所にて古今和歌集を撰ばしめらる、寛弘二年七月内御書所の衆二員欠く、因て寺場殿にて學生九人を試み、其中藤原公政、中原長國、藤原雅任を芸閣に直せしむ、兵範記仁安三年十二月十七日内御所始ありしと詳しく見えたり（日本紀略、古今和歌集、江次第、有職抄、大内裏圖考證）

ウヂノコホリ 宇智郡 [所在] 大和國 [起原沿革] 吉野の分地なるべし、菩阿陀と云ふ、神武紀に、秋七月戊戌年八月の條に見えたり、續紀文武天皇二年宇治郡に幸せしこと始めて見えたり、又同書に、宇智、菩阿陀、賀美郡の四郷あり、正保圖（カミ）郡司（ヤカ）叢母（ハヒモ）の四郷あり、又は有智に作る、延喜式、和名抄宇智とす、阿陀、賀美郡に幸せしこと始めて見えたり、又同書に、宇智、菩阿陀、賀美郡の四郷あり、正保圖に弘仁六年正月制定して内記外記をして御所文書の事を預らしめ、延喜の時勅して別當開闔所衆等を置き之を掌らしむ、又紀貫之等に勅し、この所にて古今和歌集を撰ばしめらる、寛弘二年七月内御書所の衆二員欠く、因て寺場殿にて學生九人を試み、其中藤原公政、中原長國、藤原雅任を芸閣に直せしむ、兵範記仁安三年十二月十七日内御所始ありしと詳しく見えたり（日本紀略、古今和歌集、江次第、有職抄、大内裏圖考證）

ウヂノコホリ 宇治郡 [所在] 山城國 [起原沿革] 書紀、孝徳紀に作る、神功皇后攝政元年三月の條に始めて見えたり、然れども郡の名なし、和名抄に、八郷あり、大國（オホクニ）賀美（カミ）岡屋（チカノキ）餘戸、小野（チノ）山科（ヤマシナ）小栗（ヲグリ）等なり、爾來變革なし、近代東北隅大谷邊分等なり、近江大津町に、南界宇治郷の地を久世郡宇治町に屬せしも（郡名異同一覽、國郡沿革考、注今全書）

ウヂノサダイジン 宇治左大臣 藤原頼長（フヂハラノヨリナガ）を見よ、

ウヂノシヤク 氏爵 毎年正月六日の叙位に、王、諸、藤、橘諸氏の長者より、其氏人の叙爵を申請ふを云ふ、様注職原抄に、四氏ともにただ一人宛なり、こはその氏々の内にて、未だ五位に進まぬ者、先祖五位以上連綿の由を記して、五位の爵を給はらんことを請ふなり、さるは王氏にも二世、三世、四世等の別あり、源氏にも嵯峨、清和、宇多等の別あり、藤氏にも東、北、京、式の別あり、此内にても、又清和の御後の源氏に六位三人、嵯峨の御後五人、南家のうちに二人、式家の内に四人など多少あるべし、されどこれらはみな五位に叙するにはあらず、譬へば今年藤氏の巡、式家にあたれば、六位四人より氏爵の狀を捧げて五位に叙せんことを請ふ、これを長者ことゝなく覽て、その内理にかなへるを一人免す、源氏も今年の巡嵯峨御後にあたれば、六位五人より氏爵の狀を捧ぐる、長者の執行ふこと藤氏の如し、王氏も今年の巡三世にあたればかくこゝふ定めありて、三氏共に長者の職なり、ただ橘氏のみ公家の後裔すべき公卿なきゆゑに是定といふものなく宣旨にて仰らるゝ」と云へり、顧是定は王氏

等にもあり、

ウヂノシルシ 氏印 氏上の證璽として朝廷より賜ふ武器を云ふ、天智天皇三年二月大氏の氏上に大刀、小氏の氏上に小刀、伴造等の氏上に楯弓矢を賜ふ、天武天皇の朝天下萬姓を八等とし、各大小刀を賜ふて大小氏を明にす、古語拾遺に、至淨御原朝（天武）改二天下萬姓一而分爲二八等一、唯序二當年之勞不一本二天胤之緒一、其二曰二朝臣一、以賜二中臣氏一、命以二大刀一、三曰二宿禰一、以賜二書部氏一、命以二小刀一」とあり（書紀、續註職原抄）

ウヂノシルスツカサ 内記 「ナイキ」を見よ、

ウヂノスケ 氏助 氏上の副を云ふ、續紀文武天皇二年九月一日の條に、麻続豊足を氏上とし、無冠大貴を助とし、服部連佐射を氏上とし、無冠功子を助となせしこと見えたり、「ウヂノカミ」參看、

ウヂノリメモノノツカサ 内染司 「ナイセンシ」を見よ、

ウヂノタクミノツカサ 内匠寮 「タクミレウ」を見よ、

ウヂノチヤウジヤ 氏長者 [名義] 其氏に於ける宗家（ソウケ）總領をいふ、氏ノ長、氏ノ上に同じ、氏長の者といふ義の轉じたるなり（起原沿革）初め氏ノ長、或は氏ノ上と稱したりしが、後ちに氏長者といふに至る、又はじめは單に宗家總領の稱呼に過ぎざりしが、後世轉じて、特に長者の宣旨を蒙はりて後ちこを稱することゝなれり、其史に見えたるは、後紀に、桓武天皇延暦十八年十二月、勅天下臣民氏族已來、或源同流別、或宗異姓同、若元出二于貴族之別一者、宜下取二宗中長者一申上之、とあるを始めとす、續日本紀、文武天皇大宝元年十月壬申條、凡貴族氏之長者、令條、神祇令、神祇官、中臣氏之長者、延喜式、神祇官、中臣氏上、同書、天武紀、十三年十月己巳、氏上、氏之長者、

ウヂノチヤツボ 宇治茶壺 [名義] 江戸時代に、山城國宇治の製茶家より毎年將軍家へ進獻する新茶を納めたる壺をいふ [起原沿革] 寛永九年始めて此事あり、初め德川家光、諸大名が已が威勢に服從するや否を試ん爲めに、茶壺に威勢を持せて遣る、先づ江戸城中坊主二人、茶壺を齎し徒士頭一人走衆を具して道路を警衛し、六月土用五十日間に發程し、宇治に至て名茶を求め、詰め終れば之を京都に送り、宇治に一百日納めて再び下山し、江戸に遣る、路次の公私領皆馬夫を出して饗應す、途にて行旅の士民之に遇へば、敬禮を行はざるを得ずといふ、家綱將軍の時、承應元年より愛宕山に納むることを止め、木曾路を下向し、土用一箇月前甲斐谷村に納め、饗応の人皆江戸に歸り、秋に至て更に赴き之を江戸に致す、吉宗將軍の時、其費用多きを聞き、護送者の饗應、徒士の警衛を廢し、二條城在番の大番一人を遣へしむ、元文三年より直に江戸に遣ること、爲し、當時、山城國宇治郡宇治村大字蒐道に在り○光城東四十二町南北十二町守戸三烟あり（延喜式、陵墓一覽）

ウヂノハカ 宇智墓 光仁天皇の皇后井上内親王の墓、山城國宇治郡坂合村大字大野にあり○光城東四十町、南北七町守戸一烟（延喜式、陵墓一覽）

ウヂノハカ 宇治墓 菟道稚郎子皇の墓、山城國宇治郡宇治村大字菟道に在り○光城東四十二町南北十二町守戸三烟あり（延喜式、陵墓一覽）

ウヂノババ 内馬場 大内裏武德殿の前の馬場を云ふ、北山抄に、四月十二日内馬場遊事（若正五月節、宣旨下二所司一）と見え、延喜式左右衛門の條に、凡、内馬場埒料格二百四十荷、葛二十荷、其用途並充二府物一、自二四月十二日一、始掃除整備、時と見えたり、

ウヂノヒヤウゴノツカサ 内兵庫司 [名義] 「ウチノツハモノ、クラノツカサ」とよむ [職員] 正一人正六位下、佑一人正八位上、令史一人大初位下、使部十人、直丁一人 [起原沿革] 文武天皇大宝元年始めて制定す、續紀天皇延暦十四年使部を六人とす、平城天皇大同三年左右兵庫寮に合併す（令義解、令集解、三代格）

ウヂノフルシ 内藏寮 「クラレウ」を見よ、

ウヂノヒヤウゴノツカサ 内兵庫司 「ウチノツハモノ、クラノツカサ」を見よ、

ウヂノヒヤウゴノツカサ 内兵庫司 [名義] 「ウチノツハモノ、クラノツカサ」とよむ [職員] 兵庫頭に進じて儀仗器具の事を掌る [職員] 正一人正六位下、佑一人正八位上、令史一人大初位下、使部十人、直丁一人 [起原沿革] 文武天皇大宝元年始めて制定す、續紀天皇延暦十四年使部を六人とす、平城天皇大同三年左右兵庫寮に合併す（令義解、令集解、三代格）

ウヂノヒヤウゴノツカサ 内兵庫司 「ウチノツハモノ、クラノツカサ」を見よ、

ウヂノヒヤウゴノツカサ 内兵庫司 「ウチノツハモノ、クラノツカサ」を見よ、

ウヂノヒヤウゴノツカサ 内兵庫司 [名義] 「ウチノツハモノ、クラノツカサ」とよむ [職員] 兵庫頭に進じて儀仗器具の事を掌る [職員] 正一人正六位下、佑一人正八位上、令史一人大初位下、使部十人、直丁一人 [起原沿革] 文武天皇大宝元年始めて制定す、續紀天皇延暦十四年使部を六人とす、平城天皇大同三年左右兵庫寮に合併す（令義解、令集解、三代格）

ウヂノフルシ 内藏寮 「クラレウ」を見よ、

ウヂノヒヤウゴノツカサ 内兵庫司 「ウチノツハモノ、クラノツカサ」を見よ、

ウヂノヒヤウゴノツカサ 内兵庫司 [名義] 「ウチノツハモノ、クラノツカサ」とよむ [職員] 兵庫頭に進じて儀仗器具の事を掌る [職員] 正一人正六位下、佑一人正八位上、令史一人大初位下、使部十人、直丁一人 [起原沿革] 文武天皇大宝元年始めて制定す、續紀天皇延暦十四年使部を六人とす、平城天皇大同三年左右兵庫寮に合併す（令義解、令集解、三代格）

ウヂノヒヤウゴノツカサ 内兵庫司 「ウチノツハモノ、クラノツカサ」を見よ、

ウヂノヒヤウゴノツカサ 内兵庫司 [名義] 「ウチノツハモノ、クラノツカサ」とよむ [職員] 兵庫頭に進じて儀仗器具の事を掌る [職員] 正一人正六位下、佑一人正八位上、令史一人大初位下、使部十人、直丁一人 [起原沿革] 文武天皇大宝元年始めて制定す、續紀天皇延暦十四年使部を六人とす、平城天皇大同三年左右兵庫寮に合併す（令義解、令集解、三代格）

ウチノマ 宇治間 江戸幕府江戸城大奥の居間の名、嫡男若くは嫡女の住む部屋、御上ノ間ともいふ、二十五畳敷あり、襖に宇治茶摘の圖を畫く故に名づく、江戸城（エドジヤウ）の掃除の大奥の圖参看（千代田城大奥）

ウチノミカド 内御門 天皇を申す、源氏物語若菜の巻に見ゆ、

ウチノミサザキ 宇治陵 山城國宇治郡宇治村大字木幡に在り○左の方々の御陵なり（陵墓一覽）

醍醐天皇養母皇大夫人藤原温子
醍醐天皇皇后藤原穩子　村上天皇皇后藤原安子
圓融天皇皇后藤原遵子　圓融天皇皇后藤原懐子
花山天皇御母贈皇太后藤原懐子
一條天皇御母東三條院詮子
一條天皇中宮上東門院彰子
三條天皇御母贈皇太后藤原超子
三條天皇皇后藤原娍子　三條天皇中宮藤原妍子
後一條天皇皇后藤原威子
後冷泉天皇御母藤原嬉子
後冷泉天皇皇后藤原歓子
後冷泉天皇中宮藤原寛子
白河天皇御母贈皇太后藤原茂子
鳥羽天皇御母贈皇太后藤原苡子
後朱雀天皇

ウチノミヤウブ 内命婦 婦人の五位以上にて宮仕するを云ふ、外命婦に對していふ、「ミヤウブ」を見よ、

ウチノメシツギドコロ 内召次所 「キンノメシツギドコロ」を見よ、

ウチノモノノベ 内物部 上代天皇に仕へ奉り、繁邑を掃除する武人をいふ、神武天皇國土經營の後、橿原宮に政事を聽斷す、饒速日尊の子可美眞手命、内物部を率ゐて殿内に宿衛す、後世の近衛將官なり、物部（モノノベ）參看、

ウチノヤスミノドノ 内安殿 安殿に内外南北の別あり、故に名づけしと云ふ、天武天皇紀に、十年春正月辛未朔丁丑、天皇御二向小殿一而宴之、是日親王諸王引二入内安殿一、酒以勝樂」と見えたり、通證に云ふ、内安殿・諸臣皆侍二于外安殿一、共置安殿ならんと、小安殿は大極殿の後房を云ふ、

ウチノヤツコ 氏奴 上代に於て知行所の民ないへる詞、「カキノタミ」ともよむ、書紀安閑天皇の紀に、部曲のことをよめり、

ウチノリグウ 宇治離宮 所在山城國宇治郡（今久世郡）宇治町、離宮社是なり 地圖 應神天皇の時に遊營す、天皇崩御の後、太子菟道雅郎子位を兄大鷦鷯に讓り宮を修造して之に居す、大山守皇子兵を擧げて菟道宮を襲ふ、太子兄と共に之を拒ぎ大山守を討殺す、皇位三年を空ふすれども、兄の志奪うべからざるを以て、太子終に此宮に於て自殺したまふ、後世薨去の事を悲み雅郎子及び菟宮主矢河枝媛を祭り、宇治若宮といふ、延喜式宇治神社といふ、後世離宮八幡といふ、治承三年離宮明神に神位を授く、崇徳天皇長承二年宇治郷の民私に離宮祭を行ふ、後鳥羽天皇文治二年又離宮祭あり（書紀、扶桑略記、山城名勝志）

ウチノワカイラツコ 菟道稚郎子 應神天皇の皇子、母は皇妃宮主宅媛 事蹟 幼より阿直岐及び王仁に學び博く典籍に通ず、應神天皇の二十八年高麗王の上表文中に、高麗王敬二日本國一、とあるを見て、大に其無禮を責め、其表を裂棄す、四十年正月立て皇太子となる、明年應神天皇崩ず、太子位を兄仁德天皇に讓り、仁德帝も亦太子に讓り、位を空しうする事三年、太子遂に皇兄の志の奪うべからざるを知り自盡し給ふ、菟道山上に葬る（書紀、大日本史）

ウチハ 團扇 名義 撲羽（ウチハ）の義、蚊蝿を撲拂ふ意 地圖 初め唐より渡り來りたるが如し、赤だ其初を詳かにせず、嬉遊笑覽に、びらう團扇、寶龜八年五月癸酉賜二渤海王一書云々、檳榔扇十枚玉宣一領、之とあり、蒲葵のうちはなり、古へ扇とあるみな團扇なり、職員令に、主殿寮頭一人、掌二供御輿蓋繖扇一云々、義解云、扇團扇也、とあるが如しと云へり、是によりて見れば古くより僧はりしが如し、降りて榮花、空穂等の物語にも見え、源平盛衰記には薄團扇見えたり、江戸時代貞享元禄の頃大に流行し、女は内に居るも外に出づるも、皆團扇を用ふ、後ち年を經るに從ひ種々の團扇を製作するに至れり 地圖 草配團扇（ウチハ）、奈良團扇（奈良に製す）、判じ物團扇、蒔絵扇（柿漆を塗りて作る）深草團扇（京都深草にて造る）あじろ團扇（網代にあみたるもの）絹團扇（絹にて張りたるもの）等あり（嬉遊笑覽）

ウチバカマ 打袴 女官晴の時著くる袴、板引（イタビキ）になしたるものをいふ、童女は晴の時打袴の上に表袴を著くといへり、表紅平絹板引嘉も紅なり（裝束記、裝束集成）

ウチハシ 打橋 假にかけたる板橋をいふ、家屋雜考に、廊中の土間（ホツドノ）へ跨橋の如き板橋を渡すを云ふ、是は何處へも移し用ふべき爲なれば、カツシハシの義なり、「ツシ」の約ナなれば此名ありといへり、といふ、神代紀に、打橋を造ること見ゆ、源氏物語に、うちはしだつものゝみちにてなんかよひ侍るとあり、

ウチハシ 宇治橋 地圖 在山城國宇治郡を云ふ

世間との境界（今は久世郡宇治町）を流るゝ宇治河に架す橋 地圖 應神紀に上古は渡船なりしを、孝德天皇大化二年道登和尚始めて之を作る、延暦十七年五月之を修造す、此所は要害の地なるを以て、源平の戰、承久の役、南北戰爭の時など爭點の地となる 橋脚 初造の時、長八十三間、今時の橋より上流二町餘に在り、橋の中央南の欄干に廣一間許り張出し三之間と云ふ、延喜式に、敷板近江國十枚、丹波八枚長各三丈廣一尺三寸、厚八寸の事と見ゆ（山城名勝志、山州名跡志）

ウチバシノヒ 宇治橋碑 名義 宇治橋を作りたる由を記せる石碑、宇治橋の東西放生院常光寺と稱する橋寺の境内に在り 沿革 初め石碑の斷片を得たりしを、寛政の末頃、京師の好事家宇治の茶師等と謀り、斷碑を蒐ざて橋寺に建つといふ、其碑の文筆意空海の筆勢の如し、延暦十七年に橋を再建せしを以て其時に建てし碑文ならんかといふ、道の幸に、幅一尺ばかり長二尺五寸餘、文字は四字づゝつゝきて二段三行あり」と見えたり、世に道登道昭二人の作といへる說あり、其碑文左の如し（見聞雜記、山城名勝志）

○碑文

浅浅横流　其疾如箭　脩脩征人　倚騎成市
世有鄰子　名曰道登　出自山尻　憙菊之家
創因銘善　爰資大願　結因此橋　成果彼岸
法界衆生　普同此願　夢裏空中　導其音聲
欲赴重深　人馬亡命　從古至今　莫知抗峯
大化二季　丙午之歲　擇立此橋　濟度人畜

以上二十七字は斷碑の眞蹟、以下は總ざ足して述つるもの

ウチビト 内人 「ウチンド」を見よ、

ウチビト 氏人 其氏に於ける族人をいふ、族人といふに同じ、諸氏の人々自己の同族を稱していふ、氏神の祭記の時、氏長者に從ひて其祭記に從ふ

○四宮記に、諸社巡宮事、凡氏社事、氏人承行云々、と見え、堀川次郎に、杉村にしめひきかけて氏人のひかるばかりにみがく玉かき」とも見えたり、

ウチフミ 氏文 氏の出自の由緒を初めて、代々の事蹟を主として書きたるもの、後の系圖に同じ、政治要略、本朝月令等に引ける高橋氏文、文車遠鑒に引ける丹生氏文、神宮雜例集、寛應二年左辨下二伊勢大神宮司一書に、神部等が氏文、源平盛衰記檀田河原軍事の時氏文よまんと思ひけるが云々、夫木集文の部、もゝふの八十氏文はかたゝに行わかれたる跡を見えけるなど見えたり（古史徵、儀制考）

ウチマキ 打蒔 散米（サンマイ）を見よ、

ウチミダリバコ 内亂匣 名義 化粧道具或は手拭などを入るゝ箱、和名抄に、巾箱者、盛二手巾一之器也、俗云打亂匣、花鳥餘情に、打亂匣の蓋の上にて髪をけづる時に、打亂するなもて名づくるにや云々」といひ、元服の時櫛雜具等を入る、筥にて、硯蓋の如く絹にて包むとへり、源氏物語に、内みだりの箱御ぐしの箱、香壺の箱、さし櫛の箱の心葉とあり 地圖 類聚雜要鈔に、打亂宮長一尺一寸五分、廣九寸五分、深四寸、折〻角毎物螺鈿口に白鍋を置く云々」とみえ、雅亮裝束抄によれば、古へ蓋ありしも後世はなしと云ふ、調度（テウド）の揉綸第一圖參看、

ウチミリウ 打身流 打身佐内の創めたる槍術の一派○佐内は、何時頃の人なるか詳かならず、富田半生につきて富田流の槍術を學び、遂に一流を開く、東流諸州に在り（武術流派藏）

ウチムカヒフミ 打向文 高貴の人の前にて讀むる書狀をいふ、後宮名目に、うちむかひ文と申侍るは、上の御ことにても、さらぬ主君の申させられ侍るも、其前につめまむらひて、案じふみなども物せで、つかふまつる文也」と見えたり、

ウチムキ 内向 矢を弓につがひて、羽表我身の方へむきたるを云ふ、外向と云ふは、羽表我むかふ方の外へ向きたるを云ふ、眞丈雜記に、内向外向と云ふ事なり、一手なる故なり、外向をば甲矢に射るなり、内向をば乙矢に射るなり、外向は陽なり、内向は陰なり、陽の矢を先にして陰の矢を後にする志なり（内向外向は的矢など一手ある矢の事なり、内向の事な前向ともいふ、粹詞記に見ゆ）とあり、

ウチンド 内人 職務 伊勢神宮の職員、禰宜の下に屬し、物忌父及び小内人等を率ゐて宿直し、或は神饌を調ふる等の事を掌る、大神宮に殊に親しく仕奉るよしの稱なるべし、玉籤間にいへり 職務 大内人、小内人ありて其職掌を冠して某内人といふ、皇太神宮儀式帳に擬れば、大内人三人、小内人十三人、御巫内人、日祈内人、玉串内人、笠縫内人、宇治内人、御笥作内人、忌鍛冶内人、陶器作内人、馬飼内人の名あり、止由氣宮儀式帳に擬れば、大内人三人、小内人五人、御巫内人、水燒作内人、忌鍛冶内人、馬飼内人、笠縫内人の名あり、延喜式に、大神宮大内人四人、小内人九人、度會宮大内人四人、小内人八人、朝野群載に、尚ほ山向内人、御饌酒内人、繪取内人、御廚内人、宮掌内人の名見ゆ○伊勢神

宮の外尾張の熱田神宮（大内人一人、守部宿禰）紀伊の國前宮（大内人二人、植内人二人、内人六人あり）にも内人あり（**記**原始古事記垂仁天皇二十五年伊勢度會郡に天照大神鎮座し給ひし時より其名あり、大神宮諸雜事記に、奉鎮座二祇畧、即神代祇大中臣遠祖天兒屋根命神、國宜荒木田遠祖天見通命神也、宇治土公遠祖大田命神、當土乃土神也、然而爲玉串大内人、即與二荒木田國宜一相並供二奉於祭庭一之例也」と見えたり（皇太神宮儀式帳、止由氣宮儀式帳、延喜式、紀伊名所圖會、倭訓栞、古事類苑神祇部）

ウチメ　宇治目　江戸時代に行はれたる量目の一種、山城國宇治に於て茶を量るに之を用ふといふ、二百目を一斤と爲す（地方新書）

ウチメ　氏女　（**考**）（**義**）諸氏より朝廷に貢する女を云ふ、氏長者、氏中の女端正なるを撰びて貢す、年十三以上卅以下を限る、稱呼は某の氏女と氏をかけて唱ふるなり（**記**原始古事記文武天皇大寶元年始めて制定す、平城天皇大同元年十月勅して十三已上四十以下醜偶なき者を貢せしむ、延喜式に、凡采女無故不レ上一百廿日已上者解任云々、其解任之代、以二當郡氏女一補レ之」とあり（令義解、類聚國史、如闇社話）

ウチモノ　打物　打ち鍛ひたる長刀、刀、槍等の武器の總名、或は云ふ手に持ちて人を擊つべき兵器なる故に名づくと、後世には專ら薙刀をいふ、平家物語に、「うちものゝ、さやを、はづいて」と書けるは薙刀の如く開え、太平記に、打物して自餘の雜に見物させん、といひしは正しく薙刀をさしていへり、又鎧長刀の打物ともあり、室町物語に、打物ぬいでといへるは太刀打刀の類にて、後疫談覺、羽尾記等に見えしは、全く鎧刀を云へるが如し（○之を武家出御の時從者に持たすること、室町時代に始まりし事、宗五大双紙に其由見えたり、江戸時代將軍家の打物は正式の時、紋散しの時給にて袋なし、亀井坊とかいふもの猛田彦の面を冠りこれを持つといふ、蓋し足利の例なり、又平常持用の打物は、木地柄なし、諸家にては、打物は容易に之を持つこと能はず、最先以來、家格に依りて持するを得るものは、三家、三卿、加賀、越前、薩摩、仙臺、津山、長州、藝州、因州、備前、米澤、喜連川等、及び三家の庶流にて、高須、西條、府中、守山、溜詰にて、會津、高松等なりしが、元祿の頃より、種々の事由を以て、熊本、宗、佐賀、濱田、忍、鯉島、秋田、松平左兵衛、毛利、路、盛岡、松江、津、久留米、高知等の諸家許さる、又井伊家は世田谷豪徳寺へ參詣し、及び失火の節に限り、松平下總、松平隱岐、立花左近の三家は失火の節に打物を持つ事を許されたり（武家名目抄、武家儀從）

ウチモノ　打物　鐘鼓の通稱なり、新儀式に、「**考**（**義**）西廳下、不立鼓所、打物皆在其間」とみえたり、

ウチヤマジヤウ　内山城　（**考**）（**義**）信濃國佐久郡（**記**原始古事記）昔時平賀氏の本城、或はいふ、永正十七年、大井美作守玄琴之に住すと、武田氏之を攻取る後の、飯富兵部虎昌之を虔る、天文十七年六月上杉景虎八千餘騎の兵を以て來り圍む、虎昌僅に八百餘人を以て之を拒ぐ、景虎拔く能はず、永祿八年三月武田義信と共に逆意あり、謀顯れ自殺す、小山田六左衛門城主となる、天正十一年二月德川家康依田柴田等をして內山城を攻む、城主小山田氏逃亡して、城逆に陷る八千曲之眞砂）

ウチヤマジヤウ　內山城　（**考**）（**義**）（**記**原始古事記）

ウチモノ　打物　久那部（**記**原始古事記）昔時、大井美作守玄琴の後、飯富兵部虎昌之を虔る、天文十七年六月上杉景虎八千餘騎の兵を以て來り圍む、虎昌僅に八百餘人を以て之を拒ぐ、景虎拔く能はず、永祿八年三月武田義信と共に逆意あり、謀顯れ自殺す、小山田六左衛門城主となる、天正十一年二月德川家康依田柴田等をして內山城を攻む、城主小山田氏逃亡して、城逆に陷る八千曲之眞砂）

ウチヤマジヤウ　內山城　（**考**）（**義**）（**記**原始古事記）

ウチモノ　打物　鐘鼓の通稱なり、新儀式に、「**考**（**義**）西廳下、不立鼓所、打物皆在其間」とみえたり、

ウチヤマジヤウ　內山城　（**考**）（**義**）（**記**原始古事記）

ウチヨリアヒ　內寄合　「ナイヨリアヒ」と讀むを正しとす、同條を見よ、

ウチロンギ　內論義　（**考**）（**義**）御齋會結願の日、即ち正月十四日大極殿にて、（物忌の時は南殿にて行ふ）問者講師等御前にて論義するを云ふ、內裏にて論義する故に名づく（**記**原始古事記）稱德天皇神護景雲四年始めて之を行ふ、「ミサイエ」參看（給芥抄、江次第、公事根源）

ウチワタシジヤウ　打渡狀　知行を拜領したる人へ、其地所を引渡したりと云ふ證文の狀、（其例左の如し（貞丈雜記））

笠郡有知山（**記**原始古事記）太宰少貳武藤氏代々の居城たり、建武三年、城主頼尙南朝の臣菊池武敏と戰て敗れ、城爲めに陷る、應安七年三月足利義滿菊池を討たんとして太宰府に著す、此時頼尙に肥前を賜ふ、嘉吉元年少貳嘉頼、赤松氏の亂に驚せしを以て、足利氏大內持世に命じて之を討ぜしむ、嘉頼終に勝たず對馬に走る、子教頼跡をつぎ、應仁元年對馬の兵を率ゐて本國を復せんと謀りて、又大內氏の爲めに敗らる、文明元年教頼の子頼忠、對馬國主宗貞國及び山鹿秋月原田等の助を得て、太宰府を攻め本國を復す、後ち暴虐無道の故を以て國人若喜ばず、大內氏此機に乘じて又城を奪ふ、頼忠肥前に逃る、龍造寺に捕へられて少貳氏全く亡ぶ（九州治亂記、筑前續風土記、太宰管內志）

ウチユウジヤウ　右中將　右近衛府の次官、右近衛中將の略、職掌左中將に同じ、コノエフ」を見よ、

ウチユウベン　右中辨　職掌右大辨に同じ、右大辨（ウダイベン）及び辨官（ベンクワン）の條を見よ、

打渡

陸奥國岩城郡中平窪上田彦四郎入道跡事

右彼所者飯野八幡宮御寄進狀之旨伊賀三郎左衛門尉盛光代宣打渡之畢、仍渡狀如件

康永四年七月廿七日　　出羽權守親胤判

奥州岩城殿

ウツエ　卯杖　（**考**）（**義**）正月初の卯日、色々の木を五尺三寸に切りて、一條或は二條、又は三條づつ結びて、諸衛府より朝廷に奉るものを云ふ、卯日に逐ふ故に卯杖と名づく、或は剛卯杖、御杖、初卯杖、觀杖とも云ふ、是れ精魅を逐ひ、惡鬼を拂ふ意なりと云ふ、剛卯杖の事は、漢書王莽傳に、正月剛卯金刀之利、服虔曰、剛卯以二正月卯日一作佩之、長三寸廣一寸四方、或用二玉或用一金、或用二桃著革帶一佩之、今有玉在者、銘其一面一曰二正月剛卯一」と見えたり出づ、禁中の外伊勢にて內外宮に奉り、賀茂社にて左家へおくり、熱田祭に卯杖舞ありと云ふ（**考**）（**義**）公事根源に、作物所より洲濱を造物にして、其上に岩ほのゆに、御生氣の方の獸を作りて、卯杖にあはしむ、たとへば、生氣東にあらば兎、南にあらば馬なるべし、蓋盤所になかる、延喜式に正月卯日、兵衛督以下參て、御杖を奏する儀あり云々」（**考**）詳しきことは內裏式延喜式江次第に見えたり（**記**原始古事記）持統天皇三年正月に大學寮より卯杖を獻ずしなる始めとす、文德天皇仁壽二年正月より以後、諸衛府より卯杖を獻ずること〻なる、建武年中行事正月七日の條に、卯杖の奏のこと見えたれば此頃まで行はれしこと明なれども、爾後廢絶詳かならず（內裏式、公事根源、江次第）

ウツキ　卯月　四月を云ふ、或は云ふ、卯の花の盛り月なるを以て名づくと、或は種月にて四月は種をおけ種を下すこと盛なるを以て、うゑ月を略せしなりと、或は產月にて之を略したるなりと、既に擯きたる百のたなつ物みな發するを以て或は移し植ゑ、或は培養すること胎內の兒の產出するを育つるが如きを以て名づくといひ、諸說定まらず（眞淵考、月の異名考、古今要覽稿）

ウツザマノホフ　烏蓋沙麼法　（**考**）（**義**）（**記**原始古事記）天平勝寶元年、菩提僊那、林邑僧佛哲、唐僧道璿、來朝、僧正良辨、僧正行基、大僧都良弁、僧正菩薩、大僧都行信、僧正玄昉、僧正玄朗、僧正玄肇、僧正玄防、僧正玄眞、僧正玄蘭、僧正玄賓

列な連め給ふ時に、用ふる馬具なり、此鞍に、平文移及び黒移の二種あり、平文移鞍は、殿上人の乗用とし、鈴を附け錦襴を用ひ、黒移鞍は、匹身の装具にて、鈴及び襴を用ひずといふ、「クラ」参看（和名抄、古今要覧稿、御馬考）

ウツシドノ　遷殿　新に神霊を奉じ、または本宮に還さんとする前に、假にその神霊を安置しおく場所をいふ、

ウツシブミ　移文　移（イ）を見よ、

ウツタヘラサダムルツカサ　刑部省

「ダウブシヤウ」を見よ、

ウヅチ　卯槌　【名義抄】正月私の卯の日の祓に用ふる小さき槌をいふ、此日槌を持てば邪気を拂ふといふ事あるに因て、絲所より内裏に奉るを、豊の御帳の西南の角の柱に懸らるゝなり、又臣下の家にても相おくることあり【類聚雑】其形、漢の代に偶びし鄭卯な模せしものなりと云ふ、其始め詳かならず、其製作の繁しきことは傳はらざれども、大凡は槌は

槌材を用ひて長さ三寸、廣さ一寸に造る、是服虔の説によりて時行尺を用ふるなり、組絲は五色を用ひ長さ五尺ばかりにて十筋か十五筋垂るべし、江次第に、絲所進二卯槌、其料絲卯槌御机組、並經二覆敷一料十兩二分（白三年一請参河絲）、結ト組トノ料七兩二分（丹波絲）已上申二請納殿一識人取レ之結二付蓋御帳一、懸二角柱一、副二立綱木一（鈴レ柱、槌末出五尺五寸許可レ用二桃木一、又西方可レ制、近代丸也、矣餘云々）、とみえたるにて知るべし（貞丈雑記、御殿考）

ウヅナカジマゼニ　宇津中島錢　江戸時代に行はれたる錢貨の一種、寛永通寶の一にて、径八分五厘、重さ九分、及び径八分強の二様あり、元文元年紀伊國宇津中ノ島にて鑄造す、故に此名あり、（新覚永錢譜）

ウヅノタチ　鳥頭太刀　【名義抄】太刀の柄頭に、銀にて鴛の頭を作り付けたる者を云ふ【新撰圖】古へは鹿嗣之を佩く、江次第大臣大饗の條に、鹿嗣鳥頭太刀とあり、應經辨疑論、野行事次第雲に、鹿身錦帽子折烏帽子上着也、水干下濃袴烏頭太刀帯三豹皮尻鞘二入云々」と見えたり、熊野神宮神寶の中に、烏頭太刀圖あり、柄頭は鳳凰の首に似て、鞘はヽンボウなりと云ふ（貞丈雑記）

ウツノミヤウヂ　宇都宮氏　姓は藤原、栗田關白道兼より出づ、家傳にいふ、道兼三代宗圓、後冷泉天皇天喜元年安倍貞任宗任叛す、源頼義義家部を受けて之を討す、時に道兼三代の孫宗圓石山寺座主たり、下野國宇都宮に下向して新築す、後ち貞任討平の後、功を以て下野國守護職となり、宇都宮座主と號す、是れ宇都宮氏の祖なりと、其孫朝綱、後白河院北面となり、後ち源頼朝に仕ふ、宇都宮検校と稱す、其子孫此號を襲ふ、七代公綱南北朝の時、足利尊氏に靡し、功を以て下野、常陸、伊豫、越後、伊賀等を賜れ領す、奥綱尚綱の時に至りて屢々北條氏と戰ひ、且又内亂ありて勢衰ふ、廣綱の時に至りて佐竹氏と共に北條氏政と戰ふ、其子國綱又北條氏と相攻む、天正十八年小田原城陥るに及びて、豊臣秀吉に隨ひ、慶長三年小四行長に從て朝鮮を征伐す、秀吉薨去の後德川家康に隨ふ、關ヶ原の戰佐竹氏と共に上杉氏に從ふ、爲めに封除かれ、慶長二十年江戸淺草に殺して子孫又勢なし、一族隆盛に赴、鬼生等に分る（尊卑分脈、宇都宮系圖）

○道兼—兼隆—兼仲—宗圓—宗綱—朝綱

- 業綱—頼綱—泰綱—景綱—貞綱—公綱
- 氏綱—基綱—満綱—持綱—等綱—明綱
- 正綱—成綱—忠綱—興綱—尚綱—廣綱
- 國綱—義綱—隆綱

○宗房—信房—景房—信景—道房—頼房

- 冬綱—家綱—直綱—盛綱—尚直—盛直
- 秀房—奥房—正房—長房—鎮房—朝房

朝末—春房

ウツノミヤジヤウ　宇都宮城　【所在】下野國河内郡宇都宮市、奥羽街道の要衝に常る○此地は、和名抄池邊郷の地にて、二荒山神社別宮宇都宮より轉ぜしと云ふ（宇都宮は、宗親太郎宮とも稱し、豊城入彦命を祀る）【地名辨】藤原道雄の曾孫宗圓、源頼義陸奥征伐の時、本郡新里郷に至り調伏を祈る、逆徒鎮定の後康平五年下野守護となり、此地に城を築きて居住すと云ふ、子孫二十七代に傳へて關東の豪族たりしが、國綱の時慶長二年豊臣秀吉の爲めに沒收せられ、後野長政代りて本城に治す、後ち藩生秀行十二萬石に封ぜらる、慶長六年會津に

移り奥平家昌代り治す、元和五年十月本多正純之に封ぜられ、八年四月除封、奥平忠昌來り治す、爾て松平忠弘（寛文八年八月）本多忠英（天和元年七月）奥平昌章（貞享二年六月）阿部正邦（元禄十年二月）戸田忠真（寛永七年閏八月）松平忠祇（寛永二年七月）等相次

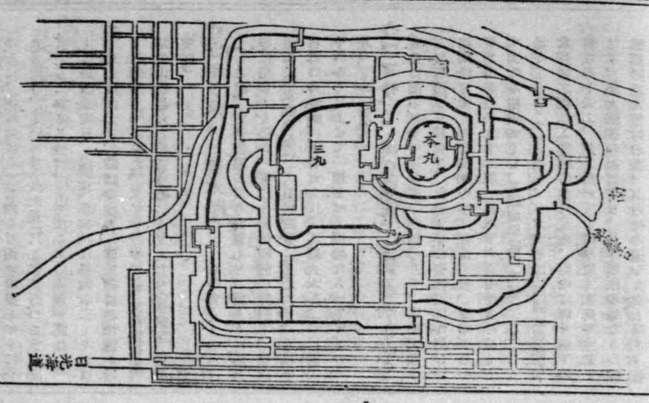

で本城に治す、安永三年六月戸田忠寛十二萬石に封ぜられ、慶應元年正月忠寛二萬七千餘石を削られ、陸奥棚倉城に移さる、三月舊に復して本城に封ぜられ、以て明治維新に至る（藩輪譜、下野國志、德川加除封錄、明治政覽）

ウツブシイロ　空紫色　【名義】染色の名、凶服の色にて卽ちニビ色なり、是は五倍子に少し鐵醬（オハグロ）を加へて染れば薄黑くなるなり、染色は營れども色はニビ色となる、五倍子は白膠木（ヌルデ、又はカツノキとも云ふ）の枝に生じてフシと云ふ、フシは皮の空虚なり、中のツヅロなる故ツフシと云ふ、ヌルデをフシ染と云ふも五倍子の生ずる故なりと云ふ（安齋隨筆）

ウツボ　空穗　【名義】矢を入るゝ具、箙と書す、ウツボの集合字なり、或は羽壺と書く、其中を空にして外に毛皮を付たる形、物の穗に似たるを以て「ウツボ」と云ふと、或は其制壺胡籙に類して矢を羽ながら盛るべき道具なるを以て羽壺と稱ふといふは誤なり【地名辨】忠高聞書に、もとはかまとと云ふ所許ありしを、矢の數を人に知られざる樣、穗を作り加へしものなりと、其始め源義家造り始めしと云へど確かならず、古今著聞集後三年繪詞等に見えたれば、堀河天皇頃より出來しものならん、其形は古は穗と云ふ所細かりしが、後には別圖の如くに變ず、「ウツボ」に矢をさす事九筋十一筋を常とす、足利義政の時に至り、空穗の制にて特に大く矢を多く盛る樣に造りし者を生ず、之を土俵空穗と云ふ、形土俵の如き形なる故名づく、嵯川道標の創造せしを以て道標ウツボなりといふは誤なり、此ものは實用にはあらざるべし、華飾のものなり、豊臣秀吉奥風を好まれて佩びしこと見えたり（四季草、軍用紀、空穗次第）

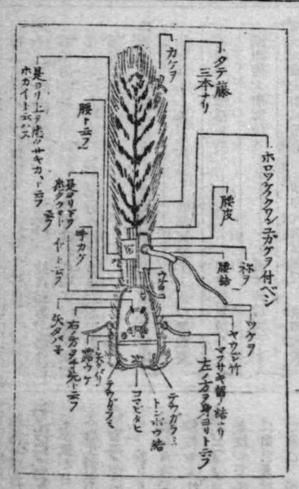
トクラ藤
三本ナリ
カケラ
ホロツククシ
ヒカケ付ベン
歯
ツケフ
ヤウヒ竹
ヤウヒ竹
ヤウヒ竹

なるを以て稱す、「ウツボ」とは、中の空なるを云ふ、夏山雜談に、空柱と云ふは、殿上の前に在り、御殿の屋根のつま〳〵のゆき合にて雨水のもるゝ處なきゆゑに、柱を穴にして其内より雨水の落るやうにしたるなり、」といへり、夫木集に、しのびおつるうつぼばしらにかくる樋は、もるてふ水のくちや洗れむ、とよめる是なり、大鏡に、花山院は風流者にこそおはしましけれ云々、昔はやう〳〵にてあはひに樋かけてぞ侍りし」と見え、又年中行事の畫、又御堂會圖、信貴山緣起などの古き繪にも見えたり（徐訓栞、遊遊笑覽）

ウツボフネ　獨木刳舟　木を丸くうつろにしたる船、古代吾國にても此製あり、恐らくは蝦夷等に用ひしものか、現に大阪博物館に陳列す、倭訓栞に、獨木刳舟ないふ、風俗圖覽に見えたり、元祿中朝鮮の舟東國に漂着せしに、其船大木を一つに割てそれをくりふせて一艘もせし獨船なるべし」といへり、「フネ」を參照、

ウヅマサ　禹豆麻佐　蕃族、秦氏より出づ、其先は秦の始皇の子扶蘇の裔孫弓月君、應神天皇三年百濟より歸化す、仁德天皇の世姓波陀を賜ひ、諸國に分置し養蠶織絹の事に從はしむ、雄略天皇の朝其裔秦酒公九十二部一萬八千六百七十人の長として調物を獻授せしむ、其絹綿朝廷に充積せるにより、姓を「ウヅマサ」と賜ふ、「ウヅマサ」は禹都母利麻佐、木盈積之貌也と書紀の註に見え、庭中に埋り盈すの義なりと云ふ、依て始めて大藏を建て秦氏を主當となす、是大藏省の起源なり、又其居住の地なる山城國葛野郡常盤村の南、山内村の靈を太秦と稱す、酒の裔孫川勝、聖德太子に仕へ、佛法を興隆し、太秦の地に廣隆寺を建つ、秦氏（ハタウヂ）參看、姓氏譜、山城名勝志、陽春廬雜考）

ウヅマサウヂ　太秦氏　姓は藤原、櫻井供秀二男供親、奈良興福寺慈尊院に住職す、男供康明治八年三月華族に列し男爵を授けらる、左に慈尊院傳統の系を示す、

○法印權大僧都專英——僧都俊圓——尊寬著行房
—法印清乘——僧都辨弘——僧都實乘——權律師俊慶
—法印權大僧都長英——
—法印權大僧都俊英——長尹榮覺房——
——權律師尊海
—法印權大僧都尊憲——法印大僧都尊賀——法印智興
—擬講眞覺——供親——供康

ウヅマサデラ　太秦寺　廣隆寺の一名、ウヅマサウヂを見よ、

ウヅミネジヤウ　宇津峯城　所在 磐城國田村郡谷田川村栃木村と石川郡熊田村小倉村に跨る 沿革 奥國中北島國信の居城、奥國二年十一月常陸の關ヲ寶伊佐の諸城陷り、守永親王宇津峯へ逃れ北島親房吉野に還る、顯信親王を奉じて足利氏を討す、五年四月石塔秀慶の子佐馬助義元國中の凶徒を率ゐて宇津峯を攻む、正平二年結城顯朝賊將吉良貞家の命に從て宇津峯を攻む、九月に至りて官軍力盡き城陷り、守永親王顯信逃れて出羽に走る、今猶其城址存す、峯の最頂方二十間許平坦にて南西北三面懸崖なり、此の中央に東四十五間許南北十間許方形に高さ六尺許の土手を築きたる桝形あり、其内を千溜と云ふ（伊達行朝勤王事歷）

ウヅミモン　埋門　家屋の裏手に設けたる小さき門ないふ、兵庫記に、その夜も忍びて埋門よりぞ出ける、

でゆきしに」と見えたり、

ウヅラガミ　鶉紙　紙の一種、又鶉切とも云ふ、紙を日に透かして見れば、鶉の形見ゆる紙なを云ふ（貞丈雜記）

ウヅラギヌ　鶉衣　短きつぎ〳〵の著物にて、殷き人の著るものなり、書言故事に、言衣敝、鶉衣百結、荀子に、子夏之衣黑結如鶉、と見えたり、卽ちやぶれ衣なをしていへり、

ウヅラノメカバノヤ　鶉目樺矢　櫻のあま皮にてはぎし矢なを云ふ、櫻のあま皮の色は鶉の羽に似たる故にしか云ふ、吾妻鏡建久元年九月十八日の條に、俣野矢卽覺之無文染羽、以鶉目樺、授之、藤口卷也、とみえたり、

ウツロヒギク　移菊　變の色目の名、袂着用す、物具裝束抄は、表薄紫裏青といひ、藤鹽草は、表紫裏白し或は黃也といへり、表は菊花の移へる色なれば、紫、中紫、薄紫の中何れと定め難きも、裏は青なるをよしとす、

ウデカウ　腕膏　江戸時代、膏藥を賣りあるく商人をいふ、腕に小刀をさして傷をつくり、其傷に膏藥を塗りつけて效能をとなへつゝ商ふより此名起れり（嬉遊笑覽）

ウテノツカヒ　討手使　追討使のことをいふ、今うつてといへり、大和物語に、野大武すみともがさわぎの時、うてのつかひにさゝれて少將にてくだりけり」と見えたり、「ツキメウシ」參看、

ウド・ジヤウ　宇土城　所在 肥後國宇土郡神山村 沿革 文明中村上武頭始めて城を築き、子孫相繼で領す、曜臣秀吉西征の時此地を得て小西行長を十萬石に封じ、宇土城主となす、慶長五年九

月關ヶ原の役、石田三成に與して敗れ、國となりて死す、慶長十七年城を石橋村に移して築く、寛永九年細川藩中守忠利三萬石に封ぜられ、爾來子孫世襲して明治維新に至る（太宰管内志、肥後志略）

ウドネリ　内舍人　宿衛し、雜使に從事し、天皇行幸には左右前後に供奉して警護す、又攝政關白に隨身し賜ふ時、内舍人を給す、唐名通事舍人と云ふ、卽ち殿上童の官なり、中務省に屬し、初位以上の子孫、性識聰敏儀容觀るべき者を撰で之に充つ、六位上 地位 上代は舍人と云ふ、左右親近の官なり、文武天皇大寶元年始めて内舍人九十人を定め置く 沿革 平城天皇大同三年減定して關司に代て事を奏せしめ、又監物主計と諸司雜物を出納す、嵯峨天皇弘仁二年内舍人の奏を停め、闈司をして舊によりて事を奏せしむ、近衛天皇久安中六十人と改め定む、後ち增して百人に過ぐ、延喜以後其家の子を補すること絕え、臨時内給成功等を以て、諸家の士之に任ず、遂に凡卑の官となる、又内舍人の内坂東の後三人を任ず、是東海東山は驍勇の者多く、弓馬に關るゝを以て、東夷逆亂の時相繼がしむる用意なり、後世源内藤内平内の如く内を付けて稱するは、源平藤等の諸氏にて内舍人たる者を云ふなり、例へば天野藤内遠景と云ふが如し（令義解、類聚國史、江次第、職官總抄、磯原抄、百寮訓要抄、除目抄、職官志）

ウドノコホリ　有度郡　所在 駿河國 地位 原始 沿革 延喜式に始めて見ゆ、和名抄に、内屋（ウツノヤ）眞駿（マカセ）鮑田（チサダ）新居（ニヒキ）託美（タクミ）倉女（ナメミ）、會屋（アウホン）等の七郷あり、永正年間有東郡と云ふ、正保國島渡に作り、元祿國有渡となす、郡名考有度となし、天保郷帳以後有渡となす、明治廿九年安倍郡に合併す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ウドノコホリ　宇土郡　所在 肥後國 地位 原始 沿革 三代實錄に、郡名見ゆ、和名抄に、諫染（カツメ）櫻井（サクラヰ）林原（ハヤシハラ）大宅（オヤケ）等の郷あり、後世天草郡波多郷本郡に入る、（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ウドノジングウ　鵜戸神宮　所在 日向國南那珂郡鵜戸村宮浦○舊鵜戸權現と稱す 沿革 此地、鵜鳥草葺不合尊降誕の處なるを以て、崇神天皇の御世、海濱に宮を立て之を祭るといふ、後世伊東氏宮殿を造營す、明治七年三月官幣小社に列し、神社を神宮と改めしむ、二十八年十月官幣大社に昇格す、祭日二月一日に行ふ（二宮巡詣記、官社祭神考證、官國幣社一覽、法令全書）

ウドノハカ　宇度墓　垂仁天皇の皇子五十瓊敷入彥命の御墓、和泉國泉南郡淡輪村大字淡輪に在り、兆域東西三町、南北三町、守戶二烟あり（延喜式、陵墓一覽）

ウドンゲ　優曇華　梵語、稀有の花の意、法華經文に據れば、優曇華とは靈瑞ないふ、三千年に一たび現はれ、現はるれば金輪王出づと見え、轉量壽經註には、如世間有三優曇樹、但有實無有華也、天下有佛、乃有瑞出耳とあり、吾妻鏡に、日本にては芭蕉の花をウドンゲと云ふ由見ゆ○又一種小虫の卵を云ふ、草木の枝上、又屋内器物上にも著く、長さ四五分、細くして白糸の和く尖に白き小卵有て花蕊の如し、此虫は一種せうしばちに似て紅類なり、（增補俚言集覽）

ウナ丼　髫髮　王朝時代に、十二三才までの男女を稱する詞、瓊居の表、當時小兒は垂髮にて、髮をあげれば頂にあり意なるべし、新撰字鏡に、髫髮至屑垂兒宇奈井」とあり、又禮紀に、髫兒を「ウナヤゴ」とよめり、又「ウナキチトメ」と云ふも同じ、（徐訓栞、比古婆衣）

ウナカミノコホリ　海上郡　所在 上總國 地位 原始 沿革 上代上菟上國造の地なり、天菩比命の子建比良鳥命は卽ち國造の祖なり、後ち上總海上郡となる、和名抄に、佐三（ヘサ、ム）稻庭（イナムハ）大野（オホノ）山田（ヤマダ）倉橋（クラハシ）綱頁（フクラ）島穴（シマアナ）馬野（ムマノ）等の八郷あり、鎌倉時代に、海南海北郡の稱あり、また鎌倉八幡宮文書建武二年十月廿三日三浦介平高經の寄進狀に、眞野郡あり、蓋し郷名を誤稱せしならん、後ち市原郡に合併す、其時代を詳かにせず、正保以後の圖所見なきを見れば、其以前既に廢せしならん（郡名異同一覽、國郡沿革考、上總志論）

ウナカミノコホリ　海上郡　地位 原始 沿革 上代下菟上國造の地なり、後ち郡となる、大化五年郡の北一里を割て、常陸國鹿島郡に讓す（カシマノコホリ參看）万葉集に、下總防人歌、下海上郡下海上國造他田日奉直得大理見えたり、和名抄に、大倉（オホクラ）城上（ジキノカミ）麻績（チウミ）布方（ヌノカタ）經部（カルベ）神代（カミシロ）國玉（アミタマ）小野（チノ）石田（イシダ）橋川、橋根（ヨコネ）三間（ミサキ）三宅（ミヤケ）船木（フナキ）等の十五郷あり、後ち西境の大倉、城上、麻績、布方、經部、神代、國玉、小野、石田の九郷皆晉取郡に入る、爾來現今に至る（郡名異同一覽、國郡沿革考、下總舊事紀）

ウナガミノミヤ　波上宮　所在 琉球國那覇若狹町村○波上權現とも稱す、今は官幣小社に列

す（琉球神道記、述玉男尊、伊非册尊、事解男尊（一に云、熊野大神）琉球神道記、創建詳かならず、琉球神道記に、抑此權現は琉球第一大靈現なり、建立の時代は遠して人知らず、昔此崎山に卽主と云者あり、常に釣漁す、有日汀を行に後より呼る音あり、顧見るに人なし、其邊りに木に似たる石あり、此所作と覺えて高處に置て祈て云、此石靈あらば今日釣を能くせしめよ、其日大に得ものあり、喜て還る、後には祈ること度々なり、皆驗あり、夜見るに石の邊りに當て光あり、爾は靈石なりと思て把來て崇む、時此國の諸神何ごとぞや、此石を取らんとす、所々に北ぬ、諸神の嫉給ふかと疑ふ、爾共志深して棄ず、遂に此波ノ上に來る、思やう變にしては死る共他に行べからず、爾に諸神の祟りもなくして安心す、有時神託に云、我は是日本熊野權現也、汝に緣あり、此地に社すべし、此國家を守護すべし、此由王殿に奏す、此に立給へり云々」とみえたり、明治廿三年官幣社に列す（官國幣社一覽）

ウネビノシラカシハラノミヤ 畝火白橿原宮 【考義】神武天皇の皇居 所在 大和國高市郡畝傍村（今白橿村）、其舊址は首府沿革論に、畝傍山西南島上郡柏原村（今披上村）此宮址なりとし、書紀に、畝火山の東南とあるは西南の誤寫にして、柏原も今現に山の西南に在り云々」と云へり、或は云ふ、畝傍山東南の麓の地なりと 把原沿革 神武天皇創國の皇居、紀元前二年三月國土經營の後、詔して中州の地復た風塵なし、誠に皇都の恢弘し大壯を規摹すべし、夫れ畝傍山東南橿原地は蓋し國の樞要か、就て治むべしと、有司に命じて帝都を造らしむ、都すること七十九年にして、七十六年三月崩去の後陵都となる、明治廿二年畝傍の東南の地に神宮を建つ、

ウネビヤマグチノジンジヤ 畝火山口神社 所在 大和國高市郡、今の畝火、山本、大谷三村の堺に在り、昔畝火の山麓に在りしを後山頂に移祭り畝火明神といふ 【考義】延喜式、平城天皇大同元年神封一戶を充奉り、清和天皇貞觀元年正月正五位下を授け、九月南風の御祈に使を遣はし幣を奉り、醍醐天皇延喜の制大社に列り新年月次新嘗の案上官幣及祈雨の幣に預る、凡十月二十二日祭を行ふ（神祇志料）

ウネビヤマ 畝傍山 【考義】大和國高市郡畝傍村の中央に特起す 【考義】此地の東南は卽ち神武天皇國土を經營の後、皇都を定め騁ひし地なり、山上に畝火山口坐神社あり、北に神八井耳命、南に安寧天皇、懿德天皇の御陵あり（書紀、大和志）

ウネビヤマノウシトラノミサザキ 畝傍山東北陵 神武天皇の御陵、大和國高市郡白橿村大字洞に在り、兆域東西二町、南北二町、守戶五烟あり（延喜式、陵墓一覽）

ウネビヤマノヒツジサルノミホド井ノヘ 畝傍山西南御陰井上陵 大和國高市郡白橿村大字吉田に在り、兆域東西二町、南北二町、守戶五烟あり（延喜式、陵墓一覽）

ウネビヤマノミナミマサゴダニノヘノミサザキ 畝傍山南纖沙谿上陵 懿德天皇の御陵、大和國高市郡白橿村大字池尻に在り、兆域東西一町、南北一町、守戶五烟あり（延喜式、陵墓一覽）

ウネビヤマノヒツジサルノミサザキ 畝傍山西南御陰上陵 大和國高市郡白橿村大字池尻に在り、兆域東西二町、南北二町、守戶五烟あり（延喜式、陵墓一覽）

ウネベ 采女 「ウネメ」に同じ、同條を見よ、

ウネベノツカサ 采部司 倉宮察十二司の一、「サイケウレカ」を見よ、

ウネメ 采女 【考義】古事記に、繰と書す、常に實と唱ふるは音便に云ふなり、「ウネベ」は字那宜狩の切にて、繰は主に御饌に奉仕して項に纏布を掛る故に髮部と云ひ、山田以文は氏女の意と云ひ、大塚嘉樹はウナナメ（垂髮で未婚の女なる云ふの意と云へり、繰は采女の二字を一に合せたる字なり、又采女の出典は、後漢書皇后紀論に見えたり、同書に、置掌人、宮人、采女、三等、並无爵秩、諸侍賓馬充給而已、後漢法常因、八月算民、遣中大夫與、掖庭丞及相工、於洛陽鄉中、圖畫、瓦家寬女年十三以上二十以下姿色端麗合、法相者、載、選後宮、擇視可否、乃用、置御一所、以明慎聰納、詳求淑哲、とあり 【考義】後宮の官女、天皇に侍御し飯饌の事を掌る 把原沿革 仁德天皇四十年に采女磐坂媛あり、是れ書に見えたる始めにして、是より先既に在りしなるべし、履中紀、雄略紀等に采女として諸王に酒を賜ひしことあれば、專ら至尊に侍御して、食事を掌りしなるべし、孝德天皇大化二年勅して、郡領以上の姉妹子女の形容端正なるを貢せしめ、一百戶を以て采女一人の料とす、庸布庸米皆次丁に准ず、文武天皇大寶元年の令制に至りて中務省をして奏せしめ采女司にて掌る、水司に六人、膳司に六十人を置き、飯饌を專らにせしむ、年十六以上三十以下を限る、後世に至り漸く廢弛して、陪膳は村上天皇應和中より內侍司の典侍之を勤め、只だ髮上采女の名稱のみありき（書紀、續紀、令義解、令集解、古事記傳、柴邨抄）

ウネメデン 采女田 【考義】采女に專給する田にて、不輸租田なり、未授の間は輸地子田なり、

今の免租料といふが如し、久采女月巾田とも、采女養田ともいふ 把原沿革 始め詳かならず、文武天皇慶雲二年四月、是より先諸國采女田一旦停めしを茲に至て舊に復す、延喜の制、采女を貢する郡に、養田三町を置き、郡司主帳已上をして作らしめ、穫稻を割て個料に充て、殘る所の米を呑て、糧物に交易し其主に送らしめ、運賃は稻內を用ひ、餘道路費多き所も二町の內を割くことなからしむ（延喜式、田制篇）

ウネメノツカサ 采女司 【考義】宮內省の被官、諸國貢する采女等を掖挾する事を掌る 【考義】從正一人正六位下、佑一人正八位上、令史一人大初位下（采女朝臣を令史となす、史生二人、采部六人、使部十二人、直丁一人 把原沿革 上代采女臣世々長官として采女の事を掌る、舒明記に、采女臣摩禮志、孝德紀に采女臣使主麿あり、文武天皇大寶元年制して司を置きて宮內省に屬せしむ、平城天皇大同三年詔して、本司を繼殿寮に合併す、嵯峨天皇弘仁三年又復す（令義解、令集解、延喜式、職官志）

ウネメノヒレデン 采女肩巾田 「ウネメデン」を見よ、

ウノシヤウ 鵜匠 鵜飼をいふ、永祿七年織田信長美濃國長良川の鵜飼を鵜匠と改稱し、靈匠と等しく待遇し、一戶に祿米十俵宛を與ふ、慶長八年家康鵜匠二十一戶に給米料を授く、文化五年更に祿米百二十石金五百三十二兩二分を給與し、大に獎勵す、此の時鵜匠減じて十二戶となる、明治維新の際從來の特遇を廢し、更に川漁取締役を命じ、一人に二人扶持の廢米を給す、明治四年に至りて之を廢す、明治二十三年長良川筋三箇所宮內省の御獵場となりてより、鵜匠等は宮內省主獵局に隸屬す（長良川鵜飼記）

ウノハナ 卯花 染色の名、狩衣、下襲、衣等なれば此色にて染め、四月頃著用す、表白く裏青なり、物具裝束抄に、柳卯花同襲云々、桃花薬襲に、卯花同襲云々、物具抄一本に、卯花面裏共に淺青云々、とありて一定せざれども、卯花柳に同じく表白裏青なること、請抄に載たる所枚擧すべからず、然るに表裏共に淺青と云ふは異說なるべし、卯花と云ふ名に據れば、表は白かるべき事なり、又表裏共に白しと云ふも、白重と差別なきに似たれば、唯多分に從つて、表白裏青を用ふべし○襲の色目の名、假字裝束抄に、卯花表皆白くて、裏白きに黃なる一つ青き濃き薄き二つ云々、案するに、狩衣下襲衣等には、卯花と柳と全く同じけれども、女房の童にては少し差別ありと見えたり（裝束色葉）

ウノハナヲドシノヨロヒ 卯花威鎧 鎧の一種、白糸と朽黃糸とにて威したる鎧、白は花の色、朽黃は葉の色にて、卯の花の咲きたる樣なるを以て名づく、上は白糸を用ひ、袖草摺の下の方を朽黃にて威すなり、或は上半分を白、下半分を朽黃にしたるもあり、或は白と朽黃と一段毎に交へて威したるもあり（是を段威といふ）、或は上を白とし、下は次第に薄藍、朽黃、淺藍など下ほど淡くしたるもあり、其制異なれども皆卯花威なり、又卯花威の袖草摺の妻を取りたるを卯花妻取鎧と云ふ（「サドシ」參看（軍用記、本朝軍器考）

ウノマル 鵜丸 名劍の名、保元物語新院被召爲義絲に、鵜丸と名付らるゝ事は、白河院神泉苑に御幸成て御遊のついでに、鵜が二三尺許なる魚を捕て、殊に逸物と聞えて、づき上ては落し、がづき上ては落し、度々しければ人々怪みを爲しけるに、四五度に達に喰ひて上りたるを見れば、長刀鞘の太刀なり、是天下の珍寶たるべしとて、鵜の丸と名付られて御藏ありけり、鳥羽院へ傳ほらせ給ひけるを故院（鳥羽）久しく新院（崇德）被ノ遂たりしを今爲義に ぞたまはりけるゝ」と見えたり、後ち源誠親之を鎌西に帶て、鳳平々の後鎌倉に至る（吾妻鏡）

ウハイ 優婆夷 梵語、又鄔波斯迦と云ふ、在家の女五戒を持するもの、優婆塞（ウバソク）參看、

ウハウ 右方 左舞（ザア）を見よ、

ウハオビ 上帶 鎧の上に結ぶ帶を云ふ、軍用記に、鎧の上帶の事、白き布なり、長さ一丈三尺七寸二分なり、但鎧の胴の太き細きによりて、長くも短くもよろしき程にはからふべし、白布を能くもみ柔かにして、一幅を五重に折くけて用ふべし、二重廻りて片わなる結びと、わなと端と取合せ、三つ折の如く組みておしかひ震くべし、結びめは前にあるべし、又云胴に二重まわしてとびあがりなからしむればよくしまるなり」とあり、

ウハオビ 上帶 鎧の上に結ぶ帶を云ふ、具文雜記に、鎧に矢をもりて負ぶ時は、かぶきになりて、鎧うちかへりてかたぶく物なり、依之上帶をすれば、鎧打かへる事なし、上帶は長一丈の組結なり二に折りて鎧の後より當て、、わなの方を五寸程出して鎧のつるの付際に早に結びつけて、今一方のつるにも其の餘りを早に結び付けて、其の結を後に廻して、弓手より前へ廻して、五寸許のわななば、右の腰脇へ取りて、弓手より廻したる結を、一寸ばかりわなへ入れて、右脇にてかたわなに結びて、諸あまりをいくつもわなへくゝりて、三ツ打ちにしておくなり、初上帶を二ツに折る時、結の端を片方は一尺許殘して鎧に結付くるなり、公家の讓身は、白布を細く裂み

て、上帯にする事もあり」とあり（布衣記、貞丈雜記）

ウハギ 表著 女官の服にて、袿の上に着るものを云ふ、又「ウチキ」とも云ふ、袿（ウチキ）参看、

ウハサシノヤ 上指矢 矢を箙に配りさす時、二十五矢さしたる中、諸矢二本を箙の上（表）にさすを云ふ、上といへばとて箙の正面の上にさせば征矢をぬく始になるなり、さし所あり、左の圖にさし所見えたり」とあり（圖下に出す）永正家中竹馬記に、上指とは、征矢にかぶら差そふるを、うはさしと云ふなり云々」と見え、弓法私書に、二十五矢の時ならでは、上指をさゝずと見えたり、若し上指さゝぬ時は中指をもさすべからず」とあり、「エビラ」参看、

前向とは、羽の内向の矢を云ふ前向とある所には内向の矢をさす也、外向とある所には外向の矢をさす也、是れば祓りはかりの事也、中は内向外向を定めず、

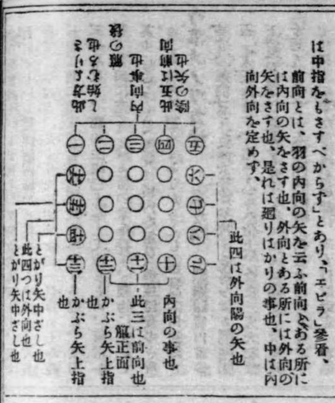

ウハサシアクロ 上差袋 衣服令衣服を入る〻袋を云ふ、上差ある袋なる故に名づく○糸を以て番錠の目の如く堅横に地を差すを上差と云ふ、物を入る〻故、破れぬ様上差をするなり、又夜具を入る〻上差袋を宿直袋と云ふ（裁法袋の口は組糸にてかゞりにす、つがり（かゞりの事）之に組緒を通してかゞりにす、女房方故實に、男の上差つがりの數三十三、女房は二十二か三十あるべく候、とあるは、大概を云へるにて袋の大小によるべし、袋の縫體に上差を縦横に十文字に針目二切許宛に表裏にさす、地は絹布織物を問はず、色定まらず、多くは表裏同色なり○書札雜々聞書に、上差袋へ圓座を入れて御持候事、是は御小袖をもまぜじと云ふ故實也、女房衆は無之事也」とあり、三論一統に、包み持の事、三ケ條小袖入りたる包みの事なり、その外鳥帽紙上下小袖紙は申に不及候侍程の者の持は緒の結際の括を右に捉て結也、小法師中間は包の首を捉げて左に持つべし、雜色力者は緒を右にて取り、左に裏なかゝへ持べし、或は結き所に打かづく也」とあり、婦女房は飾粧道具某弁手箱に入れて、上差袋に入れて供に持たしむ、緒の結び様長きはもろわな短きはかたわなに結ぶ一定の法なし○源平盛衰記に、黒丸と云ふ御中間に表裏したる袋を持せて御所を出しまゐらせる云々」と見えたれば古くよりありしものなるべし、其形別圖の如し、（貞丈雜記）

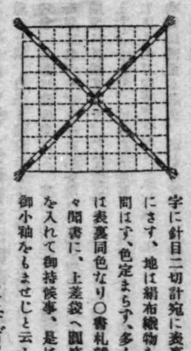

ウハシキ 鞍褥 「グラシキ」に同じ、同條を見よ、

ウハリク 優婆塞 梵語、又鄔波索迦と云ふ、職譯して善男と云ふ、在家の男にて五戒を持するもの云々ふ、釋氏要覽に、天竺受三五戒八戒（俗人勝之、亦云三清信士）とあり、職譯名義集に、優婆塞優婆夷、摩訶義名云信士男信士女、淨名疏云、此云三清淨士清淨女、亦云三善宿男善宿女、雖レ在二居家一持二五戒一、男女不レ同レ宿、故云二善宿一と見えたり、

ウハリクノミヤ 優婆塞宮 入道の宮をいふ、入道親王（ニフダウシンワウ）を見よ、

ウハダノミササキ 宇波多陵 桓武天皇の皇后（藤原百川の女旅子）の御墓、山城國乙訓郡大枝村塚原の東北字宇波止にあり、兆域東西四町、南一町、北三町、守戸五烟あり、現今の區域三百五十餘坪あり（延喜式、陵墓一覽、平安通志）

ウハツカ 右幕下 右近衛大將の居所、轉じて其人を指すに用ふ、幕府（バクフ）参看、源頼朝右大將となり天下の權を取り光も著名なるを以て、鎌倉時代に於て右大將家、或は右幕下と稱するものは、多く頼朝をいへり、

ウハテ 上手 石帯の名所、「イシノオビ」を見よ、

ウハナリウチ 後妻打（嫉妬） 妻を離別して間もなく後妻を迎へし時、前妻が結人の同志を集め、器仗を携へ新妻の宅へ打入るをいふ、或は嫉妬と書す、（ウハナリは後妻をいふ古語、後も後妻の意なり、又相當打とも云ふ、室町時代の末年より、江戸時代のはじめにかけて行はれたる風俗なり、骨董集に昔々物語を引て、室町家の比のならはしにや相當打と云へる事ありしとなん、うはなり打とも云ひけるよし、妻を離別して後の妻を迎ふるに、其仕方によりて、前妻にたしき女どもを頼み、相當打を催し、先づ前に後の妻の方へ使を使して、某の日某の時相當打に往べき由を言ひやり、其日に至れば、前妻を始めとして、從ふ女ども、各しなひやうのものを持ちて、後妻の方にも、親しき女を頼み置て、打れじと用意す、さて互に爭ふ時、前妻後妻の媒妁せし者の妻と、侍女郎になりしと、双方の中に入り、あつかひなだめてかへらすなり、互に男を交ふる事はせざりしとなん云々」と見えたり（柴雜之記、骨董集）

ウハブミ 上文 今いふ上書のことなり、書物手紙等の題を云ふ、李徳裕記に、題を訓めり、即ち今の外題を云ふ、隆信集に、文のうはがきにもかきてやりなどせしほどに」と、伊勢物語に、うはがきにむさしあぶみと書きて」とあり、

ウハマイトリ 上米取 江戸時代における敬稱の一種、品物より取立つる税をいふ、三斐雜記に、往古は住吉神領の中はいふに及ばず、船路歩路によらず諸國の年貢の上分米を當社へ調進することありといへり、上分米といふは、これより出たる謎なり、之は口米といひてたとへば百石積みたる船にて一倭々取り、三倭つみたる駄荷にても幾升取といふが如く、その物につき定まりなりといへり、慶長八年十月、徳川家康、下り船上米は十分の二を殿と書す、（ウハナリは後妻をいふ古語、後も後妻の意なり、又相當打とも云ふ、室町時代の末年より、江戸時代のはじめにかけて行はれたる風俗なり、骨董集に昔々物語を引て、室町家の比のならはしにや相當打と云へる事ありしとなん、うはなり打とも云ひけるよし、妻を離別して後の妻を迎ふるに、其仕方によりて、前妻にたしき女どもを頼み、相當打を催し、先づ前に後の妻の方へ使を使して、某の日某の時相當打に往べき由を言ひやり、其日に至れば、前妻を始めとして、從ふ女ども、各しなひやうのものを持ちて、後妻の方にも、親しき女を頼み置て、打れじと用意す、さて互に爭ふ時、前妻後妻の媒妁せし者の妻と、侍女郎になりしと、双方の中に入り、あつかひなだめてかへらすなり、互に男を交ふる事はせざりしとなん云々」と見えたり（柴雜之記、骨董集）

ウハミ 褶 男子は袴の上に着し、女子は唐裳の上に着する裳束、書紀には「ヒラヒ」と訓み、梁塵抄には「シヒラ」と訓みたり、又上裳ともいふ、衣服令の義解に、調類者、所ニ以加二袴上一故俗云二裙類一也」と見えたり（東帯色目）

ウハラノコホリ 菟原郡 所属住 摂津國 延喜式神名帳、菟名貫とあるは此地なるべし、續紀神護景雲三年始めて郡名見ゆ、伊勢物語に「ムハラ」と訓す、和名抄に、賀美（カミ）葦原（アシハラ）布敷（ヌノシキ）津守（ツモリ）天城（アマキ）狗美（カカミ）佐才、住吉等の八郷あり、拾芥抄兎原に作り、天保郷帳菟原に復す、明治二十九年武庫郡に合併して廢せらる（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ウヒカウブリ 初冠 元服のことをいふ、始めて冠を著くる意、伊勢物語に、むかしをとこうひかうぶりしてならの京かすがのさとにしるよしして狩にいにけり」と見えたり、元服（ゲンブク）参看、

ウヒタヒノウマ 戴星馬 馬の一種、頼に白毛ある馬をいふ、「ホシヒタイ」ともいへり、爾雅に、駒顙白顙、註戴星馬也、疏、額有二白毛一馬當爲二的額一」とあり（驪黄物色圖說）

ウヒチン 初陣 若年の者始めて軍に臨むをいふ○中國治亂記に、大内義長は、初陣に石州の吉見大蔵大輔正頼を責らゝに巳に長州境にて合戦に及ける」又甲陽軍鑑に、甘利藤蔵は父信前守に劣らぬ武篇の人にて其年十月の初陣より望て初陣を仕り笛吹峠にての合戦、十三歳にて能武者を討て高名仕る、大方武田家の侍衆は大小ともに十六歳を初陣と取り下すべしと制定し、元和二年德川秀忠過書の上米は百石に銀六匁づゝ某々兩人之を度むべしと令せり（大日本租税志）

定めらる云々」と見えたり、

ウヒヤウエ　右兵衛　兵衛府（ヒヤウエフ）を見よ、

ウヒヤウエノチン　右兵衛陣　陸明門の一名、（オンメイモン）を見よ、

ウフ　右府　右大臣の唐名、（ウダイヰン）を見よ、

ウフ　右舞　左舞（サブ）を見よ、

ウフキ　産衣　うぶぎぬの略、王朝時代には、貴族等は小兒誕生の時、陰陽頭に尋ねて小兒の性に合ひたる吉き色を染めて着せしむる法なり、若し其法なき時は白と空色（淺黄色）とを用ふ、江戸時代には、浴後過上りとて生兒を布にて包み、暫くして産衣を着せしめたり、男は左より着せ、女は右より袖を通さするなりといへり、而して産衣なる名目は、室町時代、義教將軍の頃より始めて書に見えたり（貞丈雜記、藤岡氏日本風俗史）

ウフギノイハヒ　産衣祝　小兒。産衣を始めて着する祝をいふ、著衣始に同じ、（チヤクエハウメ）を見よ、

ウフギノヨロヒ　産衣鎧　源氏相傳の鎧、源太産衣とも云ふ、參考平治物語に、此産衣は源氏重代の武具の中に、殊に祕藏の寶也、八幡殿の幼名を源太とぞ申ける、二歳の時院より進らせよ御覽ぜんと仰を蒙り給ひて、鎧と鎧を威し袖に居てぞ見參に入られけり、さて源太か産衣とは付られける、胸板に天照太神正八幡大菩薩と鑄つけ進らせ、左右の袖には藤の花咲かゝりたる樣を威ぜるなり」とあり、後ち源頼朝に傳はる、

ウフスナ　本居（産生、産土）　其人の生れたる在所ないふ、後世轉じて鎮守の神をもいへり、意義に數說あり（一）神道名目類聚抄は、産砂の義にて、椎宮神社の砂を産の守とするよりいふといひ（二）神祇齋院考は、産住場にて産出てやがて住場なればいふにやといひ（三）産須那社古傳抄は、爲産根（ウブネ）といへり○貞丈雜記に、うぶすなと云ふは人々の生れたる在所の鎮守の神をいふ、然れども是れはうぶすなの神といふべし、神の字を添へて云ふべき事なり、其のわけはうぶすなと云ふは、人々の産れたる在所の事なり、日本紀卷二十二推古天皇三十二年十月の紀に、大臣蘇我馬子宿禰臣、群臣二臣、令奏二于天皇一曰、葛城縣者元臣之本居也、故因二其縣一爲姓名、とあり、本居はもとのなりどころにて産れたる處を云ふ、うぶは産なり、すなは土（スナ）なり、然れば本居神と神の字をそへていふべし、うぶすなと計にては神の事にあらず」とあり、

ウフスナノカミ　産土神　名義　其人の産生せる土地を守護する神の稱、「ウブシナノカミ」、「ウブスナ」、「ウブガミ」、「ウザガミ」ともいふ　地祇部　始めて物に見えたるは、垂仁紀抄に、尾張國風土記に云、葉栗郡若栗鄉宇夫須那の社あり、景行天皇の御世の人、誕生産屋の地なり故に此號ありと云々」とある を初めとす、三代實錄に、清和天皇の朝讃岐國宇夫志那郡神階を給ひしこと見え、後世に及び産土神を氏神と混じ其地に生るゝ者を産子、又は氏子と稱するに至る、氏神（ウヂガミ）本居（ウブスナノ）參看、

ウフダナ　産棚　産所に作る棚を云ふ、伊勢家記書誕生之記に、産所に産棚有、白木にて三重に棚を可作、寸尺不定、胡粉にて染りて、靈母にて松竹鶴龜を繪書、湯を少づゝ入置、是し神に供する湯也、上の段には桶の前にすぐにしめなはる、又は桶一づゝにもしめなはるなり、下の棚には何も不置、此棚北向には不置、一七夜の後は取也、上の棚、中の棚の湯を、ウブ湯に少づゝむめ合て、度々兒にあびせ申すなり」とあり、今左に圖を掲す、

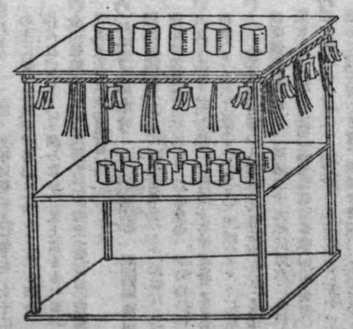

ウフノテラ　有封寺　封戸を有する寺を云ふ、舒明天皇十一年厩戸皇子建つる寺を百濟河上に遷し、百濟大寺と號し、封戸三百戸墾田等を寄す、天

武天皇五年大官大寺と改め、飛鳥元年封七百戸を賜ふ、聖武天皇深く佛法を崇信し諸寺に封戸を寄する多し、天平五年元興寺に一千七百戸、藥師寺に五百戸、十年に興福寺に一千五十戸、法隆寺に二百戸を寄せ、尋で學課料僧の朝を續て封戸を諸寺に寄する幾々多し、

ウフノヤシロ　有封社　名義　封戸又は封戸田を有する神社を云ふ、封は封戸にて、神戸は卽ち神社に隸する封戸なり、後世には封田と云ふ、（式目抄）地祇部　崇神天皇七年神地神戸を定めたれば、此時より有封の社は起りしならん、常陸國鹿島社は本封八戸なりしを、孝德天皇の世五十戸を加へ、天武天皇の世九戸を加奉したる事、常陸風土記に見え、天平十二年封二十戸を宇佐八幡宮に、十八年三位に叙し封四百戸を寄せ、天平勝寶二年二月一品に充て、封八百戸を加ふ、尋で諸國の諸社に位階に從て封戸を賜ふ事多し、弘仁三年五月三日勅して、有封社は神戸百姓を以て修造せしめ、無封社に國宜、郡等をして修理せしむ、貞觀十六年六月勅して、大社封戸を以て小社を修理せしめたりき（書紀、續紀、三代格）鎌倉時代中葉以降、武家神領をも押領して、封戸も有名無實となるに至れり、

ウフヤ　産屋　名義　産所を云ふ、産屋の義、仁德紀九年紀に、産殿と書けり　地祇部　古事記、伊邪那美命伊邪那岐命問答の條に、吾一日立三千五百産屋」と見えたるを始めとす、總て古代には出産する時には、別に産屋を立つる風習なり、後世産前他所に移るも蓋し是が遺風なるべし、王朝時代に至りて其式漸く備はる、今皇室の御産につき、其模倣を述ぶ、後宮の例は、懷孕三四ヶ月の後ち奏して里亭に退出し、茅で著帶の儀あり（ヂヤクダイ參看）既に産期に臨みては陰陽師若くは僧侶を召して、祈禱等の事を行はしめ、或は屋上より甑を轉ばす等の儀あり、出産後近衛將をして御鉾を新誕の皇子に賜ふ、而して皇女にも賜ひし事は、三條天皇の皇女禎子内親王より始まる、又産所の飾設、調度等の一般は、後水尾院宸記に、御寄掛、腰掛一つ、御厚疊二疊、御かたたかい一でう、御疊十二疊、いづれも白絲、御屏風、松竹鶴龜しろふ、ふかべりなし、御押桶一つ、一つ、御ゆどのの御どうく、いづれもまげ物」とあるにて推知すべし（古事記、儀制類、古事類苑禮式部）

ウフヤシナヒ　産養　名義　出産後三日目、七日目、九日目に、その親族眷族より、産婦の衣裳、嬰兒の襁褓、并に屯食飯等を、産家に贈て祝意を表し賀宴を開くをいふ　地祇部　産養といふ詞の見えたるは、紫式部日記に、三日にならせ給ふ夜は、宮つかさの大夫よりはじめて御うぶやしなひつかふまつる」とある を始めとす、されど其事實が、これより以前既に早く存したりしことはいふまでもなし、鎌倉時代以後も三夜五夜七夜の祝あり、室町時代には將軍家にては三夜の祝は政所、五夜の祝は管領、七夜の祝は三職の沙汰する處なりき、江戸時代には單に七夜の祝のみを存し、三夜、五夜の如きは祝はざりき、されど産養の稱は王朝時代に限られしが如く（鎌倉のはじめにかけて）鎌倉以後にも右に述べたるが如く、三夜五夜七夜等の祝儀あれども、所謂産養とは同一として見べからざるに似たり（說事集、藤岡氏日本風俗史、古事類苑禮式部）○今左に紫式部日記繪卷に載せたる所の圖を掲げて、王朝時代に於ける産養を示す、

ウヘ　上　天子の稱なり、蔡邕獨斷に、上者尊位所在也、大史令司馬遷記、事當言帝、則依遂但言上、不敢斥言尊號、尊王之義也」と見ゆ、日本後紀桓武天皇延暦二十三年十月の條に、行幸和泉國、其夕至難波行宮、乙巳、上御舟泛江」とあり○後には轉じて公稱の妻妾をもいふ、住吉物語には、中納言うへ二人をかけてうかがひ給ひけると云へり、又殿上なうへとも云ふ、武家時代となりては、臣下より其君主人を指して上とも稱したり、太平記長崎次郎高重最後合戰の條に、高重館全て勳申さん程は無二左右、御自害候な、上の御在命の間、今一度快く敵の中へ馳入、思程の合戰して冥途の御伴申さん云々」とみえたれば古きよりのことなるべし（武家名目抄）

ウヘ　筌　魚を捕る器具、竹にて造る、ヤナの類なり、和名抄に、野王按、筌捕魚竹筒也、簡取魚竹器、字俗」とあり、山川の水の早く落る所に伏せ置きて魚を取るものなり、

ウヘザウシ　上雜仕　雜役に駈使する女官の名、女御入内五節等の時に之を置く、雅亮裝束抄に、一の所の五せつには わらは二人、しもつかひ四人、うへざうし二人、ひすまし二人あり、うへざうしはいつゝあこめにうちぎぬひとへはりはかま云々」と見えたり、

ウヘサネカツ　上眞鶴　[illegible]狛近眞の三子、初め野田氏と稱す、後ち今姓に改む[illegible]南都樂家上氏の始祖、樂を父に受け、笛師に堪能なり、狛氏鮑曲の嫡流を謳ひ名聲尤も高し、仁治二年左衛門少志となり、寛元二年從五位上に叙し、正嘉中右近將監に進み、正應元年五月二十日卒す、年五十七（上氏家傳）

ウヘサマ　上樣　天皇を呼び奉る詞、後には宮、將軍等をもしか云ひ、又降りては鎌倉管領ないひしことあり、天皇には、太平記後醍醐天皇潛幸船上の條に、上樣にはまだ知し召れ候はずや」、宮には、同書金崎城落る事の條に、一の宮の御前に參て合戰の樣は、今は是迄と覺え候、上樣の御事は縱令敵の中へ御出候とも云々」、將軍には、同書直冬蜂起將軍邊養の條に、將軍（足利尊氏）此注進に驚て、扨も誰なか討手に下べしと、執事武藏守に問給ひければ、師直進國の亂を鎮んが爲には、束々の御一族乃至師直なんどこそ、罷下べきにて候へ、共、是はいかにも上樣の自ら御下候て御退治なくては云々」と見え、又快元僧都記に、天文六年下云小弓上樣（足利義明）番古河公方高基樣御連枝也云々」と見えたり（武家名目抄）

ウヘスギアキサダ　上杉顯定　[illegible]幼名四郎[illegible]法名海龍寺蜂可淳[illegible]房顯の養子、同族房定の二子、山内七代の主[illegible]長尾昌賢顯定を越後より迎へて房顯卒して嗣なし、立て嗣となす、第を小田原に築きて居り、專て關東管領に補す、時に扇谷定正管領と稱し、足利成氏の子政氏を鎌倉に擁立し、感種稽々振ふ、文明三年三月成氏伊豆を徇ふ、顯定其後路を斷て之を攻る、昌賢卒し、長尾忠景之に代る、昌賢の子景春忠景と善からず、九年正月兵を擧げて叛し、顯定及[illegible]子[illegible]房を五十子の營に襲ふ、顯定敗を失して上野に逃る、定正之を聞き顯定を救ひ、景春を討つ、十八年二月定正また政氏を擁し、賢忠原に顯定と戰ふ、長享二年二月顯定兵數千を以て定正を攻む、克たず、六月須賀原に戰ひ、また敗れ、士卒死する者七百餘人、十一月又高見原に戰て定正を走らす、永正六年二月初め顯房の弟房能越後府内城にあり、長尾爲景兵を起して房能を雨溝に殺す、國人多くこれに屬す、是歲城主宇佐美定行國人を率り、上杉定實を奉じて弔合戰す、顯定計を聞き、鹽谷原と共に越後に入り、爲景を代て之を敗り、鹽中西濱に走らす、顯定罪色なを御へ爲景藏の所領を沒收す、七年土冠起り、信濃の高梨政盛を援し、爲景を援く、顯定窟房と共に爲景及び土冠と長森原に戰ひ、爲景を破る、既にして政盛來り救ふ、顯定軍潰え、奮戰して死す、時に年五十七（野史）

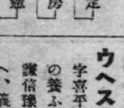

（押花定顯）

ウヘスギアキフサ　上杉顯房　[illegible]法名文明道光[illegible]扇谷持朝の子[illegible]修理亮民部大輔となる、正平五年足利尊氏弟直義と和を講ずるや、高師直、師泰に從ひて京師に歸る、顯能其父の讐なるを以て、之を路に要殺す、尊氏大に怒り之を誅せんとす、直義之を救ひ、其死を免し、流す（上杉系圖、大日本史）

ウヘスギウヂ　上杉氏（羽前米澤）　姓は藤原、内大臣高藤より出づ、十三代の裔重房建長四年後嵯峨の皇子宗尊親王に從て鎌倉に下向す、丹後何鹿郡上杉庄を賜ひ、左衛門督に任ず、是より子孫上杉氏と稱し、關東に住して武家となる、子修理亮頼重に二子あり、長を重顯と云ふ、家を嗣かず、子孫扇ヶ谷に居るを以て扇ヶ谷上杉と稱す（系次に出す）三子兵庫頭憲房氏時あり家を繼ぎ樂家たり、

子孫山内又は佐介ヶ谷に居するを以て、山内上杉と稱し、又佐介と號す、其子安房守憲顯足利尊氏に仕へて伊豆上野越後三州の守護に任じ、詫間氏を併せ、尋で基氏鎌倉管領となるに及び、執事となり、勢益盛なり、二子憲藤の子朝房尊氏に從ひ功あり、信濃守護越後國衙を領す、重能の子能憲と共に京都に至り、高師直一族を滅して叔父重能の仇を報じ、能憲と同じく、鎌倉管領となる、之を越後流と稱す、憲藤の二子朝宗の流を犬懸と云ふ、上總國を領す（系次に出す）越後家は京師に仕へ、族望又大なり、文明以後扇ヶ谷定正、賢臣太田道灌を用ひ、勢ひ大にして殆ど宗家を凌ぐ、世に山内と共に兩管領と稱し、又兩上杉と云ふ、後ち山内顯定の爲めに定正道灌を殺す、是より兩家相爭て連年絕えず、永正以後北條氏の起るに及びて頻に攻め破られ勢漸く衰ふ、天文七年七月山内憲政、扇ヶ谷朝定相共に北條氏康と河越城に戰て利あらず、朝定戰死して扇ヶ谷亡び、憲政上野平井城に居す、永祿元年九月北條氏に抗する能はず終に管領職及び上杉系圖等を長尾景虎に讓る、景虎一役の英傑武略に長じ加賀、能登、越前、越中、若狹、飛騨、信濃、上野、武藏、相模等の地を略す、嗣なく兄の子景勝封を繼ぎ、天正十四年參内龍顏を拜す、後ち豐臣秀吉に從ひ會津百二十萬石に封ぜらる、慶長五年德川家康に敵せしを以て六年封を削られ、羽前米澤城三十萬石を領す、世々封を襲ぎ、明治に至り華族に列し、伯爵を授けらる（家譜、系圖、華族諸家傳）

○重房—報重—憲房—憲顯—憲方—憲定
憲基—憲實—憲忠—房顯—顯定—憲房
憲政—輝虎—景勝—定勝—綱勝—綱憲

○吉藤—宗憲—宗房—重定—治憲—治廣
奏定—宗憲—茂憲（[illegible]）
○重顯—朝定—顯定—氏定—持定—持朝
顯房
定正—朝興—朝定
【扇ヶ谷流】

○憲藤
朝房—房方
朝宗—氏憲—持房（氏綱養子トナル）—教房—政藤
氏綱—教朝
一本
氏憲—憲顯—憲定
氏朝—持房—教房—政藤
【犬懸流】

【越後上杉】
○憲將—憲榮—房方
朝方—房朝—房定—房能—定實
清方—房實—定明—定憲—頼房—政繁—榮春

ウヘスギウチノリ　上杉氏憲　[illegible]法名禪秀[illegible]左衛門佐に任ず、朝宗の子[illegible]左衛門佐に任ず、名禪秀[illegible]永九年管領足利滿兼の命に依て、伊豆政宗を伐つ、十七年滿兼子持氏管領職を辭ふに及び、氏憲執事となる、既にして同族憲基と權を爭ひ、持氏が憲基を助くるの故を以て大に不平を抱き、十八年職を辭し、二十三年遂に兵を擧げ成らずして敗死す、上杉禪秀の亂（ウヘスギセンシウノラン）參看（野史）

ウヘスギカゲカツ　上杉景勝　[illegible]初名[illegible]字喜平次、法名覺上院宗心[illegible]長尾政景の子、謙信の養ふ所となる[illegible]常に謙信に從ひて軍功あり、謙信臨歩後事を謀るや、越後越中の半を景勝に與へ、義子景虎（北條氏康の子）に能登佐渡を與ふ、謙信死する後、兩人相爭ひ景勝遂に景虎を殺して其邑を併す、是時に當り織田信長北國を略せんとし、柴田勝家佐久間信盛を加賀越前に遣はす、景勝之と屢々戰ふ、信長薨後、秀吉の招により京師に朝す、從四位下左近衛權少將従弾正大弼に叙任せらる、幾千もなくして歸り、越後を平げ、奥羽を略す、十六年四月參議正四位下となる、十八年小田原征伐に從ひ、每戰功あり、奥羽の役、豊臣秀吉の行營に從ふ、文祿三年從三位權中納言となる、慶長二年六月大老に列し、翌年正月會津に封ぜられ、百二十萬石を食む、秀吉の薨後石田三成と謀し德川家康を倒さんと圖り、東西同時に兵を擧げんことを約し、因て關ヶ原の戰あり、戰終るの後歌を德川氏に納る、家康命じて其封を削り、米澤に移して三十萬石に封す、大阪冬の役家康に從ひて功あり、夏の陣には命により京師を守護せり、元和九年三月薨す、年六十九（野史）

（景勝）

ウヘスギカゲトラ　上杉景虎　[illegible]小字三郎[illegible]名氏秀[illegible]北條氏康の七子[illegible]初にして姿儀尤も美なり、初め今川氏眞の婿に聞り武田信玄の養子となる、十年信玄氏眞と絶つに及び小田原に歸り、本氏に復す、後ち氏康の上杉輝虎と和し、氏秀を輝虎の養子となす、元龜元年三月越後に行き輝虎の故名を繼ぎて景虎と稱し、長尾政景の女に聞と稱す、輝虎の病むや、景勝常に侍す、其死するや即ち坂城に據て景虎を拒ぐ、景勝に於て臣座相分離して鬪ふ、景虎利あらず、上杉憲政の北河剛に據る、天正七年武田勝頼景勝を援け景虎を攻む、北條氏政兵を出して景虎を援く、然れども景虎の軍遂に敗れ

て北河館に自殺す、年二十八（上杉年譜、野史）

ウヘスカゲトラ 上杉景虎（ウヘスギテルトラ）を見よ、

ウヘスギキヨカタ 上杉清方 名綱編 兵庫頭と稱す 綱編 房方の五子 綱編 永享十一年兄憲實に代て管領家執事となる、十二年正月足利持氏の遺孤を今泉城（相模）に伐つ、三月結城氏朝持氏の遺子春王安王を擁し結城城に據て叛す、將軍義教憲實をして之を伐たしむ、憲實固辭す、清方兵を率ひ持朝と共に鎌倉を發す、七月結城を圍む、城固くして拔けず、嘉吉元年四月諸將に令して曰く、幕府の令を受けてこの孤城を攻め、未だ成功する能はざるは疎放なり、何ぞや宜しく力を盡し一舉之を拔くべしと、會々氏朝の弟山内氏義出降り、且つ内應の者ありて火を放つ、清方命じて急に攻擊し、城遂に陷る、後ち京より歸國するの途にありて殺さる（野史）

ウヘスギケンシン 上杉謙信（ウヘスギテルトラ）を見よ、

ウヘスギサダマサ 上杉定正 名綱編 一に定政に作る、修理大夫と稱す、法名龍國院大巡鑑了と號す 綱編 鎌倉執事持朝の四子、扇ヶ谷六代の主 綱編 文明九年族顯定を援けて長尾景春と戰ふ、十年正月景春と和し、太田道灌に擁せられて河越に還る、十八年足利政氏を擁し、族顯定と實卷原に戰ふ、賢臣道灌事を行ひ勢日に大なり、定正の壁臣知宇地主馬助、曾我右衛門佐等之をねたみ道灌を讒す、定正之を信じ道灌を殺す、或は云ふ、定正顯定に欺かれて道灌を殺すと、是より國政振はず、長享元年成氏に寇き顯定と戰ひ大に勝つ、然れども國人叛する者日に多し、延德二年成氏に誘り鉢形城に籠り、成氏を攻撃し、山内を併呑せんと欲す、明應二年十月北條早雲と兵を併せて顯定と挑む、戰爭中馬より落ちて卒す、年五十二、諸將驚き潰走す、朝良敗卒を聚めて歸る（野史）

ウヘスギシゲフサ 上杉重房 上杉氏（ウヘスギヤヂ）を見よ、

ウヘスギシゲヨシ 上杉重能 名綱編 法名綱編 兵庫守憲房の養子、勸修寺別當宮津入道道兎の子 綱編 綱編 伊豆守となる、一番引頭伊豆守護となる、元弘の亂に北條高時足利尊氏を して京師を犯さしむるや、尊氏心歸順に傾く、重能細川和氏と謀書を示して之を贊成す、後ち尊氏の叛するや、從て京師に入り、官軍を出雲路に拒ぐ、利あらず、尊氏の西海道より上り、京師を犯し東寺に據るや、新田義貞來りて戰を挑む、尊氏戰はんとす、重能諫めて止む、重能常に高師直兄弟の權を妬み除かんとす、直義に勸めて師直を除かしむ、直義之に從ふ、既にして軍敗る、尊氏依て重能を越前に流し、師直に謝す、師直潛に人をして殺さしむ、時に貞和五年十月なり（大日本史）

ウヘスギゼンシウノラン 上杉禪秀亂 綱編 稱光天皇歷永二十三年十二月、是より先上杉氏憲鎌倉執事となる、其族憲基と權を爭ふ、管領足利持氏陰に憲基を助く、氏憲憤りて職を辭す、持氏憲基を執事とす、氏憲益々不平なり、持氏の叔父滿隆聲望あり、甥滿仲を養て子となす、氏憲滿隆に說て曰く、公方酒色に耽溺して師を統る能はず、而して憲基政を爲す、又偏私あり、邪を醫し難を靖する君にあらずして誰ぞ、君若し事を擧げば臣請ふ之を輔けんと、乃ち足利義持の御教書を僞め、密に將士を招く 綱編 綱編 谷松彌氏等之を密黙し、伊勢國司及び新田義之に檄す、明應二年十月北條持氏を逐ひ、其弟持仲を立つ、憲基族氏定と共に拒ぎ戰ふ、衆寡敵せず、持氏藤澤に逃れ氏定自殺し、憲基越後に走る、持氏又伊豆に逃れ、尋で駿河に奔りて今川範忠に依り、急を京師に告ぐ、將軍義持書を下して關東將士をして、持氏を救はしむ、憲基兵を越後に發げ、武藏の諸將之に應ず 綱編 綱編 二十四年正月氏憲鎌岩松持國と武藏の兵を攻む、勝たず、滿仲、氏憲等皆自殺し、持國擒せらる、氏憲時に瘴癘して禪秀と號す、因て禪秀の亂と云ふ、二十九年佐竹を擊て之を斬り、小栗滿重宇都宮持綱又叛して結城に據る、持氏攻めて之を斬る、京師の援軍駿河に至る、事平ぐ、持氏鶴旋して武藏に至る、義持氏憲の孫ふを養ふを聞き、之を怨み四上せんとす、僧服四堂百方和解す、事止む、持氏乃ち鎌倉に還る（續本朝通鑑、野史）

ウヘスギテルトラ 上杉謙信 名景虎、小字は猿松丸、又虎千代、十一歲出家して宗心房と改め、天文十二年八月元服して景虎と改む、廿一年瘴髮して不識庵謙信と號す 綱編 綱編 越後人、已に爲景の第三子、後ち上杉氏を冒す 綱編 綱編 七歲僧となり、翌年城に歸る、十一歲出て四方に巡遊し、叡山に於て宇佐美定行に逢ひ兵法を學ぶ、天文十二年定行を軍師とし、兵一千餘人を率ひて歸國し、姉夫政景を破り、兵力日に盛、衆悉く服す、終に越後を掩へ加賀能登西中佐渡に兵を出す、此時甲斐の武田信玄兵威強盛、村上義清之と戰ひ屢々破れ、終に國を失ひ越後に至り、輝虎に援を乞ふ、輝虎固より剛を援け、強を挫くの僞あり、之を以て請を許し、十六年三條城小屋を拔き守を置き、情兵八千を率て信濃に入り、信玄と戰ふ、十八年四月又海野平に戰ふ、二十年八月上杉憲政北條氏康に逐はれ、越後に來り、管領職と族扇鎖帷系譜とを輝虎に讓り、復讐を托す、輝虎之を許し、因て上杉氏を冒し、越後守と稱す、二十二年閏正月將軍足利義輝使を遣はし、東國を領せしむ、是を以て謙信遂年北條氏と兵を構ふ、永祿四年謙信、關白藤原前久父子を謫送して上洛し、將軍に謁す、將軍義輝御劍を授け（此時はじめて輝虎と改名す）關東管領に補し、錦直垂、朱陵、文書等を賜ひ、相伴衆に加へ、從四位下彈正大弼に任ず、尋で輝虎禁闕に參し、天盃御劍を賜はる、歸國の後信玄と大に川中島に戰ふ、十一年北條氏康と和し、氏康の子を養て子となし景虎と名づく、元亀元年又信玄と川中島に戰ふ、天正五年是より先信玄既に死し、織田信長辭を卑うし、禮を厚うし、謙信に事へ、陰に上杉氏の諸將を招て、款を己に途らしむ、九月謙信叛者を討ず、信長、柴田勝家前田利家等の五將を遣はし、四萬八千に將とし來り援けしむ、己れ亦潛に來

上杉伯爵家所藏（史料編纂掛寫眞集）

り、攻撃し、謙信越中三城を拔き、石動城に至り信長と對す、信長夜密に逃る、謙信遂て金澤を陷れ、越前に入り、織田氏の營寨を盡く降す、信長退て長濱に入る、十四年正月謙信又越後を領し、越後守護となる、輝虎禁闕に參し、天盃御劍を賜はる、歸國の後信玄と大に川中島に戰ふ、十一年北條氏康と和し、氏康の子を養て子となし景虎と名づく、元亀元年又信玄と川中島に戰ふ、天正五年是より先信玄既に死し、織田信長辭を卑うし、禮を厚うし、謙信に事へ、陰に上杉氏の諸將を招て、款を己に途らしむ、九月謙信叛者を討ず、信長、柴田勝家前田利家等の五將を遣はし、四萬八千に將とし來り援けしむ、己れ亦潛に來

（押花虎紋）

る、尋で謙信信長に書を送りて明春三月十五日を期して合戰し、北人の技倆を比べんとす、十月謙信歸國、檄を傳へて管内八國の兵を集め、期するに三月を以てす、六年三月北陸の兵、檄に應じて雲集す、京畿大に震ふ、謙信自ら臨て兵を簡閱し約を申べ將に發せんとす、發するに先ち二日病起り、三日遂に卒す、年四十九、法名心光と號す、謙信武事に因て佛に侍事し、每歲法會を修めて以て冥助を祈り、終世素食し、婦女を淫せず、常に兼た持するを以て嗣子なし、兄の子を養ひて子とす（野史）

ウヘスギトモオキ 上杉朝興 名綱編 一に朝義に作る、修理大夫と稱す 綱編 綱編 父を朝寧と云ふ、子朝定あり 綱編 綱編 江戸城に居す、永正十四年北條早雲三浦道寸を新井城に攻む、朝興道寸の爲めに早雲と戰て敗る、大永四年室老太田資芳等叛て小田原に遁ず、北條氏綱來り攻む、朝興出て品川に戰て敗る、享祿三年夏氏康と多摩川の端小澤原に戰て亦敗る、天文六年四月病んで床に在り、遺託して云く、我氏綱父子と接戰十四回に及ぶ、戰へば必敗らる以て辱とす、疫後供養を營て莫れ、唯北條氏を征して國家を鎭めよと、終に卒す、年五十（松陰夜話、野史）

ウヘスギトモフサ 上杉朝房 名綱編 幼名三郎幸松丸、法名繼宗院實相道眞 綱編 綱編 兵庫頭憲房の孫、父を憲藤と云ふ、藏人中務少輔を歷て彈正少弼に至り、延元元年足利尊氏に屬し、渡邊川に敗ひ、水に溺れて死す 綱編 綱編 父の死するや朝房時に年十四、家臣石川入道覺遠朝房兄弟を擁し、鎌倉に入る、左馬助と稱す、後ち信濃越後を領し、越後守護となる、彈正少弼と改む、文中二年將軍義滿大州を伐つ、朝房を召して京師の警衛とす、延德二年二月四條に卒すと云ふ（上杉系圖、野史）

ウヘスギノリアキ 上杉憲顯 名綱編 一に清寧と號す、晩年伊豆に國清寺を建つるを以て名づく 綱編 綱編 憲房の子 綱編 綱編 足利尊氏の側するや、兄憲能と共に、足利直義に從ひて、官軍を手越河原に禦ぎ、後ち又尊氏に從ひて京師に入る、尊氏の氣象に走るに當り、途より憲顯を石見に遣はす、既にして尊氏の再擧して關を犯すに及び、憲顯石見の兵を以て逆み、備後に會して共に入京す、既にして足利義詮を擁して鎌倉にありしが、北畠顯家の來攻に遇ひて大敗し、義詮を棄て、鎌倉を捨て、出て走る、正平四年足利基氏關東管領となるや、高師冬と共に、獨ぼれて執事となりて之を輔く、初め兄憲能、高師直に殺されしを以て、憲顯深く師直師冬の兄弟を憎み、之を圖るの意あり、幾千もなくして直義の南朝に歸順するに及び、兵を擧げて應じ遂に師冬を殺す、明年また直義に從ひ、尊氏と薩埵山に戰ひて敗れ信濃に走る、後ち新田義宗に從ひ、屢々尊氏の兵と戰ふ、基氏尊勸を思ひ、憲顯を驗して其罪を宥し、再び授くるに越後守護を以てす、尋で執事となる、基氏卒するに及び、其子氏滿を助けて東國を鎭し、執事たること晉の如し、正平二十三年卒す、年六十三（大日本史）

（押花顯紋）

ウヘスギノリカタ 上杉憲方 名綱編 法

髮して道合と云ひ修理大夫と稱す、法名明月院天樹道合[系圖]姓は藤原氏、贈太政大臣高藤十二世の孫、重房、丹波の上杉荘を領す依て氏とす、是を憲方の高祖父と爲す、父を憲顯と云ふ、憲方は五男なり、始めて鎌倉山ノ内に居せしを以て山内氏と稱す[系圖]右京亮安房守に任ず、天授五年征旅を賜ひ土岐の族を美濃に擊つ、四月兄憲春に代て鎌倉管領足利氏滿の執事となる、弘和元年六月氏滿小山義政を擊つ、道合同族朝宗木戸範季と先鋒となり、小山城を攻む、年を越えて平ぐ、元中九年四月疾病に罹り執事を辭す、康永元年十月卒す、年六十(野史)

(右文故奉附錄所載)

(憲方花押)

ウヘスギノリザネ　上杉憲實　[系圖]字は四郎、剃髮して高瀧長榎菴主と號し、又雲澗菴と號す[系圖]房方の男、或は房定の子と稱す、山内家四代の主[系圖]康永廿六年鎌倉の執事憲基の後を繼て執事となり安房守となる、永享八年十二月信濃守護小笠原政康、村上頼清と討緩を論ず、持氏之を錢す、憲實諫めて之を止む、持氏聞かず、翌年村上氏を襲ひ憲實を除かんとす、識濟れ人心恟々、持氏憲實の第に入りて和解す、永享十年三月是より先持氏約して將軍義持の子となる、義教將軍となるに及び、大に失望し、且又義教を輕蔑し命を奉ぜず、六月嗣子賢王丸に冠し義久と名づく、慶に托して憲實を殺さんとす、憲實病と稱して出でず、變を京都に上り、終に上野に奔る、持氏の軍を破る、持氏憲實分陣構に防ぎ、持氏の軍を破る、持氏稱名寺に入りて髮を剃る、憲實之を永安寺に從す、永享十一年京軍上杉持房今川範政鎌倉に入る、憲實使を以て持氏の死を宥めんことを乞ふ、賜ひ土岐の族を美濃に擊つ、四月兄憲春に代て鎌倉管領足利氏滿の執事となる、弘和元年六月氏滿小山義政を擊つ、道合同族朝宗木戸範季と先鋒となり、小山城を攻む、年を越えて平ぐ、元中九年四月疾病に罹り執事を辭す、康永元年十月卒す、年六十(野史)

(憲實花押)

ウヘスギノリタダ　上杉憲忠　[名號]小

(憲房花押)

義政聞かず翌年持氏自殺し、憲實東國を管す(アシカガロチウザ)塗香)後ち弟清方に管領職を譲り、剃髮して清淨光寺に入る、十二月伊豆國清寺に匿る、文安四年八月將軍義政召せども應ぜず、足利成氏赤召せども應ぜず、弟道悅と諏州を巡錫し、長門深川大寧寺に居す、寛正七年閏三月六日卒す、憲實鎌倉に在るや、禮儀を厚うし、足利學校を再興し、田園を寄せ、書籍を昊邦に求めて納む、當時兵馬倥偬兵亂相次ぎて學業廢せしに、其廢を繼ぐは實に憲實の力なり(上杉憲實家譜、野史)

ウヘスギノリタダ　上杉憲忠　[名號]小字龍若丸、元服して右京亮と稱す[系圖]父の國清寺に遊ぶ、や、伊豆御山に潛む、長尾氏の子永壽を率じて元服せしめ、成氏と名づけ管領に復す、又憲忠に元服を加へて成氏の執事となす、上杉持朝の女を娶る、昌賢之を製黜し代つて事を執る、其惡や敝且つ浅、衆庶樓なちず、訟獄日に繁ぐ、成氏憲忠を誠むるも聽かず、享德三年十二月結城成朝、武田信長、里見義實等、成氏の命を受けて憲忠を西御門の第に襲ふ、憲忠奮ぐ能はず竟に戰死す、年二十二(野史)

ウヘスギノリトモ　上杉敦朝　[名號]法名常逸大勝と號す[系圖]辨秀の四子、母は武田氏、幼にして常陸大掾の養子となる[系圖]治部大輔伊豆守となる、父自殺する時、難に逃れて京都に奔る、康正二年十二月丹波より山東に赴き、足利政知の執事となる、寛正二年五月五畿七道疫病流行す、敦朝また疫を患ひ、心身臨悶し、發熱狂亂自ら刀を抽き、腹を割て死す、年五十四(野史)

ウヘスギノリフサ　上杉憲房　[名號]幼字五郎、長して兵庫頭と稱す、法名龍洞院大成道憲と號す[系圖]周盛の子、山内顯定の養子となる、山内家八代の主[系圖]永正七年顯定の、長尾爲景等と戰ひて敗死するや、憲房又國を保つ事能はず、退いて平井城を保つ、時に長尾景之を擊つ、八月憲房使を京師に遣せて爲景を伐たんとを乞ふ、永正九年六月長尾景長憲實を迎へて顯定の嗣と爲し、管領と稱し平井城に居す、大永四年族朝興北條氏綱と戰ひ、河越に敗走す、憲房急りて鉢形にいたり、兵を擧げて江戸城を復せんとす、會々疾に罹り、四月平井堡に卒す、年五十九(野史)

(憲房花押)

ウヘスギノリマサ　上杉憲政　[系圖]孝朝

字は八郎、入道して立山光綱と云ふ[系圖]憲房の子、山内家九代の主[系圖]享禄三年長尾景虎等に擁せられ鎌倉管領となる、時に年八歳民部大輔と稱す、上野平井城に居す、放縱度なし、奢を極め、飲色を好み佞邪路に當る、是年北條氏康年十六、出でゝ府中に在り、憲政氏康を見るに、庸劣を以てし、兵を出して品川神奈川府中等に戰ふ事八年、每戰皆敗る、加ふるに壁臣管野憲賴上原兵庫權を專にし、蔣規を廢し、奢侈日に盛にして、國人益々叛く、長尾景之太田三樂屢々諫むれども聞かず、天文七年北條氏康河越城を攻めて之を拔き、松山城を陷いれ、族綱成をして河越を守らしむ、憲政始めて驚き關東八州の兵を募り河越を攻めしむ、七月氏康急に柏原の營を襲ふ、憲政敗走す、十二年四月膳ヶ谷朝定と共に大擧して河越城を圍む、足利成氏氏綱上杉氏を援く、氏康伴て晴氏に說くに成を行ひ、以て城中の衆命を救はんことを以てす、成氏聽かず、乞ふこと再三に及ぶ、兩上杉の軍之を問て意地む、拉に於て氏康二十日の夜陰蒙に乘じ、砂塵を襲ふ、憲政大敗して平井城に歸る、十五年十月二壁臣の勸により無名の師を起して、武田信玄を襲ひたんとし、碓氷嶺に次す、是亦信玄の爲めに破られて還る、二十年春氏康兵を出して武藏上野の境神流川に屯す、三樂之を途に阻む、軍潰えて平井城に還る、七月氏康の兵勢益々張り、兵を擁して將に平井城を攻めんとす、憲政驚愕爲す所を知らず、計を三樂に問ふ、三樂曰く巨室の傾くは智力の扶くる能はず、越の長尾景虎に據るに如くなしと、衆皆驚落ち依逐して果さず、時に蒼說起り、四民騷擾し、老幼阡に奔り、婦女陌に泣く、憲政遂に軍を促す、現兵五百に過ぎず、憲政遂に越後に赴き、管領職綸旨素圖錦幣を景虎に讓り猶子たるを約す、景虎よりて族を上杉と稱し、憲政を番日山に迎へて厚遇し、國食三百貫を給す、憲政入道して絵命を番日山に送る、景虎卒する後、嗣子景虎景勝相戰ふ、景虎走りて憲政の館に入る、憲政出でゝ和解せんとす、會々銃丸に中て卒す、時に天正七年三月十八日、年五十七、或は云ふ、景勝憲政を霜澤に殺すと(野史)

ウヘスギハルノリ　上杉治憲　[名號]小字は直丸、彈正大弼と稱す、老後鷹山と號す、法名元德院文心[系圖]出羽國米澤城主、明和三年從四位下に叙なり[系圖]重宣の養子、實は秋月種美の二男し、彈正大弼と稱し、四年四月家をつぎ、十二月侍從に進み、天明五年二月致仕し越前守と改む、平素

上杉伯爵家所藏(史料編纂掛寫眞集)

學を好み、紀平洲、藤長愷等を招き、講讀を聞く、城下に興讓館を建て、俊秀の士二十人を撰びて教諭せしめ、上足十人を擢で、鄕里に派して教導せしむ、又武道を忘らず、武館を設け、師九十人を招び、日を期して教へ、武技を練修せしむ、又鑄田法を學び、田一町餘を定め、親ら泥中に入りて鋤耕し、農民を奬勵す、又時々親ら風中を巡視し、孝子ある每に閭閻を給して賑恤す、拉に於て庶民皆其德に化し、農園を勵み、孝悌を勤め、囹圄空に至ると云ふ、文政五年三月卒す、年七十七(德川實紀、野史)

ウヘスギフサアキ　上杉房顯　[名號]法名を大光院清嶽道純と號す[系圖]憲實の子、山内家六代の主[系圖]兵部少輔從五位下となる、享德三年兄憲忠の足利成氏に殺さるゝや、長尾昌賢に立てられて關東の管領となり、而して成氏征伐の御教書を請ひ、成氏と抗衡す、康正元年成氏と戰つて潰ゆ、長康四年十二月赤成氏と戰ふ、寛正元年赤戰つて諸師の職功を京師に報す、四月將軍義政諸師を賞す、文正元年二月十二日五十子の陣營に病死す、年三十二(野史)

(房顯花押)

ウヘスギモチトモ　上杉持朝　[名號]藤樂樂して道朝と號す、法名廣慈院[系圖]山内の族持定の子、扇谷氏定の後を繼ぐ、扇谷三代の主[系圖]修理大夫となる永享の亂上杉憲實に從す、足利成氏立に及び、入道して手顧房に護り河越に退く、享德三年上杉憲忠の成氏の害に遭ふや、道朝顯房長尾昌賢と共に島河原に、成氏と戰ふて破る、長祿元年四月河越城を築く、後ち顯房と共に足利政知を擁して鄕々成氏と戰ふ、此時山内家の勢盛大、昌賢之を援けたり、然るに賢才智謀ある太田道灌扇谷に屬し、兵威大に張り謀を通ずる者多し、終に兩上杉と顯を生す、寛正三年將軍義政、政知(堀越御所)及び兩上杉に命じて成氏を擊たしむ、拉に至りて東國諸城主二心を懷き、道朝亦成氏に通ず

(持朝花押)

と聞き義政依て論書を政知及び上杉房定に寄せ且つ道朝多年の軍事を慰勞し、伊勢貞親をして討平の旨を告げしむ、文正二年九月卒す、年五十二（野史）

ウヘダアキナリ　上田秋成　名號通稱　東作、號を餘齋、無媚居士と云ふ、又平生數々其居を變ふを以て號の屋と稱す　職業　大阪岐女の子、四歳の時孤となる、後ち娼家上田氏に養はる　出身　秋成養家の賤業を耻ぢ、遂に家什を鬻で書籍に換へ、醫を以て業とす、後ち火災に遭ひ貧を失ひ京都に移り南禪寺に住す、博聞強記、眼を過れば誦す、故に書籍を蓄へずといふ、又加藤宇萬伎に從ひ和學を學び、歌文に長ず、興至れば、一日數十百篇を成す、名聲大に振ふ、曾て大阪長柄に住みし時、盜賊を穿ちて入る、秋成恩へらく、吾意を得たり、風を入るゝに宜しとて、盜と爲し姦慾と名づく、秋成人と爲り朋介人と合はず、小澤蘆庵、伴高蹊等の友あるのみ、後年老衰剛愎に堪へずとし、其著萬葉集訓詁及び靈記八十餘卷を廢井の中に埋めしむ、又茶器を好み、自ら風雅茶話等を製す、後世粟田口藤の創造に傳ぼる、又嫌め鄰所を南禪寺梅樹の下に殷り、棺を作り寺僧に托し、平生著す所の書、及び藏書を寺中に納め、長柄に餘年を送り、六年九月歿す、年七十八　著書　冠辭考、續紀萬葉集見安、同補注、靈語通、古今集打聽、藤簍册子、雨月物語、くせ物語等（古學小傳、續近世叢談）

ウヘダジヤウ　上田城　所在　信濃國小縣郡上田字前山○四南千曲川に突出し、下尼淵と稱す、之に依て尼か淵の城、又伊勢崎城とも云ふ　起源　沿革　清和天皇の皇子貞保親王の皇子菊宮信濃守となりて此地に居し、子孫相繼で住し、終に海野氏なる稱す、後和二年三月海野幸氏義仲の子義隆を援く、源頼朝其忠義に感じ舊領を與ふ、九代の末裔幸義に至て漸く衰へ、村上義清武威盛なり、天文七年に逐て小縣に於て戰て大敗して死す、幸義の子眞田義隆、武田氏に仕へて功あり、後ち德川家康に仕へ九萬石に封ぜられ、上田城及び沼田城を賜ふ、元和八年八月加恩四萬石、上田城を轉じて松代城に移り、十二月仙石兵部少輔忠政代りて本城に封ぜらる、三代にして寛永三年松平忠周本城に移る、爾來子孫世襲して明治維新に至る（千曲眞砂、信陽雜記）

ウヘダリウ　上田流　上田蔵之の創めたる入木道の一派○蔵之、字は浄父、止々齋、牛九窩の號あり、通稱利兵衛、賀茂の祠官岡本保孝に學ぶ、著書學び一家をなす、文政九年十一月廿六日に死す、年七十二（墨定假覽）

ウヘダリウ　上田流　上田重秀の創めたる馬術の一派○重秀は但馬守と稱し、細川康政に從ひ、大坪流の奥義を研めて遂に一流を始む、子孫其業を繼ぎて家聲を落さず、門人加藤重正最も傑出す、（武藝小傳、武術流派譜）

○喜藤好之大部城中興　細川康政——上田重秀——同　重國——同　重時——同　重宣——同　安重——同　重昌

ウヘノウヂ　上野氏　姓は清和源氏、足利氏の一族、足利泰氏の六男義有、三河國碧海郡上野に住し上野律師と云ふ、依りて氏となす、孫頼兼石見國三隅庄、武藏國差扇等の地を受け、石見但馬丹後の守護となる（系圖纂要）

○義有——真遠——義遠——義時——頼兼——盛兼——満兼——持頼——尚長

ウヘノ——ウヘム

信孝——盛忠

ウヘノヲノコ　上男子　殿上人を云ふ、古今和集秋の上に、狩たつるうへのをのこども、鶴の川原に川遊遙しけるともにまかりてよめる、云々」と見えたり、

ウヘノキヌ　袍　表の衣の義、「ハウ」を見よ、

ウヘノコウエン　上野公園　所在　武藏國東京府東京市下谷區　沿革　上野は舊忍が岡と稱す、古くより其名見えたり、江戸砂子に、忍が岡は當山（東叡山）の總名なり、又上野と云は、此地始は藤堂和泉守殿やしき也、藤堂家の城伊賀國上野の地に似たるより上野と呼ぶ」といへり、然れども永徳二年小田原北條家分限帳に、上野の地名見ゆれば、古くより唱へ來れるなり、寛永四年此地に東叡山寛永寺（クワンエイジ、參考）を建立してより、同時の地内となる、明治元年王政復古の際、彰義隊此地に屯して官軍と戰ひ遂に兵燹に罹り、堂宇烏有に歸して荒廢す、明治六年此地を公園となし、博物館及び動物園等を設置し、漸次年を追うて今日の形勢に至れり（江戸名所圖會、武江年表、東京地誌略考）

ウヘノジンジヤ　宇倍神社　所在　因幡國岩美郡國府村宮下○本國の一宮、現今國幣中社たり　祭神　武内宿禰命（神祇志料）に、神名帳頭注に武内宿禰を祭るといへども、引所の風土記文體は、他風土記の文に似ず其説疑ふべし、故に之を取らず、又本社祠官傳説によれば、素盞嗚尊族頼の神を祭るに似たれど、少しく矛盾の説ありて詳かならず、是れ稱葉國造の祖彦坐王の兒彦多都彦命を祀れるにあらん」といへり　沿革　孝德天皇大化四年社壇を作る、仁明天皇嘉祥元年七月從五位下を授け官社に預らしむ、清

和天皇貞觀四年五月正五位下を加へ、爾で從三位に叙せらる、醍醐天皇延喜の制名神大社に列る、天正九年豐臣秀吉毛利氏征討の際社殿兵燹に罹る、江戸時代に、領主池田光政社領三十石を加增寄進し、當郡の代官岡山九右衛門尉再び社殿を建立す、明治四年五月國幣中社に列す、祭日毎年三月及び八月の二十一日とす、神職伊部氏世々相繼ぐ（因幡志、因幡民談、一宮記、神祇志料）

ウヘノジヤウ　上野城　所在　伊賀國阿拜郡上野地方　沿革　中世小田郷に屬す、伊賀川の東服部川の南の高地にて形勢の地なり、天正年間北島の臣瀧川雄利こゝに營す、文祿中筒井定次築城して居す、定次伊賀守羽柴姓を賜はる、後ち定次減凡度なく、家臣中坊飛騨と爭訟あり、爲めに封土を没收せらる、時に慶長十三年なり、同年藤堂高虎に與ふ、高虎城代を置きて之を鎮す、寛永十一年渡邊數馬其仇河合某を擊つ、餓客荒木又右衛門數馬を援けて其志を成す、明治の初に至り廢城となる（三國地誌）

ウヘノノタタカヒ　上野之戰　東叡山の戰（トウエイザンノタタカヒ）を見よ、

ウヘノハウグワン　上判官　蔵人にて檢非違使尉を兼れたる者を云ふ、

ウヘノハカマ　表袴　名義　束帯の時、大口の上に着くる袴を云ふ、卽ち上への袴の義なり、又白袴と云ふ　着用　夏冬共に表白裏紅打の平絹と定まれり、（或は板引、又張りて着くることあり）縁線　綾綾地、窠文（第一圖）は天皇及び親王子孫の用ひ、公卿（三位以上）壯年の人及び禁色を聽されし人常に之を着す、晴の時に浮文、常は窠文なり、中年以上に八雲丸紋の堅織物（第二圖）を用ひ、十五歳以前は裏濃打なり、四位以下白張の平絹にて裏は同じく紅なり、着樣は、袴を表袴の中へ入て、其後袴の右の腰なり、左の腰より紐へぬき廻し、右の腰少し前の方まで片結にむすび、餘りを腰の中へ入るゝなり、調度の時は必ず後、縫腰は只前にて結ぶなり、又唐裝束の時、唐錦の表袴、朽木の表袴等各著例あれども略す　出典　大寶令の制白袴と云ひ、後ち表袴と云ふ、其始めて見えしは本朝女袴にありしこと寶井氏の説に見えたり（四宮記、裝束抄要抄、裝束調式、裝束集成）

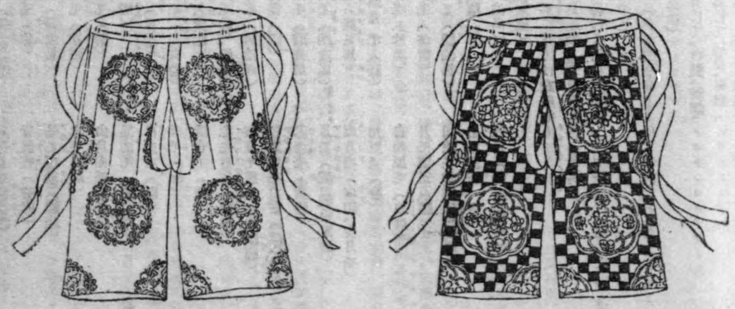

（第一圖）　（第二圖）

ウヘノミツボネ　上御局　内裏の局の名、二あり、一は藤壺上御局、是は夜御殿の北、女御更衣參上の所、一は、弘徽殿上御局、是は天皇の出御し給ひ、女御更衣の參上する所なり、孰も涼殿の一間にて、廣さ二間に一間、萩戸を隔て相對し東は弘徽殿上御局、西は藤壺上御局（御手水間、御湯殿上、はその西に在り）となす、光孝天皇の朝始めて之を開かれたりといふ（樂諸抄、同階梯、大内裏圖考證）

ウヘハラマキ　上腹卷　腹卷（ハラマキ）を見よ、

ウヘビト　上人　殿上人を云ふ、四位五位の昇殿を聽されたる人なり、源氏物語に、「うへびとと見えたり（徳訓琴）

ウヘンクワン　右辨官　「ベンクワンジン」を見よ、

ウヘムラハクアウ　上村白鷗　別號　遊稱は八兵衛、尾張國知多郡常滑村の人　職業　眞機をよくし高尚なる茶器酒器の類を製して名あり、其眞機を製するや指頭と筆とを用ひ敢て轆轤によらず、故に其製品眞を殘して自ら妙を得たり、白鷗和歌を好み屢々京師に遊ぶ、また茶器酒器の外、好みて動物を作り、頗る窣にして生動の勢ありしといふ、天保

三年四月三日殺す（工藝鏡）

ウヘワラハ 上臈 東豎司の女官の名、女禰上品の女房を云ふ、女房官品に、これらは國名よせある名などなつく也、さぶらふ名などあるべし」とあり、

ウマ 馬 名義抄 獸の名、倭訓栞に稱美の名なるべしといふ、一說に、胡馬の音、國華合記集にも馬を胡馬と書せるは、武備志に牛を胡水と書せるが如くなりやとも云へり、南留別志に、ウマはマの字音に、世音の派はれたる者と云へるは、從ふべし、村上天皇以後にほ、多くほムマと訓す、和名抄に見えたり 記傳 史に見えたるほ、神代紀保食神の項化して牛馬となること見えしを始めとす、仙覺萬葉集註釋に、塵神天皇の時、百濟より奉りしより、吾國はじめて牛馬ありと爲すは誤なり、又古事記真書にも、日本決擇日記、今案保食神已死、其神之項、化爲二牛馬一、愛雖者云、倭國無二牛馬一、事見二書傳一、故塵神天皇之世、百濟進二牛馬一、自二此而後一、倭國有二牛馬一、若本自有二牛馬一者、古先君臣寧枕策徒步乎」と見えたり、天武天皇四年馬を食する事を禁ず、十三年二月軍馬に使用する詔あり、元正天皇養老二年三月詔して馬を畜ふの制を定めて、親王大臣二十疋、諸王諸臣三位以上十二疋、四位六疋、五位四疋、六位以下庶人に至る三疋以上を過るを得ず、聖武天皇天平十三年二月馬を屠殺するを禁じ、桓武天皇延曆十五年十月貢馬の年齢を定め、嵯峨天皇弘仁元年五月猥りに牧馬に乘ることを禁ぜしむ、續、貢馬（コウバ）牧馬（ボクバ）參看すべし 稱謂 毛色に就ては左の如し、

青毛（駒、青驄）　赤毛（駒、赭）　黑毛（駒、玄）　白毛（駒、白駱）

黑葦毛（駒、烏驄）　連錢葦毛（駒）　青糟毛（駒、油馬）　山鳥葦毛（赤驄）　柑子赤毛（駒、騂）　鹿毛（駒）　赤鹿毛（赤驄）　紛背鹿毛（紛背驄）　黑栗毛（栗驄）　蒸花赤毛（駒、桃華馬）　赤毛糟毛（駒、油馬）　鹿毛雲雀（駒）　鹿毛糟毛（駒、油馬）　栗毛糟毛（駒、油馬）　赤月毛（駒、綉黃馬）　晨月毛（駒、黑月毛）　黑川原毛（沙駱）　庭川原毛（庭駱）　月毛糟毛（駒、油馬）　黑毛（駒、驄）　糟毛（油馬）　片佐目（駒）

○庭毛馬に就ては左の如し、

獻（駒、黑馬にて面白、和訓「クロゲノナモテ、ヒタイ駿（駒、月越）　落星馬（駒、和訓「クロゲノナモテ、ヒタイシロし）

玉鼻尖（鼻の先き白きもの、和訓「ハナサキシロノウマ」）

雄（黑身にて、白獸、和訓「クロケシロ、ムテガミ」）　遊（駒馬にて頭白、和訓「ハラシロカゲ」）　騮（駒馬にて跨白、和訓「マタシロノクロゲ」）

尾花葦毛（黃驄）　青雲雀（駒、驄）　紫毛雲雀（駒、驄）　赤毛（騂）　山鳥赤毛（赤驄）　黑鹿毛（駒、烏驄）　白鹿毛（駒）　栗毛（駒）　雲雀毛（駒）　赤毛雲雀（駒、驄）　庭鹿毛雲雀（庭驄）　口黑鹿毛雲雀（駒）　赤栗毛（黃驄）　月毛（駒、綉白馬）　庭月毛（庭駒、虎月毛）　川原毛（駱）　白川原毛（白駱）　月毛雲雀（駒、驄）　川原毛雲雀（駱）　黑毛雲雀（駒）　佐目（駒、環眼馬）

駿（駒の腰蹄眼下白、和訓「リウノケシロノウマ」）　五明（四足、及び鼻白、和訓「ヒタイトヨツシロノウマ」）　騮（四足白、和訓「アシフチ」又「ヨツシロ」）　三明（三足白、和訓「ミツアシシロ」）　黃（爪白、和訓「ヨツノツメシロ」）　踏雪馬とも書す、踏白くして雪を踏むに似たるを以てなり、又騙ともいふ）　啓（前右の足白、和訓「マヘノミギアシシロ」）　跨（前左の足白、和訓「マヘノヒダリアシシロ」）　蹄（後右の足白、和訓「ウシロノミギアシシロ」）　昇足（後左の足白、和訓「ウシロノヒダリアシシロ」）　騏（尾白、和訓「シウシロノウマ」）　駿（尾の末白、和訓「スモトシロ」）　騮（尻の白、和訓「ケウシロ」）　又、庭毛にて凶馬のもの左の如し、

虎頭（黑色にて全耳白、和訓「ミミシロノクロケ」）　鯀（白額にて、尻まで白きもの、駿、會歷、盪蹄、的咖、的咖、とも書す、奴之に乘れば里に死し、主之に乘れば寨市ぜらる、といふ、和訓「クチニイルサク」）　流鼎繩項（ニジキナガレサク）　繼鬃玉項、小古是（ニシロノテガミノウマ、又「シロイミダキノウマ」）　耳白腰花（ミ、コシシロノウマ）　白首黑身（カシラシロノクロゲ）　黃馬白喙（クチバシシロノヒバリ）　白馬黑鬣（クロノテガミノシラカハラケ）　跡黑面白（マモテシロノツメクロッキゲ）　白帶飯（ヒダリノヒバラシロ）　破盤孤蹄（ナカレサクノイナシロ）

馬八、ヒザジ（クロノウキゲ）　騏（二明）（マヘノアシフタツシロ）　駒（ウシロノアシフタツシロ）　駒（馬の背凹曲したるをいふ、「セクチ」）　前除白駁（サヤフチ）

駒（馬の背凹曲したるをいふ、「セクチ」）

旋毛逆下面覆於眼者駕不汗滴入眼）

星在眉間、欲不偏不倚、過眼者最善）

齲旋（虎鈐經曰、後眼前近低處毛逆者、能行五百里、）

家傳書曰、齲旋、在眼之後近前處者走）

花（瑞馬集曰、腹垂藏小生逆毛、已上骨毛脊是駿）

乘（家傳書曰、乘鐙、在鐙貼之先無隨車馬）

飛（家傳書曰、逆毛起腕上者六百里、家傳書曰、旋毛在腕名飛龍、善走）（以上駿馬養旋毛）

龍（虎鈐經曰、逆毛在眼箱上者名陽仙、謫若陽仙（家傳書曰、旋毛在眼箱上者名陽仙、謫若

印（家傳書曰、滑擦左結喉主官祿）

曰、從前膊到喉中有逆毛者名印殺、能行千里策蹇主也）

鞍（家傳書曰、鞍、在脇骨下、能游水、一名乘波）

宜（家傳書曰、宜、在脇骨下、能游水、一名乘波）

乘（一名官府馬、安驃集曰、腹下陰前兩邊生逆毛入腹帶者千里）

滴（一名死波、承泣、虎鈐經曰、目下有横滴、毛者名死泣）（以上駿馬養旋毛）

淚（一名死泣）

鍼（虎鈐經曰、從前膊外從項去、到於鍼者、毛旋在項者毛病不利主也）

議（逆毛者毛病不利主）

咬（虎鈐經曰、毛旋在項者毛病不利主也）

蛇（虎鈐經曰、毛旋在項者毛病不利主也）

竹（尾（家傳書曰、前尾在馬後）

滅（駒、雷雅疏云、旋毛在居後者、名滅駒）

目（駒（虎鈐經曰、眼上有旋毛者、名目駒、毛病不可利主也）

裏（家傳書曰、裏門在兔間穴上）

穿（家傳書曰、穿鼻在鼻中）

風（家傳書曰、風淚在鼻中）

挾（一名、筴方、虎鈐經曰、旋下有同毛者名挾馬）

後（家傳書曰、後門、又七裏之旋）

昕（家傳書曰、昕哭、在耳根間、憂事）

街（虎鈐經曰、旋毛在咽後者名街鐙、毛病不利主也）

屁（一名、閑廣、又駐屁、又閉門之旋、虎鈐經曰、旋下有麵毛者、名負屁）

鄂（家傳書曰、帶鄂在左脇下、主刀鋸之災）

弓（家傳書曰、弓矢在百會邊、云々）

矢（家傳書曰、拾裏在烏頭）

拕（俗曰、鑾登之旋、家傳書曰、拕裏在烏頭上、發後）（以上宿駒馬惡旋毛）

○馬の丈は四尺を定尺とし、其上を一寸餘を一寸、二寸餘を二寸と云ふ、以下是に准じて知るべし、四寸より七寸までほヨキ、イツキ、ムキ、ウ、キと云ふ、九寸に餘る毫に剃ると云ひ、四尺に足らぬを駒とし、三尺九寸を力ヘリ一寸と云ひ、馬の肩の邊に尺サシを立てミユミの發の所に續に木を當て、寸を取る、馬は十二月にて生れ、年は齒を以て別つ 別闘 別闘によりて知るべし、尙ほ、明治十九年二月の法令全書にて外貌の名稱を定む、即ち、頭、項部、耳、眼、口、鼻、腮、頸、鬐甲、背、腰、臀、尾、臀角、胸前、肋、腰、腹、脇、生殖器、肛門、肩胛、

費、財、疎、管狀部、蹄、球狀部、繫繩部、跡、鞭、烏頭等とす（古事記、書紀、古事記傳、和漢三才圖會、眞丈雜記、大坪流馬術繪圖書、鑑賞物色圖說、法令全書）

ウマアヅカリ 馬預 【語源】江戸幕府の職名、六所の官馬の調習、其他大名諸家に下賜の馬、幕府領の牧より取來る野駒の飼立、仙臺胸密入方等、一切厩馬の事を掌る職【職掌】諏訪部、曲木二氏の世職にして二員あり、二百俵高役料十五人扶持、若年寄の支配にて燒火問詰とす、其下に馬乘各三人附隷す、五十俵高三人扶持、馬方四人、高二百俵役料十人扶持を給し、若年寄の支配にて燒火問詰とす、大武、岩波の二氏世襲し、又馬術に優なる者新に補する事あり、其下に、見習四人、附屬す、十五人扶持を給す、其他馬醫三人二百俵高（桑島氏の世襲）爪髮役四人、二十俵二人扶持、馬飼小頭十五俵二人扶持、馬飼五十人、十俵二人扶持等あり（吏徵、明瓦帶錄、武鑑）○諸大名其他より獻する馬代金銀は皆厩方に集めて馬の飼料に充るなり、故に馬屋方は至て富裕なりしと云ひ傳ふ、天保末年勘定方の書留に、左の如く見えたり、

御馬方

諏訪部鎌五郎　御預馬六十一疋
村松　萬蔵　同　四十五疋内（御本丸五疋、西丸四十疋）
曲木　又六郎　同　二十七疋
蟹見七左衛門　同　二十七疋
右御馬御定高一疋に付大豆一日一升五合ツヽ月々請取

ウマカタ 馬方 江戸時代、厩の事を掌る役人をいふ、馬預（ウマアヅカリ）參看○又馬を掌りて世渡を爲す者をもいふ、

ウマガダケ・ジヤウ 馬嶽城 【地名】豐前國京都郡大谷村（元禄時代まで馬嶽村と稱す）【地理】朱雀天皇天慶五年源經基山上に城を築て馬嶽と稱す【沿革】太宰大貳公賴の子筑前守昌賴此城に居す、一族相繼で六代之を守る、仁平元年源爲朝豐後より來り攻めて當城を奪ふ、其後草野權守家仁居して三代繼ぐ、元暦元年豐後緒方氏平氏に報て此城に據る、鎌倉時代鎮西探題を置くに及びて、其管轄に歸し、城番を置く、建武の亂少貳氏攻めて之を取る、其後菊池氏攻め取り、又大友氏、長野氏、規矩氏互に此城を爭ふ、眞和の年新田上野介義基西征將軍に從ひて、父子三代居城す、永享三年菊池氏の有となり、後ち大内氏に攻め取らる、明應九年より以來大内大友兩氏氏に攻め取らる、明應九年より以來大内大友兩氏氏に當城を奪ひ、終に大内の有に歸す、天文二十年大内義隆滅び、其臣陶晴賢宇都宮正房に守らしむ、永祿四年大友氏に奪はれ、天正八年九月龍造寺信周之に據り、十五年黑田氏の有となり、慶長五年細川忠興に歸し、元和元年廢却して廢城となる（續四家略、太宰管内志、豐前志）

ウマカタノシヤウジ 馬形障子 【名義】禁中清涼殿内の渡殿の北邊、朝餉の前に立てたる布障子を云ふ、表には馬を畫き、裏に打毬を畫く、又渡殿（立柱打付）畫に打毬に向て（下戸）横、女（宮戸）より路を通て立る馬形障子（毬に渡殿馬）也」とあり【起源】今著聞集に渡殿にはれ馬よせ馬の障子を立て、又おなじ渡殿の北邊朝餉の前に馬形の障子侍りし（中略）これ皆何の御時よりと云事をしらず、由緒かたく〳〵おぼつかなし、閑院に大内を移されて後、よせ馬の障子（中略）など沙汰なかりけるを、四條院御時西園寺相國禪門經理せられける時、頭中將實季朝臣申邑立られたり、いと興ある事也此障子の繪本國京都郡大谷村（元禄時代まで馬嶽村と稱す）【地理】朱雀天皇天慶五年源經基山上に城を築て馬嶽と稱す【沿革】太宰大貳公賴の子筑前守昌賴此城に居す、一族相繼で六代之を守る、仁平元年源爲朝豐後より來り攻めて當城を奪ふ、其後草野權守家仁居して三代繼ぐ、元暦元年豐後緒方氏平氏に報て此城に據る、鎌倉時代鎮西探題を置くに及びて、其管轄に歸し、城番を置く、建武の亂少貳氏攻めて之を取る、其後菊池氏攻め取り、又大友氏、長野氏、規矩氏互に此城を爭ふ、眞和の年新田上野介義基西征將軍に從ひて、父子三代居城す、永享三年菊池氏の有となり、後ち大内氏に攻め取らる、明應九年より以來大内大友兩氏氏に當城を奪ひ、終に大内の有に歸す、天文二十年大内義隆滅び、其臣陶晴賢宇都宮正房に守らしむ、永祿四年大友氏に奪はれ、天正八年九月龍造寺信周之に據り、十五年黑田氏の有となり、慶長五年細川忠興に歸し、元和元年廢却して廢城となる（續四家略、太宰管内志、豐前志）

裏

表

ども鬼弁殿の御倉にぞ侍なる、延長造内裏の時、檢所預帯加賀守有房檢本を持ざりければ、取出してかゝせられけり、書彼馬形の障子を金岡が畫たりける、衰々離れて、蔡戸の蔡を咲ひければ、勅定ありて、其馬をつなざたるていを書きなされたりける時、離れず成にけりと、申傳へ侍るは誠なりける事にや」とあり、文中右記天永三年十月十九日の條に、見廻所々之處、朝干餉壺、布障子皆畫三馬形（里事多相三具打毬也、仍儀可レ今具三打毬）之由下知、檢御師信貞則畫圖了、今三立替ことあるにて一疵を知るべし、猶寛政造内裏の時の障子は表裏共布張にて、「ゆなし、一面雲駕（東方表）一面打毬（西方裏）々上兩面共墨繪（高欄付六尺許、幅六尺、塞木鼻ノ出左右共二寸、押木馬塗見付三寸見込二寸、塞黑塗長六尺四寸、幅六寸八分、七イ四寸、横足より出二尺二寸、同足長二尺、幅六寸八分、七イ五寸五分あり）と云ふ（禁腋祕抄、江次第、山槐記、風聞見聞圖說、馬形障子考）

ウマカヒ 馬飼 馬を養ひ、且つ扱かふ人をいふ、和名抄に、園人、（元來加比）、養馬者也」とみえたり、古事記仲哀、及び安康天皇の條に、馬甘、履仲紀に、飼部、雄略紀に、典馬を孰も「ウマカヒ」と訓めり、其部屬を稱して馬飼部と云ふ、

ウマカヒベ 馬飼部 ゝ「ウマカヒ」を見よ、

ウマケンジヤウ 馬獻上 江戸時代、八月朔日に、江戸幕府より朝廷に馬を獻する儀式をいふ、詳しくは八朔（ハツサク）の條を見よ、

ウマサカノミヤ 厩坂宮 【名義】舒明天皇の皇居【沿革】大和國高市郡、村名詳かならず【起源】舒明天皇十二年四月天皇伊豫より至りて此に都し、同年十月百濟宮に徙り給ふに及びて廢す、凡七箇月間の皇居たり（書紀、首府沿革論）

ウマザシ 馬差 江戸時代、宿驛にて人馬の役を宛つる宿役人を云ふ、

ウマシマデノミコト 可美眞手命 【名義】或は櫛玉饒速日命、亦は長髓彦の妹三炊屋姫、烏見白庭山に居給ひ、足尼と號す【起源】初め饒速日命に及び、長髓彦兵を構へて歸順せず、命、父總遠征に及び、長髓彦を殺し、衆を師ゐて歸服す、元年正月神武天皇位に即く、時に命天瑞寶を奉じ、神刑を堅て以て齋す、又右都主の神饌を殿内に奉じ、十寶を藏めて天皇の爲めに鎮祭す、天皇大に喜び留して、殿内に宿侍せしむ、固て足尼と號す足尼の號茲に始まる、天皇已に殿に御するに及び、命、膳物部を率ゐて儀衛を殿にすと、實に物部氏の遠祖なり（古事記、書紀、大日本史）

ウマシルシ 馬印（記旗） 【名義】將帥が軍に臨める時、馬側に建て其居所を示す標をいふ、製作一ならざれど、後世多くは鑑の制行はれしが如く、又單に鑑と稱することは一般に行はれたり、なほ印の字は標、注、驗とも書す【起源】其起り詳かならず、

○豐臣氏の千鶴

甲陽軍鑑は、天文の頃既に始まれりといひ、信長記は、元龜の頃より始まれりとあり、また出陣聞書に據れば、天文の前大永の頃より、專ら用ひたるが如し、要するに北條五代記に、氏康の馬印のことあり、其死去は元龜元年なれば、元龜以前既に馬印ありしこと明なり、されば武家名目抄に、文龜永正の頃始めて大名諸家にて作り出たりと云へるは從ふべきに似たり、蓋し基も古の將軍の羅幡、隊長の隊幡などいひし類にて、始めは其創始旗に因をかりしに、

○德川氏の金扇

日々新なる製出來て終に長樣の物多くなるに至れるなり【種類】今其一二を示せば、千生瓢單（豐臣秀吉の馬標）金の扇（德川家康）傘（織田信長）輪貫、大文字、芭蕉、芭蕉巾、天蓋、三階笠、隊扇、挑燈、熊の掌等あり（眞丈雜記、本朝軍器考、武家名目抄、馬標擬武鑑）

ウマシルシモチ 馬印持 【職掌】江戸幕府の職名、馬印を持つを職とす、人品は中間より下れる所役なれども、主將の側に侍するを以て、奥壯にして小者の擧る所なり【職掌】旗奉行の被管にして、又おなじ渡殿の北邊朝餉の前に馬形の障子侍りし（中略）これ皆何の御時よりと云事をしらず、由緒かたく〳〵おぼつかなし、閑院に大内を移されて後、よせ馬の障子（中略）など沙汰なかりけるを、四條院御時西園寺相國禪門經理せられける時、頭中將實季朝臣申邑立られたり、いと興ある事也此障子の繪本

ウマゾヒ 馬副 ゝ公卿等の乘馬に附き副ひ往く從者を云ふ、行幸、行啓、祭使などの時、公卿之召具す、服裝及び人數に付き、物具裝束抄に、馬副事、（行幸行啓井一員御幸之時、公卿召具之、祭使召具之）延（延喜式）綾、褐衣、袴、冠、（給稱時著之）單

（同前）布帶、蓋疋巾、舌地（近代只素袋）、又馬副人數事、大臣十人、大納言八人、中納言六人、參議四人、祭使八人（常事也）と見え、又管見記に、康治元年信範記云御躾節下、內大臣殿馬副十人、紺布、褐衣（袖端著村濃平組）逢縣芳、張粗白袴、卷纏冠（無文厚額）老懸、布帶、袁疋巾とあり○榮花物語に、ことどれり、御うまぞひまでしつくさせたまふ」玉葉文治三年十一月七日石清水行幸の條に、馬副張口殿上人陪從等少々在之（藤原兼實）前、仍以二隨身一仰可レ在二余後一之由、過入二了於陣頭一、上臈隨身騎馬下臈在二馬副後一、馬副猶引レ口也」とあり、

ウマヅヒ　馬添　「馬副」至町幕府の職名、將軍の傍にありて扶持することを掌る、蹴馬の馬添、歩行の馬添へありて、歩行の方は格勤衆之を勤むべけれども詳かならず、花營三代記に、應永二十九年十一月三日、御參高山寺御成、則御影御拜見了云々、御カゴ小林小五郎御輿持、高橋四郎御馬添歩行也」と見えたり、人數時によりて一定せず（武家名目抄）

ウマダシ　馬出　馬場の本を云ふ、馬場（ババ）參看、

ウマヅカサノモン　馬司門（馬寮門）

禁天門をいふ、「アンテンモン」を見よ、

ウマノカネ　馬印　「若殿」馬の冠覆殿（馬の後足の形冠覆に似たるを以て名づく、又ひちもゝとも云ふ）の外に、押したる燒金の印を云ふ、「地原法華」大寶令の時之を定む、馬牛の子の二歳なるを、毎年九月其牧のある國の國司牧長と共に牧に行きて、官字の印を以て、左股上に印す、後ち官印あるを御物の馬として上るなり、後世に及びても色々の燒印を押して馬の品位を分つ、源平盛衰記に、是は陸奥國七の戸立の馬處笛を金燒にあてたれば云々」、尺素往來に、黑毛瓦毛者水性之馬、俱自二奥州閉伊郡一到來、其印鹿笛者北方、飛雀者南方、此內羽雀者、小雀、雖可レ有二御賞翫一候、其外雀、下二、遠藤、文文字、引明、丸等者、纔以二一疋之畜一、可レ謂二六龍之德一候、大輪遠者、意間立、卷下一萬者、御所御牧候、別可レ有二御祕藏一乎」とあり、其圖の一二を左に示す（貞丈雜記）

ウマノコホリ　「地原法華」稱德天皇神護景雲元年十月始めて郡名見えたり、延喜式宇麻とし、和名抄宇摩に作る、山田（ヤマダ）山口（ヤマグチ）津根（ツネ）御井（ミヰ）餘戸等の五郷あり、拾芥抄宇麻とす、元祿國以後宇摩となし、現今に至る（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ウマノツカサ　右馬寮　「メンウ」を見よ、

ウマノツカサ　主馬署　「シユメノツカサ」を見よ、

ウマノリバオリ　馬乘羽織　馬に乘る時著る羽織をいふ、後を「ブツサキ」にしたるもの○嬉遊笑覽に、今俗にぶつさきほふりといふ物なり、已れさきに陣羽織の類なりと思ひしは非なり、こは馬に乘るために作りたるにて猟道服なり、靈苑說に、馬のりこそは多く見えけれ、直之が付句に、袖なしの道服の背をあけすぎてとあり、背をあくるを今も馬のりをあくといふ、馬のりをあくること通鑑綱目集覽曰、馬周上議、諸廳袖袴襖、爲二士人上馬服一、則、諸者、名二缺袴形一、庶人服之、卽今四隈形、稱文之褄衣制分也云々と見ゆ」とあり、羽織（ハオリ）參看、

ウマノリバカマ　馬乘袴　馬乘用の袴を云ふ、貞丈雜記に、馬乘袴と云ふ物古はなき物なり、古は馬のる時は、常の袴のそばを取り、前こしにおしはさみて乘りしなり、是れを小もゝだちと云ふ、日記に見えたり」とあり、八水隨筆に據れば、馬乘袴は十番仕立とて腰の下へ紙を入て仕立るも同享保元文の頃よりなり」と見えたり、袴（ハカマ）參看、

ウマノリハジメ　馬乘初　「ヒメハウメ」を見よ、

ウマバテン　馬場殿　「ババテン」を見よ、

ウマビト　良人（貴人）　可美人の義にて高貴の人を云ふ、聽宗天皇紀に、君子錦紳を調み、紋明天皇紀に、眞家をよめり（傳訓案、萬葉集古義）

ウママハリ　馬廻　「ウママハリゲミ」を見よ、

ウママハリグミ　馬廻組　「蹴鞠」武家の職名、將帥の馬側に扈從する騎馬の平侍を云ふ、家によりて小姓組とも云ふ、「地原法華」始めは單に馬の傍に供する武士を馬廻と云ふ、梅松論に、尊氏此陣にふまへば、先陣の勢力を得て戰べし、若合戰利なくば馬廻りの武士共を召具て云々」、太平記矢矧關條に、義貞は旅てより馬廻に勝れたる矢を云々」と見えた

り、鎌田豐臣時代より、凡大品々分て組を制し、溯く職名となれり、其頭を馬廻頭と稱す、江戸幕府また之にならひ、馬廻組を置く（武家名目抄）

ウマメシヅメ　馬召初　江戸幕府恒例の一、正月の初旬將軍吹上、若くは奥の馬場に出て、馬に乘り初むるをいふ、小納戸の上首、馬を引て馬方に向へば將軍之に乘り初むるなり、事終て後ち厩の司等に祿を賜はる（幕朝年中行事歌合）

ウマヤ　驛　「エキ」を見よ、

ウマヤ　厩　馬を飼ひ置く所を云ふ、禁中には左右馬寮ありて厩馬の事を掌る、上皇には院御厩あり、別當案主以下の官人を置き厩馬の事を掌らしむ、又攝政關白家にも之に倣ひて設く、然れども共に其制詳かならず、蓋し古は乘用引出物等に馬を用ひしを以て、上皇處に攝關家には多く馬を飼ひしと見え、後白河法皇の六條殿には十三間餘の厩を建てし事、山丞記、吉大記に見え、榮花物語つるのはやしの卷道長の道頓處分の條に、「又世中の六十餘國の上馬、れなむいかなる〳〵と奉り集めたるも、殿ばら受領のくだり侍途などにもわかたせ給て、のこりいみじとおぼしめすあり、なかせ給へりける馬、御厩のくはへて百匹ばかりそさぶらひける」とあり、故を以て厩の別當は頗る勢力あり、且つ厩を尊びて御厩と云へり、馬寮（メレウ）院御厩（キンノミウマヤ）は別條に述べたれば、こゝには攝關家の厩と、武家の厩とを述べべし、

【攝關家御厩】厩馬の事を掌る役を厩の司とし、長官には別當二人あり、上御厩別當、下御厩別當と云ひ、五位六位の人を以て之に補し、別當の下に預、案主、舍人、居飼等の役人あり、攝政關白になりし時に是等の職員を定め補し、吉日を選びて厩馬を觀る儀式、を厩始と云ふ、玉葉文治二年三月二十四日の條に、此日依二吉日一始見二厩馬一、頭辨光長相二具馬九疋一、巻上（別當長房依二所勞一不參云々）御迎解文（季長朝臣傳二申之一）依二國司等遲參一、暫相待、參集之後見之、光長朝臣在二前緣下一、厩別當國行在二砌下一、行事其外廳人五位等、皆候二中門邊一、定例也、先上馬三疋（忠武、兼次、顯武）巻各一疋、第一度可レ引レ之、而廳侍之間、同時懸二列置一、仍先見三疋、各乘レ之三匹打廻之後、依二仰下一引出了、更下馬三疋又引三疋、見了如レ始、更又引三疋、（下馬再乘レ之）、上馬候二中門南邊樹陰一、其後忠武兼次等渡二南廂一、見レ之、兼次誠優美也、忠武又隨分無二過失一、（忠武鎧上下款冬衣、兼次白襖淵色衣也）事畢、右番長兼助參上、又渡レ庭見レ之」とあり、

勢力ありし事今昔物語吾妻鏡に見え、又修理大夫藤原顯季が播磨守たりし時、平清盛の祖正盛が厩別當たりし事見えたり、吾妻鏡に、下總國厩別當の事見え、陸奥國厩には國司厩個及び厩舍人等の給田島ありし事見えたり、

【武家厩】武家は弓馬を業とするを以て必ず厩あり、厩を掌る人を厩奉行と稱す、厩の制は三光院內府記に、武士は守護たるに依て弓馬を以て業とす、故に面向必ず厩を立つ、二間三間は諸人の通法、五間七間以上は分國の多少により其員あり、細川家は十三箇國拜領するに依り、十三間の厩

を立つ由見ゆ、後には七間厩とは、高貴の家の正式の作方の如くなれり、本朝軍器考に、昔馬家の御厩の事は知らず、武家の厩の制、古は定れる法ぞありける、其中一の厩、二の厩などいふあり、さし入る口のわきをば一の厩といひ、奥のとまりを二の厩といふ、厩は、はしと奥とを上等とす、凡厩に七の惡物といふあり、馬桶、馬刷、竹刀、打刀、爪打槌、勒通鑓、藥箱ないふ也、是等の物も各定れる法式ある由、此外剪刀、燒印、鋸袋、櫓、鉤燈等の類猶多し云々」と見えたり○厩の內に侍（サムラヒ）とて客人の從者など集

る處あり、遠侍といふ、又章之間などいふ所あり、こはいはゆる七間厩なり、今厩地割圖（京都將軍御所繪圖）を別圖に示せば、就て見るべし（家塵雜考）

ウマヤカタフギヤウ 厩方奉行 室町幕府の職名、厩奉行の命を奉じて厩の事を掌ふ（武家官職）文正元年三月十七日加治左京亮を厩方奉行と爲せしを始めとす、卽ち小別當の類なり（武家名目抄）

ウマヤザムラヒ 厩侍 武家の邸宅に於て、遠侍の如く人々の控へ居る一ツの室を云ふ（武家名目抄）

ウマヤドノワウジ 厩戸皇子 聖德太子（シヤウトクタイシ）を見よ、

ウマヤノアンズ 厩案主 厩の文案を掌るものを云ふ、上皇及び攝政關白等の御厩には皆之を置く、「ウマヤ」を參看、

ウマヤノカミ 厩神 生馬及び保馬の兩神を云ふ、諸社根元記に、生馬神（天德三年三月二十九日正三位）・保馬神（延喜三年三月五日從五位下）・左馬寮（保馬神（天德三年三月五日從五位下）・右馬寮ことあり、又扶桑略記昌泰四年七月二日の條にも、左馬寮乾角御坐、從五位下上馬神・下馬神、加二階ことと見えたり、日本紀神代卷に、保食神の頭より牛馬化生する事あり、生馬保馬は蓋し此神の異名か（貞丈雜記）

ウマヤノトネリ 厩舍人 馬の口取などをつとむる者、厩の中間をいふ、院及び攝政關白等の御厩には必ず之を置きたりき、「ウマヤ」を參看、

ウマヤノベツタウ 厩別當 厩の長官を云ふ、上皇の厩及び攝政關白等の厩には必ず之を置く、上下厩に各別當ありしことも台記玉葉等に見えたり、「ウマヤ」を參看、

ウマヤベシジヤウ 厩橋城 上野國東群馬郡前橋市字曲輪町の西、利根川の沿岸

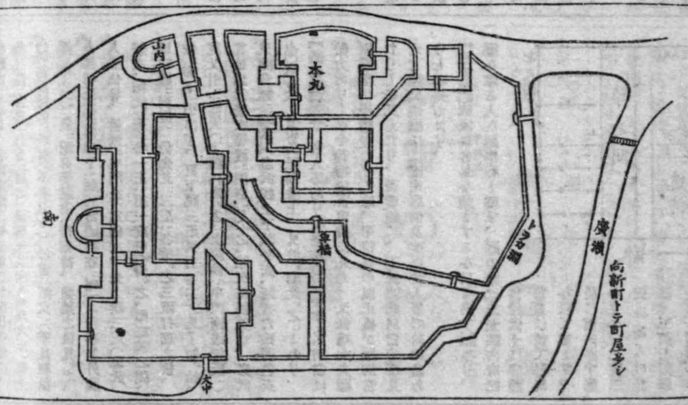

上杉氏に屬し、天文以後北條氏に屬す、永祿二年上杉謙信之を陷いれて同族憲政を置き、部將長尾藤忠をして守らしむ、天正六年謙信死してより後、武田勝頼に歸す、十年武田氏亡びるに及び織田信長の臣滝川一益關東管領として此城に住せしが、信長歿せらるるの後尾張に歸り、留來再び北條氏に屬す、十八年德川家康北條氏の故封を襲ふや、平岩親吉を以て城主とす、慶長六年二月酒井忠重之に代り（三萬五千石）九世を經て寛延二年藤路に移封し、松平朝矩之に封ぜられ、二十年を經て川越に移りしより以後廢城となり改めて陣屋となす、慶應三年松平直克再築して移住し、明治維新に至り遂に廢す（關東八州古戰錄、上野國志、主國合結記）

ウマヤフギヤウ 厩奉行 武家の職名、專ら厩馬の事を司る、又厩別當とも稱す（北條氏鎌倉幕府にては、文治五年十二月源頼朝奥州征伐の後、上馬を擇び厩十五ヶ間を立て、親原景時を別當となす、是れ武家厩の司を置く始めなり、建久元年正治二年正月景時叛して誅ぜられし後、三浦義村厩奉行となし關東將軍毎に代々之を置く、室町幕府にては別當とも奉行とも稱す、應安四年十一月伊勢入道貞繼を以て厩奉行に補せしを始めとす、關東伊勢氏の世襲職となる、後ち厩奉行の下に厩方奉行を置く、これ別當下司にて、小別當と云ふの轉なるべし、江戸時代には馬預（ウマアヅカリ）あり、就きて見るべし（吾妻鏡、伊勢家譜、武家名目抄）

ウマヤベツタウ 厩別當 「ウマヤノベツタウ」を見よ、

ウマユミ 馬弓 射藝の一種、馬に乘りて弓を射るを云ふ、延喜式に騎射、和名抄に馬射をウマユ

ミとよみ、集解紀には馬射と書けり、詳しき事は騎射（キシヤ）を見よ（儀制令、貞丈雜記）

ウマヨロヒ 馬甲 馬具の一種、馬につける甲をいふ、古今要覽稿に、馬甲は軍防令に私家に有することを得ずとあれば、大寶以前より有しことは明なり、さだめて四土の物をうつされしならん、其制作いかなりしや古物の存するなければ考ふるにあしなし、それより後延喜の比はいかゞ有しにや式には見えず、一ノ谷合戰の時蒲冠者の鎧をかさね、馬に甲をきすべしと宣ひしこと（源平盛衰記）・鎌倉城の軍の時畑六郎左衛門時能が、馬にくさりの甲をかけたり（太平記）とある、及び、内野合戰の時一色左京大夫が金覆の馬鎧をかけたる（明德記）などを考合すれば、治承元年の比よりして暦應明德の頃までも、合戰の場には用たりしこと論なし、然るに享德の比に至ては、合戰の場ならでも稀にこれをかけし人もありけりとや、不及合戰、前馬甲かくること前にこれなしと、海老名季高はいへり」とみえたり、今古今要覽稿所載の佐橋左源太佳榮家藏馬甲を別圖に示す、

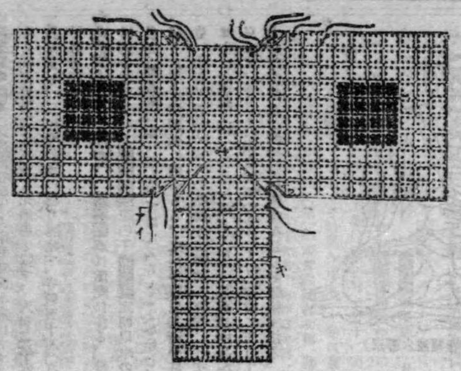

ウマレウ 馬料 「メレウ」を見よ、

ウマレウデン 右馬寮 馬寮（メレウ）を見よ、

ウマレウデン 右馬寮田 寮養寮中の雜用に充てん爲めに、諸國の墾田等を割き置きたる公田を云ふ、不輸租田なり（延喜式平城天皇大同三年十月之を置く、水田二百四十五町五段三百二十四歩、大和國廿四町一段百三十五歩、信濃國百八十四町五段二百五十三歩、越前國三十五町八段二百九十六歩、摂津國一町百五十三歩、陸田十七町一段百八十歩、大和國二町五段、山城國十四町六段百八十歩を右馬寮に充つ（三代格、延喜式、田制篇）

ウミアリノクラ 海有鞍 海の有る鞍を云ふ、「クラ」の名所を見よ、

ウミコク 海石 海高（ウミダカ）を見よ、

ウミダカ 海高（ウミダカ） 江戸時代に於ける納稅の一種、塩田ある海、又は川の邊に在る村々、石高に結びて稅を納めしむるを云ふ、海石ともいふ、場所により本高と同樣水帳に載せて年貢及び高の懸物を納むるもあり、又水帳に載せずして村高の外に、海高幾許と記して役金を納むるもあり、古より如何なる原因にて高に入れしか詳かならず（地原名考）徳川氏江戸に入りし後、起りたるものゝ如し、初め塩田及び海草等の收獲高を計り、金銀何程の收得ある須方には、米減は金銀何程を納むべしと定め、田地同樣に高に結びたるものと見ゆ、中頃より海川を高に結ぶこと止み、役永或は逗上と稱して稅を納むることなれり（地方凡例錄）

ウミナシノクラ 海無鞍 海の無き鞍を云ふ、「クラ」の名所を見よ、

ウンカク 雲客 四位五位の殿上人を云ふ、月卿に對す、「殿上人雲の上と云ふに譬ふる心なり（故實拾要、職原記事、有職小說）源平盛衰記平家物語昌泰長壽院導師の條に、其日に臨て、一人、三公、公相、雲客、洛中逸士の貴賤、上下參集り、聽聞結緣しけり云々」、長門本平家物語に、男女雲客皆參給へり云々」と見えたり、

ウンカク 雲鶴 鶴の文を云ふ、御ち雲飛鶴私を云ふ、親王（鶴に伏見宮）之を用ふ、攝家も太閤の時之を管用す、夏冬共に用ふ（裝束制式、儀制令）

ウンカク 芸閣 内御書所を云ふ、「ウサノゾ」ショドコロ」を見よ、

ウンガン井ンサキノナイダイジン 雲嚴院前内大臣 德大寺公維（トクダイジキンナ）を見よ、

ウンキヤク 運脚 古へ調庸を運ぶ人夫をいふ、長部式に、畢に脚とも寄せり、令義解に、若調庸未發三本國、同、有身死者、其物却還、其區脚均出、庸調之家ことと見え、運脚を「ハコブヨボロ」とよめり、「ヨボロ」は、今いふ人夫の如きものなり、元明天皇和銅五年十月の詔に、始めて見えたり、

ウンキヤクダイ 雲脚臺 蒔蒔及び隣中へ捧ぐる物を載する臺を云ふ、雲脚とは、足を雲形にくり立たる物なり、總て蒔蒔、隣中へ捧ぐる物の臺は、雲脚に彫物なりと云ふ（故實拾要、安齋隨筆）

ウンクワウ井ン 雲光院 武藏國江

（京都六波羅密寺所藏之木像）

運慶彫刻中、東寺南大門二王、東大金剛、東大寺四天、辰巳方多門天（各四丈五尺）東福寺山門、十六羅漢、慶圓獅子窟大、大津千體、能登千體、石笠千體（紀伊國高野山の奥に在り）等最も世に聞ゆ、運慶の子湛慶、康勝、運賀、運助父に從て彫刻をよくせり、中に湛慶尤も勝れたり（工藝錄）

ウンゲンベリ 雲綱緣 『ウゲンベリ』とよむ、同條を見よ、

ウンコクケン 雲谷軒 雪舟の號、『セッシカ』を見よ、

ウンコクハ 雲谷派 僧雪舟の創めたる繪畫の一派、雪舟晩年周防國山口なる天花山下の雲谷寺に住し、雲谷と號し、又雲谷軒とも稱したるより雲谷を氏とす、曾て毛利輝元雪舟の筆法を傳ふる者を求む、等顏之に應じて其名大に著はる（扶桑畫人傳、扶桑名畫傳）

ウンコクトウガン 雲谷等顏 姓は源氏、治平と稱す、一に治兵衛に作る、尼前の人、初め畫法を狩野松榮に學ぶ、後天正頃の人、雪舟の畫風を學ぶ、水墨氣韻の高く筆意また雪舟の花鳥山水人物を畫く、雪谷は、卽ち雪舟の住寺に住し、等顏雪舟三代目を繼ぎ、此寺に住し、雲谷を氏とす、曾て毛利輝元雪舟の筆法を傳ふる者を求む、等顏之に應じて其名大に著はる（扶桑畫人傳、扶桑名畫傳）

ウンゲンベリ 雲綱緣 『ウゲンベリ』とよむ、同條を見よ、

ウンコクケン 雲谷軒 雪舟の號、『セッシカ』を見よ、

ウンコクトウガン 雲谷等顏 姓は源氏、治平と稱す、一に治兵衛に作る、尼前の人、初め畫法を狩野松榮に學ぶ、後天正頃の人、雪舟の畫風を學ぶ、水墨氣韻の高く筆意また雪舟の花鳥山水人物を畫く、雪谷は、卽ち雪舟の住寺に住し、等顏雪舟三代目を繼ぎ、此寺に住し、雲谷を氏とす、曾て毛利輝元雪舟の筆法を傳ふる者を求む、等顏之に應じて其名大に著はる（扶桑畫人傳、扶桑名畫傳）

ウンコクハ 雲谷派 僧雪舟の創めたる繪畫の一派、雪舟晩年周防國山口なる天花山下の雲谷寺に住し、雲谷と號し、又雲谷軒とも稱したるより雲谷を氏とす、曾て毛利輝元雪舟の筆法を傳ふる者を求む、等顏之に應じて其名大に著はる（扶桑畫人傳、扶桑名畫傳）

ウンゲンベリ 雲綱緣 『ウゲンベリ』とよむ、同條を見よ、

ウンコクケン 雲谷軒 雪舟の號、『セッシカ』を見よ、

ウンコクトウガン 雲谷等顏 姓は源氏、治平と稱す、一に治兵衛に作る、尼前の人、初め畫法を狩野松榮に學ぶ、後天正頃の人、雪舟の畫風を學ぶ、水墨氣韻の高く筆意また雪舟の花鳥山水人物を畫く、雪谷は、卽ち雪舟の住寺に住し、等顏雪舟三代目を繼ぎ、此寺に住し、雲谷を氏とす、曾て毛利輝元雪舟の筆法を傳ふる者を求む、等顏之に應じて其名大に著はる（扶桑畫人傳、扶桑名畫傳）

ウンジ 運慶 姓は藤原、或は雲慶に作る、世に備中法印といふ、鎌倉時代の人、康慶の子、建久年間定朝以來の名匠、佛菩薩の像に五な以て眼に入るゝことを始む、後ち東寺大佛師職に補せらる、文治中藤原基衡平泉寺に安置する爲め丈六の藥師十二神將を運慶に注文せしに、運慶上中下三品を示しゝかば、基衡其中品を以てす、後ちまた鎌倉將軍の命により、鎌倉に下りて大倉新御堂及び持佛堂の佛像を造り名聲益々揚る、建久六年東大寺の再興に當り、運慶は定朝の子康慶と共に大佛師職に補せられ、運慶は、東大寺の南大門の二王像を造り、次で法隆寺の願堂、興福寺の北圓堂

安遜志)

ウメ 梅 染色の名、狩衣、下襲、衣等なほ此色にて染め用ふ、表白に裏蘇芳なるもの、狩衣は、幼少の人正月に之を用ひ、下襲は、正二三月の晴の時に着用し、時には十一、十二月の時に用ふることあり、衣は、二藍又は濃紫の狩衣を着る時に之を用ふ○襲の色目の名、表白に裏蘇芳なり、着用の時は前に同じ(梅具襲東抄、桃花禁業、飾抄、襲東色葉)

ウメガサネ 梅重 染色の名、狩衣、衣等なは此色にて染め用ふ、表濃紅に裏紅梅なるもの、狩衣は正月に着用し、衣は梅及び紅梅の着用時に同じ○襲の色目の名、假字襲東抄に、上白き紅梅匂ひて紅一ッ濃蘇芳云々といひ、同片假字附には、上紅梅なるも、赤色なるもありとみえたり、五節の時より春に至る間着用す(藻鹽草、桃花禁業、重色目)

ウメゲノウヂ 梅園氏 姓は藤原氏、四圓寺公經より出づ、三代公相二子實俊橘本と稱す、其八代左中將實勝の二男實清始めて梅園と稱す、世々子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(尊卑分脈、知譜撰記、華族譜)

○實清——友清——季保——實邦——久季——實縄

[成季——實兄——實矩——實好——實紀]

ウメタニウヂ 梅溪氏 姓は村上源氏、久我中將通世の男季通より出づ、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(知譜撰記、系圖、華族譜)

○季通——英通——通條——通伸——通賢——通同

[行通——通修——通卷——通治]

ウメヅノオトドド 梅津大臣 近衛基實(コノエモトザネ)を見よ、

ウメヅノセツシヤウ 梅津攝政 近衛基實(コノエモトザネ)を見よ、

ウメツボ 梅壺 宮中の凝花舍なる云ふ、中庭の坪に梅樹ある故に梅壺と云ふ、ゼヨウケシヤ」を見よ、

ウメヅノ **ウメヅ**

ウメツボノニヨウゴ 梅壺女御 源基子(コノエモトザネ)を見よ、

ウメノミヤノジンジヤ 梅宮神社 山城國葛野郡四梅津村、初め相樂郡拝山麓に鎮座、酒解神、酒解寺にあり○今は官幣中社に列す(延喜式、酒解神、酒解子神、大若子神、小若子神の四座、橘氏の祖神(延喜式)後聖武天皇の皇后藤原安宿媛、及び藤原武智麻呂の妻半滿女王の姉妹相繼ぎて之を祀り、屢々其所在を轉ず、仁明天皇嘉祥中、母后橘嘉智子其氏神たるを以て、相樂より今の地に移して祭る、承和十年名神に預り、貞觀元年正四位上を授け、醍醐天皇延喜の制名神大社に列し、月次新嘗所年案上の幣に預り、十一年正三位となり、承和仁壽の間官祠とせられ、治承四年正一位となる、文明六年八月兵燹に罹る、元祿十三年七月大に修造す、明治四月十一月の上酉日を用ふ、祭日四月三日、初め四月十一月の上酉日を用ふ○摂社に、三石、市杵島社、幸神、護王社、愛宕社、天王社等、末社に二條四大宮及び山城國井手寺内等あり(山城名勝志、神祇志料、官國幣社一覽)

ウメノミヤノマツリ 梅宮祭 山城國梅宮神社に於て、毎年四月十一月の上酉日に行ふ祭事(延喜式)祭日には必ず橘氏五位一人を赤幣使として遣はす、また人を定めて神主とす、藤原氏の見桐たる丸、橘氏の是定たりし後は、其家より幣帛神馬を奉獻す、凡其發儀、神官以下神宮の行事所に就て事を行ふ、上卿參入座に著く、山人南門の外に候し、御琴御御神兒等之を迎へ、酒肴を高机に盛て門内にあり、互に相向ふ、山人二人列立て神を鎮る鈴を申す、訖て御神兒二人賢木を受て座に復り、琴歌奇聲を發す、時に御神兒舞を舞ひ、内侍神饌を供へ、山人薪を庭中に立つ、上卿大臣盃を喚て水鳥機を鳴ひ、訖て群官及び神主みな座に就き、左右の馬を東舍の前に引き列ぬ、神主起て再拜し、群官も再拜す、神主祝詞了り、上卿以下揖手三發、馬寮允各一人御馬を走らし、山人庭火を燎き、御神兒、山人、神主、神祇、侍從、内舍人、大舍人皆次を以て樂舞す、神宣く、御飯堅らかに給へ、宮内稱唯して出づ、又逆立て申さく、御飯堅らかに給了ぬ、群上卿以下皆退出すといふ(延喜式)詳かならざれども仁明天皇承和の頃より始まる(延喜式)陽成天皇元慶三年十一月祭を停め、八年四月又更に之を行ひ、宇多天皇寛平中に祭を停め、一條天皇寛和二年十一月御願に依て舊規に復し、明年より式日を用ひしむ、爾來歷朝相承けて變更なし(三代實錄、公事根源、江家次第、神祇志料)

ウメバチコベン 梅鉢小判 江戸時代加賀國にて用ひたる金貨の名、面に梅鉢の紋の極印あり、故に此名あり(延喜式)金と銀との二種あり、金は、縱二寸五分五厘强、横一寸四分强、重四匁四分、慶長の年鑄造す、銀は、重三匁八分、及び四匁三分の二種あり、製作の年詳かならず(金銀圖錄、大日本貨幣史)

ウメバチノモン 梅鉢紋 紋所の名、梅の花をあふむけにして、上より見たる形に畫きたる紋をいふ、菅原氏の姓より出でたる人之を紋所とす、

卿ち、高辻、東坊城、唐橋、清岡、菊原、前田、久松氏等之を用ふ、尙ほ、北島、及び相良氏も之を紋所とす○家紋築說に、梅鉢云、梅バチといふ紋の名義詳ならず、加州家(前田氏)にては、バチは太鼓の撥にて其を梅の花の如くになしたればやがて梅バチとは云よし(加州文學、大島氏說)舞樂の太鼓の撥には|||の如此

梅バチはかくかけるが本樣なり、又⁂かくのごときをも今梅鉢といへど然らず、是は六曜日と今もいへり、諸侯方などに此紋あるも、上へ書上には皆六曜の星とかけるよし(三好鹿城話)云々」といへり、梅鉢の紋上圖の如し、

ウメムラギン 梅村銀 金銀尙古品の一、表に梅村の極印あるを以て此名あり(延喜式)其性實使用等詳かならず、重八分(金銀圖錄)

ウメワウチオホベン 梅輪内大判 加賀國にて鑄造の金貨(延喜式)(一)天正の時鑄造のもの(二)慶長の時鑄造のもの、二種あり(一)は未だ詳かならず(二)は、縱五寸一分五厘强、横三寸一分、重さ詳かならず、面は、丸の内に五曜星の紋を上に、其下に、慶長八の三字を右に、五月極の三字を左に、壹兩の文字を中央に書し、其下に用外の字と花押とを刻す(延喜式)鑄造の年月詳かならず、天正十二年前田氏、其臣奥村栄の戰功を賞し、書及び物を賜ひ、黄金七兩を添へしが、其黄金字の註に、毎錠有梅輪内紋と記せり、是所謂第一の梅輪内大判なるか、この年前田氏の封内能登羽咋郡寶達山の金礦開けたれば、其礦の金を以て鑄造せるならん、第二は、極印にあるが如く、慶長八年五月の鑄造か(金銀圖錄、大日本貨幣史)

ウモノコホリ 羽茂郡 佐渡國(延喜式)

ウモン——ウヤム

ウモンマルトモノオビ 有文丸鞆帶 陸奥國(延喜式)

ウヤムヤノセキ 有也無也關 前國柴田郡川崎村大字今宿の四、羽前の國境即ち笹谷峠の西(延喜式)關古へ關山と稱す、別名を大鬼山と稱す、今猿古關と云ふ、相傳ふ、古へ鬼山に山鬼あり、旅客を捕へて食らす、時に山中一變鳥あり「ウヤし」或は「ムヤ」となき、旅客なして害を逃れしむ、是れ觀音の化と、觀音は頂上東奥山仙住寺にあり、所謂鬼山無也の觀音なり、本尊は僧行基の作と傳ふ、文治五年八月十五日伊達大太戸の戰ひ破れて主將國衡逃れて出羽にゆかんと欲し、大鬼山を踰ゆ(觀逸開老志、封内風土記)

ウモンノカンムリ 有文冠 (延喜式)紋の有る冠を云ふ、卽ち小菱形の紋ある羅を以て張る、後世は羅織なきを以て菱の紋を織ち付たり(延喜式)五位以上の人之を用ふ、今に、五位已上皇羅頭巾(頭巾は冠なり)賦役令の義解に、羅綾之屬、錢有三邪文、者也」とあり、

ウモンマルトモノオビ 有文丸鞆帶 石帶の一種「イシノオビ」を見よ、

ウヤムヤノセキ 有也無也關 前國柴田郡川崎村大字今宿の四、羽前の國境即ち笹谷峠の西(延喜式)關古へ關山と稱す、別名を大鬼山と稱す、今猿古關と云ふ、相傳ふ、古へ鬼山に山鬼あり、旅客を捕へて食らす、時に山中一變鳥あり「ウヤし」或は「ムヤ」となき、旅客なして害を逃れしむ、是れ觀音の化と、觀音は頂上東奥山仙住寺にあり、所謂鬼山無也の觀音なり、本尊は僧行基の作と傳ふ、文治五年八月十五日伊達大太戸の戰ひ破れて主將國衡逃れて出羽にゆかんと欲し、大鬼山を踰ゆ(觀逸開老志、封内風土記)

ウラ 占 (延喜式)亀の意にて、表に見はれぬ心の謂、また「ウラナヒ」とも訓す、卽ち占合の義なり(延喜式)伊弉諾伊弉冊の二神が夫婦となりて、初めに蛭子を生み、次に淡島を生みしも、意に適ざりしかば、「高天原に昇りて其事を天神に白しに、天神は「太占」を以て之を卜し、其然る所以を知りしこと古事記に見えたれば、當時既に卜法のありしことを知るべし(延喜式)神功皇后三韓征服の後、中臣烏賊津使主始めて龜卜の法を傳ふ、これより太占は衰へたるが知きも、地方には、なほ後世まで其法行はれたり、下りて繼體天皇の時、五經博士段揚爾百濟より來りて易を傳へしかば、拔に於て蓍を以て筮するの事あり、また大寶令の制、中務省に陰陽寮あり、卜筮のことを司り、なほ別に宿曜師あり、二十八宿九曜の行度を以て占ふ(スクエヨシ」參看)而して中古以來、朝廷には、卜と占との二種を用ひ、卜は神祇官に行ひ、卜部氏之を司る、占は陰陽寮にて行へり(「ウラべ」「オンヤウレウ」參看)而して八卦を以て占ふことは弘法大師空海に始まると傳說すれど信じがたし、要するに平安朝以後陰陽宿曜の二道盛に行はれ、事大小となくこれによりて卜すること行はれたれど、朝廷の大事には、龜卜を用ひ、吉田家の家業となりたり、江戸時代に入りては、周易の研究進歩すると共に、占もこれに準り、所謂賢卜者といふものを生じ、易によりて卜するが故に、易者ともいへり(延喜式)太占(フトマニ)龜卜(カメウラ)、又はキボク)足占(アシウラ)歌占(ウタウラ)辻占(ツウウラ)等あり、孰れも主として平安朝時代に行はれたり、詳しくは各條に就きて見るべし、此外前に述べたる陰陽宿曜二道師の卜法井に算術によりて卜するの法あり、算術によりて卜を爲すものを算置といへり(和漢三才圖會、嬉

遊笑覽、正下陽考、陽春風雜考、日本歌謂史）

ウラウチノオホグチ 裏打大口 「オホクチ」を見よ。

ウラウチノヒタタレ 裏打直垂 裏を付たる直垂を云ふ、中古は公卿等用ひしも、武家時代には專ら武士のみ用ひたり○貞丈雜記に、慾々聞書に云く、裏打は只あさぎに紋をぬひめ付に白く付けたるが能く候由、古より申傳へ候、又彈正判官の人は地を黑く紋に蝶を付けられ候、裏腰あかし（裏腰とは裏と腰とを云ふなり）餘の官の人はきべからず、常の裏打は腰せいこと、うらすゞしのきぬなるべし、裏打は菊綴も常のごとく紫革にすあふのひもより少し廣かるべし、菊とち同大なるはわろし、又云く大雜裏打の時（大かたびら用ふる時と、うら打の時となり）繼子のきやばんをすべし云々、常照寺草に云く、うら打の紋の事は家々の紋付け候方も候、大略松竹鶴龜などを付け候、異相なる紋などは不レ付候、色はあさぎにて候、又其の外の色をも被レ用候つゆひもの付け樣も同前、袖の下に三四すつゆをむすびさげ候、革は大略紫革にて候」とあり、

ウラウメ 裏梅 染色の名、下襲、半臂等をば此色にて染め用ふ、表白に裏蘇芳なるもの、裝束色葉に、案するに是他の抄に所謂梅也、唯飾抄には是を裏梅と稱す、蓋梅は裏梅一重梅等の通稱なれども、專に梅と稱するは裏梅の事なると見えたり」といへり○襲の色目の名、表は白に、裏は紅なるものをいふ、

ウラガキ 裏書 古書の紙の裏面に表の本文に漏れたる事、或は勘物等を書きたるを云ふ、或は經文、文書等にもあり、是れ古は紙少なく、價貴かりしによるなるべし、又書札にもいへり、倭訓栞に、野槌を引て、昔の本は厚紙にて卷本なるが故に、注釋の文は、勘文を其裏に書て看るをもて裏書といふと見えたり、古へ紙のすくなかりし世の風俗なるべし、今とち本になりし後は、そのうち書を本文の次に書出せし物多かりしといへり（貞文雜記、安齋隨筆）

ウラガキ 裏書 江戸時代、訴訟文書の裏面に判決文、或は出廷期日などを記したるをいふ、寺社独に寺社門前顯八州の外、私領、關八州の内にても、寺社領より御府内に關したる訴訟には、月番寺社奉行裏書し、江戸町奉行より御府内に關したるものは、月番の町奉行、關八州御料、私領、關八州の外御領より御府内に關したるものは、月番勘定奉行、執も裏書を爲すといふ、目安裏書（メヤスウラガキ）三十日裏書（メヤスウラガキ）七日裏書（ナヌカウラガキ）十判裏書（ヨフハンウラガキ）十判裏書（ヨフハンウラガキ）等の種目あり、各條參看すべし（御定書百箇條、古事類苑法律部）

ウラカタ 占狀 龜卜を行ひし時、龜の甲の裏れて生じたる樣樣の龜裂をいふ、これによりて吉凶を卜するなり、又卜兆とも云ふ、かたは象の義なり、令義解に、卜者灼レ龜也、蓋者灼レ龜燋樣之文也」と云へり、「キボク」參看、

ウラカタ 裏方 公卿方の御樣中を云ふ、御寢の室に此稱を用ひ、また御裏樣ともいへり、尼に按するに、毛利記に、隆家淵方は元就嬌女なり、乍ニ女子一愚領なり、此方へと申て、隆家の内方を御座敷へ御呼候て云々」と見えたれば、戰國時代には、武家の妻室をも一般に稱したるものなるべきか、また古くは「ウチカタ」と訓したるものにや、曾く記して疑を存す、

ウラカタキ 裏形木 陸東の裏に、模樣を付るをいふ、召具の雜色、隨身、舍人、牛飼等これを着用す、永昌記に、嘉祥二年四月十七日賀茂祭雜色溝番裏形木寄欵を打、入車記應保三年二月十六日に、舍人童牛飼陸東裏形木云々」とあり、此外、吉記、玉葉、山槐記等にも見えたるが、是等は一日晴の風流を寫しゝものならん（遠藤錄）

ウラガネ 裏曲 曲尺の裏にある尺度の稱、其一尺は表の一尺四寸一分四厘二毛一絲にあたる、又「マスノツルガネ」とも云ふ、其始め詳かならざれども、算法の鈎股弦より出でしものなり、專ら匠工の用ふるものにて、その使用法は數學輯集に、按するに裏がね一尺にてすじかへに有所は、方面のすじかへに有る也、裏曲にてすじかへに九寸九分ある所は、表の曲尺にて九寸九分方面有る也、椽桷などに二方へ廻りて有る所の隅のすじかへ、或は屋根の方形の角に登り梁など云ふもの、皆此形

鈎股の圖
マスノツルガネ

を持て裏曲の方を管びたり、其外方面へ廻矩尺を以て寸尺を見んとしても、物の障りて得叶はざる時には、其所のすじかへの所を、彼うらがねにて寸を定めて、方面の寸尺を知る也、是は算法にて鈎股弦と云章術ありて、夫より出して鈎股の定法なり一四一四二と

定め置、初學者なる輩引きて、習ひ學ぶに心安くせん爲也、記工は算法は知らざる者故、右の形ある事を俊り刻み作るとき彼裏表の尺にて業を爲すなり」とあり、一例を圖にて出す、

ウラガブギヤウ 浦賀奉行 江戸幕府の職名、相模國浦賀港に出入の船舶、大阪より奥羽に送る及び奥羽より大阪へ廻船の米穀雜貨物を監査することを掌る、又近邊在町の公事訴訟を取扱ふ（新編國語）奉行は老中の所管にして二千石高、役料千石たり、席次は茶坊間詰とす、其下に兩組各支配組頭ありて高百五十俵、役料二百俵、役金百兩を給す、席は燒火間とす、又一組に與力十四騎、同心五十人附隨す（新編國語）初め伊豆下田に於て當職の事を行ひ、下田奉行と稱す、享保五年十二月關の此處に移してより、浦賀奉行と稱し、始めて一人を置く、もと下田奉行堀隆妓守を以て之に充つ、文政二年より二人となす、天保十三年一たび一人役となし、弘化元年再び兩人となす、安政の初亞米利加船の來りしより此職最も要劇となり、格式を重くして又五位に叙し、長崎奉行の上に列するに至れり（吏徵、明良帶錄、官中秘策）

ウラガブギヤウシハイクミガシラ 浦賀奉行支配組頭 江戸幕府の職名、浦賀奉行の下に屬して、組の者を支配し、浦賀地方の政務を掌る、「ウラガブギヤウ」參看、

ウラクシ 卜串 大嘗會の時、悠紀主基の國郡卜定の名を書きたる紙を云ふ（儀制類聚）

ウラクハ 有樂派 織田有樂齋（長益）が創めたる茶道の一派、千利休よりいづ、「オボナカマス」を見よ、

○織田有樂—同道八—同可休—織田貞置（貞置流の祖）

ウラゴノスハウ 裏濃蘇芳 裏の色目の名、表は濃き蘇芳にて、裏はこき蘇芳のものなり（雅亮裝束抄）

ウラザシ 裏指 副子として、腰刀のさし裏にさし添へたる小刀をいふ、鞘はさし表にさし、小刀はうちにさす故に名づく（武家名目抄）

ウラシ 陰陽師 「オンヤウシ」を見よ、

ウラジヤク 裏尺 尺度の名、「ウラガネ」に同じ、同條を見よ、

ウラシヨウモン 浦證文 江戸時代、米穀貨物を運漕する際、通航の浦港に於て風濤の難易、徒數の減否等を證する書狀をいふ、延寶元年三月の達に、城米船積の際、梅幡綱碇類米永薪諸道具等、海上使用の品物を積載せ檢査を受け私物を隱し積むべからず、若し風濤にて漂船し、積米不足の時は之を買ひ、其浦より證書を取るべし、云々」と見えたり（大日本租稅志）

ウラジロレンカ 裏白連歌 毎年正月北野にて行ふ連歌を云ふ、懷紙入折にて表ばかりに書くゆゑしか名づく、柴川入道筆記に、北野裏白の事、毎年正月三日に必執行の連歌也、此元來執筆議て一の折の裏なかゝすして、二の面にうつり候、その議を改めず、餘の折なも、面ててかりにかきて以上八枚に書レ之也、是を裏白と云ふ、此外説ありと雖ども之を略す、云々」と見えたり（雍州府志、俚言集覽）

ウラツキノカミシモ 裏付上下 裏を付けたる上下（カミシモ）をいふ、表は麻上下同樣にて、地合は龍紋の小紋、裏は茶丸甲斐絹の類を用ふ、また縞にて裏付きしも通し上下ともいふ、普通の者とは異なりて一般に行はれず、寶暦三年十二月令して小紋と縞との差別なきに至らしむ（禮典錄）○四季草に、鳥は古

の裏打の直垂より出たる物なり、宗五記に、ひたゝれの染やうは、公家のめし候ひたゝれは、黑もふたへ物も能候、武家の着候うち打は、たゞあさぎに紋をぬひめ付に（今世さり付紋と云ふ）白く付たるが能候と、古より申傳候云々、是直垂に裏を付るゆゑなり、今世屏風にうちを付るは此准拠なり」と見えた、また細田問答に、裏付上下地に色のかはりたる肩衣を着し候事、いつ頃より始まれるや、享保の頃より、など申傳へ候は實説に候哉、答、裏付上下始め敷平礼し候へども、慥成説を不レ得候、凡大猷公の御代かと被レ存候、享保の頃と申候も、理なき事には無レ之、當時繼かたきぬ袴と申候て、夏かたぎぬに裏付用ひ候は、有徳公の御代享保のはじめ被レ仰出一用ひ候事のよし」と見え、青樣紙に、裏付上下、古へは都て麻上下を着せしものなるが、最有職樣御代寛文の頃、夜分など寒氣をふせぐ爲に着したるものも、其後平生是を用ふるやうになれり」などみえたり、「カミシモ」參看、

ウラツジウチ 裏辻氏 姓は藤原氏、西園寺公經より出づ、三代實冢の子實例正親町氏を稱す、十一代季康の次男季福始めて裏辻氏と稱す（本は嵩築地）參議從三位に至り、寛永二十一年九月歿す、世々相繼ぎ明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（知譜拙記、華族譜）

○季福—實冢—季盛—公戩—實本—公嶷
　實和—公周—實孚—公愛（四條隆公本、光名宣旨）
　彦太郎

ウラナヒ 卜 「ウラ」を見よ、

ウラニハノカミ 卜庭神 占部神（ウラベノカミ）を見よ、

ウラノシヅキノカタナ 裏熨斗付刀 「ノシヅキノカタナ」を見よ、

ウラノツカサ 陰陽師寮 「オンヤウレウ」を見よ、

ウラハズ 末弭 弓の弭の末を云ふ、即ち上の方の弭なり、ウラは末なり、固とうらなども云へり、弦、ユミヅラ、ナドヂロ、名所の條を見よ(僕訓栞、貞丈雜記、四季草)

ウラハン 裏判 文書の裏に捺したる花押を云ふ、多くは上書などの護上せる紙に用ふ、吾妻鏡に、頼朝裏御判とあるも多く奏狀なり、書判(カキハン)參看(松屋筆記)

ウラフウ 裏封 鎌倉時代裁判の時、訴論人三問三答の訴陳の後、訴陳狀の正文を奉行所に返進し、兩方共に奉行所に於て訴陳狀を吟味して一卷にまぜ合せて、紙目毎に各裏判を捺する云ふ、訴論人の身分守護地頭などの正員と代官となる時は、正員は上に印し、代官は下に印す、代官と代官となる時は、正員は上下を打違へて捺する法とす、裏を封じて後、之を奉行に進ずるなり(沙汰未練書、鎌倉時代裁判手續考)

ウラベ 卜部 [神職]神祇官に屬し、御體御卜等を行ふ[地祇]鹿島神宮雷命の裔中臣烏賊津使主より出づ、使主祖より傳へたる太占の卜事を以て仕へ、神功皇后征韓の功業成りし後、使主、命を奉じて百濟に至り其國を治め、對馬に還り留りて子を生み、卜事を傳へたり、其子孫依て卜部となり、其國に住居し或は上番して神祇官に仕ふ、文武天皇大寶元年制定して卜部二十人を置く(令義解、陽春廬雜考)

ウラベウジ 卜部氏 天兒屋根命十二世の孫天雷臣命より出づ、命、赤銅耳命と云ふ、龜卜の術に通じ仲哀天皇に仕ふ、後て卜部氏を號ひ、子孫をして之を行はしむ、神功皇后の代眞根子命三韓に使し、歸て豐岐に留り住す、故に子孫を豐岐氏とも稱す、顯宗天皇の代五世忌見命豐岐より山城國歌荒州田地に遷居す、八世金業松尾社權祝となる、子孫代々同社祝となる、曾孫平慶もと樂基と云ふ、占卜の術に通ず、松尾社祝、月讀社禰宜、平野社預を兼ね、神紙大祐丹波介となり、卜部宿禰を賜はる、子孫平野社預となる、曾孫兼延平野吉田兩社預となる、子兼忠平野吉田社預となる、其子兼親同じく吉田社預となる、爾來子孫吉田社務を世襲す、兼親の弟兼國平野社務となり、兼親の二男兼季梅宮社務となる、共に子孫世襲す、十一世兼熙北朝後圓融天皇に仕へて、右京權大夫となり、昇殿を許さる、兄神祇權大副兼雲及び族人兼遠等五人奏請して姓を朝臣に改む、家號を室町と稱す、後ちに吉田と改む、爾來吉田を以て氏とす、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し、華族に列す、子爵を賜はる、一族に萩原、錦織、薗井氏あり、命令の子孫舊皆して豐岐卜部兩氏に分れ、豐岐對馬山城伊豆等の諸國に居住し、皆上番して神祇官に仕へ、龜卜の事を掌る、卜部は神代より龜卜を掌る故に名づくと、又一說に、天兒屋根命八世兄時命、弟時命二人、崇神天皇の時武藏國に下向し、多摩郡に住して阿伎留大神を齋祀る、其孫殖坂命、景行天皇の御代卜部を掌り、子孫武藏伊豆兩國に住居す、十七世卜部宮守の男樂基伊豆國より出て、神祇官に供奉し卜術優長なるを以て、遣唐使につきて唐に赴き、歸朝して大史に任じ、奏賀三年卜部宿禰を賜ひ、平慶と改む、其曾孫孫延吉田社預を兼ぬと云へり(氏族志、華族譜)家系は、大雷臣命より平慶に至る卜部系圖と家譜と異なる處あり、並に左に示す、

○大雷臣命(跨耳命)——大小橋命——阿麻比古神
眞人大連——賀麻大夫——黑田大連——常磐大連
可多能祐大連——國子大連——國足——意美麿
清麿——諸魚——治麿——平麿(卜部系圖)
○大雷臣命——眞根子命——大田彦命——宿人命
神奴子命——忌見命——太雷命——十握命
若彦(卜部姓百家譜)——乙等——綱田——宅麿
益麿——益業——業氏——宅基——平麿——豐宗
好眞——兼延——兼忠——兼親——兼政——兼俊
兼廉——兼茂——兼直——兼藤——兼奎——兼夏——兼豐
兼名——兼顯——兼好
兼熙(號三室町、後爲吉田)——兼敦——兼冨
兼右(一に兼名)——兼倶——兼致——兼緒——兼有
兼見——兼治——兼英——兼起——兼敬——兼章
兼從(萩原氏)
眞延——眞倶——眞遠——眞長——眞郎
眞義(家譜)
【梅宮系】
○兼季(卜部姓百家譜三)——兼經——兼仲——仲遠——仲通
仲季——仲尚——仲資——仲茂——仲在——仲章
仲秀——仲有(家譜)

ウラベノカタヤキ 卜部肩燒 上代卜占の一種、鹿の肩骨を燒き、其火坂の種類によつて吉凶を卜するなり、卜部氏がこの事を掌りしよりしかいふ、詳しくは卜占(フトマニ)の條を見よ、

ウラベノカミ 卜部神 天皇の御體を卜ふ時、祀る太詔戸命(フトノリトノ)、久慈眞智命(クジマチノ)の二神を、ふ、之を卜庭神(ウラベ)ともいふ、桓武天皇平安城遷都の後、京中の坐神として、四條坊門坊城の西に久慈眞智神を、春日の南室町の西に太詔戸命を祀る、凡六月十二月神祇官卜部等を率ゐて御體を卜ふ、一日より齋戒を始め、九日に卜終り、十日に至て之を奏す、其始終の日に卜部神二座を祭る、夏冬二季御卜の式あり、孝德天皇の朝に始まる、其儀は、所司預、太政官に申し、官之を諸司に告げ、中臣二人、宮主一人、卜部八人並に明衣を給ひ、十日平旦、預奏文を執て、廷政門外に候ふ、神祇其奏案を執て大臣に進む、大臣殿に昇る時、宮內官入て奏し、出て神祇官を召す、官稱唯して、伯と副と共に案を舁入て庭中に置く、勅曰參來、伯稱唯して共に案を殿上翼手獸の上に置く、中臣卽ち版に就き自餘は退出、內侍奏文を奉る、天皇御覽じて勅曰參來、中臣稱唯し、殿座に就き、奏案を披き、微聲に奏す、時に奏の間に行へと留ふ、大臣及び中臣稱唯して退出、終て神祇官、案を舁て出づ(古語拾遺、延喜式、神祇志料)

ウラベノケンコウ 卜部兼好 吉田兼好(ウラベノケンコウ)を見よ、

ウラボン 盂蘭盆供 [佛教語]父母の喪命及び七世の祖父母の冥福を祈らんが爲めに、佛菩に十方僧解制自恣の時期に於て供養するをいふ、供の字は讀まざること放賓たり、また盂蘭盆會、盆とも稱す、又精靈祭ともいふ、盂蘭盆は梵語、譯して救倒懸器といふ、供は供養の意なり、倒ち倒懸に陥せる餓鬼の苦を救はんが爲めに行ふ供養にて、盂蘭盆經に、釋迦の弟子目連が困安居の期滿つるの日、佛及び僧衆の安息自恣の日を擇んで、其亡母が餓鬼の苦を免れしめんが爲めに、盂蘭盆供養を設けしこゝもあるに基けるなり[地名]齊明天皇三年七月に、須彌山を飛鳥寺の西に作り、且つ盂蘭盆會を設けしことあり、これを史に見えたる始めとす[歷史]聖武天皇天平寶字五年七月六日、始めて大講をして盂蘭盆の供養を備へしめしより以後恒例の公事となりしが如く、朝廷には此月十四日、內藏寮盆供を供へ、豐御座の南の間に菅圓座一枚を敷き、主上莚にて御拜あり、但幼主の時は此事なし、室町時代には、十四日より十六日までの三日間を盂蘭盆會とし、幕府にては將軍家より禁裏に燈籠を奉る、此間新米の飯を瓢葉に包みて食ふ、大草家の調進する處なり、民間にては十五日に續靈祭を行ひ、洛東淨土寺の山上に薪を燃きて大文字を點ず、江戸時代には、十三日より十六日までを盂蘭盆とし、まづ十二日に、草市また盆市とて、續靈祭に用ふる魂棚、飾物を商ひ、十三日には貴賤共に、精靈棚を設け、其棚には眞菰を敷き、正面の左右に竹を立て、柱となし、上に縄もて素麺を波形に飾り、飯巻を公卿菜(三方菜也)破子、加辛奈加計(ヘギ也)に載せ、茶菓等を供し、切子燈籠に點火し、僧を招きて誦經せしめ、祖先の靈を祭る、此花麻殼を燦くは迎火とて、精靈を迎ふるの意なり、十五日は中元と稱し(正月十五日を上元、十月十五日を下元とす)上下荷飯、刺鯖を時食とす、十六日夜また麻殼を燒く、精靈を送り歸すの意なり(公事根源、孟蘭盆考、諸國年中行事、日本風俗史)

ウラマツミツヨ 裏松光世 [名]

ウラモンキツテバン 裏門切手番 [職制]江戸幕府の職名、江戸城裏門通行の切手を改むることを掌る[職員]番頭六人あり六組となる、留守居の支配たり、高四百俵、一組に同心二十人隸屬す、席次燒火同詰とす[歷史]寛永十四年九月始めて七人を置き、同心各十人を附す、天和二年四月役料二百俵を賜す(東鑑)

ウラモンキツテバンガシラ 裏門切手番頭 江戸幕府の職名、「ウラモンキツテバン」を同書[職制]同書[職員]中納言徳光の男、春任、兼敬の女[職員]同書元文元年十二月十一日京都に生る、學を好み有職故實に精通し、世に稱せらる、延享四年從五位下に叙せられ、寶暦五年正五位下に進み、八年四月右少辨より左少辨に轉じ氏院別當となる、當時竹內式部京邸にありて盛に垂加流の神道を唱へ、皇室の尊嚴を說きしが、公卿の就きて學ぶ者多し、光世亦相往來せしが、終に幕府の忌む所となり、永く蟄居の身となる、時に寶暦八年七月とす、天明八年內裏炎上して老中松平定信造營の事を掌りしが、光世の有職家たるを聞き、就いて問ふ所ありしに、其著大內裏圖考證を以て示せしかば、定信大に歎賞し、奏して其蟄居を解き、參內の勅命を蒙り、內裏造營の事に關して種々御下問に奉答せりといふ、寛政二年秋內裏焼上して天皇遷幸あり、九年著書を獻ず、勅延これを賞して終身金帶を賜ひき、十年七月剃髮因緣と號す、文化元年七月二十六日卒す、年六十九、明治二十四年十二月朝廷更に從四位を贈りて、其功を追賞し給ふ[書籍]大內裏圖考證、蟄居中の著なり(故實叢書)

桑門園禪

見よ、

ウラヤスノクニ 浦安國 我國の佳稱、浦は裏にて心安の義なるべし、神武紀に、伊弉諾尊、目ニ此國一曰、日本者浦安國、錦戈千足國云々」とみえたり

ウラヤナギ 裏柳 鬚の色目の名、表は白、裏は朽黄なるをいふ（色千種）

ウラヤマブキ 裏山吹 桑色の名、狩衣、下襲、袙、衣、袴等なば此色にて染め二三月頃着用す、其名一定せず、宣驗裝束抄は、面黄朽葉裏青」物具裝束抄は、表黄裏紅」となし、荷田在満は、裏山吹と云名は、裏濃山吹裏倍の山吹など云ふべきの略名歟、然あらば表黄裏濃山吹と云ふ説義に近しと」いへり ○鬚の色目の名、表皆黄にして、裏は濃山吹をいふ（假字裝束抄、雅亮裝束抄、裝束色葉）

ウリケン 賣券 賣買券（バイバイケン）を見よ、

ウリフタモツ 瓜生保 名物 判官と稱す、越前の人 事蹟 建武二年官軍に屬し、名越時兼を攻めて功あり、延元元年新田義貞金崎に居す、弟義助子義顯を遣はし近國の兵を募る、保、時に柚山城に在り、軍食を供し糧秣を充つ、足利尊氏天皇に迫りて降を乞ひ新田義貞を討つの詔を請うや、保誘はれて尊氏に隨ひ、足利高經高師泰等と金崎城を圍む、會々弟義鑑源琳等兵を擧げて義治を奉ず、拉に於て宇都宮泰藤天野政直等と共に謀て逃れ、出て柚山に還り、諸弟と共に義治を擁し、族を飽族嗣前に擧ぐ、高師泰來り攻む、保泰藤等と討て之を殲す、高經懼れ退て新善光寺城に次す、保行て又之を破る、明年春保諸弟と金崎城を援ふ、黒見時成降たり、今川頼貞の兵に拒せられ、時成保義鑑等と皆縛して死す（大日本史）

ウリン井 雲林院 所在地 山城國愛宕郡 天台宗、千手觀音を本尊とす 地理 沿革 初は紫野院と云ふ、淳和天皇の離宮なり、淳和天皇天長六年此に幸す、九年四月又幸し院名を改めて雲林亭となす、其後仁明天皇第七皇子常康親王居住す、後ち親王出家するに及び、貞觀十一年院を捨て寺となす、即ち字林院なり、後ち訛りて「ウジキ」と云ふ、光孝天皇仁和二年僧正遍照請うて勅許を得、元慶寺別院となし、勾當を置き、毎年三月一日金光明經を講ず、村上天皇天暦七年勅して多寶塔八基を奉造す、應和三年五佛像を安置す、世々尊敬せらる、後醍醐天皇の世に及び、已に荒廢して其地を大德寺に入れたりき（類聚國史、三代實錄、山城名勝志）

ウリン井ウヂ 雲林院氏 姓は藤原、工藤祐長より出づ、其子祐廣延應元年伊勢安濃津長野庄に居し、其子祐藤、文永中長野城を築き居す、氏を長野氏と稱す、祐藤の四男祐高、元弘中雲林院城を築き居す、依て氏を稱す（系圖纂要）

○祐高——祐顯

「祐清——植清——祐基——祐光——藤高——高祐
祐顯——祐氏——持行——教祐——光晴」

ウリン井ノミヤ 雲林院宮 常康親王（ウリンヰンノミヤ）を見よ、

ウリン井ケ 羽林家 其官大中納言參議等を先逸とし、近衛中少將を兼ねる公卿の家柄をいふ、近衛の官は、衛の唐名羽林家たるによりてしかいふ、近衛の官は、中少將に留り、大將に進ぶを得ざるものとす、此家柄を有するは左の二十五家なり（光齋一覽、職原鈔抄、有職故實中抄、類例略要集）

清水谷 姉小路 綾小路 庭田 松木 持明院
滋野井 川鵜 水無瀬 園 難波 白川
四條 鷲尾 山科 四大路 油小路

ウリンテイ 雲林亭 雲林院（ウリンヰン）を見よ、

ウルサンノタタカヒ 蔚山戰 戰場 蔚山は朝鮮慶尚道南岸四生浦の北、二日程に在り、地勢要衝、釜山より慶尚道を經て、京城に通ずる路に當れり 戰爆 豐臣秀吉再び征韓の擧あるや、諸將相議して、加藤清正を蔚山の地に置き、且つ其城を修繕せしむ、既にして清正水路の諸城寨を修めん爲めに、四生浦に往き、機張に至り、其士加藤安政を留めて其兵及び毛利秀元の兵をして修築せしむ、明軍之を知らず、清正蔚山に在りと爲し、慶長二年十二月二十日（明の神宗萬曆二十五年十二月二十一日）明將楊鎬麻貴李如梅李芳春高彼等四萬餘の兵を慶州に會し、倖て和を求め、大兵忽ち城に向ふ、明將麻貴部下の將なして蔚山の南島山の甕城、及び彦陽樊山等に據り、水陸釜山の交通を斷たしむ、明高策の兵彦陽に至らざるに先ち、小西行長等已に拉に在り、明日を以て蔚山に入らんとす、二十一日明大兵の爲めに圍まれ、僅に蔚山に入る、安政行長相謀り、使を機張に馳せ、危急を告ぐ 戰況 二十二日明軍輕騎城に迫る、城兵奮戰突出す、夜城兵三寨を剛山の間に築く、湯鎖の兵、新寨の第三第二を陷れ、第一に及ばんとす、鎖知梅の至らざるを以て、急じて兵を收む、二十五日明軍大衆城を攻めんとす、黎明清正五百人を率ゐ、鎗劍を驅て城に入る、明兵寨より喊名を惡れ遽る能はず、尋で安政五百を以て突出奮戰す、明軍多く士卒を失ふ、是より明軍寄て來攻めず、因て相議し、城中水糧に乏しきをいふ困むるに知おす

も、兵を分ち圍むこと十數重、城中大に困み血を搾じ且つ臭腐したる濁水を飲みて渴を醫す、また紙を嚼み、馬土を食し、牛馬を食ふ、猶足らず、凍餒枯疲す、清正之を憂ひ、計を以て師を緩うす 戰況 慶長三年正月秀元、黒田長政樂山より馳せて、四生浦に來り、釜山諸將の赴援を促し、蔚山に向ふ、立花宗茂又韓兵を破り來援す、韓將李德馨誤り報じて、我兵數萬海上より至ると、鎖大に驚き走る、長政、宗茂と共に追擊す、五月敵兵再び蔚山を圍む、擊て之を走らす、八月又蔚山に海近し、喊聲を發して來り攻む、竟に克たず、九月明將麻貴、牛伯英等と共に險に據り、我が糧船を掠め、島山を攻む、城兵伏を設け、佯り退き、貴を空島中に窘む、明兵大に敗れ、貴僅に身を以て免る（朝鮮物語、文祿役）

ウルシ 漆 名物 字留は潤にて潤澤あるなり云ふ、字留志とは其物を施し潤澤光彩あらしむる務なり、懷訓栗に、檢汁の義、又「ウルハシキ」の義にやと云へり 沿革 孝安天皇の時、三見宿禰あり、漆部連の祖なりと云ふ、此頃より用ひ初めしか、景行天皇の初め日本武尊宇陀の阿貴山に獵して漆の木を求め出づと、以呂波字類抄に見ゆ、蓋し孝安天皇以後漆部ありて其業に從事し、漆部連これを管す、天武天皇の時に亟り漆を用ふ、これより後色漆あり、大寶の制大藏省の下に漆部司ありて漆の事を掌る、漆器（シツキ）參看（天孫本紀、書紀、和名抄、東大寺獻物帳、懷訓栗）

ウルシエ 漆繪 名物 漆を以て描りたる器物に、他色の漆を以て、各種の畫を描きたるものをいふ 起源 沿革 其始め延喜五年醍醐天皇創して朝廷に於て、饗會を修する時の器具を定めて、漆畫の花盤十六口を爲す、漆畫の書に見えたる始めなり、延長年間、藤長朝臣漆畫を作るとあり、これを漆畫の原始とす、南部の工人、漆畫を製す、これを南部塗と云ふ、其製たるや、黒漆の上に、或は赤、或は黄、或は黄なる漆を以て、花鳥等を畫き、頗る風致あるものなり、これより後、京師及び諸國往々漆畫の器物を出す（大和の吉野郡より出す所の吉野椀、吉野盆等は皆漆畫の器なり）元祿年間、江戸の漆工勘七と云ふものあり、漆を以て骨董物に畫く、殊に能く彼文を作る、故に自稱して骨董勘七といふ、是を骨董漆畫と云ふ、明治の初年、東京の人柴田是眞師畫の名工なり、而して漆畫の新意を創し、紙及び帛に畫く蓋だ風致あり、時人これを是眞漆繪と云ふ、近世に亟りては海内の諸國、大抵漆器を製せざるなく、而してこれが漆畫を作らざるなし、各地の工人各業を傳へて今日に至る（工藝志料）

ウルシカタヤクシヨ 油漆方役所 江戸時代漆及び油のことを掌る所、下勘定所の内に在り、地方凡例錄に、勘定方の係にあらず、漆油奉行出席、油方手代相詰、諸番所其外漆油切手差出す、漆方も、是又渡方等取計ひ、御代官にはかり合等無之役所なり」といへり、

ウルシハギ 漆刈 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて卷き、其上を漆にて塗りたるものいふ、（武文細記） ○又一種漆刈とは常の矢羽は肥にて刈卷き、糸にて卷き、其上を漆にて塗れども、矯などは膠の代りに漆を用ふ、之をも漆刈といふ、

ウルシブギヤウ 油漆奉行 名物 油の字を訓ます、「ウルシブギヤウ」とよむ 職掌 江戸幕府の職名、幕府の料地より納むる漆を收め、又各諸支給の盤油を掌る、延享三年より勝寶方を號ぬ（神實方が、とは日光宮創建佛寺又は靈廟の器物等を掌るなり）又國役の時は其事に關す、多くは遠國に在勤して功勞ありし者を以てこれに補す 職掌 泰行の外各手代十二人、同心四人之に隸屬す、勘定奉行之を兼帶す、燒火間詰となす 沿革 正保二年四月始めて二人を置く、元祿八年八月より三人となし、享保後增減あり、享保十八年五月在職手當を十人扶持、役高を百俵と定む、延享四年四月役料百俵となし在職手當を減む（吏徹、明其雪錄、官中鈔拔）

ウルシベノツカサ 漆部司 「ヌルベノツカサ」と訓む、同條を見よ、

ウルフヅキ 閏月 古は「ノチノツキ」とよめり、閏は餘の義なり、古今要覽稿に詳しく見えたるが、其要を摘めば、閏月を「ウルフツキ」とよめるは、皇國にては後世の事なり、古は「ノチノ」殘月とよめり、書紀仲哀天皇紀に、元年冬閏十一月とみえたるを始めとせり、敏達天皇の十一年にあたり、二月に閏あり、潤月を用ひて「ノチ」とよめり、四主にては、泰漢よりして、閏を以て後のそれの月といへり、即ち泰二世二年後九月とみえたり、書紀に、閏月を記せる所あまたあれど、敏達紀持統紀のみ潤の字を以て塡めり、持統紀には、閏月ある毎に、皆潤の字を書たり、思ふに、此頃よりして「ウルフ」とよみなられしなるべし、古今の和歌集に、うるふ月とみえたれば、其前より用ひたりし事知らるゝ、といへり、除屬にては、全年毎に一月餘りの月を置きて、日月の運行を合はすることあり、其餘りの月をば閏月といふなり、なほ、閏年（ウルフドシ）を見よ、

ウルフドシ 閏年 閏月のある年をいふ、和漢名數に云、一年之日數、朔三百六十五日四分日之一、篇僧錄、朔者周一年也、四分日之一者謂三時也、

一期内二十四氣必有三百六十五日三時、是毎期之日數、雖過閏、閏年亦同、蓋自今年立春之初日、至来年立春之前一日、必有三百六十五日三時也、若夫自元日至除日、一年之日數、只有三百五十餘日、除三期日數、餘閏三十一日期、故積三歲而後置閏月、所以補三年日之不足、而及朝日之有餘也、五歲再閏、十有九年而七閏、氣朔分齊、無餘閏、又云、閏月統、衆經大全、金氏曰、前閏距後閏、亦三十三箇月、數內次月多、則過數、而閏三十四箇月者亦有之、大月少、則不及數、亦閏三十二箇月者亦有之、と、以て大除閏の閏を知るべし、太陰曆となりてより、四年毎に二月を閏月と定め、日數を二十九日と爲す、

ウルマノシマ　迂陵島　新羅の地名、今の朝鮮に屬する鬱陵島これなり、琉球といへるは誤なり、本朝麗藻下に、代と迂陵島惣三皇息、入ル時、源爲憲（中略）高麗番徒之中、有三新羅國迂陵島人忻戴悅之者、其文不レ復頗知三詩意一（下略）、とありて、この迂陵島は、「ウルマノシマ」とはよびなせるなり、又、公任卿家集に、しらきのうるまの島人きて、こゝの人の云ふ事も聞しらず、ときかせ給ひてかへりこと聞えざりける人に、云々、とあるを見ても知らるべし（答問雜考、栗里先生雜著）

ウレヘブミ　愁文　訴狀を云ふ、續古事談に、平城天皇の比までは、朝政し給ひけり、四方の訴人さうなく內裡へ參り集りて、高き机の上にうれへぶみの箱と云ふ物を置たりければ、申文を此箱入と見えたり」とあり、鎌倉以後の訴訟文の體は、別に「ソウヤウ」の條に出せば、就て見るべし、

ウロコガタノモン　鱗形紋　紋所の名、三ツ鱗形の紋を云ふ、北條氏之を用ふ、太平記時政被島參籠の條に、鎌倉草創の始、北條四郎時政被島に參籠して子孫繁昌を祈りけり、三七日に當ける夜、赤き袴に柳裏の衣着たる女房の嬋娟美麗なるが、忽時政が前に來て告て曰く、汝が前生は箱根寺の法師也、六十六部の法華經を書寫して、六十六ヶ國の靈場に奉納したりし善根に因て、再び此土に生る事なり、去ば子孫永く日本の主と成て、榮花に可レ誇、但其擧動遑所あらば、七代を不レ可レ過、吾所レ宜レ給ふ、其姿を見れば、さしも麗しかりつる女房、忽に伏、長二十丈許の大蛇と成て、海中に入にけり、其跡を見るに大なる鱗を三つ落せり、時政所願成就しぬと喜て、則彼鱗を取て族紋に定押たりけり、今の三鱗形の紋是也」とあり、後世北條氏の一族、之を家紋と爲す○丸に三鱗（丸の中にふがきたるもの）は、平野氏家紋に用ふ、

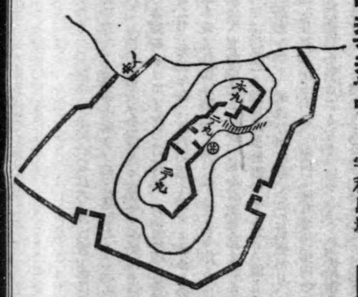

ウワジマジヤウ　宇和島城　[愛媛縣]伊予

ウワノコホリ　宇和郡　[愛媛縣]伊豫國[地名]　書紀持統天皇五年七月の條に始めて見えたり、和名抄に、石野（イハノ　石城（イハキ）三間（ミマ）立間（ムタテ）等の郷あり、明治十三年郡區編制の時東西南北宇和郡の四となす（郡名集同一覽、國郡沿革考）

エ　絵　繪畫（クワイガ）なり、人數を左右に分ち双方より繪巻を出して其優劣を爭ふ遊戯、列者を設くるなど、總べて歌合（ウタアハセ）の如し[地名]宇氏物語繪合卷に、物語繪はこまやかに、かつ、なつかしさまさるめるを、梅つぼの御方は古の物語名高くゆゑある限り、ごき殿は其比世にめづらしくなかしき限りを擧りて書かせ給へればうち見るめのいとあかしき、はなやかさは、いとこよなくまされり、うつくしきは、はなやかさにまさりてなつかしきなり、

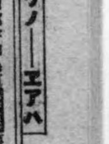

エアハセ　絵合　[文学]人數を左右に分ち双方より繪巻を出して其優劣を爭ふ遊戯、列者を設くるなど、總べて歌合（ウタアハセ）の如し[地名]宇氏物語繪合卷に、物語繪はこまやかに、かつ、なつかしさまさるめるを、梅つぼの御方は古の物語名高くゆゑある限り、ごき殿は其比世にめづらしくなかしき限りを擧りて書かせ給へればうち見るめのいとあかしき、はなやかさは、いとこよなくまされり、うつくしきは、はなやかさにまさりてなつかしきなり、

への女房などもよしあるかざりこれはかれは女とさだめあへる此頃のことにすめり」と見えたれば、後一條天皇の頃は盛に行はれしなるべし、永承五年四月正子內親王女房十人づゝ分けて合せし事、正子內親王繪合、今鏡、著聞集に見えたり、後世には武家もしてはやし、事、吾妻鏡建暦二年十一月八日の條に詳しく見えたり（條訓柴、競物名葉）

エイ　纓　[名義]冠の後に垂れたる羅、又燕尾（ウスモノ）とも稱す、蓋し其形に因りて名づく、[着用]有文（小菱形）は五位以上、無文は六位以下之を用ふ、天皇は巾子より上に、臣下は巾子より高からざる樣に之を爲す、[用途]纓もとは髻の根を冠の紐と同じく幅狹き絹にて巾子を結び、其餘りたる分を後へ垂れ置きたるものなりふ、巾古以來は兩端に骨を入れ、中に冠と同じき羅を張り、冠と別に差込む樣に作れり、[種類]（一）立纓（ツタエエイ）、纓の上に向ひしもの、天皇之を用ひ給ふ（二）垂纓（スヰエイ）、纓を挽めて後に垂たるもの（三）卷纓（クワンエイ）、纓の端を內になる樣に卷き、黑塗の夾木にて挾みたるもの、武官大將以下五位以上、閤版を着け弓箭を帶ぶる時に之を用ふ（四）柏（カシハ）挾、非常警固の時に臨時に檜扇を折りて用ふ、白木にて夾む故に名づく、纓の末を外になる樣に扼め疊みて、巾子のたけの程を夾むなり、又食用の御使等に文官用ふる時あり（五）細纓、幅の狹きもの、後には織物を用ひず、鯨のヒゲを用ひ輪にして挾み置く、六位以下の武官并に六位藏人之を用ふ（六）蠅纓、纓を繩にて作りたるもの、二筋にて、一筋は藁繩、一筋は黑布繩なり、天皇殿間の時に着御、又臣下も重裝の時之を着す（和名抄、江次第、餘抄、二條裝束抄、裝束温故抄、同拾要抄、冠帽圖會）

エイ　穎　稻の穗、江家次第に、本穎刈ル本穎ニ之稻ニ切ル穗謂ニ之穎一といへり、穎を こきたる穀とす、卽ち粃なり、其稭りたるを米とす、ゴヘは租を貯穀米に分ちたり、農政座右に、和名抄國郡部に、某國本穎幾束、雜穎幾束とありて、五畿七道の諸國相半せり、蓋上古は政事寬裕にして稅則も束を以てせられしが、世務細密になり行、初稻納なりしを中葉稻穎相交り、遂に稻を穀し一般に穎收となり、耳地の高を幾貫文といふ名目は起りしならん」とあり、

エイ　翳　「かしを見よ、

エイ　永　永樂錢の略稱、江戸時代には轉じて金の異名となれり、然れど諸國一般の唱にはあらず、伊勢國より以東藩領にての名稱なり（私領及び町人百姓等は金銀錢の字を用ひて永の字を用ひず）地方凡例錄に、幕領にて之を用ひるは算法の仕易きためなり、金にては金何百何十何匁何分、銀何匁何分何厘と、一分より下は銀にてつけ、未だまた相場の錢みつけ、三口に爲すべき手數を要するを以てなり、永にては、永何百何十貫何百何十何文と一口にて濟み、二百五十文より下の端は、時の相場の錢を附くるのみの便あり、諸勘定に金を永と書くは慶長を始めとす、後世永樂錢廢れし後も、其名遺りて金の異名となれるなり云々といへり、永錢（エイセン）參看、

エイアヅケ　永預　江戸幕府の時、行ひし刑名、預の一、藩邸家に禁じめ閉さて飲さゞるを云ふ、是に大名永預と、親類永預とあり、預（アヅケ）參看、

エイアンモン　永安門　內裏內郭十二門の一、右廂門にも屬す、內裏の南、承明門の西廊四間の所に在り、土門兩扉にて草書の額（高さ一尺五寸五分、廣さ九寸）を揭ぐ○此所にて射禮の例あり、本朝世紀に、長德元年十月三日左右衛門府、樂・鼓調ニ永安門一云々と見えたり（拾芥抄、有職抄、大內裏圖考證）

エイアンモン井ン　永安門院　[人名]後鳥羽天皇の第二皇女、母は內大臣信清の女[事項]建長三年十一月內親王となり、十二月准三宮、同日院號宣下あり、五年八月出家して尼と爲る、弘安二年十一月二十一日薨ず、年六十四（皇胤紹運錄、女院小傳）

エイアレバヒキ　永荒場引　荒場引（アレ

ハヒキ)を見よ、

エイエン　永延　一條天皇御宇の年號、寛和三年四月五日、改始めて永延と改む、出典詳かならず、

エイエン　永縁(永園)　名僧　紫式部の父藤原為時の子、興福寺の僧、九歳の時父を失ひ、母と共に南都に入り一乘院の覚縁眞法師に從學す、四十にして維摩講師の選を受け、後七大寺を勾當して毎に車に乘りて宮中に入るを許さる、又和歌をよくし初音僧正と呼ばるゝ、是れ「聞くたびに珍らしければ時鳥いつも初音の心地こそすれ」と詠じたるを以て名あり、保安二年興福寺別當に任じ、天治二年四月寂す、年七十八(元亨釋書、東國高僧傳)

エイエンラク　榮圓樂　白濱(ハツヒン)を見よ、

エイカ　榮家　名家の略、本朝世紀天慶元年十月二十四日の條に、自政上特有仰、召諸榮家并當時秀才、或參入候內記所、或申可參之由、又聽非榮家內記參入候局者、可召預此座之由被定云々」と見えたり、名家(メイカ)參看、

エイカウ井ンゾウナイダイジン　永孝院贈內大臣　日野秀光(ヒノヒデミツ)を見よ、

エイカンブシ　永閑節　虎屋源大夫の門人、虎屋永閑の始めたる淨瑠璃の節なり、○永閑一に大藤殿と稱す、淨瑠璃に工にして別に機軸を出す、貞享の頃より永閑節と稱して行はる、吳服町及び境町に後座を興行す、門人に小源大夫、大源大夫、桔屋庄助等あり(座曲類記)

エイカモン　永嘉門　大內裏八省院二十五門の一、座天門の西面、朝集堂の南に在り、東西に廊ありて十一間の正中に位す、北山抄に應天門西掖門に作る、朝賀及び即位の時は、輦正等此門と長樂門とより出入すといふ、類には、敍行中將の書を揭ぐ(拾芥抄、北山抄、大內裏圖考證)

エイカモン井ン　永嘉門院　名藤瑞子、出家して妙法智と號す、中務卿宗尊親王の女、母は大納言道具の孫女、平貞子の女房、紫式部の品親王宣下なく、正安四年正月薨、嘉暦四年八月崩す、年五十八(皇胤紹運錄、女院小傳)

エイキウ　永久　鳥羽天皇御宇の年號、天永四年七月十三日改元、五年を經て元永と改む、出典詳かならず、

エイキヤウ　永享　後花園天皇御宇の年號、正長二年九月五日改元、代始を以てなり、十二年を經て嘉吉と改元す、[illegible]後漢書に、能立三魏々之功、傳子子孫、永享弼朔之餘」とあるに據る、文章博士藤原在豐之を勘進す(元享抄)

エイキヤウ記　永享記　後花園天皇の永享八年より長祿元年に至る二十餘年間の戰記、足利持氏と上杉憲實との確執より延て關東の爭亂となりし事、北條早雲伊豆に起り小田原を略せし事を叙す(永享記)

エイキヤウゴウキ　永享後記　後花園天皇の永享八年より長祿元年に至る二十餘年間の戰記、足利持氏と上杉憲實との確執より延て關東の爭亂となりし事、北條早雲伊豆に起り小田原を略せし事を叙す(永享後記)

エイキヤウノラン　永享亂　足利持氏の亂なり、アシカガモチウヂ」を見よ、

エイキヨク　鄧曲　名藤樂曲の名、謝脁の「鄧月城四絃中詩の句に、鄧琴抽白雪、鄧曲發青謌」とあり、李善の注に、客歌曲鄧中、故曰鄧曲也と見えたり、[illegible]我邦にては、承安中僧明空なる者、鄧曲發要十八卷を著す、吾妻鏡寿永三年十一月六日の條に、於祇園八幡宮有神樂、武衛參給、御神樂以後入御別當坊、依奉鄧曲也、別當自京都相請早熟(鎮緯持王)去比下著、是鄧曲達者也、以之爲之歟介、所勤申歟也、垂髮吹橫笛、梶原平次付之、又唱歌、島山次郎歌、今樣、武衛入興給、及晚令選給」とあり(歌舞品目)

エイキワウジ　永光寺　別稱　紀伊國虎島郡餘喜村大字酒井[illegible]曹洞宗、總持寺末、盤山慈運和尚の開山とす、應長元年鄙人慈野宿直の棄の寺捨に、之功、傳子子孫、永享弼朔後村上、光明、後土御門の天皇より綸旨と共に寺領を賜はり、建武文明年間には堂塔僧坊棟を列ぬ、天正中兵燹に罹り五老峰の一閣のみを殘す(三州志)

エイクワダウ　盈科堂　巻古河藩の學校、別稱　下總國古河城內櫻町に在り、後大手門前片町に移る、[illegible]享保八年七月土井利實肥前國松浦郡唐津城に始めて建設す、寶暦十二年九月下總古河に移封して茲に移す(日本教育史資料)

エイクワン　永觀　四條天皇御宇の年號、天元六年四月十五日改元、天災に因てなり、二年を經て寛和と改む、

エイクワンダウ　永觀堂　別稱　林寺(ヘセンリンジ)を見よ、

エイグワモノガタリ　榮花物語　別稱　[illegible]刊本四十卷、系圖一卷、寫本四十卷、史籍集覽本十六卷、文學全書本、是を約めて三册とす、國史大系十五の巻の內に收む、別に續入本九卷あり、[illegible]宇多天皇に筆を起し、堀河天皇寛治六年に至る迄、大內に起りし君臣の事を記せり、題して物語と稱すれども、世の作物語と異にして、當時の事實を詳記したる國文の歷史なり、大鏡に世續とし、增鏡の序に「また世續とか四十帖の草子にて、延喜より堀河の先帝までは少しこまやかなる云々」とあるを初めとして、古き書物には皆世續と稱し、書籍目錄も又世續と云へり、然るに、何つの頃よりか、題號の如く稱するに至れり、群書一覽に、此物語は關白太政大臣藤原道長榮華の事を主としてかきたれば、かく名づけたるならんと云へり、又世繼物語とも云ふとぞ、[illegible]書籍目錄に、藤原爲業の作とす、世に赤染衛門と云ひ傳へたれども確證なし、安藤爲章は榮花物語考を著はし、四十帖に渡りて一々考證し、赤染家集、紫式部日記等に考へ合して、赤染の作にあらずと斷定して、堀河院より後の男子の手に出て、古き實錄、又は、赤染、紫以下諸才女の日記、家集などより拔集め、女の筆にまれびて作れる者とせり、猶詳しき事は同書を見よ(榮花物語考、群書一覽、比古婆衣)

エイゲンシ　永源寺　別稱　近江國愛智郡高野村○瑞石山と號す、又飯高山とも號し山上寺ともいふ、臨濟宗、永源寺派の本山、[illegible]佐々木氏綱伽藍を建立し、鷲原を寺領とし、僧寂室(圓應國師)を入寺せしむ、時に康安元年とす、明應四年鎌倉圓覺寺の上に座せしむ、後奈良天皇の時綸旨を賜ひ、其後永祿の亂に零落せしが、一經和尚入りて中興す、寛永中京福門院再び造營し、井伊氏を當寺の外護にあつ、後ち皇女二宮尼と云ひ此寺に住せしといふ(近江輿地誌略、湖故錄)

エイゲンジハ　永源寺派　臨濟宗の一派、寂室元光禪師を祖とす、元光(ゲンクワウ)鄙宗(センシユリ)臨濟宗(リンザイシユウ)を見よ、

エイゴサク　永小作　小作の一種、江戸時代自分所持の田畑を年季定めずに小作を爲さしむるをいふ、地方凡例錄に、永小作と云ふは、賃地の小作にては無之、自分所持の田畑年季無之、數十年小作いたさせるをいふ、永小作は地主にて調はれなく地面取上、外の者へ作さしむる儀難成、若し小作米滯り、地主より訴出れば、小作米は吟味の上定法の通り濟方申付、小作は前々の通り爲致、然ども年貢滯り不埒の筋有之然、又は何そ格別不埒の仔細有之ば地面取上げ、地主へ相渡す、小作定米證米は別に替る事なく、尤も永小作の田地小作人方にて買入、又は別人に小作に渡す事禁制也、當時は永小作と申儀少く、埒の筋有之然、又は何そ格別不埒の仔細有之ば地面取上げ、地主へ相渡す、小作定米證米は別に替る事なく、尤も永小作の田地小作人方にて買入、又は別人に小作に渡す事禁制也、當時は永小作と申儀少く、十箇年より長年季には不致也といへり、

エイコバン　永小判　今川永小判(イマガハ

エイコバン　榮西　名藤明庵と號す、[illegible]個を見よ、

エイサイ　永源寺派　臨濟宗の一派、寂室元光禪師を祖とす、元光(ゲンクワウ)鄙宗(センシユリ)臨濟宗(リンザイシユウ)を見よ、

エイサン　榮山　紹運(セウキン)を見よ、

エイサンジ　榮山寺　別稱　大和國宇治郡宇智村大字子島、○今梅室院と號す、○本尊藥師如來、[illegible]八歳倶舍婆娑二論を讀む、聰敏群兒に過ぐ、十一歳鄙の安養寺に投し、十四歳落髮し、叡山の戒壇に登り顯密二宗を學で蘊奥を極む、仁安三年四月宋國明州に入る、年二十八、當時二百年來絶えたる航海求道を爲す、榮西又印度に赴かんと欲して果さず、在宋半年にして歸る、文治三年復入宋し、天台山萬年寺虛庵に師事して衣法を承嗣す、止まること數年、後鳥羽天皇建久二年歸朝し肥前平戶に禪刹を創建し禪規を行ふ、次で京師に入り盛に佛心宗を唱ふ(リンザイシユウ、參照)[illegible]頗る多く惑ふて殺に寂遷せられんとす、四、興禪護國論を著す、論者憑く風靡し邪解く、建久三年筑前香椎神宮の側に報恩寺を建つ、六年博多に聖福寺を創す、此春天台山の菩提樹を東大寺に殺ゑ、建仁二年將軍源賴家地を京師に賜ふて建仁寺を立つ、三年尙書省台密禪三宗を置く、元久三年官寺に上す、是より先天皇勅して紫衣を賜ふ、建永元年東大寺の幹事となり、建保元年僧正となる、二年相模に移り壽福寺を創建す、三年霧與あり七月五日壽福寺に於て寂す、年七十五、闡法長樂寺榮朝を皆として十人あり、世に化期の近づくを知り、幕府を辭し歸京して建仁寺に入る、六月晦布薩終て皆て自、七月五日は我終期なりと、天皇使を遣はして問候す、果して寂すと云へるは誤なり([illegible]興禪護國論、一代經論總釋、日本佛法中興願文、不二門論、三部經問答等あり(デ享釋書、龍門夜話、佛教各宗綱要)

エイサマ　永樣　書狀の宛て名に附する樣の字の作りなり、永の字の知くに書したるなり、貴人に送る時此體を用ひたり、

エイザン　榮山　紹運(セウキン)を見よ、

エイサンジ　榮山寺　別稱　大和國宇治郡宇智村大字子島、○今梅室院と號す、○本尊藥師如來、[illegible]八歳倶舍婆娑二論を讀む、聰敏群兒に過ぐ、役小角の開始せる所にして、義老三年藤原武智麻呂の建立する所なり、藤原氏の氏寺にして、武智麻呂一百町を寄せて寺領とせしを始めとし、累代藤氏の崇敬厚く、所領頗る多く、吉野金峯山寺、紀伊高野山と懸々爭ひありき、後世漸次衰頽して、今は僅に金堂、八角堂、求聞持堂の三三を存するのみ○八角圓堂は一方一間五尺、天平中武智麻呂の子右大臣仲麻呂の創立する所、天井柱寿當時の彩繪存するものあり、特別保護建造物とす、又古鐘あり、天下の絶品

とす、山城國深草道澄寺より移したるもの、銘文は小野道風の書と云ふ、寶物に後小松天皇震筆の贊ある武智麿の畫像あり○寺後七丁餘の山上に武智麿の墳墓あり(大和國名所圖會、大和巡、柴山寺文書、高野山文書、名勝地誌)

エイザンジャク　叡山尺　尺の一種、叡山に藏する古尺、傳へて南山法尺ともいふ、曲尺七寸六分強、背に山門僧寺定於寶乘院寫とありて叡山の律尺なり(本朝度量權衡攷、古今要覽稿)

エイザンノサンモンゼキ　叡山三門跡　青蓮院、妙法院、梶井殿(梨本)を云ふ、堀河院の皇子最雲法親王梶井に居して始めて天台座主となり、後鳥羽天皇の皇子青蓮院道覺法親王之に補す、後白河法皇皆て妙法院に居る、後高倉院の皇子尊性法親王其後任となりて天台座主に補す、故に梶井、青蓮、妙法を叡山の三門跡と云ふ(門跡傳、天台座主記)

エイジギン　永字銀　〔名義〕江戸時代に於ける銀貨の一種(性質)縱三寸二分、橫一寸、重四十七匁八分、貨率は凡そ百分中銀四十、銅六十なり、鑄造の總額五千八百三十六貫目(地方沿革)寶永七年三月改鑄す、享保七年に至て通用を停む(金銀圖錄、大日本貨幣史)

エイジコバン　永字小判　陸奥國にて鑄造の小判、一名秀衡小判といふ、「ヒデヒラコバン」を見よ、

エイシンクワン　盈進館　舊小久保藩の學校〔所在〕上總國天羽郡小久保村舊藩地邸內〔起原〕(沿革)明治二年、藩主田沼意尊之を創立し學事を擴張す(構造)地坪三百七十坪餘、建坪五十八坪餘(日本教育史資料)

エイシヤウ　永正　〔名義〕後柏原天皇朝字の年號、文龜四年二月三十日改元、甲子革命に因てなり、十七年を經て大永と改む(出典)易緯に、永正二黃道、或定とあるに據る、式部大輔菅原長直之を勘進す(元祿抄)

エイジヤウカン　營城監　〔職掌〕王朝時代に於て、築城のことを掌りし臨時の官〔起原沿革〕稱德天皇天平寶字八年、佐伯宿禰今毛人を以て始めて之に任ず、光仁天皇寶龜三年筑紫營大津城監を兼む、恰土城を築き、永城を修理するが爲めに、恰土城專知官、修理水城專知官を置く、又陸奥諸城を造る爲めに、勝澤城使、志波城使を置く(續紀、職官志)

エイシヤウキ　永正記　〔巻数〕寫本二卷〔詳〕神事に關する制規、卽ち上卷に服假、稱觸、禁忌、穴物等の三十六箇條、下卷には、神明遺勅并朝家憲章及び兩宮規範、往昔の例、中古の趣、當時の儀凡百二十箇條を記す、名義は、後柏原天皇の永正十年二月九日に記したるを以て永正記と名づく、奧書に、有件意趣者、爲二興二神道一、蒙二恩於神明一、敎二學於先祖一、慈子守時家衰滅之道、雖二無二才能一、宜之二座一、蒙二榮爵之四品一、剩法、及三年齡五十一、慈二天道一、愚昧文字爲二焉馬之相違多々、不二可及二他見一、唯偏當家子角童子等之相一、副于閑竹馬一、爲令引二乘心於我道一而已」と見えたり(著者)詳かなり(永正記)

エイシヤウキ　永昌記　〔巻数〕缺卷數、寫本九卷、或は十二卷、又綜相記とも云ふ、著者の官參議左大辨に至りしを以て、參議の唐名宰相を以て本書の一名となす(内容)長治二年(四月)嘉承元年(四、七、九、十、十二月)天永元年(三、六月)二年(三、七、十月)保安三年(十二月)天治元年(夏)大治元年(春)四年(七、閏七月)の九年間の日記にて、朝延の行事、叙任、祐政、改元、宮試、御産、大葬、禁中儀法等頗る其機を詳叙す(著者)參議藤原宗忠(永昌記、歷代記錄考)

エイシヤク　榮爵　五位を云ふ、樂所補任條延元年の條に、右近將監忠國上人と榮爵朝飲酒賞」と見え、今昔物語二十七に、東の方より、榮爵尋れて買はんと思ひて、京に上りたる者ありけり云々」とあり、

エイシヨウ　永承　〔名義〕後冷泉天皇御字の年號、寛德三年四月十四日改元、御代始を以てなり、七年を經て天喜と改む(出典)尙書に永承二天祚」とあるに據る、博士定親朝臣之を勘進す(元祿抄)

エイジヨウ　榮乘　後藤榮乘(ゴトウエイジヨウ)を見よ、

エイシヨウジ　永勝寺　〔所在〕相模國鎌倉郡下倉田村○龜臥山肆端院と號す、初長延寺と號す、後今名に改む(沿革)淨土眞宗、本尊彌陀、又聖德太子の像を安置す(出典)當時は天台宗の古刹なりしが、親鸞聖人東化金の時、住僧眞宗に歸依して改宗す、親鸞國府津の道場より、當寺に來往すること七年(安貞二年より文暦元年に至る間)京に歸る後高弟誓信住す、俠て誓海を開山と稱し、長延寺と號す、後年武田信玄當寺の僧を招して甲斐に寺を建て、同く長延寺と唱へ、嫁住せしむ、後ち今の寺號となす、後年德川家康の夫人、龜姫太子自作の觀音彌陀等を覽て、紋章を繼へる戶帳二懸及び錢五錠を賜ひしと云ふ(新編相模國風土記稿)

エイシヨウジ　英勝寺　〔所在〕相模國鎌倉郡扇ヶ谷村太田道灌の舊跡○東光山と號す(沿革)淨土宗、尼寺なり、本尊阿彌陀(起原)水戸中納言頼房の母堂英勝院尼の創立なり、尼初め德川家康に仕

へ、京觀を築る奏去の後廢頹して尼となり、寛永十一年六月、この地を賜り、禪尼菩提の爲めに念佛の道場を創め、賴房の女(玉峰清因)を開山初祖とす(沿革)寛永十五年十一月當國三浦郡池子村の地四百二十石を賜ふ、二十年八月三代將軍家光歎奏し、勅願を下し賜ひ、且つ常紫衣の宣旨を賜ふ○佛殿の後に英勝禪尼の墓、及び編堂あり(新編相模國風土記稿)

エイセン　永錢(顯錢)　穀、顯にかへて納る錢をいふ、唐土にて云ふ稅錢のことなり、後ち轉じて永樂錢の略稱となる、農政座右に、藥王院文書に、顯錢とありて永樂錢以前より其名見ゆ、古へ租法に稻納顯納の二種ありて、和名抄に、某國本稻幾束雜稻幾束、某國本顯幾束雜顯幾束とあり、後ち一般に顯穀となり、終に田地の高を穀賃文といふ名起るに至る、今の(德川氏の時)永錢は、一貫文を金一兩の代りに用ゆ、是慶長十三年の定に、永樂一貫文は銷四貫文宛たるべしとあるに因てなり、金何兩といふべきを、永何貫と云へるのみなりとみえたり、貞丈雜記に、知行高百石を永十貫文と古定めし也、此永と云ふは永樂錢也とあり(エイラクセン)を見よ、

エイセン并ン　永僊院　足利時氏(アシカガトキウヂ)を見よ、

エイセンジ　永宣旨　〔名義〕僧官の中、永久其官に限り上奏を經すして、直に任命する事を得る一種の特權を附與せらる、許可の宣旨を云ふ(起原)其始め詳かならず、光明天皇の康永元年六月東寺に賜ひしは、書に見えたる始めなり、其文左の如し、

永宣旨　權律師

當寺講堂仁王經法事

早任レ被二申請一、以二定額凡僧一萬、永代可レ爲二權律師一、寺二其闕一、不レ經二上奏一、宜二補任一者、院宣如レ此、

仍執達如レ件

康永元年六月二十九日　右衛門督判

謹上東寺僧正御房

〔沿革〕江戸時代に至りては、永宣旨を以て任命する者多し、仁和寺、大覺寺、勸修寺等皆許され、又延暦寺、金剛峯寺、日光東叡山等の如き寺格の高き者は、律師のみならず、植大僧都にして永宣旨にて補任することを許されたり、明治二年九月これを廢す(僧官位考)

エイリ　永祚　〔名義〕一條天皇御字の年號、二年にして正暦と改む(出典)尊卑地覽等に因てなり、二年にして正暦と改む(出典)尙書に、永水三天祚」とあるに據る(元祿抄)

エイリン　叡尊　〔名義〕思圓上人と云ふ、後伏見天皇正安二年閏七月、興正菩薩の號を贈らる(系統)姓は源氏、父の名詳かならず、大和國葛田郷にて生る(事蹟)律宗四大寺中興の祖、建保五年東大寺にて剃髮し、醍醐寺に入りて宗教を學ぶ、元仁元年春高野山に登りて教を受く、嘉禎元年春西大寺に移住す、此時に當て律學大に衰ふ、尊是より奮、その衰頽せるを嘆き、復興を圖るの志あり、二年九月同志四人と共に大乘の三聚通受の法に依り、自誓受戒す、即ち明日近事戒、二日受勤策戒、四日大菩薩戒を行ふ、本朝菩薩戒行の始めなり、爾來盛に戒法を弘め、四律五論、三大五部研究せざるはなし、寛元三年和泉家原寺に別受法を行ひ、又法華寺に文殊沙彌尼戒を授く、建長元年法華寺に懇菩等大比丘尼戒を授く、並に至て七衆皆備り、戒學再び興る、龜山上皇之を聞き、詔して宮中に入れ菩薩大戒を受く、后妃公侯戒を受くる者多し、正應三年八月二十五日四大寺に師事す、其間、不レ經二上奏一、宜二補任一者、院宣如レ此、

仍執達如レ件

康永元年六月二十九日　右衛門督判

謹上東寺僧正御房

〔沿革〕江戸時代に至りては、永宣旨を以て任命する者多し、仁和寺、大覺寺、勸修寺等皆許され、又延暦寺、金剛峯寺、日光東叡山等の如き寺格の高き者は、律師のみならず、植大僧都にして永宣旨にて補任することを許されたり、明治二年九月これを廢す(僧官位考)

エイリ　永祚　〔名義〕一條天皇御字の年號、二年にして正暦と改む(出典)尊卑地覽等に因てなり、二年にして正暦と改む(出典)尙書に、永水三天祚」とあるに據る(元祿抄)

エイリン　叡尊　〔名義〕思圓上人と云ふ、後伏見天皇正安二年閏七月、興正菩薩の號を贈らる(系統)姓は源氏、父の名詳かならず、大和國葛田郷にて生る(事蹟)律宗四大寺中興の祖、建保五年東大寺にて剃髮し、醍醐寺に入りて宗教を學ぶ、元仁元年春高野山に登りて教を受く、嘉禎元年春西大寺に移住す、此時に當て律學大に衰ふ、尊是より奮、その衰頽せるを嘆き、復興を圖るの志あり、二年九月同志四人と共に大乘の三聚通受の法に依り、自誓受戒す、即ち明日近事戒、二日受勤策戒、四日大菩薩戒を行ふ、本朝菩薩戒行の始めなり、爾來盛に戒法を弘め、四律五論、三大五部研究せざるはなし、寛元三年和泉家原寺に別受法を行ひ、又法華寺に文殊沙彌尼戒を授く、建長元年法華寺に懇菩等大比丘尼戒を授く、並に至て七衆皆備り、戒學再び興る、龜山上皇之を聞き、詔して宮中に入れ菩薩大戒を受く、后妃公侯戒を受くる者多し、正應三年八月二十五日四大寺に

エイダイ　永代　江戸時代、時の德川幕を永樂錢に積りて換算せるをいふ、開田次第に、おもてへかゝりたる算用に、永代といふ錢積りあり、何事も知らず永錢と覺えてとりあつゞふとなん、然るに白石手簡に、永樂積りのことに候とあり、永樂錢にては、何錢が今の通用錢何程に充るといふこと成るべし」といへり、

エイダカ　永高　〔名義〕田畑の敷地を永樂錢にて積りたる高をいふ、永別、永積、永盛ともいふ、貫高或は石高に對しての稱、後の根取(ネトリ)もいふものに同じ(起原沿革)天正の初年北條氏康關東に下知して他錢を用ひず永樂錢のみを通用せしめしにより、分錢(錢を以て段歩の高となすをいふ)は皆永樂錢にて納むることゝなり、途に永高の稱あるに至れりといふ、而して田畑段別に永樂錢の納め高をつけ其貫數を合せて永高と唱へ、一村の高に用ひたり、然れど當時永高とて別に檢地せしにあらず、上中下田一段に永何程と夫々に永高を極め、其永納の合計を以て一村の高とす、故に永高も土地の位に從ひ高下あり、一貫文の地所も廣狹ありて定數なし、是を永別、永盛などゝ云ふ、又永高一貫文に粮五石を納め、畑方は永樂錢にて納む、關東、東海道諸國に於て主に之を用ふ、天正の時、石盛の後、慶長九年より關東にて鑑錢をも通用し永樂錢にて計算するものを、ばゞ、偽錢にえらびて永盛貫と稱せり、十一年十二月永樂錢停止後、田畑の錢納永一貫文も、銷四貫文に當れる米納となりて、永錢と通用錢との別を生じ、田畑の段別にも舊の永錢納高をば永高と稱へて、一村の高に用ふるは、銷錢四倍に當る永樂錢を以て計算したる年貫の合計高なゝふなり、後世も之に準寂す、寛九十、夏篇五十四(元亨釋書、興正菩薩傳)

エイダイ　永代　江戸時代、時の德川幕を永樂錢に積りて換算せるをいふ、開田次第に、おもてへかゝりたる算用に、永代といふ錢積りあり、何事も知らず永錢と覺えてとりあつゞふとなん、然るに白石手簡に、永樂積りのことに候とあり、永樂錢にては、何錢が今の通用錢何程に充るといふこと成るべし」といへり、

エイダカ　永高　〔名義〕田畑の敷地を永樂錢にて積りたる高をいふ、永別、永積、永盛ともいふ、貫高或は石高に對しての稱、後の根取(ネトリ)もいふものに同じ(起原沿革)天正の初年北條氏康關東に下知して他錢を用ひず永樂錢のみを通用せしめしにより、分錢(錢を以て段歩の高となすをいふ)は皆永樂錢にて納むることゝなり、途に永高の稱あるに至れりといふ、而して田畑段別に永樂錢の納め高をつけ其貫數を合せて永高と唱へ、一村の高に用ひたり、然れど當時永高とて別に檢地せしにあらず、上中下田一段に永何程と夫々に永高を極め、其永納の合計を以て一村の高とす、故に永高も土地の位に從ひ高下あり、一貫文の地所も廣狹ありて定數なし、是を永別、永盛などゝ云ふ、又永高一貫文に粮五石を納め、畑方は永樂錢にて納む、關東、東海道諸國に於て主に之を用ふ、天正の時、石盛の後、慶長九年より關東にて鑑錢をも通用し永樂錢にて計算するものを、ばゞ、偽錢にえらびて永盛貫と稱せり、十一年十二月永樂錢停止後、田畑の錢納永一貫文も、銷四貫文に當れる米納となりて、永錢と通用錢との別を生じ、田畑の段別にも舊の永錢納高をば永高と稱へて、一村の高に用ふるは、銷錢四倍に當る永樂錢を以て計算したる年貫の合計高なゝふなり、後世も之に準

じて畑成高、山成高を計算するにも此永錢を用ふ、なほ農政座右に、永高は、永樂錢渡來以前よりあり、永は頴にて田の頴稅(「エイ」參看)より出でたるものなりと見えたり(田園類說、塙方凡例錄、田制篇)

エイチ　永治　年號　崇德天皇御宇の年號、保延七年七月十日改元、二年にして康治と改む(神皇正統記、續史愚抄)

エイチヤウ　永長　年號　堀河天皇御宇の年號、嘉保三年十二月十七日改元、天變地異に因てなり、二年にして承德と改む(神皇正統記、後深書、嘉永國永長、爲後代法、とあるに據る、江中納言藤原實光之を勘進す(元秘抄)

エイチユウ　營中　將軍の居所内をいふ、營は陣屋を云ふ、顯會に、軍陣曰營と見えたり、即ち營中は陣屋中にて陣中の事を云へるが、將軍と云ふ職掌によりて平常の居所の内を稱することゝなれり、吾妻鏡に、養和元年十二月七日御台所御惱、仍營中上下群集、文治四年七月四日信濃守遠元經愛息女郎參營中、可爲若君御介錯之由被定仰云々、と見えたり(武家名目抄)

エイチユウシ　營厨司　令外の官、權設の年代詳かならず、聖武天皇天平元年四月廢す(續紀)

エイチユウノツメシヨ　營中詰所　江戸城中に於て諸大名及び諸役人等登城の時、詰める表向の居間をいふ、江戸城中の溜所なり間毎に於て互に交はらしむ、且つ又互々の席順となす、詰所は左の如し(柳營秘鑑)

大廣間　溜間　柳間　帝鑑間　雁間　菊間　竹間　松間　芙蓉間　檢火間　桔梗間　中間　躑躅間　御納戸前　躑躅間　山吹間　土圭間　檜間

(以上諸侯の詰所)

エイニ　永積　永高(エイダカ)を見よ、

エイデン　營田　王朝時代に於て、官府より營作せしむる田地ないふ、公營田、若くは私營田の別あり、公營田とは、開墾より壯丁を使役して公田を經作せしめ、地子若くは租を納め、其餘を以て國衙の用に充つるなり、私營田とは、荒廢の地或は空閑の地を官に請うて私に營作するものをいふ、即ち墾田なり(延喜式、令に、東邊北邊西邊に錄れる諸郡の人民舍を設け、農時に至て營作に堪ふる者出でゝ、庄田に就くこと見え、嵯峨天皇弘仁十四年二月、小野峯守の上表により太宰府管内諸國に始めて營田を置き之を倒らしめ、百姓の調庸の輸貢を闕かしめず、且つ窮亡飢疫を免れしむ、文德天皇齊衡二年十月田を營むに堪へざる國あらば、狀を具して申請せしむ、光孝天皇仁和元年二月、信濃國に柴田三十町を以て國府の倒を營するを許す、是より此國の營田始まる、(令義解、三代格、三代實錄、延喜式、田制篇、大日本租稅志)

エイトク　永德　後圓融天皇御宇の年號、康暦三年二月二十四日改元、三年を經て至德と改む、後一年は後小松天皇の御宇に係る、出典詳かならず、

エイニン　永仁　年號　伏見天皇御宇の年號、正應六年八月五日改元、六年を經て正安と改む、(神皇正統記、書者に、永觀・仁風・永德・無外とあるに據る、大藏經を開之を勘進す(元秘抄)

エイネイダウ　永寧堂　大内裏八省院十二堂の一、次の東の堂といふ、卯酉の堂なり、古本拾芥抄に、「エヤニヤウ」と訓めり、延暦堂の東、春式堂の南九丈五尺、會昌門の西端を去る四丈二尺の四北に在り、長さ七間○朝堂の座者は、大學の明にて、東西の端なる以て上と爲し、孔宮次官は前行し、教官主典は中行し、史生は後行して著座す(大内裏圖考)

エイフクジ　叡福寺　所在　河内國石川郡(今南河内郡)磯長村○科長山と號す、俗に遠川の陵、軍寺を下太子と云ふに對し、上太子と云ふ、聖德太子の影像を置く、故に聖霊院と云ふ、又石川寺、轉法輪寺、磯長寺、御廟寺とも云ふ、沿革　推古天皇の代聖德太子建立する所なり、後ち幾多の盛衰ありしが、慶長八年豐臣秀賴之を再興す、今の堂舍是なり、寺域七千八百二十三坪、本堂は中央にあり、その北に太子堂、東に阿彌陀堂、大師廟、西南に多寶塔あり、境内の北一段高き處に廟あり、御墓山と云ふ、中央は聖德太子の母穴穂部間人皇后、東は太子、西は太子妃膳臣の女を藏む、是を三骨一廟と號す、その外境内に忍性上人、真雅上人、願蓮上人等の塔、碼瑙の碑、大乘本等あり、廟中には太子二十旬の碑文あり、廟の周圍には結界石あり、其數四百九十基あり○四方尼院は寺内南上段の地にあり、寛永中莊嚴性尼創の中興なりと云ふ○仙人嶽南林寺は四方院の南、叡福寺舊誌堂の址にあり、天正二年兵燹に罹り廢絕せしが、後水尾上皇之に歸依し、臨幸の時修造し給ひ、寺號を南林寺と號ふ、寶物に光子内親王の書き給へる上

皇の御影寺あり(伽藍開基記、河内名所圖會、河内志、名勝地誌、地名辭書)

エイフクジ　永福寺　所在　相模國鎌倉郡　沿革　文治五年源頼朝陸奥大長寺院の二階堂に擬し、當所に二階堂を建立し、三堂山永福寺と號す、建久三年十一月營作の功成り政子參詣す、尋で頼朝參詣供養を行ふ時、當寺其一にあり、五年奉行人を置き、建仁三年一切經會を行ふ、元久元年右京進仲業當寺の公文職となる、建暦元年十月宋本一切經の供養あり、源實朝之に臨む、後ち實朝屢々當寺に渡御す、寛喜三年雜門燒失す、四年十一月藤原頼經參詣す、嘉禎三年頼經書寫の法華經を納む、建長三年十月又燒失す、元弘三年北條高時亡びし後、新田義貞足利義詮と俱に暫く逗留す、建武二年足利尊氏同直義と共に當寺にありて賞罰を行ふ、至德二年十二月地藏僧正道快當寺の別當に補す、應永十二年十二月燒失す、鎌倉管領足利成氏の時、毎年正月評定始に當寺の事を記す、享德以後全く頽廢す、今左に別當の系統を示す(吾妻鏡、新編相模國風土記稿)

○文覺――性我(恵衆院四知房)――厳幸(三位法眼)
　└經玄(美作阿闍梨)――運慶(円隆房阿闍梨)――榮四(法上房)
　└行曾――真瑜(安輪房法)――道慶(鎌倉戸大僧正)
　└了心(般若房法橋)――真基(法眼房法)――真源
　└防喜(今熊野法橋)――盛朝(勝法房)――公朝(僧正法房)
　└覺乘(大威德房法)――行寶(内大臣護摩房)――親玄(大僧大臣大僧正)
　└道承(三位道房法)――相守(左衛門大尉法)
　└道快(大威德大長房大僧正)――顯印(編修前大僧正)――澄禪(大僧正法)
　└道承(三位道房法)――覺雄(大僧大臣房大僧正)

エイフクモン　永福門　廟門の一、拾芥抄に、作る北置の門にて昭慶門の西に在り(大内裏圖考)

エイフクモン井ン　永福門院　所在　沿革　藤原鎌子、出家して眞如源と號す、後鳥羽天皇の女、母は内大臣源通成の女從一位藤子、後伏見天皇の皇后、正應元年四月從三位に叙す、六月女御となり、八月立て中宮となる、永仁六年八月院號宣下、正和五年六月尼となる、康永元年五月七日崩す、年七十二(皇胤紹運錄、女院小傳)

エイヘイジ　永平寺　所在　越前國吉田郡志比谷村大字志比○吉祥山と號す、沿革　禪宗曹洞宗の草創にて、曹洞宗の始祖道元の開基とす、始め大佛寺と號し後ち今名に改む、道元始め、字治に興聖寺を創建し、住すること十年、波多野義重道元の道風を崇仰し、後嵯峨天皇の初め領地越前國志比郡の山谷を獻じて懇請す、師曰く、吾が師天童如淨禪師の鄉貫は越上なり、吾越の名を聞くも猶喜ふと、終に越に赴く、義重自ら奉行して伽藍を立て、歲を論て落成す、吉祥の地なるを以て吉祥山永平寺と號す、永平は後漢明帝の年號にして、佛法の支那に弘まりしは此時なるを以てなり、後嵯峨天皇勅して永平寺を勅願道場となす、これ東邦曹洞宗寺院の起原とす、正親町天皇天正二年十八世祚玖禪師に至て、一山皆賊火の爲めに燒亡す、柴田氏本州に封ぜらるゝに至て祚玖永平寺を再興し、山上より山下に移し、山門法堂僧堂傳燈廊浴室大庫義大方丈等舊の如く造立す、藤寺鎮は大佛寺號と呼ぶ、元和元年江戸幕府より永平寺法度を設け、曹洞宗越本山の規模を立つ○塔頭に、地藏院、瑞梅院、長壽院、隆昌院、承陽院あり、花谷村に多福菴、吉峯村に今吉峯寺あり、共に一世禪師の隱居地とす○國寶として、紙本墨書後圓融院宸翰、高麗刷書の二幅あり今歷代を左に示す(元亨釋書、古今類聚越前國志、佛家人名辭書、國寶目錄)

○道元(名之)――懷奘(孫常)――義介(僧侶)――義演――義雲
　└曇希――秋一――寒純――宋晉――永賀
　└祖機――了鑑――越嗣――建撕――光周
　└宗綠――以貫――祚玖――門鶴
　└宗突――祚天――秀察――龍札――瓦鎮
　└真義――英峻(法眼)――門洛――御洲(前心)――智堂(法眼)
　└尊海(月堂)――盛門(大了)――徹翁(山堂)――高郷(機堂)――晃全(僧侶)
　└本祝(禪師)――天祿(石牛)――叢柳(禪師)――則地(美天)――鳴支(大心)
　└雄禪(義堂)――四月(竹庵)――密嚴(秀之)――越宗(大光)――洪海(禪師)
　└瓦須(禪山)――董元(天光)――古明(水山)――國元(大光)――卽中(全法)
　└惠源(道元)――寶峰(海雲)――爲戒(僧侶)――己淺(僧侶)――大因(僧侶)
　└靈居(海雲)――馮陵(僧侶)――大信(僧侶)――曉宗(僧侶)――寶蓮(僧侶)
　└密雲(僧侶)――聖鴻(僧侶)――瑶宗(本山)――悟由(大光)

エイベツ　永別　江戸時代相模國鎌倉に於て取扱ふ租率、永別百文文、高一斗又升七合に當つるなり、是は代官成瀬五左衛門の作法にて、大數を見合

せて取置きし法なりといふ、永別一貫文の田地坪數定りなし、一貫文にて八百坪、七百五十坪、七百坪もあるなり（地方落穂集）

エイホ　永保　名義　白河天皇御字の年號、承暦五年二月十日改元、辛酉凶年に因てなり、三年なを經て應保と改む　出典　倚書に、紋學天道、永保天命、又、愔王子々孫々永三保民人、とあるに據る、文章博士行家之を勘進す（元祿抄）

エイホジ　永保寺　所在　美濃國可兒郡長瀬村虎溪山○虎溪山と號す、又古溪山、巨溪山に作る　出典　原始法華　花園天皇正和中僧疎石（夢窓國師）創建する所、新撰美濃志に、夢窓足利尊氏の命を以て開基し、貞和二年光殿院の勅願所となるとあり、正和は尊氏將軍たるの前二十年なり、尊氏天龍寺を建つるに及びて、疎石を尊重せしを以て前住永保寺をも尊氏の開基と誤りしなるべし、

エイマン　永萬　名義　二條天皇御字の年號、長寛三年六月五日改元、御不豫に因てなり、二年にして仁安と改む　出典　漢書に、俟微自至、諸考無疆、璀容垂拱、永萬年、とあるに據る、左小辨兼文章博士中宮大進藤原俊經之を勘進す（元祿抄）

エイモリ　永盛　永高（エイダカ）を見よ、

エイヤウモン　永陽門　大內裏八省二十五門の一、北山抄に東掖門に作り、古本拾芥抄に、謂之昭訓門、東南通門、著龍樓東、北面、と見ゆ、北西の門にて東處を以て著龍樓に接す（大內裏圖考證）

エイユウケ　英雄家　家格の名、大臣家の一名、中院、閑院、華山院を、英雄三家といふ（名目抄、有職小說）

エイラウ　永牢　江戸幕府の刑名、終身牢內に禁ずることをいふ、書主人に伝を爲し、或は鳥指を抜きて仇を爲す者、或は寺院の女犯者（領內に鳥なき時）など等にこの刑を處せらる（御仕置裁許帳、類例雜錄、古事類苑法律部）

エイラクセン　永樂錢　名義　錢貨の一種、明國の永樂中に鑄造せしを以て此名あり、永錢、永錢、永樂通寶、又單に永とも云ふ　出典　倚書に、紋學天道、永保天命、又、愔王子々孫々永三保民人、とあるに據る、文章博士行家之を勘進す（元祿抄）

エイホジ　永保寺　所在　美濃國可兒郡長瀬村虎溪山○虎溪山と號す、又古溪山、巨溪山に作る　出典　原始法華　花園天皇正和中僧疎石（夢窓國師）創建する所、新撰美濃志に、夢窓足利尊氏の命を以て開基し、貞和二年光殿院の勅願所となるとあり、正和は尊氏將軍たるの前二十年なり、尊氏天龍寺を建つるに及びて、疎石を尊重せしを以て前住永保寺をも尊氏の開基と誤りしなるべし、

エイマン　永萬　名義　二條天皇御字の年號、長寛三年六月五日改元、御不豫に因てなり、二年にして仁安と改む　出典　漢書に、俟微自至、諸考無疆、璀容垂拱、永萬年、とあるに據る、左小辨兼文章博士中宮大進藤原俊經之を勘進す（元祿抄）

エイモリ　永盛　永高（エイダカ）を見よ、

エイヤウモン　永陽門　大內裏八省二十五門の一、北山抄に東掖門に作り、古本拾芥抄に、謂之昭訓門、東南通門、著龍樓東、北面、と見ゆ、北西の門にて東處を以て著龍樓に接す（大內裏圖考證）

エイユウケ　英雄家　家格の名、大臣家の一名、中院、閑院、華山院を、英雄三家といふ（名目抄、有職小說）

エイラウ　永牢　江戸幕府の刑名、終身牢內に禁ずることをいふ、書主人に伝を爲し、或は鳥指を抜きて仇を爲す者、或は寺院の女犯者（領內に鳥なき時）など等にこの刑を處せらる（御仕置裁許帳、類例雜錄、古事類苑法律部）

エイラクセン　永樂錢　名義　錢貨の一種、明國の永樂中に鑄造せしを以て此名あり、永錢、永錢、永樂通寶、又單に永とも云ふ　出典　倚書に、紋學天道、永保天命、又、愔王子々孫々永三保民人、とあるに據る、文章博士行家之を勘進す（元祿抄）

エイホジ　永保寺　所在　美濃國可兒郡長瀬村虎溪山○虎溪山と號す、又古溪山、巨溪山に作る　出典　原始法華　花園天皇正和中僧疎石（夢窓國師）創建する所、新撰美濃志に、夢窓足利尊氏の命を以て開基し、貞和二年光殿院の勅願所となるとあり、正和は尊氏將軍たるの前二十年なり、尊氏天龍寺を建つるに及びて、疎石を尊重せしを以て前住永保寺をも尊氏の開基と誤りしなるべし、

エイマン　永萬　名義　二條天皇御字の年號、長寛三年六月五日改元、御不豫に因てなり、二年にして仁安と改む　出典　漢書に、俟微自至、諸考無疆、璀容垂拱、永萬年、とあるに據る、左小辨兼文章博士中宮大進藤原俊經之を勘進す（元祿抄）

エイモリ　永盛　永高（エイダカ）を見よ、

エイヤウモン　永陽門　大內裏八省二十五門の一、北山抄に東掖門に作り、古本拾芥抄に、謂之昭訓門、東南通門、著龍樓東、北面、と見ゆ、北西の門にて東處を以て著龍樓に接す（大內裏圖考證）

エイユウケ　英雄家　家格の名、大臣家の一名、中院、閑院、華山院を、英雄三家といふ（名目抄、有職小說）

エイラウ　永牢　江戸幕府の刑名、終身牢內に禁ずることをいふ、書主人に伝を爲し、或は鳥指

エイラクツウハウ　永樂通寶　名義　錢貨の一種、永樂通寶の文字ある故に此名あり　出典　金銀の二種あり、金貨を永樂金錢、銀貨を永樂銀錢ともいふ、金貨には、徑八分、重一匁二分強、及び徑八分強、重一匁の二種あり、銀貨は、徑八分強、重一匁一分とす　所在　何時代に鑄造せしものゝ如し、蓋し永樂錢甚だ多く本朝に輸入せしにより、永樂通寶といふこと極めて能く人の耳目に慣れし故、この名を用ひしなり、永樂錢（エイラクセン）貨幣（タアヘイ）參看（大日本貨幣史）

エイラクホゼン　永樂保全　永樂燒（エイラクヤキ）を見よ、

エイラクヤキ　永樂燒　名義　京燒の一種、支那永樂中の磁器に模して作れるが故に名づく　出典　原始法華　京師の工人善五郎某といふもの土風燒を作るを以て業と爲す、其子孫相繼で九世に至る、代々善五郎を以て通稱と爲す、十世善五郎了全の子保全土風燒を作るの餘暇、始めて磁器を作り、和漢の古器を摸造すること頗る精妙に至る、また赤色雜を染り、その上に金粉を以て、古代の彩紋を描くものあり、これは明の永樂年間に、製せし所の磁器の金彩燒と稱するものに基づきたる者なり、文政中紀伊國主德川齊順に聘せられて陶器を製す、これを世に紀州の御庭燒と云ふ、齊順深く之を愛し、永樂の銀印を賞與す、蓋來永樂を以て氏となし、且つ以て磁器の名と爲す永樂金彩燒と云ふ、之を永樂燒の第一世となす、或年靈司家の會にて近衛家の揚名燈を寫して靈司殿下より陶鈞軒の號を贈らる、これ京師永樂燒の始めなり、其後保全の子孫、この法を加賀江沼郡、三河岡崎に傳へて今猶其遺風を製するものありといふ、燒物（ヤキモノ）參看（工藝志料、工藝類）

エイリヤク　永曆　名義　二條天皇御字の年號、平治二年正月十一日改元、二年にして應保と改む　出典　漢書に、駟三淳化於黎元、永曆代而太平、宋祁曰、曆數也、又曆日、續漢書律曆志に、黃帝造歷、歷與曆同、とあるに據る、式部大輔兼石見守藤原永範之を勘進す（元祿別錄）

エイリヨ　叡慮　天皇の御心を云ふ、叡旨、天糾、聖術、などとも云ひ、書紀に冲襟を、ミコ、ロノウチ、と訓す、義同じ、說文に、叡深明也、倚書注云、聰也、とあり（有職稱中抄、有職小說）

エイロク　永祿　名義　正親町天皇御字の年號、弘治四年二月二十八日改元、代始を以てなり、十二年を經て元亀と改む　出典　詩書治要に、保、世持、家、永全、綱、紀、者也、とあるに據る、菅原朝臣長雅之を勘進す（元祿抄）

エイワ　永和　名義　後圓融天皇御字の年號、應安八年二月二十七日改元、代始を以てなり、四年を經て康曆と改む　出典　倚書に、詩言志、歌永言、聲依永、律和聲、云々、神人以和、、藝文類聚に、九功六義之興、依永和聲之制、志由興作、情以調宣、、とあるに據る、楢中納言藤原忠光之を勘進す（元祿抄）

エウエキ　徭役　人民課役の日數の外に服役するなり、雜徭（ヘンヂヨウエウ）を見よ、

エウガイノイタ　要害板　兜の眞庇と鉢とを接合する所の內面にあつるものなり、薄き鐵にて板の如く作る、ヘカブト、參看、

エウキヤク　要脚　錢を云ふ、儀制令に、給運錄に脚錢と書り、減は要脚とも物に見えたり、白玉增詩、壓下有二錢三百疋、要は壓の水字なれば綫脚歟、といへり、宗五大双紙に、又私にて要脚を持て出候て遠候事も候それは五百疋、三百疋百疋などの時の事也、千疋とも候へば折紙に書て遣候云々、と見えたり、

エウキヤクヤク　要脚役　室町幕府の職名、金錢の事を掌る、永正十五年島山順光亭御成記に、要脚萬疋舞台に積ゆ之此役者之事、一番伊勢御師、二番伊勢又次郎、五番右京亮、六番伊勢因幡守、四番伊勢兵庫助、三番伊勢四郎、七番伊勢兵庫助、

エウゲキレウ　要劇料　所在　原始法華　元正天皇養老三年始て、劇務ある官職を帶ぶる者に、特に賜ふ料ない、米錢を以て之に宛つ、官位に准じて多少差あり、賜ふ、大同三年九月、曾く衆司に賜ふ、明年職事四位以下初位以上要劇料を定め錢を停めて米を給ふ、人別日に二升、但し觀察使は此例に預ちず、嵯峨天皇弘仁三年勅して米を停めて錢に復す、前月の料を每月四日官に申し、太政官より宮內省に下し、十三日に給ふ、陽成天皇の世、國用多く倉廩欠乏せしを以て外庫の物を以て賜ふ、尋で諸國正稅不足不動穀きしを以て、元慶五年官田を割て永く其料に充つ、明年其法を改めて太政官中務省等以下七司は米を給ひ、大舍人、內藏、圖書、縫殿、內匠寮等三十九司に官田を充つ、八省柳彈正尹二府大將四府督及び皇子の官に在るもの公廨娘職は兎に給せず、八年山城河內攝津等の官田を以て主稅寮要劇料に充つる事年々に增加す、延曾衆官田を以て要劇料に充つる官人の要劇料を以て司中の喜の制國官及び仕へざる官人の要劇料を以て司中の小祿雜用に充てしも（三代格、延喜式、食貨志）

エウゲツ　要月　農事の多忙なる月をいふ、閑月に對しての稱、歲役令に、凡丞役者、家有三發丁、者、要月、充多丁、後少丁、其分番上役者、家有二發丁、者、要月、家貧單身者閑月、と、又若要月者、不レ得レ過三十日、と見えたり、

エウコ　腰鼓　「クレノツヅミ」とよむ、口帳を見よ、

エウコシ　腰鼓師　雅樂寮の役名、腰鼓生を教ふることを掌る（令義解）

エウジウ　遙授　遙任に同じ、「エヨニン」を見よ、

エウジウノクワン　遙授官　遙任の官を、いふ、「エヨニン」を見よ、

エウジユツ　妖術　怪しきことを行ふ術、安齋隨筆に、幻術亦妖術ともいふ、今俗にいふ魔法使ひ、又外法つかひ、又イダヅカヒといふ者なり、是れ正法に非らず、邪術を行ひて人の眼をかすめ惑はす術なり、唐にては仙術と號して道士といふ者ども之を行ふなり、亦佛教にても幻術をかりて佛法を飾りて奇妙不測を設けて人に見せて、佛力と號して人を歸伏せしむることあり、近年占者も妖術を行ひて、占の奇妙と稱するもあり、神道者の中にも妖術を以て奇妙をあらはし神力と號するもあり、何れの道にも奇怪の事をするは皆妖術なり、巫女（いちこ、のことなり）のグヂヨセ、サ、バキなど云ふ事も妖術を以て、人の心に思ふ事を探り知りて、人の心に應じたること云ひ出すなり、妖術は鬼を使ふ術ありて師より傳へ受くるなり、鬼を使ふとは狐の類を使ふ事なり云々、といへり、

エウセキクシ　要籍駈仕　中古以來禁中殿上にて駈り立て使はるゝ者をいふ○令に、凡職事官云々、父母令レ侍者解、官、其醫、侍人才用、灼然要籍駈使者、令二帶レ官侍一、又職原抄藏人の條に、爲二要籍駈使一、六位中其家子令レ候二殿上一、謂之非藏人、と見え、要籍とは、唐人の語、亦官名にもあり、

遍僧侶の樣宗紀に、要籍供奉とあり、註に要籍官は、唐の時師度衙前之職、又曰節度使之腹心也、朱泚王武俊の相王たる要籍を改めて承令といふ、又遙從に都不二要籍一と、註に云、要者須二其用一籍者借二其力一と之にて要籍の字義明なり、帶寛用ひがるといふことにて何かの役に立つをいふ、今時の用人といふ、或は役に立つ人など〻いふが如し、日本にて昔は事の役に使ふことを要籍駈使といふ、駈使とは、かり使ふことなり、今に駈使丁の賤職あり」といひ、安齋隨筆に、盛井氏の說要籍は殿上の日給といふ類也、又仙籍とも云へり、駈使は走り使ふことなり云々、真丈按に右說誤なり、本文竹冠の籍字を用、又任の字を用ふ此文に依て盛井が說誤れり、公式令義解要籍駈使の四字見えたり、紳冠の籍字を用、又使字を用ひたり、要字は小韻韻會云、鏡樂記に要二其節奏一、注猶レ會也とあり、是「アツマル」の義なり、藉字は字彙に狼藉草不鋤雜亂也、又漢書に、名稱藉甚、猶レ云二狼藉一甚盛なりとあり、是物の雜り亂れたる也、要藉駈使と連れいふは、さまざまの公事の集り會て雜り亂れたるに、關しに駈り立て使はるゝことをいふなり」といへり、

エウダイジサキノウダイジン 瑤臺寺前右大臣 大炊御門家孝（オホヒミカドイヘタカ）を見よ、

エウニン 遙任 ［字義］其身京都にありて地方官を帶するを云ふ、大寶令の制、地方官は一定の任期間其地に赴任して事務を取るべきを、遙任は實際其地に赴かず、遙に京都にありて、親王又は朝官たる人の國司を兼れ、公廨の配分にのみ預る故に名づく、また遙授ともいひ、其官に就きては遙授官とも云ふ（國史眼前期參照）朝官を以て地方官を兼れしは、天平三年十月、大納言藤原武智麻呂大宰帥となり、鈴任せず帥の得分のみを得しこと見えたり、是等は遙授の始めなり、天平寶字元年六月、紫微少弼巨勢朝臣堺麿の下總國を兼れしは遙任國司の始めなり、天長三年九月親王を以て國守とし上總常陸上野を任國となす、是を大守と號す、皆京師に居して公廨の配分を受く、是れ公然遙任の法を定めし始めなり、爾後年給の法行はれしより遙授の官益々盛となり、參議、二三位中將、少納言等は、必ず權守を兼ね、辨官近衛中少將は、介權介を兼れ、其他の朝官又多く國司を兼ねるに至れり、是を以て國衙は所謂留守所の名目となり、國司は場名介となり、名國司となるに至る（續紀、三代格、國司制變選）

エウニン 要人 用人に同じ、「ヨウニン」を見よ、

エウニヤウダウ 永寧堂 「エイネイゲウ」を見よ、

エウハイ 遙拜 ［字義］遥隔せる場所ある對者に向ひて遙に拜禮するをいふ、其場所を遙拜所といふ、神道名目類聚抄に、遙境の神社を詣でずして爰より拜するを云、と見え、晉書に、漢儀祭二天子雲陽一、祭二地于汾陽一、在二別宮遙拜一、不レ謁二壇所一、と見ゆ、儀禮訓纂に、神宮の諸末社の地方も遙かなる所多ければ末社の名を掲げて拜所を定む、これ遙拜所也」と云へり ［註］書紀、天武天皇元年六月の條に、且於二朝明郡迹太川邊一望二拜天照大神一、とある望拜は、卽ち遙拜のことにて、史に見えたる始めなるべし、延喜式に、凡齋內親王在京、淑齋三年、卽每朔日、著二木綿髮一、參二入齋殿一、遙二拜大神一、とあり、降りて明治四年三月神武天皇祭典の遙拜式を左の如く定められたり、府、藩、縣、廨中齋淨の地を撰び、大和の方に向ひ、新鹽を敷き、高机一脚を置き、机上御玉串を安し（玉串は榊の小枝に白紙の四垂を付く）浩齋久毛長宮神武天皇乃御前平、遙拜拜美奉賀と拜禮を終ふ、官員禮服著用職次嚴重に拜禮すべし、右式畢て玉串を燒却すべし、地方は鄕、村、氏神、神職へ遙拜式申渡し、氏子の者なして大和の方に向ひ遙拜せしむべし、云々」

エウン 慈雲 ［字義］雲は出興、正和四年佛智禪師と號す ［註］雲は丹治氏、母は平氏、武藏國澤の人、十七にして祝髮し、十九にして京に入り聖一國師に從ひて單傳の旨を扣く、正嘉二年宋に入り斷橋倫和尙に參す、又方菴所、清遠心に請參、文永五年歸朝し、筑の承天寺に出世し、尋で太宰府の崇福寺に選ら、陸奥の檀越その遠望を聞きて勝福寺を創めて之を請す、又東昌寺を建て以て樓せしむ、雲奥州に在ること十年、東方の緇素翕然として風に靡く、永仁三年蘇原忠教、雲を請して東福寺に請す、龜山上皇其德を欽ひて幸駕して法を聽く、正安三年初秋遷化す、年七十、腰五十三（本朝高僧傳、扶桑禪林僧寶傳）

エウン井ン 惠雲院 近衛稙家（コノエタネイ）を見よ、

エウヨ 腰輿 ［字義］手にて腰の邊まで擡げ行く輿を云ふ、故に又太古之と稱す、手輿の義なり、菟注和名抄に、按胡三省注二通鑒塡記一云、腰輿令二人擧レ之、其高至レ腰、海鏡碎事引二決疑要錄一云、腰輿以レ手挽之、別二於肩輿一是所二以謂一太古之一也、とあり ［註］王朝時代には大晉會御禊の日、河原頓宮より腰輿にめすを本式とす、齋王伊勢へ上下の時も之を用ふ、其外、內裏炎燒或は地震等に因り儀に他所へ遷御の時にも用ひ、新事の時には乘輿せざる例なりと有職抄に云へり、然れども簡單輕便なるを以て、上皇

驛の圖（驛遞志稿所載）

云ふ、驛家一切の費用に充つ、驛子の給料又は驛馬買及び備家料に供ふ[illegible]大寶二年二月始めて諸國驛起稲の數を記して勅官に送らしむ、天平六年正月諸國に命じ、雜色官稲は驛起稲を除く外、悉く正稅に混合せしむ、十一年六月に至り悉く正稅に混じ、正稅中より支給す、延喜式には、修理驛家料、驛子料の雜稲の目あり、この帳簿を驛起稲帳といふ、續紀に、和同二年令「諸國上二驛起稲帳一」とあり（續紀、延喜式）

エキコ　驛戶　驛家に同じ、「エキカ」參看、

エキシ　驛子　驛馬を扱ふ驛夫をいふ、また驛丁ともいふ、驛長に屬す、令義解公式令に、「凡驛子騎レ馬爲レ先行者」と見えたり○大寶令制定の時、公式令に、親王及一位、驛鈴十剋、傳符三十剋、三位以上驛鈴八剋、傳符二十剋云々、皆數外、別給二驛子一人一と見え、文德天皇齊衡二年正月二十八日の太政官符に、右得二美濃國解一偏、惠奈郡坂本驛吳二信濃國阿智驛一相去七十四里、一驛之程猶倍二數驛一、驛子貧レ荷常困二遞途一、寒節之中道死者衆、朝廷悲レ之稀降二慈賚一、永免二件驛子租調一、又去承和十一年、驛レ郡給二三年之復一、頻蒙レ施二無限之慈一、從爰公家、曾無レ所レ息、今按二彼郡課丁一惣二百九十六人也、就中二百十五人爲二驛子一、八十一人輸二調庸一、比二之諸郡一、我弊尤甚、望請擬二諸郡司之中富奈恪勤者一、專以五位一朝三年內、令レ治二件郡一、と見えたり、其技能々驛子の調庸等を免ずることあり、詳しくは大日本史食貨志を參考すべし（令義解、三代格、食貨志）

エキセン　驛船　水驛に備へ、官使の往來に傳にしたる船舶をいふ[illegible]文武天皇大寶元年制定して紫閣を以て驛別に船四隻以下二隻以

欠

上を置き、船に隨て驛丁を置かしむ、驛長は陸路に准じて置き、船舶を掌らしむ、應絕詳かならず、「スイエキ」「エキ」參看（令義解）

エキチヤウ　驛長　令義解 驛の長を云ふ 和名抄 驛馬 驛船の事を掌る 地藏菩薩靈驗記 文武天皇大寶元年之を制定す、驛戶內實有の者にて事に堪へたる者一人を選び置く、令に、凡驛各置三長一人、取三驛戶內家口富幹事者爲之、一置以後、悉令長仕、若有三死老病及家貧不堪任者、立替、其替代之日、馬及鞍具欠闕並徵前人、若緣邊之處、被番賊抄掠、非三力制一者、不用三此令一とあり、水驛の長又之に准ず、土人驛長を呼で長者と云ふ、現今古代往還の跡に長者屋敷と稱するもの、多くは皆驛長居住の地なり、鎌倉時代に驛長百姓を苦しむるを以て一旦廢せしが、弘長二年二月又之を復す、室町時代に又長者あり、延武四年五月の駿河興津文書に、興津宿長者中と見え、小島日遊にも、文和二年九月釋氏蛍井の長者が家を旅宿にせしこと見えたり、蹟仁大亂の後往々廢ぜられし如くなるが、江戶時代本陣といふ者の內に、昔の長者の後にて驛路の役を勤め來りし者あり（牧蕃考）

エキテイ　掖庭　後宮婦人の居る所をいふ、漢書百官公卿表に、武帝更に永巷を名づけて掖庭となす戀見えたり、

エキデン　易田　令義解 土地瘠增にして每年耕作種植するに堪へず、隔年に耕種する田地を云ふ、不輸租田なり、後世之を片荒田と云ふ 地藏菩薩靈驗記 大寶令に、若し易田を口分田に給授するときは、薄瘠の田より倍して之を給すべきこと見え、令集解に、其上田一段を休はしむる者を一易とす、中田二段を休はしむるものを再易とす、下田は三段を係易せしむ、故に班田の特倍給するなりといへり、繼體天皇弘仁十二年六月河內國交野丹比兩郡課丁の口分を易田として倍給すること又淳和天皇天長四年六月和泉國地勢境堺にして眞田少きの故を以て大島和泉日根の三郡に易田を置るゝこと、孰も三代格、政事要略等に見えたり（田制篇、大日本租稅志）

エキデン　驛田　令義解 諸國驛戶の用途に充てしむる田地をいふ、不輸租田なり 地藏菩薩靈驗記 大寶令制定の時始めて之を定む、大路は四町、中路は三町、小路は二町とし、驛によりて差等あり、天平寶宇二年八月當年諸國驛傳戶の田租を免す、寶龜四年二月、是より先播磨國申す、飾磨郡革上驛戶の銀田は官符に依て四天王寺に施捨し、更に遙に比郡の田を以て其驛戶に授く、驛戶疲弊甚し、茲に於て更に驛戶に班給す、弘仁十三年正月藤原緒嗣の奏言に因り田を撰で給す、承和六年六月自今三年を限り東海東山山陽三道の驛戶の田租を免す、天曆十年七月詔して又東海、東山、山陽三道驛戶の田租を免す（令義解、田制篇、大日本租稅志）

エキヌ　繪衣　乘女が上に着る服の名、表白綾にて雲に椿花を彩色す、裏は朋黃生絹なり、女房裝束（ニヨウバウシヤウゾク）の圖を參照すべし（禁裏儀式）

エキバ　驛馬　令義解 官使の公用にて、諸國に駐御裝束記、機紋圖會）

備へ置く馬を云ふ、之を「ハヤウマ」とも云ふ、早馬の義、傳馬も早馬と云へども驛馬と別なり 地藏菩薩靈驗記 大化二年正月始めて諸國に之を置く、是より以前、欽明天皇三十二年四月天皇薨逝不豫、皇太子向ゝ外不ゝ在、驛馬召到云々、又、推古天皇十一年二月、來目皇子薨、於筑紫、仍驛使以奏上、云々、又、蘇我天皇元年正月、百濟使人大仁阿佐連比羅夫從二流紫一乘二驛馬一來貢、云々等書紀に見えたれども遺記にて後世の驛場制別置さるべし）大寶の制、郡驛の馬牛は兵馬司之を管す、諸道を大中小路に分ち、大路の驛には馬二十匹、中路には十匹、小路には五匹を置き、使稱なる處には國司量て、必しも數に滿たしめず、筋骨强壯の馬を以て之に充つ、每馬中中戶をして飼はしめ、若し闕失あらば、驛稻を以て買ひ補はしむ、每年國司之を檢して、乘用に堪へざるものは、制によりて之を賣り、更に買ひ替へしむ、驛傳馬に乘るには本司より太政官に奏して、之を給はるなり、驛傳馬に乘り前所に至て替ふべくは、違過することを得ず、官人出て使するに至る所皆官物を用ひ、位に准じて供給す、驛馬も亦之に准ぜり、幾干もなくして、諸國驛馬を牧飼せず、蒼鷹蹴殘あり、乘用するに堪へず、如ふるに國司驛長等任意に乘用し、使者往來を延滯ならしむ、故を以て天平神護元年勅して之を禁ぜしむ、延曆八年太宰府管內の駄牛數年帳を進めず、或は帳を送むるも誤脫多きを以て、府官人を責めて法の如くならしむ大同二年太宰府の請により大路の驛馬を減省して十五匹を定となし、三百四十匹を減ず、是れ貢物牛減ぜしを以てなり、天長九年勅して、長門驛家十一、馬五十五匹、要路にあらず、公費徒に多きを以て、驛毎に減じて三匹とし、自餘は鑄錢料銅駄に充てしむ、承和五年諸使憲法を蹴みず、兹外に驛馬に乘用し、或は會に遂て變過し、或は法に乘きて駄を賣くするを以て、每驛司をして主當し、國司次官以上一人專當せしむ、貢調中再び令して、國司專案せざるものは解任せしめたり、延喜式を制定するに及び、驛傳馬は皆兵部省之を管し、驛馬の數を定む、後者

四國九驛九十三匹、東海道十三國五十五驛四百六十五匹、東山道八國八十六驛八百三十一匹、北陸道七國三十九驛一百九十餘匹、山陰道七國三十六驛二百二十二匹、山陽道七國五十七驛九百七十四匹、南海道六國二十二驛百十匹、西海道九國一島九十七驛六百五匹とす、又驛馬を分て上中下三等とし其價法諸國各異なる、陸奥上馬直稻六百束、中馬五百束、下馬三百東、佐渡尤も賤し、上馬二百束、中馬百五十束、下馬百二十束とす、源平以後鎌倉の初めに至る迄驛馬のこと史料欠けて考ふるべきなし、高槻元年鎌倉驛使を以て急を告ぐるもの、路次の馬を奪ひ、恣に乘用して民憂を爲すを以て、之を止めて每驛に驛馬二匹を置き其用に充てしむ、弘長元年上下使者及び物を運ぶ夫等、法に違ひ數匹を貸し人民を苦しむるを以て之を禁ず、建武中興の時驛馬を百姓に課することを止め、皆領主に課し民弊を救ふ、既にして天下亂れ驛法皆壞るに至れり、「エキ」參看（食貨志）

エキモン　掖門　正門の傍の小門をいふ、漢書成帝紀註に、掖門在二兩旁一若三人之腋掖一云々と見え、字典に、宮闕の小門を左右の掖門といふ由見ゆ、大內裡にての掖門の大略を左に示す（大內裡圖考證）

場所		掖門		
大極殿	東	東端	宣光	諸訓
昭慶門	東西	西華	壽成	光鏡
宣化門	南北	嘉喜	永綸	感化
東朝集堂	南	長位	通陽	含耀
西朝集堂	南	乾位	章義	長樂
會昌門	東西	永嘉	章德	興禮

エギヤウジ　會行事　延曆寺大會の奉行を云ふ、もと會利會奉行欄所堂、これを勤む、また法事奉行とも云ふ（僧官雜例集）

エキレイ　驛鈴　令義解 古へ官使諸國へ向ふ時に賜はる驛路の鈴をいふ、其を振り鳴して驛馬を徵發する證と爲す、のなり、茅窗漫錄に、驛馬の鞦頸に付る鈴をいふなりといへり 地藏菩薩靈驗記 世に鬼島日隆の兩神社に傳はる驛路の鈴は、神代より相傳はると稱すれども明ならず、孝德天皇大化二年正月改新の詔に、諸國に驛馬傳馬を置き、鈴契を造り山河を定むる由見えたれば、當時よりありしこと明なり、大寶元年驛鈴の制を定む、公式令に、凡給三驛傳馬一、皆依三給傳符兵鈴一、親王及一位、驛鈴十兵、傳符三十兵、十二兵、五位驛鈴八兵、傳符二十兵、四位驛鈴六兵、傳符三十兵、八位以上驛鈴三兵、傳符四兵、初位以下驛鈴二兵、傳符三兵、皆數外別給三驛子一人、其驛鈴傳符還到二日之內送納、と見え、又諸國に驛鈴を給するの數は、太宰府に二十口、三國及び陸奧國は各四口、大上國（按するに延喜式に、大和、河內、武藏、上總、下總、常陸、近江、上野、攝津、肥後、大國と稱し、山城、筑前、三河、遠江、駿河、甲斐、相模、信濃、下野、出羽、加賀、越中、越後、丹波、但馬、因幡、伯耆、出雲、美作、備前、備中、備後、安芸、周防、紀伊、阿波、讃岐、伊豫、筑前、筑後、豐前、豐後、以上を上國と稱す）は三口、中下國（安房、若狹、能登、佐渡、丹後、石見、長門、土佐、日向、大隅、薩摩を中國と稱し、和泉、伊賀、志摩、伊豆、飛騨、隱岐、淡路、壹岐、對馬を下國と稱す）は二口となす、又在京諸司等ありて驛馬に乘るべき者、皆本司の太政官に申て之を奏し給はるなり（太政官式に據れば、內外諸司申す所の庶務は、左右辨官先之を勘へて太政官に申す、若驛鈴傳符を請進する者あらば、辨官其色目を錄入し以て少納言に牒送す、少納言之を請進し訖るの狀を記入し辨官に牒すといふ）天平四年九月諸國節度使に驛鈴各二口を給す、天平十二年九月驛鈴二口を鎭西府に給す、時に嘉承元年十二月平正盛、源義親を討つに因て驛鈴を給すること源平盛衰記に見えたり、後世終に絕え、江戶時代には幕府の證文を以て傳馬の宿繼を爲すに至れり○其形現存するもの種々あり、常陸國鹿島郡に正等寺の什物といへるは、第一圖の如く耳目口鼻具はりて皆隱起し、菊進編の處に被目あり、長一尺一分、兹數ともいふべき筋を彫りたるもの、又第二圖の如き集古十種所載佐竹家藏のもの、第三圖の如き高橋圖南摹本の六稜なるもの、或は隱岐國遠家藏といふ第四圖の如きもの、或は榮經抄所載の

第一圖

此筋上中下合テ五是兹數歟

六鞭(第五圖)等のものあり(續紀、令義解、茅窓漫錄、好古小錄、驛路鈴考、柳庵隨筆)

第二圖

第三圖

第四圖

第四圖側面

第五圖

エキロ 驛路　國道をいふ、國道には宿驛の設あるによりて名付くさサマヤヂとよむ、孝德天皇の大化改新の時、驛馬の制を定め、文武天皇大寶元年驛路を大中小の三に分ち、京都太宰府に通ずる道、卽ち山陽道を大路とし、東海東山兩道を中路とし、其餘は小路となす、元明天皇和銅四年諸國に郵亭驛を置き、六年郡司に令して旅客の便を與へしめ、元正天皇養老二年兵部省にて驛遞の事を司らしむ、聖武天皇天平九年陸奥より出羽國まで直路一百六十里を通ず、淳仁天皇天平寶字三年五畿七道驛路の兩傍に菓樹を植ゑしむ、平城天皇大同元年作路司を置き、道路を修理せしむ、源頼朝幕府を開くの後、要所要所に新驛を設け、驛の人夫を定めて、大宿八人、小宿二人となす、龜山天皇弘長三年宗尊親王上洛の時、諸國に課す、是後世の助郷課役の濫觴なり、夫役を諸國に課す、是後世の助郷課役の濫觴なり、後醍醐天皇建武元年往還の行程を近國十日、中國二十日、遠國五十日とし、諸人上洛の行程を近國七日、中國十五日、遠國二十日とす、室町時代戰亂絶えざりしを以て驛政大に亂る（大内政弘大友義鎮長曾我部元親の如く一地方には道路に意を用ひし事あり）正親町天皇天正二年織田信長使者を四方に遣はして里程を定め、大路を幅三間半、小路を三間とし、兩傍に松と柳とを植ゑしむ、後陽成天皇慶長九年德川家康東海、東山、北陸三道の路を修め、塚を三十六町毎に築き一里塚とし、西南諸道又之に准ぜしむ、十六年東海道の木貫を定む、元和元年三度飛脚出て、萬治二年道中奉行を置き、驛務を主宰せしめ、翌年諸侯參勤交代の人馬を定め、靈元天皇寛文三年三都往復の飛脚屋起り、東山天皇元祿九年江戸傳馬の時限を定む、桃園天皇寶暦十二年東海、東山、日光、奥羽、甲州諸道に樹を植ゑ、其他本支諸道悉く樹を植ゑ道路を修理せしむ、孝明天皇嘉永四年諸侯の本陣に宿する制を定む、又往還の旅人遞夫等の路次にて喫煙するを禁ず、慶應三年各驛の助郷課役を解き、一人毎に錢七百文、畫食三百文を拂ひしむること〻定めたり、「エキ」參看（日本驛傳沿革考、牧書考）

エキロノスズ 驛路鈴　驛鈴のことなり、「エキレイ」を見よ、

エゲチノキミ 江口君　山城國江口に居る遊女なりふ、江口は平安朝時代の末年より、鎌倉時代の初にかけて、狹義の地として有名なりき、遊女記に、山城國與度津浮三巨川、西行一日、謂之河陽、往返於山陽南海西海三道之者、莫不遊此路、江河南北、邑々處々、分流向河內國、謂之江口、（中略）比門連戶、人家無絶、娼女成群、棹扁舟、看漁船、以觀枕席、云々」と見えたるにて、其一斑を推知すべし、「イカザヨ」參看、

エクワウ 慧光　日眞（ニッシン）を見よ、

エクワン 慧灌　高麗國の人、三論宗の開祖、隋に入りて嘉祥吉藏三論の旨を受け、推古天皇三十三年正月我邦に來る、勅して元興寺に住せしむ、僧正と爲る、河內に井上寺を創立し、三論宗を弘む（元亨釋書）

エケイ 惠瓊　孝謙幼字竹若、剃髮して頼藏主といひ、後ち惠瓊と改む、字は瑞甫、安藝國沼田郡に生る、十一歲にして京都東福寺に入りて僧となり、名を頼藏主といふ、慧緯學を好み、また頼る才略あり、博讀諸論衆に超ゆ、後ち長老となりて南禪寺に躍り、錄司に補し紫衣を聽るさる、尋で安藝に適き安國寺を營みてこれに居る、性甚だ武事を嗜む、毛利元就其辯才を愛惜し、眷遇殊に渥く、屢々國政を謀り、天正十年豐臣秀吉の高松城を攻むるや、屢々彼我の陣中に來往し、遂に羈元なして秀吉と和を行はしむ、爾來常に秀吉の意を受に候し、喝あれば僧侶及び弓馬の事を謀す、茲に於て佛門を去りて

武人となる、慶長五年關ヶ原の戰の時、石田三成に黨し、兵を率ゐて南宮山に陣す、敗北るゝに及び、遁れて鞍馬月性院に隱れ、更に出でゝ七條道場に潛匿す、奥平信昌之を探知し、人を遣はして捕へしむ、惠瓊脫走し東寺に至りて遂に縛せらる、同十月德川家康命じて斬に處し、首を三條川原に梟す（野史）

エゲタシキビキ 江桁敷引　江戸時代、租を減除する法の一、土手敷引ともいふ、用惡水、堀等の濱岸に小堤を築き、其敷地の租を除くないふ、引（ヒキ）參看（地方凡例錄、大日本租稅志）

エゲン 慧源　足初直義（アシカガノダヨシ）を見よ、

エゲン 慧玄　孝謙關山と號す、後奈良天皇勅して本有圓成國師と諡し、尋で後西院、東山、桃園、光格、孝明の五帝、佛心靈照、大定聖應、光德勝妙、自性天眞、放無量光の宸號を累賜す、姓は源氏、信濃高梨高家の子（略傳）京都妙心寺の開山、幼にして巨福寺の廣殿菴に抵りて、東傳啓和尙を禮して、薙染稟具す、後ち京師に上り、大德寺に入り、大燈國師に參し、左右に親炙して、唱酬機に契ふ、後醍醐天皇、一日大燈に詔して宮に入らしめ法要を問はんとす、大燈會々不安、玄に命じて詔に赴かしむ、奏對旨に稱ふ、元德二年、美濃伊深山に入り、艸菴を盤結して、跡を晦し光を韜み、聖胎を長養す、花園上皇洛西離宮を改めて梵刹となし、正法山妙心寺となし、强いて起たしめて、開山第一世となす、上皇丈室の後に別に玉鳳院を開きて、晨昏入室參扣し給ふ、玄威儀禮典に拘ちず、唯向上の一著を以て四來を接得す、一日裝束頂笠して、授翁弼（藤原藤房）に告げて曰く、我今行脚し去らんと、相携へて風水泉の邊に至りて、出世の顯末を立談して、泊然として逝化す、實に後光嚴天皇延文五年十二月十二日なり、享齡八十有四、塔壽六十四、玄法令嚴峻にして最も印可を重んず、故に關法の弟子授翁弼一人あるのみ（本朝高僧傳、扶桑禪林僧寶傳、龍門夜話、佛教各宗綱要）

エコヨミ 繪曆　曆の一種、繪入りたる曆なり（略傳）

エザウシ 繪雙紙　孝謙草紙の間に、繪畫を加へたるものをいふ、卽ち繪のある草紙にて、昔物語等を繪につゞり詞を書き加へたるものなり（略傳）江戸時代に始まり、盛に行はれたり、然れども、昔の繪卷物等は、後の繪雙紙なり、嬉遊笑覽に、源氏（ほたる）ながの雨例の年よりいたくして、ほゝかたなくつれゞなれば御かたゝ繪もの語などすゝびにてあかしくらしし給ふ云々、この下にこまの〻物語、うつぼの物語の畫のことゞも見えたり、古は物語も畫にかき、翫とせしもの、今も稀にその繪卷物傳はれるもあり、實錄もあれど、多くは戯作なり、また繪合の爲に作りたるも多し、諸寺の緣起なども同じさまなるほどに、兒女子にも見やすからしめんがためなり（中略）南畝老人語りけるは、昔の繪雙紙は唐かみ表紙にて土佐淨瑠璃、本文は金平などの本にてありしなり、享保の頃より鱗形屋にて朋黃の表紙を付、鳥居流の繪本を出す、是青本の始なり云々」といへり、後ち種々の色表紙本出で世に行はる、草雙紙（クサザウシ）參看、

エザシ 餌差　職制江戸幕府の職名、鷹の餌鳥を捕ふることを掌る、鷹匠の部下に屬し、十人あり（職制）何時頃より起りしか詳かならず、然れど慶長の頃より鷹匠あるを見れば、同時よりありしか、寛文七年九月、鷹匠頭に命じて、餌差札の黑印を改め、札なき者には餌差たることを禁ぜしむ、享保五年十月餌差取扱方を廢し、居屋敷、中屋敷等へ斷り次第入らしめ、又餌鳥以外に捕ふれば遠慮なく申出さしめ、且つ餌差に物を給し逃走がましきことを禁ず、享保六年十二月餌差屋の者取扱方を令し、向後餌差共惣并弟甥遠者、弟子餌差と唱、脇差さゝせ候、其外の弟子は、雇の者と唱候て、餌差札にも誰雇の者と書記し、脇差さゝせ不申筈に候、則雇之者腰札之寫書記し相廻候間、在々にて札致吟味、雇之者脇差さし候か、又者我儘之儀於有之は、捕置可申出候、先達而も相觸候通、不埒之者候得は申出筈に候處、嘆今迄無之儀に候、自今者右之趣急度相守り雇之者は勿論御餌差并弟子に至迄我儘仕候者候ば〻早々可申出候、若其通に致置、外よりきこゑ候はゝ可爲曲事事、といへり（德川禁令考）

エサシノコホリ 江刺郡　職制陸奥國郡制仁明天皇承和八年始めて見えたり、和名抄に、大井（オホキ）信農（シナノ）甲斐（カヒ）磯井等の郷あり、正保圖江差に作り、元祿圖又江刺に復す、爾來變革なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

エシ 畫師　職制中務省の被官、畫工司の部屬にて繪事彩色を掌る（略）天智天皇の御世大岡忌寸憲尊繪才に巧なり、姓を倭畫師と賜ふ、孝謙天皇の時河內畫師あり、推古天皇十二年九月始めて黃書畫師山城畫師を定む、文武天皇大寶元年中務省の下に四人の畫師を置く、平城天皇大同三年畫工司を內匠寮に併せ、後ち繪所となるに及びて其名亡ぶ、「エドコロ」參看（書紀、令義解、職官志）

エシ 繪師　職制江戸幕府の職名、繪畫の事を掌る、狩野、土佐の兩流ありて二十人あり（略）狩野氏は、慶長中守信（探幽）召されて畫所となり、法

印に叙す(法印、法眼に昇る者は案院と號す)子孫相繼で世襲し、醫師、或は同朋頭に准ず、見參以上なり、一族數家に分れて、悉く衞員に列す、見參以上の家祿は、二百石二十人扶持より、百十石十五人扶持までの差あり、其他は率れ五人扶持なり、土佐は、元祿二年、住吉廣澄より衞員に加はる、爾來住吉(十人)板谷(五人)の兩家世襲す、享保二年より若年寄の所管たり、狩野派(カノウハ)住吉派(スミヨシハ)參看

(官制沿革略史)

エジ　衞士　【職員】各國軍團兵士の、每年交替上京して、禁闕を守護する者を云ふ、令義解に、凡兵士向京者名衞士とあり、左右衞士府の管る處にして、桓武天皇延曆の年諸宮城門、八省院、大板殿及び各省等に分布し、以て非常に備へしむ○軍防令に據れば、衞士の京に向日には皆國司をして自ら部領せしめ、之を中分して一は上番し一は下番せしむ、下る日每には、當府にて弓馬を教習し刀槍を弄せしめ、寄を餐ち石を擲たしめ午時に至て放還す、別勅にあらざれば雜使を得ず、下る日と雖も輙く三十里外に私行することを得ず、其上番の年は重役なりと雖も下る限に在らず、衞士は父母兄弟併せ遣はすことを得ず、若し祖父母老疾にて侍すべきに、家に從下なくば衞士となることを免ぜらる【職員令】文武天皇大寶元年之を制定す、桓武天皇延曆二十四年人員を左右衞士府各六百人となし、各省に百人宛を分配し以て非常に備へしむ、後世軍團の制破れし後は、左右衞士各四人あり、諸公事の時雜事を務む、卽ち諸社奉幣の時、幣を持ちゆき、又は神馬を曳き、庭火を炬き、御殿掃除の時、御所洗を奉仕し、齋始め、御修法、薦分等の進物を引勸仕す(令義解、續紀、軍團制、防人從食考)

エ・シキ　會式　佛事を云ふ、會は御寄會、長講會大勝會等の會にて、式は儀式の式なり、卽ち朝廷の法會を初め諸寺の佛事は皆之を會式と云ふ、

エ・ジフ　衞士府　【名稱】後ちに衞門府と改む、宮門(內門)を守る近衞に對して、宮城門(外門)を守る故に「トノヱ」とも云ふ、左右あり【職員】左衞士府は鹿司の南、近衞の北東、大宮の西、宮城內の陣は、左は建春門、右は宣秋門【職員】宮掖を禁衞し、隨仗兵仗を正し、車駕出入の先驅後殿の事等を掌る、衞門を合せて後ち、京都の非違を糺し、半人の門籍榜等を掌る【職員】左衞士府は近衞の南、大宮の西、宮城內の陣は、左は建春門、右は宣秋門【職員】宮掖を禁衞し、隨仗兵仗を正し、車駕出入の先驅後殿の事等を掌る、衞門を合せて後ち、衞士を差配して所部を巡檢し、廻儀兵仗を正し、車駕非違糺問の事等を掌る、衞門を合せて後ち、京都の非違を糺し、半人の門籍榜等を掌る【職員】左衞士府は、左右各一人正五位上(後ち從四位下)中納言、參議非參議の人兼任す、又之を「カツ」とよみ尊みて「カツドノ」と云ふ、佐、各一人從五位下(後ち從五位上)五位殿上人のうち之に任ず、撥介一人(令制なし)名家譜第の人を撰任す、撥非違使佐に任ぜられ、藏人に昇るを得、大尉、各二人從六位下(後ち從六位上)少尉、各二人正七位上、六位諸大夫、并に侍の內を撰任す、杜氏遍典に、尉とは上より下を安する意、武官の通稱なりと云へり、後世成功により武士等任ぜらるる者多く、二十人若くは二十五人以上となれり、大志、各二人正八位下、少志、各二人從八位上、醫師各二人正八位下、門部、各二百人、物部各三十人、使部各十人、衞士、各六百人(エヲ)參看【職員】文武天皇大寶元年制定す、但し衞士の數不定、桓武天皇延曆二十四年六百人と定む、平城天皇大同三年七月衞門府を廢して、本府に併せ、諸門禁衞及び門籍門榜等の事を併せ行はしむ、衞士府主帥各六十人を減し、門部各一百人を減き、衞士を減じて五百人とす、唯獄員の名歷年已に久し、全廢すべからず、仍て左右獄員府と云ふ、繼續天皇弘仁二年十一月大件眞木廢等の奏により、左右衞士府を改めて、左右衞門府と云ふ、字多天皇寛平三年員外會人百人を定む、延喜の制府生各四人、醫師各二人、門部各六十人とし、其他は舊制に依る、又佐尉志府生各一人火長九人京中の非違を檢察す、當時衞門の職內外非違を檢察し、衆で追捕の事を行ふ、後ち檢非違使の權甚だ盛なるに及で、衞門兵衞皆其職を失ふ(續紀、令義解、三代格、延喜式、職原抄)

エ・ジマヤキセキ　江島屋其磧　【名稱】名は市郎右衞門、屋號を江島屋といふ【職員】世々京都の商賈なり、寛文七年生る、若年の時放蕩を盡し遂に產を傾けしが、文才あるを以て筆を小說に染め、浮世草紙、役者評判記等を著はし、皆世に行はる、はじめ寶永七年頃より、其著書には皆自己の名を現はさずして自笑の名を署せしがゆゑ、世人自笑あるを知りて、其磧が其作者たるを知らず、名付けて八文字屋物といふ、實は多く其磧の著はす處なり、後ち其磧これを悔い、八文字屋と分離し、其子に江島屋市郎右衞門の名を讓りて、書肆を開かしめ、これより其磧の名を署したり、然れども經驗に乏しかりしがゆゑ書肆は損耗に終り、享保九年頃に至り廢業したれども、其磧の名聲は猶尔却て高くなれり、元文元年六月歿す、年七十【職員】傾城歌三味線、曲三味線、色三味線、奚惰禁短氣、役者目利講等數十種あり(列傳體小說史)

エ・シン井ンソウヅ　惠心院僧都　源信(ゲンシン)を見よ、

エ・シヤイウル　會赦猶流　王朝時代に於ける流刑の一、逸毒を遠謫する者は、赦に會ふと雖も、同居家人及び數名せし人まで赤蓮流し、四等の尊屬

養父兄姉、眞父兄姉を殺し、及び無逆せしもの、赦に會ふと雖も遠流する云ふ、ルケイ、參看(律疏名例、拾芥抄)

エスゴログ　繪雙六　繪入の雙六を云ふ、遺殘紙料に、繪雙六と云ふもの、漢土には古くよりあれども、本朝には古き書に見えず、淨土雙六(ジヤウドスゴロク)參看)繪雙六にて古きは道中雙六なり、近松門左衞門作丹波與作、(久安四年作)の道中雙六の條に、これこそ五十三次を居ながら步む藤梨毛、馬はいしい道中雙六、南無諸佛分身と出た六字を六角に、きざむ樒木云々」とあり、爾後種々の繪雙六出で文政の頃松葉館の戯寄會に出品せしにても已に二十八種に及べりと云ふ、スゴロク、參看、

エゾ　蝦夷　【人種】【地圖】數說あり(一)日本固有の土人にして王化東漸するに從ひ漸次遠ほれて、渡島國に移り、今の蝦夷人は其遺孽なりと(二)上代蝦夷島の土人、我邦の北邊に渡り住せるなりと(三)蝦夷人の容貌魁岸骨格雄偉なる、恐らくは白晳人種なるべしと(四)或は一種の土人なりと【職員】上代の風に書紀に男女皆文身椎結、冬は穴居し、夏は出て樹に居す、五穀養桑なく、鳥獸を射て食となし、羽皮を衣とす、人となり勇悍強暴能く射、常に矢を髻中に藏し、舒て幼笠を爲し、趨捷飛ぶが如く、君長なし、と見えたるにて之を知るべし、爾來と雖もさしたる進步なく、今日なほ野蠻の風ある事普く人の知る處の如し【職員】古代(エミシ)といひ、中古以來(エゾ)といふ、景行天皇二十五年、武內宿禰東方の風土を巡察す、二十七年歸りて奏す、東方日高見國あり、土地沃饒にして獲し、是を蝦夷と云ふ、擊て取るべしと、是れ書に見えたる始めなり、四十年東蝦夷叛す、日本武尊之を征服す、是蝦夷を征する始めなり、【地圖】五十六年東山道の蝦夷叛す、御諡別王之を征服す、仁德天皇五十四年田道蝦夷を討して伊寺水門に敗死す、清寧天皇四年蝦夷內附す、欽明天皇九年上毛野形名將軍となり討す、皇極天皇元年蝦夷數千內附し、饗を朝廷に賜ふ、齊明天皇四年春阿倍比羅夫舟師百八十艘を率ゐ渟代津輕二郡の郡領を定め置き渡島に至り蝦夷を征し、歸田渟代蝦夷二百四十一人、津輕蝦夷一百十二人、膽振鉏蝦夷二十人を召し、酒肉入體に至り後方飾羊を政所とし、酒食を賜ひ、遂て肉入體に至り後方飾羊を政所とし、酒食を賜ひ、遂て肉入體に至り後方飾羊を政所とし、郡領を置く、終に遂て齊慎を攻て歸る、天智文武持統の三朝歸順するもの多し、因て之を優遇す、元明天皇和銅二年陸奧越後の蝦夷碇鍬なり、巨勢麻呂を陸奧鎮東將軍、佐伯石湯を征越後蝦夷將軍とし、之を征服す、元正天皇養老四年陸奧蝦夷叛して按察使上毛野廣人を殺す、多治比縣守を持節征夷將軍、下毛野石代を副將軍、阿倍駿河を持節鎭狄將軍として之を征す、翌年蝦夷を擊て歸る、聖武天皇神龜元年陸奧渤海蝦夷叛す、藤原宇合持節大將軍として蝦夷を、小野牛養を鎭狄將軍として出羽を鎭す、此時より鎭所を置き、多賀柵を置き鎭撫に尤も力を盡す、爲め上治郡に冠す、鎭守將軍大伴駿河麻呂之を討平す、叛東八國に勅して兵を出さしむ、七年兵四千を以て之を征す、陸奧蝦夷叛す、兵三千を發して之を討す、夷俘十一年陸奧蝦夷叛す、三月中納言藤原繼縄を征東大使、安倍宗麻呂を出羽鎭狄將軍とし大伴駿河麻呂を陸奧鎭守將軍とし、諸蕃軍を以て征す、功なし、依て藤原小黑麻呂を持節征東大使として兵三千を率ゐて之を討す、鎭守副將軍百濟俊哲等と共に奮戰し、失ふ所の諸塞を復す、桓武天皇延曆七年多賀城に糧食を蓄へ紀古佐美を征東大使とし、五萬二千餘人を發して之を征す、期年に及びて功なく師を還す、依て大伴弟麻呂を征夷大將軍となす、十三年弟麻呂大に賊軍を破る、十九年陸奧出羽按察使坂上田村麻呂蝦夷を撫接す、二十年征夷大將軍田村麻呂蝦夷を敗り、窮追して閉伊村に至り、其巢窟を覆滅す、二十一年田村麻呂に命じて膽澤城を築き、鎭守府を之に移す、翌年又志波城を築く、諸國浮浪の民を移して膽澤城志波城等を守らしむ、嵯峨天皇弘仁二年春陸奧鎭守將軍佐伯耳麻呂二萬六千人を以て之を征す、出羽守大伴今人賊の不意に出て大に之を破る、夏、綿麻呂を征夷將軍、今人を副とし賊を討す、勅して國の安危、この一擧にあり將軍等之を勉めよと、冬に至り綿麻呂等兵を分て四道並進み直に賊巢を衝き窮討して盡く之を滅す、天皇勅して綿麻呂以下の功を賞す、淳和天皇貞觀十七年出羽言、渡島蝦夷叛し舟船を發し秋田飽海二郡の民を殺略すと、乃ち牧宰に詔し討て之を平ぐ、陽成天皇元慶二年春出羽夷俘叛す、出羽守藤原興世鎭夷を以て防ぐ利あらず、終に秋田城燒失せらる、時に藤原保則を鎭守となして之を討ぜしむ、六月鎭守將軍小野春風をして赴き討ぜしむ、保則春風力を協せ、從はざる者は誅し、降附するものは慰撫す、並に於て蝦夷の叛漸く稀なり、後冷泉天皇天喜四年陸奧俘囚安倍頼時眞任叛し(センダキンノヌヌカヒ)參看)白河天皇永保三年出羽俘囚清原武衞叛す(ゴサンネンノヌヌカヒ)參看)非平ぐの後、又蝦夷の憂なし、後鳥羽天皇文治五年、藤原泰衞の源頼朝の爲めに亡ぼされ、や、其將士往々夷地に逃竄

する者あり、その海を渡り島中に入るを以ての故に、後人之を渡嶋と云ふ、此時に當り、安藤季信津軽の守護と爲り、蝦夷を管す、四條天皇文暦二年七月、鎌倉幕府兇徒を捕て蝦夷に流す、後世謂ふ所の諸館主は皆その族なり、南北朝の初、安藤の族安東貞季代て津軽を領し、藤崎に居る、正長元年貞季の孫教季、南部守行に逐はれ、嘉吉三年松前に到り、島民を撫綏す、これを下國氏と爲す、後花園天皇享徳三年若狭の人武田信廣此地に來る、長禄元年會長胡者寛允亂を爲す、諸館主擊て之を平ぐ、武田信廣功あり上國の蠣崎季繁の女婿となり、蠣を天河に築き勝山と號し之に居る、後柏原天皇永正十年蝦夷叛して諸館を陷れ、下國氏亡ぶ、信廣の子光廣舟百八十艘を以て天河より松前に來り、大館の壘に入り、改めて德山と名づけ、子高廣なして勝山を守らしむ、天正十八年豊臣氏東征後、光廣の曾孫慶廣に蝦夷及び松前を統轄せしむ、慶長十二年德山館を重修して福山と改名し、氏を松前と改む、後光明天皇寛文九年志毘茶里の會長亂を作し、松前氏之を平ぐ、後櫻町天皇明和二年露西亞始めて羅臼和、石浜石利二島に至り、三年擇捉に至り、得撫島に留住す、是より先延享寛延の間露西亞羅臼和以北の諸島を蹂躪し、此に至て又其以南を奪ふ、四年幕府更を遣り蝦夷を巡視せしむ、光格天皇寛政元年東部國後の「マメキリ」等亂を作し、松前兵を遣りこれを平ぐ、二年松前氏高橋寛光を唐太に遣り商館を建る地を相せしむ、四年幕府最上常矩を唐太に至らしむ、是歲露西亞漂客幸大夫等を護送して根室に至る、十年幕府使を遣はし蝦夷を巡察せしめ、露西亞の蝦夷諸島を蹂躪し、松前藩小にして力制すること能はざるを以て、之が邊警を講ぜしむ、十一年正月東蝦夷地箱館より初床に至るまで七年を限て幕府假に之を措置す、享和二年七月遂に之を收て政廳を箱館に想め、戸川安倫羽太正養を以て奉行と爲す、文化三年九月露西亞唐太に寇す、爾來愿々露西亞との關係絶えず（カラフト シケン、參看）四年三月又西蝦夷の地を收め松前氏を陸奥梁川に移封も、政廳を松前に遷し、松前奉行を置き、尋で全島を總管す、六年六月唐太を收めて北蝦夷と名づく、仁孝天皇文政四年十二月更に東西蝦夷地を松前章廣に付す、孝明天皇嘉永六年露西亞北蝦夷の境界を定め交易を通ぜんことを請ふ、安政元年箱館近傍の地を收む、二年東西蝦夷地を收め箱館奉行に譲し、松前宗廣に邑を内地に賜ひ、福山城に居らしむ、六年六月箱館港を開き互市を許す、明治元年四月函館裁判所を置き、同年五月函館府を建て清水谷公孝を知府事と爲す、八月松前德廣厚澤部の館を新城と號し、十月移て之に居り、館藩と稱す、是月德川氏脱走の徒函館に據る、二年五月官軍擊て之を平ぐ、六月鍋島直正を蝦夷開拓總管に任じ、七月函館府を廢して縣を置き、尋で縣を改めて開拓使を置く、八月蝦夷を改めて北海道と稱し、分て十一國八十六郡と爲し、省府藩士族寺院の支配を定む、樺太の稱は舊に仍る、九月舊函館裁判所を開拓使出張所と爲し、十一月治所を札幌に經營す、三年二月開拓使を分て別に樺太開拓使を置く、四年六月札幌縣・函館縣を置き、尋で別に樺太開拓使を置く、以上函館縣室を以て出張開拓使廳と爲し、各郡に出張所を設く、七月館藩を廢し館縣と爲す、尋で郡縣に併せ、十一月改めて青森縣を置き之に隷す、五年九月全道を六郡に分ち、札幌使廳を太置と稱し全道を管轄す、八年五月樺太州を露西亞に讓り久里留諸島を千島國に屬し、得撫新知占守三郡を置く、九月北海道大小區畫を定む、大區三十、小區百六十、十二年七月大小區畫を廢し更に郡區を置く、十五年二月開拓使を廢し札幌・函館・根室の三縣を置く、尋で北海道廳を置きて全道を管し、其下に札幌・函館・檜山・諸郡・岩内・小樽・空知・上川・増毛・宗谷・網走・室蘭・浦河・釧路・河西・根室の十六支廳を設け現今に至れり（書紀、續紀、類聚國史、古事記傳、北海道志、法令全書）

國	郡（自明治二年至五年治革表）	
石狩	札幌	石狩
	厚田	樺戸
		雨龍
		空知
		上川
		濱益
後志	小樽	高島
	美國	積丹
	忍路	古宇
	島牧	瀬棚
	久遠	奥尻
	歌棄	太櫛
	磯谷	岩内
	古平	余市
渡島	鷲志	檜山
	亀田	茅部
	津軽	福島
	上磯	
膽振	山越	有珠
	白老	紋別
	勇拂	千歳
	室蘭	幌別
日高	沙流	新冠
	浦河	様似
	静内	三石
	幌泉	
十勝	廣尾	當縁
	河東	河西
	上川	十勝
	中川	
釧路	白糠	釧路
	足寄	網尻
	厚岸	川上
	阿寒	
根室	花咲	根室
	野付	標津
	目梨	
千島	國後	振別
	擇捉	紗那
	蘂取	

北見	斜里（シヤリ）	網走（アバシリ）	常呂（トコロ）
	宗谷	禮文（レブン）	利尻（リシリ）
天盛（ヤンケ）	天盛（ヤンケ）	紋別（モンベツ）	枝幸（エサシ）
増毛（ヤンケ）	中川	上川	苫前（トマヘツ）
			留萌（ルモイ）

エゾクワンリヤウ 蝦夷管領 [明治] 蝦夷管領を津軽に設けて、奥羽、及び渡島（今の北海道を云ふ）の蝦夷を鎮撫す、又蝦夷代官とも稱す [地] 鎌倉時代王朝の時、鎮守府將軍、及び秋田城介等其任たりしに源頼朝兵權を執りてより、此等の官職廢れ、北條義時執權たりし時、安藤五郎を津軽に居らしめて、蝦夷を管領せしめ、貢稅を徴納し、民夷の叛亂に備ふ、蝦夷服屬し、呼びて日本將軍と云ふ、元亨中、其裔孫五郎三郎季久、同族たる又太郎季長と所領の地を爭ひて訟をなす、長崎高貞、雙方より賄賂を納れ、久しく決せず、是より先元慶中より、出羽の蝦夷騷起す、註に至り、雙方に黨與して亂をなす、嘉慶元年、工藤祐貞を征討使として下向せしむ、擊ちて季長を廢にす、三年に至り、漸く兵を息む、江戸時代には蝦夷奉行（後に箱館奉行）あり（武家名目抄、官制沿革略史）

エゾダイクワン ソクワンリヤウ）を見よ、

エゾノコホリ 蝦夷代官 [地] 蝦夷管領（エゾクワンリヤウ）備後國 [地] 風土記又熊宗に作る、延喜式に始めて見えたり、和名抄に、熊蘇（エソ）巻郡（カスカベ）刑部（オサカベ）の郷あり、明治三十一年六月奴可、三上と合して比遠郡と爲る（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

エゾブギヤウ 蝦夷奉行 [沿革] 江戸幕府の職名、蝦夷の事務を掌る [地] 享和二年七月戸川安倫、羽太正養を蝦夷奉行として蝦夷地の事を掌らしむ、是始めなり、遂で同年五月攻めて箱館奉行と稱す、「ハコダテブギヤウ」參看、

エタ 穢多 [名義] 穢多は餌取の轉語、屠者の義、和名抄に、屠兒、楊氏漢語鈔云、屠訓保布波、屠兒和名葉止、屠ニ牛馬肉ニ取ニ鱉鷄餌ニ之義也、殺生及屠ニ牛馬肉ニ取者也」と見え、今昔物語に、此持來たる物を食ふを見れば、牛馬の肉なりけり、偖是を見るに、あやしき所にも來にけるかな、我は餌取の家に來しなりと思ひて云々」とあるにて明なり、穢多の首を長吏と云ふ、昔は「エッポ」とも云ふ、又地方に據りて鳴へ異なり、薩摩にて「人外」越後にて「ブンジ」長岡にて「ジナコ」駿河遠江にて「カハホ」又「カンホ」又「カハッホ」又「カハッホ」、上總下總常陸にて「カハボウ」等といふ [沿革] 牛馬を屠りて肉を取り、皮を造る を專業と爲すこと古來より然りしが、江戸時代には、地方によりて獄舍の番人なし、又刑の執行の時敲ならば杖を執り、斬首梟罪なる時真を征討使として下向せしむ、擊ちて季長を廢にす、三年に至り、漸く兵を息む、江戸時代には蝦夷奉行（後に箱館奉行）あり（武家名目抄、官制沿革略史）

ことにも與れり、然れど貧しき者は常に市井に出て乞丐するを樂とす、總て穢多非人は平民と同居し武は平民の舍内に入り或は席を同じくすることを得す、罪ありて獄に繫がるゝ時も其房を別にす、後世市街に住する者あれど、皆一町一村を限り、又は平民居住の村の内にても、牛村或は幾戸一團となりて別に部落を爲せり、租稅は江戸時代には、平民と同じく米納金納各適慣に從ふ、享保五年舊法を改め金納を爲せしも、七年又故制に復す [沿革] 穢多は神戸陸戸等にて元は良民なれども、穢れを忌み遂げて凡人と婚姻を通ぜざるにより、自然と別種の种落を爲し、凡人より穢多村の人と擯斥されたるならんと云ひ、又高麗百濟の殆部にて、奥履となり、革を製するにより、穢多と敵されたるなりと、何れも確かならず、されど古くよりありし事は前に示すが如く、享保四年江戸淺草の長吏弾左衛門の差出したる由緒書によれば、弾左衛門の祖先は源頼朝の時長吏以下の支配を命ぜられし由を云へども全く信を置き難し、穢多の文字の見えたるは、師守記に、貞治元年十二月六日、今日四井被ニ掘ニ之、鳥目一遣賜ニ穢多一畢」とあるを始めとす、久米邦武氏の說に、穢多村長吏、皮作、太神人等と同類にて、共に不淨を取捨て掃除を爲し、離れ牛馬等なも取扱ふより、皮作りを業とするなりと、又昔時は穢多非人差別なかりしが、只支配の異なるより、後世漸く漸別高下を爭うて、別類の如く言習はしたるなりと、江戸時代には、穢多と非人とは別にて、穢多を支配する者を弾左衛門といひ淺草に居る、非人頭を善七、松右衛門の二人とす、善七は淺草に、松右衛門は品川に居り、並に非人小屋頭といふ、並に弾左衛門の指揮に從ふ、弾左衛門の支配する所は府下並に關八州、甲斐、駿河、伊豆、陸奥を合せて十二箇國に亘り、其國の穢多は悉く同人の約束に從ふ、幕府命ずる所あらんとするには弾左衛門に令して普くこれを傳へしむ、十二箇國外の諸國の穢多非人にも亦各其長あり、或は長吏と稱し、或は草に小屋頭など稱す、寛政十二年八月弾左衛門の書上に據れば、其支配の戸數は、總計七千七百二十軒、内二百三十二軒外に旅飼十五軒、弾左衛門構内、七百三十四軒府下各所の小屋、淺草、品川、深川、代々木村、木下川村等五所）五千四百三十二軒（外旅飼四十六軒）關八州十二箇國の分なり、江戸幕府の時穢多は平民となること能はず、非人は初め平民なりしも、一旦非人となれるなれば非人頭の證明を持て平民

よ爲ることあり。穢多に至りては曾て此事なし、然るに慶應四年、正月幕府彈左衛門が防長征伐の際の功を賞して平民に陞せたり、因て彈内記と改稱し、手下の者の穢多の稱をも停む、明治四年八月二十八日一般に其稱を廢して平民の籍に編入し地租調免の制を罷む、此時全國に於ける賤民の員數は總計三十八萬二千八百八十六人、内穢多二十八萬三百十一人、非人二萬三千四百八十人、皮作等雜種七萬九千九十五人なりといふ（賤者考、穢多非人考、穢多非人の由來）

エダイヅオサメ 荏大豆納 江戸時代、年貢として納むる大豆及び荏をいふ。地方凡例錄に、關東方荏大豆納高百石に大豆二斗、荏一斗かゝる、尤も荏大豆共二升に代米一升、代永なれば荏大豆石代一石に代永一貫文つゞ被下之、右納方正大豆もあり、又其年々石代金納に成るもあり、或は何分は正大豆、殘は石代なるもあり、何れも前々引付通に取計ふ、又越後國蒲原郡は取米壓の大豆あり、正納并に上振大豆と唱ふ石代金納もあり、取米十石に大豆七升かゝるなり、納方は凡三分通、正大豆七分通内外、上振大豆一石代銀四匁五分づゝ六十目替にて金納に成す、又正納のみの村もあり、上振のみの所もありて村々異同あり、何故上振と號し安石代にて納ろといふ事知り難し、前記の如く代米渡上方は田畑取米の十分一大豆銀納とて石代にて納むる、又前々の引付にて十分一の内、何程は正大豆、何程は銀納と分るもあり、上方筋にては荏納なく、石代の儀は定法の相場を書出す場所極り直段吟味の上勘定所下知を得て直段を定む云々といゝり、

エダガミ 枝神 末社のことをいふ、眞觀官符に爲神と見えたり。

エダクミノツカサ 畫工司 「ゲワコウシ」を見よ、

エダシヤク 枝籍 別籍小籍を云ふ、中古以後院廚去の後、本宮の人を以て内堅所大舍人に寄せらるゝの名なり、或は四所の窮者と云ひ、又四所の巡物所の籍を云ふ（魚魯愚抄、儀制雜）

エダチ 役 役立の意、役は充の約ならん、立は民の其事に發起を云ふ、古事記應神天皇の條に、新羅人參渡來、是以建内宿禰命引率爲役之堤池而作百濟池」とあり、文武天皇大寶元年制定して、正丁は歲に十日を役し、次丁は五日を役せしむ、詳しきことは雜役（クワヤク）を見よ、

エタノコホリ 英多郡 「アイタノコホリ」を見よ、

エチゴノクニ 越後國 ［形勢］西は越中、西南は信濃、南は上野、東北は羽前、西北は海、東西四凡六拾二里、南北凡拾七里、北陸道に屬す ［沿革］陸前の大山脈東北より來り、蜿蜒南方に綿り、信濃に連なる、洪流縱横國内の運輸便なり ［出典］古へ越前以北水國に至る總て高志國と稱す、後ち越前越中越後と分たる、國府は頸城郡に置く（春日山）延暦十七年本國の田若干を朝原内親王に賜ふ、是賜封の始めとす、寛弘長和の際、平維茂邑の頸城郡に食し、子繁茂秋田城介に任じ、城を以て氏とす、支孫資長に至り平宗盛奏請して國守に任じ、木曾義仲を討たしむ、資長尋で卒し、弟長茂蒲原郡赤谷に居り、後ち源頼朝に降る、文治元年頼朝安田義資を以て國守に任じ、守護に補す、建仁元年長茂謀叛して誅せられ、其從子資盛頸城郡鳥坂に據て叛す、佐々木盛綱伐て之を平ら、將軍源頼家功を賞して其子信實に邑府（後に水原郡）柏崎郡を設け、又悉く之を收めて餘と爲す、既にして合併して新潟柏崎二郡を更置し、又柏崎を省いて新潟と合す、（蒲原郡津川郷七拾村は上杉氏の時より會津領に屬す、仍て若松郡に錄す）後又新潟郡に錄す（新潟郡古より管郡の變遷は、左表の如し、尚ほ詳しくは、各郡の條につきて見るべし（地誌提要、兵要地誌、郡名異同一覽）

六國史	延喜式	倭名抄	古圖（コヽ）元禄帳（タ）考天保地誌提要（タ）郡制編	明治潛革帳（タ）郡制編	郡區編制
磐舟（ヒ）	石船	三島（ミシマ）	三島	岩舟（ハ）岩船（チ）	同
			嘗船（ク）		
			刈羽	同	同
			古志	古志	同
			山東（ヤマヒガシ）三島	三島（サンタウ）	同
			蒲原	同	東蒲原
渤足（ヒ）	蒲原（カムハラ）	蒲原	同（カ、ハ）	同	西蒲原
			同（カ）		中蒲原
	沼垂（ヌタリ）	同	同（タ）	同	南蒲原
					北蒲原
	魚沼（イウヌ）	同	同（ヤ、ヌ）	同（ウヒヌ）	北魚沼
					南魚沼
					中魚沼
久比岐（ヒ）	頸城（クビキ）	同	同	同	東頸城
					中頸城
					西頸城

エチゴマルコバン 越後圓小判 一名露信丸小判ともいふ、重さ四匁、形ち小く丸形を爲す、相傳ふ、越後國の上杉謙信造る所なりと、制作餘古金色精麗なり（金銀圓錄）

エチゴリウ 越後流 字佐美駿河守が親遠せる軍學の一派、澤崎主水といふものに至て之を唱ふ○澤崎は越後の人なり、加治景明に就き兵法を學びて其奥旨に達し、承應元年、東武に來りて名聲あり、其略系左の如し（武術流祖錄）

○字佐美駿河守——同 民部——同寛安——同大膳——「栗田寛政（謙信三德流）」——同景治——同景明——澤崎主水

エチゴ

「加治景英——同景治——越前家 松平氏（マツダヒラ）

エチゼンケ カヂゼンの條編井藩の部を見よ、

エチゼンノクニ 越前國 ［形勢］東北は加賀、東南は美濃、南は近江、西は若狭、西北は海、東西凡拾九里、南北凡拾七里、北陸道に屬す ［形勢］白山の山脈東南に發ち、西北漸く低し、三河その中を貫流し一港に合す、西南の一隅木芽嶺を以て屏障とし海に灣曲す ［出典］古昔此國より北、越後に至るまで總稱して越國、又三越路といふ（越前を越の道口、越中を越の道尻といふ）後ち分て、越前越中越後三國とし、姿考二年越前國羽咋、能登、鳳至、珠洲の四郡を割て能登國を置き、弘仁二年又越前國加賀江沼二郡を割て、加賀國を置く、成務天皇の朝に、國造を置き、後ち國司といふ、又國守と稱し國府を丹生郡に置く（今の南條郡武生舊藩府中）鎌倉幕府の時、北條時政守護の事を行ひ、目代を遣はして國事を管す、足利尊氏の反する族弟新波高經をして本國を從

信丸小判ともいふ、重さ四匁、形ち小く丸形を爲す、相傳ふ、越後國の上杉謙信造る所なりと、制作餘古金色精麗なり（金銀圓錄）

エチゴリウ 越後流 字佐美駿河守が親遠せる軍學の一派、澤崎主水といふものに至て之を唱ふ○澤崎は越後の人なり、加治景明に就き兵法を學びて其奥旨に達し、承應元年、東武に來りて名聲あり、其略系左の如し（武術流祖錄）

○字佐美駿河守——同 民部——同寛安——同大膳——「栗田寛政（謙信三德流）」——同景治——同景明——澤崎主水

「加治景英——同景治——越前家 松平氏（マツダヒラ）

エチゼンケ カヂゼンの條編井藩の部を見よ、

エチゼンノクニ 越前國 ［形勢］東北は加賀、東南は美濃、南は近江、西は若狭、西北は海、東西凡拾九里、南北凡拾七里、北陸道に屬す ［形勢］白山の山脈東南に發ち、西北漸く低し、三河その中を貫流し一港に合す、西南の一隅木芽嶺を以て屏障とし海に灣曲す ［出典］古昔此國より北、越後に至るまで總稱して越國、又三越路といふ（越前を越の道口、越中を越の道尻といふ）後ち分て、越前越中越後三國とし、姿考二年越前國羽咋、能登、鳳至、珠洲の四郡を割て能登國を置き、弘仁二年又越前國加賀江沼二郡を割て、加賀國を置く、成務天皇の朝に、國造を置き、後ち國司といふ、又國守と稱し國府を丹生郡に置く（今の南條郡武生舊藩府中）鎌倉幕府の時、北條時政守護の事を行ひ、目代を遣はして國事を管す、足利尊氏の反する族弟新波高經をして本國を從

峰せしむ、延元中新田義貞及び藤貞義王を奉じて敦賀金崎城に入り、高經と相持す、國人瓜生重、兄保等と共に義貞に應じ柚山（今南條郡）に據る、因て軍を國守に任ず、既にして皇太子賦に隔り、義貞及び子義顯烟時能等戰後雖に殉ひ、重等兵潰ゆ、高經遂に北陸の諸國を定む、尊氏乃ち高經を本國に封す、其子義將隔ぎ京師に在て管領となり世襲し、來宰朝倉高景を以て守護代とす、義將六世の孫義敏に至り義弟義藤と相鬩ぐ、高景六世の孫敏景義藤に輩附す、義敏敏景を誘ふに本國を讓るを以てす、敏景遂に義敏に歸す、文明三年甲斐の民亂を作す、敏景擊て之を平ぐ、將軍義政因て守護となす、足羽郡一乘谷に治す、支孫義景に至り勢威益振ひ、弘治の初、眞宗僧徒を擊て加賀牛國を取る、元龜中織田信長と兵を搏て果敗し、天正元年義景自殺し朝倉氏亡ぶ（五世百三年）信長朝倉の降將前波長俊を以て假守とし、尊て柴田勝家を北莊五十萬石に封し、北陸を按撫せしめ、今立郡を佐々成政に（五郡一城に居）南條郡を前田利家に（府中に治す）與ふ、九年成政を越中に徙し、其地を勝家に加封す、十一年豐臣秀吉勝家を滅し、利家を加賀に徙し、丹羽長秀を全國に封じ北莊に治す、十三年秀吉長秀の子長重の封を割し、堀秀政を北莊十八萬石餘に封じ、大谷吉繼を敦賀五萬石に、長谷川秀一を東郷拾壹萬石に、（後に丹波長昌）青山忠元を丸岡四萬六千石に、織田秀雄を大野五萬石に、分封す、慶長二年秀政の子秀治を越後に徙し、北莊八萬石を青木一矩に與へ、五年府中六萬石を堀尾吉晴に加賜す、是淺野ヶ原の役吉繼以下皆西軍に屬す、德川氏悉く其地を收め、吉晴を出雲に徙し、二子秀康を全國に封し北莊に治す、十八年本多成重を丸岡に封す（後に有馬清純）寛永元年秀康の子忠

を國内に賜ふ、慶武中新田義興を以て守護とす、延元の初足利尊氏上杉朝房をして守護たらしむ、足利基氏關東管領たるに及びて、執事上杉憲顯を以て朝房に代ふ、憲顯孫房方、憲顯の弟四子憲方の子）に傳へ、春日山城に治す、五世房能に至り家宰長尾景藤と隙あり、永正三年爲景房能を試し、上杉氏定實（房方の孫房實の子）を迎え、陽尊して主となし春日山に治す、既にして上杉憲政來奔し約して父子となる、輝虎因て上杉を冒し京師に朝す、將軍足利義輝以て關東管領と爲す、天正六年輝虎卒し、義子景虎景勝と國を爭ひ管内大に亂れ、越中、能登、上野、信濃の地を失ふ、景勝終に景虎を殺して自立す、慶長二年豐臣秀吉之を會津に徙し、堀秀治を春日山に封し（三拾五萬石）溝口秀勝を新發田に（德川氏の時封放の如し）村上義明を本莊（後ち村上と稱す）に封す、後ち義明罪ありて封除し、馬封數氏、享保中内藤一信を封す、十二年秀治徙て頸城郡鳥島に治す、十五年子忠俊事に坐して國除し、松平忠輝六十萬石に封じ、徙て高田に治す、元和二年罪有て封を沒し、酒井家次に高田十萬石を賜ふ、四年榊忠勝信濃松代に轉じ、松平秀康の二子忠昌を二十四萬石に封す、寛永元年罪を獲て國除し、貞享中稻葉正則を封じ、戸田忠真松平定重之に次ぐ、五世定賢白河に轉じ、寛保の初榊原政永封ぜらる、其餘國内封を受くる者、長岡（初堀直寄、後に牧野忠成）與板（初牧野康成、後に井伊直矩）村松（堀直晴）椎谷（堀直之）絲魚川（初稻葉正成、後に松平直之）黑川（柳澤經隆）三日市（柳澤時睦）とす、最後長岡の支封三根山（牧野忠泰）藩列に入り、後ち峰岡と改む、絲魚川を改めて濱崎と稱し凡十一藩、天保中奉行を新潟に置く、明治廢新潟府藩置

直郡あり闕せらる、郡二子忠昌代り封ぜらる、北莊を羅井と改め、世隱す、忠昌其弟直政を大野に（後に土井利房）直基を勝山に（後に小笠原真信）直其を木本（直其徙封の後城廢す）に分封す、其後封を受る者敦賀（細井忠利、若狭酒井氏の支封）鯖江（同部註言）凡て六藩、明治維新改て縣とし、別に本保縣（丹生郡）を置く、既にして皆廢して敦賀羅井二縣を置き羅井を改て足羽と稱し、遂で之を廢し、敦賀に併せ本國及び若狭を治す、明治九年又之を廢し本國七郡を石川縣に屬し、敦賀郡若狭全國を滋賀縣に隸す、十四年再び羅井縣を置き、本國若狭二國を管治す

沿革概略 古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡につきて見よ（古事記傳、地誌提要、郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

六國史	延喜式	倭名抄	拾芥抄	古圖	郡名考	天保郷帳	地誌提要	明治沿革	新郡區編制
角鹿（郡）	敦賀	同	同	敦賀（ヘタ）	敦賀（ヘタ）	敦賀	敦賀	敦賀	同
			足羽（アスハ）	足羽西	足羽北（コ）	足羽（アシハ）	足羽（アスハ）	足羽（アスハ）	同
丹生（郡）	丹生	同	丹生	丹生北（コ）	丹生（タヌ）	丹生	丹生	丹生	同
				今西（コ）	今北東（大分郡）	南條（ケ）	南中條（コ）	南條	同
今立（郡）	今立	同	今立	今立東（コ）	今立（ハヒ）	今立	同	同	同

エチノコホリ 沿革概略 元正天皇養老元年九月始めて郡名見えたり、和名抄に、敏野（カノ）平田（ヒラタ）八木（ヤギ）大國（オホクニ）長野（ナガノ）天保郷帳愛知に作る、今は愛智に仍る（郡名異同一覽、國郡沿革考）

エッカイ 越階 「チツカイ」と訓むを正しとす、其條を見よ、

エッザコベン 越座小判 一名諸信小判と稱す四角、相傳ふ、天正中越後國の上杉謙信の作る所なりと、表には、蔦桐の紋を上に、其下に越座の文字を書し、右に天、左に正の字を印す、背には、天と正との字を上と下とに印せり（金銀圖錄）

エッチユウノクニ 越中國 沿革概略 東は越後及び信濃、南は飛騨、東西凡貳拾壹里餘、南北凡拾九里餘、北陸道に屬す 形勢 立山の山脈東南に疊累し、飛騨信濃に連なる、北方沿海の地稍〻平坦、四大河貫流し灌漑の利あり 沿革概略 古（越前以北越後に至るを總て越國と稱し、後ちこれを分て越前、越中、越後とす、本國の疆域詳かならず、景行天皇の時、大河音尼を伊彌頭の國造に定め賜ふ、伊彌頭は今の射水なれば、是本國の始めならん、而して初、覩波、射水、婦負、新川、礪波、古志、三島、魚沼の八郡を以て國を立て、大寶二年本國四郡（礪波、古志、三島、魚沼）を分て越後に屬す、天平四年田口年足を本國の守となす、是を國守の始めとす、而して國府を射水郡に置く（今新湊町舊古府村）天平十三年能登を併せ、天平寶字元年赤分立す、爾後礪波射水婦負新川の四郡を以て國を建つ、降りて保元の頃平敎盛等國政を執る、壽永二年平氏衰へ、文治元年源光隆に此地を賜ふ、諸賴朝義經捕使となるに及び守護を置く、北條氏の末名越時有を守護とす、元弘三年玉師貞り時有を誅に伏し、建武中少將中院定清を以て國司に任ず、明年桃井直常を守護となす、足利尊氏の反するを國人普門利清之に應ず、定清之を伐て戰殁す、尊て直常叛して尊氏に附し、正平五年再び吉野に歸順す、尊氏乃ち足利高經を守護とし、子義將職を襲ぎ、直常を伐て之を殺る、天授六年將軍義滿管領畠山基國に本國を賜ひ、基子滿家に傳ふ、再傳して政長に至る、明應二年政長同族義豐と戰て敗死す、明年上杉顯定其弟越後守護房能を以て國事を兼攝せしむ、永正三年房能其臣長尾爲景に弑せられ、七年顯定爲景を伐て敗死し、椎名神保諸氏各其地に割據し、皆爲景と絶す、天文七年爲景大軍來り侵し、松倉（椎名泰胤）瀧山、增山（皆神保氏）諸城を陷れ、其地を掠有す、十一年神保長尾衡、江波三河等爲景を誘殺す、神保氏純（惣氏の子）富山城に據て新川婦負二郡を併せ、擊破頗る振ひ、永祿の初礪波郡を併せ、椎名石黑斯氏を降す、爲景の子輝虎報仇を圖り、屢〻來り攻む、六年大擧して入侵し、長衡三河を殺し敵城を徇ふ、元龜二年、輝虎松倉城を陷れ椎名泰胤を滅し、神保氏張（氏純の子）を富山に圍み、明年之を拔き國の大半を略す、氏張走て守山（射水郡）に保ち款を織田信長に納る、六年輝虎卒し內訌大に起り州衆皆叛呼し、志を織田信長に通ず、七年信長佐々成政に全國を賜ひ、富山に治す、十三

年豐臣氏成政の地を削て、新川一郡に居しめ、礪波射水婦負三郡を以て前田利家に與へ守山に治す、十五年成政を屈後に徙し、文祿四年新川郡を以て利長の父利家に加賜す、慶長の初利家徙て富山に治す、尋で父の封を繼ぎ加賀に移り、本國を兼領し世襲す、其支封を富山とす（利常の第二子利次）明治九年新川縣を置く（初魚津に置き後ち富山に徙す）明治九年新川縣を廢く、明治二十九年上新川郡の一部を割て中新川郡を、射水郡の一部を以て氷見郡を、礪波郡を東西の二郡に孰も分ち置く

沿革概略 古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは、各郡につきて見るべし（古事記傳、地誌提要、兵要地誌、郡名異同一覽、法令全書）

古書	延喜式	倭名抄	拾芥抄	古圖	郡名考	天保郷帳	地誌提要	明治沿革	新郡區編制
喜事紀	倭名抄（ワ）	新水（エ）	新川（ワ）	新川	元祿（ヘ）郷帳（ヲ）	天保（ヲ）郷帳（ヲ）	地誌提要（ヲ）	下新川	下新川
					寛知（ヘ）郷帳（ヲ）			上新川	中新川
									上新川
		婦負	同	婦負（タ）	婦負（キヒ）	同	同	同	同
				婦負（コ）	婦負（ケ）				
伊彌頭（國）	利波（ハ）	礪波	同	同	同	同	同	東礪波	同
射水	同	同	同	射水（ケ）	射水	同	同	射水	射水
同	同	同	同	泉（コ）	射水	同	同	西礪波	同
同	同	同	同	同	同	同	同	氷見	同

エッテンラク 越天樂 「チツテンラク」を見よ、

エッニン 干支 越任 「チツニン」と見よ、十干十二支を云ふ、干支は幹枝の義、兄弟の象なり、日本紀に干支をこのかみ、おとどとよめり、固と「エト」と云ふ訓は、十干の陰陽「エ」は剛日「ト」は柔日を云ふ、都ち甲を木の兄、乙を木の弟と云ふ類にて、甲丙戊庚壬を兄、乙丁己辛癸を弟とし、併せて「エト」と云ひ、十二支はひよみと云ひしが、又轉じて干支を併せてエトとも云ふなり、曆林問答に、支干者、蓂莢月令章句云、昔大幾採三五行之情、占斗機、所建也、始作甲乙、以爲日、謂之幹、作子丑、以名辰、謂之支、甲丙戊庚壬爲陽、乙丁己辛癸爲陰、陽爲剛、乙丁己辛爲柔、是合十干天之數也、子寅辰午申戌爲陽、丑卯巳未酉亥爲陰、是合十二支地之數也、皆天地陰陽造化之根元也、陽剛陰柔主一歲月日時、と見えたり、

【十干】甲（木の兄）乙（木の弟）丙（火の兄）丁（火の弟）戊（土の兄）己（土の弟）庚（金の兄）辛（金の弟）壬（水の兄）癸（水の弟）○【同異名】閼逢（甲）旃蒙（乙）柔兆（丙）强圉（丁）著雍（戊）屠維（己）上章（庚）重光（辛）玄黓（壬）昭陽（癸）

【十二支】子（水）丑（土）寅（木）卯（木）辰（土）巳（火）午（火）未（土）申（金）酉（金）戌（土）亥（水）○【同異名】困敦（子）赤奮若（丑）攝提格（寅）單閼（卯）執除（辰）大荒落（巳）敦牂（午）協洽（未）涒灘（申）作噩（酉）閹茂（戌）大淵獻（亥）（和漢三才圖會、和漢名數、儒調等）

エド 江戸 沿革概略 武藏國豐島、葛飾、荏原の三郡に亘れる地○今の東京 沿革概略 古は武藏野の內なりし由は、諸記紀行の類にも載せたり、故に其境域錯れども普武藏野と呼びしは寸都に跨りて、西は秩父郡、東は江海、北は河越、南は向ヶ

都橋ヶ原に及ぶと云へり、現今東京の境域、東は南葛飾郡當代嶋村に及び、西は北豐島郡關村に限り、南は荏原郡羽田村に進し、北は北豐島郡根岸村に至る、以てその如何を知るべし 沿革概略 四北遷岡起伏し、東南は平低にして東京灣に臨む 沿革概略 江戸と稱するは、此地大江に臨み船の泊る所より、江戸と唱へたるが如し、都ち入江の口の義にて、江の門戸といへる約語なり、又江戸を往土と書き、往の多く生じたる地にして、荏原郡などいあるも、亦之に因めるなど唱ふるは疑ほし、又中古は江戸を中武藏江戸とも稱す、古人江戸は庄名なるべしといひ、或は郷名なりともいへり 沿革概略 李藤天皇の時、豐島荏原の郡を置かれたること國史に見えたれど、江戸の名見えざれば、其創建詳かならず、鎌倉の頃、武藏七黨系圖に、秩父重弘の子重綱、始めて江戸太郎と號すと見えたり、これものに見えたる始めなるべきか、その子江戸太郎重長源頼朝に仕へたること、吾妻鏡に見り、爾來江戸氏は南北朝時代まで此地に土着し、館舍は後ちの江戸城附近の地に當れり、いま諸家系圖墓、義經記等によりて考ふるに、當時重長は、江戸、木田見、丸子、小日向、柴崎、飯倉、淺草、高田、石濱等を領有せり、まれば江戸なる庄地は僅に廣內の地にて、延徳の大ならざりしを見るべきなり、降て建武四年の文書（國愛寺所藏）には、武藏國江戸郷內前島とあり、應永六年の文書（鶴岡八幡所藏）に、豐島郡小具郷內江戸とあり、永正十年の銘ある小日向金剛寺開山墓碑には、武州江戸庄小日向金杉村とあり、以て江戸が豐島郡に屬せしことを、郷とも稱し、庄とも稱し、時により變遷ありしことも知るべし、室町時代には、鎌倉氏の領有にて、其部將太田道灌長祿元年に江戸城（エドヲヤシロ、築者）を築きてこれに居りしが、大

永四年北條氏の有に歸す、而して其檢地帳によれば、江戸川崎、江戸麻布、江戸駒込、江戸赤坂、江戸岩淵、江戸千束、江戸板橋等の名散見す、江戸地域の遠く諸郷村に及ぶを知るべし、天正十八年德川家康封を此地に移すに及び、江戸城を以て柳營となしたれども、當時の江戸城下には、僅に八代洲河岸（ヤヨスガシ）と麹町の附近に、百餘戸の百姓町家ありしのみにて、四北は武藏野に接して蒼茫たる原野なり、東南は内海に臨みて、今の下町は一圓に潮入の野地に、蘆茅繁茂して縞目蕭然たる有樣なりしが、先づ城廓の修理、番町の開拓、續いて常盤橋外へ町割を爲し、やゝ面目を改めたれど、なほ商賈の徒は多からざりき、既にして天下の大權家康に歸するに及び、江戸は富と權力とを集むるに至りしかば、市街も漸次を盛するに至れり、故に慶長八年諸城秀康以下の諸大名に命じ、神田駿河臺を崩して、其前面なる一帶の廣原を埋立て、三十餘町の平地を得、市街を開きしもの即ち今の下町なり、これを後世古町（ヨマチ）と唱へ、其町人は年頭拜謁等種々の特典を有したりき、尋で慶長十三年江戸城の改築、寛永十三年増曲廓の築造ありて、邸宅、寺院、町家等の移轉せるものも尠なからず、明暦三年江戸大火ありて、府下の大半燒亡せり、茲に於て松平伊豆守信綱の計畫に依り、市區改正の事業あり、延て寛文中に及ぼし、これが爲め府下の形勢殆ど一變す、寛文二年に至り、町奉行の支配地を東は今戸橋、南は高輪、北は坂本（四ヶ所）を限りとなしたりしは、蓋し府下の廣まりしが爲めなるべし、其後天和二年大火の後また多少の改革あり、元祿元年本所の地を墾きて旗本二百四十餘家を移す、十年に又麻布、赤坂、青山、千駄谷、大久保、四ッ谷、小石川、駒込、水郷、淺草、本所等の地を開き、旗本をして移轉せしめ、正德三年江戸邇りなる百姓町家を町奉行の支配に屬す、深川、本所、淺草、小石川、牛込、市ヶ谷、四ッ谷、赤坂、麻布にて二百五十九ヶ町あり、從來の六百七十四ヶ町に加へて、府下の町數、九百三十三ヶ町となれり、享保四年本所深川を町奉行の支配と爲す、茲に於て府内の地は、隅田川を隔てゝ其東に及べり、爾來府下は益々繁華を極め、天保年間には町數千六百七十九ヶ町に及び、人口も十五年には、凡五十六萬人ありき、但し此統計は、武家及び其家來、僧侶支配の町人、能役者、猿尾、修驗者、盲人、巫祝、新吉原の遊女等を除きしものなれば、全體を總計すれば、優に百五十萬を數ふべし、かくの如く盛なりし府内も、明治維新の變亂に際し、一時衰頽に歸したれども、明治元年七月十七日江戸を東京と改稱し、聖駕東幸あり、以て今日に及べり（御府内備考、江戸名所圖會、古今要覽稿、江戸人口小記、東京地理沿革誌、東京地學協會々報）

エトウシンベイ　江藤新平　參議司法卿は嵐嶽、南白又は白南と號す、幼字恒太郎、後ち又藏と稱し、尋で新平と改む、肥前國佐賀郡の人、其先關東千葉氏より出づ、常嵐九世の孫嵐晴、始めて江藤を氏とす、父を嵐光と稱す、肥前國藩士佐賀の人、天保五年二月九日に生る、世々鍋島氏に仕ふ、文久二年六月、藩を脫して京に上り、皇權を復し國威を張るの策を建て、翌年に歸り、尋で藩に歸り、脫藩の罪に問はれて永蟄居す、慶應三年蟄居を赦され蟄居に任じ、明治元年四月朝命を拜し、諸道軍監に任ぜられ、江戸に赴く、同七月鎮將府の判事となる、二年佐賀藩大參事となり落政を改革し、十月東京に出て申辨となる、後ち文部大輔、左院副議長に歷任し、五年司法卿となり、頗る司法制度を整正する所あり、即ち改定律例を制定して新律綱領に代へ、或は全國司法事務の統一を企て裁判權の獨立を計り、或は、人身賣買を禁じたり、六年參議に任ず、時に征韓の議あり、新平亦之に贊す、終に其議行はれず職を辭して野に下る、尋で民選議院建設の建白をなす容れられず佐賀に歸る、此時佐賀藩士政府に憤怒たらざるものあり、政府兵を出して鎭壓せしむるに會す、新平島義勇等と共に勢に迫られ終に兵を擧ぐ、之を佐賀の亂（サガノラン）と參者といふ、新平戰ひ敗れ鹿兒島に走り西鄕隆盛に說き、去て宇和島に到る、政府新平を索むること甚だ嚴、新平等高知に赴きて林有造等に說き、更に中國に赴かんとし終に捕はれ、明治七年四月十三日刑に處せられ、斬罪の上梟首せらる、年四十（南白遺稿）

エトウダイシ　慈燈大師　慈知（ヘンニヨ）を見よ、

エトウチ　江戸氏　姓は藤原、秀郷より出づ、秀郷五世の孫公通の子通直常陸に至り、那珂郡河邊郷に居す、其子通貫始めて那珂氏を稱す、八代通幹官軍に屬して戰功あり、廷元元年六月、北畠の別將と金沙城を攻めて利あらず戰死す、其子通泰遺れて足利尊氏に降る、後ち功を以て那珂東郡江戸郷を食む、子胤通始めて江戸氏と稱す、元中五年其子通景川和田に城を築き徙り、佐竹氏に仕へ（常陸守護たり、應永三十四年通房水戸城を築取り遷居す、六世孫通の時、天正十七年佐竹義重の爲めに襲はれ城陷り、江戸氏亡ぶ（系圖纂、新編常陸國誌）

○胤幹―通幹―通泰（四）―胤通―通勝―通景

―通房―通鶴―勝道―通泰―忠道―通政

―重通

エドヒ　江戸繪　錦繪（ニシキエ）を見よ、

エトキビクニ　繪解比丘尼　歌比丘尼（ウタビクニ）を見よ、

エドコヨミ　江戸暦　暦の一種、江戸時代江戸にて作りし暦○小宮山綏介の暦書沿革に、江戸には昔より暦屋と稱するもの、書籍用達出雲寺等を首として數人あり、每年京都の暦本に據て開版し、府内は云に及ぼす諸國へも賣弘むるなり、此暦屋むかしは二十八人ありしに、元祿十年に其内十七人を廢し、殘る十一人を以て永く暦屋と定められたり、世に之を暦版行屋といふ、其元本は每年八月天文方より新暦七卷を政府へ呈し、政府より町奉行へ下げらる、之を寫本といふ、是を町年寄へ渡せば、其内二卷を留置て控本となし、殘る五卷を暦屋十一人へ下げ渡すなり、十一人は之を大小六種に分て印行す、折暦、大形綴暦、小形綴暦、大柱暦、小柱暦、懷中暦是なり、新板の暦已に成れば天文方へ差出して檢査を受け、其上に町奉行の檢閲を經て、始て賣出を得るなり、仍て每年十月に町奉行より、暦屋十一人の外は一切賣買を許さずとの令あること例なりといへり、（寺社書上、書籍用達出雲寺等の答書）

エドコロ　畫所（繪所）　所在四宮記は、式乾門内東掖御書所の北とし、捨芥抄は、建春門内東掖御書所の北、陶林坊の内となす、別當五人あり、多くは五位藏人等の亭を學ぶ、別當平頭之に補して預る、是を繪所預といふ、畫所別當は、城天皇大同三年正月畫工司を内匠寮の雜工等踏射騎射などの的の壽、或は節會の泥障板の繪などをかきたるもののみに止まりたるが如し、後ち畫所となりしと見え、延喜式に、圖畫泥障板方三丈、行幸之前二日、令畫所繪、とみえたり、長暦の頃宅間爲成繪所の長者となり、降りて寛治の頃土佐氏の祖隆能繪所預に補ぜられてより、子孫相繼ぎ此職に補ぜらる、文明九年十三代の孫光信の時、繪所預爭論の事あり、更に勅裁にて任ぜらるゝに至る、光信の卒去後、狩野元信繪所預となり、若し土佐家に其人なき時は代りて預となる、土佐家の子孫世襲して、明治維新に至る（扶桑畫人傳、國華、繪所預家）

○重繼―重長―忠重

―重方―重持―泰重―長門―高重―康重

―重隆―重廣―又六郎―定重―信重―重廣

―重行―重光―重房―重弦―紹忠―忠高

―重高―高繼―高政（ヲヤ野氏）―高盛―高幸

―門雲―常光―輕忠―朝忠―勝重―重恒

―重政

エドウチ　江戸氏　姓は藤原、秀郷より出づ、秀郷五世の孫公通の子通直常陸に至り、那珂郡河邊郷に居す、其子通貫始めて那珂氏を稱す、八代通幹官軍に屬して戰功あり、廷元元年六月、北畠の別將と金沙城を攻めて利あらず戰死す、其子通泰遺れて足利尊氏に降る、後ち功を以て那珂東郡江戸郷を食む、子胤通始めて江戸氏と稱す、元中五年其子通景川和田に城を築き徙り、佐竹氏に仕へ（常陸守護たり、應永三十四年通房水戸城を築取り遷居す、六世孫通の時、天正十七年佐竹義重の爲めに襲はれ城陷り、江戸氏亡ぶ（系圖纂、新編常陸國誌）

○胤幹―通幹―通泰（四）―胤通―通勝―通景

―通房―通鶴―勝道―通泰―忠道―通政

―重通

エドヒ　江戸繪　錦繪（ニシキエ）を見よ、

エトキビクニ　繪解比丘尼　歌比丘尼（ウタビクニ）を見よ、

エドコヨミ　江戸暦　暦の一種、江戸時代江戸にて作りし暦○小宮山綏介の暦書沿革に、江戸には昔より暦屋と稱するもの、書籍用達出雲寺等を

エトコロアヅカリ　繪所預　畫所（エドコロ）を見よ、

エドザキジヤウ　江戸崎城　所在常陸國信太郡江戸崎町城山○高八十尺、面積五六千坪、別當常陸國誌弘安中土岐師親信太莊の地頭たり、其孫秀成足利持氏を討て功あり、信太莊及び信濃上田莊、上總の地等を加賜す、因て本郡に移り、信太總嗣政所と稱す、孫景秀本城を修築し子孫世襲す、天正十八年豐臣秀吉關東の諸城を攻略せし時、景秀九世の孫治嗣城を築て遁る、佐竹義宣弟盛名盛重を置く、慶長七年五月德川家康松平信一に命じて此城を守らしめ佐竹氏を抑へしむ、七月信一に命じ水戸城番を勤めしめ、其子信吉をして常城を警衛せしむ、後ち遂に之を廢す（廢城考、新編常陸國誌）

エドザコバン　江戸座小判　江戸時代に行はれし小判の一種、江戸にて作るを以て名あり、慶長江戸座小判、元祿江戸座小判の二種あり、（ケイヤウコバン、ゲンロクコバン）を見よ、

エドジフリシハウツ井ハウ　江戸十里四方追放　江戸時代の刑名、追放の一種、日本橋より五里四方以外に放逐し、再び立ち入るを禁ずるなり、江戸市外及び各直轄地の者にして、此刑に處せらるれば、又其居村をも合せ加ふ、而して惡黨の性質判然に關せるは、田島家屋敷を沒收し、年貢の未進あらば家財をも沒收せり、（ツキハウ）參考御定書百箇條、德川政刑史料）

エドジヤウ　江戸城　所在武藏國豐島郡江戸○舊德川氏の居城、今は皇居、周圍二十町十五間、本城の面積十萬五千三百九十三坪餘、西丸の面積八萬千二百八十七坪餘、吹上の苑十萬三千八百六十

西丸御殿
西丸大奥
御殿向
西丸御殿
御本丸
大奥
御殿向
大番所
大番所
大番所

又板坂卜齋記、慶長五年九月朔日、四丸出御の注に、此時は御屋居曲輪と諸人申候」とあるを見れば、文祿の頃より在りしものか、又落穂集に拙れば、「關東入國の節、野山にて江戸中貴賤の遊山所となせり、後ち家康隱居所な築かんとて外構の堀及び石垣を作り、屋形なも立搬へ御新城と稱せり、關ヶ原戰爭以後駿府を隱居所となせしを以て、新城を曲輪内となし、紅葉山下と坂下兩所とに門を設置し、本丸と一構内となすといふ、其概略の沿革を知るに足る。

【大奥】德川氏御奥所の住む所、今千代田城大奥に據れば、居間の名左の如し、御休息間、切形間、御化粧間、御納戸、十畳間、御清間、大納戸、御小座敷、御座間、御小座敷、鶴間、上下御給廊下、御中臈遊所、御對面所、宇治間、御佛間、朵服間、溜間、北御部屋、御語敷、御廣座敷、御表使詰所、御錠口詰所、長局、御半下部屋等あり○孰れも摺繪塗看（御府内備考、北條五代記、小田原記、鎌倉九代後記、德川實紀、江戸城建置考、法令全書、東京地理沿革誌）

エドジヤウノタマリ　江戸城溜　詳中諸所（エイチユウノツメショ）を見よ。

エドツ井ハウ　江戸追放　江戸十里四方追放（エドヅフリシハウヰ、ハウ）を見よ。

エドテンマヤク　江戸傳馬役　名所圖會 江戸城内の用度雜物の運輸に從事する常傳馬及び常人夫を云ふ、宮邊氏世譜して、その總綿を行ふ慶長元祿二年四月、傳馬役に命じ江戸開府以來出す所の傳馬駄馬の事項を陳ぜしめたるものに拙れば、其從事する職務の一斑を窺ふに足る、曰く、將軍上洛及び日光廟拜、夫人千代子及び鶴子の用事、日光廟祭典名代及び上使、日光廟器修置、日光廟落成行、東叡山法用及び佛事、日光監察及び清助司の交番、朝廷の御用及び繪紳家用事、寺社茶壺送迎、二條大阪駿府城詰士及び三崎走水船解詰士の交代、諸國上使の往來の節、野山にて江戸中貴賤の遊山所となせり、後ち家康隱居所な築かんとて外構の堀及び石垣を作り、屋形なも立搬へ御新城と稱せり、關ヶ原戰爭以後駿府を隱居所となせしを以て、新城を曲輪内となし、紅葉山下と坂下兩所とに門を設置し、本丸と一構内となすといふ、其概略の沿革を知るに足る。

【大奥】德川氏御奥所の住む所、今千代田城大奥に據れば、居間の名左の如し、御休息間、切形間、御化粧間、御納戸、十畳間、御清間、大納戸、御小座敷、御座間、御小座敷、鶴間、上下御給廊下、御中臈遊所、御對面所、宇治間、御佛間、朵服間、溜間、北御部屋、御語敷、御廣座敷、御表使詰所、御錠口詰所、長局、御半下部屋等あり○孰れも摺繪塗看（御府内備考、北條五代記、小田原記、鎌倉九代後記、德川實紀、江戸城建置考、法令全書、東京地理沿革誌）

エドジヤウノハウ　江戸城門　江戸城に入る日々の門ないふ、門に内外の曲輪門あり、外の曲輪門は、淺草門、筋違橋門、小石川門、牛込門、市ヶ谷門、四ツ谷門、赤坂門、虎ノ門、山下門、幸橋門、數寄屋橋門、一橋門、鍛冶橋門、吳服橋門、常盤橋門、神田橋門、和田倉門、馬場先門、日比谷門、外櫻田門、半蔵門、田安門、雉子橋門、竹橋門、清水門、大手門の十門と内櫻田門、西丸大手門となり各城門には番所な置きて之を守衛す、各條に就きて其詳細な見るべし。

エドノハカリザ　江戸秤座　名所圖會 江戸時代國東三十三箇國の秤の事な掌る所、守屋孝太郎之な掌る、慶長元年三月、寶暦十四年の武鑑に、京橋具足町、慶應二年の武鑑に、日本橋南四丁目、寶暦十四年の武鑑に、京橋はくや町とあり、名所圖會三河後風土記に、天正十八年九月十二日、中略其甲州にて秤商實せし守隨英三郎といへる者、關東御入國と聞き、早速甲州門の十六門、内の曲輪門は、和田倉門、馬場先門、日比谷門、外櫻田門、半蔵門、田安門、雉子橋門、竹橋門、清水門、大手門の十門と内櫻田門、西丸大手門となり各城門には番所な置きて之を守衛す、各條に就きて其詳細な見るべし。

エドノハカリザ　江戸秤座　名所圖會 江戸時代國東三十三箇國の秤の事な掌る所、守屋孝太郎之な掌る、慶應元年三月、寶暦十四年の武鑑に、京橋具足町、慶應二年の武鑑に、日本橋南四丁目、寶暦十四年の武鑑に、京橋はくや町とあり、名所圖會三河後風土記に、天正十八年九月十二日、中略其甲州にて秤商實せし守隨英三郎といへる者、關東御入國と聞き、早速甲州に來り、多門傳八郎に申かりあれば、傳八郎は、「甲州樣御を掌らん事を申出る、神君、彼はるゝ甲州より年逐巡たるを御憐愍に御役所と稱す、是れ町奉行の番所に對するなり砂利へ引卸し、屑衣の前をはれ、鎖鑰を檢にかく、斬くして吟味方與力は、御撰狀と唱ふる書付を讀み聞かせ、追放の場所な示して本人へ投げ與ふ、鑄鋳同心之な取て本人の懷中に差入る、而して年寄同心、若同心附添ひて、最寄の曲輪外へ連送し、士ならば其場にて大小な渡し追放す、「ツキハウ」塗看（御定書百箇條、御仕置類例集、刑罪祕錄、刑罪詳說）

エドフシ　江戸節　淨瑠璃節の一種、江戸半大夫なる者、戰經祭文に巧みなりしが、江戸尼前大夫に就きて淨瑠璃な學び、諸流の長所な和合して一家な成し更に一派な創めたる節ないふ、貞享元祿の頃最も其名著はれ、江戸節と稱するに至る○半大夫は幼名半之丞、後年剃髮して坂本梁寒といふ（聲曲類纂）

エドボリギンシチブサツ　江戸堀銀七分札　江戸時代の紙札にて、元和中、江戸堀問墨のときに、用ひしものと云、札の表面に「攝州大阪江戸堀河銀札、萬民用ゆ之、永代電寶也」とあり、背には、椿屋伝郎左衛門、紀伊國屋藤左衛門」の印記あれど、塗抹の痕あれば並し交換な經しならん、今尚ほ椿屋の子孫山科某の家に傳ふるよし、是等は皆民間に於て、私に制して、通用したりしもの也（近代紙幣考）

エドマス　江戸桝　桝の一種、江戸にて造りし桝の名、檜屋藤左衛門支配の下にありて、東海、東山、北陸の諸道及び、丹波、丹後、但馬の諸國都合三十三箇國内にて之な使用す、寛文九年二月、江戸桝は、一般京桝の如くに改め、明和撰要集に、其寸積な六十二寸四分と爲せり、即ち宣旨桝なり、寛文に至て一般の制に從ふ（マス、參看（牧民金鑑、大日本租稅志）

エドマチトシヨリ　江戸町年寄　名所圖會 江戸町奉行の職名、老中の支配に屬し江戸市内の行政、司法及び警察に關する一切の事な掌り、寺社奉行勘定奉行と連ひて三奉行と稱せらる、評定所に列し、最も顯要の職なり、席次は芙蓉間詰とす、篤実に與力同心等あり、奉行の指揮な受けて、大小庶務に從

引繼な見し、鍵密にて後手に縛り、士ならば檢側より砂利へ引卸し、屑衣の前をはれ、鎖鑰を檢にかく、斬くして吟味方與力は、御撰狀と唱ふる書付を讀み聞かせ、追放の場所な示して本人へ投げ與ふ、鑄鋳同心之な取て本人の懷中に差入る、而して年寄同心、若同心附添ひて、最寄の曲輪外へ連送し、士ならば其場にて大小な渡し追放す、「ツキハウ」塗看（御定書百箇條、御仕置類例集、刑罪祕錄、刑罪詳說）

エドフシ　江戸節　淨瑠璃節の一種、江戸半大夫なる者、戰經祭文に巧みなりしが、江戸尼前大夫に就きて淨瑠璃な學び、諸流の長所な和合して一家な成し更に一派な創めたる節ないふ、貞享元祿の頃最も其名著はれ、江戸節と稱するに至る○半大夫は幼名半之丞、後年剃髮して坂本梁寒といふ（聲曲類纂）

エドボリギンシチブサツ　江戸堀銀七分札　江戸時代の紙札にて、元和中、江戸堀問墨のときに、用ひしものと云、札の表面に「攝州大阪江戸堀河銀札、萬民用ゆ之、永代電寶也」とあり、背には、椿屋伝郎左衛門、紀伊國屋藤左衛門」の印記あれど、塗抹の痕あれば並し交換な經しならん、今尚ほ椿屋の子孫山科某の家に傳ふるよし、是等は皆民間に於て、私に制して、通用したりしもの也（近代紙幣考）

エドマス　江戸桝　桝の一種、江戸にて造りし桝の名、檜屋藤左衛門支配の下にありて、東海、東山、北陸の諸道及び、丹波、丹後、但馬の諸國都合三十三箇國内にて之な使用す、寛文九年二月、江戸桝は、一般京桝の如くに改め、明和撰要集に、其寸積な六十二寸四分と爲せり、即ち宣旨桝なり、寛文に至て一般の制に從ふ（マス、參看（牧民金鑑、大日本租稅志）

エドマチトシヨリ　江戸町年寄　名所圖會 江戸町奉行の職名、老中の支配に屬し江戸市内の行政、司法及び警察に關する一切の事な掌り、寺社奉行勘定奉行と連ひて三奉行と稱せらる、評定所に列し、最も顯要の職なり、席次は芙蓉間詰とす、篤実に與力同心等あり、奉行の指揮な受けて、大小庶務に從事す、又三年寄以下町役人は、奉行の監督の下に在りて、市の民政な行ふ○其役所な町奉行所と稱し俗に御役所と稱す、是れ町奉行の番所に對するなり（名所圖會）町奉行の命な奉じて政令な頒行、名主の進退、其他市町に係る上報下令、一切の事な掌る（名所圖會）天正十八年櫻氏館氏寥多村氏之に任ぜられし以來世襲す、是な世に三年寄と稱す、寛文中月番な以てかはる〳〵之な取扱へり、寛文十年神田玉川兩上水な支配して、關口小日向金杉三村の代官な兼務す、元祿六年代官な罷む、其後元文四年上水な支配す、其他關東三十三ヶ國の桝改の役なつとも、明和五年やむ、慶應四年地割役櫻三右衛門可年寄並勤方な命ぜられて、一時四人となる、明治維新となり、四人共に鎮撫府附な命ぜられて廢絶す、此三家は每年正月三日の年頭、又は正月十日同二十四日、或は御幼名半之丞、後年剃髮して坂本梁寒といふ（聲曲類纂）

エドボリギンシチブサツ　江戸堀銀七分札　江戸時代の紙札にて、元和中、江戸堀問墨のときに、用ひしものと云、札の表面に「攝州大阪江戸堀河銀札、萬民用ゆ之、永代電寶也」とあり、背には、椿屋伝郎左衛門、紀伊國屋藤左衛門」の印記あれど、塗抹の痕あれば並し交換な經しならん、今尚ほ椿屋の子孫山科某の家に傳ふるよし、是等は皆民間に於て、私に制して、通用したりしもの也（近代紙幣考）

エドマス　江戸桝　桝の一種、江戸にて造りし桝の名、檜屋藤左衛門支配の下にありて、東海、東山、北陸の諸道及び、丹波、丹後、但馬の諸國都合三十三箇國内にて之な使用す、寛文九年二月、江戸桝は、一般京桝の如くに改め、明和撰要集に、其寸積な六十二寸四分と爲せり、即ち宣旨桝なり、寛文に至て一般の制に從ふ（マス、參看（牧民金鑑、大日本租稅志）

エドマチトシヨリ　江戸町年寄　名所圖會 江戸町奉行の職名、老中の支配に屬し江戸市内の行政、司法及び警察に關する一切の事な掌り、寺社奉行勘定奉行と連ひて三奉行と稱せらる、評定所に列し、最も顯要の職なり、席次は芙蓉間詰とす、篤実に與力同心等あり、奉行の指揮な受けて、大小庶務に從事す、又三年寄以下町役人は、奉行の監督の下に在りて、市の民政な行ふ○其役所な町奉行所と稱し俗に御役所と稱す、是れ町奉行の番所に對するなり（名所圖會）町奉行の命な奉じて政令な頒行、名主の進退、其他市町に係る上報下令、一切の事な掌る（名所圖會）天正十八年櫻氏館氏寥多村氏之に任ぜられし以來世襲す、是な世に三年寄と稱す、寛文中月番な以てかはる〳〵之な取扱へり、寛文十年神田玉川兩上水な支配して、關口小日向金杉三村の代官な兼務す、元祿六年代官な罷む、其後元文四年上水な支配す、其他關東三十三ヶ國の桝改の役なつとも、明和五年やむ、慶應四年地割役櫻三右衛門可年寄並勤方な命ぜられて、一時四人となる、明治維新となり、四人共に鎮撫府附な命ぜられて廢絶す、此三家は每年正月三日の年頭、又は正月十日同二十四日、或は御幼名半之丞、後年剃髮して坂本梁寒といふ（聲曲類纂）

エドバクフ　江戸幕府　德川家康天正十八年江戸城に入りて居住す、慶長五年關ヶ原戰後兵馬の權な攝り、八年家に征夷大將軍となりて政な行ふ、千孫相繼ぎ十五代二百六十五年間に及び、慶應三年慶喜職な辭す、これな世に江戸幕府といふ、幕府大政の出づる所な御用部屋と稱し、大老、老中、若年寄此に會同す、大老は將軍に次で政務な總ぶ、文書な掌るもの奥、表右筆と稱し、訴訟な錢驗する所な評定所といふ、財政な掌る所な勘定所といひ、勘定奉行之な總ぶ、大名の紀彈、諸殺人の非違な監察し、旗下以下諸士の非禮な糺すべき目付所ありて大目付、目付等あり、寺社の事な掌るな寺社奉行、江戸府内の惡な掌るな町奉行といひ、勘定各々に奉行ありて之が長となり事な掌り、その下に與力同心屬吏あり、後房な女奥と稱し、老女、土病、中臈、表使等の女中及び廣敷番頭等あり、地方の職には、京都に所司代、二條、大阪、駿府に城代、定番、加番、樞要郡會の地に郡奉行、代官等な置きて政な行はしむ、詳しくは各條な見よ。

エドバラ　江戸拂　江戸時代の刑名、追放の一種、品川、板橋、千住、本所、深川、四ツ谷大木戸以外に放逐し再び立ち入るな禁ずるないふ、江戸市外及び各直轄地の者にして此刑に遂へば、又其農村なも合せ加ふ、罪の重き者は磔の附加刑あり、而して其犯罪の利慾に關するは、田畠家屋敷な没收し年貢の未進あらば家財なも没收せり○此刑な行ふに付奉行自洲に於て申渡す時、諸聽同心、犯罪人庶人なら

ける」と見えたり、承應二年より東國三十三國總守護之な支配するこゝなれり（守護由緒書）

エドバクフ　江戸幕府　德川家康天正十八年江戸城に入りて居住す、慶長五年關ヶ原戰後兵馬の權な攝り、八年家に征夷大將軍となりて政な行ふ、千孫相繼ぎ十五代二百六十五年間に及び、慶應三年慶喜職な辭す、これな世に江戸幕府といふ、幕府大政の出づる所な御用部屋と稱し、大老、老中、若年寄此に會同す、大老は將軍に次で政務な總ぶ、文書な掌るもの奥、表右筆と稱し、訴訟な錢驗する所な評定所といふ、財政な掌る所な勘定所といひ、勘定奉行之な總ぶ、大名の紀彈、諸殺人の非違な監察し、旗下以下諸士の非禮な糺すべき目付所ありて大目付、目付等あり、寺社の事な掌るな寺社奉行、江戸府内の惡な掌るな町奉行といひ、勘定各々に奉行ありて之が長となり事な掌り、その下に與力同心屬吏あり、後房な女奥と稱し、老女、土病、中臈、表使等の女中及び廣敷番頭等あり、地方の職には、京都に所司代、二條、大阪、駿府に城代、定番、加番、樞要郡會の地に郡奉行、代官等な置きて政な行はしむ、詳しくは各條な見よ。

エドバラ　江戸拂　江戸時代の刑名、追放の一種、品川、板橋、千住、本所、深川、四ツ谷大木戸以外に放逐し再び立ち入るな禁ずるないふ、江戸市外及び各直轄地の者にして此刑に遂へば、又其農村なも合せ加ふ、罪の重き者は磔の附加刑あり、而して其犯罪の利慾に關するは、田畠家屋敷な没收し年貢の未進あらば家財なも没收せり○此刑な行ふに付奉行自洲に於て申渡す時、諸聽同心、犯罪人庶人なら

關東入國の時　板倉四郎右衛門勝重
同　彦坂小刑部
慶長六年　青山常陸介忠成
同　内藤修理亮清成
慶長九年　土屋權右衛門忠政
慶長十八年—寛永八年　島田彈正忠守利